

研究所報

No.46

19世紀ドイツ営業統計史研究

2015年7月

法政大学

日本統計研究所

はじめに

統計史という視点から近現代の政府統計の展開を俯瞰すると、20世紀は文字通り「統計調査（あるいは調査統計）の時代」であり、今や過去形で呼ぶのがふさわしい統計の転換点に差し掛かりつつある。その直接の契機となったのは、1960年代後半以降進展する統計の調査環境の悪化さらには行政の効率化に伴う統計に投入される予算的、人的資源の削減であった。これによって世界の政府統計は、拡大、多様化する統計利用ニーズに対してそれまでのような新たな調査の企画実施という拡張政策の抜本の見直しを迫られ、行政情報も含めた多様な情報源から成る既存情報の統計への活用を含む新たな政府統計作成のシステム再構築を求められることになる。

調査環境の悪化による調査回答率の低下は、第二次世界大戦後、世界の政府統計が確立した母集団概念を軸とする調査の体系という政府統計の在り方の基礎を次第に浸食する。母集団の把握という戦後、センサスが担うことになった統計体系上の機能は、税務、登記等の行政情報を主たる情報源として整備されることになるビジネス・レジスターがそれを代替し、海外の主要国では、付加価値税制から得られる取引額情報が統計調査によるその把握に代替する重要な統計原情報となっている。また、この間の各種レジスターの整備を背景に、2010年頃からは Eurostat や UNECE による政策推進もあり、異種データの統合（data integration）による新たな政府統計の可能性の開拓が統計行政上の重要な課題として認識されつつある。

これらが次世代型の政府統計の在り方として制度面も含めどのようなシステムが形作られるかを現時点で正確に見通すことは難しいが、少なくとも新たな政府統計のパラダイムの構築に向かいつつある移行期に差し掛かっているように思われる。

ところでかつて近代政府統計の黎明期において、税務情報を統計原情報として政府統計が作成されていた時代が存在した。本書で取り上げられている19世紀前半期に作成が開始されたプロイセン王国営業表がそれである。このプロイセン営業表は、初めて公表された1843年表においては、国内の26の地域（25県、ベルリン市）について165の事項を連ねた膨大な地域別表章結果表の形をとっている。この統計が表式調査としてどのような展開を遂げ、またどのような問題を持っていたか、関税同盟統計拡充委員会やエンゲルによる統計改革に向けての取り組みと挫折等について、具体的な調査表の設計内容や調査実施体制も含め原資料に基づき詳細に検討が加えられている。

本書は、長屋政勝京都大学名誉教授の多年にわたるドイツ社会統計史研究の成果の一つとなるもので、時代的には表式調査として作成されてきた営業表が個票に基づく調査統計としてのドイツ帝国営業調査に取って代わられるまでの間を取り扱っている。その意味では冒頭に述べた「統計調査の時代」がどう準備されたかを知るうえで極めて示唆に富む研究であるといえる。ここで取り扱われている統計史の一つひとつの齣は、統計調査の展開そのものとしてだけでなく、統計調査の本質や時代的、社会経済的制約の確認、さらには行政情報の特性など今日さらには将来の政府統計の在り方を模索する際に今なお新鮮さを

保持している数多くの知見が得られる。なお、本書の姉妹版ともいえる同教授の研究成果に『近代ドイツ国家形成と社会統計－19世紀ドイツ営業統計とエンゲルー』（2014.11 京都大学学術出版会）があることを付記しておく。

最後に余談ではあるが、かつて制度設計を審議した委員会に於いて、「歴史から学ぶものは何もない」という発言を耳にした経験がある。その者の学問の無歴史性のなせる業と得心はしたものの、経験からの学習の要素を持たぬ制度設計が歴史的妥当性を持ちうるものかどうかについては、今なお大きな疑問を感じている。この点で見ても本書の内容は、まさに21世紀の政府統計の在り方に対して19世紀が雄弁に語りかけているものであり、これこそが歴史の醍醐味といえよう。

本書の未来への示唆を一人でも多くの読者に体感いただければ幸いである。

2015年7月

法政大学日本統計研究所

序 文

1. 本書の課題は 19 世紀ドイツを舞台にして展開された営業統計の成立・発展過程を、営業表の誕生から営業経営体に対する直接全数調査（＝営業センサス）の達成までを追跡することによって解明することにある。

営業統計は一国の社会経済構造に切迫した当時の最も重要な経済統計である。すなわち、国土の経済を担う営業経営体の特徴を調べ上げ、その経営体の全土での拡がりをもつて把握・描写しようとするのが営業統計であり、それを端緒的な形で具体化したのが「営業表」といわれる統計表である。そこでは農業・牧畜・園芸、手工業・マニユファクチャー・工場生産、問屋制家内生産、商業・販売、運輸流通、サービスの各部門・分野の営業体が捕捉対象とされ、その経営関係と活動状況が可能な限り事実とそくして調べられるものとされた（もっとも、この内の農業はやがて調査範囲から排除されるが）。それは経営体の生産設備配置と就業者構成の両面、また可能ならば営業条件（環境）と営業成果を利用できる資料・記録によって数量描写しようとするものである。いわば、社会経済の（物的）生産力側面と（人的）生産関係側面に直接触れる数値資料の獲得を目指したわけである。これが当初は、国家施策とされた自由主義経済政策の下で、営業自由化における営業の進展、すなわち手工業や商業活動の拡張、またとくに機械制生産と大規模営業、その中で蒸気機関利用の拡大、これらの度合いを測るといふ国家行政側の事物的関心から必要とされている。営業表の中で一国経済の主要な担い手であった手工業者と商業経営者、および広域販売圏を有した営業経営体（＝工場）の捕捉が試みられる。これが営業表を作成する目的とされ、そうした関心の下にその作成が 1810-60 年代の半世紀に及んでいる。

しかし、営業表作成での既定方式となっていた手工業と工場生産の分断法、さらにはその他の営業を加えた多分法、表示項目の偏った配列、また主たる資料源としての税記録への依拠、これらによっては資本制生産の進展・拡張に伴なって現実に進展しつつある経営の拡大と多様化に対応できない。こうした営業表の狭い枠組みと資料源での大きな制約を克服し、19 世紀後半には全営業の物的人的構成の多面的把握を目標とする営業統計調査の必要性が認識され、直接調査への途が模索される。これは経営体の内実に向ける調査項目を盛った統一的な営業調査書式（＝用紙）による営業経営者への直接全数調査＝営業センサスを志向することでもある。また、それは行政の直接的関心に応えると同時に、一国社会経済の科学的分析のための資料獲得、国民の前への社会経済と国民生活の現状報知という多面的目的をもった調査活動となる。その必要性はさらに 1860 年代に入って、いくつかの領邦国家の統計中央部署や統計にかかわる識者によって感受されてゆく。時代は営業表の平板な描写ではなく、直接の営業調査による具体的経済構造に関する包括的立体的な映像を要請する。こうした営業統計調査の必要性をいち早く感受・提唱し、実際にもザクセンとプロイセンの両王国、関税同盟と後のドイツ帝国で改革試行に当たり、営業統計近代化の牽引役を務めた者こそエンゲルであった。エンゲルの活動を軸にしてドイツ営業統計の近代化が推進される。こうした社会経済の機軸に触れる数値資料がどのような契機に促され、どのような経緯を辿って近代レベルでの営業統計として確立しえたか。その際に示されたエンゲルの貢献はいかなるものであったか。この検討を通じてドイツ社会統計の展開に隠された基本的発展契機を明らかにすること、これが本書の課題である。この作業を遂行するために、これまで著者はそれぞれの時期に現われた営業統計作成の代表事例を選択し、その特徴と歴史的意義について検討してきた。そうした研究結果を集約したものが本書である。

2. 以上の課題への取り組みとそこでの検討結果を提示するべく、本書は以下の 3 部から構成されている。

まず第 I 部では、プロイセン王国での営業表の成立とそれに引きずられた 2 度の関税同盟での営業表作成を検討する。1819 年に当時の国家統計表の中で営業表が分離独立し、22 年からの 5 本立ての統計表体系のひとつの構成部分となる。確かに、営業表は人口表と並んで国家統計表の中で基軸となるものであり、当時の国民経済の主体がいかなる物的人的構成と外延的拡がりをもつて分布しているかが把握されることになる。しかし、手工業者の場所的存在とその規模を捕捉しようとするところから出発した営業表は、直後に工場というカテゴリーを加え、大規模生産・販売に従事する営業経営を含めるが、営業表の図式とその調査方式（＝資料収集方法）をもつてしては、さまざまな経営形態が交錯し、物的生産設備と就業者構成に特色をもつたさまざまな営業経営が複合する経済的構成体＝初期資本主義経済の出現を前にして、その全体的把握は不可能となってゆく。そうした中で営業表の果

した歴史的役割を確かめつつ、その限界を明らかにする。

次に第Ⅱ部では、営業表段階の営業統計克服の代表的な試みを取り上げ、それがあくまでも試みに終わらざるをえなかった要因について検討する。まず、こうした改革試行の端緒として 1855 年ザクセン王国営業調査を位置づけ、その内容を検討する。この 55 年調査はベルギーの 46 年調査に触発され、農業・工業・商業の 3 大部門にまたがる壮大な経済センサスとして企画されている。発案者はザクセン王国統計局の局長ワインリヒとそとで実質的に局運営を担っていたエンゲルである。しかし、これは被調査者の否定的反応を前にして失敗に終わる。あまりにも詳細・広範な調査票は営業経営者、とくに農民層の大きな抵抗と反撥に出会う。時代はそうした経済統計の成立を許す状況とはなりえていない。61 年に再度の改革提案を今度はプロイセンを対象にして提示する。ザクセンでの失敗を取り戻そうとするかのようなエンゲルの執念ではあるが、これもまた構想倒れに終わる。全国各地の在り地調査担当部署にはエンゲル案にある調査方式はとうてい実行可能とは受け止められなかったからである。

改革はプロイセンの枠内では進まない、関税同盟統計の全体的見直しを必要とする世論に押され、プロイセンの外から出てくる。関税同盟統計拡充委員会（1870-71 年）での審議が決定的な役割を果たすことになる。そこでは各種統計の質的向上と統計作成体制の整備についての抜本的改革が集中的に審議されている。その中で、営業統計改革には大きな注意が払われ、これまでの営業表が完全に否定され、センサスとしての営業調査が構想される。また、営業統計部門の責任者としてエンゲルの活動が意義をもつ。以上のエンゲルの手による営業統計近代化への模索を検討する。

最後の第Ⅲ部において、営業センサスへの途が迎られる。上の拡充委員会の構想を具体化した調査として 1872 年調査が予定される。それはヨーロッパで前例のない画期的な営業調査である。しかし、これは 71 年 12 月に実施された最初のドイツ帝国人口センサスの整理作業と重なり実行停止となる。その後、72 年構想は宙に浮いたままとなり、74 年になってドイツ全域にまたがる営業統計の長期間に渡る不在が問題視される。こうして、72 年構想の改定を審議する委員会の議論を経て 75 年 12 月の人口調査に併せて最初の全ドイツ営業調査が実施される。そこでもエンゲルが委員会の議論を主導している。しかし、人口調査に圧迫されて、この調査は独立した営業センサスとしては失敗事例に属する。凍結状態が続くが、1882 年 6 月に満を持した形で実質的な最初の経済センサス、すなわち職業センサスと営業（農業を含んで）センサスが同時に達成される。これにはエンゲルの直接の関与はなかったが、その年来の営業調査構想の具体化として捉えることができる。これは 1819 年のプロイセン王国営業表以来 60 年以上の年月を要する、そしてドイツの統計家の叡智と努力を結集した作業といえるものであった。この営業センサス実現のプロセスを追求する。

以上の論題・論点の究明をもってドイツ営業統計の歴史的展開の筋道を明らかにすることができる。営業統計の前近代から近代への発展を解明することは社会統計そのものの近代化プロセス解明に直結するというのが著者の見解である。一般的には人口調査におけるセンサス様式の調査達成が統計近代化のメルクマールとされている。もちろん、これには異論はない。人口統計こそ国家運営、社会経済と国民生活の把握にとって最重要な数値資料であり、その数量の正確で包括的な調査が各国行政統計の最優先の目標となるからである。商工業や農業に関するセンサス様式での統計調査の実施はこの人口調査が敷いたレールの上を走ることで、かなりの時間的遅れを伴いながらも初めて可能となる。人口総体という表層から社会経済の基底に迫る情報獲得という点で営業統計には人口統計にはない特性をもち、またそれゆえに困難な調査条件を抱えることになる。すなわち、営業経営の内実を直接に調査用紙に記入するという営業当事者の最も厭う行為を強いるのが営業調査だからである。しかし、営業統計は社会経済の現状把握にとって最も重要な数値資料であり、これを欠いては社会統計の成立はありえない。従い、この営業調査がしかも直接全数調査として成立する中に、一国社会統計の実質的成就の証左をみることができるとするのが私見である。営業統計の歴史的展開に関する分析をもって、ドイツ社会統計形成の基本的筋道を究明することができるという理由である。

3. 著者はこれまで以下の 2 著において 19 世紀ドイツにおける社会統計の展開を究明しようと試みた。まず、京都大学の停年退職直前にプリント版の形でまとめ、少数の同学の方へ献呈した『ドイツ社会統計形成史研究—19 世紀ドイツ営業統計の展開を中心に—』（京都大学大学院人間・環境学研究科 社会統計学研究室、2006 年）において、プロイセン統計局の営業表作成から 1882 年のドイツ帝国営業センサス実施までの営業統計の展開過程を論じている。しかし、ザクセン王国での営業調査事例の検討には手つかずであったため、営業統計史としては欠落部分を抱えていた。次に、昨年、『近代ドイツ国家形成と社会統計—19 世紀ドイツ営業統計とエンゲル—』（京都大学学術出版会、2014

年)を公刊したが、ここではプロイセンとザクセンの両王国での統計近代化の歩みをフォローし、その最終章「営業統計の近代化」の中でザクセン王国での事例を含んで営業統計の発展経過を大筋において説明している。しかし、営業調査史そのものが主題ではなかったために、個別的調査事例を詳述するという点では十全なものとはいえず、希薄部分を少なからず残していた。本書では、この両著で検討された営業統計の作成契機を見直し、代表的調査事例を年代的に整理し、19世紀ドイツにおける営業統計の展開それ自体を主題とし、これまでの論稿を整理し、前2著にあった不足部分への補足と修正を加えて独立書としてまとめたものである。つまり、本書では前2書と重複する記述部分を含みながらも、営業統計に独自の歴史的展開を前面に押し出し、1810-80年代に現われたそれぞれの時代の代表的調査事例を可能な限り網羅的に捕捉し、それらの中にみられる展開の道筋を明らかにしようと努めた。いわばドイツ営業統計史それ自体に焦点を絞り、その発展経過を究明することを志向したものが本書である。

4. わが国の統計学とドイツ社会統計学との縁は非常に長く、そして深い。明治期後半、大学での統計学研究・教育を任された者が一様にドイツに留学し、彼地の統計理論を摂取し、その移植に務めてきた。とくにミュンヘン大学のマイヤーの統計理論がアカデミーの統計学として迎合され、いうところの「精密社会理論としての統計学」が調査と利用の理論的素地を提供するものとして受容された。官庁統計もドイツ国家統計制度から多くのものを吸収している。

戦後には英米派の数理統計学がデータ収集と解析における普遍的方法を提供するものとして喧伝され、それまでのドイツ社会統計学の影響を凌駕するかのような勢いを示し始めた。しかしそうした中でも、社会科学としての統計学を志向する側にはドイツ社会統計学からまだ吸収すべき多くの要素が残されているとする見解が継承されている。さらになお、ドイツ社会統計理論そのものを客観視し、その方法論に隠されていた理論的難点の析出まで研究の進展がみられる。

ところが、そうしたわが国のドイツ統計学研究にあって、経済統計の基軸としてあった営業統計の歴史的展開に関する究明は不在であった。不可解なことといわねばならない。1882年に10年来の懸案であったドイツ帝国営業調査が独立センサスとして成立するが、この82年調査への論究はみられなく、またそれまでの営業統計の歴史的推移についての研究も欠落している。つまり、ドイツにおける経済統計の展開史究明には大きな不明部分が残されたままである。1895年の第2回目の職業=営業センサスからようやくわが国の識者の注目を集めることになり、それに関して花房直三郎、相原重政、高野岩三郎、また高橋二郎らの論究が現われている。しかし、それらも散発的なものであり、系統的に営業統計史を論じたものとはなっていない。また、それが職業=営業統計調査として実施された中で、職業統計の側面に較べ営業統計面への注目度は低い。そうした中において、営業統計そのものの歴史的展開を明らかにすることは、ドイツ社会統計そのものの発展に隠された重要な契機を把握すること、すなわち人口局面を越えて経済局面に統計の網が及んだことを明らかにすることであり、社会統計が社会構成体の基底部分に到達した証しを析出することに繋がる。一国における社会統計の確立は営業調査の実施をもって達成されると考えなくてはならない。従い、社会統計史における営業統計展開の道筋をその発展契機の下に解明し、経済統計の成立事情を究明すること、このことの必要性は大といわなくてはならない。これまでの研究史に残されている不明部分の解明にいささかなりとも寄与できることを念じて本書をまとめることにした。

5. 他方、ドイツにおいては社会史研究の一環として人口や経済での歴史統計の編纂が1960年代後半以降の大きな研究課題になっている。全土の各地に残されていた原資料の発掘とその時系列的整理、分類標識の調整を通じた比較可能性の確保、それをもとにした近代ドイツにおける社会発展の数量的把握、こうした地道な作業がゲッチンゲン大学やバイエルン科学アカデミーを拠点にして精力的に進められてきている。この中で、プロイセンを中心にしたドイツ営業統計・経済統計面での資料収集・整備とその史的展開の解明もなされつつある。K.H.カウフホルト、W.ケルマン(故人)、U.アルブレヒト、W.ザクゼ、A.クラウス女史らによる資料整理と研究には注目に値するものが多くある。とりわけ近時、そうした編纂される原資料そのものの現実反映性に対して徹底した資料批判的吟味を行ない、ドイツ営業統計史研究にとって画期的局面を切り開いた研究成果ともいえるべき著作が刊行された。すなわち、フランク・ホフマンの著作『「現実的關係に対応した映像が獲得されない」、ウィーン会議から帝国設立までのプロイセン営業統計の資料批判的研究』(シュトゥットガルト、2012年)である。すでに1991年には、ポツダム大学のケルマン門下のホフマンがプロイセン営業統計の資料批判的研究に従事し、それが近く博士学位論文としてまとめられるとの予告があった。しかし、理由は不明であるが、長くその刊行についての報知はなかった。それがついにライプツィヒ大学での学位論

文として受理され、公刊の運びとなったという。附録と文献目録をも併せて844ページにも及ぶ浩瀚なこのホフマン書では、プロイセン王国西部のウェストファーレン州のミュンスター・ミンデン・アルンスベルク、ライン州北部のケルン・デュッセルドルフ・アーヘンの計6県、とりわけミンデン・デュッセルドルフ・アーヘン3県内の郡と都市・自治体での調査事例が当地に残されていた原資料をもとに綿密な分析にかけられ、そこにおける収集と整理の態様が追跡されている。その中で、1816-61年間のプロイセン営業統計(表)が結果としては「質」と「言明力」に劣った統計数量と統計表しか提供できず、現実の経済構造を的確に描写するという目的を達成することができなかった、その根拠が解明されている。1861年営業表に関して、67年に時の商業・営業大臣イツェンプリッツをして内務大臣オイレンブルクへ、この営業表をもってしては「現実的關係に対応した映像が獲得されない」(これがホフマン著の標題に取られている)という不満を吐かせた背景が明らかにされている。それが当時の中央の調査指令部署(プロイセン王国統計局)による調査設計、調査様式・手法、要約・総括形式への準則規定と指示のあり方(=概念規制要因)、また現場の調査担当部署(市庁と郡庁、および下位自治体官庁)における調査業務遂行での姿勢とそこでの分類・決定や欄配列・記入などの手続様式の実態(=調査内在要因)、この両面から検討され、プロイセンでの営業表作成過程に隠されていた弱点が余すところなく究明されている。営業表への批判的評価の点では、2つの前掲拙書、また本書で提示した見解と共通する点が多くある。

これまで営業統計を題材にしてドイツ社会統計の歴史展開を内在的に追求し、そうした研究の意義を主張してきた著者にとって、上記の拙著と本書、またこのホフマン書によって、こうした研究作業の意義が理解され、同学の志の後続することを切に望むものである。近代社会における社会経済統計の成立とその意義を解明する上で、ドイツ社会統計における営業統計の展開には実に多くの豊富な検討素材が含まれているからである。

2015年7月

長屋政勝

目次

序文

第Ⅰ部 営業統計の前近代—営業表段階の営業統計—

第1章	19世紀前半のプロイセン王国営業表—1822年および1843年営業表について—	9
	はじめに 9	
	Ⅰ. 営業統計 9	
	Ⅱ. プロイセン王国営業表の成立 12	
	Ⅲ. 1822年営業表 16	
	Ⅳ. 営業表の資料源 21	
	Ⅴ. 1843年営業表 25	
	おわりに 33	
第2章	1846年関税同盟営業表	39
	はじめに 39	
	Ⅰ. 成立経緯 39	
	Ⅱ. プロイセン王国における1846年営業表 42	
	Ⅲ. ザクセン王国における1846年営業表 50	
	Ⅳ. 1846年営業表の難点 55	
	おわりに 62	
第3章	1861年関税同盟営業表	67
	はじめに 67	
	Ⅰ. 成立経緯 67	
	Ⅱ. 1861年関税同盟営業表の構成—プロイセン王国の事例— 72	
	Ⅲ. 1861年関税同盟営業表の意義 80	
	おわりに 84	

第Ⅱ部 営業統計の改革試行

第4章	1855年ザクセン王国営業調査—その構想と挫折—	91
	はじめに 91	
	Ⅰ. 営業調査への途 91	
	Ⅱ. 営業 (=工業) 調査 99	
	Ⅲ. 1855年営業調査の挫折 103	
	おわりに 107	
第5章	1861年プロイセン王国営業調査の構想—エンゲル試案をめぐって—	109
	はじめに 109	
	Ⅰ. プロイセン統計局とエンゲル 109	
	Ⅱ. 人口調査改革 113	
	Ⅲ. 営業調査の新機軸 115	
	Ⅳ. 改革案の是非 119	
	おわりに 122	
第6章	関税同盟統計拡充委員会と営業統計 (1870/71年)	125
	はじめに 125	
	Ⅰ. 関税同盟統計拡充委員会 125	
	Ⅱ. 議事録の中の営業調査 第Ⅰ—Ⅲ会期 130	
	Ⅲ. 議事録の中の営業調査 第Ⅳ会期 135	
	おわりに 141	
	附録1. 営業統計調査に関する規定 144	
	附録2. 営業経営の分類 146	

第Ⅲ部 営業統計の近代化—営業センサスの実現—

第7章	1872年ドイツ帝国営業調査の構想	149
	はじめに 149	

	I. 営業統計の課題	149
	II. 調査用紙	152
	III. 調査方法	159
	おわりに	161
	附録 1. 調査紙書式	164
	附録 2. 調査票書式	165
	附録 3. 営業経営の詳細概括	166
第 8 章	1875 年ドイツ帝国営業調査の実施	167
	はじめに	167
	I. 営業統計改定委員会	167
	II. 調査用紙	172
	III. 1875 年調査の諸問題	175
	IV. 1875 年調査の補充と批判	179
	おわりに	183
第 9 章	1882 年ドイツ帝国職業=営業調査の成立	187
	はじめに	187
	I. 人口センサスと職業調査	187
	II. 1882 年職業=営業調査	190
	III. 職業調査	194
	IV. 営業調査	203
	おわりに	209
	附録. 個人職業調査書式	213
終 び	19 世紀ドイツにおける営業統計の展開	215
	はじめに	215
	I. 営業表段階の営業統計	215
	II. 営業統計改革の試み	221
	III. 営業センサスへの途	227
	IV. ドイツ帝国営業調査の成立—1882 年職業=営業調査—	231
	おわりに	237

第 I 部 営業統計の前近代

—営業表段階の営業統計—

「プロイセン国家では、毎 3 年ごとにこの表に必要な数え上げが行なわれている；地方を治める行政官庁、すなわち王国の県庁、およびその機関として、王国の郡長、市庁、自治体官庁は実際の数え上げにもとづき、結果を人口、等々に対するさまざまな欄を含んだ書式に記入する義務を有する」（プロイセン王国統計局長ディーテリチ、1845 年）

第1章 19世紀前半のプロイセン王国営業表

—1822年および1843年営業表について—

はじめに

一国の社会経済統計の発展をみて、その作成体制が近代的レベルに到達したメルクマールを求めるとすれば、それは近代国民国家における人口の全数調査＝人口センサスの実施ということになる。国家行財政の合理的運営のための最も基礎的な資料として、総人口とその地域別分布、性・年齢別構成などについて直接調査による正確な数量把握が必要とされるからである。また、人口センサスは資本主義的社会経済圏と国民国家の形成を背景に、近代的官僚機構に枠組みされた統計調査機関が国民諸階層からの統計に対する要請に応える形で作成され、それはそれぞれの国における社会体制近代化の一環にしか現われえない過程だからである。

他方で、人口センサスとは性格の異なった調査としてありながら、その展開の中に社会経済統計のより内在的な発展の筋道を見ることのできる統計がある。それは、社会構成員の経済的属性と経済活動組織の特徴を営業活動という角度から捕捉しようとする営業統計である。人口センサスにも個々人の職種や職業身分を調査項目に取り入れることがある。だが、人口センサスはあくまでも人口総体の外面的属性についての数量の獲得を主眼とした調査である。これに対し、経済過程における人間関係とそれを支える物的基礎の数量把握を目指した、従い社会経済の内部構造により密着した調査が営業調査であるといつてよい。この両者は互いに併行・競合し合い、社会構成体の人的経済的特質把握を可能にする資料を提供し続けてゆくことになる。

こうした角度からドイツ社会統計の展開を概括した場合、その先端を切り開いたといえるプロイセン王国においてはすでに18世紀中葉以降から職業および営業調査の萌芽形態といえるものがみられ、それがそれぞれの時期と地域における社会経済の実態を反映した資料として人口調査と並んで重きをなしてきたことが看取される。絶対王政の財政基盤確立という直接的目的に促され、個別生産者と営業体を枚挙し徴税対象を確定する、また当地での商工業育成を計るため、営業経営の内容を把握する、そうした目的のための基礎資料として営業統計が要請されたからである。制約を帯びながらも、そうした営業統計の中に当該社会経済の構造的特徴が映し出され、人口統計を越えたより以上の報知が期待される。また、人口調査にはない統計作成上の方法技術の問題もつきまとう。この職業＝営業調査の発展を追求する中から、ドイツ社会統計の展開を促した内的契機へのより深い理解が得られるものと考えられる。

本章ではドイツ職業＝営業調査の展開過程にみられる基本的節目の中から、まずは19世紀前半までを検討範囲に定め、とりわけ三月革命以前のプロイセン王国営業統計に焦点を当て、その代表例と目される1822年と1843年の営業表(Gewerbetabelle)を取り上げ検討素材とする。営業表は18世紀の旧プロイセン時代の経験を踏まえ、19世紀に入ってから統計局で継続作成されていた独得の様式にもとづく経済統計の代表事例ともいえるものであり、後の関税同盟営業調査さらには帝国形成後の営業調査へと展開してゆく上での踏台の役割を果している。1882年6月のドイツ帝国職業＝営業調査に、営業統計のそれまでの経験の集大成ならびにドイツ社会統計展開のひとつの頂点をみることができると考えられるのであるが、この間にプロイセンでは1819-61年の約40年間に渡り、毎3年おきに計15回に及ぶ営業表作成が実施されている。82年調査にゆきつくまでの中間段階にあるのが22年と43年の営業表であるが、その内容の検討を通じて19世紀前半のプロイセン営業統計の特質を究明することができ、ドイツ社会統計のその後の展開に果たした役割を解明することが可能になる。

I. 営業統計

1. 営業概念と営業統計

ドイツ語の営業(Gewerbe)という言葉は多義的である。まずは常識的に、利得を目的にした継続的経済活動とは理解されよう。しかし、これには社会経済的ならびに歴史的、また税法上の契機が絡み、生業(Erwerb)や職業(Beruf)、産業(Industrie)といった類似語と意味の重なる部分もあり、

その一義的規定にはいまもって困難がつきまとう。しかし、少なくとも経済学的平面で営業概念を考える上では、次の2つの方向のあることが認められよう。ひとつは営業を最も広く解釈することであり、そこでは利得獲得を目的にして営まれる一切の職業的活動が含まれることになる。こうすると、ここには農家経営、手工業やマニファクチャー、工場経営、商業・流通・運輸業、保険業、旅館・飲食業が入り、さらに営利の比重が高い自由職業一例、医療や芸術分野での営業も加えられる。役人・教師、一般医師や芸術家、奉公人、自給生産をこととする職業のみがここから排除される。この広義の営業は、利得を目的とした経済活動が特定の歴史段階を待って始まったことから「歴史的相対的」概念とよばれている。他方で、営業活動を狭く捉え、利得活動全般ではなく特定の生産過程にある活動のみに限定する場合がある。財貨の交換と販売を目的とした素材の精製・加工・変換をこととするすべての経済活動、つまり原材料生産を終え消費の前段階までの経過中にある経済活動が営業ということになる。従い、ここでは一方で粗生産、つまり原材料取得活動（農林業や漁業、畜産や狩猟、鉱石採掘）が、他方で財貨の配分過程にある営利活動（商業・流通業）、また役人・教師・医者・芸術家の自由職業、サービス提供（理髪師や煙突掃除夫など）は営業から取り除かれることになる。特定生産段階にあって交換価値を生み出すための経済活動、つまり「原材料の形態変化からなる生産部分」を営業と規定するわけである。これは原始的食糧獲得段階を越えるやいなや人類の営むことになった生産活動部分と関連するところから「経済的絶対的」概念といわれる。前者は18世紀を通じて一般的に通用してきたものであり、後者は19世紀末にK. ビュッヒャーが唱えた営業の二重の意味の識別以来、前者との対置の中で次第に工業という言葉の同義語として用いられてきたものである。¹⁾

営業概念にこのような二義性があるとして、これから問題とする営業統計において、いうところの営業とは上の2つの内のどちらの概念に沿ったものか。営業統計そのものがすでに18世紀に起源をもち、19世紀前半には営業表作成が始まっているという歴史的由来を考えただけでも、その中での営業の捉え方も大きな変遷を辿ってきたことが予想される。営利目的の経済活動という常識的定義に立脚しつつ、それぞれの時代と各地方で重要な役割を担う経済主体を捕捉し、粗生産以降の製造と流通局面、つまり商工業の実態を行財政業務の一環として把握しようとしていたことから、上のいずれの一方に限定されることなく、多義性を残したまま、時代ごとにその意味と範囲を変化させてきているのが統計に表われた営業概念といえる。18世紀の旧プロイセン時代は措くとしても、人口調査に附随してまずは36種類の機械技工と手工業者の枚挙に始まったのが1816年以降のプロイセン国家営業統計である。ここでは個人の職業がそのまま営業を構成し、営業調査は職業調査ともなっていた。従い、初めから農林漁業、畜産、狩猟が排除され、明らかに都市の手工業者を対象にした職業調査がベースにあり、原材料の変形過程に携わる業種のみが汲み上げられていた。この点では、上の二重の意味の内の後者の考えに立脚していたということができよう。しかし、営業統計はすぐに拡大され、本来の手工業者に工場施設（Fabrikanstalt）を加え、なおかつ商業・運輸業・サービス業の不生産的業種までも含むものとなる。ここでは、上の2つの内の前者の意味をもった営業概念に近づいている。従い、ドイツ営業統計はその作成当初から現実の多面的な事実関係を損なうことなく捕捉するという目的の下、実務的関心から必要とされるものと経済学的概念規定との妥協の産物であったということになる。少なくとも19世紀70年代以降の帝国統計の段階を迎えるまで、これがドイツ営業統計の特色ともなっていた。

こうして、ドイツ営業統計にあってその前期段階（19世紀40年代前半まで）では、原材料の精製・加工・変形プロセスに関与する営業種を取り上げ、それがまずは機械技工と手工業者の職業分類で、次に同じプロセスにある工場が営業体として提示され、さらに商業・運輸業が調べられ、次いでサービス営業ともいえる旅館・飲食・娯楽業などの業種も加えられ、最後に個人的サービス従事者も取り上げられるという、実に雑多な要素の混合となっている。従い、この段階に特徴的なことは、営業統計が一方では営業従事者個人に関する職業分類の側面を、他方で商工業での営業施設と機械・装置についての経営調査という側面を併せもっていることである。そこでの営業には職業と経営が混在していた。これは当時、手工業において職業と営業が未分化の状態であった現状を反映し、かつ調査の基礎資料となる営業税リストは当該地の生産と流通および消費局面に現われる個々人と経営組織をおしなべて営業経営＝利得活動主体というレベルで同一視し、その類別該当数を調べ上げていたことの結果といえる。

以上、19世紀40年代前半までの営業統計では、職業と営業の区別がなく、手工業・マニファクチャーや間屋制生産・工場生産、こうした経営形態の違いが明確に識別されず、また物的生産分野と

不生産的分野（流通・販売・消費）の区分が明示されない、さらにその基礎資料源も税記録に制約されている、こうした不首尾な要因を抱えたものに留まっている。

2. 社会統計と営業統計

1. プロイセン王国統計史の中では、ドイツにおける最も古い営業調査のひとつが 1651 年に行なわれたとある。当時のブランデンブルク選帝侯国の商工業振興政策の下で、特定の資力をもった商工業者を主にニーダーラントから植民させるべく、国内での手工業者の調査を行ない、現状でのその不足分を査定しようとするのがその目的であった。²⁾ だが、これはあくまでも一過性を帯びた調査である。こうした段階を越え、18 世紀に入ってからプロイセン絶対主義的官僚機構の成立過程（＝軍事・国内行財政の中央集権体制の確立）と歩調を合わせ、営業資料の定期的収集が開始する。この中で、手工業・マニュファクチャー・工場施設の現状把握と監視は国力増強、輸出拡大、徴税などの関心から行政当局の主要業務となり、それに関する業務報告を収集しそれを集計したところから営業統計が産まれてくる。国王自らが報告作成を命じ、各地の地方官庁には一定の書式にのっとった定期的な報告資料提出が義務づけられていた。これが徐々に範囲を拡げ整理されていったものがプロイセン営業統計であり、内実は業務報告の集約としての業務統計であり、それが機械技工や手工業者、商人、また工場についての統計表 (Tabelle) の形で総括され、歴史資料として今日に残されているものである。

こうした営業統計は人口統計と並んで社会経済統計の一方の柱となるのだが、他の統計にはない営業統計に固有の情報価値はどこにあるのか。この点について、プロイセン営業統計の発展に詳しいカウフホルトによれば、この統計は営業の構成ならびにその時間的変化を基本的特徴で表示するものであるが、その構成基準となるものには以下の 6 点があるとされる。³⁾

1. 都市・農村別分布を含んだ営業の地域的分布 空間構成
2. 営業全体に占める個別営業分野、あるいは職業分野の割合 部門構成
3. 営業の経営規模別構成：大営業／小営業の区分 経営規模構成
4. 営業の個別的組織形態（手工業、問屋制、マニュファクチャー、工場）の営業全体における広がり 経営形態構成
5. 生産様式（労働集約的／資本集約的）別構成 生産様式構成
6. 社会成層 (soziale Schichtung) 別構成 社会構成

カウフホルトはこれらの点に営業統計の情報価値を認め、その数量経済史研究の立場からそれぞれの構成における変化がとくに世紀の変り目からの工業化 (Industrialisierung) においてどのような形で現われるかに注目し、時系列比較を重視している。この面から比較可能性を吟味し、統計の中の概念的同一性が長期に渡りどのような形で確保されるか (場合によっては、確保不能なこともある) を問題にする (資料批判)。その上で、大経営または資本主義的生産様式 (工業) の伝播、それに関連した伝統的営業の衰退、地域と部門での営業活動の転位、工業化によって引き起こされる社会階級・階層構成の変化、こうした点が営業統計を利用することによって具体的に描写されるとする。事実、カウフホルト自身の研究をも含め、1960 年代後半以降のドイツ経済史・社会史、また経営史研究にはこの面での多くの研究成果が残されている。⁴⁾

2. それぞれの点に営業統計の情報価値を認めることができるが、社会統計としてはとりわけその 6 が重視されねばならない。というのは、この中に生産過程を基底にした国民全体の社会的人間関係が映し出され、一人口総体の縦断面に関する数量的把握が完成すると考えられるからである。確かに、人口調査でも性・年齢・縁事・世帯内身分・宗教、等々の項目に附随して個々人の職業、就業上の地位が問われ、それを通じて人口の産業・職業別、職業身分別構成が描写されることも可能ではある。これは人口センサスという人口の外延的把握の枠の中で成立しうる社会構成表示である。他方で、営業統計にみられる業種ごとの人的構成と物的配置についての詳細な報知は、生産力と生産関係の両面から当該の社会構成体の特徴を映し出し、一国の社会経済構成の内実に向ける上で他の資料にはない豊かな情報を提供するといえるのである。これは、他ならぬ営業体が農業経営体と並んで社会における生産活動の基軸として機能してきたことの反映であり、営業統計を措いて別の資料にそのような商工業部門での経済構成についての報知を望むことができないからである。もちろん、営業統計のそもそもの開始段階からこのような十全な報知を求めることは無理である。その可能性を秘めながらも、当初は社会統計として誠に不備なまま、生産力についても社会関係についても不十分な情報しか伝え

ることができなかつた。これは後の帝国統計における悉皆調査としての職業=営業調査まで待たねばならない。しかし、その起源となるもの、その端緒形態はまさしく当初のプロイセン営業統計そのものに隠されているのである。

18-19世紀にかけての営業統計はその報知内容の面で就業者調査をベースにしながら、さらに大きく次の2つの方向に分かれていた。ひとつは、営業での施設(手工業の作業場と工場、店舗)数と営業手段=機械・装置(炉、織機、紡錘、蒸気機関、船舶、馬匹、等々)数と就業者数についての報告からのものである。これは営業の人的物的構成の把握を可能にする資料であり、単位を数え上げること(=枚挙)から得られる計数量である。他方で、営業の経営内容に関する資料がある。これは、生産量、資本規模、販売量、支払賃金、原材料の仕入量、粗・純収益、こうした主に営業活動の内容についての計測量である。もちろん、これまでのすべての営業統計がこのいずれか一方に属するという形で割切ることにはできない。両方の要素をなんらかの程度において混合させているのが実際の営業統計であった。また、歴史的にみてもこの双方の要素をまんべんなく含んだ営業統計が作成され、そのまま拡大発展してゆくということもなかつた。ただ、調査項目のあり方の違いから、各段階の営業統計がどちらかの一方に重きを置いていたかは識別できよう。

この角度からプロイセン営業統計の展開をみてみると、まずは18世紀の重商主義的経済政策の下で、国家による商工業の育成・営業実態の把握、かつ徴税対象の確定という即事的契機に促されて営業調査が始まる。それが拡充してゆく中で当初の意図するものを越えたより豊かな情報内容が獲得されてゆく。この結果がどちらかという、上で述べた後の方向に重きを置いた資料である。しかし、これが信頼性の乏しい統計であることは、その項目が経営内容に直接触れるものであることから容易に察知される。19世紀に入ってから自由主義的経済政策への転換後、営業調査は初めの方向に傾斜してゆく。⁵⁾それが計数結果であることから、調査(ただし、当時は直接調査ではなく、既存資料からの該当事例の数え上げ=枚挙に留まる)そのものの中である程度の全体網羅性と正確性を確保することはそれほど困難なことではなく、中央から在地官庁への行政指令を通じて一定の成果を得ることもできた。制限をもちつつも、そこそこの信頼性を備えた資料が獲得され、これを国家統計として公表に踏み切る動機が与えられる。営業経営での人的物的構成についての枚挙というこうした方向を取って初めて可能になるのが営業統計であり、その整理結果として出てきたものが営業表なのである。

II. プロイセン王国営業表の成立

1. 旧プロイセン時代の営業調査

帝国形成後の営業統計にゆきつくまで、プロイセン営業統計の作成過程は大きく2つの時期に分かれる。1806年以前の旧プロイセン時代の営業統計とそれ以降のプロイセン改革の中で創設された統計局の下での国家営業表である。

絶対王政下での国家行財政に関する中央統括部署としてフリードリヒ・ヴィルヘルムI世治下の1723年に設けられた総監理府があった。そこはまたプロイセン各地の在地官庁から送られてきた記録・資料を集計・整理する部署としても機能していた。旧プロイセンの国家行財政の中では、国内各地における商業、手工業、マニュファクチャーや工場生産に関する現状報告作成が約2万といわれる在地官庁首長の経常業務の一環に含まれていた。⁶⁾

これは営業関係についての報告といえるものであるが、すでに総監理府設立準備の過程で、すなわち1722年12月20日の同府に対する訓令の第15項に、いかなる種類の羊毛・鉄・木材・革の製造がこれ以上可能かについての調査が指令され、全地方長官に報告作成が委託されている。総監理府の商工業担当省(第5省)の設立後も、1750年にはクールマルクにける諸都市での技工と手工業者の業種、親方と他の就業者の身分構成に関する延べ462欄にも及ぶ調査が行なわれていたことが記録に残されている。さらにシュレージエン(56年)、その他での手工業者調査の例もある。加えて、リンネル製造(48年)と羊毛製造(52年)についての工場調査、クールマルクの工場主を対象にした商品生産と販売の調査、シュレージエン(72年)、ポンメルン(76年)、プロイセンとノイマルク(84年)での工場表作成、各地での羊毛・木綿・亜麻・絹・革製造についての報告作成、こういった営業関係の資料収集がくり広げられている。各都市や農村部の人口や家屋、財政についての統計表もこれに先立つ1710年代以降から作成され始め、これがいわゆる「歴史表」(Historische Tabelle)とよばれることになるが、営業関係の統計表がこの歴史表と併行することになる。

こうした中央からの報告要請に応える在地当局は農村部における郡当局ならびに都市の税務官であった。ベルリンの中央省庁（総監理府）－地方行財政の担当機関としての軍事=御料地庁－末端地方官庁、こうした行政機構を介して作成されるのが営業統計である。それは主として、①手工業者層の職業調査と、②工場の経営実状調査の2つにまたがっていた。前者は手工業での業種別就業者身分構成、後者は一その起源は1747年まで遡及されるといわれる一個々の工場の物的施設ならびに経営内容の表示である。

いうまでもなく、都市住民の核心は手工業者層であり、この層は当該地区の物的生産・加工（＝製造）の担い手、かつ営業税の負担者である。これらは直接調査を介さないでも市民名簿や租税記録から捕捉可能であった。こうした都市中核住民の職種分類と職業身分構成についての統計が手工業者表であり、それが営業表の一方の軸に据えられることになる。

工場調査の方は当初は工場の経営に深く立ち入った調査が考えられていた。例えば、1766年をもってすべての州に現存する一切の工場と製造場についての報告作成が指令された。その調査項目は以下の通りである。

- | | |
|---------------------|----------------------------|
| 1. 地名 | 2. 工場あるいは製造場の名称 |
| 3. 設置されている仕事台と織機数 | 4. 3の内の実際の稼働数 |
| 5. 労働者数 | 6. 設立期日 |
| 7. 工場主の名前と出自 | 8. 許可または権利取得期日 |
| 9. 借入金額、借入れた金庫と借入期間 | 10. 工場に課せられたその他の条件、そこからの利点 |
| 11. 年間生産高 | 12. 販路 |
| 13. 原材料の仕入先とその年間量 | 14. 工場育成のための実際的提言 |
| 15. 工場閉鎖の場合、その理由 | |

個々の工場の経営内容にまで及ぶ調査報告であり、これは営業に対する国家当局による密着した観察と統制を目的としたといえるものである。というのは、当時の国はたる重商主義政策の下にあって、商工業育成と輸出拡大を計る上で、プロイセン各地の工場設備とその活動・経営内容を掴み、強力な監督と統制を挟むことは行財政の必須事項をなしていたからである。このように各地における主要な工場生産分野での施設、使用機械・装置、労働者、借入金、生産高、販路、原料仕入先と年間仕入量などが調査され、その結果が工場表としてまとめられていた。国王は1768年に商工業・マニユファクチャー担当省に対し、以前よりもより正確な作業領域の確定を命じ、この結果、以下の事柄についての報告がその所轄事項に組み入れられた。

1. 商業全般の改善
2. 工場・製造場の新設分と国内での不足分
3. ベルリンの既設工場・製造場の改善
4. ベルリンでのピロード・絹製造、それを用いたリボン・靴下製造
5. 上述の製造での就業労働者と必要労働者、さらに他の熟練技工の配置
6. 各州での羊毛製造の改善
7. 桑木栽植と養蚕の援助
8. ノイシュタット-エーベルスワルデのナイフ・鉄鍛冶工場の配置
9. ベルリンの活字鋳造業と活字調製業
10. 各州での羊毛店舗の設置
11. 木綿・いらくさ布・織物・カンネファス（Cannefas）・亜麻布工場、それらの捺染工場
12. フランクフルトの大市関係
13. ブラウンシュヴァイクとライプツィヒの大市関係

当時、とくに力点の置かれていた営業振興の方向が読み取れる。こうした資料が各地からほぼ定期的に総監理府に集まってきた。しかし、あまりにも細部に及ぶ報告作成であるために、地域の網羅性、報告の統一性や内容的正確さの点では問題の多いものであったろうことが予想される。

一般的に、旧プロイセン時代の工場調査は経営内容の機微に触れる項目が入っているため、その信頼性には疑問が多いとされている。改革後の自由主義的経済政策への転換を受けて、調査から営業内部への立ち入った項目が省かれ、表示内容は比較的捕捉が容易な物的側面へと傾いてゆくことになる。

また、特筆すべきことは、プロイセン統計局の設立に一役を演じたクルークの『プロイセン国家の

国富とその住民の福祉に関する考察』(1805年)もこの総監理府のとくに第5省に毎年送られ備蓄されてきたこうした資料を駆使した形で生まれえたことである。その序文には、「わたしは総監理府から、その秘密の書類を利用する許可を得て、その名には触れないでおくも個々の省の長や委員会の代表から、わが祖国といま論じている学問への愛以外のところからは出てくることのないわたしの企てに対する代々の援助と支持を受けてきた」⁷⁾とある。この中で、営業関係については1795-1803年の報告資料にもとづき、薬剤師、パン屋から始まり、大工棟梁、鋳器製造者に至る49業種での親方・主人数が地域(州)および都市／農村別分布で提示され、かつこれら経営主以外の職人の地域別分布、さらに農村での羊飼と家畜番、ホイスラーやアインリーガーといった土地をもたずツンフト営業ともかかわらない農村居住者、奉公人(Gesinde—下男、召使、下働き、下女)、こうした層の地域別分布も示されている。工場については、1802年時点の全国の現状に関して、1. (繊維業での)織機数、2. 労働者数、3. 生産商品量、4. 生産商品額、5. 使用原材料価値、これらに関する数量が地域と製造分野(17部門)別に詳述されている。クルーク自身も指摘しているように、当時の統計資料には不備が多かったが、それを割引いても営業の現状についてのこうした全体的数量像はプロイセン社会経済の現状を明らかにすると共に、工業と農業におけるその後進性を暴き、自由主義的経済政策採用の必要性を説き、これを通じて時代の啓蒙活動に大きく貢献できたとされる。

2. 統計局と営業調査

プロイセン王国では19世紀に入ってから国制改革の中で、国土の現状についての資料と記録の収集・整理を所轄する中央部署として1805年に統計局が設立され、廃止された総監理府に替って国家統計管理の中央部署として機能することになる。ナポレオン戦争による中断期を挟み、10年にホフマンによって再建された統計局ではあるが、その最優先の課題として統計局長ホフマンが掲げたものは、建物・人口・宗教・教育施設・行政施設・生業手段の6部門から構成される膨大な表示項目を盛った国家統計表(総欄数は625)を作成することであった。それは国民生活と社会経済の特徴的事項を網羅的に表示する国土記述というべきものであり、その中で生業手段部門としてまとめられた営業関係についての表示は最も力点の置かれた部分であった。⁸⁾国民の生業関係の知悉は統計局発足以来の重要課題のひとつでもあった。これにはホフマン当人の経済学者としての関心が大きく影響していた。さらにまた、時のハルデンベルク政権の下での経済改革(農業と営業の自由化の推進)がどの程度進展しているかを数値資料にもとづいて推し測ろうとする動機が働いていた。しかし、このような膨大な記載項目すべてに地方官庁による十全な記入を期待することが無理であった。統計表の生業部門は縮小されてゆき、その後の簡略化された統計表の段階では省略されることになる。しかし、国民経済における商工業の実情を伝える営業統計不在のままで済ますことはできない。国家統計表の中の経済統計として、それを営業表という形でいかに作成・拡充してゆくか、これがその後の大きな課題となる。⁹⁾

営業表復活の出発点は、ウィーン会議の結果を受けたプロイセン再編後の1816年に、その年の人口調査において人口総数と地域別分布、その性・年齢・宗派別構成とは別に以下の36種の機械技工と手工業者を特別に取り出し(1から32までが手工業者、33から36までが機械技工)、その就業者を職業身分別(親方／職人と徒弟、¹⁰⁾ただし6業種では親方数のみ)に計66欄に渡り手工業者表(Handwerkertabelle)として表示したことにある。

- | | |
|------------|-----------|
| 1. パン屋 | 2. 肉屋 |
| 3. 靴製造者 | 4. 仕立屋 |
| 5. 染物屋・捺染屋 | 6. 帽子製造者 |
| 7. 縁飾製造者 | 8. 装身具製造者 |
| 9. 手袋製造者 | 10. 毛皮製造者 |
| 11. 櫛製造者 | 12. 刷毛製造者 |
| 13. 大工 | 14. 指物師 |
| 15. 左官 | 16. 陶工 |
| 17. ガラス細工師 | 18. ペンキ屋 |
| 19. 車大工 | 20. 桶屋 |
| 21. 旋盤師 | 22. 鍛冶屋 |
| 23. 錠前師 | 24. 銅細工師 |

- | | |
|------------------|-----------|
| 25. 真鍮・黄銅細工師、鋳鐘師 | 26. 錫器製造者 |
| 27. 板金細工師 | 28. 製革工 |
| 29. 馬具師・鞍工 | 30. 製本屋 |
| 31. 石鹼製造者 | 32. 綱製造者 |
| 33. 機械製造者 | 34. 時計製造者 |
| 35. 金・銀細工師 | 36. 宝石研磨師 |

さらに19年表において、人口目録（出生・死亡・婚姻に関する資料）、ならびに統計表（住民・建物・家畜頭数に関する基本表）とは別に、この手工業者部門を軸にしながらも（16年表に対し、菓子屋と印刷場の2業種の増加、染物屋・捺染屋、装身具製造者、ペンキ屋の3業種の削減を伴ない、計35業種の掲示）、これに工場部門と商業・その他部門を連結した表が独立した営業表として提示されることになる。

ここで取り上げられる工場とは下にみるように、レンガ製造、石灰焼、ガラス製造、そして製粉業を中心にした製造工場（4から8まで）であり、その施設数と使用されている特徴的な機械・装置数（例えば、製粉業での碾臼や製材業の鋸の数量）、またさらに織物業における営業／副就業用別の稼働織機（gehender Webstuhl）の数量が計上されている。先にみた旧プロイセン時代の営業調査とは異なり、ここでの工場調査の方向は営業体の施設数と使用動力、機械・装置といった物的側面へと転換されており、生産高や販路、借入金関係、原料仕入先やその量といった経営内容に関する項目は省かれることになる。そうしたいわば工場の物的構成に関する資料が新たに営業表に挿入され、先の手工業者表に連結されることになる。

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. レンガ工場 | 2. 石灰焼工場 |
| 3. ガラス工場 | 4. 製粉工場（水力／風力／畜力別） |
| 5. 搾油工場 | 6. 晒布工場 |
| 7. 製材工場 | 8. 製紙工場 |
| 9. 稼働織機（営業様式で／副就業として） | |

さらに第3の部門として商業、水路運輸業（営業手段としての船舶とその積荷能力）、旅館業分野が加えられ、ここでは物的生産・加工・精製を離れ、流通とサービス分野にある営業体が表示されることになる。そして最後に、個人サービスと農業などでの補助労働に従事する奉公人の人数が附加される。

1816年に新たに編入されたプロイセン西部地域からは、17年2月に入って地方長官を通じて統計局の要求する詳細・膨大な統計表作成には応じられないとする抗議も提出されたという経緯もあり、この営業表ではホフマン表にあった生業手段の記載内容からの大幅な簡略化がみられる。ともあれ、1819年に手工業者、工場、その他（商業・運輸業、旅館経営、奉公人）の3部門（5分野）表示からなる1枚の営業表が統計表・人口目録と並んで国家統計表の第3の柱となる。そこには上の広義の営業概念に沿った枠の拡大がみられる。こうして、把握しようとする客体（単位）の取り上げ方に統一性を欠き、従い異質な要素を混在させながらも、大枠において当時のプロイセン王国の各都市と各地方自治体における商工業を担う営業経営体が人的物的両面から計上されることになる。内容的には一国の商工業統計表ということになろう。この営業表の基本形式はそれ以降も継承される。

営業統計は農業統計と並んで一国社会経済の基本面を映し出す基礎資料である。人口センサスが社会構成の主体たる国民をその基本的属性で把握することによって、人口総体の表象レベルでの把握が可能になる。これに対して営業調査は商工業における一国の経済的構成を、その物的基盤と就業者関係の両面から捉えようとする。従い、統計調査が実体レベルへさらに深化してゆくプロセスにあって、社会構成体の根幹により迫りうる資料であり、経済統計の最も基本的部分を構成するといつてよい。他ならぬ営業統計こそ一国の生産・交易・販売構造をその物的設備と人的諸力の両面から取り上げ、とりわけ人方面では分野別人的配置（業種・職種別の就業者数）とそこにおける支配・従属構成（就業者の地位関係）をより詳細に把握する数量を提供しようとするものだからである。もちろん、19世紀前半の営業表をみて、こうした期待される役割がその中で十全に果されているとは考えられない。しかし、少なくとも確認できることは営業表にはそうした統計表に発展してゆく可能性が秘められているという点である。

Ⅲ. 1822年営業表

1. 手工業者部門

1810年代から始まったプロイセン統計局による統計表作成は、1822年にこれまでの統計表と人口目録に1819年に独立した上の営業表を加え、さらに保健表（医者・薬局・獣医・病院数に関する表）と教会・学校表（教会・聖職者、また学校・教師・生徒の数量の表）を添え、この5本立ての表体系を取るようになる。この体系の下で、以降の毎3年おきの国家統計表作成が60年代まで継続されることになる（営業表は1819年から1861年までに計15回の作成）。

そこでまず、体系化された中での1822年営業表の構成が明らかにされる必要がある。とはいうものの、1822年プロイセン国家統計表は統計報告の形をとっては公表されていない。統計局長ホフマンや統計局に関連をもつことのできた少数の個人の著作の中で、該当する箇所が部分的に利用されるに終わっている。統計局の編纂した統計表がそのままの形で公開されるのは1843年表まで待たねばならない。しかし、幸いなことに、後に統計局長ディーテリチが1822年と46年の手工業者構成の比較を行なうに際して、22年営業表の枠組みを書き残している。これは統計局の機関誌『ベルリン統計局報知』創刊号に記載され、¹¹⁾これによって22年営業表の構成を検討することが可能となる。

このディーテリチは1834年ベルリン大学国家学教授に就き、35年来統計局の補助研究員（Hilfsarbeiter）としてホフマンを援け、44年にその引退の後を受け局長に就任し、61年の死までその任に当たった。ホフマン同様、自由主義経済思想の持主であり、営業の自由化が進む中、プロイセンの社会経済がどのように発展しつつあるかを統計資料によって描き出すことに努め、またとくに資料公開の面で統計局の活動を推進させ、さらに関税同盟にあって他領邦国家統計局との緊張関係の中でプロイセン統計の優位性を主張することに力を注いだ。¹²⁾1846・61年の2度に渡る関税同盟での営業表作成に際しては、いくつかの改革案を押し退けこれまでのプロイセン営業表に沿った作成を強力に推進しようとした。

さて、1822年営業表は当時のプロイセン社会経済における主だった商工業の担い手をその人的および物的構成の両面から、連続した合計120の欄（Rubrik）の中に表示しようとするものである。ところで、商工業といっても先にみたように、営業主体としてみて異質なものが混在している。内容的には、これは①手工業者部門、②工場部門、③商業・運輸業・その他部門に分割され、またそのような区分の下でそれぞれの部門の性格を検討し、また他との比較を行なうことから営業表全体の理解が得られると考えられる（下の表1「1822年プロイセン王国営業表の構成」を参照）。

まず、手工業者部門がある。旧来からの手工業者表がそのままの形で表示されたものであり、22年営業表の中心部分となっている。19年表の35種の手工業者に4種を加えた計39業種が1-64欄に渡り併記されている。加えられた業種とは16年表から19年表で削られた装身具製造者とペンキ屋、新たに増設された籠製造者と帯製造者である。ここでは伝統的なツンプト制の下での親方／職人・徒弟別の身分構成が映し出されることになっている。しかし、ツンプト制が崩れ、その枠の外で零細な小経営者層が数多く輩出してゆくプロセスが背後にある。こうした層には親方とは別のカテゴリー「自前で働く者」（für eigene Rechnung arbeitende Person、自前就業者あるいは自営業者ともいえよう）が19年表から用意され、営業表ではこの2つを合わせた欄「親方あるいは自前就業者」、また単独の欄「自前就業者」、この2欄でそれらが捉えられている。むしろ、親方よりはこの自前就業者の方がほぼすべての業種について計上されており、伝統的な経営組織を越えて手工業のより幅広い担い手になりつつあることが分かる。ここで手工業とは、工場との対比の下で「顧客の注文を受けて、また居住地での需要をまかなうためだけに作業する営業」、¹³⁾あるいは後には、（手工業は）「以前は厳しいツンプト制にあった。ここでは個々の作業場では若干の職人と徒弟、主人と親方が一緒に働いているのがふつう」であるような、また「鋸、窄孔器、鉄敷、ハンマー、等々といった比較的小さな道具が利用されているだけ」の営業と規定されている。¹⁴⁾要するに、親方・職人作業によった当該地の局所的需要に応えるだけの小規模営業のことである。この手工業者部門はそれが職業調査の性格をもっていることに特徴がある。親方が直接に経営主であり、自らが特定の職業従事者である。こうした職業と営業の未分離の状態では営業調査はそのまま職業調査となる。つまり、営業就業者個人個人の社会的分業における配置場所（業種・職種）と身分（親方／職人・徒弟）が調べられることになる。他方で、ここでは営業を支える物的構成についての報知はなく、単に親方数がほぼ作業場数に一致するとされ、手工業での施設数が推定されるだけである。しかし、上述の「比較的小さな道具」を越え

表1 1822年プロイセン王国営業表の構成

	業種・職種・分野	営業設備	就業者	欄番号
機械技 工と手 工業者	パン屋 菓子屋 肉屋・屠畜屋 石鹼・蠟燭製造者 製革工 靴製造者 手袋・袋物製造者 毛皮製造者 馬具・革細工師 綱・ロープ製造者 仕立屋 縁飾製造者 装身具製造者 帽子・帽子飾製造者 大工 指物師 車輪製造者 桶屋 旋盤師 櫛製造者 刷毛製造者 籠製造者 左官 陶工・炉製造者 ガラス細工師 ペンキ屋 鍛冶屋 錠前師 帯製造者 銅細工師 真鍮・黄銅細工師 錫器製造者 板金細工師 機械製造者 時計製造者 金・銀細工師 宝石研磨師 印刷場 製本業	印刷での施設 と印刷機	親方 自前就業者 職人・徒弟	1-64
	レンガ工場 石灰焼工場 ガラス工場 タール窯 製造工場 製粉工場（水力／風力／畜力別） 搾油工場 晒布工場 鞣革用樹皮磨白工場 製材工場 製紙工場	施設 施設 製粉での碾白 製材での鋸 製紙での桶		65-68 69-82
工場	鉄工場 銅工場 水力精錬場	施設		83-85
	稼働織機（営業様式で） すべての種類の布地・織物用織機（絹・半絹／木綿・半木綿 ／羊毛・半羊毛／亜麻布）／靴下製造機／リボン織機 稼働織機（副就業として） 亜麻布／粗毛織物／その他織物製品	織機		86-94
	剪毛工・織物調製師 黒色染色師・模様染物師・捺染師		親方 自前就業者 職人・徒弟	95-98
商業・ 運輸業・ その他	商人権もちの商業 店舗を開かず帳場で大規模業務を営んでいる商店 店舗を開いている商店：書籍・美術品・楽譜 香料・薬剤・薬味 呉服 鉄・銅・真鍮・他金属商品 他商品	施設		99-104
	商人権なしの商業 小間物やニュルンベルク商品の小商人 食糧品商人・露天商人 行商人		営業主	105-107
	水路運輸	船舶、積荷能力（ラスト）		108-111
	荷馬車駄賃運搬人	営業用馬匹	自前就業者	
	旅館：教養身分用旅館 荷馬車・農民用居酒屋・宿屋 料理屋経営者 酒場経営者 楽師	施設	営業主	112-116
	奉公人 男 雇用主への個人的サービス 農業などでの作男・下働き 女 雇用主への個人的サービス 農業などでの農事手伝女・下女		奉公人	117-120

出所) W. Dieterici, Statistische Vergleichenungen der Anzahl der Handwerker und mechanischen Künstler im Preussischen Staate aus früherer Zeit gegen die jetzige, *Mittheilungen des statistischen Bureau' s in Berlin*, Jg. 1, 1848, SS. 215-19, より作成.

て、パン屋の捏機や釜、肉屋の精肉台、陶工の下での窯、等々、こういった業種それぞれに独自の、また中には相応の資金を要する装置＝営業手段もあるわけであるが、それらについての数量揭示はない。従い、手工業者部門では営業体の人的構成表示に傾き、物的構成についての情報は得られない。ただひとつの例外が、19年表から追加されることになった印刷場であり、ここでは工場施設と作業機(＝印刷機)が計上されている。これは当時では手工業と工場の間にあるような業種であろうが、局所的販売を越える生産量をもたなかったことから手工業に留められたものと思われる。

この手工業者部門の数量は他と較べ比較的信頼の置けるものであったとされる。それは都市の住民名簿や営業税リストの中で継続的に記録されてきた個人をを対象にするからである。確かに、都市空間の閉鎖性が強かった間は、これら行財政記録による市民層の把握は比較的容易でかつ正確でもあったろう。しかし、ツンプト制も崩れ、営業税の徴収対象から零細な小経営体が抜け落ちる状況の下で、果してその全体網羅性＝悉皆性は十全なものといえるかは疑問である。下で詳述するように、1820年5月のプロイセン新営業税法は、営業税を営業鑑札取得のための事前の支払ではなく、利得に対する一定額の収益税と規定し、業種と地域別を組み合わせた区分での、および使用物的生産手段・原材料にもとづく徴税様式を提示した。その中において、手工業では成人した職人と徒弟を2人以上抱えているか、恒常的に在庫(Lager)を有する業主が課税対象とされ、雇人なしの一人親方や親方身分をもたない職人の経営する営業はそこから免除されている。これらの層が当該課税区の行政当局、納税者組合によってどの程度正確に捕捉されえていたか。¹⁵⁾都市を越え農村部(plattes Land)への拡がりをもちつつ、大量の零細手工業者層が簇生してゆく中、従来の都市ツンプトを前提にした営業行政の網の目から脱漏する部分が増大していったことが予想される。これは事前に調査単位の綿密な確定作業をもたない行政報告の集成＝業務統計の限界といえよう。

2. 工場部門

次に工場部門がくる。これは旧来の工場表を大幅に簡略化し、取り上げられる工場もごく限られたものになっている。だが、この部門は19世紀に入ってからの工業化の波を受けて、最も大きな変更を余儀なくされる部門である。最初の19年営業表では、この部門にはわずか9業種—上述のように、レンガ工場、石灰焼場、ガラス工場、製造工場としての製粉・搾油・晒布・製材・製紙工場が、また織物業での稼働織機—が取り上げられていたにすぎなかった。22年表で、新たに7業種—タール窯、皮鞣用樹皮磨臼工場、鉄工場、銅工場、水力による製鍊場、そして剪毛工・織物調製工ならびに染色師—が追加され、計16種が並べられることになる。その後もこの工場部門の拡大は続き、19世紀後半の営業表では他を押しつけてその最大部分となるものである。

ところで、問題は手工業と区別される工場の定義である。工場と手工業を分ける基準は「18世紀においてすでにそうであったように、販売の到達距離である：局所的市場(Lokalmarkt)のため、また直接消費のために働く者は手工業者として計上された。遠隔地販売(Fernabsatz)、商業、小売商人のために活動している者は工場主(Fabrikant)として計上された」。¹⁶⁾つまり、工場主とは「遠隔地販売(消極的定式では：局所的消費用ではない)のための活動者」とされ、その経営体が工場と規定されていた。手工業が局所的販売をこととしていたのに対し、遠隔地販売を行なっている大規模営業が工場とされていた。この観点はプロイセン統計局の作成する営業表における手工業者部門と工場部門の境界区分にも継承され、工場主とは「その生産物を取引、従い、小売商人に渡す者」であり、「基本的には近隣販売と遠隔地販売という18世紀の区分」が再び採用されることになった。¹⁷⁾このような必ずしも厳密とはいえない分類基準に沿って手工業と工場の振分けが行なわれていたと考えられる。しかし、現場で生じたであろうより細かな点での識別問題では、すべて県ごとに当該の在地方官(郡庁や市・自治体官庁)の裁断に委ねられていた。¹⁸⁾従い、多くの恣意的判断が入り込んでくることを避けることができなかった。

工場部門では工場施設と用いられている機械・装置、動力の把握に主眼が置かれている。すなわち、レンガ工場・石灰焼工場・ガラス工場・タール窯の4業種では単に工場施設数、次に製造工場においては晒布工場と皮鞣用樹皮磨臼工場で施設数、その他の製造工場ではそれに加え使用機械と装置の種類と数量が表示されている。すなわち、製粉工場では水力・風力(碾臼1台のドイツ式と複数台のオランダ式別)・畜力別に碾臼、搾油工場では圧縮プレス、水力・風力による製材工場では鋸ひとつのドイツ式と複数鋸をもったオランダ式の施設区別でもって鋸、製紙工場では紙漉用桶、これらの数量が計上されている。さらに、鉄・銅製造場と製鍊場でもその施設数のみが挙げられている。これらで

は表示内容が主に施設数、さらに機械・装置、動力の捕捉に向けられ、その内部の就業者関係にはまったく注意が向けられておらず、社会統計としては偏ったものに留まっている。この面での前進は40年代後半の関税同盟営業表の作成時まで待たねばならない。

稼働織機について。ここは業種としては織物業（Weberei）を対象にしている。しかし、これまでの表示様式とは異なり、工場施設ではなく稼働織機が単位に取り上げられている。紡績業と並び当時の国内産業を支える業種としてあるのが織物業であり、そこには問屋制、マニユファクチャー、そして工場生産といったさまざまな経営形態が入り組んでいたと思われるが、これらの区別は一切示されていない。単に、9欄を取って営業用として6製品種別（絹、木綿、羊毛、亜麻布、靴下、リボン）、また副就業用として3種別（亜麻布、粗毛織物、その他）に織機数の地域分布表示があるだけである。ここで副就業用というのは、当時は絹と綿製品以外の、とくに亜麻布と粗毛織物、他の日用織物の多くは農村における家内副業として生産されていたため、それを別枠で計上したものである。綿製品を中心にいかなる経営の下で織工が織機を動かし、そこにどのような生産関係が産み出されつつあるのか、これが関心を惹くところであるが、それについての報知は望めない。

これに続いて22年表で新たに剪毛工・織物調製師および染色師・捺染師の2種が工場部門の最終部分として加えられている。しかし、その取り扱いが手工業者としてであり、親方／職人・徒弟の区分が採用されている。織物業に附随して施設を増加させてきたことから、そこに繋げられたものであろうが、工場と手工業の区別に明敏さが欠けていることがここにも表われている。

3. 商業部門

最後に、これまでの物的製造・加工部門から離れ、販売・運輸、サービスに関する業種を取り上げた商業・運輸業・その他部門がくる。まず商業（Handelsgewerbe）にかかわる業種が99-107欄に渡って掲載されている。商業での分類基準は商人権（kaufmannisches Recht）の有無である。前者にはまず、店舗を開かず帳場で大規模取引を営む卸売販売店があり、次いで店舗を開いている小売販売店が取扱物件別（書籍・美術品・楽譜、香料・薬剤・薬味、呉服、鉄・銅・真鍮などの金属商品、その他商品）に5分類されている。後者の商人権なしの商人として、小間物・ニュルンベルク商品を扱う小商人（=Krämer）、食糧品商人、行商人の3グループが計上されている。

商業部門の記載単位は営業施設＝店舗と就業者＝商店主に分かれている。しかし、店舗数はそのまま営業主の数量とみなされるから、ここでは全体として大小の販売業の経営者数が計上されることにはなる。しかし、それぞれの業種における店員や徒弟に関する就業面にはまったく表示が及んでいない。

運輸業。次に運輸部門がくる（欄108-111）。最初の19年表では単に水路運輸（Stromschiffahrt）が取り上げられていたのに対し、22年表になって駄賃目当の荷馬車運送人（Fuhrleute）が追加されている。ここでは再び営業の物的装置・営業手段の把握が主目的とされている。すなわち、水路運輸では地域別の運送用船舶数とその積荷能力（単位、ラスト＝2トン＝4,000ポンド）、また増設された荷馬車運送では就業者＝自前で営業する車力、ならびに営業手段としての馬匹の数量が計上されている。しかし、商業部門同様、営業におけるそれ以上の人的物的構成は不明のままである。

次に、旅館業（Gasthof für Fremde、欄112-116）として5種の営業が列記されている。すなわち、教養身分用旅館と荷馬車用ならびに市場に出かけてきた農民用の居酒屋・宿屋に関してそれぞれの軒数（これは同時に経営者数でもあるが）、飯屋・飲屋および酒場経営者の数量、そして飲食店の宴会で営業として演ずる楽師数である。従い、同じ部門にありながら、施設・経営主・自営業者といったように業種ごとに単位の混在があるが、総じて営業経営者（営業主）の数量が推計されることにはなる。

奉公人（Dienstboten、欄117-120）。営業表の最終部分として奉公人が取り上げられている。ここでは手工業者と同じく、営業体ではなく個々人の職業調査の性格が出てきている。しかも、営業表中、唯一性別を伴ない、男女それぞれにつき、雇用主の個人的便宜（Bequemlichkeit）に就く者（男一従僕・御者・獵番・園丁、女一侍女・小間使い・料理女・子守・乳母）と、農業経営その他での奉公人（男一作男・下働き、女一農事手伝女・下女）が計上されている。業種の性格から性別区分が統計表に出てきている場面である。

4. 部門構成—手工業者部門の偏重—

1822年営業表は19年表を受け継ぎ、この後の25年から34年までの4回の営業表作成、また37年表での改編（工場表の拡大）を経て46年の関税同盟営業調査を迎えるまでプロイセン営業統計の基本的枠組みを提供することになる。三月革命以前のプロイセン社会における商工業の現状を映し取る、当時としては他にない包括的な経済統計といつてよい。

とはいえ、22年表は社会経済統計としてはいくつかの難点を抱えている。まずそれは、表全体が異質な部門の機械的接合からなっていることである。基本的には手工業と工場の物的製造分野に主眼を置きながらも、商業・運輸業・その他サービス業という不生産的部門にまたがる、また経営形態もさまざまな営業主体が1枚の表の中に連結されたものが営業表である。ここから、同じ表中のそれぞれの部門において表示様式に違いが生じ、手工業者部門では就業者の職業構成（職種と職業身分）が、工場部門では営業体の物的構成（工場施設と機械・装置、動力）が映し出され、商業と旅館業では施設と経営者、運輸業では営業手段と就業者、また最後の奉公人では被雇用者が表示されることになる。このように表中に雑多な計数単位が混在している。商工業における生産関係と生産力の両面にかかわらず、この両者が有機的に結びつけられた形で単位が計上されていなく、部門ごとでそのどれか一方の側面に偏った数量が記載されていた。すなわち、手工業者部門ではそれが就業者個人個人の職種配置をみる職業統計としての内容を持ち、工場部門では営業体の施設と物的手段の表示に重きがあり、この点で経営統計としての性格を有し、商業・その他部門では計数単位がある業種では就業者、別の業種では営業体となっており、職業統計と経営統計が混在している。これは後に、エンゲルによって、営業表では職業統計と経営統計が未分化であると批判されるところである。

また、22年表の中心は手工業者部門にあった。それは業種・職種の多様さ（39種）、また表示欄の多量さ（計120欄内の64欄を占める）に現われていた。工場部門はそれに比し内容の貧弱さは否めない。取り上げられる工場の種類がまずは少なく、その包括性が問題となる。そこにおける就業者の社会関係がまったく表示されていない。また工場規模についての報知が欠けている。こうした点での不十分さをもっていた。従い、資本制生産の担い手たる工場の浸透の度合いはこの表からは伝わってこない。ここから、その後の営業表はこの工場部門の表示をいかにして拡充させるかを契機に展開してゆく。

1822年営業表はもとより、19-43年に渡り営業表の中で手工業者部門での表示が他部門のそれに較べて偏重された理由として次のことが考えられる。当時の統計局とその局長ホフマンの念頭には、1810年のハルデンベルクの営業改革によってプロイセンにおける手工業と小営業の経営状態にどのような進展がみられたかを数量的に概括することがあった。しかし他方で、営業の自由化によって競争が激化し、手工業経営の衰退や没落が生じ、総じて営業経営の貧困化をもたらす原因となっているのではないか。17年以降にこうした営業自由化に反対する見解がツンフト制擁護者や都市代表者の間から出てきていた。さらに、国家官僚の中にもそれを支持し、自由主義的営業政策を疑問視する層も増大してゆく。ハルデンベルクに密着した経済官僚のひとりでもあったホフマンはこうした批判に対抗するべく、手工業経営には自由化によってもたらされた弊害はみられなく、自由化と貧困化の間には因果関係はない、このことを資料で立証するという意図の下で統計表作成に当たっていた。営業自由に対する適切な修正が必要であるとする反対者の主張を抑え込み、ハルデンベルクによって途の開かれた経済改革を弁護することがその狙いであった。¹⁹⁾

工場部門に関する資料収集に較べ、税台帳やツンフト記録から手工業者層の把握が容易であり営業表作成を担う地方官庁の労を軽減できる、こうした点も他と較べて手工業者部門の枠が大きく取られた要因であった。既述のように、これは西部地域のプロイセン編入に伴って当地の地方長官から提出された営業表の煩雑さに対する抗議を勘案しての措置でもあった。しかし、なによりも当時の工業生産の基本的担い手であった手工業での営業経営の把握に最大の力点を置き、自由主義的営業政策の下での経済発展に陰りが無いことを数量でもって示す、この目論見こそがこの時期の営業表における部門の構成と内容を大きく左右していたといえる。

IV. 営業表の資料源

1. 1820年営業税法

1. 22年営業表の最大の難点はその資料源にある。あくまでも既存の業務記録から作成されるのが国家統計表であり、税務記録によってまとめられるのが営業表であった。従い、調査用紙を設計する中であらかじめ表示される数量の同質性、結果の統計表の形式と内容の統一性を確保すべく合理的な標識設定を行なう、こうした近代的な調査に不可欠の準備がなされていない。集結する多量の行財政報告を機械的に接合したところこの統計表の特徴が表われており、またそこに欠陥があった。営業税リストには納税主体そのものの捕捉はあるものの、そこでの経営内容や人的物的構成についての十分な報知を望むことはもともと不可能だからである。

営業調査で利用される基本資料としては営業税記録があり、これを補充するものとしては階級税記録がある。19世紀90年代に入るまで、プロイセンの営業税は後に多くの補完や修正を取り入れながらも、基本的には税制改革の一環として1820年5月30日に国王フリードリヒ・ヴィルヘルム(Ⅲ世)、国家宰相ハルデンベルクと枢密院議長アルテンシュタインの名で発令された新たな「営業税法」²⁰⁾に依拠していた。この税制改革は国家財政収入の安定・確保を目指し、都市住民に対する消費税として屠畜・穀粉税を全国の132都市に課し、その他の小都市と農村の住民にはその代替・補完物としての階級税を直接税の形で課すものであった。これは都市には間接税、農村地区には直接税という旧来からのプロイセン税制の二元構成を踏襲したものであり、大都市における身分制の崩壊と多様な階級・階層の錯綜、農村部での根強い身分制の残存という事実を背景にした税制である。それら両税のさらなる補完として全土にまたがり、直接税の形で土地所有者に対する地租と営業経営者に対する営業税が定められた。ここで新たに営業税は納税可能な営業のみに課せられるものであり、営業開始の前提ではなく営業経営の結果に対する収益税の性格をもつことになった。これは、かつてのプロイセン改革の中で推し進められてきた営業の自由化を継承するものである。つまり1810年11月の勅令によって、6階級に分かれた営業税の中から該当する額を納めて営業鑑札(Gewerbeschein)を獲得することで、だれでも自由に営業を始めることが可能になった。このことにより、農村部での商工業経営を禁じ、都市と農村の経済活動を分断してきたこれまでの制度が撤廃された。さらに、1820年新営業税法は営業税を鑑札入手の条件とみずーこれまでのような営業鑑札が必要とされた業種は巡回営業(その①には糸・襪・灰収集人や壺修繕人・鋳掛屋などの局所的有用性をもった業種、②には都市での商品買集人、操人形使・手品師・楽師などの芸人が属する)のみに限られることになった一、一定の収益をもち納税能力を備えた営業主層を課税対象にすることになった。この1820年新営業税法の立案者は他ならぬハルデンベルクの政策を支える経済官僚ホフマンその人であった。このこともあり、営業税記録と営業表との強い結びつきが出てくる。

2. この新たな営業税法は営業の自由化をさらに推進する目的で制定されたものである。すなわち、課税を納税力ある営業経営者に限定し、営業税をして収益税の性格をもたせるものとなった。では、その納税義務者はどのようにして規定されたのか。

まず、下に示されるように、「裕福度と営業活動」を勘案して全国各行政区を4つの区画(Abtheilung、納税地区)に分ける。

- I. ベルリン、プレスラウ、ダンツィヒ、ケルン、等々の9大都市
- II. 東はメーメルから西のジューリヒまでの計133の中都市
- III. 人口1500人以上の計355の小都市
- IV. 上の3区画以外のすべての自治体(都市と郡)

その上で、課税対象業種をAからL(ただし、Iはなし)までの11種とし、その内の6種(A・B・C・D・E・H)については、この4区画それぞれの課税額の年間の標準額(Mittelsatz)と最低額が定められている。残りの4種(F・G・J・K)には営業で用いられる、後に「外的標識」(aussere Merkmale)とよばれることになる使用原材料・物的営業手段によって課税額が査定されている。最後のLについては上述の通り。

業種別と4区画別のそれぞれの税額

業種クラス	標準額				最低額			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV
A. 商人権もちの商業	30T	18T	12T	12T	12T	8T	6T	6T
B. 商人権なしの商業	8T	6T	4T	2T	2T	2T	2T	1T
C. 旅館・食堂・飲屋経営	12T	8T	6T	4T	4T	4T	2T	2T
D. パン屋営業	1)	2)	6T	4T			4T	2T
E. 肉屋営業			8T	6T			4T	4T
F. ビール醸造	麦芽・碾割麦の年間消費量24シェッフェルにつき8G							
G. 火酒蒸溜								
H. 手工業	8T	6T	4T	4T	4T	2T	2T	2T
J. 製造者営業	後述							
K. 運輸業 船舶運輸	積載能力3-6ラストに対し2T、積載能力7-12ラストに対し4T、6ラスト増加ごとに2Tの追加							
	荷馬車・駄賃運輸、貸馬業 馬2頭以上の所有者に対し馬1頭につき1T							
L. 巡回営業	事前の納税による営業鑑札の入手 (①2-4T、②12T)							

貨幣単位のTはターレル (=24 グロッシュェン)、Gはグロッシュェン、下のPはプフェニヒを表わす。

1) 8P×人口数 その総額を営業経営者全員で負担 2) 6P×人口数 その総額を営業経営者全員で負担

さらに特徴的なのは、Jの製造業分野では以下のような細かな査定基準が採用されていることである。そこでは、外的標識とされる営業に独自の生産手段の種類とその数量が査定基準に採用されている。

製粉場	風力	① 風車が施設内を自由移動	月 1T
		② 風車が特定軌道上で移動可能 (Paltrocken)	月 2/3T
		③ 風車が特定点で台上固定 (ドイツ式)	月 1/3T
	水力	碾臼	
	火力	馬力	1馬力につき 月 1/6T
	畜力	馬力	1馬力につき 月 1/6T
搾油場	圧縮機 (碾臼と等価)		
他の圧縮場	道具あるいは粉碎器 (碾臼)		
製材場	鋸ひとつ	碾臼 1/2 と等価	
	複数の鋸	鋸ひとつが 1 碾臼と等価	

このように多くの場合には、使用されている物的手段が碾臼に換算されて課税基準とされている。その中で、とくに水力製粉での碾臼は動力源たる使用河川の水量状態によって稼働状況に差が出てくる。そこで、これを以下の3区分で類別し、異なった税額を定めている。

a. 十分な水量の下で稼働	月 1T
b. 6-11 月間水量不足	月 1/3T
c. 5-11 月間渇水で作業停止	年 2T

上の標準額、また外的標識による査定額によってすべての営業経営者に対する課税額が決まり(ただし、前者では内部での調整が加えられる。というのは、標準税額×営業経営者数によって当該業種・区画の納税総額が決まるが、収益の少ない営業主には最低税額が適用されるため、それによる欠損分は収益のより大きい経営者の負担増によってカバーしなければならないため)、それが下で述べる納税協会、または自治体の責任の下で収集されることになる。

4 納税区画それぞれでは商人権もち商業、旅館・食堂・飲屋営業、パン屋、肉屋の4業種について

は税のための協会 (Gesellschaft) が構成され、当該業種のすべての営業経営者にそれへの加入が義務づけられ (不加入者は営業禁止処分となる)、その協会が税の調査・割当・徴収に当たるとされる。営業経営者の中から 5 名が委員として選出され (その内、最高と最低規模の営業主が各 1 名、中間規模層からは 2 名、他の 1 名には制約なし。互選によってその中のひとりが代表となる)、それが徴税に関する全責任をもつ。協会が構成されないその他の業種に対しては各市町村官庁と郡庁が責任を負う。毎月最初の 8 日間に徴税が行なわれ、月末 5 日前には国家金庫への送金が自治体の責任下で済まされる。

それぞれの自治体ではこうした納税者を記録した名簿が毎年作成されている。すなわち「記名式報告」(namentliche Nachweisung) とされる納税者名簿である。²¹⁾業種ごとに納税者名と納税額、査定基準項目ごとの該当額に関する税務資料である。これは財務省に送られ保管される。この営業税法では営業を開始する者、逆に営業を停止する者はその届出 (Anzeige) を当該の自治体官庁に提出することが義務づけられている (不履行者には前者では罰金刑、後者では不届期間中の営業税支払が科せられる)。しかし、この税法には後述されるように多くの免税規定があり、それに該当する営業経営者はこの目録には上ってこないことになる。

2. 営業税と営業表

1. 以上が 20 年営業税法の内容 (税額査定基準と徴税方式) の骨子である。問題はそれが営業表作成とどのような関係にあるかである。営業表作成の基本資料としてこの営業税記録が利用されているということは、次の 2 点において表われている。すなわち、まず営業表の部門設定とその内部構成にこの課税での業種区分が取り入れられていること、次に営業表の分類標識に税査定項目がそのまま適用されていることである。

部門設定に関しては、営業表の手工業者部門には営業税にある業種クラスの D. パン屋、E. 肉屋、H. 手工業が含まれている。工場部門ではまず A. 商人権もちの商業の内の工場主がくる。というのは、プロイセンの一般ラント法の第 483 項では「工場の企業家はその者の経営とそこで製造された商品の販売を考慮して商人権を有する」とあり、多くの工場主が商人権もちの商業経営者として扱われているからである。具体的には営業税法の第 15 項において、「製鉄工場、穿孔工場、研削工場、研磨工場、製紙工場、皮鞣工場、晒工場、採鉱用機械、製鍊・製塩用機械、同じく一般的に自然力や畜力で動かされ、工場原料加工、紡績業・織物業・光沢仕上に役立つ機械には工場の営業税ではなく、商業あるいは手工業の営業税が該当する」とある。これらは工場経営者 (ファブリカント) でありながら商人 (場合によっては手工業者) とされているが、営業表では物的生産者として工場部門に割振られることになる。さらに、F. ビール醸造と G. 火酒蒸溜、そして工場部門の柱となる J. 製造者営業がそこに配置されている。

そして、商業・運輸業・その他部門には営業税の業種クラスがそのままの形で営業表にリンクしている。すなわち、A. 商人権もちの商業 (上の工場企業家は除外して、商品と手形による取引をその主要業務として営む商人)、B. 商人権なしの商業 (ここには、小商人、行商人、露天商、日常食糧品販売商が属する)、C. 旅館・食堂・飲屋経営、K. 運送業 (船舶運輸業、荷馬車運輸業、貸馬業の 3 業種)、そして L. 巡回商人が取り入れられている。

このように、営業税の業種クラスそれぞれが営業表の中の 3 部門のいずれかに振分けられて編入され、それぞれの部門の分野を構成している。

さらに営業表の表示項目にあつては 営業税の課税査定項目がそのまま統計表の標識に転化されていることが明白である。手工業者部門ではその物的設備面に記載項目がなく、専ら就業者 (親方/職人・徒弟) に表示が偏っているのは、もともと営業税記録にはそうした手工業就業者についての記載しかなく、物的側面についての報知は欠落しているからである (唯一の例外は印刷場での印刷機であるが、これは 1810 年の Hofmann 表にも掲示され、個別に調査計上されてきた)。ところが、工場部門になると、就業者の報知がないのは、商人として扱われる工場主に対する営業税は「関与者数とはかわりなく徴収される」(営業税法の第 4 項) からであり、限られた業種 (剪毛工や染色師) のみで親方/職人・徒弟が計上されているのはそれが手工業者税の対象となっていたからである。他方で工場施設の他にいくつかの業種に限っては物的設備面での表示がある。それはそれが営業税クラスの製造業にあつて税査定項目に取り上げられ、税記録に記載されているからである。税査定で取り上げられた下の項目がそのまま営業表の分類標識に採用されている (ただし、営業税法には規定のないが

営業表で取り上げられている製紙場での紙漉用桶については、上の印刷機と同様、ホフマン表以降、個別調査項目とされてきた。

製粉業での動力別区分（ただし、火力製粉の表示はなし）
風力製粉での移動式風車／ドイツ式台付固定風車の区分
水力製粉での碾臼
製材業での鋸
搾油場での圧縮機

工場部門の記載事項にみられる不統一性はこうした営業税記録からの制約に他ならない。製粉、製材、搾油の業種以外の工場経営は商業クラスでの課税対象になっており、そこでは使用機器や関与者数とは無関係に税額が決められているからである。

さらに、商業・運輸業・その他部門では、税記録にあった次の査定項目が営業表にそのまま組み込まれている。

船舶運輸での船舶とその積載能力（ラスト）
荷馬車運輸での営業用馬匹

以上のように、営業表の部門ごとに取り上げられる表示項目に統一性がなく、手工業者部門では就業者構成、工場部門では物的設備、商業・運輸業・その他部門では両者の混合、こうした偏倚が出てきている。それは前もって必要な調査項目を盛った調査用紙を作成し、それによって営業経営体の特性把握を計った統計調査にもとづくものではなく、基本データを営業税記録に求めたことからの結果に他ならない。営業税記録と営業表との強い結びつきがみて取れる。

2. ところで、営業表の工場部門では織物業とそこでの稼働織機が大きな表示項目となっていた。しかしながら、上でみたように営業税では織機が問題となるところはない。織物工場、あるいは工場問屋があったとして、それが商号をもった大規模業務を営んでいれば、それは商人権ありの商業とみなされ、その経営内容にはかかわりなく、所在地の4部門別の税額が定められていた。そこには経営での従業者や利用機械・道具・装置の表示はまったくなかった。しかし、当時の基幹産業であった織物業とその下で稼働している織機の表示なしに営業表作成を済ますことはできない。従い、この織機に関してだけは、営業表作成のつど、現地当局による直接調査によって調べ上げられている。すなわち、現地当局（自治体官庁と郡庁）から営業経営者（独立織工、織物工場主、織物問屋）への聴き取りによって処理された。当該地での手工業者としての織工の所有する織機、また織物工場で動かされている織機はもし申告者が正確な回答を提示すればそれによってその数量は把握される。もともと、そうした質問への回答を拒否したり、虚偽の報告を行なう経営者は決して少なくはなかったといわれる。さらに問題は問屋制織物業にある。問屋制下に組み込まれた織工というものは、必ずしも単独の工場問屋に属さず、複数の、しかも行政管区の異なった問屋と関係をもっていることが常態であった。このために問屋経営者への質問には同じ織工の織機の重複計上避けられなかったとされる。²²⁾

また、営業税にある規定によって、営業表から漏れる部分も決して小さくないという別の問題もある。それは、上述したように、この税法では以下のような営業に対しては営業税を免除するとあり、それらは納税目録には記載されなく、従い営業表に上がってこないという難点である。

店舗を開かず、賃金・直接注文のためにだけ働くひとり親方、また成人補助人と徒弟がひとりの手工業副業務として、あるいは織機2台以下で営まれている織物業・編物業
複数作業場のある工場での活動停止の作業場
気象条件悪化や設備・道具修理のために活動停止の工場
積載能力2ラスト以下の船舶・舢舨での運送業
営業用馬匹1頭での運輸業・貸馬業
農民の副業務としての運送業
副業務として営まれる年間麦消費量200シェッフェル以下の火酒蒸溜業

ここから、営業表作成に当たってこの税目録が扱ひ処とされる場合、当該業種での営業経営者の悉皆網羅性に問題が出てくることになる。

また、営業表の最後の欄で、奉公人が農業とサービスの2分野に分けて計上されていた。この部分に関しては、営業税から離れ、同じく1820年5月30日に発令された階級税法による記録が使用されている。1820年階級税法はいまだ身分制社会成層を残していた農村部には、その住民に対して階層と富裕度という外的標識にもとづき5階級区分を施し、それぞれの階級に月額4ターレルから1グロッシェンにまたがる税額を定めた階級税を導入した。²³⁾その最下層の第V階級に賃労働者・奉公人・日雇人が挙げられており、奉公人の数量抽出はここから可能になる。その後、階級区分や税額に変更はあるが、最下層階級に奉公人が位置づけられる点に変わりはない。しかし、手工業者でも営業経営従事者でもない奉公人というこの職業層だけを取り出し、それを営業表の最後に加えることの意味は不明瞭であり、これはプロイセン営業表が職業統計と経営統計を区別せず、その双方の要素を混在させていることのものである。

以上、営業表の枠組みとその内容が当時の租税制度によって制約されていることが理解されよう。中央(=統計局)から県庁を介して在地当局に降りてきた営業調査用の書式用紙であるが、その記入はこの記録資料にある数量を転記することで済む。もともと書式そのものが営業税記録に合わせて作成されている。つまり、営業表というのは全営業経営をその内容にそくして悉皆把握するものではなく、各地で課税対象になりうる営業体を課税条件内で捕捉した結果をそのまま統計資料に転用したものであった。この結果、営業表は終始この課税様式・内容によって規制され、それ以上の報知をもたらすことはできなかった。しかし、そこからの資料はあくまでも税財務用のものであり、統計作成用のものではない。従い、その悉皆(網羅)性、また集団の規模と特徴を多標識で把握するという観点=統計的観点からみた場合、記載事項に不十分な点を多く抱えざるをえない。経済学的また統計的にみて有意義な標識の多くを税務記録に求めることには初めから不可能であるからである。

V. 1843年営業表

1. ディーテリチの構想

1. 既述したように、1822年以降の毎3年おきに国家統計表、従い営業表が継続作成されてゆく。その間、取り上げられた職種と業種の増加を含みつつ、経済の自由化によって手工業と小営業にどのような進展がみられたかを概括する、ここに作成目的をおいたのが営業表であった。しかし、1830年代後半から営業表の作成方向に新たな機軸が求められるようになる。すなわち、1815年以降のプロイセンのいくつかの地域に現われた工業化の進展を受けて、国際市場での競争に投じられる企業の状況を把握しその育成をする上で、営業表によってはこうした状況を把握することができないとする批判が35年になって産業振興を担当する工場・商業・建築行政の統括者C.ローターから出てくる。具体的には、機械化の最も進んでいる機械紡績業、蒸気機関の利用状況(用途・数量・強度)を取り入れた工場制度の進展を明らかにしうる統計表を作成すべきとするものであった。これを受けて、統計局とホフマンは37年表作成時に、営業表の工場部門の拡大を計る。²⁴⁾すなわち、それまでの工場部門にいくつかの地域で顕著な拡張のみられる化学、製糖、甜菜糖、澱粉、炭酸カリウム煮沸、陶磁器の6業種、ならびに機械紡績場の計7業種を加え、以下の総計23種(そのための55欄)を取り上げている。

鉄工場	銅工場	水力製錬場	化学工場
製糖工場	甜菜糖工場	澱粉工場	炭酸カリウム煮沸工場
ガラス工場	陶磁器工場	石灰焼工場	レンガ工場
タール窯	製粉工場	搾油工場	晒布工場
皮鞣工場	製材工場	製紙工場	機械紡績業
稼働織機	剪毛工・布地調整者	染色師・捺染師	

最初の鉄工場から機械紡績業までのすべてに渡り施設数が表示され、その中の化学・製錬・ガラス・陶磁器の4業種では労働者数が計上されている(これは工場生産のとくに著しい業種とみなされ、その労働者数が別途に調査されたものである)。物的装置面では製粉工場で4動力源別(水力/風力/畜力/蒸気力)の碾白数、製紙工場での紙漉用桶数、紡績工場での3素材別(木綿/羊毛/亜麻)の紡錘数の計上がある。織物業ではこれまでと同様に、営業様式/副業務の2区分の下で前者では布織

物(素材4区分別)／靴下／リボン別、後者では亜麻／粗毛布／その他別に稼働織機数が掲示されている。最後の剪毛工・布地調整者と染色師・捺染師では手工業者の分類標識(親方／補助人・徒弟)でもってそれらの人数が掲示されている。この工場部門の図式はほぼそのままの形で43年表まで継承されてゆく。

さらに、a) 蒸気機関(用途別の数量)、b) 独立機械紡績場、c) 大取引に従事する工場、この3つの統計表を附録として営業表に添えている。これまでの営業表によっては、工業化についての情報が獲得不能とする批判に応えようとものである。37年表ではいまだ手工業者部門が営業表で最大のスペースを占めるものであったが(45業種とそのための78欄)、営業表の軸がこれまでの手工業から工場生産にシフトしてゆく徴候がみえている。

1844年6月7日、統計局は内閣全体の下から新設された商業庁(Handelsamt、その長官はF.L.vレンネ)の一部局へ移され、それを機にホフマンが引退し、その後を受けて7月29日にディーテリチが局長に就任する。新局長にとってはすでに集結しつつあった地方官庁からの報告をまとめ、それを1843年国家統計表に仕上げるのが急務とされていた。その成果が1845年に公刊された報告『1843年の官庁調査によるプロイセン国家統計表』²⁵⁾である。

この43年表の意義について、ディーテリチはその報告書の「序言」と「序文」の中で次のように説明している。まず、43年表は前統計局長ホフマン自身の『1837年末に官庁で調べられた報告結果によるプロイセン国家の人口』(1839年)の直接の続編に当たるものである。プロイセンでは18世紀末から19世紀初頭にかけて、統計と統計学に対して強い不信が投げかけられ、一時期信用を失っていた。それはなによりも当時の統計数量に信頼性が乏しかったためであり、わずかな数量や計算結果から全般的結論を引き出しうとする点でかつて統計学が得ていた過大な評価に対する反動でもあった。この建直しを計ったのがホフマンであり、当人は統計数量の拠って立つ前提や報告収集のあり方に応じて数量のもつ信頼性の程度を明らかにしようと努めた。このことによって、プロイセン統計局の作業は有効性を取り戻し、イギリスやフランス、ベルギーやオーストリアといった統計先進国に較べても遜色のないものとなり、国家経済、営業、行政、道徳、等々の面でその報告価値は国家政府部門にとってますます重みを増してきている。

さらにディーテリチがいうには、ホフマンの下で旧プロイセン時代からの煩雑な統計表作成が改められ、最も重要な部門への縮小が達成され、最終的に5枚の表にまとめられ、それがいまや定期的刊行物として公表されることになった。統計表の作成を担う者は、政府の行政全般を見通し、実行可能なことと不可能なことを見分ける見識をもち、諸関係を明確かつ直観的に認識しなくてはならない。また、そのことを可能にする形で統計数量を配置・提示する技量と審美感をもたねばならない。こうした力量をもった者の手によってのみ、統計表の形式と組立てのあり方に有意義性が保証される。ホフマンこそそうした統計表作成を担う人物でもあった。当人の尽力の下で、プロイセン統計表はいまやいくつかの点で意義深く、国家最重要関係の認識にとり合目的なものとして起草されるまでになった。これはいまだはヨーロッパの中でも最も優れたものとして賞讃されるまでになっている。

2. プロイセンの統計がいわゆるほどの賞讃に値するものであるかは疑問であるが、このように前任局長ホフマンの業績顕彰を行なう中で、プロイセン統計局の作成してきた統計表が先進国の統計と肩を並べうものになったとするのがディーテリチである。続けて、自己の責任下で新たに作成されることになる43年国家統計表の意義づけを試みる。

統計表は国家の所与の時点での現状を描写すべきものであるが、現実の諸関係は常に変化するものであり、これを受けて統計表の形式も変更されてきた。ホフマンの初期の営業表では、産業の諸関係に関してその当時の現状が正確に表示されてきた。しかし、営業関係すべてが網羅され、また報告書式への記入を担当する地方行政当局に専門知識が備っていたわけでもない。とくに、関税同盟結成以来、工業部門の発展が目覚ましいため、営業表の改編が進められてきた。さらに、統計表は王国の全省庁の業務と結びつきを保ちつつ、商工業を越えて道徳や医療政策、等々、その他の行政全般にまたがる国家の現状を提示しなくてはならない。これを5枚の表で提示したものが43年統計表なのである。

43年表は、それが統計局で編集されたものをそのまま完全に公表する(der Oeffentlichkeit übergehen)最初の事例となる。ホフマン時代も含めて、これまで編集された統計表がそのままの形で公開されることはなかった。というのは、統計数量の成り立ちや観察様式に通じていない者は表の誤用や数量の誤解に陥りやすいため、それを避けるべくすべての数量の完全公表ではなく、一般的な注釈をつけた上で個別数量とグループ分けされた数量を伝えることに限ってきたからである(とりわ

けホフマンの個別著作の中で)。²⁶⁾さらに統計表の組版と印刷はコスト高であり、しかも読者層が限られていた当時、詳しい情報提供は商業ルートには乗りえないという印刷予算上の制約もあった。

しかし、他の先進国同様、国民の政治的教養が高揚する中、正確かつ完全な数量関係の報知を望む声は何倍にも増してきている。プロイセン国家にこの点で遅れをとらせてはならない。ディーテリチはかくして全統計表の公表に先鞭をつけることを決断する。しかも、この公表により公衆 (Publicum) が統計局の活動に対する監督の役割を担うことにもなる。数量の信頼性やその恣意的な組み合わせに対する批判者として、この公衆の力量を期待できるとするわけであり、定期的公開により調査そのものにより大きな合理性が要求され、この面での前進が期待できよう。統計の公開性はまさしく近代統計作成を特徴づける重要な要素となるのだが、プロイセンでは 1843 年表作成時に初めてこの認識に到達している。この報告書によって国家状態の完全な報知にはまだ達しえないにしても、基本的な要素の提示は可能である。

この 1843 年末の統計調査 (statistische Zählung) の結果は「官庁を通したやり方」で、すなわち「王国の県政庁、郡長、および市役所によって調べられた通りのものであり、統計局の行なった再質問 (Rückfragen) にもとづいて訂正を済ませ、その後 1845 年 5 月に当時の現存するすべての記録と修正にのっとり統計局において誠実に主要表の中で確定された」²⁷⁾数量なのである。調査では事柄の重要性からみて、郡や県に対する統計局による事後の質問が行なわれ、また他の問題や以前の調査と比較する中で疑義が生ずるのがふつうであり、県庁との何重ものやり取りが挟まる。こうした経過を辿り、約 1 年をかけて統計局による全体的概括が終了する。当時の統計作成体制の下で可能な限り正確性を確保するための努力が続けられ、ここから公の信頼を得ることも可能となり、統計表の公開へと進むことができる。それは、以下の 5 つである。

1. 建物・国民数・家畜数に関する報告を有した 1843 年に対する全プロイセン国家統計表
2. 1843 年に対する全プロイセン国家の市民・軍人々口目録
3. 1843 年に対する全プロイセン国家の保健施設
4. 1843 年に対する全プロイセン国家の教会および学校表
5. 1843 年に対する全プロイセン国家の営業表

これから問題とするのは 5 の営業表である。これはその表頭には以下で順次説明される 28 分野区分とその中の 87 営業種が並べられ、その人的および物的構成に関する項目が計 165 欄にまたがり列記された一連の統計表である。表側には当時のプロイセンの地方行政区、すなわち東はケーニヒスベルクから西のアーヘンまでの 25 県ととくにベルリン市を加えた計 26 の地域区分が施されている。これに 1843 年総計と 1840 年総計、その間の増減、対 40 年比率 (%) が続いている。内容的には営業表全体は、①手工業者、②工場、③商業・運輸業・その他部門、この 3 部門に区分されると考えられる。この構成を概括して示すと、表 2「1843 年プロイセン王国営業表の構成」のようになる。

この表の最大の特徴は、営業体すべてが同列に扱われ、手工業、工場、商業、運輸業、サービス業、その他が 11 ページにまたがる一連の表にまとめられていることである。これは部門別に分岐してゆくそれ以降の営業表を前にした、連続形式の最後の、そして完成された形ということになる。

2. 手工業者部門と工場部門

A) 手工業者部門。まずこの営業表の提示する最初のもは機械技工と手工業者の種類とその人的構成である。業種は既述のように 45 種に渡る。1816 年表の 35 種、19 年表の 36 種から始まり、さらに 37 年表では瓦・スレート屋根葺師と石工 (いずれも左官から独立して)、紙・油紙・油布製造、活字鑄造、石版印刷と銅・鋼・木版印刷が追加され、漸次種類を増加させてきた結果である。この部分が営業表の最大部分であり、165 欄中 78 欄と全体の約半分を占める。43 年表段階ではいまだ手工業者部門が営業表の中軸であったといえる。ここで手工業部門というのは、(とくに工場との対比において) その製造が顧客の注文を受けてか、または居住地での需要を満たすだけのものであり、伝統的なツンプト制度でか、あるいはその外でか、小規模な独立経営を営んでいる業種を取り上げたものである。²⁸⁾そこでは一方の親方、あるいは「自前で働く者」(＝自前就業者)、37 年表来のごく少数の「免許保有者」(konzessionierte Person) といった業主層、他方の職人・徒弟層、この身分区別がほとんどの業種において施されている。ただし、職人と徒弟は一括され、それらが別々に計上されるのは

表2 1843年プロイセン王国営業表の構成

	業種・職種・分野	営業設備	就業者	欄番号
機械 技工と 手工業 者	パン屋 菓子屋 肉屋・屠畜屋 石鹸・蠟燭製造者 製革工 靴製造者 手袋・袋物製造者 毛皮製造者馬具師 網・ロープ製造者 仕立屋 縁飾製造者 装飾品製造者 帽子・帽子飾製造者 大工 指物師 車輪製造者 桶屋 旋盤師 櫛製造者 刷毛製造者 籠製造者 左官 瓦・スレート屋根葺師 石工 陶工・炉製造者 ガラス細工師 ペンキ屋 紙・壁紙・油紙・油絹工場 鍛冶屋 錠前師 帯製造者 銅細工師 真鍮・黄銅細工師 錫器製造者 板金細工師 機械製造者 時計製造者 金・銀細工師 宝石研磨師 活字鋳造場 印刷場 銅・鋼・木版印刷施設 石版印刷施設 製本業	紙工場施設 印刷での施設と印刷機	親方 自前就業者 職人・徒弟 免許取得者 (大工・左官のみで) 労働者 (製紙関連工場・活字鋳造場のみで)	1-78
工場	鉄工場 銅工場 水力製錬場 化学工場 製糖工場 甜菜糖工場 澱粉工場 炭酸カリウム煮沸工場 ガラス工場 陶磁器工場 石灰焼工場 レンガ工場 タール窯	施設	労働者(化学・製糖・ガラス・陶磁器工場での)	79-95
	製造工場 製粉工場(水力/風力/畜力/蒸気力別) 搾油工場 晒布工場 皮鞣用樹皮磨白工場 製材工場(独式/蘭式/円鋸式別) 製紙工場(定型紙/巻紙別)	施設 製粉での碾臼 製材での鋸 製紙での桶		96-112
	機械紡績場 (木綿・羊毛・亜麻の素材3区分別)	施設 紡錘		113-120
	稼働織機(営業様式で) すべての種類の布地・織物用織機(絹・半絹/木綿・半木綿/羊毛・半羊毛/亜麻布)/靴下製造機/リボン織機 稼働織機(副就業として) 亜麻布/粗毛織物/その他織物製品	織機		121-129
	剪毛工・織物調製師 黒色染色師・模様染物師 捺染工場	施設	親方、自前就業者、職人・徒弟、労働者(捺染工場のみで)	130-135
商業・ 運輸業・ その他	商業 金融取引業 店舗を開かず帳場で大規模業務を営んでいる商店 店舗を開いている商店:香料・薬剤・薬味 呉服 鉄・鋼・真鍮・その他金属商品 小間物やニュルンベルク商品 他商品 ワイン商 穀物商 木材商 仲買商 書籍・美術品・楽譜商 骨董商 貸本屋	施設		136-149
	商人権なしの商業:小間物やニュルンベルク商品の小商人 食糧品商人・露天商人 行商人		営業主	150-152
	水路運輸	船舶と積荷能力(ラスト)		153-156
	荷馬車駄賃運送人	営業用馬匹	自前就業者	
	旅館:教養身分用旅館 荷馬車・農民用居酒屋・宿屋 料理屋経営者 酒場経営者 楽師	施設	営業主	157-161
	奉公人 男 雇用主への個人的サービス 農業などでの作男・下働き 女 雇用主への個人的サービス 農業などでの農事手伝女・下女		奉公人	162-165

出所) Statistische Tabellen des Preussischen Staats nach der amtlichen Aufnahme des Jahres 1843, hrsg. von W. Dieterici, Berlin, 1845, SS. 130-40.

58年調査まで待たねばならない。また、ここでは業主数はそのまま営業施設数に照応するとみなされている。こうした手工業者表だけに関していえば、既述した旧プロイセン時代の1750年クールマルク諸都市での手工業者・技工調査以来の伝統がある。都市々民階級の根幹は手工業者層にあるわけで、これらを住民名簿、税記録やツンプト記録から捕捉することは比較的容易であった。18世紀中期来、多くの都市においてこのような表の作成が継続されてきている。従い、以前のツンプト制の下では親方がその自宅で職人・徒弟と一緒に就業している伝統的な経営形態がここには描写されることになっている。しかし、営業の自由化の下、ツンプト制の崩壊が進む中で、ほとんどの業種において同一欄内で「親方あるいは自前で働く者（自前就業者）」として、その合計が計上され、またこの自前就業者層だけしか記載されていない籠、櫛、刷毛の製造者、旋盤師、等々の11業種もある。さらに、この表では手工業と工場の間形態にあるような、またツンプト制にもない業種もみられる。それは活字鋳造場、紙・壁紙・油紙・油絹工場、印刷業・楽譜印刷施設、銅・鋼・木版印刷施設、石版印刷施設といった種類である。ここでは施設と並んで、場合によっては労働者（紙工場と活字鋳造場）、あるいは機械（印刷場での印刷機）についての数量が計上されてもいる。これらは旧来の手工業とはいえないが、局所的需要を越えた販路をもたないため手工業者表に留められていると思われる。

この手工業者部門から読み取ることのできる傾向は、営業の自由化に伴って生じつつある就業者構成の内部変化である。伝統的な親方／職人・徒弟という形態に加え、小都市や農村部に多い職人をもたない自前就業者、逆に多数の職人を抱え工場主へ転化しつつある手工業種が混在し、それらの間の構成の推移をみることで工業化プロセスを間接的に描き出すことができる。ディーテリチの解説では、職業身分構成においていまだ親方が職人・徒弟を凌駕している職種（例、パン屋、肉屋、帽子屋、仕立屋、鍛冶屋）、両者の数量がほぼ平衡している業種（例、製革、銅細工、板金細工、金・銀細工）を挙げた後、親方というカテゴリーに分類されているが実際には工場主（Fabrikherr）ともいえる層が出てきており、これが建設業（左官、石工、大工）や陶器製造業に顕著であるとされている。シュレーゲンやブランデンブルクの東部の州に多いこうした層は、都市に住居をもち多くの職人を抱え（例えば、ベルリンではひとりの左官親方に27-30人、大工棟梁ひとりに18-20人の職人）、大きな資本を投下して農村での仕事を請け負い、工場企業家（Fabrikunternehmer）とよばれるべきものとなっている。経営形態で工場への移行がどの業種で起っているか、これを州別比較で探すことができる。また、人口総数の増加に比し、それよりもはるかに高い就業者増加率を示す分野を明らかにすることも可能になる。

B) 工場部門。手工業と区別される工場とは、倉庫をもっていたり、大市や市場とかかわりを有し中間取引業者を介して商品を遠隔地で販売する大規模経営体のことである。²⁹⁾19年営業表が独立して以来、既述したように、とくに37年表ではそれまでの製粉工場を中心にした製造工場分野に化学、製糖、甜菜製糖、陶磁器などの工場施設、また機械紡績業（施設と紡錘数）が新たに加えられることにより、最も大きく拡張されてきたのがこの工場部門である。この部門は大きく、1) 工場施設（Fabrik-anstalt）、2) 製造工場（Müllen）、3) 紡績工場、4) 稼働織機に分かれ、さらに工場施設への附録として、①工場施設、②醸造場と火酒蒸溜場、③採鉱・製錬業、また紡績工場では④8州別の紡績施設・紡錘（素材3区分別）、⑤その内の機械紡績場・紡錘の州別分布、さらに⑥手工業者から織物業に至る8分野での就業人口数とその総人口に占める割合、そして最後に工場部門全体に関する附録として⑦蒸気機関、以上の7つの追加表が添えられている。

工場施設では主眼を施設数把握に置いている。13種の内、鉄工場や銅工場を初め、その多くが22年表と37年表でつけ加えられたものであり、この間の工場生産の進展を反映している。ただし、工場施設の網羅性には疑問があり、表示も施設数の捕捉に偏りその内部の就業者関係には注意が向けられておらず、13業種中、単に化学、製糖、ガラス、陶磁器、捺染にかかわる工場の5業種で労働者数が計上されるに終わっている。解説の中でディーテリチ自らも認めるように、プロイセン国家の工場活動を概括する上でも、この表示ではまったく不十分である。工場施設部分からは13種の施設（工場）の地域別分布が概括されるだけである。

可能な限り工場施設部分を補完すべくつけ加えられたのが先の大規模工場施設、醸造場・火酒蒸溜場、採鉱・製錬業についての3統計表である。

追加表①の工場施設表には、小売取引用や他工場の注文に応じる小工場、また採鉱・製錬業に属する経営を除外した、営業表に独自の記載欄はないが県庁の特別調査を通じて上がってきた大規模取引をこととする工場（ライン、ザクセン、ブランデンブルクの3州に集中している計746工場—1工場当たり就業者数86人）が常時就業者の性・年齢（14以下／15以上）別を伴って8州別に提示され

ている。これに属するのはタバコ工場、代用コーヒー工場、多様な金属・角・木材工場、小機械工場、ボタン工場である。営業表の枠組みから外れるさまざまな工場施設の輩出を前にして、統計局は特別の調査でもってその捕捉に努めたということである。しかし、それら以外の工場についてのより包括的な映像はそこにはない。

醸造場・火酒蒸溜場の追加表②とは州別工場数の表示である。これは統計局とは別のルート、すなわち王国財務省のビールと火酒製造への課税資料から作成され、これまでは手工業者部門に組み入れられていたものが43年表で初めて工場部門への附録として別途に掲載されたものである。この分野の工場所有者の多くは農業経営者であり、その副営業として醸造業・蒸溜業が営まれている場合が通例とされる。

次にくるのが採鉱・製錬業への追加表③である。最初の概念規定のところでも述べたように、採鉱業が営業に含められることには疑問がある。それが農業同様、粗生産部門に属しているからである。しかし、採掘には選別と加工、また製錬という作業行程が不可分に結びつくことから、これを採鉱・製錬業にまとめ、さらに製塩と砕石を加えて工場部門に取り入れることになる。プロイセンでは1816年来、全国に5つの上級鉱山管区(Oberbergwerksbezirk)が設けられ、43年当時は財務省管轄下に置かれていた鉱山監督局が採鉱場と製錬場の監督行政に当たっていた。従い、この機関で作成される資料が先にあるわけで(1837年来、毎年、調査報告が公表されている)、その管区別から一般行政区別(州、県)へ調整された数量結果がここに出てきている。この資料には州別に、工場・労働者・その家族構成員数(両者合計)、さらに鉄鉱石・石炭・亜鉛・塩・その他生産物の生産現場でのそれぞれの貨幣価値(単位、ターレル)が提示されている。当時、鉱山は王国所有と私的所有とに分かれていたが、前者は直接に、後者は所有者から郡と県を通じ監督局ないし当該省において報告が収集されている。営業表中、生産物がしかも貨幣表示されている唯一のものであるが、これは特別の行政監督下にある業種であるがゆえに可能となるものであった。

工場施設への追加表を離れて工場部門に戻ると、次にくる17欄には製造工場が掲載され、しかもその標識にはこれまでみられなかった機械・装置が現われている。約3万7千の製造工場の内、その約3/4は製粉工場であり、それが使用動力(水力/風力/畜力/蒸気力)別に計上されている。この内、水力と風力によったものが圧倒的ではあるが(全体の94%)、水力には碾臼数、風力では碾臼数1台を備えたドイツ式台付風力製粉工場と複数碾臼を備えたオランダ式風力製粉工場とが区別されている。さらに、数は少ないが、畜力と蒸気力による製粉工場とそれぞれの碾臼数も計上されている。碾臼数の構成では水力製粉工場が約63%を保持している。しかし、他と較べてここ3年間の蒸気力による製粉工場数の増加が目立っている。さらに、搾油工場と晒布工場、皮鞣用樹皮磨臼工場が続く。ここでは単に地域別工場数だけの表示に終わっている。次に製材工場では工場の附設装置別分類が取られ、鋸ひとつの(ドイツ式)製材/複数鋸の(オランダ式)製材/円鋸製材とに分けられている。最後にくるのが製紙工場であるが、ここでは製品別に定形紙/巻紙別の分類となっており、前者には工場施設数に加え紙漉用の桶数が添えられている。巻紙製紙を目的にした大規模工場が拡大しており、これを含んでとくに西部諸州(ラインラントとウェストファーレン)が他地域を圧倒している。

紡績業が8欄を取って、その3大製品別(木綿、羊毛、亜麻)工場数が示され、さらに個々の分野での紡錘数も計上されている。上で述べたように、37年表からこの紡績業分野の表示(工場施設と紡錘)が始まったが、それは織物業と並んで国の基幹産業としてあるこの分野を欠いては営業表は十全なものたりえないとする統計局の考えにもとづくものである。調査時に在地官庁による営業経営者と独立紡績工への聴き取りによってその数量が取得されている。ただし、ここに表わされているのは機械での紡績によるものに限られており、農村での副業において手紡績物(Handgespinnst)として作られる他の亜麻や羊毛を素材とした撚糸はここには出てこない。この中で、当時のプロイセンでは、紡績工場では羊毛(とくに紡毛糸)紡績が重きをなしていることが分かる。また、工場ごとの紡錘の平均数比較から、例えば綿紡績では県によっては極端に低い数値が出てくる。このことは、大規模工場・機械紡績工場ではなく、小規模施設や別施設と結びついた作業場での、あるいは単に手動による紡績が混在していることを示している。

添えられた追加表の④は施設と紡錘についての営業表の数値を州別にまとめたものである。さらに、統計局は43年末に県庁を通じ、独立施設として現存する本来の機械紡績工場についての報告を別に収集している(これは先にみた大工場施設調査の一環と思われる)。これによると、営業表にある紡績施設数の約7%に当たる291の機械紡績工場が選り出され、それが全紡錘数の約47%を保有していることが示されている。さらに、この大工場に限り就業者数が性・年齢(14以下/15以上)別に提

示されてもいる。

織物業について。ここでは9欄を取って工場施設ではなく稼働織機が、しかも営業用／副就業別に分けて示されている。この記述方式はこれまでと変わりはない。当時、絹製品と綿製品を別にすると、とくに亜麻布と粗羊毛織物、その他の日用織物は農民と日雇人による農村内副業として製造されていたため、これを織工が独自に織機を動かしている場合と区別して副就業として別に計上しているのである。この区別を伴った織機の地域的分布が営業用としてが6製品種別（絹、木綿、羊毛、亜麻布、靴下、リボン）、副就業用としてが3種別（亜麻布、粗毛織物、その他）に表示されている。ディーテリチはこの部分から、絹を除いて営業としての織物業がプロイセンでは一般的に後退しているとみる。

この工場部門の最終部分に、既述のように22年表来、剪毛工・織物調製工および染色師が取り上げられている。しかし、これは工場部門に入れられながら、他と違って手工業者として扱われ、親方／補助人・徒弟の区分が取られている。また、捺染工場欄（施設と就業労働者）が43年表で新たに追加されているが、これは本来ならば上の工場施設に並べられるべきものである。これらは織物業に関係する業種としてそれに繋げられたと思われるが、扱いに不統一さがみられる。

c) 蒸気機関。最後に、工場部門全体への附録として添えられた蒸気機関についての統計表⑦に触れる必要がある。これは26県別に蒸気機関数（総数1,091、馬力総量27,242）を採鉱・製錬、機械・金属、鉄道、蒸気汽船・浚渫船、製粉・搾油・製材・製紙、紡績・織物、その他、この7用途別に計上した表であり、プロイセン統計局の当初からの関心事であった蒸気機関の全体的伝播を概括するものである。統計局がホフマンから後のエンゲルの局長時代に至るまで、非常な熱意をもって捕捉に努めたのが、蒸気機関の用途とその地域的分布である。1835年、工場・商業・建設行政の方面から統計局へ示された要請を受けて、蒸気機関に関する調査が実施され、その結果が37年表に特別の追加表の形で掲載され、43年表でもこれが継承されている。これはプロイセンではいまだ工業部門での人口割合は低いとはいえ、しかし「製造においては異常な上昇が現に起っていることを証明する」³⁰⁾表となる。地域ごとに大きな格差をもちつつも、全体としては鉄道と船舶運輸、紡績業・織物業を中心に、3年間に機関数で1.7倍、とくに馬力数で2.2倍とその増大が顕著である。風力や水力といったこれまでの動力源に対して蒸気力が凌駕しつつあることを示すのがこのデータであり、そこから「工業上昇の好ましい徴候」³¹⁾を読み取ることが可能とするのがディーテリチである。ここでは馬力という計測量が取り入れられていることが注目される。これは、追加表をも含めた営業表の工場部門にあって、表示単位としてはほとんどが施設数と機械・装置数を取っている中、先述の採鉱・製錬業における生産価格と共に例外となっている。

3. 工業人口推計

この43年営業表の特徴のひとつに、手工業と工場各分野で就業者とその家族員数を推計し、これを総計することで全プロイセンの工業（帰属）人口を割出そうとしていることがある。これを示すものが追加表⑥に提示された手工業者から織物業に至る8分野での就業人口数とその総人口に占める割合に関する統計表である。

手工業者部門が職業調査でもあったのとは異なり、工場部門では5業種を除き就業者が計上されおらず、就業構造についての報知は欠落している。工場部門に出てくる多くの営業体は商業として、あるいは製造業として営業税台帳に記録されたが、そこにはその就業者構成についての報知が欠落していたことの結果である。これを補うべく行なわれるのがこの推計である。次章で説明するように、工場内就業者（＝労働者）の計上は後の1846年関税同盟営業表から始まり、この段階のプロイセン営業表では手工業をも含んだ工業帰属人口は以下に述べるような推計というやり方でしか把握されえないのである。

手工業部門については、親方と職人・徒弟数はすでに計上されていた。ここで親方家族数を当時平均して4.1人（親方を家長として他に3.1人が生活している）とみなし、これに職人・徒弟数を加えたものをこの部門の総数とする。営業表では、庭師、理髪師、煙突掃除夫、漁夫などは初めから手工業者層から除外されているにしても、これらの数量は少なく全体にはさほどの影響がないとされている。また、工場部門でもすでに就業人口の算定済みのものもある。既述のように大工場や採鉱・製錬業での就業者は別調査によって把握されていた。だが、就業人口とその家族構成員数が未知の分野については「推計」（Schätzung）、あるいは「計算と推測」（Rechnung und Conjectur）を挟む必要が出

てくる。³²⁾これには比較的単純なもの複雑なものに分かれるが、それぞれからいくつかの例をとってみよう。

最初の 13 種の工場施設では、工場所有者、また就業労働者のある場合はその各々に家族構成係数 4.1 を掛け、すべてに渡りそれを計算し総計している。追加表の大工場では、工場施設にひとりの所有者がいるとし、その家族構成員を 4.1 人とし、同じく 15 歳以上の男女労働者にも 4.1 を乗じ、それらに 14 歳以下労働者を加えている。同じ追加表の醸造業・火酒蒸溜場では工場数を所有者数と同じとみなし 4.1 を掛け、また個々の工場には平均 5 人の労働者が就業しこれらの多くは未婚であると、その数量をそのまま加えている。ここでは 1 工場につき 5 人の労働者という想定が入っている。また製造工場中の製粉工場では、その施設数を所有者数としこれに 4.1 を掛け、碾臼 1 台に 1 人の労働者が就業しているとしその数量を加えている。ここでは装置(碾臼)ごとに労働者 1 人を張りつけている。やや複雑な推計の例は製紙工場の場合である。ここでは、桶を用いた旧式工場に対して所有者家族、桶 1 台に労働者 1 人を、また巻紙製紙工場では所有者家族数と、規模の大きな工場が多いため 1 工場あたり 20 人の労働者を想定し、これを合計しこの分野の人口を推計している。さらに、紡績業での推計は次のように行なわれている。まず、工場を大工場と小工場とに分け、大工場所有者家族・14 歳以下労働者と未婚 15 歳以上労働者・既婚 15 歳以上労働者とその子供 2 人、これらを一方で計算し、他方で小工場所有者家族と 1 工場あたり 5 人の労働者を計算し、この両者を合算し紡績業に帰属する人口としている、等々。³³⁾

ほとんどがこのような推計によって手工業、工場施設、大規模工場、醸造業・火酒蒸溜業、採鉱・製錬業、製造工場、紡績業、織物業、この 8 部分の帰属人口を計算し、プロイセンの工業人口(industrielle Bevölkerung)としている。推計の係数—工場施設に所有者 1 人、所有者・労働者・手工業者いずれも家族数 4.1 人、生産装置 1 台につき就業者 1 人、ふつうの工場での労働者数 5 人、大工場では 20 人、等々の信頼性を判断する基準は確かとはいえず、かなり恣意的な推計といわざるをえない。これはディーテリチ自身の認めるところであり、熱心な読者が細かな点での修正を入れて別の推計を行なうことを認めている。ここではおおよその全体像(Totalbild)を描こうとしているわけで、これを通じプロイセンの工業人口の大きさ(3,614,37 で手工業者の人口数がなお 56.5%も占めているという事実を知ることができる)としている。工業人口の割合が最大のブランデンブルク州でさえ、それはベルリン市を抱えかつ手工業の比重がなお高いことによる。最も先進的なラインラントで人口の 1/3、最も遅れたプロイセンで 1/9 の工業人口といえるが、これは全体として本来の工場主身分の比重が低くまだ工業化が不十分であることの結果であるとみなされる。

本来の経営調査としての営業調査であれば、営業体の物的側面と並びその人的側面(就業者数とその構成)の両面への質問が設定され、就業者数は自ずから判明するはずである。しかし、営業表段階の営業統計にそれを期待することは初めから不可能である。基本資料としての営業税記録には、工業分野に属する営業経営の課税クラス・納税区画での位置、また外的標識による区分は示されるが、経営内の人的側面についての報知はもともと不在であった。従い、工業人口という最も重要な経済統計ではあっても、それを直接に伝える数値情報はなかった。ここから、恣意的という批判を甘受することながら、こうした推算という方式によってしか就業者の数量を計上せざるをえなかったということである。しかし、その結果が実際の工業人口にどれほど近づいたものであったか、これはあくまでも不明のままである。

4. 商業・運輸業・その他部門

工場部門に続いて商業部門が 11 業種にまたがり 136-152 欄を取って掲載されている。この部門も 37 年表で大きく拡張されている。手工業と工場部門が共に物的生産と加工に従事する業種であったのに反し、ここからは不生産的の営業となる。商業での分類基準は大取引商か小売商かの違いである。前者にはまず金融取引業(者)があり、ここには貨幣・流通証券・手形交換を業務とする商人=資金市場に属する商人、次いで店舗を開かず商品卸売業に従事する大商人がある。さらに、大取引商はワイン、穀物、材木、仲買商(Makler—両替・商品仲買・船舶仲買)といった業種にまたがっている。これら大取引商は東・北部ではベルリン、マグデブルク、ブレスラウ、シュテッティン、ダンツィヒといった取引中心地のある大都会に少数で集中しており、また西部ではケルンを除くと地域全体に多く散在している。前者は後者に比べ、5-10 倍もの販売量をもっているが、商品量をその貨幣価値で表示する資料が欠けているため、その正確な比較はできていない。

この大取引商と小売商の間に位置するのが、欄 138-142 にある店舗を開いている商人である。ここでは取扱品目別に香料・薬劑・薬味、絹・羊毛・木綿呉服、鉄・銅・真鍮などの金属、小間物とニュルンベルク商品、その他の 5 分類が施されている。この商人層の数量は大取引商の約 1.65 倍である。

これに続いて、書籍・美術品・楽譜商、骨董屋、貸本屋が計上されている。それらの地域別商人（店舗）数が示されるに留まり、これについての注釈はない。

以上ではいずれも商人権をもっている商人層が示されていた。これ以降は商人権をもたない小売商＝小商人が雑貨・小間物、食糧品、行商の 3 つに分けて計上され、その数 10 万 5 千人とされ、大取引商の 6.3 倍、店舗を開いている商人の 3.8 倍にも及んでいることが示されている。かかる小商人層は小さな販売業務に留まっている限り有用とされながら、その急激な増加は不必要な物価騰貴を招くため好ましからざるものとみられている。

以上、商業部門ではそれ以前の部門と異なり、商人数把握が主眼であり、個々の業種に関する就業関係とその数量にはまったく表示が及んでいない。また、営業手段に関しても単におおよその店舗数が推計できるだけであり、その他のものについての報知は望めない。

運輸業について。続いて運輸部門がくる（欄 153-156）。ここの表示形式は他と異なり、水路運輸と陸上運輸（Fuhrwesen、あるいは Landverkehr、Landtransport、とも表現される）とに分かれ、前者では地域別の船舶数とその積荷能力、後者では就業者と営業用馬匹数が計上されている。水路運輸については、プロイセンではライン河を中心にした豊かな河川結合がみられ、その運搬能力をラストを単位としたその積載量で測ることができ、これが陸上運輸に比べ「並み外れてはるかに重要」である、つまり馬による荷馬車輸送力の約 69 倍もの力を有していたことが示される。³⁴⁾ただし、当時 93.8 マイルに延びていた鉄道による輸送はここには含まれていない。この運輸業での報知は営業手段（船舶と馬匹）に偏り、他には荷馬車の車力数があるだけで商業部門同様、営業関係の人的構成は不明のまま残される。

旅館・酒場・楽師について。ここでは今日いうサービス部門が掲載されている。まず、旅館では教養身分用旅館、および運送従事者や市場に出かけてきた農民用の居酒屋・宿屋に分けられ、それぞれの軒数（同時に経営者数でもある）が示されている。次に、飯屋・飲屋と酒場それぞれの経営者数、また飲食店の宴会で営業として演ずる楽師数が並べられている。楽師は多くの地方小都市で、いまだツンフト制下にあって短期修養者が就業しているとされる。

奉公人について。営業表の最後は奉公人の表示であり、表中最大の就業者数を抱えた業種である（124 万人、人口の 8%）。ここでは奉公人層に性別区分が施され、その種類では従僕・御者・猟番・園丁、侍女・小間使い・料理女・子守・乳母といった主人の個人的サービスに従事するものと、農業経営その他での作男・下働き、農事手伝女・下女の 2 つに分かれる。前者は主に都市での奉公人、後者は農村労働者といひ替えられている。全体としてこの層は増加傾向にあるが、女性の都市奉公人の方が農村での女性労働者よりもより多く、また男性の農村労働者の増加割合の方が女性のそれよりもより大きいこと、これらすべてを「ひとつの進歩」³⁵⁾の表われとみなしうるとしている。

おわりに

1822 年営業表は 5 本の統計表に体系化された国家統計表における独立表として作成された、また 1843 年営業表は統計局の編纂した結果そのものが一般に公表された最初の事例であり、いずれも営業統計の展開において注目に値する営業表である。しかし、その作成の基本方針では 19 年営業表以来のそれを継承したままであるといえる。確かに、掲載項目数の増加があり、この 20 年間の経済発展を背景にして工場生産や蒸気機関利用へ表示枠を拡大させ、手工業者部門から次第に工場部門へと営業表の重点が移動してゆく傾向が読み取れる。だが営業表の根本的性格には変化はなかった。この旧営業表の最大の特徴は、それが 18 世紀後半以降継続されてきた手工業と工場それぞれの統計表、また商業や運輸業、その他についての報告を 1 枚の連続表にまとめたことにある。これが 22 年表における 72 業種区分と計 120 欄、43 年表の 28 分野・87 業種区分と計 165 欄をもった営業表となっていた。なるほど 1810 年のホフマンの統計表にあった「生業手段」に較べると、はるかに簡略化されてはいるが、基本性格を異にした経済活動が強引に接合され、統計表示としてはかなりいびつなものに終始している。こうした点では 19 年表から 43 年表に至るまでの営業表は同じ批判を受けなくてはならない。

手工業者表は都市々民の中核である手工業者を業種と就業身分別に提示したものであり、これは旧くは都市税務官と郡長、新たには郡庁・市庁・自治体官庁の下にある既成の手工業者目録、営業税台帳などから比較的容易に捕捉可能となるものであった。この部門は営業が職業と不分離の状態の下では就業者各々人の職業調査の側面をもち、営業の人的側面が描写されることになる。反面、その物的装置についての表示はない。従い、ここでは計数単位はあくまで人（Seele）であり、その限りでは営業表中、最も信頼の置ける数量といわれている。

これに対し、工場部門に出てくる数量は工場施設数が主であり、これに部分的に営業手段（機械・装置）、また少数ではありながら就業者（労働者）に関する数値を加えたものである。これは当時の生産力基盤のあり方を識る資料とはなりえよう。これもまた先と同じく営業税関係の資料から捕捉可能であったが、手工業者に較べるとその全体網羅性は十全ではなかった。営業の物的側面が主たる対象であり、計数単位は施設数と機械・装置数であり、営業内部での人的構成（工場主／監督職員・職工長／労働者）についての報知は極めて不十分なままである。従い、手工業と工場生産の対抗関係を、就業人口という最も基本的指標で比較することができない。この点での不備を認めたディーテリチが43年表において全工業人口を捉えるべく、工場部門での就業者ならびにその帰属人口を、あえて推計という形で計数しようとした。しかし、これはかなりあいまいな基準に頼らざるをえなかった。

それらに続いて、営業表は物的生産から離れ、商業や運輸業、旅館業などのサービス業、そして奉公人といった雑多な分野のさまざまな業種を掲載してゆく。この部門でも表示欄は営業の人的側面と物的側面の双方にまたがっており、商業では業主数を捉え、水路運輸では物的側面（船舶とその積載能力）を重視し、陸上運輸では就業者（車力）と馬匹を挙げ、奉公人ではまた職業調査に戻っているというように、最後まで調査単位の不統一性は克服されていない。

さらに、当時の工場生産にとり重要な分野、例えば採鉱・製錬業、営業表枠外にある工場、醸造業・蒸溜業、また蒸気機関、これらについての数量を追加しようとするも、これらが本来の営業表に有機的に組み入れられず、外からの追加表としてしか表示されていない。こうした形式上の欠陥をもっていた。

以上みてきたように、プロイセン統計局による営業表はさまざまな要素の混合物、各種統計表の寄木細工であり、連続した欄の中に、就業者、工場施設、機械・装置、店舗といった不統一な単位表示を余儀なくされるものであった。これが統計表としては、同質的集団をまとめ上げ比較可能性を最大限確保するという条件を満たしておらず、近代以前の調査がもつ制約を脱し切れていない。これは統一した調査様式一要綱、規定、調査書式、公表形式一をもたず、個々の行政当局の作成する業務記録をそのまま集計するしかなかったことの結果である。これを統計数量そのものの獲得を目指した直接調査としていかにして発展させてゆか、これがその後のドイツ営業統計の課題のひとつになってゆく。

プロイセン国家統計表は調査用紙をもたない統計である。各行政当局が作成した報告書式がそのまま集約されて公表されたものである。当初から調査目録と公刊表の区別なしの統計である。従い、調査用紙の運用に際して必要となり、末端調査機関の活動をも規制する調査要綱（＝規定）もなかった。なるほど、統計局から県庁への「廻状」（Rundschreiben）を通して最低必要な指示は降りてはいた。これが要綱の役割を果すことにはなったが、しかし統一的で周到な調査を指導するまでには至らず、報告書式への記入に際して生ずる現場でのさまざまな問題の処理は現場の下部当局（郡や市・自治体当局の統計業務担当者）の裁量に一切が委ねられていた。これらには営業関係の専門知識が十分備っていたとはいえない。場合によっては、当地の商業会議所、工場委員、専門識者の協力をあおぎつつ報告を十全なものにすべく務めたとされる。しかしながら、調査用紙を介さない調査であり、末端の現場当局にとっては多様な行政業務のひとつであり、しかも多くにとっては過重負担となる報告作成となる。このために、その作成に固有の手続きに留意し、必要な配慮と慎重さをもって望むという点での不十分さは否めない。全体としてかかる作業が労多く興味を惹くものでもなく、とまどいと徒労感が先にあり、報告資料そのものに多くの不合理性と不統一性がみられたとされる。

後にエンゲルは営業表を含めた19世紀前半の統計表を指して、これらの表は体系的なグループ分けをもたない統計報告の寄集めにすぎなく、「それらは異質なものを並べ、緊密な関連を相互に引き裂いている。一面ではくり返しが含まれ、他面では極めて重大な物件を除外することでその価値を低めている；これらの表はその内的組立てから、調査と利用に際して極めて大きな不都合さが出てくるもともなっている」、要するに「表では多くのことが非科学的である」と批判的評価を下している。

³⁶⁾ この批判を通じ、エンゲルは統計数値そのものの獲得を目指し、そのための調査用紙を介した直接

調査の導入を主張することになる。だが、1860年代以前のプロイセンにおいては業務資料・記録の集約からなる統計作成が軸であった。かかる行政資料・業務統計が豊かなほど統計作成の近代化が遅れるという統計史上のパラドックスがここにもみられる。人口調査においては、この後、北ドイツ連邦と関税同盟参加国で同時に実施された1867年調査、帝国形成後の1871年調査という形でセンサス形式の直接調査が進んでゆく。しかし、後章で詳しく説明するように、人口調査とは違って営業調査の場合には、独自の調査用紙が設計されそれを介した全数調査が実施可能となるにはさらに20年の経過が必要となる。

1810/11年勅令を受けて営業の自由化が進む中、ツンプト制の枠外で、自立してはいるが零細な経営者層が多く輩出してゆく。営業表はこれを親方とは別コード「自前で働く者」、また「免許取得者」で捉えようとはした。また、親方称号をもってはいても、その活動実態では日雇賃労働で生計を立てる者となら変わらない層も出てくる。逆に、手工業とされながらも内実では工場様式で営まれている経営体もある。さらに、小規模な零細手工業ながら問屋制下に組み入れられることによって工場に組み入れられたものもある。

だが、既存の行政資料に制約された統計ではこうした流動する事態に的確に対応し切れない。問題なのは、営業表の手工業と工場への割振りもそれぞれの現地の行政当局の判断に任せられ、そのかれらには税記録によってしかこれに対応するしか術がなかった。営業課税クラスの割り振りにもとづく営業表の手工業／工場という二分法は現実の動きを汲み上げる分割基準とはなっていない。

この手工業と工場の区分問題は調査技術上の問題であるよりも、とみに理論的な難問でもあった。局所的販売か遠隔地販売かで両者を分けるのでは、基準がいかにも平板かつあいまいである。営業体の生産量（額）、資本金、従業員数といった明確な指標による区分を取りえなかったのが当時の調査であった。手工業／工場の区分もさることながら、営業表の作成では、職業と営業、つまり個人（職業）と営業体（生産組織）、主業と農村家内副業、独立自営・マニユファクチャー・問屋制生産、これらの間の経済学的区分が不十分であったし、表書式作成に際しての統計局によるこれらに関する記入準則はまったく欠陥していた。

手工業と工場は営業の経営形態の相違である。家内作業→賃作業→手工業→問屋制（家内工業）→工場という形で経営形態が重複しながらも推移・発展してゆくとすれば、19世紀前半にはいまだ手工業以降の形態が地域的多様性をもって種々混在しており、その中で手工業・問屋制・工場生産を峻別することは理論的にも困難を伴っていたといえよう。さらに、多くの製造が農業と結びつく中で営まれていた状況下、主業と副業の区別も難しかったろうと思われる。現実の営業関係の複雑さと多様さに制約されて、営業表にも多くの不明瞭さが残されていた。³⁷⁾

こうした多くの制約下に作成されたのがプロイセン王国営業表であった。その不備にもかかわらず、営業表そのものは当時の不十分な資料公開制度の下では、単なる形容詞による表現や比較、不明瞭な数量への依拠に較べると他には求められない説得力をもってはいたろう。こうした営業表の作成と比較を通じて、ディーテリチと統計局の明らかにしたかった点は営業自由化の下での事態の変化であった。既述したように、営業の自由が保証されることによって逆に過当競争と貧困層の増大がもたらされ、それまでのツンプト制のもっていた長所が台なしになるのではないかとするのが保守層からの批判であり、これに反論材料を提供することがその隠された意図であった。この点に関してはディーテリチの考えはホフマンのそれとまったく同様であった。親方層とそれによる製造は国民の需要をまかなえる分は確保されており、職人と徒弟の数量にも著しい増加がみられる。他方で、旧市民やツンプト親方から多くの工場主が生まれており、全体としては工場様式（fabrikartig）による営業の発展もある。こうしたことを「非常に好ましい現象」³⁸⁾とするのが統計局の見解である。だが、これがあくまで楽観論であり、この工場制生産が新たなより深刻な社会矛盾を抱えた生産形態であることはディーテリチの眼にはみえていなかった。後に、プロイセン統計局の体制擁護的姿勢として批判されるところである。

この後、1843年11月の関税同盟第6回総会（ベルリン）においてバーデンとザクセンの大使の提案を受け、1846年12月の人口調査時に加盟国での営業調査の実施が承認された。このことにより、プロイセン営業表は旧来の様式に変更を余儀なくされる。その特色でもまた欠陥でもあった連続形式での手工業者・工場表示を分離する、また工場枠での業種の取り上げ拡充し、かつそれぞれの生産設備と就業者を表示する、こうしたことを通じて工場部門の抜本的改革とそれを含んだ工場表の独立を計ることである。だが果して、これによって統計局による営業表作成に新たな機軸がもたらされることになるのだろうか。

注

- 1) 営業概念の二義性については、K. Bücher, *Gewerbe, Wörterbuch der Volkswirtschaft*, hrsg. von L. Elster, Bd. 1, 1898, SS. 850-51, による。これに関しては、W. Morgenroth, *Gewerbestatistik, Die Statistik in Deutschland nach ihrem heutigen Stand*, hrsg. von F. Zahn, Bd. 2, München und Berlin, 1911, SS. 182-83, をも参照。
- 2) O. Behre, *Geschichte der Statistik in Brandenburg-Preussen*, Berlin, 1905, S. 326.
- 3) K. H. Kaufhold, Inhalt und Probleme einer preussischen Gewerbestatistik vor 1860, *Wirtschaftliche und soziale Strukturen im saekularen Wandel*, Bd. 3, hrsg. von I. Bog, u. a., Hannover, 1974, SS. 708-09.
- 4) この分野での研究の概括には次のものを参照。T. Pierenkemper, *Gewerbe und Industrie im 19. und 20. Jahrhundert*, München, 1994.
- 5) K. H. Kaufhold, Inhalt und Probleme, *a. a. O.*, SS. 710-13.
- 6) 以下、旧プロイセン時代の営業統計については、以下の文献による。R. Boeckh, *Die geschichtliche Entwicklung der amtlichen Statistik des preussischen Staates*, Berlin, 1863, SS. 3-15, O. Behre, *a. a. O.*, SS. 325-61, H. Klinckmüller, *Die amtliche Statistik Preussens im vorigen Jahrhundert*, Jena, 1880, SS. 30-32. さらに、*Gewerbestatistik Preussens vor 1850*, Bd. 2, hrsg. von K. H. Kaufhold, und U. Albrecht, St. Katharinen, 1994, SS. VII-XVI, をも参照のこと。
- 7) L. Krug, *Betrachtungen über den National-Reichthum des preussischen Staats, und über den Wohlstand seiner Bewohner*, Theil 1, Berlin, 1805, SS. X-XI. 本書は実に多様な国状記述を含むものであるが、手工業者と工場についての統計表示と解説は、同書・第2部, 第5章第2節, に収められている。
- 8) ホフマンの1810年統計表に関しては、E. Engel, Die Methoden der Volkszählung, mit besonderer Berücksichtigung der im preussischen Staate angewandeten, *Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus*, Jg. 1, 1861, SS. 151-54, また、拙著『近代ドイツ国家形成と社会統計』京都大学学術出版会, 2014年, 36-41, 81-82ページ, を参照。
- 9) 19世紀前半の営業表の展開については、W. Dieterici, Ueber den Begriff der Statistik, *Mittheilungen des statistischen Bureau's in Berlin*, Jg. 4, 1851, S. 119ff., *Tabellen und amtliche Nachrichten über den Preussischen Staat für das Jahre 1849*, Bd. V, Berlin, 1854, SS. III-VIII, Bd. VI, Abt. B, Berlin, 1855, SS. 997-1003, R. Boeckh, *a. a. O.*, S. 31ff., E. Engel, Die Nothwendigkeit einer Reform der volkswirtschaftlichen Statistik insbesondere der Gewerbestatistik im Gebiete des Zollvereins sowie in allen übrigen Staaten von Europa, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 10, 1870, SS. 164-65, G. Schmoller, *Zur Geschichte der deutschen Kleingewerbe im 19. Jahrhundert*, Halle, 1870, S. 59ff., Die Volkszahl der Deutschen Staaten nach der Zählungen seit 1816, *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 37, Theil 2, 1879, S. 9, K. H. Kaufhold, Inhalt und Probleme, *a. a. O.*, SS. 707-19, *Gewerbestatistik Preussens vor 1850*, SS. X III-X VI, また, *Quellen zur Berufs- und Gewerbestatistik Deutschlands 1816-1875*, bearb. von A. Kraus, Boppard a. R., 1989, SS. 1-25, にある編纂者クラウス女史自身による序文 (Einleitung) をも参照のこと。さらに、序文でも触れた次の書を参照。F. Hoffmann, „Ein den thatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild nicht zu gewinnen“, *Quellenkritische Untersuchungen zur preussischen Gewerbestatistik zwischen Wiener Kongress und Reichsgründung*, Stuttgart, 2012, Teil 1. (以下、本書の引用では、*Quellenkritische Untersuchungen*, と略記する)
- 10) ここでいう職人の原語は *Gehülfe* である。旧来のツンフト制下の手工業ではその身分構成として、親方 (Meister) / 職人 (Geselle) / 徒弟 (Lehrling) が固定されていた。しかし、営業の自由化が進む中で、徒弟期間修了者であっても職人組合などに属さない、従い、ツンフト制に縛られない就業者層が輩出してくる。営業表では本来の職人層にこれらを含めて *Gehülfe* (Gehilfe) という用語を当てている。職人の他に、補助人、助手、雇人、店員とも訳される言葉である。さらに、19世紀60年代以降には、雇用主 (Arbeitgeber) に対する被雇用者 (Arbeitnehmer) の同義語としても多用されるようになる。以下、本書では文脈に合わせて、職人、補助人、被雇用者という訳語を用いる。
- 11) W. Dieterici, Statistische Vergleichenungen der Anzahl der Handwerker und mechanischen Künstler im Preussischen Staate aus früherer Zeit gegen die jetzige, *Mitthl. d. st. Bur. i. Berl.*, Jg. 1, 1848, SS. 215-19.
- 12) ディーテリチ (Karl Friedrich Wilhelm Dieterici) は1790年8月23日ベルリンに生まれ、ケーニヒスベルク大学とベルリン大学に学ぶ。対フランス戦役で技術将校を務める。1820年文化省職員。1831年上級行政官。1834年ベルリン大学国家学教授に就任、翌年にはプロイセン統計局補助研究員としてホフマンを援け、また関税同盟統計の編纂と公刊に尽力する。1844年6月29日、ホフマンの後を受けて統計局長に就任。統計局の活動を拡充させ、編纂結果を公表することに力を注ぐ。1847年来ベルリン科学アカデミー会員。1859年7月29日、ベルリンにて死去。R. Boeckh, Dieterici: Karl Friedrich Wilhelm D., *Allgemeine Deutsche Biographie*, Bd. 5, 1877, SS. 159-63, C. Meitzel, Dieterici, Karl Friedrich Wilhelm, *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 4. Aufl., Bd. 3, 1926, SS. 240-41, Das statistische Bureau Preussens unter Dieterici, *Archiv der*

politischen Oekonomie und Polizeiwissenschaft, N. F., Bd. 10, 1853, SS. 51-84, F. Hoffmann, *Quellenkritische Untersuchungen*, SS. 133-50.

- 13) O. Behre, *a. a. O.*, S. 345. 18 世紀中頃の旧プロイセンでの手工業者表の作成この方、このような製品販売範囲の広狭を基準に局所的需要をまかなう経営が手工業とされており、この規定は 19 世紀に入っても継承されていた。
- 14) W. Dieterici, *Statistische Vergleichenungen, a. a. O.*, S. 214.
- 15) 課税管区ごとに納税義務者の組合が結成されているところではその代表により、また組合のないところでは在地の自治体官庁によって、個々の経営者に対する負担税額が査定されていた。こうした組織には当該地の営業税台帳が保管されていた。K. Th. Eheberg, *Gewerbsteuer, Handw. d. Staatsw.*, 4. Aufl., Bd. 4, 1927, S. 1070. しかし、経済の流動性が激化する中、大量に輩出してくる小規模な零細営業体がこれら既存資料によってどこまで正確に把握されえていたかは疑問の残るところである。同じことは工場についてもいえよう。
- 16) K. H. Kaufhold, *Inhalt und Probleme, a. a. O.*, S. 711. 工場とは「倉庫を有するか、大市や市場とかかわりをもつか、あるいはその商品を取引仲介業者を介して販売するような営業」(O. Behre, *a. a. O.*, S. 345.)と規定されていた。
- 17) K. H. Kaufhold, *Quellen zur Gewerbestatistik Deutschlands vor 1850, Grundlagen der Historischen Statistik von Deutschland*, hrsg. von W. Fischer und A. Kunz, Opladen, 1991, S. 73, S. 81.
- 18) この中で、それぞれの現場ではさまざまな混乱が生じ、全体として不統一な結果がもたらされていたであろうことは容易に予想される。その一端は、*Quellen zur Berufs- und Gewerbestatistik*, S. 16, でも紹介されている。統一した調査要綱をもたない調査＝業務統計の制約である。これがプロイセン西部地域（ウェストファーレンと北部ラインラント）で具体的にどのように現われ、いかに調査に不統一性をもたらしたかについてホフマンの近著が詳細に説明している。F. Hoffmann, *a. a. O.*, S. 231ff.
- 19) F. Hoffmann, *a. a. O.*, SS. 190-93.
- 20) Gesetz wegen Entrichtung der Gewerbesteuer. Vom 30sten Mai 1820, *Gesetz=Sammlung für die Königlichen Preussischen Staaten*, 1820, SS. 147-62. この 1820 年営業税法の解説では以下の文献を参照。W. v. Oesfeld, *Die Gewerbesteuer-Verfassung des Preussischen Staats in ihrer neuesten Gestaltung*, Breslau, 1877, S. 9ff., G. Strutz, *Der Staatshaushalt und die Finanzen Preussens*, Bd. 1, 4. Lieferung, Berlin, 1902, SS. 1081-84, R. Grabower, *Preussens Steuern vor und nach Befreiungskriegen*, Berlin, 1932, S. 551ff., 野津高次郎『獨逸税制発達史』有芳社, 1950 年, 109-11 ページ, 佐藤進『近代税制の成立過程』東大出版会, 1965 年, 241-42 ページ。
- 21) Gesetz wegen Entrichtung der Gewerbesteuer, *a. a. O.*, S. 152. これはまた、「徴税目録」(Erhebungsrolle)ともいわれる。
- 22) このような回答拒否・虚偽申告については、ホフマン書において、プロイセン西部地域での調査に対する営業経営者の否定的態度が数多く例証されている。F. Hoffmann, *a. a. O.*, S. 513ff. また、問屋制下の織工・織機の統計把握には多重計上がついて廻るという問題がある。問屋制の下にあるひとりの織工は複数の商人ないしは問屋に雇われているのが通常である。従い、営業調査に際して、調査当局からの聴き取りに対するそれら雇用主の回答には同一織工が重複して現われることになる。問題の指摘があつたにもかかわらず、調査当局間の調整や統計局による解決策の提示はなかつた。後に 1840 年代の経済的不況にもかかわらず、プロイセン全土でこの時期に統計では織機数が上昇し続けた要因はこの調査実行に内在した多重把握にあるとされている。F. Hoffmann, *a. a. O.*, S. 239ff., SS. 718-20.
- 23) Gesetz wegen Einführung einer Klassensteuer. Vom 30sten Mai 1820, *Gesetz=Sammlung*, SS. 140-43.
- 24) 1837 年営業表そのものは後にディーテリチの編纂した関税同盟資料集の中に掲載され、その構成が把握できる。Gewerbe-Tabelle des ganzen Preussischen Staats nach den einzelnen Regierungsbezirken für das Jahr 1837, *Statistische Uebersicht der wichtigsten Gegenstände des Verkehrs und Verbrauchs im Preussischen Staate und im deutschen Zollvereine*, 1. Fortsetzung, 1842, SS. 383-401.
- 25) *Die statistischen Tabellen des preussischen Staats nach der amtlichen Aufnahme des Jahres 1843*, hrsg. von W. Dieterici, Berlin, 1845. (以下、本書の引用は、*Die statistischen Tabellen* と略記する)。なお、この 43 年表についての詳しい解説として、G. Hanssen, *Das statistische Bureau der preussischen Monarchie unter Hoffmann und Dieterici, Arch. d. pol. Oek. u. Polwiss.*, N. F., Bd. 4, 1846, S. 329ff., F. Hoffmann, *a. a. O.*, SS. 194-200, をも参照。
- 26) 統計局長ホフマンは、1817・20・31・37 年のプロイセンの現状に関し、毎年的人口目録や 3 年ごとの調査結果を自らの著作の中で要約・報告している。また、先のクルークの研究と同様、プロイセン官僚機構にあつて統計局がもつ資料の利用を許された個人による実証研究もある。その代表例のひとつとして、ハルデンベルク政権の下で財務省枢密税務官を務めたフェルバーがその引退後 1 年して発表した、C. W. Ferber, *Beiträge zur Kenntniss des gewerblichen und commerziellen Zustandes der preussischen Monarchie*, Berlin, 1829, およびその続編 (*Neue Beiträge*, 1832) があるが、ここでは統計局に備蓄されていた営業統計がふんだんに利用されている。こうした研究は半官庁的 (halbamtlich) とよばれながらも、資料報知の点では大きな役割を果たされたとされる。*Quellen zur Berufs- und Gewerbestatistik*, SS. 5-6. このフェルバーの研究については、諸田実『ドイツ関税同盟の成立』有斐閣, 1974 年, 第 4 章, に詳しい紹介と説明がある。

- 27) *Die statistischen Tabellen*, S. VI.
- 28) この手工業について厳密な定義はこの報告文中にはない。「そこには以前にはたいていツunft様式 (zunftmässig) でのみ営まれていたような手工業が含まれており、そこではあまねく親方が若干の職人と徒弟と一緒に働いている」(*Die statistischen Tabellen*, S. 141.) とあるにすぎない。既述したように、特定顧客や局所的需要に応える小規模営業体を手工業とするのが旧プロイセン時代からの一般的通念であり、それが 19 世紀中葉にもそのまま踏襲されているわけである。
- 29) 報告には工場についての規定はない。上の注 16 でも触れたように、当時、一般的には遠隔地販売をこととする大規模営業体が工場とみなされていた。手工業と工場の区分には販売の到達範囲が決め手とされていた。これは重商主義の下での輸出促進政策にあつて、外国商品との競争に耐えうる商品を製造できる経営体を「工場」として把握する必要から出てきた。これ以降こうした考え方が関税同盟統計においても遵守されている。F. Hoffmann, *a. a. O.*, SS. 391-92.
- 30) *Die statistischen Tabellen*, S. 159
- 31) *Die statistischen Tabellen*, S. 161
- 32) *Die statistischen Tabellen*, S. 151, S. 158.
- 33) この他の部分での人口の計算—採鉱・製錬業では既述のように家族数を含めての人口が調査済みであつた。製造工場内の搾油、晒布、皮鞣用樹皮磨白、製材工場では工場所有者と家族員数を一方に置き、他方で比較的小さな工場では労働者 1-2 人、大規模工場で 10-20 人とし、その平均に 5 人を取り、双方を合算する。繊維業では主営業だけを取り (副業従事者は農業人口に帰属)、織工家族数を 4.1 人とし、これを 6 種について計算し合計している。このようにして工場 8 分野の帰属人口が算出されている。*Die statistischen Tabellen*, S. 149, S. 151, S. 156.
- 34) *Die statistischen Tabellen*, S. 165. なお、報告では 63 倍となっているが、これは水路運輸力をツェントナーに換算する際の単純な計算上の間違による。
- 35) *Die statistischen Tabellen*, S. 166.
- 36) こうした 19 世紀前半の統計表が、体系的なグループ分けをもたないさまざまな統計報告のよせ集め (Conglomerat) にすぎず、内的組立てに不首尾があり、異質なものを並べ緊密な関係を分断し、これらが調査と利用の際の不都合のもとになっているとみなし、要するにそれを非科学的と酷評し、独立の調査用紙をもとにした統計調査の必要性を訴えることになるのがエンゲルであつた。しかし、ここでエンゲルはドイツに伝統的な国土記述の意義を否定しているわけではない。こうした社会経済圏に関する詳細な描写・記述の考えを受け継ぎ、記述事項を選別・再編し、これを調査用紙を介したセンサス形式の調査によって、いかに組織的統一的に捕捉してゆくか、この検討がドイツ社会統計学形成にとってのひとつの契機になつたと考えられる。E. Engel, *Die Methoden*, *a. a. O.*, S. 151.
- 37) 19 世紀前半のドイツ営業統計が、現場の調査当局と被質問者にある専門知識の欠如や無関心・徒労感=外的問題、職業と営業、手工業と他営業、主業と副業等々の間の概念的区別のあいまいさ=内的問題、この 2 つの問題を抱えたものであることはカウフホルトの指摘する通りである。K. H. Kaufhold, *Inhalt und Probleme*, *a. a. O.*, SS. 713-14. 実際にも、クラウスは当時の郡レベルでの調査の実施にみられた種々の混乱を、残っていた報告書式の点検を通じて明らかにしている。*Quellen zur Berufs- und Gewerbestatistik*, S. 13ff. さらに、プロイセン西部地域 2 州の中から 6 県を例に取り、そこにおける調査担当部署 (市町村官庁) での調査に臨む姿勢に大きな難点があり (統計調査に関する専門的素養の欠如、調査への無関心・無配慮・慎重さの不足、荷重負担)、これが調査結果の質を侵害したとするホフマンの詳しい説明がある。F. Hoffmann, *a. a. O.*, S. 454ff., とくに、504-13 ページを参照。さらに、営業表への記入に際して、地方官庁による事例の分類・配列におびただしい過誤 (不統一・非一貫性・矛盾) がみられ、これが集計データの同質性を大きく損なっていることを多くの個別事例でもって例証している。これに関しては、同書の 534-655 ページを参照。さらに、収集されたデータを点検し、異常箇所 (データ飛躍) を見出し修正するための管理作業が上位官庁 (郡庁と県庁、そして統計局) の下で有効裡に実施されえなかつた実態が明らかにされている。これについては、同書の 655-77 ページを参照。
- 38) W. Dieterici, *Allgemeine Betrachtungen über die Gewerbtreibenden im Preussischen Staate aus Vergleichung der statistischen Gewerbetabellen der Jahre 1822 und 1846*, *Mitthl. d. st. Bur. i. Berl.*, Jg. 2, 1849, S. 7.

第2章 1846年関税同盟営業表

はじめに

ドイツの歴史的発展の中で1834年1月発足のドイツ関税同盟はその後のプロイセンを軸にしたドイツ統一の経済的政治的基盤となるものであった。その合理的運営のため、加盟国の税関と監督局、およびベルリンの関税同盟中央局の間には定期的な業務報告の相互伝達が義務づけられていた。そこからの記録・資料が中央局によって事後的に編纂されることから、後にいわゆる商業報告とよばれる広域ドイツの商品流通・関税統計が生まれえた。併行して関税収益の参加各国への配分基準を人口数に置いたところから、3年ごとの各国での正確な人口数把握が要請され、これがこれまでの住民名簿や教会記録による人口計上を越えて、直接調査による現住人口調査を部分的にせよ促すことにもなった。

関税同盟統計は以上の商業統計および人口統計に留まらなかった。それらとは別種の統計が作成されている。それが同盟参加国それぞれにおける粗生産＝原材料取得以降の経済活動を対象にして、その人的物的構成を映し出す資料、すなわち関税同盟営業表である。これが1846年と61年の2度に渡って作成されている。それぞれの国家経済の深部に迫るかかる営業統計が参加国の自主性を最大限尊重する関税同盟において必要とされた理由、実施までのプロセス、表作成上での特徴を明らかにすることはドイツ社会経済統計の展開を促すひとつの契機の解明につながると考えられる。

この関税同盟営業表は同盟参加国全体とはゆかなかつたが、その大部分の国家においては中央局から指示された図式のもとづいて作成され中央局に送られている。しかし、指示された図式に添付される調査方式についての規定はあいまいで、実際の調査に当たってはそれぞれの国家による任意裁量に大きな領分が与えられていた。しかも、図式そのものは関税同盟が当初構想したものとは異なり、旧来のプロイセン方式に引きずられたものに終わった。ここから、後代にはこの関税同盟営業表に対してはその営業統計としての意義に否定的な評価が出てくる。本章ではまず46年営業表を取り上げ、その特徴と欠陥について考察する。その際、事例としてはプロイセン王国とザクセン王国の営業表を取り上げる。前者はこれまでの伝統に立って、関税同盟営業表そのものの骨子を提供するという自負の下で作成され、後者は大筋では中央局からの指示に従いながらも、ザクセンの国状に合う形で独自の表形式を模索している。また、資料調達においても他の国家とは違ったより先進的な方式を試みている。こうした違いに留意しながら両者を比較することによって、プロイセン方式に拘束された営業表の特徴を明らかにし、その制約を確かめることができると考えられる。

I. 成立経緯

1. 1843年関税同盟総会

1843年11月11日、ベルリンでの第6回関税同盟総会の席上、バーデン大公国関税大使の提案が関税同盟営業表作成の発端である。そこには「輸出および輸入関税率を査定するに際し、またこれにかかわる提案を評価するに際して、営業関係の正確な認識が極めて大きな効力をもつことが多々あり、時にはそれがまったく不可欠なこともある」¹⁾とある。つまり、適正な関税率（とくに対立の大きかった木綿と鉄製品に関して）を設定することで関税同盟圏の経済活動を妨げることがないようにする、このためには全体の営業がどのような現状にあるのか、この知識が不可欠である、ということになる。従い、これは同盟参加国すべてにまたがり、それぞれの営業状態を同じ様式で報知するものでなければならない。ところが、現状では政府指導のものと同じ調査規定ののつとった広範な営業統計はない。²⁾これを新たに作成することの提案を総会で行なうよう政府から託されたのがバーデン大使である。その提案には、かかる営業統計は範囲を限定し局所的需要のために活動している小営業体＝手工業は除き、各国における大規模取引用の営業設備（工場）、ならびに規模は小さいながら大取引のために活動している営業体に限定されるべきとある。そして、このための調査様式は関税同盟中央局において追求されるものとされた。

この提案はこれまでのプロイセン営業統計にみられた伝統的な手工業者層の地域分布、いわゆる手工業者部門を除外するというものであった。大取引・遠隔地販売をこととする営業体のみの捕捉を目

指したいわゆる工場部門だけに営業表の枠を制限するということになる。また、ここで中央局というのは、既述した関税同盟での業務を統括するベルリンの計算局であり、その主業務は四半期暫定決算と最終決算のための通商二関する資料を加盟国の関税監督局との間で作成・整理するところにあった。この中央局をしてその作業範囲を拡大させ、営業調査の設計を委ねるとするのである。

提案は入念な審議に付され、多くの大使の賛同を受け、次のような規定が各国政府の承認を得るべく作成された。³⁾まず、対象領域を各国の「比較的大きな営業」に限定し、以下の項目について次暦年（1844年）中に記録を収集し中央局へ届け、中央局はこれらを主要概括にまとめ印刷物の形で各国政府へ伝えるものとする。調べられべき対象と項目とは、以下の通りである。

1. 営業目的用に稼動している蒸気機関—これを用途別（例、紡績業や織物業、製糖工場）と馬力数で表示
2. 工場、ならびにそれと較べると規模は小さいながら工場様式で（fabrikmässig）営まれている営業。ここで工場様式というのは、局所的な需要のためではなくて、大取引のために活動しているものを指す。主に地域的需要だけをまかない大取引用の活動を行っていない、従い工場式とはいえない一切の小経営（＝手工業）は除外される。また、農林業や採鉱業のさまざまな分野、製塩業、鑄貨工場、ビール醸造場や火酒蒸留場も表示対象から外される
3. 工場ならびに工場様式で営まれている小営業については、その業種ごとに、以下の表示を行なう
 - a. 工場数
 - b. 工場で経常的に就業している労働者の数量；性と年齢別（14以下／15以上）、合計
 - c. 営業手段としての機械・装置の種類と数量—織物業での稼動織機（手織機／力織機）、機械紡績業での紡錘、製紙工場での紙漉用桶・巻紙製紙機、捺染工場での捺染機・印刷機械、鉄工場での溶鉱炉・製錬炉・攪錬炉・小型炉・圧延機・溶銑炉・鑄造場

ここから、工場式といわれる生産と販売の担い手を調べることで、ここにこの調査の主眼が置かれていることが分かる。これは、国際的レベルでの市場取引を念頭におき、関税同盟内にある国際競争力もった営業経営の現状を把握するという意図から出てきたものである。そこでは、工場と単なる手工業との違いが経営形態ではなく取引規模の大小に求められている点に注意しなくてはならない。この工場に対する規定は手工業的な小営業ではなく大取引に従事する営業施設とされているが、さらに工場ではひとつの建物の中で労働者が協働しているのがふつうではあるが、しかし「確かに個々の労働者は比較的大きな建物の中でまとめられてはおらず分散してはいるが、ひとりの仲介人（Factor）、あるいは工場問屋（Fabrikwvclager）の管理の下で働き、かれらから原材料を受け取り、かれらに完成商品を引き渡す」、このような「比較的大きな営業」もあり、これも工場に含められるとされている。⁴⁾これは明らかに前貸問屋商人による手工業者や農村家内工業に対する支配のことである。問屋制下の生産がここでは工場様式を生産とみなされているわけである。これを基礎命題に据えながらも、しかしそれぞれの国内でどのような営業設備が工場に算入さるべきかは、同盟政府の独自裁量に任せられるとある。工場とその他の営業体を分ける統一基準が示されるわけではない。この後で、規定は工場分野に属する具体的な業種として、紡毛糸用紡績業から始まり、化学製品工場に及ぶ37もの名称を羅列している。

工場そのものとは別に、小規模ながら工場式に営まれている営業の代表例として挙げられているのが織匠の営業である。これは上の問屋制下の織物業を指している。これについては単に「稼動織機」をa) 営業用（4種類の布地と布製品、靴下編物とリボン編物別）とb) 副業用（亜麻布、粗羊毛製品、その他別）に分けて調べるとある。同じく、織物業以外の小さな工場式営業では営業種ごとに営業数＝自立して働いている親方数、および経常的な就業者として親方・職人・徒弟の数量が一括計上されることになる。工場同様、ここでも工場式の小規模営業として何を取り上げるかは、各国政府の判断に委ねるとある。従い、ここには経営主／労働者という就業関係にある営業体の他になお、親方／職人・徒弟といったツフト制下で支配的であった関係を保持しながらも、地域の需要を越えた生産・販売量をもつ経営が工場式営業として今回の営業調査に汲み上げられるべきとされている。このようなものの代表例としては、シュワルツワルト地方での木製時計製造、木製玩具製造、製革業、鉄製品製造といった業種が例示されている。「大取引のために実際に著しく重要な営業」のみを営業調査の対象にすべきとする点が再三に渡り強調されている。従い、そこには①紡績業や化学製品製造業にみられる機械制工場そのもの、②織物業での家内工業に現われる問屋制下の小営業、③時計製造業などの比較的大きな販路をもった手工業、この3つが工場様式の営業体として登場してきている。とはいえ、これらのカテゴリーの間の境界はあいまいであり、後に種々の議論をよび起し、46年営業

表の意義をも否定しかねないような見解を引き出すものにもなる。

2. プロイセンの反応

さて、この提案の批准を求められた各国政府の反応はどのようなものであったか。実際の作成に至るまでさまざまな対応があったろうが、以下ではプロイセンでの経過をみよ。5) しかも、このプロイセンの対応は当初の関税同盟総会での草案を変更させ、これまで通りのプロイセン営業表に近づけた形での表作成を迫るものともなった。

1844年3月19日、関税同盟での決定はプロイセン財務省から統計局へ伝えられ、資料収集と編集結果を関税同盟中央局へ送付するようにとの指令が下りた。これに対し、統計局のエンゲルハルト(ホフマンの引退後、7月29日にディーテリチが統計局長に就任するまでの短期間、統計局を統括する)は、プロイセンでは1819年来毎3年ごとの営業調査の実績を有し、現に1843年表を作成中であることから、関税同盟営業表の必要とするものはこれによって提供できるとする。もし、これに追加するものがあるとすれば、それは何かが決められなければならない。必要な追加情報は小規模経営に関するものとされる。これは後に作成するとして、44年12月に編纂された43年営業表が商務庁(1844年6月7日に設立され、統計局をその下部機関に擁することになった)へ送られた。その際、就任したばかりの統計局長ディーテリチは現行営業統計の欠陥を指摘し、その改革案を盛った報告を添付している。ディーテリチの考えでは、小営業体を営業表から除外することには反対で、いわゆる(狭義の)営業表と工場表の2本立てによって一国の営業関係が捕捉・描写されるべきである。前者では局所的営業=手工業を、後者の工場表では小売と卸売の双方のために活動している営業が、紡績業・織物業・製造工場・蒸気機関・金属工場・採鉱業とそれに類似の企業、これらの区分の下で取り上げられるべきとした。しかし、これには難問がつきまとい、営業体を手工業と工場のいずれに帰属させるかに関して、多くの誤りが生じることが予想される。中央からの指令だけではこの誤りの防ぐことはできず、ここで営業問題についての専門家の知識と助力が必要となる。さらにディーテリチはこれまでのプロイセン営業表には農業経営と採鉱業についての報知が欠落しているとし、これらは別種の統計によって補完されねばならないとする。加えて、統計局の担当すべき営業統計そのものの一般性格について、一国の営業関係の全体像を行政区別に概括して提示すべきものであり、工業での個々の生産分野の詳細事は関連官庁や関係する団体・組織の手に任せるべきとする。

ディーテリチの改革案は商務庁長官レンネや各州長官の支持を得るが、財務省はあくまでも関税同盟総会の決議に沿った営業表作成を指示している。その上で、財務省は次の4区分をもった営業表を提示している。すなわち①工場、②工場外にありながら大取引にとり重要な営業、③織機、④蒸気機関に関する表である。手工業者と小規模営業体を除外する点では依然として関税同盟の決議にのっとったものである。

しかし、この財務省案には統計局も商務庁も反対の意を表した。というのは、この様式による表作成では1819年来のプロイセン営業表との継続性が立ち切れることになるからである。そこで、ディーテリチの改めて提案したものは4枚の表を2枚に縮約し、かつ一方を旧来からの手工業者を汲み上げた表とするものであった。営業設備を工場とそうでない局所的営業に分けることがまず難しく、しかも同じ営業でもこの関係が条件次第で流動的なのである。営業表を工場と工場様式の営業に限定することでは、その他多くの営業体を汲み上げることが不可能となる。手工業者表を加えることで営業体の脱漏を防げるというのがディーテリチの考えであろう。これは地方(州)長官の諮問を受けその多くから支持を得ることになり、財務省の方針を押しつけこれまでのプロイセン営業表に沿った方向での表作成の流れに傾いてゆく。このような交渉が挟まり、44年関税同盟営業表の作成は中止となり、次回のプロイセンでの営業調査時の1846年まで先送りされることになった。

統計局(ならびに商務庁)の構想する2本立ての営業表とは以下の構成となる。6)

手工業者表 (Handwerkertabelle)

- I. 機械技工と手工業者 独立経営者(親方および自前で働く者)、職人・徒弟
- II. 書物取引のための施設 これまでの営業表の手工業者と商業部門からの独立施設と就業者
- III. 商業 店舗、支配人・帳簿掛・店員と徒弟
- IV. 運輸業 海上・河川航行別船舶、積荷能力と乗組員 荷馬車運送と馬匹
- V. 旅館と酒場経営
- VI. 奉公人と手労働者 性別

工場表 (Fabrikentabelle)

- I. 機械紡績工場 5 種別、施設・紡錘と労働者
- II. 織物工場での稼働織機 主営業／副業別の織機、主営業での就業者
- III. 天然および化学漂白工場
- IV. 染色業
- V. 布地捺染業
- VI. 織物業に類似の工場
以上の III-VI にまたがり 19 種別に施設と労働者、業種によっては機械・装置
- VII. 製造工場 製粉 (動力別 4 分類、碾白)・搾油・皮鞣・晒布・製材 (3 種別)・その他、施設と労働者
- VIII. 蒸気機関 営業用途別 12 分類と馬力
- IX. 金属工場 23 種別、労働者、業種によっては機械・装置
- X. 他工場 17 種別、施設と労働者
- XI. ビール醸造場と火酒蒸溜場

これまでの営業表、とりわけ最新結果である 43 年営業表と比較した場合、このディーテリチ図式の特徴はどこにあるのか。それは 43 年表の連続 165 欄を連結させた 87 営業種を 2 分し、工場表と手工業者・その他表に大別したことである。前者は営業表にあった工場部門を業種を増やしてそのまま独立させたものであり、局所的需要を越えて大取引をこととする営業体を、その施設・営業手段 (機械・装置) と就業者 (労働者) の面で捕捉しようとするものである。これは関税同盟総会において営業表作成の本命とみなされた部分である。他方の手工業者・その他表というのは、43 年表にあった残りの機械技工と手工業者、また商業・運輸業・サービス業を 1 枚の表にまとめたものであり、かなり異質な業種が混在している。ディーテリチが関税同盟案に沿った財務省の意向に抗して、あくまでもプロイセン営業表のこれまでの様式を 46 年表にももち込もうとした結果である。このように、44-45 年はプロイセン内部での一方の財務省と他方の統計局およびそれを支持する商務庁と地方長官層、この間の綱引きの時期であり、結果的には統計局の粘りによってこれまでのプロイセン営業表の枠組みが、2 枚の表へ分割されながらも保持されたということになる。この間、後にドイツ営業統計と深いかかわりをもつことになる R. v. デルブリュック (1849 年以降、プロイセン商務省高官、60 年代後半以降国務大臣、帝国宰相官房長官を歴任する) が自身の地方官としての直接見聞にもとづき 43 年営業調査の不備を衝いた見解を表明し、統計局はこれを受けて定義の明確化と重複調査の回避へ最大の努力を払ったとのことである。

関税同盟全体にまたがる見本となる書式用紙 (Musterformular) 作成はプロイセン財務省に任された。最終様式は各国政府の手によるが、送られた見本と同じ様式にのっとなるようにとの願望が添えられ、1846 年 10 月 25 日に発送された。これは 46 年 12 月の毎 3 年ごとの関税同盟人口調査に合わせるためである。

プロイセンではこれまで通り、書式用紙は秋にベルリンの統計局から県庁を介して都市と郡へ降りてき、年末から翌年 1 月にかけてそれへの実際の記入と翌年 3 月の返送が各地の末端在地官庁 (中小都市の市庁と自治体官庁) の任務となる。県庁は 4 月にそれをまとめて統計局への送り出さなくてはならない。しかし、実際には記入・返送が遅れ、回収が済むまでには 1 年以上の期間、400 以上にも及ぶ文書による督促や説明、報告等の通信が挟まれたとある。煩雑な業務であったことが窺える。48 年 3 月統計局における編纂作業が完了し、全般報告は財務省に届けられ、さらに関税同盟中央局に送付された。

II. プロイセン王国における 1846 年営業表

1. 手工業者・その他表

1. 関税同盟内でのプロイセンのもつ力量を反映した形で、46 年営業表もこれまでのプロイセンの様式を踏襲せざるをえなかった。それはひとつには、文字通りの小業者層 (=局所的販売に限定される手工業者層)、また商品取引や運輸、サービスをこととする業種も取り込んだ全体網羅的統計表を編纂することであった。プロイセン側のいい分は、これにより旧来からの営業表との継続性が保たれ、従い、過去の数量との比較可能性が保証されようし、また広範に分布し社会的生産の担い

手として無視できない小規模零細営業体が捕捉されうるところにある。しかも、46年営業表ではこれらの部分が一括され、「一切の機械技工と手工業者、書物取引に属する施設と企業、商業、船舶航行、荷馬車駄賃運輸、旅館と酒場経営に関する営業表」(以下、これを「手工業者・その他表」とよぶ)として雑多な営業種を一連の統計表に盛り込んだものとなる。他方で、今回の営業表の本命である工場そのもの、もしくは比較的小規模ながらも工場様式で営まれている経営の捕捉は別の統計表「すべての種類の製造施設 (Fabrikations-anstalt) と工場企業 (Fabrik-unternehmung) の表」(以下、「工場表」とよぶ)の中で試みられることになる。

プロイセンが設計した書式用紙が関税同盟において採択され、それが各国へ配布されたことは既述した。これを受けながら、各国はその実状に合わせて取り上げる業種に変更を加えている。また、空欄を設け、調査当局が当該地に特徴的な営業体を別に書き加えることができるようにしてある。いわゆる「開かれた形」(offene Gestaltung)での書式用紙である。加えられた分は後に統計局で整理され、新たなグループが編成されることになる。⁷⁾ここから、関税同盟会議で準備した営業種の包括的な分類目録とそれぞれの国で実際に作成された営業表のリストでは若干の相違がみられる。

以下ではプロイセン営業表に沿ってその構成をみるが、これはプロイセン商業・営業・公的労働省の発刊で、先のデルブリュックとJ.ヘーゲルが編纂責任となっている『商業雑誌：商業、営業、流通施設に関する週刊誌』の1849年に刊行された1848年号第5分冊に、標題「1846年に対するプロイセン帝国営業表」での手工業者・その他表、また第6分冊に標題「1846年のプロイセン帝国に対する営業表」としての工場表、この2部に分けて公表されている。⁸⁾

まず、手工業者・その他表の構成とその特色を探ってみよう。これは以下の6分野を連結させ、個々の業種における調査事項を26地域区分(25県+ベルリン市)の中で記載した総欄181にも及ぶ表である(右端の数字は欄番号)。

- I. 機械技工と手工業者 (63業種 1-128)
- II. 書物取引に属する施設と企業 (7業種 129-141)
- III. 商業 (15業種 142-167)
- IV. 船舶運輸 (2業種 168-173)
- V. 荷馬車駄賃運輸 (1業種 174-176)
- VI. 旅館および酒場経営 (5業種 177-181)

Iの「機械技工と手工業者」はこれまでのプロイセン営業表に伝統的な手工業者についての業種と就業身分の調査結果である。プロイセンではすでに18世紀前半からその作成が始まっていたものであり、かつては強力なツンフト制下にあった都市手工業者層の親方と職人・徒弟数を計上してきた。既述のように、プロイセン統計局の下で1816年の人口調査に職業分類を加えたことに端を発し、19年に独立した営業表における36種、22年営業表の39種、37年営業表の45種と漸次その業種数を増やしてきたのがこの統計表である。前章でみた43年表は37年表と同じ業種分類を採用している。今回の表では、43年表の手工業者部門にあった5種一紙・壁紙・油布・油絹工場、活字鋳造場、印刷業・楽譜印刷業、銅・鋼・木版画印刷施設、石版印刷場一がそこから取り除かれ、この内の後の4種はIIの「書物取引に属する施設と企業」に移され、この結果、ここは文字通り手工業者層に限定された分野となっている。逆に、新たに加えられた業種は以下の22種に及ぶ。

消火器と消火器ホース製作者	室内装飾工
剪毛工・光沢仕上師	染物師
舗石工・石工	煙突掃除夫
彫刻師	針工・篩製作者
楽器機械工	金・銀箔師
理髪師	髪結
漁師(営業目的)	野菜・果物栽培者
日傘・雨傘製作者	縫帆工
木振子・木靴・匙・靴型製作者	車大工・修繕工
研磨師	箴製作者
タバコ巻工	詰綿製作者

従い、43年表からの削除分が5、追加分は22、差引17の増加がみられ、その他を加えて全体で63

業種へと膨らむことになった。この新たに追加された業種は、この間に実際に新興してきた手工業というより、現存しながらもこれまでは営業調査から漏れていた業種を汲み上げたものが多い。煙突掃除夫や理髪師などはすでに 16 年表段階で問題にされていたものであり、これらは製造ではなくサービスにかかわるもの、また漁師や野菜・果物栽培者は多くが自給用であるとして手工業の枠から外されてきたものである。このような業種の出入りを含み数量の増加はあったものの、この分野での数量表示の性格は、これまで通り主に小経営者層の職業別分布という中にある。46 年表から取り除かれた既述の 5 業種では、手工業部門に入れられながら、施設数把握が目的とされていた。従い、これを他に移すことによって職業調査としての純化がみられる。こうして、ここでの数量表示は手工業者の階層区分で統一され、一方の親方と自前で働く者、および免許取得者という業主層、他方の職人・徒弟という被雇用者層への 2 分割でまとめられている。親方層は旧ツンフト制での営業の基本的担い手であるが、新たに加えられた業種ではこの親方欄に数量表示を欠くものが多く、しかも 19 年表以来一貫してその数量も増えている。このことはツンフト制に縛られない業主層の大量輩出が背後にあることを物語っている。自前で働く者はすべての業種に数量表示があり、この層だけしか計上されていないものが 43 年表の 11 から 15 へと増加している。免許取得者は 43 年表同様、大工と左官の 2 種に限られている。残る就業者層＝職人・徒弟はすべての業種に渡り計上されており、43 年表にあった紙・油紙工場と活字鋳造場での労働者が除去され、この結果全体として手工業での職業身分構成が異質な要素を排して親方／職人・徒弟の欄で統一表示されることになった。統計方法論的にいえば、同質的集団の構成という面での前進がみられるということになるのか。

2. II の「書物取引に属する施設と企業」は 46 年表で新たに設けられた分野である。とはいえ、そこに挙げられている業種すべてはこれまでの営業表で手工業者と商業分野に分かれて計上されていたものである。既述のように 43 年表の手工業者分野から 4 種、商業分野から書籍・美術品販売、骨董屋、貸本屋の 3 種の計 7 種がここに移され、一括して独立した分野にまとめられている。そしてここでの数量表示は初めの 4 種すべてにおいて施設（製造所）と労働者、とくに印刷業での営業手段＝印刷機にまたがっている。後の 3 種では同じくすべてに渡り施設（店舗）、また書籍・美術品販売のみでそこに就業している店主（Herr）・店員（Kommis）・徒弟の総数が計上されている。ここでは、製造、販売、サービスといった性格を異にする経営種が混在しており、数量表示のコードもまちまちである。手工業者分野での純化は進んだ反面、そこからのしわよせがここに現われ、手工業から製造・加工にかかわる 4 種をここに移し、商業分野から販売・賃借にかかわる 3 種を含めることで、異質な経済活動が書物取引（literarische Verkehr）といういささかあいまいな分野名の下で強引にまとめられている。

III の「商業」について。ここでは大きく 3 つの性格をもった流通・販売業種が列記されている。まず、店舗を開くことなく大規模な取引を専らこととする金融業（主に貨幣、流通証券、手形業務を営む）、卸売業（独自業務、あるいは委託業務として）、ワイン商、穀物商、材木商、羊毛商、仲買商（商品、両替、船舶仲買）の 7 業種、次に店舗を開いて販売業務に従事する商人層が 5 取扱品別（香料、呉服、金属、小間物、その他）に計上されている。そして最後に小商人層として、雑貨、食糧品、行商の 3 種が挙げられている。ここでは記載事項が帳場・事務所や店舗といった物的側面と営業主（主人）・店員・徒弟の就業面に分かれている。すなわち、金融業から羊毛商まではその取引事務所（これはまた営業主の数量に対応）と主人・店員・徒弟の数量、仲買人ではその営業主のみ、店舗を開いている商業では店舗数（営業主数に対応）と主人・店員・徒弟の数量、終わりの小商人層では営業主の数量が計上されることになる。43 年表と異なり、単に営業主のみならず、主人・店員・徒弟欄が新設されたことにより、商業での就業人口が初めて概括されることになった。しかし、その内部での細かい階層区分にまでは進んでいない。とはいえ、それぞれの業種での総数から施設数に対応する営業主の数量を差引くことによって、雇われている店員・徒弟数を推計することは可能である。

IV の「船舶運輸」（Schiffahrt）では、これまで水路運輸として一括されていたものが、初めて海上航行（Seeschiffahrt）と河川航行（Flussschiffahrt）とに区別され、それぞれでの船舶数ならびにその積荷能力（単位、ラスト）、および乗組員数が記載されている。先の 2 項はこれまで通りであるが、乗組員の項目は 46 年表で新たに計上されたものである。

V の「荷馬車、街馬車、旅馬車運輸」（Fracht-, Stadt-, Reisefuhrwerk）について。ここは陸上運輸が対象となっているところである。小経営体が多いことから、自前で働く者＝業主、そこで使用されている馬匹数、従業員の種類コードが準備されている。

最後に、VI の「旅館-、および酒場経営」がくる。対象はサービス業であるが、教養身分用旅館

と農民用旅籠では施設数（営業主数に対応）、酒場・撞球場経営では営業主数、そして楽師のところには飲食店や宴会で営業として演奏する者（＝自前で働く者）の数量が記載されている。

43年表までであった奉公人の表示は今回の46年表では新たに手労働者（Handarbeiter）層をつけ加えることによって拡充されている。すなわち、手工業者・その他表と次の工場表をメインとしながら、46年表では工場部門の4概括表（機械紡績業・織機・製造業・蒸気機関）と並んで「奉公人・手労働者」表を別表として掲げている。⁹⁾この手労働者とは機械を操作する労働、また知的な労働と区別され、「独立して手仕事で生活している者」と定義され、具体的業種として日雇労働者、樵、道路工事人夫、鉄道工夫、女縫工、洗濯女が挙げられている。その数量は男性87.3万人、女性59.7万人、計147万人とあり、これに奉公人層（個人的サービス従事者と農業などでの下男・下女、それぞれ性別表示あり）の127万人を加えると、総計274万人に及び、当時の総人口の約17%という大きな数量となる。これは営業調査というより職業調査に属するものであるが、この手労働者の調査には多大な困難が付きまとい、数量の信頼性には当局自身も自信がもてなかったとされている。それは、その種類が極めて多種であること、また営業就労者との区別がつきにくいことに理由があるとされている。そして、これは本来の営業調査ではないため、先の営業表とは別掲されるとある。

3. 以上が、手工業者・その他表の概略である。ここでは、営業体の経営設備面と人的就業面が未整理のまま、混然と1枚の表に羅列されていることが分かる。すでに指摘したように、1819年来のプロイセン営業表は経営調査と職業調査を未分化にしたままで継続作成されてきたものであるが、この性格は46年表においても変わっていないのである。関税同盟総会決議ののっとり、これまでは連結様式にあったすべての業種からとくに製造施設表を独立させた。このために、残った手工業、商業、運輸業、サービス業がそのまま一括されて表にまとめられたものであり、この結果ももとの表が抱えていた内的異質性がここにきてさらに目立ってくる。物的財貨の製造、加工・精製をこととする本来の手工業に、販売・流通・サービスという不生産的分野をつなげ、また記載事項も手工業分野では専ら就業構成に偏り、それ以外では営業設備と就業の両面にまたがっている。このような表の不統一性は46年表においても克服されていない。また、46年表の手工業者層にはこれまでなかった理髪師や髪結、また煙突掃除夫などのサービス業種が、また漁師や野菜・果樹栽培者といった粗生産に近い業種も加えられ、本来の手工業とは異質なものが混入し始めている。このことは狭義の手工業者調査からより広い職業調査へと拡がってゆく徴候とみなしうるものであろう。

II以下の分野では、就業者についての表示枠が拡張してきたことが看取できよう。これは書物取引に属する分野での労働者、またとくに商業分野での主人・店員・徒弟、さらに運輸業での船舶乗組員や陸上運搬従業員にみられる通りである。かつ、先述の通り、手労働者という新たなカテゴリーの下、これまで無視されてきた労働者階級のかなりの部分が調査網にかけられることにもなった。

以上のように考えると、この表全体、すなわちIからVI分野すべてにまたがる共通の性格を求めても、これは難しいことになる。営業経営者（Gewerbetreibende）が捕捉の対象となっているのが手工業者分野であり、ここでは業主＝親方と被雇用者＝職人・徒弟の職業身分構成が描写の主眼に置かれている。他方で、営業経営（Gewerbebetrieb）そのものが対象とされているのがII以下の分野であり、これまでの営業表同様ここでは施設（製造所、帳場・事務所や店舗、旅館・酒場）の把握が目標になっている。ただ、46年表ではこれに加えて就業関係にも可能な限り調査を拡め、新たな分類項目—主人・店員・徒弟、船員や荷馬車運送従業員—がつけ加えられている。しかし、これはあくまで部分的なものに留まり、全業種に渡り詳しい就業関係が記載されているわけではない。従い、設備調査に就業者調査を加えることで営業調査としては幅を拡めたということにはなるが、そのいずれもが中途半端なものに終わっている。II以下全体では、異質な経営体が機械的に連結されており、その点で雑多な要素の寄木細工と批判されてもいたしかたがない。この面では、これまでのプロイセン営業表の悪弊、すなわち異質な経営主体の混在＝内的同質性の欠落がここに集約して現出しており、これが統一的分類基準の採用を妨げることになっている。

2. 工場表

1. 46年営業表作成の本命は工場表、つまり「製造施設と工場企業」についての統計表にある。これまでの営業表にあった工場部門を大幅に拡大し、この部門が手工業者部門に替り営業表の主軸となったといえるものが46年表である。このことは分野の配列・業種数・記載項目、このいずれにおいてもみて取れる。関税同盟総会決議においても、経験的に判断して、工場そのもの、および工場様

式の経営の多い業種名が 37 種列記されていた。ここで工場というのは、文字通り資本主義的経営の下での機械制工場はもとより、小規模ながらその販売が特定顧客の注文や局所的範囲に留まらず、大取引や遠隔地取引に応えるものをいう。具体的にはマニュファクチャーや問屋制生産であり、工場と狭義の手工業の中間にある営業体も工場に含まれているのである。とはいえ、個々の営業を前にしてそれを工場表に汲み上げるか否か、その線引きはすべて当該国の調査当局の裁量に任されている。具体的指示は中央（関税同盟中央局）から降りてくるわけではない。「国家の中でどのような営業設備（Gewerbeanlage）が工場に編入されるかは、当該の同盟政府の裁量に委ねられねばならない。しかし、一般的には以下の基本命題が指導的となるべきである。すなわち、日常的な手工業の拡がりを越え、主として大取引のために活動している営業設備が工場として計上される、というものである」¹⁰⁾とされているにすぎない。この点のあいまいさは後々の 1870 年代まで未解決のまま残されることになる。

46 年表ではこれまでのプロイセン営業表中の工場部門での配列を替え、繊維関連業を先に廻し、次の 7 分野を設定している（右端の数字は欄番号。下の表 3「1846 年プロイセン王国工場表」を参照）。

- I. 紡績業（3 業種 1-35）
- II. 織物（その 1 で稼働織機、2 から 13 まで織物関連業種 36-152）
- III. 織物業に類似の工場（8 業種 153-208）
- IV. 製造工場（6 業種 209-235）
- V. 蒸気が機械的に稼働している蒸気機関（12 用途 236-259）
- VI. 金属工場、および採鉱業に附属するか、また類似の企業（27 業種 260-420）
- VII. その他の工場（25 業種 421-556）

以下、各分野における表示項目の特徴をみてみる。まず、最初の 3 分野は繊維業である。すなわち、I. 機械紡績業、II. 織物業、III. 織物業に類似する工場が取り上げられている。「機械紡績業」では羊毛（紡糸糸 Streichgarn／梳毛糸 Kammgarn 別）、木綿、亜麻（麻糸／粗麻糸別）の 3 製品別に営業施設と営業手段（機械・装置）、つまり工場と紡錘の数量が記載されている。ここまでは以前の営業表と同じである。しかし、先にみた関税同盟総会決議にあった就業者構成が「労働者」欄において、性別と年齢別（14 以下／15 以上）を伴って表示されている。

「織物業」では旧来の表示様式と新規のそれとが混在している。すなわち、すべての種類の独立営業としての織工、家内工業的織工、工場織工とそれらの織機が一括されて、その 1 において稼働織機がまず、A. 営業／B. 副就業別に、さらにそれぞれで 7 種と 3 種の製品別に、従い、計 10 亜種に渡り、個々で使用されている織機数が計上されている。ここまではいままで通りの表示様式である。新しい点は、営業様式の織物業で就業者に関する数量が「親方・職人・徒弟」欄に計上されていることである。就業者が労働者ではなく、しかもその織機には「自前のため、同じく賃金のため稼働している」とする規定がある。これらのことは営業として営まれているこの織物分野であっても、いまだに機械制生産よりも手工業生産の方が重きをなしていることの反映であろう。さらに、2 から 13 まで織物関連の各業種が挙げられているが、43 年工場表にはなかった新たな織物業種の追加があり、そこでは施設と機械・装置＝織機（しかも、力織機 mechanischer Stuhl／手織機 Handstuhl 別区分を伴って）、¹¹⁾そして労働者（性別×年齢別＋合計）の表示となっている。上の稼働織機と就業者の中にあつて、工場様式で営まれている業種にある織機と織工が別途に計上されることになる。ここでは、羊毛、木綿、亜麻、絹を基礎材料にした加工・精製をこととする織物業が取り上げられているが、それらは工場もしくは工場様式の経営にあるとみなされていることになる。中には旧来の手工業の枠から工場制生産に移行したと思われる業種もあり、それはリボンや絨毯、縁飾やレース、靴下製造といったものである。また羊毛・木綿・亜麻・絹による布地製品においても工場制が展開していることを背景にして、このような表示が加えられたものと考えられる。統計局はあえて二重記載を承知の上で、①織工・織機の全般的拡大、②工場式での織物製造の伝播、この 2 面を 1 枚の統計表の中で把握するという方針を取ったのであろう。とはいえ、ここにある織機の力織機／手織機別の比率ではいずれの業種にあつても後者の比重が圧倒的であり（全体の平均では、1 対 23）、機械制生産の全般的伝播といったものはまだ伝わってこない。なお、この分野にその 2 と 3 で捻糸や編物糸、刺繍糸や縫糸の製造、生糸燃、等々にかかわる業種が記載されているが、これはその性格からみて I の紡績部門に移されるべきものであろう。

III の「織物業に類似した工場」では漂白業と染色業を中心にして関連する工場が 8 分野にまたが

表3 1846年プロイセン王国工場表

業種・分野	営業設備	就業者	欄番号
I. 紡績場 素材（羊毛／木綿／亜麻）別紡績場	施設、紡錘	労働者	1-35
II. 織物場 1. 稼動織機 自前用と賃金用 A. 営業様式（素材7区分） B. 副就業として（素材3区分） 2. 各種糸工場 3. 絹糸関連施設 4-13. 布地（素材4区分別）・肩掛・リボン・絨毯・縁飾・靴下・レース製造工場	織機 施設、織機	Aでの親方・職人・徒弟 労働者	36-52 52-152
III. 織物業に類似した工場 1. 漂白工場 2-4. 染色工場 5. 捺染工場 6-8. その他の工場	施設 捺染での机	労働者	153-208
IV. 製造工場 1. 製粉工場（水力／風力／畜力／蒸気力別） 2. 搾油工場 3. 晒布工場 4. 皮鞣工場 5. 製材工場（独式／蘭式／円鋸式別） 6. その他の工場	施設 製粉での碾白 製材での鋸	労働者 親方・職人・徒弟（水力・風力製粉のみで）	209-235
V. 蒸気機関 用途別12区分	蒸気機関		236-259
VI. 金属工場および類似工場 1-15. 鉄工場 その他の金属製造・加工・精製工場 16-17. ガラス関連工場 18-19. 陶磁器・粘土商品工場 20-22. 化学製品関連工場 23. 石膏・アスファルト・セメント・精製白亜工場 24. 炭酸カリウム・青色染料煮沸工場 25. 石灰焼工場 26. レンガ工場 27. タール窯	施設 鉄・鋼・ガラス製造での炉	労働者	260-420
VII. その他の工場 防水布・油絹工場 製紙工場 壁紙工場 皮革工場 板紙・色紙工場 トランプ工場 ゴム商品工場 タバコ工場 製糖工場 代用コーヒー工場 石鹼・蠟燭工場 澱粉・糊工場 封蝋・鉛筆工場 石鹼・蠟燭工場 澱粉・糊工場 封蝋・鉛筆工場 傘工場 塗物工場 金・銀マニユファクチャー ボタン工場 車工場 ビール醸造場 火酒蒸溜場 蒸溜施設 芳香水・化粧品製造工場 酢工場 その他工場 以上の計25分野	施設 製紙での桶	労働者	421-556

出所) Gewerbetabelle für die Preussische Monarchie im Jahre 1846, *Handels-Archiv*, Jg. 1848, SS. 542-91.

って計上されている。22 年表以来に取り入れられた染色関連業種がいくつかの亜種に分岐しつつ、ここでは工場として扱われている。この分野ではすべて工場施設と労働者に数量表示があり、布地捺染工場のみで機械・装置としての捺染機と印刷機の数量が添えられている。

このように、I-III 分野にかけて、43 年表に比べ繊維業での表示項目と内容に大幅な増加がみられ

る。43年表ではわずか23欄に留まっていたものが208欄に増えている。これは工場用織機と工場織工の二重記載を差し引いてなお、各種の織物関連業種が営業手段と就業者を伴ってつけ加えられたことの結果である。

IVの「製造工場」は旧来の表示様式とほぼ同じである。すなわち、製粉・搾油・晒布・皮鞣用樹皮磨白・製材・その他の6種にまたがり、すべてにおいて施設数が、加えて製粉では水力・畜力・蒸気力製粉で営業手段としての碾臼が取り上げられている。また就業構成として水力・風力製粉では親方・職人・徒弟数が一括計上されている。他はすべて就業労働者である。水力と風力製粉工場ではいまだに旧い親方制度が残されていることの表われであろう。43年表まではこの分野には製紙工場が含まれていた。しかし46年表ではここから外され、後にくるVIIのその他の工場分野へ移されている。

Vの「蒸気機関」は新設分野である。43年表では工場部門への別表として添付されていたものである。これを工場表そのものの中に独立分野として組み入れたのが今回の表である。プロイセンでは1830年代以降、この蒸気機関の利用状況把握が行財政にとって必須事項となり、統計局にその調査が要請され、37年から営業表への追加表として継続作成されてきたという経過をもつ。今回はこれまでの7種の用途別分類をさらに細分し、かつ晒布工場用を加え計12種に増やし、各地域（県）での使用機関数（ただし、いわゆる蒸気罐 Dampfkessel は除いてある）とその馬力数の分布が示されている。43年表での総計1,091機関と27,242馬力に比し、46年表では1,491機関と40,129.5馬力とあり、この3年間の大きな上昇がみて取れる。これを工業進展の「好ましい現象」としてきたのがプロイセン統計局であった。従い、40-43年間に続き、43-46年間にもその好ましい傾向は継続しているとみなしていたであろう。

VIは「金属工場、および採鉱業に附属するか、また類似の企業全般」である。ここでは、従来通り採鉱・採石を除いた、それ以降の金属素材の製造・製錬、金属製品の製造・加工・精製、およびレンガ、ガラス、石灰製造、化学製品製造、等々に属する営業体がこれまでの10営業種をはるかに越え、27種にまたがって表記されている。そして、施設数と性別と年齢別区分を伴った労働者数の計上がほぼ全体に及んでいる。関税同盟総会がこの面に調査の力点のひとつを置いていたことが窺える。ただ、この分野で営業設備の機械・装置に数量表示があるのはわずか3業種に限られている。すなわち、鉄工場では炉の6種別（溶鉱炉・製錬火床・攪錬鉄炉・鍊鉄炉・溶銑炉・反射炉）、および製鋼場では4種別（製錬火床・製錬炉・鋼化炉・鑄鋼用坩堝炉）分類が施されている。次いで、ガラス工場にも炉数の表示がある。なお、鉄商品・板金商品工場では唯一亜種分類が加えられ、①大鎌鍛冶工場、鎖・錨鍛冶工場、螺子・釘・針工場、②他の鍛冶工場（小物鉄商品工場・鑄鉄工場・板金商品工場）、③棒鉄圧延工場、④板金圧延工場の4種への細区分がみられる。

最後にVIIの「その他の工場」分野がくる。計25業種が挙げられ、施設数と労働者数（そのほとんどで性別と年齢別を伴う）が計上されている。機械・装置面ではただひとつ製紙工場において、紙漉用桶と巻紙用製紙機の数量が挙げられているだけである。先述のように、この製紙業はこれまでの製造工場に含められていたが、46年表では「その他」に廻されている。43年表にあった製糖、甜菜製糖、澱粉製造の3業種の工場をはるかに越えて、さまざまな業種が追加されている。これは43年表まではまったく不十分であった部分を意図的に拡充した結果であろう。具体的には、各国で特徴的な営業を自由に記入する欄に挙がってきたものを整理したものである。従い、関税同盟総会が後にそれらを網羅し列記したおびたしい業種数と較べると、かなり縮小された表示内容となっており、プロイセンではそれが25種にまとめられたということである。この中にはこれまでプロイセン財務省により、工場部門への附録として税務資料から別途に作成されていたビール醸造場と火酒蒸溜場もこの分野に包摂されている。

2. 以上が工場表7分野にみられるそれぞれの表示形式と内容の特徴である。最初に述べたように、これまでの工場部門に較べ、取り上げられた業種数に著しい増加がみられる。これは、関税同盟での営業表作成の趣旨が工場生産の態様把握にあることを勘案して、業種を大幅に増加させ、かつこれまでの営業税記録では商業や手工業の部門に置かれていた業種を拾い出し工場部門に組み入れたことの結果である。その上で可能な限り同種業種をまとめ、それを7つの分野に統合してもいる。加えて、初めて就業者の包括的捕捉も試みられ、多くの業種において性別と年齢別分類が施されている。これは、関税同盟総会で採択された営業表原案にあった表示項目3.b.の「工場で経常的に就業している労働者の数量；性別と年齢別（14以下／15以上）、合計」に相当し、それに応じてプロイセン工場表でも就業者が網羅的に数量表示されることになったものである。これらはいずれも関税同盟営業表という新たな段階にみられた前進といつてよい。とはいえ、こうした拡張はあったものの、46年

表の基本性格はこれまでのプロイセン営業表のそれを引きずったもので、製造・加工過程にみられる生産要素の配置を点的拡がり＝外延量において捉えようとするものであることには変りはない。

このことは以下の点に端的に表われている。ひとつの施設内で工場内分業が行なわれている一例えば、ある織物工場で紡糸糸紡績場、染色場、仕上施設が併置され、それぞれにおいて独自業務が遂行されている一場合、工場表ではこれは4度に渡り、それぞれの作業場ごとに設備と労働者の記入が実施されたとある。これは作成に当たり商務官僚デルブリュックの勸告を受けてのことという。経済学的にいえば有機的マニファクチャーにみられる形態といえようが、営業表では経営形態の特徴を類別表示することなく、各製造場所（作業場）がそれぞれ独立の営業体とされ、まとまった工場組織ではなく4つの営業体の加算されたものとなっている。このような分解表示が取られるのは、「それぞれの工業分野の全部の拡がり（Umfang）をみること」¹²⁾に目的があるためとされている。つまり、経営形態なり経営内容の特徴よりも、物的人的単位の外延的拡張に関心が集中しているということである。

46年営業表の附録表が2枚作成されている。その附録1は工場表ではさまざまな欄に分離されているが、実際にはそれら分野を統合してひとつの大きな施設を成している工場設備（Fabriketablisement）とそこにおける製造分野（Fabrikationszweige）、そこでの就業労働者（性別×年齢別＋合計）の数量を一国全体でまとめて報告するものである。先の分解表示を補完するものである。附録2は工場表の製造工場にある業種「技術的営業目的用の他工場」が排水・給水場以下の12種に渡り、その施設数と労働者数を伴って計上されているものである。

これらを通して考えてみると、46年工場表も先に指摘したいくつかの前進面をもっていることは否定できないが、その基本的性格においてはこれまでのプロイセン営業表のそれを継承していることが分かる。すなわち、依然として製造施設の物的側面—作業場と機械・装置—の把握に重心が置かれていることである。これに46年表において初めて就業者数を加えることになり、可能な限りその性別と年齢別区分を施すことにはなった。関税同盟案に沿い、営業税記録にはない工場内就業者の計上が地方当局に指令された。¹³⁾地方当局はこれに対し、①経営者自体からの聴き取り、また②調査により誠実に対処した自治体であれば、そのための特別の調査用紙による情報収集、さらに③多くの自治体にみられたように、46年12月に実施された人口調査の調査項目「身分と職業」の結果からの必要な数量の引き出し、こうした措置によって対応している。40・43年の調査を経ながら、プロイセンの人口調査では性・年齢・家族身分・宗教に加え、個々人の生業・就業分野に関する項目を含んだ調査用紙による直接調査が拡充してきていた。46年の営業表作成時にこれが有効利用されたということである。このことによって、工場部門が専ら物的設備面の表示に偏っていたこれまでの枠組みからの一歩前進がみられるとは評価できよう。とはいえ、これも就業者の性・年齢別構成と総数の記載に留まり、就業面での地位構成には及んでいない。従い、経営組織（独立手工業から機械制工場に至るさまざまな組織形態の下にある）なり、経営内容（資本額、製造商品量、販売額、労働者への支払賃金、等々）、就業者の経営内地位別構成（所有者・雇用主／中間管理職員／被雇用者）、こうした側面への経営調査としての展開は依然としてみていない。こうした点でプロイセン営業表のもつ歴史的制約をいまだに帯びたものといわざるをえない。

18世紀中葉以降の歴史をもつものがプロイセン営業表といえる。旧プロイセン時代には時の重商主義政策の下、個々の営業体の内容面に立ち入った経営調査の萌芽といえるものがみられた。しかし、これが自由な経済活動への干渉とみる営業主側の反撥と抵抗を招き、正確な申告を妨げ、ためにとくに工場表の信頼性には疑問が多いとされている。この間の事情につき、当事者のディーテリチは次のように総括している。「例えば、ある製造分野の、経営資本、売上げ、使用原材、そこからの完成商品量、労働者の賃金、等々の国家目的にとり必要などのような調査（Nachforschung）も財政上の方策として考察されているのがふつうであるが、しかしどの報告も頑なに拒まれるか、あるいは意図的に誤りをもって、また不完全にしか申告されなかった」。ここから調査に方向転換が出てこざるをえない。これまでの工場表から離れ、表示項目が「ただ一般に簡単には隠すことのできない製造の特徴（Kennzeichen）、例えば織物業においては織機数や性別と年齢別のその就業労働者数に限定されたのである」。¹⁴⁾また、これは営業の自由化が進展する19世紀10年代以降の時代趨勢とも合致していた。プロイセン財務省、商務庁、さらに統計局の主要ポストには多くが自由主義的経済政策を是とする人物が就いていた。デルブリュック、またホフマン、ディーテリチも然りである。これらが経営干渉になるような内容に切迫した記載項目を挙げることを避けさせ、また回答を拒む経営者層の抵抗を国家の強権をもって押し切るという方向を取らせなかった理由と考えられる。つまり、「すべ

ての統計的観察は単に大きな特徴と概略の中でさまざまな行政部分別に全土の状態を告示し、全体的関係像にとつての真なるものをみ出すことを目的にしうるだけである；さらに商工業行政にとって統計表はあれこれの州でとくに栄えている営業があるか、またそれはどのようなものか、等々、こうした主要観点を提供しうるだけであろう；例えば、化学工場でどのような製品がとくに製造されているか、等々といった特殊な知識が重大であれば、工場委員や商業会議所およびその他の適当な省庁や機関がかかる問題について詳細な特別報告を行わなければならない。¹⁵⁾これがプロイセン営業表の作成方針であった。現代からみると、隔靴搔痒の感をもたせる表示内容ではあるが、営業経営体への直接調査実施の社会的条件が未成熟であったことに加えて、当時はこのような全体的概括をまず獲得して、それを行政区別に比較提示することが統計の任務とされていたのである。

III. ザクセン王国における 1846 年営業表

1. ザクセン王国営業表の構成

1. 次に、ザクセン王国における 46 年営業表の特徴をみってみる。関税同盟に参加しているザクセンでも大枠では上の見本に沿った形で資料収集に当たらざるをえない。ところが、ザクセン王国の 46 年営業表作成では見本書式とは異なった 7 本立ての統計表を提示することになった。¹⁶⁾すなわち、1. 手工業様式の営業と機械工芸、2. 書籍取引、3. 商業、4. 交易営業、5. 工場、6. さまざまな他の仕事に就いている個人、7. 私的サービスを行なっている個人、この 7 表である。部門が細分され、それぞれが独立した統計表になっていることが特徴的である。関税同盟営業表の見本では 5 の工場を除いた 6 部門を連結した書式であったが、ザクセンではそれをそれぞれ独立した統計表にしている。その理由としては、関税同盟の図式は全体を概括するという点では有効ではあるが、それぞれの部門に固有の営業状態に関し十全な配慮を欠くことになることとされ、これに反し、ザクセンの図式は部門を細分しているが、ありうる変更に関してそれらを統合・再編することで対応可能であり、他の関税同盟国家の統計表との間の統一性を損なうこともないとしている。それを「最も目的に合ったと思われる開示様式」であるとし、あまりにも異質な業種の混合であった関税同盟の手工業者表に対して、暗にそれへの批判を込めて、可能な限り各統計表の独自性を確保しようとするのである。

それぞれの統計表の性格をみてみよう。ただし、5 の工場は詳細かつ問題が多いところなので、それについては項を改めて論じることとする。

1. 手工業様式の営業と機械工芸。いわゆる手工業者表である。ここではパン屋・菓子職人から自転車・道具鍛冶屋に至る計 92 業種が取り上げられている。その表示標識には、作業場、親方・業務指導者・自前で働く者、補助人あるいは職人、徒弟、それらの総数、および営業装置が設けられている。すべてに渡り、4 県別（ドレスデン・ライプツィヒ・ツビツカウ・ブディジン）と都市／農村別の地域区分がある。この地域区分は以下のすべての統計表に共通するものである。特徴は営業装置欄にあり、それぞれの業種に特徴的な機械・装置が示されていることである。例えば、パン製造での窯、銃器製造での炉、縁飾製造での織機、真鍮・黄銅製造での溶鉱炉、錠前での螺旋万力といったものである。プロイセンとは異なり、ザクセンではこの統計表をただ就業者統計としてのみならず、物的生産手段をも容れた経営統計として作成しようとしている。なぜそれが可能であったかについては、後述される資料源のところで明らかにされる。

2. 書籍取引。ここには古書販売、書籍・美術品・楽譜取引、書籍・楽譜印刷、銅版印刷と銅・鋼・木版画製造、貸出文庫、活字鑄造、石版印刷の計 7 業種が記載されている。書籍・楽譜・版画に関する物的生産業種と非生産業種が混在している。表示標識は施設、所有者・業務所有者、補助人、徒弟、それらの総数、および営業装置である。営業装置ではその印刷にかかわる業種で手動印刷機と機械印刷機が挙げられ、またとくに書籍・楽譜印刷での蒸気機関、石版印刷での電気装置が特徴的といえる。

3. 商業。繊維商品小売商から始まり羊毛商までの計 61 業種が取り上げられている。表示項目は施設、所有者・業務所有者、仲買人・帳簿掛・店員・補助人、徒弟、それらの総数である。この部門では営業装置に関する表示はない。

4. 交易営業 (Verkehrsgewerbe) である。本来であれば、ここは仲介業や運輸業（荷馬車・船舶運輸業）が専一的に取り上げられる場所であるが、それに加えて宿泊業や飲食業などを含めて 13 業種が一括されている。またそこには、貸店舗業や富籤販売場といった業種も含まれおり、全 7 統計表の中で分野設定基準の最も不明なところであり、異質な業種の混在という感じが免れない。表示項目に

は施設、所有者・業務所有者、補助人、徒弟、人数合計がある。営業装置面では、荷馬車運輸業と貸馬車業・貸馬業における馬匹数、また船舶運輸業の水上運送手段7種（荷役船・蒸気船、等々）の数量が計上されている。

6. さまざまな他の仕事に就いている個人。給仕、配達人から森林労働者、ブドウ園労働者までの計16業種が記載されている。地域区分の他に就業者の性別区分と土地所有の有無区分が加えられている。この部門は完全に職業統計であり、日銭を稼ぐ単独の職人（簿職人、編物職人）や日当を目的にした労働者（先の労働者以外にも日雇労働者、道路労働者や鉄道労働者がある）が配列されている。土地所有の有無を質問したことは、それが農業での副就業かどうかを表示する意図によるものと思われる。

7. 私的サービスをを行なっている個人。これも6と同様に経営体ではなく、個人個人の生業についての表示であり、乳母、召使、保母から羊牧場管理人、馬具掛までの計22種類が計上されている。上の6が日銭や賃金収入を目的にする職業従事者をまとめているのに対して、このグループでは特定個人（主人や雇用主）に奉仕する、必ずしも職業従事者として自立していない私的サービス提供者という点で同種的といえよう。ここでは、地域区分と就業者の性別区分があるだけであり、7統計表の中で最も単純な表頭表示となっている。

2. 以上の6表と後述の第5表が「1846年12月3日の調査にもとづくザクセン王国における営業概括」として機関誌『ザクセン王国統計協会報知』の最終号となる第18号（1849年）に公表されている。関税同盟の見本書式、従ってプロイセンの書式と較べて、このザクセンの営業表は可能な限り同種的なグループをまとめ、それぞれを独立させ、そこに特徴的な要素を拾い上げていることに特色がある。人員配置のみならず物的側面においても、工場部門以外でもできうる限り固有の機械・装置・道具の表示を取り入れている。手工業や書籍取引での使用物的手段の表示はプロイセン営業表にはないものである。これが、先に述べたそれぞれの部門に特徴的な営業状態に配慮した表示ということの意味であり、2本ではなく7本の統計表となった原因である。プロイセン様式では、商業や運輸業、サービス業といった異質な部門・業種が手工業者表の中で機械的に繋がられている。従い、機械技工と手工業者／書籍取引施設・企業／商業／船舶運輸／荷馬車運輸／旅館・酒場経営、この6部門にまたがる134業種が総計181欄で連結されている。このために、結果的には全6部門に共通する表示項目しか記載できないという制約があった。部門や分野の分割、つまりはグループ分けに際しては、同種性を確保し、それぞれに特有な属性を枚挙するというのが統計加工方法上の原則である。それからみて、ザクセンの営業表はプロイセンのそれよりより原則的であり、統計表としての明敏さの点ではより優れている。

しかしながら、工業生産における手工業者と工場への二分法が果して妥当か。また、1から7までの部門配列順序が適切か。こうした点での疑問は残される。前者に関しては、同じ工業生産に属する経営体を一方の手工業、他方の工場に分ける基準をどこに求めるかという問題がついてまわる。客観的基準としては就業者規模なり資本金額、生産高なり販売高が考えられるが、当時は両者に対しては、局所的需要に応じる営業／工場様式で営まれる、あるいは大規模取引に従事する営業、こうしたあいまいな分類基準しかなく、その解釈には、それぞれの国とそこでの統計表作成者の恣意的判断が入り込む余地が多分にあった。資本制経済への進展過程の中で、手工業の親方層から工場主や工場企業家ともよばれる層が輩出してきている。逆に、親方層から零落して労働者と変らない状況に陥った者も存在する。こうした事態を前にして、ツンフト制の名残ともいえる手工業者・機械技工という範疇に固執し、それを同じ工業生産分野にありながら工場とは別枠の中で取り上げることの妥当性が問題とされる。後者については、物的財貨の製造・加工・精製から始まり、取引・流通・販売を経て、最後の消費へと繋がる物財・サービスの流れに添って個々の表も配列されるべきであろう。この点で、プロイセンの営業表と同じく、ザクセンのそれも手工業生産と工場生産を分断し、その間に書籍製作・取引、商業、運輸といった部門を配置しており、その順序づけの合理性が問われなくてはならない。

2. 工場表

さて、問題は工場表である。ザクセン王国の工場表は6分野から構成されている。すなわち、I. 紡績（機械紡績場）、II. 織物、III. 製造工場、IV. 蒸気機関、V. 金属工場と鉱山関連企業、VI. その他の工場、この6つである。プロイセン工場表では織物と織物関連業種がそれぞれ独立した分野として取り上げられていたのに反し、ザクセンではそれら一括されることによって、1分野の減とな

っている。そこでの表示項目は、営業設備（施設・工場と機械・装置の2欄）と就業者（親方・職人・徒弟と14以下/15以上の年齢区分および性別区分を伴った通常就業労働者とそれらの合計の計6欄）、総計8欄にまたがって構成されている。¹⁷⁾

IとIIの分野では繊維業が取り上げられ、Iの「機械紡績場」では素材の羊毛・木綿・亜麻の3種別にそれぞれ工場施設と紡錘が計上され、すべてに渡り性・年齢別の就業労働者構成が示されている。この分野は工場経営の最も進んだ分野のひとつといえ、企業と労働者の地域分布によって工業生産における展開度の地域格差が鮮明に現われることになる。IIの「織物」では、1で7素材別に稼働織機が挙げられ、そこでの就業者（親方・職人・徒弟）が計上されている。2以下には11の織物業とそれに関連した各種工場（布地製造・繊維加工・漂白・染色・捺染用工場）が列記され、ここでは工場施設数、および年齢・性別の就業労働者数とその合計がすべての業種に渡って表示されている。また、機械装置に関しては、その内の織物業の4業種で使用織機（力織機/手織機）、また捺染工場での捺染機・印刷機が計上されているが、他の業種での機械装置の表示はない。織物業での織工・織機の二重記載方式ではプロイセン王国工場表の場合と同じである。

IIIの分野は「製造工場」であり、製粉（水力・風力・畜力・蒸気力の4原動力別）・搾油・晒布・皮鞣・製材・その他の6業種に分けられている。すべての業種で施設数が示されている。機械装置では、水力・畜力・蒸気力製粉工場での碾臼数の表示がある。就業者に関しては、水力・風力製粉工場で親方・職人・徒弟が計上され、他の2つの製粉工場と他業種の工場ではすべてにおいて性・年齢区分のない労働者総数が示されている。このことは水力と風力の製粉業ではまだ旧来の徒弟制が残っており、他の業種では工場制が進展しつつあることの表われとみることができ、労働者の性・年齢区分がないことの説明はない。

IVの分野では鉄道を除いた11業種別に「蒸気機関」を設置している施設・工場が示され、それぞれで使用されている蒸気機関の馬力総数が記載されている。ただ鉄道業では施設・工場ではなく使用蒸気機関車・蒸気機関数とその馬力が計上されている。もともと関税同盟での営業表作成の力点のひとつに、この蒸気機関の用途別使用とその馬力についての報知があった。各国の工業化の進展を測定する尺度として、この蒸気機関の数量とその能力の表示が求められていたからである。このことを最も強く意識し、営業表に早くから蒸気機関の表示を取り入れてきたのがプロイセン統計局であった。37年営業表の附録としてその提示が開始されている。関税同盟もこの趣旨に沿い、蒸気機関をそれぞれの分野・業種での機械・装置欄に挿入させるのではなく、あえて独立した分野に設定して、その伝播状況を明示しようとするわけである。しかし、蒸気機関はあくまで生産手段のひとつであり、独自の営業経営分野を構成しているわけではない。これを他の経営分野と同格のものとして併記することによって、統計表としての一貫性が損なわれていることは否めない。従い、ここでは物的施設・装置だけが問題となり、就業者についての表示はない。

Vの分野では「金属工場および鉱山関連企業」が取り上げられ、鉄工場からタール窯までの計18業種が並べられている。ザクセンでは繊維業と並んで最も隆盛している営業部門といえるところである。施設・工場の表示では、その3の鉄製品・板金商品工場で、大鎌鍛冶工場、鎖・鋳鍛冶工場、螺旋・釘・針工場/他の鍛冶工場（小物鉄商品工場・鋳鉄工場・ブリキ商品工場）/棒鉄圧延工場/板金圧延工場、この4つの亜業種に細分されている。機械・装置では鉄工場で用いられる炉の6種類（これはプロイセン工場表と同じ）とガラス工場での炉の枚挙しかない。この分野のそれぞれの業種ではそこに特徴的な機械・装置が多様に利用されているのだが、それらについての表示はない。容易には整理・集約できないほどの多様性をもち、営業税台帳にもその記載がないからであろう。従い、統計表に上ってくることはない。就業者では最後の4業種を除いたすべてに性・年齢別の労働者数とその合計、最後の4業種ではその区分なしの労働者合計が表示されている。

最後のVIの分野では光沢仕上・裁断・晒施設から製糖工場までのさまざまな「工場」に属する業種が計38に渡って掲示されている。一瞥して、その中には上のII・III・Vといった分野に帰属すべき業種が混在していることが分かる。例えば、光沢仕上・裁断・晒施設はII分野、また採石場経営や採炭場、また採泥炭・褐炭場などはV分野、さらに製紙工場や壁紙工場などはIII分野に配置されて然るべき業種と考えられる。こうした不自然な結果が出てきた原因は、関税同盟から示された工場表見本に縛られ、IからVまでの分野には見本に挙げられた業種を配置し、それから外れた業種をこのVI分野に一括して並べたことにある。従い、そこには生産面からみて同種的な営業種を可能な限りひとつにまとめ上げ、統一した均質的グループ分けを施すという点での考慮が欠けることになる。この部門では全業種について施設・工場の計上があるが、機械・装置の表示は製紙工場での紙漉用桶・巻紙用

機械だけに留まっている。その理由は、V分野と同じく、各業種に固有の機械・装置があまりにも多種多様すぎ、また営業税台帳に掲載されておらず、統計表示も不可能ということであろう。就業者については、38 の内の 4 つの業種で性・年齢区別のない労働者合計数のみが示されているが、他の業種すべてにおいて性・年齢別の労働者数とその合計が計上されている。

以上が、プロイセンと同じくザクセンの 46 年営業表においてもその核心部分であり、最大のスペースを取る工場表の概略である。この工場表に限っていえば、その枠組みはプロイセンのそれとほぼ同じといえる。プロイセン工場表では、紡績／織物／織物業に類似の工場／製造工場／蒸気機関／金属工場と採鉱企業／その他の工場、この 7 分野分割が取られているが、違いは織物部門を織物業そのものとそれに連携する漂白や捺染などの関連工場に分けた点だけである。取り上げられた業種には当然に違いが出てきており、欄総数は 556 となり、ザクセンのそれよりも 70 欄多くなっている。しかし、分野と業種での分類には大きな類似性がみられ、こと工場表に関してはザクセンの表作成は関税同盟の見本に忠実に従った結果となっている。

3. 資料源

1. 次に、ザクセン王国での営業表作成に際しての資料源が問題とされなければならない。プロイセンにみられたように、各国での営業表の作成は個別営業経営に直接当たる独立調査からの結果に依拠したものではない。既存資料の机上での集計作業から出てきたものである。全国各地の行政当局が集める営業税記録を主軸にして作成されたのが営業表である。19 世紀中葉のドイツにあって、営業調査を個票を用いた直接調査として実施する段階までにはほど遠く、既存の税資料から営業表の作成に当たらざるをえなかった。先に 1820 年新営業税の枠組みと内容がプロイセンの営業表をどのように規制しているかをみた。46 年営業表においても、その主たる資料源として各国それぞれの営業税記録が利用されている。それと併行して、この 46 年表から新たに記載されることになった工場での就業者の欄への記入には、46 年 12 月 3 日の人口調査における調査項目「身分と職業」からのデータ、また財務当局による毎年の階級税記録が利用されている。やはり既存資料・記録が主たるデータ源であり、工場経営者に対する直接の聴き取りや特別調査が挟まれた場合もみられたが、これは特定項目に関してのみに限定されていた。

ところがそうした中で、ザクセンの場合、他の国家より一歩進んだ資料獲得方式を採用している。すなわち、46 年人口調査の家屋リストの終わりに営業統計作成を目的にした特別の記入枠を設け、営業での物的設備に関する資料を集めようとしていることである。46 年人口調査の指令・第 6 節には、「ザクセン王国に対して将来作成されることになる営業統計の基礎ととしての開始として、営業統計記録の収集が今回の人口調査と結びつけられることになる。このために、表（家屋リストのことに引用者）の最後に必要な欄が添えられており、その慎重かつ完全な記入は家主あるいはその代理者にとって同じく義務となる」とある。具体的には、家屋リストの最後に「営業=装置、およびそこに属する対象物」とする標題をもった特別枠を設け、建物内に存在する、またそこに属する設備・機械・対象物を記入するとある（いわゆる開放式の書式）。¹⁹⁾これは全体的に必要とされている営業統計（46 年関税同盟営業統計のこと）を作成するためであり、その記入を家屋リストへの記入責任者である家主（あるいはその代理者）に義務づけている。そして、それを受けて市町村当局は独立の書式でもって該当対象物の詳細な表示を行なうとある。上述した手工業者表や書籍関連企業・施設表において、プロイセンの場合と違って、単に就業者のみならず物的装置欄の数量表示があるのはこれによる。

しかし、結果的にはこの営業関連の数量にはかなりの欠落があり、補完・修正の必要があったとされる。¹⁹⁾その原因は容易に想定される。第 1 に、手工業や家内工業、また他の営業での小経営の場合を除いて、一般的にみて家主と経営当事者が一致するとは限らず、そうした際に家主に営業経営の内容を報告させることには無理がある。第 2 に、被調査者側には経営内実に触れるこうした質問への不信や懐疑が大きかった。従って、結果的には無回答や不完全回答が多かった。独立した営業調査用の枠ではあるが、これが十全には機能しえなかった。家屋リストではその調査項目の 11 に「身分あるいは営業、生計分野と他の個人的事情の申告」があり、営業表の就業者に関する表示欄（＝職業統計部分）はそれによって埋めることが可能であったろう。しかし、とくに工場表の物的設備面に関する数量は家屋リスト資料によっては充足されない。従い、その記入のための材料としてはやはり営業税記録しかない。ここではザクセン営業表も他の国家と同様、既存の営業税記録に戻り、そこにある記載数値に頼らざるをえなかったと推察される。

ザクセンでは1834年11月22日に、国王アントン、後継者フリードリヒ・アウグスト（Ⅱ世）、そして財務相ツェッシャウの名で新たな「営業税と対人税」に関する法律が公布され、翌35年1月1日から実施されることになった。これは関税同盟加盟に当って商工業の発展にとって壁となっていたこれまでの税制を廃止し、プロイセンに倣った租税制度を導入したものである。この34年営業税法の規定では、課税区画（2大都市／18中都市／その他の小都市と農村、この3区分）と業種（12クラス）を組み合わせる点では先述したプロイセンのそれと同様である。その後者の業種区分では、ザクセンの場合、以下のようなクラス分けが採用されている。

1. 商人
2. 小売商人
3. 工場主（ファブリカント）
4. 旅館・飲屋経営者
5. パン屋・肉屋
6. 火酒蒸溜者・ビール醸造者（ただし、営業税とは別途に33年12月の酒税による）
7. 製造場
8. 船舶運送者
9. 荷馬車運送者・貸馬業者
10. 巡回営業者
11. 地所賃借人
12. 機械技工・手工業者、その他の営業経営者

これらが営業表の部門分けとかかわり、その中の業種に関する数値情報を提供している点ではプロイセンの場合と同じである。ただ、プロイセン営業税とは異なり、工場経営者が独立クラスとして位置づけられ、これがそのまま工場表での業種に配置されている。それら工場主・企業家・工場問屋に関しては、それぞれの税管区での統一性を保つために、税行政を所轄する各地の管区委員会の中に配置されている財務・内務省からの指名委員が税額査定の際の監査を行ない、当委員会には「査定に際して基準に使われた契機を表示する下で、個々人の税の目録を財務省に送付しなければならない」²⁰⁾として、課税記録の中央への提出が義務づけられている。ここでいう査定の際の契機、あるいは外的標識といわれるものは、第3者にも明白なそれぞれの営業経営での補助人数、織機・紡錘数、労働者数、建物面積、保険額、賃借額、等々のことである。これらを査定項目とした税額決定がなされる。工場主は税額の点では商人と同様に扱われ、大都市／中都市／小都市と農村ごとの標準税額と最低税額の取り決めがある。その間の個別経営者に対する具体的査定額（例えば、ライプツィヒ市では標準額の年26ターレルから最低額の年4ターレルまでの、また小都市と農村では年48ターレルから年4ターレルまでの開きがある）は当地の管区委員会による上記の契機を勘案した個別審査にもとづく。ともあれ、繊維製品、鉄・銅、ガラス、化学製品、等々のあらゆる種類の取引商品の製造・調整に当たる工場主、それら製品を販売用に製造させる、あるいは買い集める工場問屋、これら工場表の被調査単位がそこから取り出される。また製造場クラスでは製粉、搾油、製材に関する業種が取り上げられ、その税額査定基準には営業経営での動力源や稼働物的設備、また利用馬力が採用され、管区委員会の作成する税台帳には経営体のそうした外的標識に関する記録が残される。

工場部門に配置される主たる業種はこの工場主・企業家・工場問屋と製造場の2クラスに含まれているので、工場表に現われる製造施設の把握、また繊維業での織機・紡錘、さらに製造場でのいくつかの物的手段（碾臼、圧縮機、鋸）の表示はこれら税記録として残された査定契機に関する数量によって可能となる。しかし、それに留まり、工場経営の内容、とくにその物的側面に関する欄を埋めるためには、それら記録ではいかにも不十分であった。この点では、プロイセンの場合とまったく同じであった。

2. 一般的にあって、営業表作成の資料源を営業税記録に置くことには以下のような問題点がついて廻る。第1に、営業税記録による対象捕捉の悉皆性である。営業税が免税された部分—ザクセンの場合、補助人1人以下で、工場問屋あるいは卸売商人（Grossist）に雇われている織物業や編物業、他の工場営業を営む者、また農業での副業として織物業・編物業・工場営業を営む者、これらは営業税を免除される²¹⁾—に関する脱漏のない枚挙の保証がないという問題である。第2に、表示欄の多くに欠落部分が出てくる。営業税台帳に記載されない数量は、いかにそれが統計表示にとって重要であっても営業表には上がってこない。とくに、営業設備にある機械・装置欄にはその点での欠落が多く、

営業税の査定対象となる物的設備のみしか計上されないという結果になる。工場表において、各業種にあるはずのさまざまな物的生産手段についての表示が不十分であったが、これはそれらが営業税の対象範囲外の項目だからである。第3に、税記録にある業種・職種分布と実際の分布との乖離である。というのは、より低い税額クラスへ自己の業種や職種を虚偽申告する経営者や就業者の存在を否定できないからである。例えば、家畜取引商は商人としての申告によって高い営業税が掛けられることを避けるために、精肉職人として届け出る。また、織物女という業種には大量の就業者数が記録されているが、これはそこでの税額が最低であるため、繊維加工分野にある多くの就業者がそれを隠れ場になっている。税記録による統計作成にはこうした欠陥と歪みがつきまとう。

これらは先に取り上げられたプロイセン王国と関税同盟での営業表の合理性を制約する要因となるものであった。ザクセン王国営業表の場合、その職業統計面では資料を家屋リストにある調査項目「身分あるいは営業」の記載内容に求めている。従い、課税問題と関係なく個々人の就業状況が把握されることになり、上の制約要因の第1と第3のものから免れることはできる。しかしながら、第2の制約、つまり税記録からは個々の経営の物的状況の把握が難しいという制約を回避することができない。家屋リストに別枠を設定して、家屋内の、あるいはそれに附属する物的設備を取り上げるというのが46年調査の趣旨であったが、これは十全に機能しなかった。やはり、制約はありながらも、税記録に戻るしか術がなかった。工場表の営業設備欄にみられる表示の不完全性（例えば、工場表の「金属工場および鉱山関連企業」と「その他工場分野」における物的側面の表示の貧弱さ）はそこに原因がある。これは個々の営業体への直接経営調査をもってしか解決できない問題である。

ザクセンの46年営業調査は家屋リストの調査項目「身分あるいは営業」によって業種別就業者を計上し、また別途に営業調査用枠を用意し経営体の物的設備内容を把握し、営業表作成に対処しようとした。この点ではプロイセンなどとは異なり、より進んだ方式をもって調査に臨んでいる。しかし、家屋リストにあった営業調査用の枠はその役割を果しえず、工場表の作成では制約は多いが営業税資料に依拠せざるをえなかった。やはり、独自の営業調査には大きな壁が立ち塞がっていたということになる。

IV. 1846年営業表の難点

1. 手工業と工場

1. 営業調査を本格的な統計調査として実施する上で、その根底に理論的難点を抱えていたのが46年調査といわざるをえない。それはいうまでもなく、調査単位の限定、とりわけ手工業と工場それぞれに対する概念的規定ならびに両者の関連づけに潜んでいるあいまいさである。プロイセン営業表は伝統的に、局所的需要に応える営業＝手工業、大取引と遠隔地販売用の生産＝工場とする二分法を取ってきており、46表年もこれに立脚していることは明らかである。しかし、これが区分の基準としては不明瞭すぎ、恣意的判断の入り込む余地を多分に残している。1848年に、プロイセン統計局は手工業と工場の双方をその内部にある生産のあり方に触れながらより具体的に規定することを試みる。それによると、次のようになる。²²⁾

どの国民にも開化した状態ではたいいてい二重の種類の工場的活動が成立している。工場があり、そこでは工場主がしばしばかなりの資本、知力と精神力をもって全体を指導し、ふつう自らは手を下すことなく、これに反して作業場では職工長、労働者、日雇人、婦人と児童とが商品を製造している。他方で国々には手工業があり、以前は厳しいツンプト制にあった。ここでは個々の作業場では若干の職人と徒弟がおり、主人や親方が一緒に働いているのがふつうである。工場では人間労働が、たいいていは水力や蒸気といった自然力に支えられている。手工業の下ではふつうはただ、鋸、穿孔器、鉄敷、ハンマー、等々といった比較的小さな道具が利用されているだけである。ここでは全般的消費目的にとっては工場が優れており、またそれが必要なことについてより詳しく述べるのは適切ではなからう。だが、強調することができるのは、ある国でいかほど工場製造が拡がっていても、常に手工業がそれと併存するという、また国は目立って大きな工場施設をもたなくとも手工業者と機械技工の中かなりの工業的な営業活動をもつことができるということ、最後に手工業者と機械技工が至るところで常にまず最初にあつて、ふつうそこから後になって初めて極めて大きな工場施設が部分的に成立してきた、ということである。

これは 19 世紀前半まではかろうじて妥当性をもった工場と手工業の区分ではあろう。営業の経営形態と生産方法、そして消費の 3 側面から両者を分けようとしている。しかし、この規定で想定される生産のあり方よりも実際の事態はさらに先に進んでいると考えられる。つまり、現実の方がより多面的かつ流動的な経営様式を抱え、この関係を捉えるにはこのような固定的規定では狭隘すぎるということである。

すでに 43 年調査時に、建設手工業（大工、左官、石工）の親方の内には、実際には工場主、あるいは工場企業家（Fabrikunternehmer）ともよばれる層の輩出していることが指摘されている。²³⁾ 都市部に自宅をもち、多くの人間を雇い農村地帯での工事を請け負い、自らは手工業での親方身分を越えた建築業主（Bauunternehmer）の性格を帯びた者とされている。こうした層はその他の都市手工業—石鹸・蝋燭製造、皮鞣、鍋・釜製造、真鍮・黄銅細工、鑄鐘といった業種—にも現われ、これらは営業表では手工業とされながらも、工場様式による経営へ一歩踏み出しているものであった。ここにはすでに生産方法において、手労働と道具を離れ機械を用いた分業にもとづく集中化された作業体系が現出し始めている。

また、同じ手工業者の下でも複数業種が併行して営まれる場合、つまり多角的経営の中で、調査ではその主営業のみを取り上げ残りは捨象したとある。さらに、その営業種も世帯主の業種のみが調べられ、他に成人男子の就労があったとしてもそれは無視されている。このことは、旧来の手工業調査が都市における伝統的ツンプト制下の営業を軸に、その親方＝世帯主と就業者の職業調査として継承されてきたことの結果である。ツンプト制外の営業体の拡張を「自前で働く者」で一括して捕捉しようとするも、これらがツンプト親方以外の独立経営者によるものか、都市周辺部にせり出してきた新興業種によるものか、はてまた都市商人層と結びついた問屋制下の農村手工業なのかはまったく不明である。従い、これまでの図式ではもはや手工業の中に芽生えつつある工場制への移行、農村手工業の進展、手工業での多角的経営、こうした現実の進行には対処し切れない。上の規定は、かつての都市・農村間の厚い壁の下、都市空間の閉鎖性を強く保ちながら地域住民の日常的消費—局所的需要—に対応していた段階の手工業を想定したものであろうが、これが変貌しつつある手工業生産の実態に見合わなくなってきた。

統計局の想定する手工業経営、また営業税での手工業者、さらに営業表という「局所的需要に応じる小経営」としての手工業、いずれの手工業規定をもってしても現実の工業生産の変化に対応しきれないということである。

他方、営業表でいう工場とはどのようなものか。関税同盟の 46 年営業表でも「日常的な手工業の広がりを越え、主として大取引のために活動している製造設備」が工場とされ、プロイセン営業表での工場概念がそのまま踏襲されている。当初述べたように、工場の下で労働者が協働している場合と異なり、分散している作業場とそここの就業者であっても仲介人や工場問屋の指揮下で働き、かれらから原材料を受け取り、かれらに完成品を手渡すような営業も工場に含められるべきとされている。²⁴⁾ 従い、ここではまとまって労働者の働いている工場という場所空間のみならず、作業場が集中されず分散していても、同一の経営組織に組み込まれている場合、そのような作業単位も工場として計上されている。このことは、手工業と工場生産の区別のあいまいさをさらに加重させるものにもなる。

2. 工場表の標題は「一切の製造施設と工場企業」とあるが、ここには単に物理的設備のみならず、後者の工場企業という中には経営組織も併せて包含されていることが明らかになる。つまり、工場とは物的構成物のみならず、製造そのものと経営組織関係を併せもったより広い概念なのである。これが局所を越えた（überlokal）、また地域を越えた（überregion）大取引用に活動する営業体を工場とする、販売圏の広狭にもとづく規定の下に一括されているのである。工場は固定された物的設備や大規模作業場のみに限定されてはいなく、そこには具体的な営業体として広域取引に従事する問屋制下の家内工業、マニユファクチャー、本来の機械制工場が混在することになる。さらに、この間にはさまざまな混合形態もあったろう。マニユファクチャーといっても問屋商人と関係するもの、自立経営のもの、またマニユファクチャー内部にあってもツンプト制就業関係を保持したもの、労働者・日雇人や婦人・児童労働を主にしたもの、等々である。農村家内労働もすべてが問屋制と結びつくとは限らず、独立営業者として地域的需要に応じた生産に従事する者、マニユファクチャーや工場と関係しながらその外部生産単位（賃労働者）として働く者もあったろう。

このような現実の経済関係を前にして、営業表では単に大取引に従事する営業経営が工場とされていた。大量生産・販売を目的としたマニユファクチャーや機械制工場生産のより進んでいる分野では

その施設数と機械・装置数がそのまま記載されている。これは金属・建築資材工場や製造工場、紡績業などでみられた通りである。加えて46年表で初めて就業者が労働者として性・年齢区分を伴って表示された。従い、この分野では独立工場で労働者が職工長の監督下とまって働いている作業場が想定できよう。文字通りの工場生産である。しかし、こうした段階に達せず、大取引用の活動に関係するとはいっても、それが前貸問屋制に組み入れられた手工業経営や農村家内工業もある。これらはどういうようにして工場表に配置されたのか。工場表が本来の工場表たりえない原因がここに潜んでいる。

生産力レベルではなく、販売圏の広狭をもって手工業／工場の区分基準とすることから出てくる問題は工場表にあるⅡの「織物」分野に端的に表われている。19世紀50年代以降の工業化の大波が押し寄せる以前の40年代には、織物業では独立自営の織物手工業の他にいまだ農村内家内工業、また農家の副業として手工業的生産が支配的であった。紡績業に較べて織物業での機械工場化は遅れていた。また家内工業の多くが前貸問屋商人の下に従属し、原材料供給や完成製品販売はその問屋商人、およびそれと直接生産者（織工）の間であって業務統轄を担うファクトールとよばれる仲介人によって手配されていた。工場ではなく分散された織工の自宅が織物作業場であり、これは施設としては計上されえない。これまでの営業表においては織物業の欄では施設数が計上されなく、稼動織機が営業・副業、また製品別に記載されるに留まったのはこのことの反映である。46年表で新たに付け加えられた就業者欄でも、それがまずは親方・職人・徒弟の分類が採用されていることもこの分野での手工業段階にある営業の広範な存続を裏づけるものであろう。しかしながら、このように生産場がその生産力レベルとしては多くが手工業段階にあるのもかわらず、問屋商人によって遠隔地販売用生産に組み込まれているため、営業表においては織物業は手工業ではなく工場に枠組みされているのである。この点が機械化のより進んでいる紡績業との違いである。そこでは同じく材料・製品別分類を取りながらも、初めから工場として施設と機械・装置、ならびに労働者数が計上されている。紡績業とは違い手工業段階にある織物業でありながら、営業表ではそれが工場部門に配置されるという問題である。

ところが、46年工場表において初めて同じ織物製造分野での工場として、羊毛・木綿・亜麻・絹を素材にした布地製造の4分野が取り上げられ、ここではそれぞれの施設と機械、および労働者の数が挙げられている。これは工場に対する分類基準である。つまり、問屋そのもの、マニユファクチャーと機械制工場がまず施設として、その下にある織機が機械・装置として、さらに織工とその他の従業者が工場労働者として一括記載されているのである。同じ織物業を対象にしたこうした別様の計上は工場制という経営形態のさらなる出現・伝播が無視できないものとなり、織物業の中のその部分だけを別掲しようとする試みである。しかも、布地製造以外にもこれを肩掛・リボン・絨毯・縁飾・靴下・レース製造までの6業種に広げようとしたのである。こうして計12業種において工場生産としての織物業が列挙されることになる。

3. つまり、織物業での多様な経営形態を前にして、46年営業表はこれを二面から捕捉しようとしたわけである。一方では、織物製造分野でのすべての物的装置＝稼動織機を主営業／副業別と製品別の計10種類において、なおかつ主営業での就業者を親方・職人・徒弟で一括して捉えようとした。これはこれまでの営業表の方向に沿ったものである。すなわち、経営形態を不問にしたまま、すべての種類の営業体（独立手工業や問屋制家内工業、マニユファクチャーや機械制工場）に配置されている織機と織工の全数量が計上されている。ここでは織工は手工業者として職業統計的な把握対象となっている。従い、工場制の織物業を含めながらも、分類標識では手工業生産における区分を用いている。ところが他方で、問屋制を含んだ工場様式とされる織物業にあつては、施設、および機械・装置として織機が力織機／手織機別に記載され、また織工が労働者として、しかも織工の他の手捲・整経・軸巻・模型作り、等々の助手（Hilfskraft）、また運搬や清掃、等々の補助労働に就いている者と一緒に工場労働者という大枠の中で計上されている。ここではそれら工場内就業者は工場に対する経営調査の対象とされ、性・年齢別表示の下で労働者として一括され、先とは異なった記載様式で汲み上げられる。

従い、工場様式にある織機と織工の場合には工場表において二重に記載されることになる。プロイセン統計局では、あえて重複計上を承知の上でこのような記載様式（＝二重計上規則）を採用している。それはまず、織物業に対する旧来からの関心、プロイセン全土におけるあらゆる種類の織機・織工の伝播を数量的に悉皆把握する、つまり織機・織工の外延的拡張を「完全に概括する意図」²⁹⁾を果すという目的に沿ったものである。と同時に、その中でも工場様式で経営される織物営業の拡大を捉

える、つまり市場経済の中でより大きな競争力をもつことの期待される工場式に組織された営業部分を別に取り上げる、こうした新たな関心をも満たすことを企画している。これはまた、関税同盟営業表が当初に掲げた目標でもあった。こうした2つの目的を同時に果そうという動機に導かれたものである。しかしながら、1枚の統計表に同じ単位が重複計上されるという問題を抱えることになる。

ここから出てくる弊害として、織物業に従事する就業者人口の把握が不可能になるということがある。先の稼働織機の下での織工総数では工場での助手層・補助労働者が除外されているため就業者人口としては過小であり、他方で工場様式の労働者層には独立自営の織物手工業者が欠落しているためこれも過小になる。このために、工場労働者と織工全体を合算し、そこから二重に算入されている工場織工の数量を控除して従事者総数を算定しようとしても、その工場織工数が不明なため不可能であり、また工場以外での助手の数量もわからない。結局、織物製造分野での就業人口を算出できないという、統計表としては実に不首尾な結果に終わっている。²⁶⁾

46年工場表はこれまで通り、各分野・業種ごとの物的設備の調査を基調にしなが、これに新たに性・年齢別の就業者構成を附加したものである。これはいつてみれば製造現場での物と人の配置についての経営調査である。これは工場制生産の拡張という現実に対応しようとする関税同盟側の趣旨から出てきたものであった。ところが織物業では、経営形態を不問にしたすべての種類の織機と織工（親方・職人・徒弟）に対するこれまで通りの計上をあえて二重計算を承知してまでも保持しようとした。これはプロイセン側の固執による。こうして機械制生産確立以前の現実の多様性に引きずられ、古い表示様式と新たなそれとを併用したがため、同じ単位を1枚の表に2度に渡り計上するという統計表としては不都合な結果をもたらすことになった。やはり、ここでは営業の経営形態別分類を前面に立て、それぞれのカテゴリー別に同質の経営単位をまとめ上げ、その上でそれらの経営種に特有の物的装置と人的構成を記載してゆくという方式が取られるべきであろう。これは、これまでのプロイセン営業表に混在していた職業統計と経営統計の二義性を払拭し、後者の経営統計調査として一元化してゆくことに他ならない。

2. ザクセン王国営業表の欠陥

プロイセンでは1819年以來3年おきに作成されてきた営業表であったが、ザクセンにとっては46年営業表が最初の全国規模の営業統計作成の試みであった。それまでにはザクセン王国統計協会とその支部協会による局所的な営業状況報告はあった。また、工業博覧会資料による、とくに繊維業を対象にした統計報告などがあったし、さらには営業統計を利用した個別研究者によるザクセンのマニュファクチャーや工場に関する実証研究もあった。しかし、これら個人研究では対象範囲が偏り、また多分に推計にもとづく数量表示が含まれ、全般的営業統計といえるものではなかった。46年調査は営業経営そのものの全体的捕捉を目的にした本格的な書式調査といえるものであった。にもかかわらず、この営業表に盛られた数量が正確性において多くの不明さをもったものであったことが後に判明する。整理作業を委託された統計協会での作業に大きな欠陥のあったことが暴かれる。²⁷⁾ここから、ザクセンの場合には上述の営業表に共通した弱点の他に、集計作業の杜撰さが加わり、その営業表の信頼性を大きく損なうことになる。

ことの発端は、統計協会から統計局時代に入った1850年代早々に、統計局の最初の作業として49年人口調査結果の整理・編纂が行なわれたことにあった。この作業の中で局の業務指導者エンゲルはザクセン人口の49年就業構成表を組み立てることになるが、その結果を46年営業表にある人口の就業実態と比較した際、両者の数量のずれがあまりにも大きすぎ、これは3年の時差をもってしてもとうてい説明不可能であり、46年営業表の作成作業の不完全さが明らかになったことである。このことの意味は大きく、後にエンゲルをして執拗に思えるほど関税同盟方式（＝プロイセン方式）による営業表の欠陥を追求させその克服を説かせる要因となる。ベルギーの46年工業調査の模範例と比較した場合、この46年営業表の不透明さ、および49年職業統計と46年営業表にある対応箇所でのこうした数量のギャップは46年営業表の全面否定といってよいほどの批判を引き出す。

エンゲルはこの46年と49年の調査結果を比較考量する中で、同一業種間の就業人口に関して常識では考えられないほどの大きな乖離に突き当たる。当人は49年営業分類での5部門（農林業／工業／商業・交易業／科学・工芸・軍隊／個人的サービス）の中から計201業種を取り上げ、その調査結果と46年営業表にある対応業種での就業者数とその構成について比較を行ない、数量の相違についてそのよって出てくる原因を説明している。その原因には、①単純な集計上のミス、②分類基準の

相違による帰属者数の相違、③まったく説明の不可能な数量差、この3つがあった。その①と②では、原資料に戻り計算違いを正し、さらに分類基準を調整することで同じ範疇の数量を確保することができた。そこでは46年と49年の就業者数の比較可能性を手にすることができる。その中にはこの3年間の経済進展を反映したかのような納得のゆく数量増加も見受けられた。しかし、3年の時差をもってしては説明不能な「身の毛もよだつ違い」としてエンゲルを驚愕させた数量の乖離は如何ともしがたいものとして残り、しかもこれが非常に多いのである。より基本的な原因は、関税同盟の方からの調査と分類に際しての確固とした方針が欠落していたこと、ならびに末期段階にあったザクセン王国統計協会への委託作業が臨時雇員による杜撰な仕事に終わり、点検と集計の場での熟達した専門家の不在にあるとみるのがエンゲルである。重複計上や誤った転記事例が頻発した原因もそこにある。後に、エンゲルはこの46年営業表について次のように批判している。²⁸⁾

官庁統計の産物そのものは統計協会報知の第18号の内容をなす『1846年12月3日の人口調査時のザクセン王国の営業概括』である。この作業も非常に限定された価値しかもないということは、専門的知識をまったく欠いたその処理、同じくまた次の事情によるものといえる。すなわち、一それが関税同盟工業統計の一部をなすことになってきたために一指示された統計表の図式にのっとった調査と整理の必要があったが、この図式はザクセンの工業関係にはほとんどまったく適用されえないものであった。この後の方の事情には、例えば、個々の織物業分野は別々に分けて表示することができないということであり、また最初の事情には、例えば、擦糸紡績業の下では78,953の紡錘に対して10,257人が就業することになっている、というものがあつた。

46年と49年の調査を比較した場合、調査方法や集中加工の点で正確度を高め、その「国民経済的価値」では49年調査の方がより優れていることは明らかなので、問題は46年調査のあり方にある。そこでは事情に通暁していない者に統計表の作成作業が任されたこと、関税同盟から指示された書式がザクセンでの事情にそぐわないこと、この2点を指摘している。この前者の欠陥から、擦糸紡績業では通常ありえない数量が表示されることになったとする。就業者数に対してあまりにも紡錘数が少ないのである（ちなみに、プロイセンでは就業者15,927/紡錘419,523）。常識外のこうした数量が出てくる事情として、粗雑な集計作業のあつたことを衝いている。また後者では、後述されるように、指示された関税同盟書式がとくにザクセンの繊維業の現状に合わないことを批判している。

後に、ドイツ営業統計史に関する論評の中で、エンゲルは再度次のように批判している。46年調査はこれまでのプロイセン営業表の枠組みを基礎にして、関税同盟中央部署が作成した統計表の書式と作成指令に従い実施されている。「ザクセン王国も営業統計をプロイセンの書式様式と指令にのっとり調査し、その指令に従い1849年に結果の公表までも行なった」。ところが、この調査にあつては何が調べられるかについてはそこそこ確定されても、「いかにして調査が実施されるか、この方法の基本命題を提示することが怠られ、同様にこの調査のかかわらねばならない時期を指示することがなごりにされた」。ここから、「この帰結が公表されてすぐ後に、調査された数量の正確性に極めて重大な疑問のあることが明らかになった」。それを具体的に示すのが、46/49年調査結果の比較対照であつた。こうして、「1846年調査の価値は極めて大きな減少を蒙り、ほとんど無に帰したということをも最も明瞭に教えるのがザクセン王国の統計である」²⁹⁾としている。従い、関税同盟営業調査の一環として実施されたザクセン王国営業調査ではあるが、それは信に耐える形式と内容を備えた統計表を提供するものとはなりえなかつた。

3. プロイセン方式への批判

1. 46年調査は関税同盟から指示された様式でもって実施されている。しかし、そこには調査対象についての指示があつたが、しかし調査時期、ことに調査方法に関する基本命題の提示が欠落していた。また、関税同盟とエンゲルとでは営業統計に対する観点にそもそもの違いがある。次に、指示された統計表の図式自体がザクセンの国状には適切とはいえない。さらに、ザクセン側の担当者にも国土の営業関係に通暁した者が欠けていた。こうした事情が働いていたとするのがエンゲルである。観点の相違とは、ベルギーでの営業調査を模範とするエンゲルからすれば、プロイセン営業表が経営統計と職業統計を混同させ、従つて営業経営の物的構成と就業構造を的確に捉えるための項目を欠くとみえた。また、統計表がザクセンの国状に合わないということは、例えば、営業の名称がプロイセ

ンのそれとは一致しない事例がある他に、織物業での細かな分類は、複数の織物製品が同一箇所生産されているために、それらを別々に分けて表示することは不可能であり、ザクセンではほとんど意味をなさない。こういったことと推察される。これらは統計表の図式と作成指示を提供した関税同盟の責任である。エンゲルは46年調査の検討を通じ、関税同盟方式による調査を否定し新様式による営業調査の実施が必要なことを確認している。

観点の相違についてもう少し考えてみよう。46年関税同盟営業表は基本的にはプロイセン営業表の図式に従って作成されている。既述のように、プロイセン営業表はもともと手工業者層の職業統計として出発した。後にこれに工場と商業・運輸業・サービス部門をつけ加え、国家統計表の独立した部門となった。そこに特徴的なのは、同じ工業生産の担い手を手工業と工場に二分し、前者では人的側面（就業者の規模と構成）、後者では物的側面（生産設備の配置）の把握を目的にした統計表を作成したことである（プロイセン工場表では43年表までその就業者の表示はまったく不十分であり、力点は物的側面に偏っていた）。そして、両者の区分の基準を、一方の局所的需要に対応する小経営、他方の大取引（あるいは遠隔地取引）をこととする工場ないし工場様式の経営においた。いわば生産ではなく流通局面に分類基準を設定している。しかし、こうしたあいまいな基準が時代状況にもはや適応できなくなったことが46年営業表から判明する。手工業親方とされながら実態は賃労働者と変わらない層も出ている。逆に、手工業者の中からいくつも業種で工場生産者（＝ファブリカント、また工場企業家）ともいえる層が輩出してくる。他方で、生産力レベルでは手工業段階に留まる織物家内経営が問屋制に組み込まれ市場販売用経営にかかわることによって、工場生産の中に配属される。だが、そこにはまだ親方／職人・徒弟という職制の支配している零細な手工業経営が広範に残存している。両者の間の境界は流動的であり、その間の移動が生じつつある。こうした手工業、マニュファクチャー、問屋制家内工業、そして機械制工場生産が入り組んだ現実を前にして、旧来からの二分法では対処不可能となる。それらすべてを同じ工業部門に属する生産単位とみなし、それぞれを生産分野ごとに経営形態・組織別分類にかけ、その従業者規模、雇用関係（就業者の地位別構成）、使用物的生産手段（機械・装置）を枚挙する方式、つまりは経営調査として一元化する必要がある。もちろん、この段階では経営の内実そのものに迫る標識、例えていえば、資本額、生産額や販売額、支払賃金額といった項目を容れた調査用紙を立てることはできない。しかし、営業表にあっても、経営体の人的・物的側面に関して、すべてに共通した統一的表示標識の設定は不可欠である。エンゲルは後にいう。「工業を大経営と小経営に分けることは一般に薦められない。将来的にはなんらかの原則ののりつた分割が妥当なものになるであろう以上に、境界と移行のみならず、変動も極めて頻繁であり、また非常に微妙である。工業全体をまとめ、雇用主と被雇用者の数量別に労働・雇用関係を考えてゆくことによってのみ、然るべき映像を手にするようになる」。³⁰これは第2回目の61年関税同盟営業調査への批判であるが、趣旨は46年営業表にも当てはまる。プロイセン営業表に由来する二分法は46・61年営業表に共通した作成方式だからである。工業生産の担い手を取引量の多寡を別にして、まず全体を悉皆網羅し、次いで製造分野別に営業形態別分類にかけ、全体をより同質的部分に分割し、それぞれの部分集団に特徴的な就業者構成と物的設備配置に関する分類標識を盛り込む。こうした営業統計に独自の調査書式を設計することが必要になる。しかし、このことを19世紀中葉のドイツ社会統計に望むことは不可能といえた。

エンゲルの頭の中にあっただのは、工業経営調査として起草された46年のベルギーでの営業調査用紙であったことは疑いない。しかしながら、関税同盟加盟国では直接調査として営業調査を企画・実施する段階にはまだ達していない。従い、営業税記録を主とした既存資料による表式調査によらざるをえなかった。しかし、一国経済が資本制生産に移行しつつある中で、旧来のツンフト制に拘束された図式をもってしては営業の実態を描写することは不可能になってきている。手工業と工場生産の区分を統計表の部門設定にもち込むことの意味は薄弱であり、逆に混乱のもとになる。営業表段階の営業統計が歴史的役割を終え、その限界に達していることを示すのが46年営業表であった。

46年営業表に対しては、ドイツ営業統計史研究にあっても評価は低い。関税同盟側からの統一的指示がなく、調査実施の細目規定は各国の当事者の判断に委ねられ、そこにはカテゴリー設定に恣意的判断が入り込み、同一様式で調査が行なわれる保証がなかった。また、全体網羅性に欠け、取り上げられた単位は比較的規模の大きい経営体に偏ったとされている。³¹要するに、これは統一的設計を欠いた近代以前の統計ということである。

プロイセンの46年営業調査では、これまでも増して営業経営者自身を積極的に調査に組み入れた調査といわれる。すでに調査の企画段階で、経営者自身に外国との取引や関税率設定において不利

益を蒙ることのないよう、全国各地の営業関係の実情報告とその集成に協力するようとの動機づけを与えている。この点ではザクセン州長官を先頭に多くの地方長官の賛同を得たとある。これに各当該地での商業会議所や営業同盟 (Gewerbeverein)、商人共同組合 (kaufmannische Korporation)、その他識者の知識・見解を組み入れ、現状知悉に努めようとしている。また、既述したように工場表の書式には空欄を設け、それぞれの地方に特徴的な営業体を地方調査当局が自由に記入できる様式を採用している。また、集計結果の点検を当地の営業関係に詳しい当事者を加えて行なったとされる。つまり、可能な限り、各地方の営業関係者の積極的参加を引き出そうということである。こうした意気込みにもかかわらず、結果的にはこの 46 年表は期待に応えうる成果をもたらさなかったとされている。³²⁾ 作成当事者そのものの側にも大きな不満が残ったようである。それは、一般的には工場所有者の側にはその業務の規模について申告を拒む傾向があり、調査当局の側にも工場表が当地での該当営業分野の範囲について正しい映像を提供する点に確信をもてなかったことである。やはり、一国内部の問題としては全体網羅性に疑問があった。また、調査に不参加、また参加しても不完全な回答しか送ってこなかった国家もあったという事態が生ずる。さらに、48 年に至ってもまだ各国政府からの営業表が出揃わず、同年の政治的不安状態が絡んだため十全な補完のできないままに終わった。³³⁾

2. この 46 年営業表に対しては、エンゲルの批判に限らずその営業統計としての意義を否定的に捉える観方が多い。19 世紀ドイツの小経営体の歴史的展開を論じたシュモラーは、その中で 19 世紀中葉の営業統計の不完全さを指摘せざるをえなかった。当人はテュービンゲン大学での学業修了後、義兄のリュウメリンが主宰していたヴェルテンベルク統計 - 地誌局で試補として実務経験を積んでいた。その最初の仕事が 1861 年の営業調査結果の整理・総括にあった。ここからさらに、19 世紀全体のドイツ各国での小経営＝手工業統計に強い関心をもつことになった。シュモラーはいう。営業を手工業と工場に分けることには反対論もあるが (エンゲルによる)、これまでの小経営＝手工業の実態と推移をみる上ではこの分割にもそれなりの価値はあった。とはいえ、この手工業統計の記載事項はただ親方と職人・徒弟の数量に留まり、「従業者統計」(Personalstatistik) とよべるものに終始している。経営の技術的補助手段や取引についての統計は欠落しているし、そこからは生産とその盛衰、業務上の組織についての報知が得られない。このような制約をもっている。さらに手工業自体も変化しており、現在ではさまざまな手工業が結合されてひとつの企業をなし、例えば、毛皮取引や帽子製造・手袋製造が同一の営業体の中で営まれることがある。こうした現実を描写するためにも、旧来の従業者統計としての手工業者統計には改善が必要である。また、世帯・家計リストによる自己申告が進んでいる人口調査と違い、営業調査ではその実施一切がいまだ地方当局 (郡庁、市庁や自治体官庁) の手に委ねられ、そこには営業関係への適切な洞察や調査への意欲が欠けることも多々ある。そこでの調査実施が「各国において統一的で同一様式であるか、同じカテゴリーがどこでも同じように捉えられたか、これについてはなんら確かな保証はない」³⁴⁾ とする。シュモラーによると、これまで営業統計は統計家や経済学者によって顧みられず、有効裡に加工・利用されてこなかったとされ、その理由は以上の調査の不完全さにあるとされている。

同じく、ドイツ営業統計を論じたモルゲンロートも、46 年営業調査が初めから全体として統一的な設計 (Anlage) をもたず、概念的明敏さに欠け (とくに工場と手工業について)、確定される事実も経営体・従業員・機械に限られ、包括さの点での貧弱さは否めないとする。これを、大規模調査を実施する上での前提条件がまだできていないことの結果とする。³⁵⁾

3. 以上、46 年営業調査に対する否定的見解をみてきた。統計史研究の角度からそれらを整理すると次のようにいうことができよう。当時のドイツ各領邦国家においてははまだ直接調査の実施条件が備わってはいなかった。これまで通り、統計作成は一般行財政の末端業務としてしか捉えられず、プロイセンの場合には毎 3 年の 12 月調査時にベルリンから送付されてきた書式用紙に在りての既存記録から該当数字を転記することで資料収集が済んでいた。これは調査書式をもたない調査である。従い、調査用紙をいかに設計するか、つまり企画・準備プロセスが欠け、さらに調査用紙をどのように運用するか、つまり実査過程への指示もない。調査課題と目的の明示、事前の照査表、調査実施要綱・調査員指示の作成、調査にまつわるこうした一連の方策を定式化しないまま、それら一切を各国の裁量に任せている。これがエンゲルやモルゲンロートにより調査方法の基礎命題の不備、また統一的設計の欠落と批判されるところのものである。国状記述の伝統の強いドイツでは、とくにプロイセン文書主義隆盛の下では、中央省庁と地方機関との間におびただしい行政文書の往復があった。手もちの行財政資料から郡庁は当該地での住民数とその変動、建物、家畜、学校・教会、医療関係、等々についての報知を定期的に中央へ送ることが職務とされていた。商工業についての営業報告もまた然

りである。しかし、こうした行政記録に頼った統計作成では社会発展の中で次第に内実を欠き、実際と乖離した数量しか提供できないことが意識され出す。まずは人口調査において、直接調査による現住人口把握の必要がいわれ出すのが 40 年代のプロイセンにおいてであった。これは 60 年代後半に至り、ようやく市民の自発的参加を得ながら、1 軒ごとの世帯調査リストを用いた世帯構成員全員の記名によるセンサス形式の直接調査として実現しえた。商工業や農業などの経済統計がこの段階にまで達するには、それから 20 年の歳月が必要である。1840 年代はまだとうていその段階には届いていない。

啓発的経営者層を調査に取り込んだとされるが、かれらの力量と協力に調査の完成を託すにはやはり限界がある。中央からの的確な指示と在地当局の入念な準備と実施体制作りがやはり調査の成否の決め手になる。営業の自由化が進み、これまでの経済構造が流動化し、一方で大規模な工場制生産が少数ながら輩出し、他方で数多くの小・零細経営が拡がっている中、行政資料—営業税台帳、ソフット記録、営業目録—に頼っては、各地でのこうした小営業体をくまなく捕捉しえたかは疑問の残るところであり、上述したように、結果としては比較的大きな営業のみしか捉えられなかったことが予想される。³⁶⁾

また、国家の行なう調査に対する営業経営者の反応もごく一部を除き全体としては不十分であった。被調査者たる経営者側からの調査に対する理解と協力の姿勢はほとんど伝わってこない。やはり、この種の調査がこれまで主として課税業務の一環として続けられてきたことの反映であろう。³⁷⁾ 徴税問題を越えた汎用的基礎資料として営業統計が要請されるという段階にはまだほど遠く、これがひとつの世論にまで高まってゆくのは 60 年代以降のことと考えられる。

プロイセンでは 43 年国家統計表が統計局の編纂したそのままの形で公表され、またザクセンでも 46 年人口調査と営業調査の結果がその機関誌『統計協会報知』で公表されている。こうした公表制は時と共に進んでゆく。だが、この 40 年代半ば、統計が社会の「公器」とする意識はまだ育っていない。各領邦国家の内部行財政からの副産物であり、内務・財務官僚機構の内部資料に留まってきたこれまでの長い経過が当時の統計を制約する。これを脱し、被調査者たる市民層が社会統計の有意義性を理解し、調査に対する協力姿勢が育ってゆくには国家統一を前にしたナショナリズムの興隆期まで待たねばならなかった。

おわりに

関税同盟加盟国から集まってきた各国の営業表は中央局でまとめられ、12 地区大分類を伴った 3 部の報告書となって印刷・公刊されている。だが、すべての国家から上の 3 様の統計表が送られてきたかという点、そうはならなく、例えばすでに 1835 年に営業税リスト改訂と関連させて営業記録を作成していたヴェルテンベルクからは一切報告がなく、ブラウンシュヴァイク、ザクセン、自由都市フランクフルト・アム・マインからは手工業者表が送られてこなかった。従い、この 3 国については工場表のみしか提示されていない。このような脱落箇所を抱えていた。また多くの国では調査時が 46 年 12 月からは遅れ、47 年にずれ込んでいる。

こうした欠落部分と齟齬を含みながらも、同盟各国からももとの調査の目的であった、①当該国の一切の製造施設と工場企業 (=工場表)、②これへの附録として工場設備の総括、③機械技工と手工業者/書物取引に附属する施設と企業/商業/運輸業(海上・河川・陸上運送)/旅館・酒場経営/手労働者と奉公人 (=手工業者・その他表)、これらに関する 3 枚の統計表が中央局に集結した。次の問題はこれがどのような形で全体として公表されたかである。結論的にいえば、これら調査結果すべてが統一した表示様式にのっとり整理・編纂されず、統計報告として十全の体裁を備えたものとはいえなかった。確かに、上の 3 枚の表と国・地域が組合わされて、計 27 分冊の印刷物としてまとめられ、各国政府に配布されはした。³⁸⁾ また、後には、3 部の分厚な報告書に仕上げられ、関税同盟中央局から公刊されてもいる。しかし、後にエンゲルは、「この出版物には序言もなく、歴史的あるいは問題そのものにかかわる序文もなく、伝えられたものを比較する形ではまとめておらず、また通常の標題と内容索引を欠いており、このためこれを利用することは極めて難しく、また手間のかかることになる」³⁹⁾ と厳しい評価を下している。内容面での脱落と同時に、編集上の観点からみても都合さを多分に有していたものであったということになる。

46 年関税同盟営業表は、部分的修正や拡張を伴いながらもこれまでのプロイセン営業表のもっていた性格を濃厚に受け継いだものであった。従い、その欠陥をも引きずらなくてはならなかった。

同じ営業体の捕捉を目指しながら、旧プロイセン時代からの手工業者／工場の二分法を採用していた。もともとこの2つはそれが捉えようとする目標に異なったものがあり、前者のそれは業種ごとの就業者とその職業身分別分類であり、後者のは製造施設と機械・装置の配置状況であった。46年表において、この2つが初めて統計表として分離された。第1表は手工業者を捕捉の主対象に据えながら、異質な経営といえるその他の販売、流通、サービス分野すべてを包含するものとなった。このため異質な経済活動が分類標識を不統一にしたまま一連の統計表で連結されるという結果がもたらされた。プロイセン営業表のこれまでの悪弊がそのまま残されている。加えて、手工業者分野そのものにも旧来の都市ツンプト制の下で想定されてきた局所的営業を越えて、農村手工業や工場制ともよばれるような経営体が輩出してき、これまでの手工業者表の枠組みの狭さが問題となってきた。

第2表として工場表を独立させ、局所的営業を越えた大経営を捉えようとするところに46年表の眼目があった。しかし、農村家内工業から機械制工場に至るまでさまざまな経営形態を混在させた現実の経済関係を前にして、関税同盟会議の用意した工場規定ではこれに対応できない。「大取引に従事する営業」という中には、本来の工場生産も問屋制に組織された家内手工業も、その区別がなされないまま一括され、工場が他と区別される基本的基準が生産力レベルにあるのか経営組織関係にあるのか、また両者を複合したものにありとすればその相互関係はどうあるのか、これが最後まで不明のまま残された。

手工業も工場も同じく物的商品の製造・加工・精製に当る経営組織である。従い、ひとつの分野・業種にはその構成単位として手工業の経営体も工場経営体もあるわけで、経営形態別分類をベースにしてそれぞれのカテゴリーに属する個体（単位）のひとつずつを枚挙し、その施設・設備、機械・装置、雇用主・被雇用者の数量を調べ上げるとい方向が、複雑・多様化してゆく現実の営業状態を統計的に整理して把握する上で取られるべき途かと考えられる。プロイセン営業表の二分法が現実妥当性を失い、それに替る集団観察様式の必要性を初めて示したのが1846年関税同盟営業表であったといえる。

このように、その進展には高い壁が立ち塞がっていたのが営業統計調査といえる。ドイツ全体を見渡して営業調査に独立経営体を対象にした個票を使用するという段階ではなかった。この中にあって、プロイセンとは異なり、ザクセンでは46年人口調査用リストの末尾に営業調査用の枠を添付する方法を取った。これが成功していれば、営業関連項目が調査リストに直接に取り上げられるという点で先駆的事例となりえたであろう。しかし、この試みは失敗に終わり、資料源としては家屋リストの職業調査項目と営業税の記録事項に依拠せざるをえなかった。既存資料による調査では営業経営体の全体網羅性（悉皆性）の保証がなく、統計表の表示項目も偏ったものとなる。これが営業表から本来の経営統計としての営業統計へと進む上での制約となる。さらに関税同盟方式に従う限り、調査対象の規定に際して現実の経済活動に沿った営業経営体の分類が出てこない。その表われが客観的にも理論的にも意味のない工業生産における手工業者生産と工場生産の二分法であった。ザクセンの46年営業表もこの二分法の採用を余儀なくされているが、関税同盟方式の無理な2本立ての営業表ではなく、7本立ての体系を作成し、個々の統計表の質的統一性を高めようと努力し、そこに他家の営業表にはない特色もみられる。しかし、営業表ではなく、そこにある2側面を職業統計と経営統計に分け、それを統合した営業統計として展開する面での前進はみられなかった。関税同盟、従ってプロイセンの様式による限り、この問題の克服は不可能であった。

注

- 1) Die Ergebnisse der Gewerbezahlung von 1. Dezember 1875 im Deutschen Reiche, Einleitung, II. Die gewerbestatistischen Erhebungen des Zollvereins und ihre Vergleichbarkeit mit der Aufnahme vom 1875, *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 34, Theil 1, 1879, S. (75).
- 2) 個別国家レベルでは19世紀前半にいくつかの国家において行政資料やその他の記録からの営業統計作成の事例は残されている。バイエルン(1810年)、バーデン(1829年)、ザクセン(1831年)、ヴュルテンベルク(1835年)といったものである。例えば、ザクセン王国では1831年に産業博覧会用報告から当時の工業生産10分野につき、その中の業務・機械・装置・道具／労働者に関する数量が営業統計としてまとめられている。また、消費税監督官の下でまとめられた1831/32年の各営業での就業者／稼動機械・装置に関する統計表も作成されている。こうした中にあって、18世紀中葉以降の総監理府下での手工業・工場調査の伝統をもつプロイセンの営業調査の様式が関税同盟における営業表作成をリードしてゆくことになる。しかし、これがドイツでの営業統計の展開にとって有益なものであったか否か、これは本書で説明するように問題の残るところである。

- 3) 以下, 46 年関税同盟営業表の成立経過については以下の文献による。Die Ergebnisse, *a. a. O.*, SS. (75)–(86), E. Engel, Die Nothwendigkeit einer Reform der volkswirtschaftlichen Statistik insbesondere der Gewerbestatistik, *Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus*, Jg. 10, 1870, S. 159ff., F. Hoffmann, *Quellenkritische Untersuchungen*, Stuttgart, 2012, S. 200ff. .
- 4) Die Ergebnisse, *a. a. O.*, S. (75).
- 5) 以下, プロイセンでの経過については, 次の文献による。R. Boeckh, *Die geschichtliche Entwicklung der amtlichen Statistik des Preussischen Staates*, Berlin, 1863, SS. 78–80, E. Engel, Die Nothwendigkeit, *a. a. O.*, SS. 160–63.
- 6) R. Boeckh, *a. a. O.*, S. 79, E. Engel, Die Nothwendigkeit, *a. a. O.*, S. 162.
- 7) この「開かれた形」での書式用紙の採用が 46 年調査のひとつの特徴となるが, これは調査当局が地域や局所で特徴的な営業を別に空欄に記入し, これにより営業就業者を体系的かつ全体的に網羅しようとするものである。後にそれをグループ分けして整理するという作業が統計局に残されることになる。プロイセンでは後に述べるようにそれが 25 種にまとめられている。Boeckh, *a. a. O.*, S. 79. また, これについては, *Quellen zur Berufs- und Gewerbestatistik Deutschlands 1816–1875*, bearb. von A. Kraus, Boppard a. R., 1989, S. 276, を参照。
- 8) Die Gewerbetabelle der Preussischen Monarchie für das Jahr 1846, *Handels-Archiv: Wochenschrift für Handel, Gewerbe und Verkehrsanstalt*, Jg. 1848, Heft 5, SS. 436–59, Heft 6, SS. 541–94. ただし, 工場表を扱った第 6 分冊における表題は, Gewerbetabelle für die Preussische Monarchie im Jahre 1846, に替っている。(以下, 文中での引用では, Gewerbetabelle 1846 と略記する)
- 9) Gewerbetabelle 1846, *a. a. O.*, SS. 593–94.
- 10) Die Ergebnisse, *a. a. O.*, S. (75).
- 11) ここで, 力織機 (power loom) というのは, 「水と蒸気力で動かされ, 男女の労働者が監督している。その場合, 1 人の成人がふつう 2 台の織機を, 子供 1 人の補助のある場合にはそれ以上の織機を視ることになる」(W. Dieterici, Uebersicht der in den verschiedenen Provinzen des Preussischen Staats für Gewerbe aller Art bestehenden Fabriken und der mit denselben in Verbindung stehenden Bleicherei, Färberei und Druckerei, *Mittheilungen des statistischen Bureau's in Berlin*, Jg. 1, 1848, S. 154.
- 12) Gewerbetabelle 1846, *a. a. O.*, S. 441.
- 13) F. Hoffmann, *a. a. O.*, S. 405ff.
- 14) W. Dieterici, Uebersicht, *a. a. O.*, S. 149.
- 15) これは 46 年表作成に関し, 当初 (1845 年 1 月 2 日) のディーテリチ提案に添えられた統計調査に関する当人の見解とされる。R. Boeckh, *a. a. O.*, S. 78.
- 16) Uebersicht der Gewerbe im Königreich Sachsen nach der Zählung am 3. December 1846, *Mittheilungen des statistischen Vereins für das Königreich Sachsen*, Lf. 18, 1849.
- 17) この工場表の枠組みについては, 拙著『近代ドイツ国家形成と社会統計』京都大学学術出版会, 2014 年, 143–45 ページ。を参照のこと。
- 18) Verordnung, die Aufnahme von Bevölkerungslisten betreffend, *Gesetz- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen vom Jahre 1846*, SS. 202–04.
- 19) G. Wächter, Die Sächsische Volkszählung, *Zeitschrift des K. Sächsischen Statistischen Büreaus*, Jg. 48, Beilage, 1902, S. 3.
- 20) Gewerbe- und Personalsteuer=Gesetz, *Sammlung der Gesetze und Verordnungen für das Königreich Sachsen vom Jahre 1834*, SS. 349–414.
- 21) Gewerbe- und Personalsteuer=Gesetz, *a. a. O.*, S. 354, *Quellen zur Berufs- und Gewerbestatistik Deutschlands 1816–1875: Mitteldeutsche Staaten*, bearb. von A. Kraus, Boppard a. R., 1995, S. 62.
- 22) W. Dieterici, Statistische Vergleichen der Anzahl der Handwerker und mechanischen Künstler im Preussischen Staate aus früherer Zeit gegen die jetzige, *Mitthl. d. st. Bur. i. Berl.*, Jg. 1. 1848, S. 214.
- 23) *Die statistischen Tabellen des Preussischen Staats*, hrsg. von W. Dieterici, Berlin, 1845, S. 144.
- 24) プロイセンでの調査においては, 「工場には製造が大規模に営まれているすべての営業的企業 (gewerbliche Unternehmung) が, さらに個々の労働者は比較して大きな建物にはまとめられてはおらず分散しているが, しかし 1 人の仲介人あるいは工場問屋の指揮下で働き, かれらから原材料を提供され, かれらに完成商品を引き渡すような営業的企業も算定されることになる」(Gewerbetabelle 1846, *a. a. O.*, S. 441.) とある。ほぼ同じ規定が統計局長ディーテリチ論文の中にもみられる。W. Dieterici, Uebersicht, *a. a. O.*, S. 150. 要するに, 工場とはマニュファクチャーなり機械制の下で労働者が共働している物的施設のみならず, 手工業者が問屋資本に包摂されている問屋制組織をも併せ含むものと理解されていた。これらが結果として市場販売用大取引に従事する経営層として一括されていたのである。これは 18 世紀来のプロイセン営業表に共通した考えである。
- 25) 後のディーテリチの言葉によれば, 「どれくらいの織機が帝国において羊毛・絹・リンネル・木綿用に稼動しているかを完全に概括するという意図」(*Tabellen und amtliche Nachrichten über den Preussischen Staat für das Jahr 1849*, VI, Abtheilung B, 1855, S. 1047.) ということになる。

- 26) 「すでに 1846 年調査の際に、工場用に活動している織機およびそこで働いている労働者は 2 度に渡り工場表に記入されることになったため（ことに労働者はそうである；1 度目はその他の工場労働者と、2 度目は手工業様式で働いている織工と一緒にされて）、正しい帰結を得ることがいかに難しいかが明らかになった。・・・このため、織物工場とその他の織物業で働いている人間の数量を営業表から確定することは依然として不可能なままである」(R. Boeckh, *a. a. O.*, S. 80.)。また, F. Hoffmann, *a. a. O.*, SS. 712-13, をも参照。
- 27) これについては、前掲拙著, 第 4 章, を参照。
- 28) E. Engel, Beiträge zur Gewerbegeographie und Gewerbestatistik, II, *Zeitschrift des Statistischen Büreaus des Königlichen Sächsischen Ministeriums des Innern.*, Jg. 3, 1857, SS. 26-27. また、「これは多くの点で、その結果の信頼性を疑うのに重要な根拠があった」、「統計協会報知の第 18 号の内容をなすいわゆる 1846 年営業統計が多く の点で不正確さに苦しみ、その不正確性は調査に使用されたリストのまったく不適切な把握と処理から出てきている」(Die Bevölkerung des Königreichs nach Berufs- und Erwerbsklasse, *Statistische Mittheilungen aus dem Königreich Sachsen*, Lf. 3, 1854, S. 2, S. 13.) ともされる。
- 29) E. Engel, Die Nothwendigkeit einer Reform, *a. a. O.* S. 163.
- 30) E. Engel, Die Methoden der Volkszählung, mit besonderer Berücksichtigung der im preussischen Staate angewandten, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 1, 1861, S. 207.
- 31) W. Morgenroth, Gewerbestatistik, *Die Statistik in Deutschland nach ihrem heutigen Stand*, hrsg. von F. Zahn, Bd. 2, München und Berlin, 1911, SS. 218-19.
- 32) 46 年調査では、当該地の営業経営者を可能な限り営業調査に参加させるという統計局から地方官庁への指示があった。しかし、要請されて調査に関与した営業経営者ではあるが、例えば集計結果の点検を任されたにもかかわらずその姿勢には積極性が乏しく、統計の質の改善には繋がらず、またそうした営業経営者の関与を不要とする地方官庁もあったとされる。統計局の指示は徹底せず、営業当事者の取り込みは不首尾に終わった。こうしたプロイセン西部地域での実状が明らかにされている。F. Hoffmann, *a. a. O.*, SS. 661-68.
- 33) W. Dieterici, Statistische Uebersicht der Fabrikations- und gewerblichen Zustände in den verschiedenen Staaten des deutschen Zollvereins im Jahre 1846, *Mitthl. d. st. Bur. i. Berl.*, Jg. 4, 1851, S. 253.
- 34) G. Schmoller, *Zur Geschichte der deutschen Kleinindustrie im 19. Jahrhundert*, Halle, 1870, S. 9.
- 35) W. Morgenroth, Gewerbestatistik, *a. a. O.*, SS. 218-19.
- 36) モルゲンロートも 46 年営業調査が結果としては比較的大規模の営業体に偏った調査に終わったとみている。W. Morgenroth, Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 218.
- 37) このような営業調査に対しては、プロイセン西部地域では営業経営者の調査拒否と虚偽申告による否定的反応がみられ、ことに 1855 年 3 月の新たな所得税法導入の下でそうした反撥事例の頻発したことがホフマンによって具体的に例証されている。F. Hoffmann, *a. a. O.*, S. 513ff.
- 38) この題目一覧は、Die Ergebnisse, *a. a. O.*, SS. (76)-(77), に記載がある。そこでの国・地域区分とは、プロイセン王国、プロイセンと共通関税に参加している他国領域、ルクセンブルク大公国、バイエルン王国、バーデン大公国、ヘッセン選帝侯国、ヘッセン大公国、テューリンゲン統一国家、ナッサウ公国、ブラウンシュヴァイク公国、ザクセン王国、自由都市フランクフルト・アム・マイン、この 12 にまたがっている。
- 39) E. Engel, Die Nothwendigkeit, *a. a. O.*, S. 163. とはいえ、編集上のこの欠陥を割引いてなお、「ひとつの成果として、ほとんどの関税同盟諸国家ならびに国民経済的に類似したドイツ諸国家の最初の共通の営業統計としていつまでもみなされる」とするのもエンゲルである。

第3章 1861年関税同盟営業表

はじめに

1861年に関税同盟国全域にまたがり、再度の営業表作成が試みられている。この2度の関税同盟営業表は帝国形成後に帝国統計庁によって実施された営業センサスの前史に属するといえるものである。後に、その先駆的意義を認めながらも社会経済統計としての欠陥を究明しその作成様式の変革が必要とされる。その中で一国社会経済の根幹に触れる経済統計として、営業統計とは何を対象にどのような様式で作成さるべきか、これについての深刻な議論が展開してゆく。

前章で述べたように、1846年関税同盟営業表は紆余曲折を経た後、プロイセン統計局の主張を容れた形で作成された。従い、それまでのプロイセン営業表の枠組みに縛られた形での統計表作成に終わった。結果的には、表示の形式と内容の不十分さの点で、職業統計としても、また経営統計としても問題を抱えた統計表しか提示できなかった。さらに捕捉対象たる営業体に少なからずの脱漏部分があり、編集面でも整備された内容を有した統計報告書を提示できなかった。15年後の第2回目当たる1861年関税同盟営業表では、そのような欠陥は果して克服されたであろうか。あるいはその点をめぐりいかなる議論が展開されたであろうか。

本章は1861年末から62年初めにかけて実施された第2回ドイツ関税同盟営業調査を取り上げ、営業表の作成経過と表構成の特徴、ならびにその歴史的意義を明らかにすることを目的とする。このことにより、19世紀中葉のドイツ社会統計の特質が浮き彫りにされ、その近代化を阻害していた要因、逆に近代化のために必要な条件は何であったかが解明されよう。

I. 成立経過

1. 1861年までのプロイセン営業表

1846年関税同盟営業表作成の経験を踏まえ、営業表再編へ向けての新たな動きはら始まるのは1852年からである。同年に関税同盟内で営業調査に関する審議が開始され、それにはプロイセンから政府代表の他に財務省と商務省から委任された専門家として枢密財務参事官ヘルヴィクが参加している。さらに翌53年夏の第10回関税同盟総会で、ザクセンとバーデンの関税大使の提案によって営業統計の様式(図式)を検討するための特別委員会が設けられることになる。しかし、その後の経過は表作成のあり方をめぐるプロイセンと他国家との確執の下で複雑な経過を辿り、第2回営業調査の実施は1861年12月までずれ込み、さらに表公開は1864年のことになる。

この間、プロイセンでは毎3年ごと12月の国家統計表作成のための調査があり、その中で独立の表として営業表作成も継続されている。この事実と実績を背景に、46年時と同様に次の関税同盟営業表の作成でもプロイセン様式によるべきことを頑なに主張するのがプロイセン統計局であり、これが他国家との軋轢を引き起し、最初の営業表作成から15年もの間隔を置く最大の原因となる。では、この間のプロイセン営業表はどのような推移を辿って継続作成されていたものか。そこにいかなる進展がみえたのか。49年表以降、58年表に至る4度の経験を概括してみると以下のようなことになる。¹⁾

1849年表 手工業者部門で16業種、また商業部門では2業種の増加がある。さらに「農業での生業関係」部門が設けられ、そこにはA. 所有地数(面積別5クラス)、B. 利用耕作地面積(耕作種別5クラス)、C. 農業従事者(主営業/副業別、含、家族身内や奉公人)の項目別に計12欄、また「国家公務員(Beamte)」(4欄)と「自治体公務員」(3欄)、「金利生活者(Rentier)や年金生活者(Pensionar)」(2欄)の欄が新設される。

工場表では製造施設16業種(例、膠製造場、紙塊工場、ガス工場・コークス炉、亜麻調製施設、綱類工場、等々)が増加される。

報告書として6巻(7冊)に及ぶ『1849年プロイセン国家に関する統計表と官庁報告』²⁾(1851-55年)が公開され、営業表としては、次の52年度分と一緒にその第V巻(1854年)に手工業者・その他表、第VI巻AとB(1855年)に工場表が記載されている。国家統計表の公開は1845年刊行の1843年表来のことであるが、この49年表のそれはこれまでの県別を越えた郡別表示へと詳細化

されることで大幅な拡張となっている。

- 1852 年表 機械技工と手工業者で 2 業種増加。49 年表で取り入れられた主営業での農業従事者層がさらに、所有者・その家族身内、奉公人・日雇人へと細分された。この結果、農業での奉公人と商工業での奉公人の性別を伴っての類別が可能となった。専ら慈善に頼って生活している「救恤受給者」(Almosenempfänger) 欄が新設される。
工場表では織物業と製粉工場に限ってではあるが経営者と職人・徒弟それぞれの数量が記載される。手工業者表は上記の国家統計表の第 V 巻、また工場表は第 VI 巻 B で公開される
- 1855 年表 この年度は、後述する次回関税同盟営業表作成をめぐって、プロイセンと他国家との交渉渦中にあり、その方向が不明な中、前回とほぼ同様の作成を継続する。ただ 1 点、手工業者・その他表にある船舶運輸業において新たに船舶所有者数が計上される。
報告書は 1858 年に 1 巻本の国家統計表として公開され、その第 7 部に手工業者表、第 8 部に工場表が掲載されている。
- 1858 年表 手工業者部門の就業構成で職人と徒弟が別々に計上される。
救恤受給者に「公的扶助受給者」が加えられる。
「身分団体・騎士領職員、鉄道会社職員」、「自由職業従事者(民間学者・作家・家庭教師・建築監督者・建築請負人・測量技師)」欄が附加される。
農業と商工業での手労働者(Handarbeiter)を区分する。さらに、副業としての農業従事者の下に雇われている日雇人・手労働者、下男・作男・農事手伝女が記載され、これらにより農業就業人口とその詳細な階層区分表示が可能となる。報告書は前回同様、1860 年に 1 巻本の国家統計表として公開され、その第 7 部に手工業者表、第 8 部に工場表が掲載されている。

以上の経過から読み取ることのできる傾向には 3 つある。①これまでの営業表では無視されてきた非営利分野就業者(公務員や自由職業者)へ捕捉網が拡大された。これは、営業表の職業調査としての側面を拡大したものとイえる。②農業部門での土地配分や利用状況、また就業構成一主/副業別の土地所有者と賃借経営者、およびそれらの家族身内、下男・作男・農事手伝女、農業労働者(日雇人や手労働者)一へ描写が及ぶことになった。農業就業者はこれまでは手工業・その他表での「奉公人」というカテゴリーの中で、「農業での下男・作男・農事手伝女」が他営業での奉公人と一括計上されるに終わっていた。このことはそれまでの営業表が商工業を中心としてきたものであったことの反映であるが、徐々に農業での就業者をその階層区分をも含んで詳述することになった。これは一方では Gewerbe の意味を広く産業として捉え直すものであり、他方で農業分野での職業統計の拡充という側面を併せもつ。ただし、農家経営形態や使用動力、等々の経営調査としての報知はなく、またこの分野ではいまだ土地所有者の調査への抵抗が大きく、信頼できる資料確保には問題があったとされている。③営業とは無関係な金利・年金生活者や社会扶助受給者といった非労働力人口の営業表への取り込みがみられる。これは、①とも併せて明らかに狭義の営業表の枠を越える動きである。

49 年表におけるこうした拡大の動きが出てきた背景には、ひとつの政治的情勢が横たわっていたとされる。すなわち、48 年の三月革命後の新たな選挙法をめぐる政治的動向を前にして、社会階層(=生業クラス)の人的構成を包括的に把握する必要があるが政府と国民に広く認識されるようになる。最大の就業者集団を抱えていた農業をも取り込んで営業表を拡張し、それをもってこうした要請に対応しようとしたのが統計局とディーテリチであった。

これらのことは、営業統計を広く産業統計として捉え直し、なおかつ職業分類を拡充してゆくことによって一国人口総体の生業手段別構成、さらには人口の階級・階層別構成という側面へも視野を拡げてゆくことを意味する。これは、総人口をその生業関係(Erwerbsverhältnisse)別に分類する、つまり国民全体が何によって生計を立てているかを描き出すという、もともとプロイセン統計局の抱いていた、そしてホフマンやディーテリチによって再三強調されてきた構想に沿ったものである。³⁾ 上述の選挙法見直しのために必要とされた国民の生業部門別分布の全体的捕捉はこうした統計局の見解と合致することにもなる。⁴⁾ これは、イギリスやフランスの先進国、また一部ドイツ領邦国家(例、ザクセン王国)にみられる人口調査に際して、その調査項目に職種・職業身分(地位)別分類を取り入れる方向とは異なったものである。プロイセン人口調査は一国人口の性・年齢、家庭状況、身体特性、宗派別構成を地域区分の中で表示するものであった。これに対し、同じ人口を就業面から捉え、就業者の場合には産業・職業別および職業身分(地位)別構成で、非就業者の場合にはその生活手段とのかかわりで網羅する、こうした課題を背負ったものがこの広義の営業調査である。この点で人口総体の社会的経済的構成=階級・階層別構成把握を可能にするより豊かな報知内容を含むものとなる。少なくともその可能性を秘めたものであるとはいえよう。事実、国家統計表の別資料、すなわち、軍

人々口、保健、教会=学校、採鉱・製錬・製塩業についての統計表と併せて、営業表の数量は総人口の産業・職業別構成提示を可能にする最有力資料であるとの評価も下される。⁵⁾

とはいえ、これら営業表をその作成様式の面からみれば、そこにみるべき進展はないといってよい。つまり、異質な経済部門を抱えたまま、すべての営業体をひとつの統計表の中で連結させ、その記載項目に不統一なものを多く残してきたのがプロイセン営業表であった。46年関税同盟営業表に至り、初めて①手工業者・その他部門と②工場部門が分離されることにはなった。この2部門分割様式はその後の58年表まで維持されている。しかし、雑多な営業の混在という性格はなおも強く手工業者・その他表に残り、他方工場表でも大取引をこととする製造施設と工場企業という中で、経営形態・組織面での特徴づけのないまま機械制工場から家内手工業に及ぶさまざまな営業経営が一括されている。手工業では就業者、工場生産では物的設備面に軸をおいて出発したのが営業表であり、前者ではその職種を増加させて専ら職業統計面における拡張を、後者では業種の増加と共に就業者の捕捉を取り入れて経営統計面における拡充を図るという跛行的な歩みを辿ってきた。依然として、手工業経営をも含んだ工業生産を統一的全体的に捉えるための図式は欠落したままであった。さらに、49年以降には狭義の営業概念（商工業とサービス業）に他のいくつかの生業分野、具体的には農業部門や非営利部門を加えて枠の拡大を計り、また非営業活動者（利子生活者や年金受給者）をも取り込んだ統計表を志向するが、それらは人口（就業者）統計と経済（営業）統計、職業統計と経営統計の二義性をさらに増幅させて営業表にもち込むものとなる。

2. 1861年関税同盟営業表に向けて

1. 1846年営業表の後、次回の関税同盟営業表作成のための委員会が設立されたのは1853年第10回関税同盟総会後である。⁶⁾委員会の目的は、営業調査における正確で一様な様式にのっとり記入・重複調査の回避・総数の完全さ、これらを実現するための指示を起草・提示することにある。これを積極的に提唱したのがザクセンとバーデンであり、それは46年営業表の経験に鑑み、営業調査の実施時期ならびに基本命題に関し、すべての国家を規制する確固たる決議が必要であるとする趣旨によるものである。この目的に合致した調査様式（図式）が特別の専門委員会によって検討され、関税同盟に提示されるべきとされた。さらに、プロイセン営業表が一とくに織物業分野で一事実とくい違う点を多くもつため、経営実務家や営業専門家にこれらの是正に協力してもらい、統計表の公表以前にかれらの吟味を経るべきとしている。プロイセン統計局長ディーテリチはこれに同意すると共に、調査の間隔に関しても、例えば、ザクセン大使からは人口調査を5年おきにし営業調査を10年おきにする、あるいは現行のように3年おきに人口調査を継続させる場合には9年おきの営業調査が望ましいとする提案あったが、バーデン大使からの提案に同調し6年間隔の実施に賛成するとした。これは現地調査当局の負担軽減と十分な加工期間を必要とするという理由からである。しかし、この期間については、できるだけ新しい営業表を必要とするプロイセン商務省と財務省の反対があった。さらに、ディーテリチが営業表改革に同意するといっても、これはこれまでの調査の書式用紙そのものを改定することではなく、それへの記入にまつわる技術的なものを越えるべきではないとした。というのは、書式そのものの改定はホフマン以来の約半世紀にも及ぶプロイセン営業表との継続性を損ない、その価値を台なしにすることになるからである。しかし、今回は統計局の意を抑え、プロイセン商務省はその枢密上級財務参事官 G. v. フィーバーンに草案作成を命ずることになった。

フィーバーンの手による新たな営業表は次の3つの部門に分かれた表から構成されている。①農業と手工業者（230欄）、②工場ならびに大取引のために活動している施設と同じく蒸気機関、これまでの工場表に計28業種の増加があり（計478欄）、これは例えば、亜鉛工場、炭鉱、ガス施設、等々といったものである、③商業、運輸業、サービス営業（旅館経営）、書物取引のための営業、および手労働者と奉公人（120欄）である。これは3部門分割を取ることでプロイセン様式の変更とはいえる。しかし、手工業と工場への区分、商業以下分野の一括、等々の点では依然としてプロイセン様式を継承したものである。ただし、すべてにまたがり分類標識はこれまでのプロイセン営業表のそれから離れ、特別委員会用に作成された新たなコードにのっとりしたものとなる。

先に設立が認められ、営業表改革案作成の全権を与えられていた関税同盟の委員会は以下の5名からなっている。フィーバーン（プロイセン）、ヘルマン（バイエルン）、ワインリヒ（ザクセン）、シュタインバイス（ヴェルテンベルク）、ミュラー（テューリンゲン）である。これら委員は1854年8月ミュンヘン勸業博覧会時に参集し、22日から27日にかけて6回の会合を重ね、フィーバーンの上

記草案を素材にした検討の結果、以下の8項目の提案を行なうことになった。

- ① ドイツ(関税)同盟国家の営業-、採鉱-、生産-、家畜表のための調査指令 (Aufnahmevorschrift)
- ② 手工業者ならびに主として局所的需要のために就業している営業経営者と技工に対する統計表のための記載欄 (17分野・315欄)
- ③ 主として大取引のために活動している営業施設(独立工場/家内工業別)、同じく蒸気機関全体および営業目的用に動いている機械力の統計表のための記載欄 (20分野・909欄)
- ④ 商業、運輸業、サービス営業、同じく書物取引のための施設と企業の記載欄 (9分野・114欄)
- ⑤ 地域営業表 (Ortsgewerbetabelle)、工場表、商業表の書式用紙のための説明
- ⑥ 家畜調査のための書式用紙
- ⑦ 関税同盟における採鉱-、製錬-、製塩経営での生産報告のための記載欄
- ⑧ 1853年状態での耕作と収穫、土地所有関係と分割状況、同じく農業労働者の賃金、これらの調査のための書式用紙

これをみる限り、フィーバーン草案はいくつかの修正・追加を容れ、上の②、③、④として採用されていることが分かる。修正・追加点とは、農業営業(就業関係)が第1表からは取り除かれている、工場表にはさらに15種が附加されている、ザクセンの主張による織物業での家内工業と独立施設内工場との区別が取り入れられている、工場施設での動力(蒸気力・水力)表示が要請される、3枚の表における就業身分構成で営業経営者—手工業での親方と工場での管理職員(Direktionspersonal)—、労働者、職人と徒弟、さらに家族身内数が表示される、こうした点である。これをミュンヘン案ということができよう。

このミュンヘン案に沿って次の関税同盟営業調査を実施したいというのが商務省と財務省の意向であった。しかし、これに賛成の意を示さなかったのが統計局長ディーテリチであった。すでに草案段階で反対の意向を抱いていたのが統計局のディーテリチであったが、ミュンヘン委員会から提案された改正案にも強い反対姿勢を崩さない。その理由は、歴史的にも旧く、定評あるプロイセン営業表の作成様式が関税同盟営業表の基礎に置かれねばならないとする、これまで通りのものである。当人はその上司である内務相 F. v. ウェストファーレンの支持を取りつけ、ここに営業表をめぐる一方の統計局・内務省と他方の財務省・商務省の対立が出てくる。⁷⁾この間の調停がつかないまま、1855年の関税同盟営業表作成は見送られることになる。

解決への動きは1857年9月のウィーンにおける第3回国際統計会議時のドイツ諸国の統計家の集まりから出てくるかとも思えた。ここでドイツのすべての領域を包摂した共通の統計作成の必要性が代表者たちによって確認された。ウィーン会議でのメインテーマは工業統計の整備・工業生産にかかわる営業の分類と配列・営業調査方法にあったが、これとは別にこのドイツ圏での最初の統計会議の場を利用して、ドイツ諸国家の統計局間に緊密な結びつきを作り上げることを肝要とするオーストリア商務相 G. R. v. トッゲンブルクのよびかけに応じ、統計局長 K. v. ツェルニヒを議長にした15国20名の政府代表者による会議が1857年9月7日に開かれている。⁸⁾ところが、プロイセンからは統計局長の参加はなく、2名が任意参加したに留まった。この会議で採択された統一のための「綱領」が、直前の9月5日にザクセン代表の資格で参加した同国統計局長エンゲルの手によって起草された。これは、分断されたドイツの行政統計制度に新たに統一性をもたらし、それらの間の同盟を築くため、まずは各国統計の同形性(Gleichförmigkeit)と比較可能性(Vergleichbarkeit)を確保する必要があるとし、そのためには以下5点での同意が得られなければならないとするものであった。

- ① 官庁統計調査の最重要対象を統一化すること
- ② 事実を調べ提示するための一致した書式用紙を利用すること
- ③ 特定の調査には同じ用語、定期的にくり返される調査には同じ間隔が維持されること
- ④ 調査・総括された事実を公表する際には一致した基本命題を用いること
- ⑤ 官庁統計公刊物一切のみならず、調査・加工書式用紙一切、また統計加工の実施に関する一切の指令の交換を義務づけること

さらに、各国統計の統一化の実現には以下の点も考慮されるべきとされた。

- ⑥ 個々のドイツ国家の統計局間で統計比較の分業のための計画を立てること
- ⑦ ドイツ統計のための官庁による（統計）年鑑を発刊すること
- ⑧ 統計や国民経済に関する文献について全般的目録を継続作成すること

⑥は比較可能性を十全なものにするための必要事項であり、その骨子はドイツ圏での（統計）中央局不在という現状の下、各国統計局がそれぞれの特定領域（例えば、オーストリアは国土、プロイセンは人口、バイエルンは農業、ザクセンは工業、ハンザ都市は商業）を分担し、ドイツの全領域にまたがりその概括を可能にする統一的で比較可能な統計を作成すべきというものである。

また、⑦は調査・編纂結果を公表・伝授し、希望者がいつでも官庁統計の成果と関係についての報知を入手できる体制を作ることである。そのために、統計局自らが統計年鑑の作成に当たる必要があるとされるのである。さらに、最後の⑧として、多様な形をとって現われる統計と経済資料を体系的に記録し秩序づけるために、資料目録の作成が必須のものとされている。

これらの提案を含んだエンゲルの綱領は決して強制力をもつものではない。従い、各国代表が自国に帰りそれぞれの政府にこの旨を伝え、提案に対するその回答を引き出すという形しか取れなかった。この会議へのプロイセン側の冷やかな反応もさることながら、⁹⁾やはり現実の経済と政治の統合を欠いたまま、統計の統一化だけが先行することは決してありえなかった。想像の域を越えないが、これが実現すれば次の関税同盟営業表の作成もこれまでとは違った様式で実施されたであろう。というのは、工業部門の統計改革を任されたザクセンでは 55 年営業調査がエンゲルの主導の下で経営センサスとして企画されていた。これは実査過程での被調査者側の抵抗と反撥のため結果的には挫折したが、その構想自体には近代的経済統計のレベルに達したものが提示されていたからである。エンゲルの手によって、これまでの営業表段階の調査に抜本的改革を施した新たな調査様式が提案されたことは十分に考えられることであった。ウィーン会議のプログラムはあるべき統一ドイツでの共通統計の姿を描いたものではあったが、それを実現するための実行力を委員会ではもちえなかった。会議での気運の盛り上がりによって営業調査を取り巻いていた障壁が除去されることはついになかった。¹⁰⁾

2. 関税同盟営業表をめぐる膠着状態は 1858 年に入り、徐々に打開へ向けて進んでゆく。すなわち、同年 8 月にプロイセン政府の商務相 (A. v. d. ヘイト) と財務相 (F. v. ボーデルシュヴィング) が中断されていた営業表の作成再開に動き出す。問題は統計局の反対姿勢を崩すことである。フィーバーンは両大臣の後押しの下でミュンヘン案による作成を推進すべしとし、また商務相から 1861 年にはミュンヘン方式に沿った形での営業表を作成したいとする内務相への働きかけもあった。しかし、内務相から再考を促された統計局長ではあったが、あくまでプロイセン様式による作成に固執する。その理由についてディーテリチは次のように述べている。¹¹⁾

私には問題をよく考えるほどに、それだけよりはっきりと次のような考えが固まってきた。つまり、私に定められた国王のプロイセン国家官僚 (Staatsdiener) としての立場にあつては、営業施設と製造施設のための統計表への新たな提案を受け入れることに對し、自分の賛成意見を表明することは、私の義務と良識に反することになる、と；営業体と製造体に関するすべての調査におけるホフマンと統計局の 50 年以上もの作業がまったく無価値になるうはずもないのだから、いま別に提示される提案の受け入れには断固として反対しなくてはならない。・・・私には 50 年来存続している統計局の歴史的関連とホフマンの多年の仕事を、他の考え方のために無効とすることはできない。

要はプロイセン営業表の歴史をあくまで尊重し、その作成様式を遵守しなくてはならないということである。1858 年秋に内閣交替 (R. v. アウエルスワルト内閣の成立) があり、ディーテリチを支持してきた内務相ウェストファーレンが退陣する。留任した商務相ヘイトは 12 月に営業表作成再開についての会議を招集し、新内務相と統計局長を説得すべく枢密上級参事官デルブリュックをそこに派遣した。1859 年 6 月 6 日から 22 日までの会議において当人と統計局長、これに財務省委員 (ヘルヴィク) と内務省委員を加えての折衝が続けられた。同 28 日にデルブリュックとディーテリチとの間に調印が済み、ここにプロイセン統計局が折れた形を取りながらも、しかし提示されたプロイセン修正案を大幅に取り入れた形でミュンヘン案にもとづく営業表作成が承認された。こうして 1861 年 12 月の関税同盟での定期的人口調査に併せて 15 年振りに営業調査も始動することになった。

1861 年営業表はミュンヘン案通り、①手工業者表、②工場表、③商業・その他表の 3 部門分割となる。46 年表の 2 部門分割をさらに進めたものといえる。しかし、それぞれの表の形式と内容では、

1859年のプロイセン修正案を多く採用したものとなっている。

まず、手工業者表はほぼミュンヘン案を踏襲したものであるが、ただ同案にあった鉄や鋼の製造に従事する手工業者を「金属労働者」としてまとめることによって1分野を減らし16分野構成とし、記載欄も当初の315から235へと縮小している。工場表が最大の焦点となるのだが、ここでは家内工業や工場での利用動力(蒸気力と水力)、被雇用者層の家族身内についての項目が削除され、織物業での稼働織機の表示がこれまでと同じく採用される、等々を経ながら当初案の20分野・909欄がプロイセン修正案の9分野・702欄へと大幅に削減された(これについて、「過度の赤字が暴威を振るった」とはエンゲルの皮肉である)。商業・その他表もプロイセン修正案を取り入れて、9分野・114欄を5分野・63欄へ縮小した。さらに、ミュンヘン案にあった、⑥家畜調査、および⑧農業調査は営業調査としては見送られ、また⑦採鉱・製錬・製塩業の調査は1860年から毎5年おきに別途に実施されるものとし、営業調査とは切り離された。このように、3部門分割では譲ったものの、記載内容の点ではプロイセン統計局の意向を多く採用したものとなっている。また、当初の記入欄数の大幅な減少は、これまでのプロイセン国家統計表作成でしばしば問題になっていた、調査時に地方調査機関にかかる過重負担の軽減を配慮してのことである。ここでもプロイセン修正案が尊重されている。¹²⁾

以上の実施案が1859年第14回関税同盟総会において承認され、61年末に書式用紙が同中央局から各国政府へ送られた。各国からの回収が済み、報告書『1861年調査による関税同盟における手工業者、工場、同じく商業・運輸業の統計表』¹³⁾としてまとめられるのは1864年に入ってからである。

ただ、実施案での実行の前に、プロイセンでは営業表作成の改革をめぐってひとつの動きのあったことを忘れてはならない。すなわち、ディーテリチ死後の60年4月にプロイセン統計局長に就任したのがエンゲルであるが、就任の約1年後に「人口調査の方法」と題したプロイセン統計に関する抜本的改革案を提示し、その中で人口調査改革に加えて61年営業調査を営業センサスとして実施することの必要性を訴え、その具体的プランを起草していることである。しかし、後の第5章で詳述するように、このプランは統計中央委員会での審議を経て地方当局の統計担当部署の諮問を受けることになるが、多くの在地方官からの否定的反応に出会い、その改革案が採用されることはなかった。エンゲル案があまりにも斬新すぎその実行可能性に疑問がもたれたためである。変更案をさらに企画するには時間的制約もあり、既定の実施案でもって61年営業表の作成が進むことになる。エンゲル案の提出はいささか唐突であり、既定案を棚上げするほどの力をもつことはできなかった。

以下では、この営業表をプロイセン王国のそれを事例にして検討してみるが、これは1861年国家統計表の枠組の中で次の個別統計報告の形をとって公表されている。すなわち、プロイセン統計局の資料集『プロイセン統計』1864年刊の第5号にある「1861年12月3日ないし1862年初めの記録による人口調査ならびに国民記述の帰結」¹⁴⁾における、I. 国土、II. 居住地、III. 人口、IV. 土地所有、V. 農業、VI. 家畜、VII. 工業、VIII. 商業・運輸業、IX. 保健、X. 教会、XI. 学校、これら計11の統計表の中のVIIとVIIIにおいてである。まず、手工業者表がVIIの「大小の工業、含、採鉱・製錬業」中のiの「手工業者および主として局所的需要のために就業している営業経営者と技工」として、工場表と同じくiiの「工場および主として大取引のために活動している営業施設」(さらにこのVIIにはそのiiiとして「工場および労働者50人以上を有するその他の営業施設」、ivとして「工業と流通用の蒸気機関」が附随している)として、そして商業・その他表がVIIIの「商業、運輸業、旅館・酒場経営、書物取引のための施設と企業」として提示されている。これは、それより先に一部省略はあるがほぼ同じ内容をもって、プロイセン統計局の機関紙『王立プロイセン統計局雑誌』の1863年刊行の第3巻にあるエンゲルの報告「1861年末と1862年初めの統計調査によるプロイセン国とその州の国土と住民」¹⁵⁾の中で、その統計報告部分として記載されてもいる。

II. 1861年関税同盟営業表の構成—プロイセン王国の事例—

1. 手工業者表

これは「手工業者および主として局所的需要のために就業している営業経営者と技工」表である。既述の通り、これはミュンヘン案にのっとり作成されている。これまでのプロイセン営業表、また46年関税同盟営業表がパン屋、菓子屋、肉屋に始まる63の手工業種を連結してきたものであったのに対し、この61年表では初めて以下の16分野への分類を施している(右端の数字は欄番号)。

- I. 食糧品調製 (6 業種 1-15)
- II. 個人的サービス提供 (5 業種 16-26)
- III. 営業用ならびに家計目的用素材の調製 (4 業種 27-36)
- IV. 石・粘土・ガラス商品製作者 (3 業種 37-45)
- V. 建設手工業者 (7 業種 46-62)
- VI. 機械・水車・車・船舶製造 (6 業種 63-75)
- VII. 金属労働者 (12 業種 76-110)
- VIII. 道具製作者 (4 業種 111-119)
- IX. 織物・編物調製 (5 業種 120-130)
- X. 織物仕上 (3 業種 131-138)
- XI. 革商品調製 (4 業種 139-150)
- XII. 完成衣類調製 (5 業種 151-168)
- XIII. 木材商品製作者 (6 業種 169-184)
- XIV. 木材・角・骨・金属・琥珀による小間物製作者 (5 業種 185-198)
- XV. 工芸表示と装飾品のための営業 (9 業種 199-217)
- XVI. その他の手工業者と局所的営業 (7 業種 218-228)

従い、業種総数は 91 となり、46 年表から 28 業種の増加がみられる。この増加は新たな業種の出現、46 年表にあった業種の複数種への分岐（例、これまでは一括されていた大工と船大工が別々の業種として計上される）が多数起こったことの結果である。ここから 46 年表との対照が難しくなっている。業種の追加を多く抱えた分野は、II（例、浴場所有者、洗濯場所有者、皮剥人）、IX（例、羊毛紡工・羊毛編物職人、亜麻調整人・亜麻布紡織職人・亜麻布編物職人、編敷物・マット製作者）、XV（例、絵師、塗物師、銅板彫刻師、建築技師、常設劇場、旅役者、等々）、そして XVI（例、家畜去勢人・害獣駆除者、鋳掛屋・壺修繕人、箒職人・藁葺屋根職人、船索具装備人、等々）といったものである。

扱う素材、完成品、作業内容、等々からみて可能な限り同種の職業・営業をまとめ、これを 16 分野に整理したということになる。これまでの手工業者表が脈絡のないままに業種を並列してきたことに較べると、確かにひとつの進歩とはいえよう。しかし、やはり分類基準のあいまいさは否めなく、それは経済活動の類似性（II、V、VI、XV）、営業目的の共通性（III）、原材料なり完成商品の同質性（I、IV、VII-XV）とさまざまに分かれている。業種の増加をもたらした原因はこの間の社会的分業の進展、ならびにこれまでは非営業種であったものの営業経営化に求められよう。前者は、例えば IX 分野に多くみられるもので、それまでは多くが織物業に附属していた織物・編物関連の局部的作業が独立手工業の形で自立化し、これが営業調査の枠の中で独立単位として捉えられるようになったのである。こうしたものは、確かに 46 年表の事前に用意された業種分類（計 104）にも計上されていた。しかし、実際に作成・公表された営業表では独立業種としての記載はなく、その他の中の一括されてしまっていた。今回はその数量の大きさを無視できず、それぞれを独立業種として取り上げたのである。後者は、例えば II にある浴場や洗濯場の経営、また XV や XVI にみられるこれまでは非営利的な活動に留まっていた多くの業種が利益獲得主体へと転化・自立していったことの表われであろう。

なお、関税同盟で認められた手工業者表の欄数は既述したように 235 であるが、プロイセン営業表ではこれが 228 へと減少している。これはすぐ後に述べるように、職人と徒弟とが別々に計上されて記載欄の増加があったものの、しかしその増加分を越えて、XVI の「その他」に挙げられた 38 の業種がプロイセンの場合には 7 つに制限され、大幅な欄数の減少があったことによる。

61 年手工業者表のもうひとつの特徴と考えられるのは、その就業者身分構成であろう。これまでの親方・自前で働く者・免許取得者／職人・徒弟という分類から、親方／職人／徒弟に加え、親方あるいは営業主（Principal、もしくは店主とも）／職人／徒弟、また営業主／職人／徒弟といったいくつかの違った形が出てきている。親方あるいは営業主層にはこれまでであった自前で働く者も含まれるが、Principal という用語の採用により、旧来の分類で整理できるものを越えて多様な就業構成が現われてきていることを表現し、ツンプト制に縛られない業主層をさらに広範に捕捉しようとするわけである。親方あるいは営業主層の計上されている業種としては I の中の穀物・粉・澱粉からの製品製作者、園芸師・花作・菜園業者が挙げられ、営業主層だけあるのが II の中の理髪師、髪結、浴場所有者、洗濯場所有者、XV の中の旅役者である。他方の被雇用者の方では、プロイセン営業表では先述のように、1858 年表からはこれまで一括されてきた手工業での職人と徒弟が別々に記載されることになったのを踏まえ、91 業種中の 42 でそれが実施されている。しかし、他はこれまで通り職人・徒

弟の一括計上のままである。また、37年表から新たに採用された「修繕工」(Flickarbeiter)として、Vの中に左官修繕工、大工修繕工の数量記載が加えられている。さらに、手工業での初めての性別区分がⅫの中の仕立屋・コルセット製作者、婦人装身具製作者で行なわれている。

総じて、61年手工業者表は46年のそれを抜本的に改善したものとはなっていない。商業・その他表と別に手工業者表が単独にまとめられたこと、16分類の採用によって雑多な営業を可能な限り同種的なものに類別しようとしたこと、さらにサービス提供(Dienstleistung)という用語を初めて営業表の中に取り入れ、サービス業やいわゆる自由営業といった非物的経済活動にも網が広がられていること、こうした変更点をもっている。とくに最後の点では職業統計としての側面の拡大にはなっていない。とはいえ、当初述べたように、46年表以来プロイセン営業表が拡大捕捉してきた農業就業者、奉公人や手労働者層は今回の営業表からは抜け落ちている。これが手工業者表をして就業者全体の職業・職業身分別構成表としてみなすことのできない理由となっている。

さらに問題なのは16分野分類の妥当性である。例えば、Ⅱ、Ⅲ、ⅩⅤ、ⅩⅥの中にまとめられている業種にはその同種性の点で首を傾げざるをえないものが多分に含まれている。分類基準のあいまいさのために、たとえ同一分野にまとめられたとしても、それら業種間には同種性が確保されていないのではないか、こうした疑問を残したものに留まっている。¹⁶⁾

2. 工場表

これは「工場ならびに主として大取引のために活動している営業施設の表」であり、営業表の中で最も力の注がれた部分である。既述のように、54年のミュンヘン委員会では最重要の検討課題となり、その後の審議においても最大の争点となったところである。当初の委員会案では、工場表は以下の20分野にまたがり、延べ909欄にも及ぶ膨大な統計表として構想されていた(括弧内の数字は業種数)。

- I. 金属生産(10)
- II. 建築・燃料素材調製(7)
- III. 食糧品調製(10)
- IV. 営業用ならびに家計目的用植物素材調製(8)
- V. 営業用ならびに家計需要用動物素材調製(6)
- VI. 営業用、公的・家計目的用鉱物と混合素材調製(7)
- VII. 陶磁器、ガラス、粘土商品生産(5)
- VIII. 機械-、車輛-、船舶製造(5)
- IX. 重金属商品生産(4)
- X. 武器生産(4)
- XI. 精巧金属商品生産(5)
- XII. 道具、時計、秤生産(4)
- XIII. 紡績素材の調製、機械紡績工場、撚糸工場(11)
- XIV. 織物工場、布地-、およびリボン商品マニユファクチャー 附・稼動織機数(10)
- XV. 漂白、染色、捺染、光沢仕上げ施設(4)
- XVI. 装身具、および完成衣類マニユファクチャー(7)
- XVII. 木材-、および小間物商品(8)
- XVIII. 紙、紙商品、文房具(5)
- XIX. 工芸品と装身具(3)
- XX. 局所的・地域的に限定されたその他の工場分野

I-XIX分野までに124業種が挙げられている。この他になおXXにおいて全国各地での特殊的な地域営業が加えられている。また、XXIの「すべての種類の現存蒸気機関の総括。その数量と馬力」において蒸気機関数が12用途別に馬力数を伴って計上される。さらに、XXIIとして「工場、工場労働者、および工場経営で暮らしている人口の構成」があり、①工場施設総数(他工場の分岐部分を除いた工場家屋実数)、②工場商人(Fabrik-Kaufleute)と仲介者を含んだ管理職員と監督職員(Aufsichtspersonal)の総数、さらに③性別を伴った労働者総数、そして④管理職員・監督職員と労働者の両階級の家族構成員総数、これらについての数量表示が構想されている。また、上記のXIVの「織物業」では、この分野にみられる経営形態の違いを考慮して、独立工場(geschlossene

Etablissement) と並んでとくにプロイセン王国やザクセン王国に多いとされる家内工業 (Hausindustrie) が別に調べられることになっている。

この原案でみる限り、46 年表に較べかなり拡大された統計表ということになる。工場労働者の年齢区分の削除を別にすると、分野の配列、分野数、業種に変更と拡張があり、就業構成面でも経営者層が記載され、さらに工業依存人口をも把握しようとしている。また、織物業に限ってではあるが、経営形態別分類を施そうとしている。

しかし、これまでの営業表との継続性を重視するプロイセン統計局側の反対に会い、先述したように大幅な修正を余儀なくされた。従い、プロイセン統計局としては 3 分割方式では譲りながらも、それぞれの表の形式と内容の点で自説を貫くことができたということになる。いわば名を棄て実を取る形で、61 年工場表の作成方向を自分側に引き寄せたわけである。

61 年工場表は 9 分野・517 欄から構成され、その配列もミュンヘン案を大きく変更し、46 年表に近いものに戻っている (下の表 4 「1861 年プロイセン王国工場表」を参照)。まず、最初の 2 分野を繊維業に取り、これまで同様、I の「紡績素材の調製」において羊毛・絹・木綿・亜麻の素材別に工場施設、機械・装置としての紡錘が計上されている。46 年表では織物部門に置かれていた撚糸・編物糸・刺繍糸・縫糸用工場、生糸撚・絹巻上・絹撚糸施設が今回は正しくこの紡績分野に移され、全体として業種の増加がみられる。ミュンヘン案を容れて、新たに就業面で工場での管理職員と監督職員に関する欄が設けられ、これによってそれと労働者の数量 (46 年表にあった 14 以下/15 以上の年齢区分は除かれ、性別区分のみ) との対置、紡績就業者数の把握が可能となる。II の「織物-、布地-、リボン商品マニユファクチャー」でも 46 年表同様、これを、A. 稼動織機として、まず主営業での加工素材別の織機数が、さらに副就業での織機数も計上されている。それを動かす就業者も以前同様、親方/職人・徒弟の中で捉えられている。すなわち、ここでは手工業形態の営業として織物業をみているわけである。ところが、B. 一切の種類の織物と布地工場が亜分野として続き、これまでと同じく、重複記載を承知の上で工場生産にある織物業に限ってその施設と織機 (力織機/手織機別)、管理職員と労働者の数量を記載している。こうしたやり方はこれまでのプロイセン営業表の特色のひとつなのであるが、今回もこれを踏襲している。すなわち、A では「織工の自前用かまたは賃金のためか、また独立工場内か、それとも織工の住居内で動かされているかにかかわりなく、すべての織機」が調べ上げるとされている。従い、ここには独立手工業、家内工場、またマニユファクチャーや機械制工場、これらすべてで利用されている織機がその経営形態の相違とは無関係に網羅されるのである。これに対して B では、織物の工場として認められるのは、「力織機で動かされているか、あるいは少なくとも手織機 10 台の業務規模を備えたすべての企業」とされ、ここにおける織機は「独立工場内にある織機のみ」が力織機/手織機別に計上されることになる。¹⁷⁾ここから、工場内の織機ならびに労働者は A と B で二重に計算されることになる。これは 46 年表とまったく同じである。C では 46 年表において独立分野とされていた織物業に類似の営業 (=漂白、染色、捺染、光沢仕上施設) がこの中に取り込められ、分野全体を大きく膨らませることになった。ここでは基本的に工場施設、管理職員と労働者が計上され (ひとつの例外としてあるのが、晒布工場での親方/職人・徒弟の就業関係表示)、捺染工場のみで機械・装置欄に捺染機と印刷機が記載されている。この点も 46 年表と同じである。

続く III、IV 分野では金属素材生産と金属加工・精製にかかわる業種がくる。46 年表の金属工場分野に較べ、業種の大幅な増加がみられる。この分野での工業生産の進展を反映したものであろう。機械・装置欄には 46 年表同様、鉄工場で炉の 6 区分、鋼工場で炉 4 区分表示がある。さらに、就業関係では鉄工場、針金工場、鋼工場に限って管理職員に監督職員を加えた両者の合計数が表示されている。

V-VIII の 4 分野には 46 年表では製造工場とその他工場に含められていたものが、数を増やし細分類を施されて表示されている。すなわち、V の「営業用、公的および家計目的用の鉱物素材と混合素材調製」では 13 種にまたがって化学工場とよばれるものを取り上げられている。石灰焼工場から可燃物工場までは就業関係表示が監督職員/労働者、それ以外では管理職員/労働者となっている。次に VI の「営業と家計需要用の動植物素材の調整」では 10 種に分かれ、同じく化学工場に属するものや動植物質をその素材として加工・精製に当たるものがまとめられている。ここでの就業関係はすべて監督職員/労働者で統一されている。

表4 1861年プロイセン王国工場表

分野・業種	営業設備		就業者				欄番号	
	施設・工場	機械・装置	管理職員	監督職員	労働者	親方 職人・徒弟		
I. 紡績素材の調製								
a) 羊毛								
1. 手梳作業場	○		○		◎		1-4	
2. 紡毛糸・半羊毛糸（ヴィクローニア）紡績工場	○	○	○		◎		5-9	
3. 梳毛糸紡績工場	○	○	○		◎		10-14	
b) 絹								
1. 絹巻上施設	○		○		◎		15-18	
2. 絹糸撚工場	○		○		◎		19-22	
c) 木綿								
1. 機械紡績工場	○	○	○		◎		23-27	
2. 詰綿・ランプ芯工場	○		○		◎		28-31	
d) 亜麻、麻、麻屑								
1. 亜麻と麻調製施設	○		○		◎		32-35	
2. 亜麻糸・麻糸・粗麻糸紡績工場	○	①	○		◎		36-42	
e) 羊毛・木綿・亜麻からの撚糸・編物糸・刺繍糸・縫糸用工場	○		○		◎		43-46	
II. 織物、布地、リボン商品マニファクチャー								
A. 自前用と賃金用の稼動織機								
1. 絹・半絹		○				○	○	47-49
2. 羊毛・半羊毛		○				○	○	50-52
3. 亜麻布		○				○	○	53-55
4. 木綿・半木綿		○				○	○	56-58
5. 靴下製造		○				○	○	59-61
6. リボン織（亜麻布・木綿・羊毛）		○				○	○	62-64
7. その他すべての織物		○				○	○	65-67
8. 副就業としての織機（素材の3区分別）		①						68-70
B. すべての種類の織物・布地用の工場								
a) 羊毛・半羊毛用（含、毛織物・フランネル・敷物）								
1. 織物工場	○	①	○		◎			71-76
2. その他の羊毛・半羊毛布地用工場（含、ショールと絨毯）	○	①	○		◎			77-82
3. 晒布工場	○					○	○	83-85
b) 木綿・半木綿布地用	○	①	○		◎			86-91
c) 亜麻布用	○	①	○		◎			92-97
d) 絹・半絹・ピロード・絹帯・ピロード帯商品用	○	①	○		◎			98-103
e) ショール用	○	①	○		◎			104-109
f) リボン、打紐、結紐、装身具、組紐、布ボタン用	○	①	○		◎			110-115
g) 絨毯用	○	①	○		◎			116-121
h) 靴下商品用	○	①	○		◎			122-127
i) チュール、レース織、レース服用（含、レース編用）	○	①	○		◎			128-133
C. 漂白工場、染色工場、捺染工場、光沢仕上げ施設								
a) 漂白工場								
1. 撚糸漂白と撚糸煮沸	○		○		◎			134-137
2. 布地漂白と漂白用光沢仕上げ施設	○		○		◎			138-141
b) 染色工場								
1. トルコ赤染色工場	○		○		◎			142-145
2. その他の撚糸染色工場（木綿・羊毛）	○		○		◎			146-149

3. 絹商品用の燃糸・布地染色工場と光沢仕上施設	○		○	◎		150-153
4. その他の商品用の布地染色工場と光沢仕上施設	○		○	◎		154-157
c) すべての種類の布地捺染工場	○	①	○	◎		158-163
d) 油布・油絹工場	○		○	◎		164-167
III. 金属生産						
a) 鉄工場（炉の6区分別）	○	①	○	◎		168-177
b) 針金工場	○		○	◎		178-181
c) 鋼工場（炉の4区分別）	○	①	○	◎		182-189
d) 鉛・銀工場	○		○	◎		190-193
e) 亜鉛工場	○		○	◎		194-197
f) 銅工場	○		○	◎		198-201
g) 真鍮工場	○		○	◎		202-205
h) 錫工場	○		○	◎		206-209
IV. 金属商品工場						
a) 機械工場	○		○	◎		210-213
b) 梳綿（毛）機工場	○		○	◎		214-217
c) 麻扱機、毛梳機、ジャカード機、図型、等用施設、	○		○	◎		218-221
d) 鉄道車輛・その他車輛工場、	○		○	◎		222-225
e) 鉄・ブリキ商品、等工場	○		○	◎		226-229
f) 鋼・刃物商品工場	○		○	◎		230-233
g) 鋳鉄工場、暖房器具・炊事器具工場	○		○	◎		234-237
h) 武器工場（銃と白刃）	○		○	◎		238-241
i) 火薬工場、散弾・銃弾・雷管工場	○		○	◎		242-245
k) 縫針工場	○		○	◎		246-249
l) 留針・編物針・鈎状釘・留金・髮針、等工場	○		○	◎		250-253
m) 金・銀商品マニュファクチャー	○		○	◎		254-257
n) 新金・洋銀工場	○		○	◎		258-261
o) 銅・青銅・真鍮商品工場	○		○	◎		262-265
V. 営業用、公的および家計目的用の鉱物と混合素材の調製						
a) 石灰焼工場	○		○	◎		266-269
b) レンガ焼工場	○		○	◎		270-273
c) 石膏粉工場、アスファルト・セメント・精製白堊工場	○		○	◎		274-277
d) コークス・ガス調製施設	○		○	◎		278-281
e) 化学製品・白鉛・亜鉛華・染料・レーキ工場	○		○	◎		282-285
f) 可燃物工場	○		○	◎		286-289
G) 香料・芳香水・芳香石鹼工場	○		○	◎		290-293
h) 石油とパラフィン工場	○		○	◎		294-297
i) ガラス工場	○		○	◎		298-301
k) ガラス研磨工場	○		○	◎		302-305
l) 鏡工場	○		○	◎		306-309
m) 陶磁器工場	○		○	◎		310-313
n) その他の瀬戸物工場と粘土商品工場	○		○	◎		314-317
VI. 営業需要・家計需要用の動植物素材の調製						
a) 搾油工場と製油工場	○		○	◎		318-321
b) 皮革用樹皮磨白工場	○		○	◎		322-325
c) 製材工場	○		○	◎		326-329
d) 炭酸カリウム・青色染料・溶解剤煮沸工場	○		○	◎		330-333
e) タール窯および瀝青工場、松油脂・煤工場	○		○	◎		334-337
f) 彩色革およびエナメル革工場	○		○	◎		338-341
g) 膠工場およびゼラチン工場	○		○	◎		342-345
h) 蠟漂白工場、蠟燭・蠟商品工場	○		○	◎		346-349
i) ステアリン・オレイン・油酸・発光体・石鹼工場	○		○	◎		350-353
k) 骨粉工場、骨灰・乾燥人糞肥料・尿酸塩・人造肥料工場	○		○	◎		354-357

VII. 木材商品、紙および小間物商品							
a) 日傘・雨傘・ステッキ・鞆工場	○			○	◎		358-361
b) ボタン工場	○			○	◎		362-365
c) 家具工場、木縁と木版彫刻工場	○			○	◎		366-369
d) すべての種類の遊具・箱・小箱工場	○			○	◎		370-373
e) 骨・骨商品工場	○	○			◎		374-377
f) ゴム・グッタペルカ商品工場	○	○			◎		378-381
g) 紙・厚紙製造、製紙工場	○	○			◎		382-385
h) 壁紙工場、色紙と金紙工場、圧縮紙工場	○	○			◎		386-389
i) 封蝋・オブラート・羽茎・鉛筆・鋼ペン工場	○	○			◎		390-393
k) 皮革商品・厚紙細工・紙入・名刺工場	○	○			◎		394-397
l) トランプ工場	○	○			◎		398-401
m) 堅厚紙・紙軟塊工場	○	○			◎		402-405
n) 金属・木材・パルプからの漆塗商品工場、ランプ工場	○	○			◎		406-409
o) 麦藁帽子と藁細工品マニユファクチャー	○	○			◎		410-413
VIII. 食糧物資							
a) 製粉工場							
1. 水力製粉	○	○				○ ◎	414-418
2. 風力製粉							
α. (ドイツ式) 台付風車	○					○ ◎	419-422
β. オランダ式風車	○					○ ◎	423-426
3. 畜力製粉	○	○			○		427-429
4. 蒸気力製粉	○	○			○		430-432
b) 肉・肉塩漬工場、乾燥貯蔵食糧品用施設	○		○		◎		433-436
c) 澱粉・澱粉シロップ・糊・麺・サゴ・糊精・レオコン工場	○		○		◎		437-440
d) チョコレート・代用コーヒー・チコリーエン・辛子工場	○		○		◎		441-444
e) タバコ・巻タバコ工場	○		○		◎		445-448
f) 甜菜糖工場と製糖工場	○		○		◎		449-452
g) 濃縮植物樹液(果物・甜菜、等々)工場	○				◎		453-456
h) 酢・木酢工場	○		○		◎		457-460
i) ビール醸造場	○		○		◎		461-464
k) 火酒蒸溜場および蒸溜施設(含、農業での副営業)	○		○		◎		465-468
l) シャンペン酒工場	○		○		◎		469-472
IX. 特定分野でただ地域的あるいは局所的に現われる他の工場分野							
a) 鉱水工場	○		○		◎		473-476
b) チーズ・バター工場	○		○		◎		477-480
c) 琥珀工場	○		○		◎		481-484
d) 襤褸再製紡糸工場と人造羊毛工場	○		○		◎		485-488
e) 松種乾燥施設	○		○		◎		489-492
f) 光沢板紙工場	○		○		◎		493-496
g) 馬尾毛製品工場	○		○		◎		497-500
h) 排水用工場	○				○		501-502
i) 絹乾燥施設	○		○		◎		503-506
k) 上質石(大理石・瑪瑙)加工々場	○		○		◎		507-510
l) ベルリンの給水工場	○		○		○		511-513
m) 白リンネル工場	○		○		◎		514-517

これらの事項が8州 (Preussen, Posen, Brandenburg, Pommern, Schlesien, Sachsen, Westfalen, Rheinland) + 2地域

(Hohenzollernsche Lande, Jadesgebiet) 別に表示されている。

○は数量表示のあることを示す。労働者欄の◎は性別表示のあることを示す。製粉工場の414-426欄にある◎は職人と徒弟が別々に表示されていることを示す。①は複数種の機械・装置の表示のあることを示す。

出所) Die Ergebnisse der Volkszählung und Volksbeschreibung nach der Aufnahme vom 3. December 1861 resp.

Anfang 1862, *Preussische Statistik*, Heft 5, 1864, SS. 29-39.

Ⅶの「木材商品、紙および小物商品」は16種にまたがり、主に木と紙と革を素材とする加工品製造業が取り上げられている。就業関係表示は管理職員／労働者と監督職員／労働者に分かれている。

以上のⅤからⅦまでには機械・装置欄への記載は一切ない。46年表にはあったガラス工場での炉数表示も消えている。

Ⅷの「食糧物資」では粉、肉、砂糖、チョコレートやコーヒー、タバコ、ビールや火酒、シャンペン等の食料生産、食糧品と嗜好品製造が11種にまとめられている。この内、製粉工場ではこれまで通り動力別細分類が施され、水力・畜力・蒸気製粉では機械・装置として碾臼が計上されている。水力と風力製粉では就業関係がこれまで同様、親方／職人／徒弟となっている。概して製粉業では、工場とされながらもいまだに古い就業関係が残っていることの表われであろう。

以上のⅠ-Ⅷ分野までは調査に参加した関税同盟国全体に共通の工場表の書式である。最後のⅨはプロイセン各州で特徴的な工場経営が挙げられている。この中には上のⅠ-Ⅷ分野のどこかに帰属されるべきものもあるが、共通書式を壊さないため、ここに別掲されたものであり、プロイセンではこれが12種にまとめられたというわけである。修正案ではⅨ分野には58業種が並べられていたが、プロイセンでは12種に制限され、これがために当初の工場表にあった702欄が517欄に減ることになった。

プロイセンでの工場表には2つの附録がある。ひとつは大工場表ともいうべきもので、「50人以上の労働者を有する工場とその他営業施設」の統計表として、先の工場表の中から2,070が別途に取り上げられ、同じく9分野ごとに施設数とその所在場所数、就業面での管理職員と労働者合計、その内の工場内／外別の労働者（性別）、蒸気機関とその馬力、これらの項目の記載がある。プロイセン営業表では以前から各地域で突出した大規模営業体（工場）を特別に計上することになっており、これを継承したものである。他のひとつの附録は「工場と流通に利用されている蒸気機関」の統計表である。46年表では工場表の一分野として枠組みされていたものがここでは別表として扱われ、この点では43年表の作成様式に戻っている。a) 粗生産、1. 採鉱・製錬・製塩経営、2. 排水・灌漑・農業目的、3. 製材工場、4. 製粉工場、b) 製造、1. 紡績業・織物業・晒布業、2. 機械工場、3. 金属工場、4. その他、c) 運輸業と商業、1. 船舶用機関、2. 機関車、3. その他、この計11使途別分類の中で蒸気機関と馬力の数量が表示されている。

以上、61年工場表全体の性格を概括してみると、業種の大幅な増加を別にして、プロイセン営業表に伝統的な考え方、つまり当該地での工業生産の担い手を物的設備の配置という側面から捕捉するという考えにのっとったものであることが分かる。これに、関税同盟総会で採択された工業人口の就業関係にもできるだけ配慮を加えるという方針を加味したものが今回の営業表なのである。依然として工業生産での経営形態・組織や経営規模・内容についての記載は欠落のままである。つまり、物（施設）の配置と人（就業者）の構成が主たる関心事となっている。また、機械・装置面についても、これまで通り紡錘と織機以外のものについてはごく部分的・断片的な表示に終わっている。以上の点でもそれまでの営業表と同様の性格をもつものである。

工業での就業関係面では新たな展開がありそうにもみえた。多くの業種で管理職員と監督職員という層が計上されたことである。これは職業身分としてはどのように位置づけられるものか。当時のプロイセン人口調査における職業身分別分類では、工場における人力が次のように分類整理されるものとして構想されていた。雇用主（営業主、主人、企業家、等々）／被雇用者（技術的あるいは商業上の修養を積んだ監督職員、職人と補助人、徒弟、労働者、日雇労働者、14歳以下児童）¹⁸⁾である。これのみを限り、上の営業表でいう監督職員とは工場内での技術面の指導者、経理の専門担当者、また問屋制にあつて個別生産者を統轄する仲介者（Mittelperson）としての商人を指すことは容易に予想され、これらはいずれも被雇用者に位置づけられよう。だが、管理職員の方はそれが果してファブリカント、工場主、業務所有者（Geschäftsinhaber）、等々とよばれている経営主層そのものに限られるのか、あるいはその代理人・補助者として雇われている層をも含むものかは判然としてはいない。当初は営業経営者として手工業での親方、工場での管理者（Direktor）が挙げられていた。管理者とはここでは経営者とされている。しかし、経営の複雑化に伴ない、直接生産者と所有者との間に技術指導者や中間管理職員、また業務統括者といった層が介入してくるのだが、これらを捉えるための分類標識が十全ではなく、管理職員の性格規定にあいまいさをもち込む結果となっている。このため、「この言葉が雇用主のみにかかわるのか、あるいは管理（Direction）に関与する被雇用者にもまたがるのかは不明のまま残され、これがために得られた報告の価値が著しく損なわれている」¹⁹⁾とも評されている。

3. 商業・運輸業・その他表

これは営業表の最後の部分Ⅷの「商業と運輸業、旅館経営と酒場経営、書物取引用の施設と企業」表である。46 年表では手工業者表と一緒にされていたものであるが、今回初めて独立の部門として扱われている。当初のミュンヘン案では、営業表の第3表として7分野にまたがる細かな業種分類があった。しかし、商業の個別化には際限がなく、ここは大まかな分類の方が良しとされ、結果としてプロイセン修正案が採用されている。また、ミュンヘン案にあった手労働者層、この部門の営業で生計を立てている人口数の計上も削除されている。

この部門では商業以下、実に多様な営業が連結されており、これは先の手工業者表と工場表がそれぞれの枠内で可能な限り同種の営業種をまとめてきた反面、そのいずれにも属さない残りのさまざまな営業が寄せ集められた結果である。プロイセン営業表の悪弊が一気に表出した感がある。この部門は以下の5分野に分かれ、それぞれの分野ごとでさまざまな記載項目がある。

まず、その「商業と取引仲介」分野では7業種、a) 店舗を開かずに独自の、あるいは委託業務を営む商人、b) 店舗を有した商人、c) 行商小商人、d) 銀行、貨幣・手形取引、e) 大取引での仲買人（貨幣・商品・船舶仲買）、保険仲介、f) 小取引での仲買人、貨物発送業・運輸業、g) 競売人・代理人・委託販売人・質屋・雇人賃貸人が取り上げられ、就業関係ではそれぞれに一方の業務所有者と他方の代理人・店員・帳簿掛・徒弟が分けられ、経営主と被雇用者が明確に分離されている（ただし、行商小商人にはそれはない）。

「船舶運輸」では a) 海上運輸／b) 河川運輸別に帆船数が積荷能力（単位＝ラスト）と、また蒸気船数が馬力数と共に表示されている。就業面では海上運輸で乗組員数が、河川運輸では船舶所有者と乗組員数が記載されている。46 年表に比較すると、船舶が二分され、河川運輸船所有者がつけ加えられることでより詳しいものとなっている。

「陸上運送」は a) 鉄道と b) 荷馬車・街馬車・旅馬車運送業とに分かれ、それぞれの距離数（単位、マイル）が初めて表示されている。さらに b) においては車力と下僕、および馬匹の数量の記載がある。鉄道が営業表に独立の業種として取り上げられたのはこれが最初である。

「旅館・酒場経営」は a) 旅館・居酒屋・宿屋、b) 料理屋主人・飯屋主人、c) 飲屋主人・喫煙室附コーヒー店主・撞球場主に分かれ、その就業関係は a) においては主人（Wirt）と給仕・奉公人（性別）、b) および c) では業務所有者と召使（Diener）が挙げられ、業種に応じその経営主と被雇用者のよび方にさまざまなものが出てきている。

最後の「書物取引用の施設と企業」は46 年表で初めて設けられた分野であった。ここには書物・印刷物に関する製造から販売・サービスに渡る雑多な7業種が一括されている。初めの4業種の a) 活字鋳造業、b) 書籍・楽譜印刷業、c) 銅・鋼・木版・その他印刷業、d) 地球儀・地図・天象儀・その他製造施設においては、これらが工場施設として扱われ、その施設と就業面での管理職員と監督職員／労働者（性別）が計上されている。残りの3つは販売としての e) 書物・美術品・楽譜販売業、f) 古本屋・骨董商、およびサービス業としての g) 貸本屋である。e) と f) とでは店主と支配人・帳簿掛・店員・徒弟、g) では店主と補助人、これらの数量が就業関係欄に記載されている。

以上のように、この商業・運輸業・その他部門には製造から販売・サービスに至るさまざまな業種が包摂されている。これを反映して、分類標識もまちまちで、後にエンゲルに「統計報告の真の万華鏡（Kaleidoscop）」²⁰⁾と揶揄されるところの性格をもっている。さらには、この表の中に「かなり異質な事物が一時しのぎの避難所をみい出している；同じようにその表示対象もひとつの統一した記録によって調べられたのではなく、非常にさまざまな調査様式によってもたらされた証しとなっている」²¹⁾とも批判されている。

Ⅲ. 1861 年関税同盟営業表の意義

1. エンゲルによる論評

1. この61 年関税同盟営業表の作成方式がすでに定まっていた1860 年4月にディーテリチの後を継いでプロイセン統計局長に就いたのがエンゲルであった。従い、当人は61 年営業表案の作成には直接かかわることはなかった。既定の作成案を批判しそれに替る改革案を提示したものの、それは見

送られた。不本意ながらも、まとめられた結果を自らの責任においてプロイセン国家統計表として局の統計報告集に公表しなくてはならなかった。以前のザクセン統計局時代に46年営業調査には問題の多いことを実感していたエンゲルにとり、61年調査に対しても相当の不信の念をもって臨まざるをえなかった。局長就任後、まずエンゲルの手掛たことは人口調査を近代化する方策＝世帯個票を用いた直接悉皆調査を構想することであった。この中で、一国人口総体を性・年齢、家庭状況、宗派・言語といった属性で調べてゆくことに加え、その産業・職業・職業身分別構成の把握が必要であり、これを調査標識に取り入れるべきとしている。このことはすでに先進国や一部ドイツ領邦国家でも実施済みのものであり、これにより、国家のすべての住民についてそれぞれがどのような生業によって生活しているかが示されよう。「一国の人口全体をその生業関係別に分類することは、統計に対する最も重要な要請である」²²⁾とみている。これはある国の国民経済状態の根本的把握にも、その経済的財政的進歩の判断にも不可欠の報知である。本来かかる知識は営業統計の提供すべきものであったろうが、恣意的な職業分野の選定、粗生産や非物的就業分野を除去してきたプロイセン営業表がこの人口の生業(産業)・職業別分布調査という任に応ずることができないのが現状である。そこで、この人口調査に生業と職業関係分類を取り入れることによってその情報獲得を目指すべきというのがエンゲルの考えである。このためには、農業その他の粗生産分野も、公務や教会・学校・芸術関係の不生産的分野をもすべて含んだ産業別人口構成、全就業者についての職種と職業地位別構成が人口調査資料から作成されねばならないとするのである。これは1861年に提示された見解である。

エンゲルの関心は営業統計そのものにも及んでいる。旧来のプロイセン様式ならびに関税同盟様式の検討を通じ、また自らのザクセンでの経験を介して、これまでの営業統計の抜本的改革を不可欠のものともみなすようになる。既述したように、上の人口調査改革案と併行して営業センサスを志向した営業調査の抜本的改善計画をも提示している。だが、これは61年調査への軌道がすでに敷かれていたために、実効性をもつことができなかった。また、その後の1870-71年の関税同盟統計拡充委員会においては営業統計の新方策を検討する中であって、営業統計部門の責任者(Referent)に就いている。そこでは来たるべき営業調査の積極的提言を行ない(論文「国民経済統計、ことに営業統計改革の必然性」)、これが帝国形成後の営業調査の基本的枠組みとして採用されてゆく。1875年の第2回人口センサスに附随した営業調査においては、その方針を提示した営業統計検討委員会の報告を取りまとめている(報告「ドイツ帝国における営業統計作成に関する提案検討委員会々議報告」)。人口調査のみならず、以上の経過を通じてドイツ営業統計との深いかかわりをもつことになり、その近代化を推し進めた最大の功労者は他ならぬエンゲルであったが、そのそもその発端において不本意ながら局の責任において61年営業表を公表しなくてはならなかった。とはいえ、その様式と内容に対しては批判的注釈なしには臨めない。これは61年営業表そのものに附けられた「統計表に対する説明と注釈」²³⁾に始まる一連のかなり辛辣な批判となって表われてくる。ここで、プロイセン国家統計表、またその中の営業表の功罪に精通しているエンゲルの注釈を通り過ぎて先へ進むことはできない。

2. これまでのような根拠による限り、営業表を3部門に分割することには、「技術的、国民経済的、美的(表示形式のこと一引用者)観点からみて、正当な疑義を禁じえない」とするのがエンゲルの一貫した考えである。ここではすでにでき上がった61年表をまずは受け止め、そこに内在する欠陥を探し当て営業表のあるべき様式を模索している。

まず、手工業表についての批判。これは独立経営者の数量がそのまま営業経営数となっているところであるが、その業種別区分と就業者数の計上はあるものの、規模(Umfang)は問題とされていない。ここから、多くの職人を擁する業主(例、10人以上の職人を抱える左官や大工)も職人・徒弟をもたない業主(例、靴製造やスリッパ修繕での)も同一視されている。さらに、親方支配の手工業とされながらも、工場そのものではないにせよ小都市住民の需要をまかなうことのできる力量を備えた工場に近い営業(例、製革、石鹼製造、鍋釜・大鎌鍛冶、黄銅・鐘製造、等々の業種にみられる)も混在している。また、サーヴィス業やいわゆる自由職業(例、浴場・洗濯場所有者、楽師や劇場役者)に従事している層が物的生産に従事する本来の手工業と同じ表にまとめられることの意味が不明である。

工場表についての批判。同じ営業表でも手工業者表とは性格を異にし、ここでは営業経営ないし営業施設にかかわる。工場といわれるものの中にはさまざまな経営形態(Betriebsform)があるのだが、それは一切表示されていない。ここで、エンゲルの重視するのは織物業における工場工業と家内工業の違いである。営業主(親方)とされながら内実は独立経営者とはいえず、さながら手工業親方と工場労働者の中間に位置するようなものが家内工業の親方といってよい。しかし、工場表では織工す

べてが一括されているため、こうした層はここには明示されていない。また、これらが 50 人以上の労働者を有する大工場調査から漏れるのは当然のことである。こうしたものは家内工業という形態の下で、手工業として工場工業とは別掲されるべきであり、しかもその場合、そこに用いられる生産手段—布地織機や靴下編機、レース編機—も共に調べられるべきであろう。しかし、現行の工場表によっては、工場工業とは異なったさまざまな家内工業の実態は把握されないまま残されている。

46 年表同様、61 年表でも織物業で取られた二重計上のため、工場での織機と織工について正しい報知を得る手立てが失われ、工場表の価値を少なからず貶めることになった。これは、調査指令にそもその問題があったことであるが、もしエンゲルのいうごとく営業の経営形態分類を基礎においた調査であったなら避けることのできた事態ではあったろう。

商業表についての批判。これは既述の通り、かなり異質な事物の余儀ない避難所の役割を果している部分である。従い、そこに盛られている表示内容はまとまった調査結果からではなく、さまざまな資料源から取り寄せた報告の合成物という性格を帯びざるをえない。

これらのことを通じてエンゲルがくり返し強調していることは、営業体を大経営と小経営、ないしは工場と手工業に二分するこれまでのプロイセン様式が現実の経済活動を的確に映し出すことができないという点である。両者の境界が微妙であり、その間の移動も生じている。統計調査としても、その間に調査側の恣意的判断が多分に入ってくる。地域ごとに異なった取り扱いも起きよう。従い、もはやこの二分法を撤廃する時期にきている。「工業を大経営と小経営とに分けることは一般に薦められない。境界と移行のみならず、変動も極めて頻繁であり、また非常に微妙であり、これがため将来的にはなんらかの原則にのっとった分割が妥当なものとなることはありえないであろう。工業全体をまとめ、雇用主と被雇用者の数量別に労働・雇用関係を考えてゆくことによるのみ、然るべき映像を手にするようになる」。²⁴⁾ これまでの恣意的な二分法によっては、実際の事例にそくしてその半分も正しい識別がなされまい。従い、これを取り外し、ひとつの工業があるとみて、それら一切の施設、その所有者ないし業主、職人と徒弟の数量を算定することが望まれる。その中で、雇用主と被雇用者、独立業主と独立していない労働者、場合によっては団体組織の雇用主とそうでない雇用主、こうした区分を取り入れてゆくことの方が国民経済的にも社会的にも有意義な営業統計となり、今後この線に沿った作成が追求されねばならない。すでに個人によるモノグラフ的研究ではこうした方向が開拓されている。しかし、これらはあくまでも限られた報知内容しかもちえず、これを官庁統計全体に押し詰め、全般統計的価値をもった報告作成にもってゆく必要がある。

以上のように、エンゲルは機会あるたびにプロイセン営業表の二分法を批判し、その撤廃を主張することになる。両者の境界が定かではなく流動的であり、そこに恣意的な線引きが入り込む。事実、手工業といわれているものの中に工場生産があり、他方工場とされながらも手工業生産に留まっている営業があり、とくにそこで大きな比重を占める家内工業という経営形態が浮び上ってこない。同じ工業生産に属しながら両者の表示内容が異なる点にも納得がゆかない。あるのはひとつの工業生産部門であり、そこに属するすべての営業体を統一的な分類項目—経営形態／組織、規模（就業者数）、雇用関係（就業者の身分構成）、物的生産設備—でもって調べてゆくべきとするのである。これは、統一的産業分類と職種・職業地位分類、また動力源・利用機械項目を用意する中で、営業体に対する経営調査の必要性を訴えるものとなっている。

2. 歴史的位

1. ミュンヘン案として提示された関税同盟営業表は農業や畜産、採鉱を含んで広く産業統計として構想されていた。しかし、これまでの営業表との継続性を主張するプロイセン側の反対のため、3 分割方式を採用したものの個々の表の表示形式と内容の点では 46 年営業表、従ってまた旧来のプロイセン営業表に近いものへと戻ってしまった。ウィーンの統計会議時に盛り上がったドイツでの共通統計への気運も、諸国家の分立併存という現実的障壁、またプロイセン側からの統合を忌避する旧守的姿勢の前には実りある成果をもち出すことができなかった。

粗生産以後の物的製品の製造と加工・精製部門、ならびに販売・流通・仲買・信用部門、運輸部門、そしてサービス部門、これら商工業ならびに流通・サービス業での活動を対象にして、営業体の地域（県）分布をまず掴み、さらにその物的設備と就業構成の両面を可能な限り詳述しようとするのがプロイセン営業表であった。従い、これは当時の国民経済における製造業以降の経済過程を支える生産力と生産関係に関する報知を提供してくれる最も貴重な経済統計ということができよう。しかし、

これを十全な形で展開しえなかったところに、帝国形成以前の営業調査の限界があったとみることが出来る。統計作成の社会的条件は、エンゲルのいうような、悉皆集団観察（＝直接全数調査）として営業調査を実施できるほどには熟してはいなかった。

やはり、工業生産の担い手を初めから手工業と工場に分け、しかもその分類基準を営業体のまかないという取引・販売規模の大小に置いたことが、営業表にまつわるその後のあいまいさと狭隘さのもとになっている。これが次第に進展してくる工業化の実態にそぐわなくなってゆくことが指摘されよう。手工業者表はもともと都市内手工業に関する調査から出てきた。特定顧客や当地での需要に応える程度の生産・販売量しかもたないものが手工業とされ、その生産力面には関心が向けられず、専ら就業者の人数と身分構成面に表示が偏っていた。他方、工場表では物的設備（工場施設と機械・装置）、つまり生産力面への表示が重きをなしていた。しかし、この工場施設という下に、独立工場のみならず問屋システムに組み込まれた手工業での生産単位も包摂されていた。生産レベルで営業をまとめるのか、それとも流通・販売関係から営業を区別するのか、この混乱が最後までつきまとう。

営業の自由化の下でツンプト制とこれまでの都市と農村の壁が崩壊するに伴ない、農村での商工業の輩出・大量の零細営業体の簇生・手工業者層の賃労働者への転落、逆に手工業から工場生産への展開・資本制企業の進出、こうした現象が出現してくるのだが、それらに対してはもともとが就業者統計である手工業表では対応不可能となる。親方と自前で働く者の数量を営業経営そのものの数量とみなし、他方の職人・徒弟数と合わせて手工業の盛衰を測ることが可能な段階ではなくなっている。他方で、工場表の方でかかる新たな進展を捕捉できる枠組みを用意しているかといえ、これも疑問である。工場という中に機械制工場以下のさまざまな経営形態が混在しているのだが、これを不問にしていることは既述の通りである。その弊害の端的な表われが、農村家内工業としてある手工業生産者の広範な存在（とくに織物業において）を前にして、これを区別せず他の工場織工と一緒に工場表に組み入れることにより、工場職工をして一度は手工業者として、次には工場内労働者として重複計上するという、統計表にはあってはならない記載方法を採用したことにみられる。プロイセン営業表に伝統的な織機そのものの物的配置（＝各県でそれぞれの織物製品用に何台の織機が稼働しているか）を調べることに固執した結果であり、そこではどのような生産様式と経営形態・組織の下で織機が所有・利用されているかへは関心が向いていない。

工業生産の担い手をその取引量の多寡を不問にしてまずは同種的な構成単位として悉皆網羅し、次いで製造分野と営業形態別分類を前面に立てて全体をより同種的な部分集団に分割し、そのうえで各部分集団に特徴的な就業構成と物的設備に関する然るべき分類標識を取り入れてゆく、可能ならば経営規模や経営内容についての項目もセットする。こうした全数調査と多標識調査への方向転換なしには営業統計の近代化がありえない。このことを61年営業表は提示している。だが、これは前回46年表の段階ですでに明らかになっていたことであり、61年表はこのことを追認させたものとなる。こうした点から考えると、やはりエンゲルの上述の批判は正鵠を得たものといわなくてはならない。ホフマンやディーテリチ時代のプロイセン統計局の下での国家統計表および営業表がもはや社会経済の生きた映像としてはその役割を果しえず、歴史的使命を終えつつあることをエンゲルは鋭く指摘しているのである。

2. 46年表と同じく61年表にも共通した欠陥として指摘されるのが調査されるべき営業体の脱漏部分が大きいことである。モルゲンロートはそれを関税同盟全領域に対して組織（Organization）が十分に編成されていないことに原因であり、このため比較的貧弱な報告しか提供できなかったとしている。²⁵⁾ ここでいう組織とは当該地で営業表への記入を担当しなくてはならなかった行政機関の担当部局のことである。61年営業調査のために特別の調査用紙が準備され、専門の調査員が配置されていたわけではない。これまで同様、在地官庁の一般業務の末端に位置づけられ、関税同盟中央局から届けられた書式用紙の欄に、多くは既成の業務資料からの転記により、一部の複雑な組織（問屋システム）では特別の調査結果にもとづき、また工場表の就業者欄には先行する人口調査結果や部分的な工場主への聴き取りに依拠した記入がなされていた。この末端行政当局に当該地での営業実態を包括的かつ正確に把握するという点で、どれほどの熱意と専門知識が備わっていたかは甚だ疑問とされる。直接調査ではない既存行政資料による表式集計という資料源での制約、その資料にある調査該当部分の欠損、調査担当部署における営業調査に対する理解・知識不足、これらがあるために充実した報告が得られなかったというのがモルゲンロートの批判である。

また、エンゲルは61年調査の終了後、プロイセン各地でどのような調査が実施されたかをアンケート調査によって調べたという。それによると、調査方法の大部分は「旧いやり方」によったもので

あるが、それが実に雑多なものであることが白日の下に曝されたとし、このため「1861年のものも含めて以前に得られた数量の信頼性と比較可能性への信用が大きく低下した」とも、「これらによって1861年に対する出版物もまた残念ながら比較的劣った内的価値しか有さない」ともされている。²⁶⁾ここで旧いやり方というのは、既成の業務資料によって統計報告を作成する方式を指している。再三述べてきたように、営業表の最大の資料源は在地官庁の保管する営業税と住民に関する行政記録にあった。営業経営者からの特設の聴き取りがあったとしても、それは補完的なものに終わった。こうした既存資料による営業表作成が現場当局によってさまざまな形で、また恣意的判断を入れて実行されたことをエンゲルは衝いているのである。

さらにまた後に、マイヤーは関税同盟営業調査に対して、この調査にはいかなる共通の調査用紙も調査指令もなく、このために現場の調査当局には調査方式に関する統一的準則が欠け、営業表の表式記入に混乱が生じ、結果に大きな欠陥をもたらしたと批判している。マイヤーはいう。19世紀70年代(60年代とするのが正しい—引用者)においても、関税同盟の人口調査、同じく営業調査は調査書式と集計書式の区別なしに実施されている。統計局からの集計書式だけが統一され、営業統計のための独立した共通の調査用紙があるわけではない。特別の調査書式が定められない場合には、当然のことにその記入のためのいかなる指令も存在しない。「このような調査は大きな欠陥を示さなくてはならなかった。全体的に正確で比較可能な全体結果が獲得されるべき場合に、調査機関に対しそれらが採用しなくてはならない途の示されることが少ないほど、調査機関がその途を誤まることがあったとしても、それはそれほど驚く必要もないことである」。²⁷⁾

これらのことは、旧プロイセン時代からの歴史をもつ営業表ではあるが、作成様式と資料源のいずれにおいてもその限界につき当たり、歴史的使命の点で、その終焉段階を迎えつつあることを意味する。重商主義政策の下、各地での代表的な商工業施設を捉えその育成を計る、またプロイセン改革後の自由主義的経済政策にあつては営業の自由化によって各地の商工業・運輸業・サービス業に現われた進展をみる、こうした政策目標との関連で実施されてきたのが営業調査であった。そうした時局的な観点に制約されてきた統計表という性格を19世紀60年代までも引きずってきたのがプロイセン営業表であった。これを、社会構成体の全体的把握を目標とし、それを社会的集団現象の規模と水準、構成と変化に関する信頼性と正確性をもった数量描写によって支える、こうした社会統計の本来の課題に応えるものとみなすわけにはゆかない。関税同盟というプロイセンの枠を越えた広域ドイツを対象範囲にした2度に渡る営業表の作成ではあったが、枠の拡大は内容を改革する契機とはなりえなかった。

おわりに

商工業と流通・サービス業での経済構造を包括的に把握する上で、プロイセン営業表の枠組みでは対処不能である。このことを初めて立証したのが46年営業表であった。15年の間隔をおいて作成されることになった61年営業表にこの面での改革が望まれたことではある。1854年のミュンヘン案はそれを少なからず志向したものであったが、大きく後退した形で実際の61年営業表作成を迎えなくてはならなかった。61年表にもいくつかの部分的改善の跡(3部門分割や工場部門での就業関係描写)はあるものの、作成様式の基本はプロイセン営業表のそれを踏襲したものに終わっている。この営業表は、そもそもの構図からして一国住民全体の職業統計とも営業全体の産業統計ともなりえなかった。粗生産や非営利的部門を当初は排除することで、商工業、とくに製造業を調査の主対象に置き、これを手工業と工場という別々のカテゴリーによって整理しようとした。ここから、同じ工業生産を担う営業を対象にしなが、前者では就業関係、後者では物的設備面へとその調べる方向に二義性が出てきてしまった。その後の2度の関税同盟営業表で工場部門にも就業関連事項を取り入れたことで、わずかながらこの面での前進はあった。しかし、これも抜本的な改革を引き起す動機にはならなかった。

営業表にあるこの二義性を取り除き、確実に信頼できる資料源を確保しない限り、職業統計にせよ産業統計にせよ、営業統計の十全な展開は望めない。61年営業表は改めてこのことを確認させた。当のプロイセン統計局もエンゲルをその指導者に迎えた1860年代以降にはこの点を明確に自覚させられることになった。²⁸⁾

一国の経済統計として営業表を変革してゆく途はまずすべての営業経営に対する悉皆調査を実施してゆくことに始まる。これにはさらに2つのやり方がある。ひとつは、初めから営業調査に

限定し、各地での在地当局が商業会議所や工場委員会、農業団体との協働の下、経営体（単位）の事前の確認（照査）を入念に済ませ、経営をくまなく枚挙し、その産業別・経営形態別分類、そしてその物的・人的構成を調べてゆく方向である。これは既述のエンゲルの場合には工業統計において追求しようとしていたものである。いうならば、農業、工業、商業・流通業、サービス業、等々の個別産業統計の開拓・確立ということになろう。そして次にあるのは、より入念でまた労力を要するがしかし実際にも採用されてゆくことになる職業=営業調査の方向である。これは、①まず全世界を対象にした世帯構成員の職業調査を実施する、②この内営業経営者を選別し、当人の主宰する経営体の営業分野・種類、経営形態・経営内容、物的・人的編成、等々を独立の調査用紙によって調べ上げてゆくものである。

いずれの方向を取るにせよ、それらは世帯あるいは営業体に対する全数調査の形で実施されねばならない。根拠となる法律、照査票、調査要綱と実施指令、個別調査用紙と整理・集計用紙、こうしたものをもって臨まねばならない調査である。このような世帯個票を取り入れることによって全数調査を実施し、いち早く近代化を押し進めてゆくことになるが 1860 年代後半以降の人口調査であった。これに反し、営業調査では対象把握の複雑さに制約されこの歩みは遅々としたものとならざるをえなかった。すなわち、1870-71 年の関税同盟統計拡充委員会での営業統計に対する根本的な見直しに始まり、帝国形成後の 75 年の第 2 回人口センサス時での営業調査の失敗を経て、1882 年 6 月の第 1 回ドイツ帝国職業=営業調査の成立までという、爾来 20 年の期間を必要とするものであった。

注

- 1) 以下、プロイセン営業表の拡大については次の文献による。*Quellen zur Berufs- und Gewerbestatistik Deutschlands 1816-1875*, bearb. von A. Kraus, Boppard a. R., 1989, S. 334, S. 396, S. 468, S. 536, R. Boeckh, *Die geschichtliche Entwicklung der amtlichen Statistik des Preussischen Staates*, Berlin, 1863, S. 79ff., F. Hoffmann, *Quellenkritische Untersuchungen*, Stuttgart, 2012, SS. 209-14.
- 2) *Tabellen und amtliche Nachrichten über den Preussischen Staat für das Jahre 1849*, 6 Bde, Berlin, 1851-55. その第 V 巻 (1854 年) として手工業者表, 第 VI 巻 A (1855 年) として工場表, そして第 VI 巻 B (1855 年) として工場表の解説が発刊されている。計 7 冊に及ぶ膨大な報告集となっているが、これは地域区分がこれまでの県別から郡別へと細分されたことによる。
- 3) 「営業表は人口の生業手段別分布を提示すべきである」(R. Boeckh, *a. a. O.*, S. 80.) というのが統計局長ディーテリチの考えであり、これはホフマンが局長時代の 1810 年代以降、プロイセン統計局の一貫して目標に掲げてきたものである。
- 4) F. Hoffmann, *a. a. O.*, S. 210.
- 5) 「営業表はいまや軍人々口表、保健表、学校=教会表、鉱山表と一緒にあって、人口の就業 (Beschäftigung) を概括するための資料を提供することになった」(R. Boeckh, *a. a. O.*, S. 80.)、また「1858 年調査の目的は職業人口の完全な記述を行なうことにあった」(*Quellen zur Berufs- und Gewerbestatistik*, S. 536.) ともされている。ここでは営業表が就業者統計として拡充してゆく方向性が一面的に強調されている。
- 6) 以下、1861 年関税同盟営業表作成に向けての経過の説明は次の文献による。R. Boeckh, *a. a. O.*, S. 80ff., E. Engel, *Die Nothwendigkeit einer Reform der volkswirtschaftlichen Statistik insbesondere der Gewerbestatistik*, *Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus*, Jg. 10, 1870, S. 159ff., *Die Ergebnisse der Gewerbezahlung vom 1. Dezember 1875 im Deutschen Reiche*, *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 34, Theil 1, 1879, S. (75) ff., F. Hoffmann, *a. a. O.*, SS. 214-18.
- 7) これまで商務庁 (Handelsamt) 下にあった統計局は 1848 年 4 月 17 日に同庁が商務省 (Handelsministerium) に昇格するに伴ない、5 月 8 日その第 2 局 (Abtheilung) に位置づけられたが、ほどなく同年 7 月 10 日に内務省内の 1 部局へと編成替えとなった。ちなみに、統計局長ディーテリチの後盾となる時の内務相ウエストファーレンは K. マルクス夫人イェンニーの実兄であり、政治的には 1850 年代プロイセン反動期の内務行政を統轄することになった人物でもある。
- 8) 以下、このウィーンにおけるドイツ語圏で最初の統計家の会合については、E. Engel, *Die Nothwendigkeit*, *a. a. O.*, SS. 179-81, で詳しく紹介されている。
- 9) このウィーン会議で考案されたドイツでの統計の統一化プランに反対する内務相当のディーテリチの見解が記録として残されている。それによると、「新たに計画され、あるいは工夫されることはまったく不用と思われず。というのは、優れた書式がすでにここにあるからです。いくつかの国家からここかしこでの変更が望まれるにせよ、それについて何も述べることはありません。従い、このために正規の会議を命ずることも目的になかったこととは思われません。というのは、50 年の経験を踏まえ、こちら側の書式は目的にとり完全に有用であることが立証されており、以前の時期との比較を行なう中で、表様式はプロイセン国には可能な限り元のままに留めるということを支持しなければなりません」(E. Engel, *Die Nothwendigkeit*, *a. a. O.*,

- S. 166.) とある。
- 10) この会議の提言はなんらの実効をもたらすものではなかった。とはいえ、これが 14 年後のドイツ関税同盟統計拡充のための統計家の集まりの「礎石作り」となっていった、こうエンゲルは評価している。E. Engel, *Die Nothwendigkeit, a. a. O.*, S. 179.
 - 11) これはベックによるプロイセン統計史で紹介された反対理由である。R. Boeckh, a. a. O., S. 81. ディーテリチの考えでは、すべてのドイツ国家の統計作成はプロイセン様式に倣わねばならない、ということになる。営業表作成も当然のことにプロイセン方式を基礎にすべきということである。
 - 12) エンゲルも認めているように、表向きはミュンヘン案を尊重したかのようであっても、事実において 1861 年営業表はこれまでのプロイセン営業表の枠組みにのっとったものといえる。E. Engel, *Bericht über die Verhandlungen der Kommission für die Revision der Vorschläge, betreffend die Ausführung der Gewerbestatistik im Deutschen Reiche, St. d. Dt. R.*, Bd. 20, Theil 1, 1876, S. I. 52. なお、このわずか 1 月後の 1859 年 7 月 29 日、ディーテリチは 68 歳にて死去することになる。
 - 13) *Tabellen der Handwerker, der Fabriken, sowie der Handels- und Transportgewerbe im Zollverein, nach der Aufnahme vom Jahre 1861*, Berlin, 1864. この中にカヴァーされている国家・地域は次の 18 である。プロイセン王国, バイエرن王国, ザクセン王国, ハノーヴァー王国, ヴュルテンベルク王国, バーデン王国, ヘッセン選帝侯国, テューリンゲン統一国家, ブラウンシュヴァイク公国, オルデンブルク大公国, ナッサウ公国, アンハルト=デッサウ公国, アンハルト=ベルンブルク公国, リッペ侯国, ワルデック=ビルモント侯国, 自由都市のハンブルクとフランクフルト・アム・マイン, メックレンブルク・シュヴェリン大公国内の飛地領。46 年営業表と較べて包括さではより充実したものになっている。
 - 14) Die Ergebnisse der Volkszählung und Volksbeschreibung nach der Aufnahme vom 3. December 1861 resp. Anfang 1862, *Preussische Statistik*, Heft 5, 1864, SS. 1-50. さらに、この 61 年表については、F. Hoffmann, a. a. O., SS. 218-25, にある紹介をも参照のこと。
 - 15) E. Engel, Land und Leute des preussischen Staats und seiner Provinzen, nach den statistischen Aufnahmen Ende 1861 und Anfang 1862, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 3, 1863, SS. 37-80.
 - 16) 手工業者表のグループ分けについては、エンゲルによる分類基準のあいまいさに対する厳しい批判がある。E. Engel, *Land und Leute, a. a. O.*, S. 80. さらに、F. Hoffmann, a. a. O., SS. 397-98, をも参照。
 - 17) Die Ergebnisse der Gewerbezahlung, a. a. O., S. (108).
 - 18) E. Engel, Die Methoden der Volkszählung, mit besonderer Berücksichtigung der im preussischen Staate angewandten, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 1, 1861, S. 207. また、1861 年営業表作成とも深い関わりをもつことになったフィーバーンによる大規模営業（工場）での就業者の営業身分（Gewerbestand）分類においては、一方に管理者（Dirigent）としての工場主およびその代理人、他方に労働者層（Arbeiterstamm）があり、営業の成長に伴ない、それらの中間身分として技術者（Techniker）・帳簿掛（Kontoirist）・出納掛（Kassenführer）・出張店員（Reisende）・監視人（Aufseher）が出てくるとされている。ここでは管理者は雇用主層に分類されている。G. v. Viebahn, *Statistik des zollvereinten und nördlichen Deutschlands*, Theil 3, Berlin, 1868, S. 518. しかしながら、こうした営業就業者の身分構成についての考察が営業表そのものの中に活かされていない。資料源にある分類標識による制約であるが、やはり営業表の欠陥のひとつといわざるをえない。
 - 19) E. Engel, *Die Nothwendigkeit, a. a. O.*, S. 172. こうした不明瞭性のため、雇用主と被雇用者との数量比較が不可能となり、このため「1846 年の営業統計のみならず、1861 年のそれも産業のそれ以上の社会的契機を考慮することをまったくといっていいほどに放棄しているだけに、誠に遺憾に思われる」（E. Engel, *Die Reform der Gewerbestatistik, Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 11, 1871, S. 392.）と批判するのがエンゲルである。
 - 20) E. Engel, *Land und Leute, a. a. O.*, S. 80.
 - 21) E. Engel, *Bericht, a. a. O.*, S. I. 53.
 - 22) E. Engel, *Land und Leute, a. a. O.*, S. 79, また、「国家のすべての住民を上関係（身分と職業、生業と財産のこと一引用者）から捉えることが必要である」（E. Engel, *Die Methoden, a. a. O.*, S. 157.）ともされている。
 - 23) エンゲルは 1861 年国家統計表の公表に際し、あえてその報告の末尾に詳しい注釈（Erläuterungen und Bemerkungen zu den Tabellen）を添え、その欠陥を衝こうとしている。E. Engel, *Land und Leute, a. a. O.*, SS. 79-80.
 - 24) E. Engel, *Die Methoden, a. a. O.*, S. 207. 脚注としてではあるが、これはそれまでのプロイセン営業表の工場区分に対する批判的コメントである。
 - 25) こうした面からみて、ドイツ営業統計史を要約したモルゲンロートは本来的な営業調査は帝国形成後の職業=営業調査まで実現しえなかったとし、これまでにない規模をもったこれら 2 度の関税同盟営業表ではあっても、その成果は「どちらかという貧弱であった」（W. Morgenroth, *Gewerbestatistik, Die Statistik in Deutschland nach ihrem heutigen Stand*, hrsg. von F. Zahn, Bd. 2, München und Berlin, 1911, S. 218.）とみる。
 - 26) E. Engel, *Die Nothwendigkeit, a. a. O.*, SS. 172-73.
 - 27) G. Mayr, *Die amtliche Statistik in Bayern, Compte-Rendu de la 8. Session a St-Petersbourg, Congrès International de Statistique*, 1874, p. 330.

- 28) プロイセン王国における 19 世紀中葉以降の営業調査は、「・・・生業活動の漏れのない把握という目標を掲げて内容的に特徴ある指導方向を示しはしたが、しかしながら 1861 年までは方法的には、・・・極めて複雑になっていった社会経済関係についてのこの目標を実践の中に誤りなく首尾一貫して移してゆくために鍵となる概念がそこには欠けていた. というのは、重要な概念のおよび手法技術的な生業統計の問題は、いくつかの他の国々とは違い、プロイセン官庁統計によっては、統計局長としてエンゲルが赴任するまでは全体的に主題とはされなかったからである」(F. Hoffmann, *a. a. O.*, S. 230.)

第Ⅱ部 営業統計の改革試行

「・・・統計の特定分野は既存の官庁による純粹に表式的で官庁的なやり方の上ではまったく不完全で信頼できない形でしか作成されていない。・・・またとくにこのことが当てはまるのは営業と農耕の本来の生産統計である。後者に関してはいまだに満足のゆくものは何も存在せず、さらにまた有名なプロイセン営業表も貧弱な骨組みにすぎない」（ザクセン王国内務省局長ワインリヒ、1848年）

第4章 1855年ザクセン王国営業調査

—その構想と挫折—

はじめに

これまで第I部において、1819年来のプロイセンでの営業表とその図式を下敷きにした関税同盟での営業表作成をみてきた。多くの不備と欠陥が指摘されながらも、プロイセン方式による営業表の作成が1860年代まで継続するのがドイツにおける営業統計であった。

では、70年代に入るまでそうした営業表段階の営業統計を克服し、新たな様式による営業調査を実施する動きはまったくなかったのか。実は、営業表の欠陥を克服し営業統計の改革を試行するものとして、1855年のザクセン王国での営業センサスの実施、また61年のプロイセン王国での営業調査企画がある。このいずれにおいてもエンゲルが改革の構想者として現われてきている。そして、抜本的改革が70-71年にまたがり開催された関税同盟統計の見直しをめぐる全ドイツの統計家による審議の場、すなわち関税同盟統計拡充委員会において検討されることになる。ここでもエンゲルが営業統計の部門責任者としてその審議を主導している。近代レベルでの営業統計＝営業センサスが企画・実施されるまでの間、旧来の営業表段階の統計に対する批判的克服を試みる中に現われたそれら3つの改革試行が問題とされなければならない。

本章ではそうした試みのひとつ、ザクセン王国において1855年の第2回人口センサス時に同時併行して実施された営業調査を事例に取り上げ、営業センサスを志向したその調査様式と調査内容を検討し、企画者エンゲルの手による経済統計近代化の試みを明らかにする。結論的には、人口センサスではそこそこの結果を収めることができたものの、こと営業調査については、構想面では画期的なものがあったが、またそれゆえにこそ当時のザクセン社会にとってはあまりにも時代の先をゆきすぎ、被調査者たる国民の理解の得られないまま、とくに農民層と商工業業者層の反撥を招き、調査としては失敗例に属する。のみならず、統計局の姿勢が国政の場で公に批判され、エンゲルの統計局退陣の原因ともなる。しかし、失敗例ではあるが、この営業センサスとして構想された55年営業調査にはその後のドイツ営業統計の原型ともなりうる契機のあることも事実である。ドイツ営業統計史に占める55年ザクセン王国営業調査の意義を看過することはできない。

I. 営業調査への途

1. 模範事例としての1846年ベルギー王国農業・営業調査

1. ザクセン王国における近代的レベルでの統計作成の動きは1831年に創設されたザクセン王国統計協会の活動をもって開始する。50年までのその20年間の活動を通じて、社会統計が社会経済と国民生活の現状把握に不可欠な基礎資料であることをザクセン国民の前に提示した。しかし、その半官的性格は資料収集活動の脆弱さのもとともなり、既存官庁との協働体制の構築にも失敗した。協会の終盤の活動にはみるべきものはなかった。正規の国家機関としての統計局の設立が必須のものとされる。1850年8月、統計協会は内務省統計局へと昇格している。それと同時に、エンゲルが書記官として統計局に採用され、内務省第2局長で統計局長職を兼務するワインリヒの下で実質的に局業務を主宰することになった。ワインリヒが行なったザクセンの営業・労働事情に関する1848-49年のアンケート調査やライブツィヒでのドイツ営業博覧会で示されたエンゲルの実力が認められたことによる。

この48-49年アンケート調査というのは、将来的にはザクセンにおける営業制度の改革、また新たな営業条例の制定を目指しながらも、現下の経済不況下での全国各地の営業実態（営業活動の高揚の有無、発展する営業とそうでない営業、等々）と労働者・職人の生活事情の把握を目的とした、経済担当部局としての内務省第2局によって実施された質問数384にも及ぶ大掛かりなアンケート調査である。このためのワインリヒの主宰する「営業-、労働問題検討委員会」が設置され、ドレスデンにその中央委員会、また全国に1975の支部委員会が設けられ、そこにはそれぞれの地の企業家や営業問題専門家、労働者・職人の代表が参加し、当該地での現況報告を担っている。上述したように、ザ

クセンでは 46 年関税同盟営業調査時に営業表を作成してはいたが、それはザクセンの営業実態を克明にする上での言明力を欠いていた。その不足をアンケートという方式で補完し、現状把握と将来展望を得ようとするわけである。しかしながら、あまりにも煩雑な調査であったために、その全体結果を要約総括することはできなく、調査そのものとしては成功したとはいえなく結果的には企画倒れに終わった。だが、部分的とはいえ、明らかにされた営業現状はその改善を目指したその後の工業化に向けての経済施策導入の発端となった。このアンケート調査に対応した専門家のひとりに当時ドレスデンでガラス工場の設立を画策していた「製錬業志願者」エンゲルがいた。その回答に示された見識が高い評価を得ることになり検討委員会の補助員に採用され、後には委員会構成員となる。引き続き、これもまたワインリヒの主導で開催された 50 年のライブツィヒ営業博覧会でその補助者に任命されている。そこで発揮されたエンゲルの実務能力が高く評価される。こうして同年 8 月に発足することになったザクセン王国内務省統計局の実務統括者として、内務相フリーゼンに対してワインリヒによってエンゲルが推薦され、書記官として任用されることになった。これがエンゲルの統計局への入局事情である。

エンゲルのザクセン王国統計局での活躍は 58 年までの 8 年間であるが、その中で最も大きな仕事として特記されるべきは、46 年のベルギーでの先例に倣い、52 年 12 月に直接全数調査としての人口センサスを成功させていることがある。¹⁾ それまでの消費者目録、さらには家屋リストによる人口計上とは精度のレベルが大きく異なった調査を実現させている。これはまた全ドイツでの嚆矢となる人口センサスともなった。この勢いをもって、次回の 55 年調査を人口センサスのみならず営業センサス実施の絶好の機会と捉えたのが統計局とエンゲルであった。だが、結論を先取りすれば、それは調査者側からの一方的な目論見に終わり、実査に際して大きな混乱を招き、整理・公表に値する結果を収集することはできなかった。

エンゲルがザクセン王国統計改革に当たって念頭に置いていたモデルはベルギーの 46 年調査であった。先のフライベルク鉱山アカデミーでの修学後に外国旅行を経験する中で、ベルギーにおいてケトレーに接しその統計観を学んでいる。さらに、統計局入局後の 51 年には外国の統計事情に関する視察旅行の中で、イギリスやフランスではなく、ベルギーの統計が最も高く評価できるとする見識をもつことになった。この 46 年のベルギーの調査は人口センサスのみならず、同時に農業と営業（＝工業）の直接調査を含み、人口・農業・工業の 3 分野に及ぶセンサスとして実施された。ザクセンにおける 55 年調査では、エンゲルがこれを模範にして人口のみならず農業と営業にまで調査枠を拡げようとしたわけである。従って、ザクセンの 55 年営業調査を検討する前にベルギーの 46 年調査に戻って、その農業と営業に関する調査様式がどのようなものであったかをみよめる必要がある。

2. まず、ベルギー王国の 46 年農業調査では、その目的が各市町村において営まれている「農業経済の関係」を知ることにあるとされ、この関係とは各市町村における農業従事者の大／中／小クラス別分布割合、ならびにそれぞれの生産に対する影響度のことをいう。これに応じて、行政側からの関心事項として、農業就業者数・賃金額・家畜数・経営規模（広さ）・個別耕作の割合・収穫・輪作の 7 つが具体的調査項目に挙げられている。人口調査での世帯票配布に際して世帯主に農業経営の有無を問い、有の場合に「農業統計 調査票」と表記された 3 ページの調査用紙を各農業経営者に交付する。ここでは、どのような小地所所有者であれ、またそれを賃借して自己消費用に使っている日雇人や労働者、さらに別種営業経営者であれ、これらすべての者が農業調査の被調査者になる。調査項目の具体的内容は以下の通りである。²⁾

- I. 農業人口（12 歳以上） 家族構成員／奉公人／日雇人、これらの性別人数（奉公人に関しては年間労働日数）
- II. 馬と家畜 馬／驢馬・騾馬／牛／羊／豚／山羊、これらの 1845・46 年の数量（驢馬・騾馬以外にはさらなる細分がある）
- III. 経営地面積 所有地・用益地／賃借地、これらの所在地別（ベルギー国内／国外近隣市町村）面積と合計面積
- IV. 耕作種別面積 粉用穀物から始まり未耕作地・荒蕪地に至る 14 用途別面積 さらにここには二次作の種類と面積、また農業外営業の種類に関する質問も添えられている。加えて、この IV には II とは別に、さらに詳しく 45・46 年それぞれの所有乳牛頭数、肥育した牛（2 歳以上／3 月-2 歳未満／子牛）・羊（1 歳以上去勢雄羊）・豚（2 月以上）の数量への質問がある

さらに、農業以外での馬と家畜の所有者を対象にした「特別票」を用いた調査も行なわれている。

上の質問は 1846 年にかかわるが、家畜に関しては 45 年と 46 年の双方で答えることになっている。45 年の農業不作（ジャガイモ凶作）の結果、46 年には異常な家畜数減少が起り、46 年だけからは家畜所有の常態が掴めないためである。国側の関心事にあった賃金額や収穫についての質問項目が削除されているが、これは被調査者側からの抵抗を避けるためであったろうと推測される。これに替って、46 年と通常年の穀物・種物から始まる作物 43 種それぞれの収穫見積量一覧表（＝「査定表」）の作成が市町村の審査委員会に命じられている。ここには当該地の農業事情に通じた者が委員として任命されることになっており、委員会にはさらに当該地での穀物・販売植物・根菜作物と飼料用植物の 3 類それぞれについて、それらが豊作／並作／不作のいずれに該当するかについての 46 年収穫見積り、等々に関する計 14 項目に渡る質問に回答して、それを州政府へ送付するよう命じられている。

3. 次に営業調査がある。営業統計の眼目は、ベルギー国内における工業生産に関して、労働者数・賃金額・使用動力ならびに使用機械の種類と数量、これらの項目を営業者に申告させ、その経営内容を把握することである。ここでいう営業者とは工場主、手工業者、原材料加工に従事するすべての者であり、流通・販売や保管にかかわる業種は含まれない。従い、営業の範囲が狭く捉えられ、広義の営業概念から商業・流通部門やサービス部門を除いた工業部門が対象となっている。営業調査というものの、内容的には工業調査である。人口調査用紙配布に際して、世帯に営業経営者がいれば、2 ページからなる調査用紙＝「営業統計 1846 年に関する調査票」を渡し、後日記入済みの人口調査用紙や農業調査用紙と一緒に回収される。ただし、この営業調査票だけは数日の提出猶予が認められる。調査項目は以下の 7 点に及んでいる。³⁾

1. 主営業の種類
2. 別種営業の有無 その種類
3. 就業労働者数 年齢（9 以下／10-12／13-16／17 以上）×性別
4. 支払賃金額 性別成人労働者と性別 16 歳以下児童それぞれの 9 段階別 1 日平均賃金
5. 稼動動力 蒸気機関（数量・馬力）、巻上機（数量・繫留馬匹数）、水車と風車の数量
6. 使用機械・装置・器具の種類と数量
7. 使用炉と鍛冶場の種類と数量 使用燃料の種類

1 の主営業というのは、複数業種が営まれている場合、最大特許税が支払われている業種である。営業内で労働者や機械・装置が副営業でも併行して使用されている場合には、それらは二重に計算されることなく主営業のものとして計上される。3 の労働者の中には職工長、また業主の家族構成員で労働者として就業している者がいれば、それも含まれるとされる。4 では時間制と出来高制、また業種の区別なく、労働者に支払われる 1 日平均賃金を記入するとされる（最低の 0.5 フラン未満から最高の 5 フラン以上までの 9 区分）。また、6 と 7 は余白を大きく取り、営業にとって特徴的な作業機種とその数量を申告者が自由記入する、いわゆる開放式の回答となっている。例えば、6 では、布マニュファクチャーでの織機、染色業での染色槽、火酒製造業での蒸溜器や蒸溜装置が例として挙げられている。また、7 では金属営業や陶器営業、ガラス工場、ガス施設や化学工場などで使用されている炉や製錬施設が記入されるとある。45 年の起草段階では、この他に、使用原材料の種類と数量、また生産物の種類と数量（価値）に関する質問が設定されていた。しかし、試行調査を通じて、これに対する回答は信頼性に欠けることが分かり、削除されている。個々の営業の経営内容に深入りすぎることが原因である。

個別営業体における労働者・賃金・動力・機械と装置（あるいは器具）、この 4 類に質問を限定した最も基本的な工業経営調査といえるものである。この申告をあらゆる種類の独立営業経営者に対して、さらにまた個人経営とは別種の営業体、すなわち軍の製パン場や兵站施設、刑務所や収容所、レース編学校、福祉作業場、等々でなされる一切の製造活動に対しても課している。加えて、工場主や商人といった他の経営者の下で、家内手工業として自宅で就労している層もそれぞれ個別の被調査者とされている。

市町村審査委員会は記入済み営業調査票をまとめ、その正確性の度合いについての判定、ならびに当該市町村からの製品販売先を記して州政府へ送付するとされる。

人口調査と並んで、この営業調査を独立の調査用紙を用いた直接調査として実施した点は画期的なことであった。ヨーロッパ全体を見渡しても営業調査をセンサス様式で実施した先例はなく、とくにドイツ諸国における実情と比較した場合、はるか先をゆく調査であった。というのは、1819 年以来プロイセンにおいて作成されてきた営業表、またベルギーの営業調査と同年に実施された 46 年関税

同盟営業調査は基本的には税務記録の整理・集約という域を脱し切れず、営業税台帳に載っている項目が統計表の記載項目となり、営業の経営内容を直接調査によって統一的に調べるという点からは大きく遅れていたからである。すでに 1848 年にはワインリヒがドイツでは生産に関する統計が全く不完全であり、「有名なプロイセン営業表でさえ、貧弱な骨組み（*dünne Gerippe*）にすぎない」⁴⁾と酷評し、またエンゲルもプロイセン方式による営業表に対して、その図式がザクセンの工業関係にはほとんど適用されえないとみなしていた。従い、後に「関税同盟国の営業統計に較べてはるかに内容豊富で教義に富んでいるのが上述の時期（1846 年のこと—引用者）に成立したベルギーの営業統計である」⁵⁾と述べているように、46 年ベルギー営業調査もザクセンにおける調査の模範例として受け止められることになった。もっとも、こうしたベルギーの営（工）業調査に対しては、初めからあまりにも多くのことを望んだことにより調査が複雑になりすぎた、また農業調査での審査委員会からの生産量に関する報告には不信点（＝過小報告）がみられた、こうした統計中央委員会自体の反省も後には出てきている。⁶⁾しかし、ベルギーのこの先行事例は人口局面を越え、農業経営と工業経営の内情把握を目指した画期的な調査であり、これに倣った営業調査を 55 年人口調査時に併せてザクセンにおいても敢行しようとするエンゲルの意図を誘引する。

2. 1855 年ザクセン王国生産=消費統計

1. ザクセンは他の領邦国家に較べ、採鉱・製錬業や繊維業を軸にして工業生産の盛んな地域を多く抱えており、従い、営業事情に対する関心も高く、営業に関する数値資料も 1830 年代から提示されている。しかし、これらは工業博覧会用に作成された資料からの副産物であったり、また営業税や対人税の記録によった業種ごとの就業者や稼働機械・装置を地域に限定して表示したものであり、本来の営業統計といえるものではなかった。また、関税同盟における営業表に沿ってザクセンでの 46 年営業表作成もあるが、その資料調達・作成様式と集約結果は統計局とエンゲルのとうてい納得できるものではなかった。そこで、エンゲルが次に目標とするのが、ベルギーの先例に追いつくべく、ザクセン全土の全営業経営体を対象にした調査を、その経営内容にも切り込んだ詳細な調査書式を用い、センサス様式での営業調査として実施することである。

1834 年以来、毎 3 年おきに関税同盟人口調査が実施されてきたが、55 年 12 月 3 日はその第 8 回目の実施日である。と同時に、ザクセンでは 52 年に次ぐセンサス様式による第 2 回目の調査日に当たる。人口センサスとしては、「Ⅰ. 住居特性に関する申告」と「Ⅱ. 世帯構成」からなる「世帯リスト」が配布されている。Ⅰは住宅調査で 19 項目に渡って居住家屋についての申告が課せられ、Ⅱでは以下の 15 項目の質問（回答欄は計 28）が設定されている。

1. 世帯に属する者の姓名
2. 性 男・女
3. 年齢 年・月
4. 肉体的特性 盲人・聾啞者
5. 精神的特性 痴人・精神病者
6. 肉体的欠陥についての記入 腕・脚・その他の欠陥
7. 宗教
8. 家族状況 未婚・既婚（共棲・別居）・鰥寡
9. 就業、身分、地位、職業あるいは営業 生計分野と収入源の申告
10. 労働あるいは勤務関係
11. 救貧受給者 家族全体・個人
12. 滞在様式 土地所有で永住・常住・一時・暫時（旅行通過中）
13. 一時的不在者 国内旅行中・外国旅行中
14. 本国関係（当地外誕生者）出生地の県名申告・外国人に対しては国名表示
15. ウェンド人

最初の人口センサスである 52 年調査との比較では、教育関係項目の削除、肉体的欠陥についての項目 6 の採用に違いがあるだけであり、他は同じである。ここで注目すべき調査項目は 9 と 10 である。9 で個々人の生計源、10 で就業者の従業上の地位を問うている。9 の生計分野では 15 歳以上の者はその就業を可能な限り個別的に申告するとあり、商人、工場主、労働者という一般名称ではなく、

具体例として反物小売商、木綿紡績工という分野を特定した記入が課せられている。主婦業の他に副就業（例、洗濯女、女裁縫師）をもっている既婚婦人、また一時的ではあるが賃金のために働いている婦人も「一時的」を添えてその就業分野（例、編物業、縫物業）を記入する。複数営業を営む者は主営業を先にしてそのすべてを記入する（例、旅館経営者で肉屋親方）。勤務も営業ももたない者でもその生計源を記入する（例、金利生活者、年金生活官吏）。長期帰休はその営業と地位を申告する。また14歳以下の者でも、親の経営や営業での補助作業、また工場労働に従事している者はそれを記入する。以上のような指示が与えられている。国民すべてをその生計源とのかかわりで把握しようとするのである。

10の従業上の地位では、当人が「所有者・賃借経営者・営業主・親方・企業家、等々／職工長、等々／職人・補助人・徒弟、等々／労働者、等々／奉公人、等々であるか」を記入するとあり、就業での地位を5区分で問い、就業者が大きく分けて業主／中間職／被雇用者の3階層で把握されるものとなっている。

従い、職業従事者の就業部門・分野とそこでの地位を提示する職業統計はこの2つの質問によって作成可能ということになる。こうした職業調査部分をも含んだ人口センサスを実施している。営業概念の一方の意味、すなわち個々人の職種分類（＝社会的分業での配置）はこの人口センサスによって表示されることになる。また、そのような人口調査実施に関してはザクセン国民の理解も得られ、大きな抵抗もなくスムーズに終了している。総計で2,039,176の人口数が確認されている。

ところが注目に値するのは、55年調査ではこのような人口調査に含まれる職業統計部分を越えた別種の調査が同時に企画されていることである。すなわち、独立の営業調査ともいべき「生産=消費統計」調査が併行して構想されている。従い、ザクセンの調査ではこれまで営業概念の中でとかく混同されてきた職業と経営が明確に分離され、生産=消費統計という下で個々人ではなく組織としての営業単位が独立の調査に掛けられることになる。

2. 人口調査用紙を配布する際に、世帯内に営業経営者の所在が判明すれば、別途に「生産=消費統計」用の調査票が渡される。55年の生産=消費統計は、王国全土にまたがる農業／営業（＝工業）／商業の3大部門における業主層を網羅した直接全数調査を志向したものである。つまり、農業と商工業における経営に関する営業センサスである。ただし、ここで生産=消費というも、論じられているのは専らザクセンでの生産状況とその成果、またその中で自家消費をいかに数量把握するかという問題であり、家計・政府における最終消費支出は出てこない。また、営業という概念がここでは商工業全般ではなく最も狭く工業生産に限定されている。これらを念頭に置き、この55年生産=消費統計調査、とりわけ営業（＝工業）統計調査はどのような性格のものであったかをみってみる。

55年調査のための全12項からなる指令＝「人口調査ならびに生産=消費統計調査に関する指令」が内務省と大臣 v. ボイストの名で55年10月10日に出されている。その前文には、この55年調査は関税同盟での3年おきの定期的人口調査として実施されるのみならず、「・・・また再び関税同盟営業統計の作成に向けての歩みが始まるので、農業と林業、営業と商業の領域における生産と消費に関する申告の収集が（この人口調査と）結びつけられることになる」⁷⁾と表示されている。これは、46年営業調査の後、実施が中断されていた第2回目の関税同盟での営業表作成を視野に入れ、ザクセンではこれに抜本的改革を施した営業調査を遂行するという意気込みの表われである。

既に上で説明したように、関税同盟では1846年営業表の後、52年から第2回目の営業表作成の検討が始まっていた。46年表の経験を踏まえ、その改革を含んだ新たな営業表作成を強く主張したのは他ならぬザクセン、またバーデンであった。53年の第10回関税同盟総会では、営業表作成のための各国代表5名からなる検討委員会が設けられている（ザクセンからは統計局長のワインリヒが参加）。委員会の下で新たな営業表の構想作りがプロイセン代表委員で関税同盟での営業問題に詳しい財務官僚フィーバーンの手に任された。54年8月のミュンヘン勸業博覧会時にこれら委員が参集しフィーバーンの作成した素案の検討を行ない、これをまとめたミュンヘン案が提示される。⁸⁾ これをもとに、それまでの様式を変更した営業表の作成が翌55年12月の人口調査時に実現するかのような気運が生まれている。しかし、改革案を示されたプロイセン統計局（局長ディーテリチ）の反対姿勢には根強いものがあつた。それは、半世紀に及ぶ歴史の実績をもったプロイセン営業表の作成方式に対する変更は認められず、あくまでもプロイセン方式が営業表作成の基礎に置かれるべきとする理由からであった。プロイセン内部において、一方のミュンヘン案を受け入れようとする財務省・商務省、それに反対する他方の統計局とその後盾の内務省、この対立が露になる。プロイセン内部での意見統一が得られない以上、関税同盟営業表の作成は不可能であり、55年営業表作成は見送られることに

なる（第2回目の関税同盟営業表の作成は61年まで待たねばならなかった）。事実はこのように推移することになったが、ザクセン統計局では55年営業調査を目前のものとして捉え、ミュンヘン案とも異なつたまったく新たな方式による、つまり独自の調査書式（用紙）による営業センサスとしてこの55年営業統計の作成を志向し、その構想を練っていたのである。これはプロイセンはもとより、他のドイツ諸邦のはるか先をゆく試みといえるものであった。

3. この55年人口調査、および生産=消費統計調査それぞれに関するエンゲル自身の見解が『統計局雑誌』の55年の第9号（11月29日刊）に載った「人口統計の意義について、とくにザクセン王国における本年の人口調査と生産=消費統計との関連で」⁹⁾において提示されている。上の内務省指令とこのエンゲル論文、および用意された調査書式とそれに添えられた説明文、さらに官庁に対する「全般的指令」、いくつかの添付文書、¹⁰⁾これらによってこの55年調査の特徴をみてみると次のようになる。

まず、エンゲルのこの生産=消費統計調査に寄せる期待は大きい。というのは、人類を扶養するという目的で営まれる労働とその成果の享受、あるいは生産と消費、さらにそれと関連する賃金問題、勤務・労働関係は国民の歴史そのものに深く入り込んでいると考えるからである。ここから、生産と消費に関する調査を通じて獲得される映像は、単に統治する側と統治される側にとっての進むべき道標として役立つのみならず、歴史における記念像ともなる。エンゲルは次のように述べている。¹¹⁾

ザクセンにおいて長い期間に渡り、1855年に対して企画されるように、このような調査がくり返されれば、続くどの調査も以前の調査の価値を高めるといってよい。というのは、一連の比較点が獲得され、それによって文明の進歩あるいは後退が数量と尺度に照らして証明されることが可能になるからである。このために、1855年のザクセン王国における生産と消費の慎重な記録化は50年あるいは100年に渡りわが祖国の文明史にとって最も貴重な記録のひとつになるのは疑いがなく、このことには多言を要しない、・・・従い、質問に正しく回答できる被調査者それぞれが不信、軽薄、あるいは悪意から虚偽回答を行なえば、当人は単に政府を欺瞞するだけでなく、現在と将来の公的福祉をも欺くことになる；記念碑の碑文に関する偽造者となるので、その者はその国民の歴史の偽造者のようにみなされ、そのような者として自らを大きく傷つけることになる。

生産=消費統計は単に経済面の資料としてのみならず、ザクセンの文明化の記録ともなり、その作成に協働することは開化された国民としての榮譽にも連なる。調査実施とそれに対する国民参加の意義をこのように高唱するのがエンゲルである。

こうした理念の下で実施されるこの55年生産=消費統計においては、以下の9様の調査用紙が用意されることになる。12月2日に各世帯に人口調査リストが配布されるに際して、世帯構成員の中に下の9分野に従事する営業経営者のいることが判明した場合、該当する調査用紙が当事者に渡され、その営業経営状態に関する自計式記入の下ですべて翌56年1月10日に回答終了とされている（人口調査リストへの回答は55年12月4日となっており、生産=消費統計調査では1ヶ月以上の余裕が与えられている）。それら調査用紙の末尾には、「示された回答は完全であり、かつ真実に沿ったものであることを証明します」という下で、申告者が自筆署名することになっている。回収された調査用紙は地方当局の点検と必要な場合には修正を受け、1月25日までに郡当局へ、さらに2月1日までにドレスデンの統計局へ返送されるものとしている。

農業に関して

- 1) 農業調査票
- 2) 家畜調査リスト

工業に関して

- 3) 営業調査票
- 4) 製造者調査票
- 5) パン屋・ケーキ屋調査票
- 6) 肉屋調査票
- 7) 印刷業調査票

商業・交易業に関して

- 8) 商業調査票
- 9) 書籍・楽譜・美術品取引商調査票

従い、この生産=消費統計調査は3大部門・9分野（農耕・家畜・工業生産・製造・製パン・製肉・印刷・商業・書籍取引）に及ぶ広範な経営調査となる。農業と工業に調査範囲を限定したベルギーの46年調査の先例を越えることになり、ザクセンにおける基本的な経済活動すべてにまたがった包括的な調査として企画されている。以下、それぞれの調査票にそくしてその調査目的と調査内容をみてみる。まず、農業調査、次いで商業調査の特徴を検討し、問題の大きな営業（=工業）調査については項を改めて取り上げる。¹²⁾

4. これまで、農業部門での調査には、それが「目的のない強制」、「私的関係についての好奇心な探求」とする偏見があった。しかし、農業統計はこの部門での生産と取引についての正確な情報収集と公表を通じ、国民の公的福祉増大に大きな影響力を発揮することができる。農業統計調査はザクセン農業の規模と諸事情についての正確な知識を獲得し、それを通じてそのもたらす食糧の量、農業内部での消費量、他部門に残される量についての報知をまとめる。これはまた課税目的や個人的利益とは決してかかわることのない調査である。また、その報知結果は農業生産者個人にとっても、その合理的経営のための基本帳となる。この資料獲得のために、55年農業調査では、畑・菜園・牧場・牧草地・ブドウ畑・林地の所有者および借地農業者（賃借人）の約23.5万人を対象に、以下の20項目からなる2ページの「農業質問」（Landwirtschaftliche Fragen）とする調査票を配布している（これには「農業質問に対する指示、説明、および設問動機」に関する2ページの文書が別に添えられている）。そこでは、やはり農作物の種類ごとの耕作面積・播種量・収穫量に調査の重点が置かれている。

1. 地所の所有者名（身分・職業・住所）
2. 地所の火災台帳番号とその所有称号（騎士領、農民農地、等々）
3. 所有者自身の自己経営か、賃貸経営か
4. 賃借人の名前と住所
5. 地所総面積
6. 地所に属する庭地面積
7. 地所に属する農地面積
8. 作物別耕地面積（32種）
9. 作物別播種量（8と同じ32種）
10. 作物別収穫量（8と同じ32種）
11. 天候別（好天/悪天）収穫量（22種）
12. 経営内消費量（11と同じ22種）
13. 容量単位当たり重量（11と同じ22種）
14. 収穫干草量
15. 消費干草量
16. 落葉消費量
17. 収穫果実量（4種）
18. （果実栽培地賃貸の場合の）取得賃貸料（17と同じ4種）
19. 収穫ブドウ量
20. 蒸溜・醸造での穀物消費量（5種）

附随して3ページの家畜調査票＝「家畜調査リスト」（Viehzählungsliste）も用意され、馬・牛・羊・豚・山羊・家禽・蜜蜂の7種について、それぞれの所有・飼育数量とさまざまな関連事項が申告される。例えば、馬については、その総数、馬齢別の雄馬・雌馬・子馬数、馬齢別利用目的別数、死亡・退役馬匹数、保険加入状況（加入先・保険額）、これら5項目の質問がある。牛に関しては非常に詳しく、その種類別（6種）に年齢区分・評価価値額を示した数量、その種類別（7種）・産地別（8区分）数量、雄牛・雌牛・子牛の肥育用数量、牛乳利用（搾乳量・ミルク販売量・バター製造量・チーズ製造量、等々）、食肉利用（6種別の販売量・屠畜数・病気のための屠畜数・販売価格・廃棄数）、保険加入の有無・保険会社・保険額、これらが問われている。また羊については、その種類別（4種）・年齢別（3区分）の所有数量とそれらの評価額、品種名・各品種別数量、収穫羊毛量と販売価格、肥育用羊数、販売用羊数（屠畜用・肥育用別数量とそれぞれの販売価格）、自己経営内屠畜数が質問されている。最後の家禽では、鶏・鳩・鴨・鶯鳥の4種につき、それぞれの所有総数・若鳥飼育数・販売数、雌鶏からの年間収穫卵数が問われている。加えて、それら家畜の飼料消費についての設問もあ

る。

ほとんどの農業経営者は農業調査票とこの家畜調査リストの双方への回答記入を課せられることになる。これに対処するためには、かなりの時間と労力を要すると予想される。事実、このような詳細な項目を盛った調査用紙を人口調査用紙と一緒に与えられ、特定期日までの記入終了を求められた農民層には大きな動揺が生じ、これがさらには調査そのものへの反撥となり、回答拒否・不完全回答が頻発し、結果的には55年農業調査不成功という事態を引き起こす。当時のザクセン農民にはこのような経営調査に対する理解は無理であった。後の58年3月には、この農業調査はゆきすぎとして国会の場で統計局の姿勢が公然と批判されることになる。

5. 次に、商業調査をみてみる。個人の利己と享受を契機にして多様に絡み合った有機体が人間社会といえるものであり、それら欲望実現は交換によって達成され、この交換を媒介する商業こそは生産と欲望充足のいずれにとっても不可欠な営為とみなし、経済活動における商業の有意義性を認めるのがエンゲルである。最も重要な交換物の価値と流れを知り、交換の加速と安定を計ることは現代的課題のひとつである。商業統計こそがこのための資料を提供する。商業調査では、商人と仲介委託業務経営者の約3万人を対象に、商人に対しては、「商業質問」(Handelsfragen)として全質問項目18と説明文を容れた4ページからなる調査票が用意されている。これは地位の安定した商人、および植民地商品・食品雑貨、マニユファクチャー商品、小間物、紙と紙商品、薬種・化学製品・染料・国内特産物、これらの販売業務の所有者と管理者、同じく委託業務と運送業務の所有者・管理者によって、遅くとも1856年1月10日までに回答されるものとする。質問項目には、商号とその取得年、所有者名などの基本的属性の後に以下の14項目が設定されている(価値・総額表示の単位はターレル)。

5. 主な取引品目
6. 同時に工場主 工場商人 問屋・仲買人か
7. 食品雑貨の取引量・価値(7品目につき、その小売販売/卸売販売/総量・価値)
8. いわゆるマニユファクチャー商品あるいは繊維商品の取引総額(製造国4区分別の小売販売/卸売販売/総額)、
9. 小間物商品(製造国4区分別の小売販売/卸売販売/総額)
10. 紙と紙商品(製造国4区分別の小売販売/卸売販売/総額)
11. 薬種・化学製品・国内特産物(品目10類別の国内/国外での小売販売/卸売販売/総額)
12. 仲介発送財貨量
13. 12の内のザクセンへの輸入財貨(3輸入先別の鉄道/荷馬車/船舶別利用量と総量)
14. 12の内のザクセンを通過した財貨(4経路別の鉄道/荷馬車/船舶別利用量と総量)
15. 12の内のザクセンからの輸出財貨(3輸出先別の鉄道/荷馬車/船舶別利用量と総量)
16. 委託販売品目記録
17. 人員関係;被雇用者(帳簿掛・出納掛・業務代理人/出張販売人/店員/徒弟/女店員あるいは女販売掛/市場人足・荷造人夫・通常の日雇労働者・運送人、等々、別の人数とそれぞれの内の既婚者数)
18. 支払給与・賃金総額

ザクセンでの商業活動にあつて特徴的な品目、またその販売・流通関係に関する実に詳細な申告を求めている。例えば、上の7にある食品雑貨取引では、砂糖・コーヒー・米・タバコ・巻タバコ・鯨・食用油(オリーブ油)の7品目につき、その小売販売/卸売販売/総計別の取引量とその価値を質問している。質問8・9・10にある製造国4区分とはザクセン王国/関税同盟諸国/オーストリア帝国/外国(イギリスとフランス)別の区分である。質問8から11においては、ザクセン国民の日常消費財貨がほぼ網羅されるほどの詳細な品目枚挙となっている。

12の仲介発送財貨量に関しては、申告者の業務を通じて発送された財貨量(単位、ツェントナー)を問い、さらにその内訳につき下のような3区分を設け、しかも、そのそれぞれにつき輸送手段として、鉄道/荷馬車/船舶別の輸送重量(単位、ツェントナー)を記入させるようになっている。

13. ザクセンへの輸入財貨
関税同盟国家から/オーストリアから/関税同盟外国から
14. ザクセンを通過した財貨
関税同盟国家間/関税同盟国家から同盟外国へ/関税同盟外国から同盟国家へ/関税同盟外国間
15. ザクセンからの輸出財貨
関税同盟国家へ/オーストリアへ/関税同盟外国へ

遠隔地向けの大量販売をこととする大規模取引を担う商店であれば、その業務記録が所定の帳簿の形で作成・保存されたとは考えられ、上のような質問票に回答記入することも可能であったろう。しかし、そうでない中小商人層や零細小売人にとってこのような商業質問は回答不可能なほどの重荷になったのではないかと推測される。

さらに加えて、ザクセンにとって大きな意義をもった約 800 の書籍・美術品・楽譜取引業には質問 14 項目の 4 ページの特別の調査票＝「書籍・美術品・楽譜取引商に対する質問票」(Fragebogen für Buch-, Kunst- und Musikalienhändler) が作成され配布されている。ここでは、業務を販売・問屋取引・委託に分け、販売については上の 3 品目についてその販売額 (仕入問屋の 5 国別)、問屋取引については取扱品目の種類とその額、製造費用 (紙代・印刷費・著作者報酬) と販売額 (5 販路別)、委託販売についてその販売額 (4 委託先地域別) が問われ、そして人員関係として上の商業調査と同様に、被雇用者の地位別人数とその内の既婚者数、支払給与・賃金額、そして最後に他営業との結合の有無が調べられている。

II. 営業 (=工業) 調査

1. 全般的工業調査票

1. さて、問題はこの 55 年調査では狭く工業調査として捉えられた営業調査である。農業や商業とは比較にならないほどの大量の業種と関係し、その調査には大きな困難が立ちはだかる部門である。エンゲルの考えでは、ここでは競争が大きな影響をもつことから、工業統計はまず競争事情を局所／広域／ザクセンの国内・国外それぞれに関して伝えなくてはならない。さらに加えて、工業調査は以下の点に光明を与えるべく実施されねばならない。

1. 独立工場・家内工業・手工業 (ツunft／非ツunft) での工業生産量と就業者数
2. 国民生活の需要に対する各営業の規模と重要度
3. 使用原材料とその価値
4. 労働＝勤務関係。雇用主と被雇用者の数量関係
5. 婦人・児童労働の割合
6. 賃金関係と賃金変動
7. 不況期における営業損失とその回復度
8. 機械力の種類と数量
9. 工業生産物の販路

55 年営業調査においては、被調査者として「すべての工場主、工場商人、家内工業の仲買人・問屋、手工業者、ツunft・非ツunft営業経営者、機械技工」が対象にされ、「経営、営業生産物の生産と販売に関する申告」が課せられている。従い、ここでいう営業とは上述のように、狭く工業生産に限定されている。この点ではベルギーの 46 年調査と同じといえる。そして、工業生産の中でも後述される 4 業種は全般的営業調査とは別扱いにされ、それらには別種の調査用紙が配布されている。

この営業調査票＝「営業質問」(Gewerbliche Fragen) での設問は 9 類からなり、そこには計 44 項目が盛られている。営業経営の商号、業務所有者名、商号取得あるいは開業の時期、業務所在地、等々の基本的属性の後に、経営実態に関する以下の 8 類にまたがる計 38 項目が設定されている (貨幣表示はターレルが単位。類別は原票ではただ横線で分けられているだけであるが、ここでは内容にそくした標題を添えて区分しておく)。

製造業務

7. 主たる製造 (あるいは製造させている) 商品・物件種
8. 1855 年の新規製造品目の販売額
- 8a. 修繕品目の価値額
9. 原材料費
10. その内の外国からの原材料購入額
11. 労賃額

販売業務

12. 公的販売業務の有無
13. その業務で他からの購入産物の有無
14. 購入産物の売上額、ザクセン／関税同盟諸国／オーストリア帝国／外国（イギリス・フランス・スイス）の購入圏4区分

家内工業

15. 関与する買入・取引業務とのかかわり方、見本／（提供される）原材料／前払でもって
16. その工場問屋・仲買業務の所在地
17. 併行した自前勘定用作業の有無

就業者構成

18. （工場問屋業務に対して）仲買人・問屋、等々の雇用の有無
19. その現在人数
20. その居住市町村
21. 被雇用者数
22. その構成と人数
23. 妻・子による営業経営支援の有無

販売状況

24. 当地販売／国内販売
25. 国外販売にも及ぶ場合、ザクセン王国／他の関税同盟諸国／オーストリア帝国／他外国（全体と3小区分）の販売圏4区分での1855年販売額／これまでの最高販売額／その年
26. 1855年の主たる販売品目
27. かかわる国内の大市・市
28. かかわる国外の大市・市
29. 最重要な大市・市
30. 商品のための出張販売の有無、そのための出張販売員数、

競争状況

31. 競争相手、地方／ザクセン／関税同盟／オーストリア帝国／アメリカ／中近東の市場6区分
32. 最も不利な競争相手
33. その理由
34. それに対処する最も有効な手段

休業状況

35. 業務休止期間の有無
36. その月
37. その継続期間
38. 業務活動減少割合、3/4 1/2 1/2以下 全部
39. 業務休止中の労働者の退職の有無
40. 退職中の労働者の事情

生産手段

41. 作業機械力の有無、水力／蒸気力
42. （紡績場に対して）紡錘の数量
43. （梳毛糸商品製造に対して）仕入量
44. （織工と織物商品製造に対して）手織機／力織機／リボン織機の数量

みたように、回答には数量表示でもってするものと、文章回答によるものとの混在した調査票となっている。従い、モノグラフィーの要素が加味された4ページの調査用紙となっている（ただし、この内の1.3ページは指示・説明用に当てられている）。ともあれ、エンゲルの考える先に挙げた営業調査のエッセンスを具体的に表示した実に詳細な設問内容となっている。これが上記の営業経営者の約16万人に配布されている。エンゲルの持論によれば、この調査によって、ザクセンでの営業経営者の競争環境、生産・販売事情、営業内就業者構成、営業沈滞状況、生産手段的側面を知悉できる（すべき）ということになる。調査項目に限ってみれば、模範例としたベルギーの46年営業（工業）調査をはるかに越えた内容となっている。

2. こうした営業調査によって、ザクセン王国での営業活動の完全かつ信頼できる映像を獲得することができ、その発展の基礎と条件、販売を取り巻く困難を知悉し、そのことによって工業にとっての効果的な施策、また公的福祉促進のための有効な手立てを練るための知識を提供することが可能になるとされる。そして、質問は課税や個別干渉には一切関係せず、設問自体も明瞭・簡潔でだれにとっても理解・回答可能であり、営業の併存、その移行と発展（手工業から機械経営へ、家内工業から

独立工場へ)を捉えるための一般的図式に沿ったものであり、個人的利害にはかかわらない社会的なものに限られているとする。このことは上述した55年10月10日の内務省による55年調査に関する王国指令(第7項の「税目的には利用しないことの保証」)でも明示されている。従い、個々の営業経営の財政状態、つまり資本金(自己資本・他人資本)や純利益には触れることはなく、さらに密封形式での調査票返送を望む者にはそれが認められるともされる。

調査項目の設定意義については以下のような説明が添えられている。これは先にみたエンゲルによって工業統計での調査項目とされるべきものが調査票の中で具体化されたものとなっている。

まず、製造業務については、新規製造品の販売価値を修繕品製造価値と分けて把握し、かつその原材料費・労賃からその生産物の価値構成を知り、個々の営業分野の本来的な生産力を測るとされる。

次に、販売業務については、(工場商人や問屋の業務にあつては)自己生産物の販売の他に外国生産物の販売が加わり、その比重も大きくなっているのが現状である。そこで生産の他に販売業務を営んでいる経営体には、自己製造品以外の外国産の販売用購入品の仕入先とその売上額を質問し、国内製品の生産額・販売額との区別を行なおうとしている。

家内工業について。ザクセンではとくに繊維業を中心に広範な拡がりを持ち、国民経済に大きな比重を占めるのが家内工業であり、その実態と経済力を測ることは重要である。これには問屋制下にある家内経営とそれを傘下に収める仲介者・問屋の所在を把握することが必要である。さらに、往々にして営業不振に陥るのが家内工業であるが、それがどの程度のもので、その下で就業者がいかなる窮状に置かれているか、これをも掴む必要があるとされる。この後者の問題は休業状況という下にある類での設問によって汲み上げられることになる。

就業者構成について。ここでは生産活動に必要な2つの力(=労働力としての活きた力と機械力としての死んだ力)の内、前者について調べることで、国民の中の工業帰属人口=工業分野への社会的クラス分けが可能になる。さらに、調査票の地位構成においては、以下の10区分が取られ、しかもそれぞれにおいて総数とその内の作業施設内就業者が分けて表示されている。業主層以外の中間層とさまざまな被雇用者層が区分された項目となっている。

商人としての修養のある者、あるいは会計職員
技術的修養のある職員、および職工長
手工業職人、および補助人
徒弟
工場労働者
婦女子(15歳以上)
荷造人夫、発送掛、および類似作業員
日雇労働者
就学義務のある男児(14歳以下)
就学義務のある女児(14歳以下)

販売状況について。製品販売を工業生産にとっての自然条件・人間労働・物的手段に次ぐ第4の不可欠要素とみるエンゲルは、ザクセンでの生産物の販売額・販路・関係市場を詳細に掴み、販売の方向と規模を知ることが不可欠とする。どのような市場とザクセンは関係し、そこでの力量はどの程度のものか。これは政府にとっても販売強化・促進のためにどこに力を加えるべきかを知るための貴重な報知となる。

競争状況について。エンゲルが重要とみなす競争事情への詳しい質問が盛られている。競争相手に対する有効な手立てを講じるために内外での市場競争の現況を知る必要がある。これは政府にとっては通商政策(契約締結や関税率制定)の基礎資料となり、また営業経営者自身にとっても外国工業のあり方を知る上で不可欠なものとなる。

最後に生産手段について。これは上の生産に必要な2つの力の後者(=死んだ力)についての調査ということになり、工場施設での動力源、紡績工場の紡錘、織物工場の稼働織機(手織機/力織機別、手工業/工場生産別)が調べられることになる。しかし、この側面の質問項目は最も要素的な生産手段に限定され、営業表でのそれと比較しても物的設備調査としては極めて淡泊なものに終わっている。

以上のように、営業経営の生産種、年間販売額・原材料費や支払賃金額、また就業者数・構成、使用生産手段といった経営の内部事情に関する項目を取り入れ、さらに販売環境や競争事情といった外部要素をも加えた包括的な営業調査用紙となっている。これが既存の行政資料や記録によらない、独

立した調査書式として設計されたこと、またプロイセン営業表にみられた手工業／工場生産という二分法ではなく工業生産主体すべてに対し一様な調査書式をもって臨んでいることが重要である。これは直接全数調査としての工業センサスに他ならなく、19世紀50年代半ばにこのような経済統計調査が構想されたことは、ドイツ圏では人口調査でさえ直接調査の実施にほど遠かった時代状況との関連からみて、実に画期的なことといえるものであった。

こうした営業調査は政府・行政当局と営業経営者のためだけに実施されるものではない。直接間接に営業（＝経済）活動の安定と発展という面から国民全体の利益促進に通ずるはずである。エンゲルは最後に次のように述べている。

こうした努力はただ公的福祉の促進を目的にしているだけであり、また公的福祉はあちこちで対立する利害がどのような意義をもつかを正確に知る場合にのみ促進可能となるので、この書式の中に設定された質問に正確に回答することはただ単に政府に対する義務であるのみならず、はるかにより以上に公的福祉に対する義務ともなるのである。これを深く心に留める者は、真実を尊び、設定された質問に対して誠意をもって回答するであろう。しかし、意図的に真実でないことを報告する者は公的福祉に対して罪を犯し、公的福祉との関連で始められる企画に対して罪を犯すことになる。

上で引用した文章と同様、ここでも統計調査が国民の福祉促進に結びつくことを強調している。調査側のいい分としては当然のことではあろうが、しかし、これが被調査者たる営業経営者の耳にどれほどの真実味をもって響いたものか。後の経過からみて、これは統計局とエンゲルの一方的な思い込みに終わったといわざるをえない。

2. 個別営業調査票

だが、この全般的営業調査票によっては営業実態の掴めない業種も出てくる。とくに原材料獲得・加工業（鉱脈・地層採掘、金属・石炭採掘、石・スレート・石灰石採掘、粘土・陶土・砂採取、製錬、レンガ焼）がそうであり、また製粉・パン製造・製肉、ビール醸造・火酒蒸溜・他蒸溜といった業種、薬剤業、さらに左官・大工、煙突掃除・道路舗装業もある。これら個々の営業の個別内容に及ぶ全体的な特殊調査は後日に期すとして、今回の調査では、製造業（これはさらに製粉業・製油業・製材業と皮揉業・火薬製造業の4業種に分けられている）に対しては特別の調査票＝「製造者調査票」（Fragebogen für Müller）、またパン屋、肉屋、そして印刷業、この3業種それぞれにも独自の調査票が用意されている。結局、4つの個別営業に対する調査票が別途に用意されることになる。例えば、製造業の中の製粉工場（Getreidemüllerei）に関する調査票には、こうした特殊営業に関して、「当該営業を生産と消費のあらゆる方向で知悉することができるために、その営業の独自性に深入りしなくてはならない」¹³⁾ という趣旨の下、次の17項目の実に詳細な質問が盛られている。

1. 工場の名称とその火災台帳番号
2. 工場所有者の名称
3. 賃借者の名称（賃借の場合）
4. 工場の所在する町村名
5. 工場に近くにある河川の名前
6. 風車（ドイツ式風車／オランダ式風車）か、舟水車か
7. 所属工場管区
8. 製造方法（通常のドイツ式／アメリカ式／混合方式／あるいは圧縮工場）
9. 稼動礮臼の数量（礮臼6種別の数量・礮臼直径・素材石3区分数量）
10. 異なった水位状態別（高位／中位／低位）での稼動礮臼数量
11. 圧縮機の数量
12. 穀物精製用新設備の所有（持上と移動・冷却・篩・光沢用）
13. 製造目的（すべて自前／顧客／双方用）
14. 製粉・粗礮数量（素材穀物7種別の製粉／粗礮別数量と製粉料金・出荷大市数）
15. 礮割された麦・燕麦の数量
16. 搗碎された黍の数量
17. パン屋・パン販売／粉取引との結びつきの有無

以上のように、製造方法、稼働碾臼の種類・数量、敷設設備、製粉目的、材料別製粉量、パン製造と販売・粉取引との関係、これらについての質問に加え、近くを流れる河川名と共に、異なった水位（高位／中位／低位）の下で稼働する碾臼の数量が問われている。これはザクセンの製粉業において、決して豊富とはいえない同国の河川水量による水力利用がどのような事情にあり、風力・蒸気力との比較でそこから生じる価値はどの程度かを推量するためである。製造業にある亜業種としての搾油業・製材業・火薬製造業それぞれについて、さらにパン屋、肉屋、印刷業に関してもそれに特徴的な業務内容について多様な質問が設定されている。

例えば、手工業生産の典型といえるパン製造業者（白・黒パン製造者、菓子・ケーキ製造者、香料入・胡椒菓子製造者）に対する調査票には次のような15項目の設問がある。

1. 所有者名
2. 当該地所は自己所有か否か、他人所有の場合にはその所有者名、火災台帳番号
3. 銀行保証の有無
4. 保証の現在価値（ターレル）
5. 製造商品の主たる種類
6. 1855年内の製造商品の販売総額、自前用／他人勘定用（賃金目的で）製造の区分
7. 1855年内の消費原材料の量、小麦・ライ麦・大麦・からす麦・玉蜀黍・えんどう豆・馬鈴薯・馬鈴薯粉の8種につき、その穀粒／穀粉別の消費量（シェッフェル）
8. 原材料の外国からの取寄せの有無、ライ麦・小麦・玉蜀黍の3種に関してその外国名
9. 被雇用者数、職工長・熟練補助人・徒弟（男・女）・販売人・賃金労働者（男・女）
10. 支払賃金総額（ターレル）
11. 使用燃料、木材・石炭・コークス・褐炭・泥炭
12. 1855年内の燃料費総額（ターレル）
13. 製粉場との結合の有無
14. 結合ありの場合、パンとの交換の有無
15. 他営業の有無、有の場合にはその業種

このように、製造品目、販売額、原材料・燃料の種類と消費量・費用、就業者数・構成・支払賃金、他営業との関連、これらに渡る多面的な把握が目的とされている。手工業生産といえども、単に営業の所在とその親方／補助人・徒弟の就業者を把握するだけに終わらず、業務内容にも深入りした経営調査として企画されている。ただし、パン製造に特徴的な窯や捏機といった物的生産手段に対する質問は欠けている。

さらに、この55年生産=消費統計調査に併せて、市町村目録、建物統計や移民統計、自治体所有物記録、これらの作成のための資料獲得も試みられている。全国各地の地方自治体を調査対象にした、領域、住居、住民（移出入関係）、自治体そのものが所有する地所・物的生産設備・家畜・営業経営・公的福祉施設（救貧院・病院）、これらについての計18の質問を容れた「質問点」（Fragepunkte）票が配付され、これも生産=消費統計と同様に56年1月10日に回答終了とされている。

Ⅲ. 1855年営業調査の挫折

1. 営業調査の困難

55年生産-消費統計調査の経験を踏まえ、エンゲルは改めて「営業地理と営業統計に対する寄与」¹⁴⁾と題した論文を56-57年にかけての『統計局雑誌』に3回に分けて連載して、営業（=工業）調査に関する自説を敷衍し、その作成にまつわる困難を提示している。

営業統計は高度化した営業活動の包括的報知を提供すべきものであるが、いまだそのような例はどこにも存在していない。個別的にはいくつかの産業分野に関するモノグラフィー的研究（例、パリ商業会議所によるパリの1847/48年工業統計調査）があり、局所的個別調査としてのその意義も否定できないが、営業全般にまたがった全体網羅的な把握とはいえない。現状はそうではあるが、あるべき営業統計は、①産業と産業人口の配置、②産業での生きた労働（就業者）と死んだ労働（機械）の数量、③生産と消費の規模、この3点の解明を課題にする。これを通じ、営業統計は文明化された国民の下にある経済活動・財産・力の具体的映像を示し、国民の就業のあり方に応じて経済的發展段階や

文化段階の違いが出てくることを数量でもって明らかにする。しかし、その作成にはいくつもの解決されるべき難問が立ちはだかっている。

1) まず、営業統計では営業経営の形態や規模（大小）の区分を取り入れることが不可欠になるが、その定義づけと大小区分の境界設定には大きな困難がある。とくに工場経営と手工業との境界が流動的で、両者の区分はあいまいなものにならざるをえない。大規模な商品製造を販売用に営む者を工場主（ファブリカント）、自前で他の小経営者に商品を製造させる、あるいは販売用に大量の商品を購入するものを工場問屋（Fabrikverlager）とし、局所的需要や顧客の直接注文に応じる者を手工業者とみなすのが一般的定義である。しかし実際には、ザクセンでは営業税を基準にして、5ターレル以上の納税者が工場経営者・工場問屋、4ターレル以下の層が手工業者として営業税台帳に登録されている。しかし、これでは実相は掴めず、工場と記載されたものが現実には手工業親方の経営であったり、手工業とされたものが工場問屋経営であったりする。営業税記録からは営業経営の正確な区分（工場工業／手工業）は出てこない。これらをどのように正確に規定してゆくか、これが営業調査の難問となる。確かに、エンゲルの指摘にあるように、工場と手工業、また経営の大小区分の境界基準をどこに置くかはこの後も大きな難問となり、ザクセンのみならず関税同盟や統一後のドイツ帝国における営業統計にあっても、意見統一を得ることの難しい課題となってゆく。

2) 次に、経営内容・販売関係・競争事情に関する報知も営業統計は伝えるべきではあるが、残念などに多くの小経営者（手工業者や家内工業主）はそれらについては無知であり、質問に対し報告すべき材料をもたない。かれらは自分の業務についての正確な帳簿作りや会計（予算や決算）を怠り、ただ一時の幸運や賭けを頼りにして儲けたり、逆に競争や恐慌の波に流され自己破産してゆく。かれらにとくに必要なのは競争の本質と力を知り、その渦中にある自己の経済的立場についての的確な判断をもつことである。国民経済の安定した進展、雇用主と被雇用者との良好な関係の確保、こうしたことのために不可欠の情報を提供するものが営業統計である。しかし、そのためにあるはずの営業統計の意義に対する理解が経営者自身に欠けている。これもまた、エンゲルのいう通り、後の営業調査でも営業経営者自体の無知や不信の壁が立ちはだかる。従い、生産額・販売額、また販路先といった情報が経営調査にとっていかに重要であるにしても、そうした記録はないとして無回答のままで調査票が返ってくる。さらには、記録・資料があったとしても経営の機微に触れるものとして、回答が回避されたり、あるいは正確な申告の獲得が不可能なこともある。こうして、それら経営内容の深部に関する調査項目は初めから除外せざるをえないといった事態が出てくる。

3) 加えて、営業統計に不可欠の産業生産物の正しい分類も営業統計作成の困難のもとになる。これまで諸外国、またザクセンでも多くの産（工）業博覧会が催され、そのつど商品目録・報告が作成されてきた。しかし、分類基準が多様なため、統一的な産業分類というものがいまだ確立していない。こうした中で、エンゲルがより優れた産業分類とみなすものは、以下の11分野（グループ）からなる分類であり、これが営業統計の分野区分の基礎に置かれるべきとする。¹⁵⁾（括弧内の数字は細分野数）。

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| I. 耕地産業・粗生産物獲得 (2) | II. 金属工業 (3) |
| III. 機械製造 (8) | IV. 器具製造 (4) |
| V. 金属商品製造 (7) | VI. 鋳物工業 (7) |
| VII. 化学・薬学製品と消費財製造 (12) | VIII. 繊維工業 (15) |
| IX. 皮革・ゴム・フェルト・毛皮商品製造 (8) | |
| X. 木材・角・鯨骨・象牙・類似商品製造 (12) | |
| XI. 紙・類似資材製造と加工 (8) | |

これは、生産物の同類性を軸にしなが、これに使用原材料と製造過程の類似性を加味した分類基準によっていると思われる。ただし、この分類は商業や運輸部門、サービス部門、さらにその有用性ゆえにエンゲルによって生産的とみなされた精神的就業をも含んだ全営業分類といえるものではなく、後にはIの粗生産部門も除かれるところから、狭義の営業分類、すなわち工業分類というべきものに縮小されている。しかも、そこにはいくつか不明な箇所（例、VII分野では化学製品と粉やパンの日常消費財の製造が並べられたり、XI分野には複写営業が入れられたりしている）が残っている。ともあれ、工場・工場問屋・家内工業・手工業というさまざまな経営形態の下で営まれていた当時の工業部門を網羅した分野区分とみなすことができよう。こうした区分を用い分野・業種間比較を行なうことで、現下のザクセン経済についての貴重な報知が獲得可能となる。例えば、とくに関税同盟加

入以来、経営での新旧の闘いが進んでおり、ツンプト制に制約された小経営が多く残っている業種(例、製粉業・パン製造、衣糧・靴製造、陶器製造)においてさえ、より自由な営業や機械制工場が新たな生産様式として旧来のものを凌駕しつつある。また、「自由営業」として工場制にもツンプト制にも属さない、都市での貧困層や老人によるレース編・刺繍・婦人装身具や人造花製造といった零細な手仕事があるが、実はこれが全体として多くの者にとっての収入源となり、ザクセンにおいてはその国民経済的意義を見落とすことは許されない。こういった点が明らかにされうるとしている。この分類図式にのっとり、ザクセンの各工業分野の地理的配置や時間的進展に関する概要が提示可能になってゆく。

営業の分類問題はその合理的図式をめぐってその後も検討が継続されてゆく。これはまた国際統計会議での審議対象ともなり、さらにドイツ関税同盟統計拡充委員会ではそのための専門委員会も設けられている。前者ではハーグでの第7回国際統計会議(1869年)において工業統計の国際比較基準の立案者に指名され、後者では営業統計部門の取りまとめ役を務め(71年)、いずれの場面でもエンゲルの知識と経験が大きな役割を演ずることになる。

エンゲルが難問として挙げた上の3点いずれもが、その後の営業統計近代化にとって、その合理的解決が不可欠とされる課題となってゆく。55年営業調査を企画・実施する中から、いち早くそれら問題の所在と重要性を看取したのがエンゲルであったが、しかしザクセン時代にはこれらを自ら解決することはできなかった。

2. 調査の挫折

1. 以上のように、営業統計の意義を唱え、作成に当たっての障碍を挙げながら、いずれその克服が可能とみるのがエンゲルである。にもかかわらず、上の第2の問題と関連しながら、調査が経営当事者をその直接の被調査者とするとともに最大の困難が待ち伏せていた。これはまた統計作成の近代化が抱える難問でもある。19世紀50年代には、国家統計の公共性や有用性に関する世論形成はまだできていない。統計調査に対する不信や無知がいまだに邪魔者として立ちはだかり、国民、とくに農民や営業経営者の不理解と抵抗は大きかった。農民にとり詳細な調査事項への回答は過重負担であり、また課税不安からする営業経営者の抵抗は大きく、調査票のほとんどの質問が無回答のままで返ってくることも稀ではなかった。私的利益と公的有用性がそこでは対立し、エンゲル自身も認めるように、「こうした申告の弊用に対するある恐れは、最も豊かで最も公共心のある人々の間でさえ支配している」。¹⁶⁾ エンゲルのいう、「公的福祉のための統計」という理念は題目に終わった。そうした中では、調査がすべての該当者を網羅すること(=完全性)、また申告内容に正確性を期待することは不可能である。人口調査に対する国民の不安とは別種の、またより深刻なこうした営業調査に対する経営者の抵抗と反撥は、後にエンゲルをして窮地に立たせることになる。

先に述べた55年生産=消費統計に戻ると、確かに経営調査としての構想は画期的なものであったが、実行に関しては大きな壁に突き当たる。公的調査が私的利益を侵害するのではないかという恐怖が根強く残る中で、エンゲル自ら、55年調査では、「絶対的完全性の達成されるのはわずかであり、さらに申告の大きな部分では信頼性の名に値するものがわずかであった」¹⁷⁾とその失敗を告白せざるをえない。実は、55年調査の指令には、こうした不安を防止する手立てとして、上述したように「税目的には使用しないことの保証」とする一項が設けられ、そこでは回答が個々の経営の財政状態を論ずるものでは決してないことが明記されていた。¹⁸⁾ すなわち、「政府は本調査に際し、個々人の状態の知識にはまったく関与せず、ただ全生産分野の状態全体の概括にかかわるだけである」とし、当の内務省も個別申告は「決して個々人の課税目的、あるいは個々人に関するいかなる他の行政施策にも利用されない」、「専ら統計局による全体結果の編集のために利用されるべきものである。・・・公表も全地方あるいは全営業分野について与えられた全体結果に関してのみ実施される」とする保証を提示している。そして55年調査に用いられたすべての調査票の冒頭にこの規定が掲示されている。しかしながら、こうした文言だけで被調査者の恐怖や危惧・不安が取り除かれることはありえなかった。55年調査書式に添えられた「注意文書」には、確信できることとして、「公的福祉にとって非常に重要なこの企ての実施を厄介の出でくるものになるとしてだれも妨げはしなく、だれもが誠実な申告と回答を通じてそれを促進することになる。提起された目標がよりよく達成されるほど、ザクセン国民がそのことによって自ら示す証しがより輝かしいものとなる。というのは、関与する住民の協働によってのみ、今回のようなプランを実行に移したいかなる地球上の国もこれまで存在しないからであ

る」とあり、これは上でも紹介した 55 年生産=消費統計の実施とそれへの国民の積極的参加の意義づけと同じ趣旨からのものではあるが、こうした考えは調査者側のあくまでも一方的な希望的観測からのものにすぎなかった。

55 年営業調査の実行に関しては大きな壁が立ちほだかる。結果的には、未回収や不完全回答の調査票が多くあり、回収された調査票だけからは全体数量を掴むことは不可能となる。ここから、例えば、工業での分野ごとの販売総額については、統計局は一方で王国各地の営業税台帳から当該分野の業務総数と納税総額を抑え、他方で調査によって捉えられた部分の営業税 1 ターレル当たりの平均販売額を調べ、それを全体に適用して総販売額を算出するという手段を取らざるをえなかった。また、機械・装置に関しても、その種類や数量の信頼性の判定には、同業組合からの報告や火災保険施設の保持している価値評価記録が利用された、等々。¹⁹⁾ このように、営業センサスとして構想されはしたものの、実際には税記録による一部推算や業務資料による補完を挟まざるをえなかった。結果の加工・公表も製造業とパン製造業に限定され、獲得された資料の全体的な編集・公表までには進みえなかった。これが 55 年生産-消費統計の実際であり、結果的にはセンサスとして成功したとはいえない。営業経営者層に根強く残る経済面への調査に対する恐怖と不信は、国家統計調査へのエンゲルと統計局の意気込みによって払拭されるほどには軽いものではなかった。従い、人口調査では大きな飛躍を示したが、農業と商工業を対象にした経済統計では、その試みは挫折したといわざるをえない。

ザクセン統計史でも、「またとくに農業の生産-消費統計用の調査票は非常に詳細な申告を要求していたので、1855 年 10 月 10 日の該当する調査指令において、調査に際して要請される住居・保険・生産・営業経営と商業経営に関する申告は個々人の課税や個々人にかかわるある別の行政施策には決して利用されないということがはっきりと保証されていたにもかかわらず、全国土と主に農業圏では簡単には排除できない大きな騒ぎが起こった。公衆への多くの質問によるこれまでなかった大きな負担は人口調査の帰結を侵害し、とくに農業が問題となる限り、生産-消費統計の価値を貶めた」²⁰⁾ と総括されている。

2. 55 年生産=消費統計調査にみられた、農業・工業・商業に関する調査構想は経営体の内実に迫る本格的な経営調査を志向したといえるものであった。これが成功していれば、プロイセンや関税同盟のこれまでの営業表段階を克服し、一気に営業センサスのレベルに到達した画期的な調査事例となりえたであろう。エンゲルの考える、ザクセン王国の生産局面の物的人的構造、および経営事情の総体的把握がこれによって果されえたであろう。しかし、19 世紀中葉にかかる調査が、たとえ文明開化度の高いザクセンにおいてといえども、果してそれが実現可能であったろうか。こうした調査は国民の間にどのような反応を引き起こし、その調査票はその回答者である業主層にどのように受け止められたであろうか。これは調査票の内容的豊富さや調査側の意気込みとは別問題である。

この調査はあくまで統計目的用のものであり、課税問題や個人的利害関係には触れないことが明示され、さらに営業 (= 工業) 調査では比較的大きな営業体には密封形式での調査票提出が認められていた。また、調査票記入に際しては、地方行政官庁に対し、官庁自体とその要請を受けて自治体首長、農業協会や営業協会の幹部・委員、手工業者組合 (インヌング)・営業団体幹部が被調査者側への支援を行なうべしとの指令も出されている。しかしながら、被調査者としての農業調査における農民層、また営業調査での工場主・工場問屋・手工業親方層にはこうした調査への回答に対する不信・不理解、逡巡、さらには抵抗・反撥の方がそれへの理解・協力よりも多かったであろう。従って、後に識者によっては、まるで「異端審問的な質問体系」²¹⁾ (inquisitorisches Fragesystem) と評されるこのような詳細な質問に対しては、回答拒否・不完全回答・虚偽申告が頻発したことは想像するに難くはなく、実際にも、信頼でき利用の可能な調査票の返送は少なかった。

この 55 年営業調査の挫折は単にひとつの調査事例が失敗したということに終わらず、エンゲルにとり屈辱的ともいえる出来事を随伴する。すなわち、1858 年 3 月のザクセン国会で統計局とエンゲルに対する批判がくり広げられ、複数の議員によるその批判はエンゲルのとうてい承服しかねるものであり、これがために同年 8 月に統計局長を辞任することになる。²²⁾ この底流にはエンゲルの日頃の政治的見解が危険視されたことがあり、これに 55 年調査、ことに農業経営調査があまりにも細事に深入りすぎた調査であり、これをゆきすぎとみなした議会は統計局の要求した予算増額を極めて少額に抑える。さらに、その中に含まれていたエンゲルの局長職としての給与引き上げ要求を否決するという挙に出た。こうした露骨な批判を前にして、エンゲルが統計局に留まることはできなかった。1858 年 8 月 1 日、エンゲルはザクセン王国統計局を退任することになる。8 年 4 ヶ月の勤務期間であった。

おわりに

55年営業調査は構想としては実に革新的なものであったが、当時のザクセンにはそれを受け入れる基盤がまだできていなかった。人口局面ではセンサス様式の調査が実現したものの、個々の営業経営の内実に入り込んだ経営調査に対する不信と嫌悪には大きいものがあった。とくに農民層のこの調査に対する反撥と抵抗は、調査の合理性や調査者側の熱意によって克服しうるものを越えていた。

では、この55年調査は単なる失敗例としてドイツ社会統計史の片隅に埋もれてしまうものなのか。そうではなく、その55年調査構想を社会統計の形成史の中に正当に位置づける必要があると思われる。

55年調査はベルギーでの46年営業調査を模倣したものではあったが、その内容と規模ではそれを凌駕した、従ってまたドイツ圏で最初の本来的な営業経営調査として構想されている。これまでのドイツにおける営業調査としては1819年以降のプロイセン王国での、また46年の関税同盟での営業調査があり、その結果が営業表としてまとめられていた。こうした営業表とは本質的に異なった、その段階を大きく越えたものが55年調査であるといえる。営業表は自由主義的経済政策の下で、経営体の内部事情に立ち入ることを避け、主に営業税記録から獲得できるその外面的事項についての数量表示を目的に作成されてきた。しかも、同じ工業生産の担い手である手工業と工場を二分し（＝プロイセン方式）、前者には就業者統計、後者には物的設備統計という異質な性格をもたせた図式を基本枠としてきた。そこには経営体の人的物的構成、製造関係、経営環境（販売・競争）、資本・賃金、等々に関する項目の整合的表示は初めから欠落していた。営業経営体に対する統一的な構造的把握は営業表からは不可能であった。こうしたプロイセンと関税同盟において作成されてきた営業統計は、その資料源と作成図式（二分法による職業統計と経営統計の混在）に大きな欠陥を抱え、既述のように、例えば、ワインリヒなどによっては、その枠組みの貧弱さが批判されていた。当然のことにエンゲルも同じ考えであった。

こうした旧来の営業調査に抜本的改革を施そうとしたのがこの55年調査といえる。第2回目の関税同盟営業表作成の機会を捉えて、他の諸邦に先駆けて本来の営業経営調査を実施するという意気込みの下で企画されたものであった。しかも、商工業のみならず、これまで国家統計の進入を阻んできた農業経営部面にまで調査網を拡げようとした。上でみたように、それぞれの調査書式には当時の農業経営・工業生産・商業取引の実態を網羅的に捕捉しうる調査項目が盛られていた。

従って、ドイツにおける営業統計の展開過程にあつていつかは克服されねばならない営業表段階の統計調査に対し、その作成方式を決然と拒絶しその代替案を提示したものが55年調査であった、このようにドイツ社会統計史の中に位置づけることができよう。実査では調査忌避や不完全回答に出会い調査そのものは挫折したが、近代的レベルでの営業調査とはかくあるべきものとしての模範例を提示している。これをドイツ社会統計において提示された営業センサスの最初の構想であり、その後の近代的レベルでの営業統計作成の始点であったとみなすことができるのである。

その後、この苦い挫折経験をもとにしながらも、エンゲルは営業センサスの実現に向けて弛むことのない努力を継続する。すなわち、プロイセン統計局での61年営業調査の企画、70-71年の関税同盟統計拡充委員会での営業統計部門の責任者として来るべき営業調査の構想作成とそこでの72年営業調査の具体的プラン作り、そして75年の人口調査時に併せたドイツ帝国営業調査の実施である。この75年営業調査はドイツで最初の営業センサスとして語られることもあるが、しかし人口センサスとの同時併行であったために、内容的に萎縮した調査に終わり営業センサスとはいえない。その7年後に独立のセンサスとして実施された1882年6月のドイツ帝国職業=営業調査をもって、本来の営業調査が成立したとみることができる。しかし、これはちょうどエンゲルのプロイセン統計局からの退職の年でもあり、この調査に当人が直接かかわることはなかった。しかし、その調査様式と質問内容にはエンゲルはこれまで主張し続けてきた営業経営調査のエッセンスが汲み上げられている。人口総体という表層から社会経済の基底部に統計の網が届いたこの82年調査の実施をもって、ドイツ社会統計が他のヨーロッパ諸国の統計を凌駕し、世界最高レベルでの統計作成に成功した証左とみることができる。そして、この営業センサス実現までの長い道程の起点として位置づけられるのが、他ならぬ55年のザクセン王国営業調査であったといえるのである。

注

- 1) この1852年人口調査については、拙著『近代ドイツ国家形成と社会統計』京都大学学術出版会、2014年、第6章、を参照のこと。
- 2) J. Fallati, Die Einrichtung der belgischen Volkszählung vom 15. Oct, 1846 und der mit ihr verbundenen landwirtschaftlich-und gewerblich-statistischen Aufnahme, *Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft*, Bd. 4, 1847, SS. 421-26.
- 3) J. Fallati, Die Einrichtung der belgischen Volkszählung, *a. a. O.*, SS. 437-39.
- 4) これはザクセン王国における統計協会から国家統計局への改編についての草案を記した1848年1月28日のワインリヒの「覚書」(Promemoria)にあるプロイセン営業表に対する批判的コメントである。*Das Statistische Bureau für das Königreich Sachsen in den ersten fünfzig Jahren seines Bestehens*, hrsg. von der Direction des Statistischen Bureaus, Leipzig, 1881, S. 28.
- 5) E. Engel, Die Reform der Gewerbestatistik, *Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus*, Jg. 11, 1871, S. 392.
- 6) H. Westergaard, *Contributions to the History of Statistics*, London, 1932, pp. 194-96, 森谷喜一郎訳『統計学史』栗田書店、1943年、245-47ページ。
- 7) Verordnung, die Zählung der Bevölkerung und Aufnahme einer Productions= und Consumtionsstatistik betreffend, *Gesetze- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen vom Jahre 1855*, 1856, SS. 622-27. また、55年営業調査に関するエンゲル自身の解説と営業統計に対するその見解が、E. Engel, Ueber die Bedeutung der Bevölkerungs=Statistik mit besonderer Beziehung auf die diesjährige Volkszählung und Productions= und Consumtions=Statistik im Königreiche Sachsen, *Zeitschrift des Statistischen Bureaus des Königlich Sächsischen Ministeriums des Innern*, Jg. 1, 1855, SS. 152-58, に提示されている。
- 8) このミュンヘン案については、拙著『ドイツ社会統計形成史研究』京都大学大学院人間・環境学研究所 社会統計学研究室、2006年、第7章、を参照のこと。
- 9) E. Engel, Ueber die Bedeutung der Bevölkerungs=Statistik, *a. a. O.*, SS. 152-58.
- 10) 上のエンゲル論文と上記内務省指令、それぞれの調査書式、官庁に対する全般的指令、およびワインリヒとエンゲルの連名の下で統計局から地方当局へ出された4文書、これら一式が、Vollständige Sammlung aller der bei der Volkszählung und Productions- und Consumtions-Statistik des Königreichs Sachsen in Jahre 1855 zur Anwendung gekommenen Listen, Fragebogen und sonstigen Schriftstücke, Dresden, 1855, としてまとめられている。しかし、書籍の形を取っていない、通しページ数も打たれていない。55年調査の資料として少数部作成され、関係筋へ配布されたものと推察される。
- 11) E. Engel, Ueber die Bedeutung der Bevölkerungs=Statistik, *a. a. O.*, S. 153.
- 12) 以下のそれぞれの調査内容の説明は、上の資料集 (Vollständige Sammlung) に所収の調査書式にもとづく。
- 13) E. Engel, Ueber die Bedeutung der Bevölkerungs=Statistik, *a. a. O.*, S. 156.
- 14) E. Engel, Beiträge zur Gewerbegeographie und Gewerbestatistik, I, *Ztsch. d. St. Bür. d. Königl. Säch. Min. d. Inn.*, Jg. 2, 1856, SS. 41-60, II, III, Jg. 3, 1857, SS. 25-44, SS. 45-68.
- 15) E. Engel, Beiträge zur Gewerbegeographie und Gewerbestatistik, I, *a. a. O.*, SS. 44-45.
- 16) E. Engel, Beiträge zur Gewerbegeographie und Gewerbestatistik, II, *a. a. O.*, S. 30.
- 17) E. Engel, Beiträge zur Gewerbegeographie und Gewerbestatistik, II, *a. a. O.*, S. 31.
- 18) Verordnung, die Zählung der Bevölkerung und Aufnahme einer Productions= und Consumtionsstatistik betreffend, *a. a. O.*, S. 625.
- 19) E. Engel, Beiträge zur Gewerbegeographie und Gewerbestatistik, II, *a. a. O.*, SS. 31-37.
- 20) *Das Statistische Bureau*, S. 36.
- 21) これは後にエンゲルのプロイセン統計局長就任に当たっての推薦者ともなったハンセンによる評価である。F-W. Schaer, Die Mitwirkung der nationalökonomischen Disziplin bei der Neuorganisation des Preussischen Statistischen Büros im Jahre 1860, *Beihefte zur Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 56, 1969, S. 236.
- 22) これについては、拙稿「エンゲルのザクセン王国統計局長就任に当たっての推薦者ともなったハンセンによる評価である。F-W. Schaer, Die Mitwirkung der nationalökonomischen Disziplin bei der Neuorganisation des Preussischen Statistischen Büros im Jahre 1860, *Beihefte zur Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 56, 1969, S. 236.」『オケージョナル・ペーパー』(法政大学・日本統計研究所)、第32号、2012年4月、「1855年ザクセン王国営業調査について」『オケージョナル・ペーパー』(法政大学・日本統計研究所)、第39号、2013年7月、注1にある前掲拙著、第6章、太田和宏「ザクセン統計局時代のエンゲル(3)」『経済論集』(北海学園大学)、第61巻第1号、2013年6月、を参照。

第5章 1861年プロイセン王国営業調査の構想

—エンゲル試案をめぐる—

はじめに

第3章でみたように、関税同盟における第2回目の営業表が1861年末に作成されている。それまでには、54年のミュンヘン案の提示などにみられたように、営業表改革を目指したいくつかの試みがあった。しかし、結局はプロイセン方式を下敷きにした表作成に留まらざるをえなかった。

この61年12月の定期調査を前にした61年春に、プロイセン王国における人口調査と営業調査に関する大胆な改革案が1年前に統計局長に就任したエンゲルの手によって提示されている。案自体にはこれまでのプロイセン統計の前近代性を払拭し、センサス様式の直接調査を前面に押し出し、営業統計を抜本的に改革するための画期的契機が含まれていた。しかし、これもまたザクセンの場合と同様に、関係筋の賛同を得ることができず、構想止まりに終わっている。

1858年8月にザクセン王国統計局を辞任したエンゲルではあるが、2年後の1860年4月にプロイセン統計局長に就任する。以降、82年までの22年間の在職期間を通じて、統計局の活動を主導し、それをドイツはおろか、ヨーロッパでも屈指の調査機関に仕上げている。このエンゲルの統轄するプロイセン統計局に先導されながらドイツの各領邦国家における統計作成体制の整備拡充が進み、また関税同盟全体での統一的統計作成への途が開かれる。さらにドイツ統一後の80年代には「ドイツ社会統計」ともよばれる社会経済と国民生活に関する内容豊かな資料の獲得・整理・公表システムが構築される。それを主導する中においてプロイセン統計局でのエンゲルの活動は実に精力的、かつ多面的である。まずは人口調査において、旧来の住民目録や家屋リストに依拠した表式集計方式を拒絶し、抜本的改革案として世帯個票による直接全数調査方式を提起し、それを60年代前半のプロイセン人口調査で実現させている。それに附随して、難関の営業統計の改革をも一気に推進しようとする。これはそれ以前のザクセン統計局時代に、結果的には挫折したセンサス様式での営業調査をプロイセン、さらには関税同盟全体で実施・成功させようとするものである。営業統計は当時の経済統計を代表するものであり、その中に人口統計調査を越えた困難を理論と実務の両面に抱える統計であった。従い、営業調査をセンサスとして実現させることは社会統計の展開にとっての画期的事例ともいえるものであり、近代的レベルでの経済統計確立のメルクマールとも目される。しかし、60年代初頭に、それがエンゲルの構想通りに実現しえたか。エンゲルの考えるほどには、そうした経済統計調査を受け入れる現実的条件は整ってはいなかった。

ザクセンとは国家規模や国状において大きく異なったプロイセンを舞台にして、その人口と営業の両面に対する統計調査においてエンゲルの構想した統計近代化の方向とはいかなるものであったのか。本章ではこの社会経済統計の近代化において示されたエンゲルの営業調査に関する改革試案を検討し、結果的には構想倒れに終わりながらも、それが後に関税同盟全体での営業表改革と営業センサスへの展望を切り開く出発点となった、こうした営業統計改革の重大な契機になったことを明らかにする。

I. プロイセン王国統計局とエンゲル

1. 統計局長就任

1805年に創設されたプロイセン統計局はドイツ圏では最初の国家統計中央部署である。ホフマン、ディーテリチに主導されてきた統計局は第3代目の局長にザクセンからエンゲルを招聘している。実は、これ以前の54年にも一度エンゲルのプロイセン統計局への招致の話があった。54年5月に統計局の古参専門委員（地図担当）エンゲルハルトが死去し、6月に内務省筋からその空いたポストにエンゲルを就けてはどうかという打診があった。しかし、ディーテリチは被推薦者の個性に問題があるとしてそれを拒否し、その話は流れている。¹⁾ 1844年から59年まで統計局長を務めたディーテリチの死を受けて、その後の統計局のあり方に関してプロイセン内務省は新たな方向を模索することになる。時の内務大臣シュヴェリンの諮問を受けて、局長人事でエンゲルを推薦したのは当時ゲッチンゲ

ン大学教授の G. ハンセンであり、それによってエンゲルのプロイセン統計局入りが実現する。ザクセン王国統計局での実績が評価されてのことである。

確かに、プロイセン統計局は成立時期では他領邦のそれに先んじていたが、その活動面からすると、決して模範例を示してきたわけではなかった。統計局が 1810 年代から定期的に作成してきた国家統計表も硬直した図式体系を遵守するあまり、現実に進展しつつある社会変化と経済発展を的確に映し出す枠組みを備えたものとはいえなかった。また、統計局の姿勢も体制擁護的であり、経済発展から引き出されてくる社会矛盾からは眼を逸らしているとする批判も出てくる。19 世紀中葉のプロイセン統計は明らかに沈滞していた。三月革命の社会動乱を経て、各国は国家統計中央部署を設立し、社会経済の動向を統計の網の眼でもって捕捉する必要を感じ取る。50 年以降、多くの中小領邦国家にも統計局が開設されてゆく。そうした中で、プロイセンの統計も改革を迫られる。この改革の担い手として期待されたのがエンゲルであった。²⁾

統計局長としてエンゲルが早々に取り組んだ改革は次の 4 点である。そのいずれもがザクセン時代の実績の継承であり、また取り残した宿題に対する解決の試みである。³⁾

1) 統計中央委員会の設立。エンゲルの提案にもとづき、「プロイセン統計中央委員会」(=「プロイセン国家統計の全般的目的のための恒常的委員会」)が設けられることになる。その課題は国家の立法や行財政、また国民生活や科学にとって必要な統計の獲得・利用・公開に関して合目的々な様式を提示することであり、それぞれの官庁で収集される多岐多様な統計資料に全体的視野から統一的プランと体系性を与え、社会経済と国民生活に関する活きた全体像を提供できるシステムを構築することである。従い、統計中央委員会は統計局と行政当局との間に有機的関連を保つための合議機関であり、後者の統計部署に合理的指針を与える最高の諮問機関となるべきものであった。⁴⁾60 年 11 月に、内務省の國務次官補ズルツァーを議長にして委員会が招集される。そこには、統計局からエンゲルとハンセン(60 年からベルリン大学教授)、ならびに行財政官庁それぞれからひとりの代表が委員として参加している。その中で、提起された統計問題に関しての専門的な諮問を行ない、統計局と行政当局分野との協働を実現させることに寄与する、委員会自体はとくに内務省と連携を保ち、委員長の指名は内務大臣による、その決議は内務大臣の承認を受ける、これらの点が確認されている。翌 61 年 4 月から委員会は実際の活動を始めている。ベルギーでの先例にみない、エンゲルが統計の近代化にとって必須とみなしていた統計中央委員会の設置がプロイセンにおいて実現している。この委員会は、その初期活動として 64 年までに、人口調査、統計ゼミナール、地方統計、移民統計、第 5 回国際統計会議、等々に関するいくつかの審議と諮問を継続している(その後、委員会の開催は 5 年間の中断を挟み 70 年に再開となる)。

さらに、統計中央委員会の下で、地方統計の組織化が計られている。すなわち、プロイセンの州・県・郡・都市それぞれに統計担当部署が設置され、委員会指令にもとづいた資料作成と報告のためのルールが敷かれる。そして、とくに県庁の下での統計の同一作成様式のための命題が提示され、統計専門官による収集・点検・整理・公表の手順が定められている。こうして、県の市町村目録や地誌、継続的報告、個別重要統計、郡統計、局所的地域統計がまとめられてゆくことが可能となる。

2) 統計局の作業人力(=職員)と予算の増加。統計局を内務省内に編入する案も浮上したが、これは採用されなかった。しかし、内務省の関連機関として、統計局との関係は他のどこよりも緊密なものとなる。そうした中で、作業人力に関して若干の補強が行なわれている。すなわち、局長エンゲルの他に、2 名の局委員・科学的顧問役、他の 5 名の局委員、そして 3 名の新たな補助研究員、1 名の計算・事務作業の臨時雇人である。予算面では、エンゲル就任以前の 1859 年度には局経費 15,810 ターレル、他に気象観測用経費 3,800 ターレルの計 19,610 ターレルであったものが、63 年には局経費 19,210 ターレル(内、13,140 ターレルが給与分。従い、物的経費としては全体の 32%の 6,070 ターレル)、これに気象観測用 4,000 ターレルを合わせて、総額 23,210 ターレルへと増額されている。

3) 統計局公刊物の拡充。次に、統計局による資料収集活動の成果を可能な限り広範に公開することがある。統計局の公刊物の刊行に当たり、「公開性が統計にとってそれを実りあるものにし、誤りを正す要素となるからである」⁵⁾として、帰結の表示についてのザクセン時代からの自説を敷衍するのがエンゲルである。このためにまず、『プロイセン王国統計局雑誌』が 1860 年 10 月から発刊されることになる。48 年来のディーテリチの編纂による『ベルリン統計局報知』(最終号は 60 年の第 13 号)を受け継いだ形で、これが統計局の機関誌となる。統計は現在の状態を正確に叙述するものであり、それが有用性を保つためには、調査結果をすみやかに公開し公衆の批判に委ねられること、また現在にあって関心の的になっている「国家経済学的ならびに統計学的内容をもった論文」を収録する

こと、この要請を満たす必要から出てきたものである。続いて61年7月から、プロイセン国土に関する官庁資料集として『プロイセン統計』が刊行される。これは、エンゲル以前には『プロイセン国家の統計表』、さらには『プロイセン国家の統計表と官庁報告』として3年おきに公表されてきた国家統計の原資料集であり、これを『統計局雑誌』の補充分冊として出すことである(従い、不定期刊行となり、エンゲル在職中には62号を数える)。さらに、62年5月からは『プロイセン国家官庁統計年鑑』を出し、それを通じ地誌・国家官庁と領域区分・居住地・人口(静態と動態)・土地所有といった体系的順序に沿って国土状況を簡単に概括できる統計の公開に進んでいる(エンゲル在職中には62-76年に渡り4巻が刊行される)。こうして、ザクセン時代にすでに実践済みではあったが、改めてプロイセンにおいては原資料・年鑑・雑誌の3本立ての公表体制を早急に実現させることになる。これらより時期的にはかなり遅れるが、75年からは『統計通信』を刊行し、さまざまな調査結果を新聞報道に適した形で提示し、また統計局に届いた全国各地からの資料や統計的文献を紹介することになった。

4) 統計学ゼミナールの開講。エンゲルの就任に当たり、これまでの慣行であったベルリン大学教授と統計局長の兼職制が廃止された。そうした中で、エンゲルが必要とみなしたものは、統計局内部にアカデミーに相当する独自の修養機関を設置し、統計的素養をもった国家官僚を系統的かつ組織的に育成することである。この目的の下に、62年1月に統計局における「官庁統計における修養のための理論的-実践的課程」(いわゆる「統計学ゼミナール」)が設置される。⁶⁾ その夏から開講されたこのゼミナールには若き行政官吏や学識者が集まり、その中から後にドイツ各地の大学で経済学や統計学の教授を務めることになる人材が多く輩出してゆく。統計学ゼミナールはドイツにおける社会科学の実証研究、あるいは経験的社会研究の揺籃の地となり、その後の各地の大学での経済学や統計学のゼミナール設立の模範としてみなされることになる。

2. 統計網の拡大

中央委員会設立を初めとするいくつかの重要局面での改革作業からエンゲルのプロイセン統計局時代が開始され、それが82年の引退まで22年間に及ぶことになる。この間、ドイツ統一という歴史的出来事を挟みつつ、プロイセン統計を中軸にして、かつそのこれまでの欠陥を克服する中から、また関税同盟統計の抜本的見直しを通して、やがてドイツ全体の統一的な行政統計体制が形成されてゆく。エンゲルに意識にあったことは、プロイセン、またドイツ全体における政治的経済的立ち遅れであり、それに制約された社会統計の前近代性である。イギリス、フランス、そしてとくにベルギーの統計との落差は歴然としており、統一的国民国家形成の遅れはそのまま統計作成の停滞を伴っていた。19世紀中頃に至っても、全ドイツの正確な人口総数が不明という状態であった。加えて、プロイセンの場合、中央の各行政官庁が地方当局を介して収集・備蓄する膨大な記録・報告は擬似統計ともいべき数量表示(=プロイセン国家統計表)を可能にし、ここから活きた社会的現実の捕捉を目的にした直接的な統計調査の開始が遅れるという転倒した事態も現われてくる。エンゲルのプロイセン統計局入局後の最初の仕事は、官庁文書に依拠したそうした旧態依然の統計作成を根底から改革することであり、さらにはこれまで見落とされてきた国民生活の底辺にまで統計の網を拡げることであった。

設立された統計中央委員会の審議と了解を受けることで、プロイセン人口調査の抜本的改革、すなわち全土にまたがるセンサス様式の調査への展望が開けてゆく。委員会はその活動当初の61年5月前半に人口調査の方法を集中的に検討し、さし迫った同年12月の調査に際して、後述するエンゲルの素案にもとづいてその基本命題と調査・収集・点検・整理方式を検討している。それは、これまでの家屋目録方式に替えて、すでにエンゲルがザクセン時代に採用した直接調査方式、すなわち世帯個票によるセンサス様式を採用し、中央で集約・整理作業を集中的に実施することである。しかし、後述するように、この様式の1861年調査での全面的採用は見送られた。ただ、ベルリンを初めとする一部都市やいくつかの郡に導入されることによって、センサス実現への橋頭堡の役割を果たすことができた。そして、1864年にプロイセン全土に渡りセンサス様式の人口調査が実現している。これは、人口調査を単に国民の数量確認に終わらせず、住民個々人の身体・精神・道徳・社会経済的属性の把握に拡張し、それらを組み合わせることで複合的な国民成層構造を立体的に描き出そうとするものであり、エンゲルのザクセン時代からもともと意図してきたこと、すなわち人口調査をして包括的な「国民記述」(Volksbeschreibung)のレベルに引き上げることであった。これをプロイセン人口調査にお

いて実施したのである。プロイセン全土にまたがるセンサス様式での人口調査の実現は、他のドイツ諸邦における人口調査改革を誘引する。

エンゲルの統計局長在任の後半8年間と重なる1874-84年の11年間に渡って、プロイセンの統計および資料の作成作業は以下のような分野に及んでいる。⁷⁾ その大部分は当人の指導下にあったとみなしうる。

A. 統計局で集中化される統計作成

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1. 人口調査 | |
| 2. 出生・婚姻・死亡を通じた人口変動統計 | |
| 3. 医療統計 | 4. 災害・自殺統計 |
| 5. 国籍取得・喪失統計 | 6. 土地所有・建物統計 |
| 7. 火災統計 | 8. 土地利用・収穫統計 |
| 9. 家畜調査 | 10. 狩猟統計 |
| 11. 職業調査 | 12. 営業統計 |
| 13. 蒸気罐・蒸気機関統計 | 14. 鉄道統計 |
| 15. 船舶交易統計 | 16. 教育統計 |
| 17. 刑事訴訟統計 | 18. 救貧統計 |

B. 官庁概括にもとづく作業分野

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 地誌(含、市町村目録) | 2. 自治体財政統計 |
| 3. 市場価格概括 | 4. 貯蓄金庫統計 |
| 5. 宗教・教会統計 | 6. 若年層保護制度の表示 |
| 7. 歴表資料編纂 | |

C. その他の資料作成(一時的/継続的)

- | | |
|------------|------------|
| 1. 保険制度 | 2. 商業会議所報告 |
| 3. 労働者福祉制度 | 4. 営業補助金庫 |
| 5. 株式会社 | 6. 気象観測 |

これらには、エンゲル以前から統計局が継続して収集整理してきたものがあり、これまでのように業務記録の事後的編纂によるものも多い。こうしたものの中には、例えば、営業統計にある鉱山監督局の業務記録から作成される採鉱・製錬・製塩統計や税務記録からのビール・火酒・甜菜糖製造統計、蒸気罐監督官報告による蒸気機関統計、また鉄道管理局からの鉄道運輸統計といったものがある。エンゲルの考えでは、それらが正確な数値資料であり、今日的表現でいう第2義統計としてその意義を十分に認めうる。しかし、そうした中でも可能な限り調査用紙を用いた方式を導入し、統計の内容的質を高めるというのが当人の意図するところであった。その一例を挙げれば、上のAにある災害・自殺統計の作成は68年10月から始まったものであるが、これは採鉱・製錬・製塩場、運輸関係、一般市民、軍人の4分野ごとの死亡・災害事例が関連行政官庁によって特定の調査用紙に記入され、それが統計局によって集中して編纂される、こうした方法によるものである。このように、統計作成用の書式を予め用意し、関連省庁・機関・団体から返ってきたその記入内容を統計局において集中的に編集・整理する様式が採用されてゆく。エンゲル時代にこうした「調査紙方法」(Zählkartenmethode)が大幅に採用されたとされる。⁸⁾ それはA分野に属する統計の多さに反映されている。また、なによりも人口調査において、これまでの市町村当局の作成するリスト集計に替えて、世帯番号をもった個別調査用紙の採用とその集中加工へと調査様式の根本的転換を計ることになる。この中で、人口総数の正確な把握は当然のことにして、さらにこの調査によって国民の地位別構成や職業分布の具体的描写を意図し、加えて人口調査用紙に営業調査用紙を添え、営業体の経営内容を悉皆捕捉するという目的をもった営業センサスまでも志向している。これらは後に説明される通りである。

また、プロイセン統計を改革する上での追風もあった。それには、①66年の対オーストリア戦争の勝利を受けたいくつかの領邦のプロイセン併合に伴う業務拡大と職員増加、②国際的レベルでの統計への関心の高揚。すなわち1860年のロンドンでの第4回国際統計会議における国際比較を可能にする統計作成のための決議、またさらに次回の63年第5回国際統計会議のベルリンでの開催、③70-71年の関税同盟統計拡充委員会の審議の中で明示されたドイツ全域にまたがる統計統一化への合意形成、④ドイツ帝国形成に伴う72年のライヒ統計庁の設立ならびにそれとの連帯、こうしたことが考えられる。とくに後の2点は、プロイセンのみならず全ドイツ的規模での統計改革にとっての契機になったともいえる。71年にドイツ帝国の形成があったが、それ以前の70年1月からドイツ統

一を見越して来るべきライヒ全体の統計作成を審議すべく関税同盟統計拡充委員会がベルリンで開催されている（至、71年8月）。それにエンゲルはプロイセン代表のひとりとして参加し、あるべきドイツの社会経済統計の青写真を練り上げるのに貢献した。最初から最後まで委員会の中心的構成員であり、とくに営業統計の部門責任者として、予定された72年ドイツ帝国営業統計のプラン作りに尽力した。72年調査は中止されたが、このプランは後に75年の帝国営業調査、82年の営業=職業調査に活かされることになる。72年7月のライヒ統計庁創設に関しても、エンゲルの推薦によりオルデンブルク公国統計局のK.ベッカーがその初代長官に就くことになった。帝国形成後、74年からのライヒと領邦国家の統計中央部署幹部との会議にも積極的に参加している。

II. 人口調査改革

1. プロイセン統計批判

局長就任後1年して、エンゲルは「人口調査の方法、とくにプロイセン諸国家で適用されているものを考慮して」⁹⁾と題する長大な論文を著わし、これまでのプロイセン国家統計に対する批判を通じ、社会統計のあり方と調査様式に根本的改革を施そうとする。これは上記の統計中央委員会の場で、さし迫った年末の人口調査様式をめぐる審議に改革素案として提出されたものである。同年12月3日はプロイセン（そして関税同盟）における3年おきの定期的統計調査時に当たっており、この機会にまずは人口調査から統計改革を進めることが必要である、こうしたエンゲルの強い意気込みが読み取れる提案である。この中で、エンゲルは以下の点を改革の焦点に据えている。

1) 旧来のプロイセン国家統計の性格を解明し、それが統計表として十全に機能しえないとし、現実の社会経済と国民生活に密着した統計表体系を提示することである。1810年来のホフマンの統計表に依拠したプロイセン国家統計表を、それが体系的グループ分けに依拠したものというよりは、「さまざまな統計報告の集合体 (Conglomerat)」であり、「異質なものを並べ、関連するものを相互に分断している；一面ではこの統計表には反復が含まれており、他面では非常に重要な対象を省略することでその価値を減らしている」とし、「統計表では多くのことが非科学的である」¹⁰⁾と論断する。それに替えて、人口/建物/農業/商工業の領域ごとに複数の統計表を含んだ統計表体系が構成されるべきとする。

2) 次の問題は関税同盟人口統計である。34年12月から3年おきに関税同盟圏で人口調査が実施されることになった。しかし、ここでいう人口調査とは、あくまで関税収益配分の基準としての人口の頭数=関税決算人口を捉えることであり、用意された調査書式では、国民を市民身分/軍人身分に分け、その性別と14以下/15以上の年齢別の数量が把握されるだけであった。¹¹⁾そこには、エンゲルのいう国民記述という性格を初めから欠けていた。しかも、現住人口把握を趣旨としながら、直接調査によって人口数を把握するのではなく、多くの国家では既存の住民記録を利用した机上計算で調査書式の欄を埋めるというのが実情であった。60年代に入るまで現住人口把握のための統一的人口調査は実現していない。

3) さらに、関税同盟営業表への批判がある。関税同盟ではプロイセン営業表に準拠した形での営業調査を46年に実施している。その作成方式をめぐる議論の中で、19年以來の営業表の実績をもつと自負するプロイセン統計局の主張が通り、その特徴である手工業者表と工場表の二分法にもとづいた営業表が作成されることになった。しかしながら、直接調査によって営業事情を掴むことなど不可能であり、また営業表そのものの作成手順に統一性が確保されたわけでもない。「もともと、営業調査がどのようにして成立するかについてはだれも正しい知識をもっていなかった。というのは、その方法についてまったく何も指示されないし、また確定されていないためである」。¹²⁾人口調査と同様、多くの国では主に既存の税務記録などによって所定の書式欄に数量を転記することで営業表の作成を済ませている。

4) 総じて、こうした関税同盟の統計が真の意味で統計の発展に寄与してきたかははなはだ疑問とされる。関税同盟はいままで全体としても、またあるなんらかの方向においても統計の形成に影響を与えることはなかったとし、その原因ともなっていた関税収益の配分基準を住民の頭数に置くという財政的要請による人口調査様式は放棄される必要があるとみる。あくまでも、正確で包括的な国民記述を志向し行政と学問の双方に効用をもたらすこと、これがあるべき人口調査の目的とされなくてはならない。こうした人口調査の方法を定め、かつ実施する責任はドイツの国家それぞれにある。しか

し、これまで、ドイツではびこっている「嘆かわしい分立主義 (Separatismus)」によって、それぞれの国家はこの方向で前進するための共通の努力を怠ってきたと批判している。¹³⁾

こうして、エンゲルはプロイセンの人口統計と営業統計に対象を絞り、その改革のために必要な方策を示すことを急務とする。これが、統計局長に就任して最初に手掛けたエンゲルの大きな仕事であり、論文「人口調査の方法」執筆の意図である。

2. 人口センサス

人口統計の改革は関税決算人口の計上ではなく、それを国民記述のための人口センサスとして再構築することである。これはすでにエンゲルのザクセン王国統計局時代の 52・55 年調査で実践済みのことであり、これを大国プロイセンでも実施しようというわけである。エンゲルの構想するあるべきプロイセンの人口調査では以下の 3 様のリストの運用からなる。¹⁴⁾

1) 家屋リスト。これは家屋所有者の責任において記入され、世帯リスト管理・地所特性調査・農業 (家畜) 調査の 3 重の機能を果たす。

2) 市町村リスト。家屋リストと世帯リスト双方の管理リストとして使用され、同時に公的建物と移住者の調査用紙として市町村当局の責任において記入される。

3) 世帯リスト。人口調査の軸となるリストであり、市町村当局から家屋所有者 (家主、あるいは管理者) へ、さらに各世帯へ配布され、世帯主の責任の下、その自己記入によって、世帯構成員一人ひとりの姓名・性・年齢・身体的特性・精神的特性・宗教・家族関係・生業分野と生計源・勤務あるいは労働関係・滞在種類・不在種類・出生国が調べられ、さらに家長に対して土地所有を伴った定住か否か、家族の使用言語、他言語使用の場合のドイツ語の理解の有無、救貧受給の有無が問われ、計 16 項目の質問を盛った調査用紙への記入が義務づけられる。¹⁵⁾

こうして 61 年調査は土地調査、農業・家畜調査、建物調査、そして人口調査と後述の営業調査、この 5 本立ての調査として構想されている。これまでの調査にはなかった大掛りな調査といえる。とはいえ、これが同時に遂行可能かどうかは問題のあるところで、後に統計中央委員会の審議で大幅な修正と縮小を余儀なくされる。

人口センサスを可能にする世帯リストに限ってみれば、これがベルギーの 46 年調査をも越えた最も先進的な人口調査書式となっていることは間違いない。エンゲルのいう国民記述を具体化した調査書式とみなすことができる。従い、この 61 年人口調査は世帯個票 (=世帯リスト) を用いた「世帯主による世帯リストを介した個々人の記名式調査」、すなわちこれまでの調査の最高レベルの直接全数調査 (=人口センサス) ということになる。このように、調査は直接調査であり、12 月 3 日 (火) を調査日としてそれ以前に統計局一県庁一郡庁一市庁と地方自治体官庁のルートで調査書式一式が下ってゆき、11 月 30 日 (土) には各世帯主に調査用紙が漏れなく届くよう手配されなくてはならない。回収日は 4 日とされ、その際、家主には個票の点検を行ない、記入漏や誤謬の是正が義務づけられている。

中軸となる世帯リストからの調査結果は以下の 11 項目 (10 と 11 は市町村リストから) からなる人口に関する統計表の中で集約されることになる。¹⁶⁾

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 各市町村住民数 | 2. 年齢 1 歳別・性別 (州別) |
| 3. 年齢 5 歳別・性別 (郡別) | 4. 肉体的精神的特性 |
| 5. 宗教 | 6. 家族関係 |
| 7. 身分あるいは職業 | 8. 滞在様式 |
| 9. 言語と民族性 | 10. 移入 |
| 11. 移入 | |

注目に値するのは、設問にあった「生業分野と生計源」、および「勤務あるいは労働関係」によって、この人口調査には職業調査としての意味合いがもたされていることである。個々人の就業関係とその職種と従業上の地位で捉え、全人口の就業分野別と地位別の構成が表示されることになる。

「人口調査の方法」として提起されたエンゲルのこの構想は、ベルギーの 46 年センサスを模範としながら、さらにそれを一歩進め、自計式記入を全面的に取り入れた画期的なものといえる。自身のザクセンでの 2 度の経験を踏まえ、それが実現可能とみた。また、プロイセン国民の強い愛国主義が

らは調査への協力が十分期待できるとする。さらに 60 年のロンドンでの第 4 回国際統計会議での、人口調査では記名式による現住人口調査方式を採用するとする決議を後盾にもしている。確かに、この構想からみれば、61 年調査はプロイセンを初めとした多くの領邦、また関税同盟での人口調査にあったこれまでの遅れを克服し、近代的人口センサスに一気に近づいた調査様式を提起しているといえよう。

Ⅲ. 営業調査の新機軸

1. 営業調査の課題

1. 1861 年は 3 年おきの関税同盟での定期的な人口調査の年であったが、同時に第 2 回目の営業調査の実施年でもあった。エンゲルが、人口調査に劣らず強い関心をもって改革を模索するのが、プロイセン王国ならびに関税同盟の営業統計である。ザクセン統計局での経験を踏まえ、これまでのプロイセン営業統計への批判を込めて、先の論文「人口調査の方法」では、人口統計と並んで営業統計への抜本的改革案、そのためのあるべき営業調査用紙の素案も提示されている。

1819 年来の歴史をもったプロイセン王国の営業表であり、それにもとづいて作成された 46 年関税同盟営業表ではあるが、それをもってしては現実の国民経済の現状描写に成功しないとするのがエンゲルの考えである。すでに、ザクセン時代の 1857 年に、以前の 46 年関税同盟営業表を取り上げ、それが王国営業の実態を映し出す統計表とはなっておらず、その図式はザクセンの工業関係には適用不能として否定的評価を下していた。その大きな原因に関税同盟営業表の作成指示に大きな不備があったことにあるとする。

自然／労働／資本／販売、この 4 要素からなり立っているのが国民経済であり、独立の調査用紙を介してその現状を的確に描写するのが産業統計である。これは従前からのエンゲルの持論である。成功したとはいいい難いが、これをすでにザクセンの 55 年営業調査で試みている。これに照らしてみた場合、プロイセン、そして関税同盟の営業表の非科学性は歴然であるとし、真正面からこれまでの営業統計に対する次のような批判を展開する。¹⁷⁾

エンゲルの考える産業統計は職業統計と営業統計から構成される。この 2 つは別種の統計である。プロイセン（および関税同盟）の営業統計はこの双方の違いを看過し、これまでの営業表はそのいずれの統計表としても失敗している。営業表で不明瞭にされてきた職業統計と経営統計が分離独立させられ、それぞれにまったく異なった調査項目をもった調査書式が当てられる必要がある。これが、61 年調査において、人口調査用紙の裏面に別途、営業調査用紙を添えた理由である。

一国の産業の把握には、①各産業とその就業者の配置（産業の地理的分布とその就業人口）、②利用される力（生きた力としての労働者と死んだ力としての物的設備・機械・装置）、③その生産成果（生産額と販売額）、この 3 面からの接近が不可欠である。上でみたように、各産業の就業者に関しては、これを職業統計の対象とみなし、人口センサスの職業調査欄を利用して産業別就業者統計を編成することで概括が可能となる。この職業統計によって就業人口の配置に関する報知は獲得されるが、営業で使用されている労働力と機械力、その成果については不明なままである。これは別に営業統計によって捕捉するしかない。ここでは、個人ではなく業務組織としての営業経営体が調査されるべき対象となる。しかし、それをこれまでの営業表に求めることはできない。というのは、生きた力と死んだ力、さらに成果に関する満足ゆく数量はプロイセンと関税同盟のいずれの営業表からも獲得できないからである。営業表には労働力や機械力に関しては不十分な表示しかなく、また成果についての統計はまったく欠落している。これまでの営業表は営業統計としては失格である。

営業統計は、上述の人口の特性記述との関連でみれば、国民の取得と財産に係る統計ともいえる。取得とは生産額と消費額、財産とはそのための物的生産手段のことであり、営業経営の所有する資本（不動資本・可動資本）を指す。これらは、具体的には農業経営での土地所有規模、田畑・牧場・草地・森林などの土地利用、禾穀類・飼料用穀物・球根植物・油脂作物・果実などの耕作種別使用、そして家畜所有、また工業と商業・流通業では、作動機械・道具・装置・器具、生産額や販売額、販売先、さらにそれらから推定される資本規模、こうした項目によって統計の中に映し出されるべきものとなる。

2. この内、農業経営の調査はこれまで行なわれてはいない。商工業に関しては、プロイセンと関税同盟の営業表がなんとかその人的物的経営内容を掴もうと試みてきた。ところが、そこでは「まっ

たく意味もない事柄に注意が払われ、本質的に重要な事柄は無視されている」¹⁸⁾ とくに工場表では、ただ単に各営業種での機械・装置の数量のみが表示され、その内容的性格が不問にされている。例えば、ガラス工場では炉の数量のみが挙げられている。この炉にはいくつかの種類の炉が使用されているのだが、それらすべてが溶解炉と解され、しかも溶解炉自体にある生産能力・性能の違い（木材燃料の炉と石炭燃料の炉）とそれぞれの生産成果の差が明らかにされないままである。同様の事態は、製粉業での碾臼の種類別区分や工場施設での原動力（水力・蒸気力）表示についても妥当し、その経営の内実には踏み込んだ細かな区分が取られていない。こうした括り方ではその中にある機種ごとの生産能力の違いが見逃され、従って力の正確な測定は不可能となる。機械力をその詳しい内容区分を伴った形で統計の中に映し出す作業が必要となる。しかし、それがこれまで実施されたことはない。61年営業調査用紙では物的機械力に詳細な質問項目が設定される理由である。

また、成果というのは生産の結果と販売であるが、この両者共にこれまでの営業表では表示対象にされたことはない。プロイセンの自由主義的経済政策の下、こうした経営の機微にかかわる事項との接触は意図的に回避されてきたためである。だが、これを欠いては、生産と消費（販売）という国民経済の重要側面が不明なままに残される、これがエンゲルの考えである。

こうして、「現在のプロイセンの表（営業表のこと一引用者）を、同じように非常に欠陥のある新たな関税同盟諸国の表のために提供しそれを全体的に改革すること、これはほとんど無駄な努力である」¹⁹⁾ とされる。プロイセン方式の営業表ではなく、まったく別の観点に依拠した営業統計が志向されねばならない。これまでの営業表では脱落していた営業々務での詳細な人的物的構成、生産と販売の規模、商業活動での販売方向、とくに農業経営での土地所有における評価価格と負債額の現状、これらをも含んだ営業調査が構想されることになる。農業経営に関しては、商工業とは別に家屋リストにある土地調査用紙と農業・家畜調査用紙がその実情把握に当たる。商工業に関しては、世帯リストの裏面にある営業調査用紙を使ってその経営内容に迫る。これは営業統計を広く産業統計の一方の柱とし、営業体の力と成果を示す統計として改編し、生産力／生産関係／生産成果に関する情報を含んだ経済統計を新たに作成しようとするものといつてよい。

2. 調査書式と集計書式

1. こうした批判的検討を通じ、エンゲルの構想した61年営業統計は直接全数調査である。まず、家屋リストを用いて土地と農業・家畜保有に関する調査を独自に行なう（土地価値と負債、経営面積と経営種、保有家畜の種類と数量、等々）。次いで、工業と商業・運輸業に関して、それを「営業・商業・交易に関する質問」として、規模の如何を問わず、なんらかの営業（＝商工業）、あるいは運輸業を自立して営んでいる者（＝独立営業経営者）すべてに対し、次のような8つの質問項目を盛った営業調査書式を設計し、²⁰⁾ これを世帯リストの裏面を使った独立調査に向けている。

1. 業務の一般的名称
2. 商人権をもった商号の有無、その名称と成立時期
3. 主に製造している、あるいは製造させている商品・物件の種類、また取引でのその名称（商業に対して）主な取引商品種類
4. 営業経営者とその家族身内を含めた業務で直接に就業している者の数量
 - 営業主
 - 商人としての修養を受けた者あるいは会計職員
 - 技術的な修養を受けた職員 職工長
 - 手工業職人と補助人 徒弟
 - 日雇労働者
 - 荷造人 市場人足 運搬人
 - 15歳以上就業婦女子
 - 就学義務のある14歳以下男児・女児
 - 家屋外で間接的に雇用している労働者の概数
5. 業務で使用されている機械力
 - 水力 平均水位でのその馬力
 - 蒸気力 その馬力
 - 蒸気力はただ湯水期の補助としてのみの使用か否か
6. 業務での使用道具・器具・装置・機械の種類と数量

- a) 冶金装置と採鉱装置、等々（後述）
 - b) 紡績・織物・染色・捺染・光沢仕上の装置（後述）
 - c) 印刷営業での印刷機（6種別）
 - d) 製造工場と製紙工場での礪臼と類似装置（後述）
 - e) (交易目的用) 輸送装置（5種別）
7. 年間販売額
- a) 1860年の直接生産商品・物件の価値総額
 - b) 1860年の販売商品・物件の価値総額
- 販売先別の販売価値額割合概要（販売圏9区分）
8. 兼業農業の有無、
- 所有農耕・園芸地の有無、その面積
 - 賃借農耕・園芸地の有無、その面積

ここでいう業務とは、製錬・製粉・紡績・染色・印刷などのための工場・施設・作業場・製造場での製造・加工活動、また製品卸問屋や書籍販売店での取引活動を指す。これまでの営業表への批判から、当然のことに、この調査用紙では手工業者表／工場表への二分法は取らない。大小すべての営業経営体（手工業、工場工業、問屋工業、商業、運輸業）に対し同一調査用紙をもって臨み、営業の全数調査を実施しようとするのである。そこには営業税記録からの制約もなく、これまでタブー視されてきた経営体の生産額や販売額にも調査項目を拡げる。また、人口センサスと連動させることで、調査からの脱落部分（営業経営体に対する調査漏れ）を極力抑えることも可能となる。これらを通じて、商工業部門での営業センサスが志向され、これまでの税務資料からの副産物という段階を一気に克服した形で、近代的レベルでの営業統計像が描かれている。

この調査用紙では、就業者に関する詳しい区分を設け（質問4）、人口調査と同様に、それを雇用主／商人や技術者としての修養を積んだ者・職工長／職人・補助人・徒弟／労働者／その他の被雇用者という地位構成で表示しようとしている。さらに業務場所以外で雇用されている層（その多くは家内労働者）も計上されるとしている。また、物的生産手段への実に詳しい質問設定がある（質問5ととくに質問6）。これは先に指摘したように、プロイセン営業表のあまりにも平板な機械・装置の数量表示によっては実際の生産能力把握が不可能になっているとする批判から出てきている。例えば、上の6のa)の「冶金装置と採鉱装置、等々」では以下の16種の炉が挙げられ、その該当数を記入するとされている。

高炉、鉄用製錬炉、鋼用製錬炉、製錬炉、鉄用攪練炉、鋼用攪練炉、
 熔鉄炉、セメント炉、鑄鉄用坩堝炉、ガラス溶解炉、壺（溶解器）合計、
 板ガラス伸張炉、レンガ焼炉、陶器炉、磁器炉、コークス炉、石灰炉

先のエンゲルの批判にあったように、これらを溶解炉として一括するのではなく、そこにある生産能力・性能・成果の違いに留意して可能な限り個別的な機種を取り上げるということである。

また、b)にある「紡績・織物・染色・捺染・光沢仕上の装置」には、以下のような機種が挙げられている。

金属紡錘 梳毛糸用、細撚糸用、木綿撚糸用、その内の自動紡糸機紡錘、亜麻糸用
 麻糸用、粗麻糸用

織機 力織機／手織機別に
 布用、綿・半綿用、亜麻布用、絹・半絹・ピロード・絹帯・ピロード帯用

織機 力織機／手織機別に
 ショール用、帯・打紐・結紐、等々用、絨毯用、靴下商品用、チュール・レース織用

捺染機
 圧延印刷機
 ステロ版印刷機

さらに、同じd)の「製粉場と製紙工場での礪臼と類似装置」に関しては、次のような8機種が列挙されている。

ドイツ式礪臼、アメリカ式礪臼、圧延工場での圧延歯車、採油場での水圧機、

(製材工場での) 垂直鋸、(製材工場での) 丸鋸、桶製紙工場での搗碎機、
(機械製紙工場での) オランダ式製紙機

エンゲルの念頭にあったのは、溶解炉、紡錘や織機、また碾臼といった一般の名称でよばれる機種の下には使用目的や性能に違いをもったさまざまな亜種があり、それらを知悉することなしには、一国の生産力レベルの具体的把握が済まないという考えであったろう。この関心はその後一貫して継続されてゆく。

次の特徴は、経営内容そのものに関する質問項目が設定されていることである(質問7)。生産額・販売額・販路、これらはいずれもエンゲルによって生産と消費の規模の捕捉にとっては不可欠な事項とされたものである。

農業部門と並んで、このような商工業に対する営業調査を人口センサスと併行して実施しようとするのである。この方式は、46年のベルギー、55年のザクセンでの調査で実施済みであった(ただし、既述のようにザクセン営業調査は失敗に終わっている)。加えて、60年のロンドンでの国際統計会議決議の1項に、人口調査の他に、「さらに、経済的ならびに社会的状態の完全な認識に寄与する他の報告が、極めて望ましいという理由で人口調査の機会に大きな費用増大もなく調べられる場合には、それが実施される」があった。これらを踏まえ、人口調査と併行させて農業と商工業でのセンサス様式の調査を同時に実施すること、これに対するエンゲルの強い意気込みを示したものといえよう。

2. この営業調査用の書式での質問は次のような形で集約・公表されることになる。エンゲルの起草した「統計表体系」にある「D. 工業」と「E. 商業と流通業」がそれであるが、ここでは工業についてみる。この統計表体系にあっては、営業統計に関するエンゲルの素案は活かされず、工業部門では小営業／大工業という二分法が採用されている。これがプロイセン営業表に伝統的な手工業と工場企業の区分であることはいまでもない。従い、前者では専ら営業の人的構成に焦点が絞られ、後者では人力と物的構成(原動力と機械力)、および経営成果の3面に表示がまたがっている。²¹⁾ どうしてこのようなことになったのか。すでに61年関税同盟営業表ではこれまでの二分法を踏襲することが既定路線となっていたからである。「この分類が協定されているという理由だけで」、不本意ながらもここでは二分法にもとづく分類を採用したと説明している。

1. 小営業(手工業者、および主として局所的需要に従事している営業経営者と技工)
営業種(16分類)

業務あるいは施設	単純業務数(単一営業が営まれている)
	複合業務数(複数営業が営まれている)
人的力 雇用主	営業主・主人・親方、等々、企業家(性別)
被雇用者	技術的あるいは商人としての修養を積んだ監督職員(性別)
	職人と補助人(性別)
	徒弟(性別)
	その他の労働者(性別)
	日雇労働者(性別)
	14歳以下児童(性別)
	就業者総数

2. 大工業(工場、および主として大取引に従事している営業施設)

営業種(9分類)	
業務あるいは施設	単純業務数(単一製造が営まれている)
	複合業務数(複数製造が営まれている)
人的力 雇用主	営業主・主人・企業家、等々(性別)
被雇用者	技術的あるいは商人としての修養を積んだ監督職員(性別)
	職人と補助人(性別)
	徒弟(性別)
	その他の労働者(性別)
	日雇労働者(性別)
	14歳以下児童(性別)
	就業者総数
機械力 発動機 (原動力)	蒸気機関 蒸気機関全数 上の内の補助機械数 蒸気機関全体の馬力数

	補助機械の馬力数
水馬力	
馬作業場	その数量
	そこで作業している馬匹数
作業機・道具・装置	(各工業分野用特別欄が設けられる)
製造、取引と販売	価値総額 製造 (ターレル)
	取引・販売 (ターレル)
	販路先別販売価値総額 (販売圏 11 区分) (ターレル)

このような二分法はエンゲルのそもそもの構想に反するものであった。もともとの営業調査用紙そのものには、そうした区別はなくすべての営業経営に対して同一調査項目が設定されていた。にもかかわらず、集約表示の段階になって二分法を採用したのは、関税同盟での統一表示の必要から余儀なくされたものである。いわばエンゲルの側からの妥協の結果である。また、営業分類も関税同盟で用意された手工業 16 分類と大営業 9 分類が利用される。しかし、エンゲルの持論からすれば、「工業を大営業と小営業に区分することは薦められない。というのは、ただ単に境界と移行のみならず、さらにまた変動があまりにも頻繁であり、またあまりにも微妙であり、今後もあるなんらかの原則にのっとった分割があっても、それが当を得ることなどありえようがない」からである。ここから、「全工業をまとめ、労働・勤務関係を雇用主と被雇用者の数量に応じて考慮することによってのみ、適切な映像が獲得される」としながらも、関税同盟諸国間での比較可能性を維持するために、この二分方式に従ったと釈明している。²²⁾ 職業統計としての手工業者表、経営統計としての工場表、この異質な要素の寄木細工（さらには、商業表も加わる）がプロイセン営業表であり、それに依拠した関税同盟営業表であった。すでに、ザクセン王国統計局で統一的な営業調査を起草した経験をもつエンゲルには、そうした大小分割が恣意的であり、さらには手工業者とされながらも自立性を失った労働者同然の零細業主、逆に手工業の中に輩出してくる工場企業、また工場といわれるものの中にある手工業レベルの作業場、こうした実態を見落としているとみえた。しかし、関税同盟全体でこの分類の採用が決まっている以上、持論からすればその採用を見送るべきであるが、それに従わざるをえない。いわば、妥協の産物ではある。

IV. 改革案の是非

1. 統計中央委員会と地方当局での反応

1. とはいえ、以上はあくまでも 61 年調査に関する統計中央委員会に提出されたエンゲル個人の草案である。中央委員会での審議を受けなければならない。61 年調査を年末に控え、すでに関税同盟全体での実行案が定まっていた中で、いささか唐突の感がなきにしもあらずといったものがエンゲル提案である。それが委員会によって全面的支持を受けることができるかどうか。61 年 5 月 3 日から 15 日の間の 4 日間をかけ、エンゲル案をめぐる委員会での集中的審議が行なわれている。²³⁾ 審議の結果、エンゲル草案には調査項目と統計表体系に対する大幅な縮小が加えられている。そこには、調査の簡易化という下で、内容的萎縮ともいべきものもみられる。

エンゲル案の基本、すなわち 3 様のリスト採用による人口、農業、商工業における直接全数調査＝センサス様式は認められている。ところが、それぞれの個別リストではいくつかの、また場面によってはゆきすぎともいえるほどの修正と簡略化を受けざるをえなかった。とくに、世帯リストでは当初の質問項目 16 は 11 に縮小されている。しかし、人口センサスとしての調査という点での基本的な変更はなく、エンゲル案の趣旨がほぼ認められている。

ところが他方で、営業調査は中央委員会でのどのような審議と修正を受けたであろうか。人口調査とは異なり、農業と営業（商工業）への質問は重要項目の削除により、大幅な変更を蒙ることになる。

まず農業統計。家屋リストを用いて行なわれるとされた農業と家畜保有に関する調査では、進行中の土地台帳作成による情報収集が見込まれるという理由で、質問は家畜保有、農業での被使用者、専業／兼業関係の 3 類に留まり、結果的には大幅に萎縮された農業調査ということになる。これでは全般的農業調査にはほど遠く、家畜保有に大きく偏った調査に矮小化されている。

問題の営業統計。質問 4 の細かな被雇用者構成は単に労働者という枠で一括され、その性別と年齢（14 以下／15 以上）別表示のみで可とする。質問 7 の営業の生産額・販売額、また販路についての

質問は正確な回答が期待できず、またこの質問ひとつによって営業経営者の反撥が引き起こされ、調査全体が挫折する危険性さえ感受されるとして、すべて破棄されている。エンゲル案の特徴のひとつに、質問6での詳細な物的生産手段（＝物的力）への設問があった。ここでは、輸送装置への質問を別にして他はそのまま承認され、エンゲルに意図が活かされている。しかし他面で、エンゲルの考える営業統計の柱ともなる調査項目、すなわち工業生産における人的力とその成果については、前者では草案にあった被雇用者身分5区分が「雇用主／技術的また商人としての修養を積んだ職員／労働者」の3区分に短縮され、後者（営業の成果）は上述したように全面的に削除されている。この後者に関しては、エンゲル構想にある営業調査からの後退は明らかである。

統計表体系においても、工業部門の大工業分野の表ではその生産・取引額と販路先別販売額、また集約段階で官庁の作業に過重な負担になるという理由で就業者数別規模分類が削除されている。さらに商業・流通業部門ではその機械力と販路先別販売額が全面削除されている。簡略化という下で、こうした重要項目の削除が行なわれている。従い、61年調査における営業関係の統計表は以下の3分野から構成されることになる。

農業 7種別家畜保有
工業 1.小工業 2.大工業 3.印刷営業と書籍企業
商業・流通業 商業と運輸営業における業務数と人的構成

問題は経済活動の基本に迫りうる可能性をもった統計であることは認められながらも、現況の下でのその実査可能性が疑問視され、営業での重要契機でありながらも、それが調査項目として落とされる点にある。これは委員会内部にまだ61年調査に向けての慎重な意見が強かったことによる。すなわち、国民諸階層にまだ残っている官庁統計に対する不安観、被調査者としてのかれらにかかってくる負担に配慮し、また調査実施に伴う官庁での業務増加を回避することを考慮したことによる。エンゲル自身はこの機会にプロイセン統計の遅れを一気に取り戻すべく、あるべき統計調査を全面に渡って構想した。しかし、各行政業務責任者の眼には、プロイセンの各地各分野での現状からして、それがそれほどには簡単な作業とはみえなかった。従い、エンゲル草案にゆきすぎがあることを感じ取った結果である。統計局長と省代表者の考えの間にはこうしたギャップがあったと思われる。エンゲルは後に、「統計中央委員会の審議に引き入れられた人口・農業・工業・商業のより完全なプロイセン統計の草案は「かなり弱体化された形で (in ziemlich verdünnter Gestalt)、中央委員会の手で再生された」²⁴⁾としている。エンゲルにとっては、この簡易化は承服しかねることであったろう。

2. とまれ、エンゲル案は以上のような簡易化を受けて中央委員会案として内務省に提出されている。簡易化を受けたとはいえ、とくに世帯リストを介した人口調査と営業調査のプランをみる限り、これだけでも実現に漕ぎつけたとすれば、プロイセン統計調査史において画期的段階をもたらす調査といえるものではあった。しかしながら、実行を前にした段階で地方の現場当事者からの大きな抵抗に出会い、それが実施不可能となる。というのは、次のような経過が挟まったからである。すなわち、中央委員会提案を受けて、5月後半から6月をかけて内務省と財務省から地方長官に対しその実行可能性に関して諮問が出され、全10州それぞれの県や郡において統計業務に通曉した者からの意見徴集が行なわれることになった。その結果、いくつかの州（ブランデンブルクやザクセン）からの賛成はあったものの、他の州の現場当事者の圧倒的多数からは、こうした様式による調査には反対との意見が提示された。その理由は、人口数把握を越えた詳しい国民記述、また自己記入方式に対する不理解と抵抗にあったとされる。²⁵⁾ 7月3日の中央委員会ではセンサス様式の調査の実行は不可能と判断される。反対意見を斟酌して新たな方式を練ることは時間的にみて無理となる。エンゲル案は企画倒れに終わった。

結局、61年の人口調査は43年来の旧方式、すなわち市町村当局が調査員を動員して家屋・地所ごとの住民を家屋リストに記入する、こうした方式で行なわれざるをえなかった。ただ、一部の都市（とくにベルリン市）と郡部では世帯リストによる自計方式が導入され、後日、これが好ましい効果をもたらすことができたとの報告が提出されている。その後、この61年のプロイセン人口調査をめぐって出てきた新たな動きを背景に、63年のミュンヘンでの第15回関税同盟総会では、次回64年の関税同盟人口調査時には、加盟国家全体においてこの世帯個票方式が採用されるべきとの決議を引き出すことができた。これを受けて、64年調査にあつては、プロイセン全土で新方式の全面的な採用をみることになる。のみならず、この方式採用はプロイセン以外にも波及してゆく。次回の67年12月

3日の関税同盟人口調査においては、関税同盟未加盟国を含んでドイツの全国家が同時に人口調査を行ない、かつ北ドイツ連邦では世帯リストによる直接調査が導入されている。さらに71年12月1日には統一後のライヒ全域においてセンサス様式の人口調査が初めて成立することになる。²⁶⁾ 61年以降、人口センサスに向けてのその後の展開はスムーズであったといえる。

しかし、営業調査への途は依然として大きな壁に塞がれている。61年調査で人口調査用紙が実際に利用されなかったことは、いうまでもなくその裏面の営業調査用紙も未使用のままに終わったということである。旧来通り、主に税務記録に載った数量を営業表書式に転記する方式で事柄が処理された。これは上の第3章みた通りである。推測が許されるとして、もしこうした調査用紙を用いて61年調査が施行されたとして、エンゲル構想にのっとった営業調査がこの段階で果して完遂されえたかどうか、これは疑問の残るところである。営業調査用紙もなるほど中央委員会の審議で大きな簡易化を受けている。しかし、それをもってしても、営業調査には人口調査以上の困難が待ち受けていたであろうことは想像するに難くはない。なによりも経営業務内容に関する詳しい質問には営業経営者の抵抗・反撥がより強く、また集約整理に当たる官僚機構の協力を得ることも困難であったろうからである。従い、企画倒れの公算の方が大きかったと思われる。個々の業務内容への立ち入った質問設定による営業調査には一般的にいっても抵抗が強く、しかもそれを人口調査と同時にこなすことは、被調査者たる営業経営者にとって大きな負担となりその反撥を増幅させ、また現場市町村の調査担当部署に過重負担を強いることも明白である。配布された調査用紙ではあったとしても、利用に耐えうるものがどれほど回収しえたか、これは大いに疑問とされるところである。このことは55年ザクセン営業調査でエンゲルが実際に失敗体験し、ために引責辞職という苦汁を嘗めさせられたことではなかったのか。

2. 再び関税同盟営業表批判

1. 61年調査はまた関税同盟全体での第2回目の営業表作成と重なっていた。第3章でみたように、46年関税同盟営業表以来、紆余曲解を経て15年後の61年に再度、営業表が作成されることになった。プロイセン統計改革の一環としてこの営業調査に新機軸をもち込もうとしながらも、関税同盟の二分方式を採用せざるをえず、さらにはその妥協案ですら見送らざるをえなかった。旧来の方式による営業表作成を受け入れざるをえなかったエンゲルの胸中は複雑であったと考えられる。調査実施の2年後には、『統計局雑誌』で61年調査の集約結果を概括し、その末尾に「統計表への説明と注釈」²⁷⁾を添え、その中でとくに営業表に対して次のような厳しい批判を下している。

営業表にある経営の大小区分は、大小間での移行が多く、区分自体が微妙であるためにもともと大きな困難をもっている。小営業と大工業というだけでは経営形態の違いが出てこない。実際に、手工業者表では、小都市において手工業親方による営業とされながらも、実は工場とも目されるべき経営が皮革・石鹼製造・金属製品製造などの分野で輩出している事態が見落とされる。逆に、工場表では、経営形態の違いが表示されていないために、とくに織物業にある工場工業とその他の経営の違い、とくに家内工業の特異な存在がみえてこない。零細な家内工業の存在は不問のままである。従って、本来の独立手工業者も家内工業主も同じく親方身分の営業経営者とされている。しかし、後者の自立性は疑問であり、独立経営者と工場労働者の中間に位置するというべきものであるが、こうした実態が看過される。工業はただひとつであり、そこに恣意的な区分をもち込むことは許されない。今後は、施設・その所有者（企業家）数・補助人と徒弟の数を計上し、雇用主／被雇用者、自立企業家／労働者、また共同雇用主／単独雇用主といった区分の下で営業統計を作成しなくてはならず、それによってその数量に経済的社会的意義を与えることができる。

その他、手工業者表ではその業種分類に経済学的観点からみて不明な点がみられる。それは、例えば、「自由営業」とされる業種（浴場・洗濯場所有、楽師や役者）、また個人的サービス提供、これらが他の本来の手工業と同列に扱われていることなどに現われている。また、「親方と営業主」とよばれる層には、職人・徒弟をもたない、いわゆる「自前で働く者」とされる零細手工業者が区分されずに一括されている、こうした不合理がある。工場表とは離れるが、商業表に至っては、それがさまざまな資料から該当分を寄せ集めた合成報告、いわば統計報告の「万華鏡」として、その統計表としての意義が一蹴されている。これまでの営業表にあっては、商業部門には異質な業種が混在しており、その表示方式には一貫した分類原則がなく、いわば雑多な営業種の「一時しのぎの避難所」ともいうべきものであった。これをエンゲルが厳しく批判している。

2. これらは要するに、統一的調査書式をもって全営業経営体に臨む直接調査でないことに起因する。少なくとも工場表に関していえば、そもそも同じ工業生産の担い手であるにもかかわらず、それを前もって大小に分け、それぞれの統計表に違った表示内容を割り振ることが間違いのもとである。ひとつの工業生産があるとみて、その業務主体を就業者の構成と規模によって経営形態別分類にかけ、それぞれにおいて特徴的な物的生産手段を調査項目に盛ってゆく。こうした独自の調査用紙を用いた直接調査の方法によってしか、これまでの営業表の欠陥を克服する途は開かれてこない。さらに 61 年調査後に、エンゲルはプロイセン各地でどのような手法で調査が実施されたかをアンケートによって調べたという。その結果、採用された手法の「雑多性」が白日の下に曝され、営業表の信頼性と比較可能性には信が置けないことが判明したとされ、公刊物の内容的価値も劣るとされている。²⁸⁾

先にみた営業調査用紙はこうしたエンゲルの考えを実現させる手段ともなるべきものである。その前提に統一的な産業（営業）分類と職業分類を置き、さらに職業地位分類を加え、まず部門別経営体の人的構成・規模、経営形態の違いを抑え、次いでその物的側面を設備・機械、道具・装置の種類と数量から捉える。そして営業活動の結果としての生産額や販売額をも調べ上げる。こうした営業センサス様式によって初めて一国経済の具体像が獲得可能になる、これがエンゲルの主張である。旧来の営業表方式がもはや時代の進展に対応できず、その歴史的使命はすでに終了していることを告発するのがエンゲルの設計した調査用紙である。しかし、そうした構想は 60 年代初頭のドイツではあまりにも先駆的すぎ、それに沿った形での営業調査の実施はとうてい不可能であった。営業センサスという経済統計の近代化の前には、調査という国家介入に対する経営者層の従前からの抵抗と保守的頑迷さがまだ根強く残っていた。営業調査以前に、市町村目録、土地所有と建物、人口とその移住、商品流通、税・関税、等々の局面でなお解決されるべき多くの統計問題が残されている。より大きな難問を抱える営業活動への公的調査を導入する段階にはまだほど遠く、営業調査は後送りされざるをえなかった。

その後、1869 年ハーグでの第 7 回国際統計会議では、工業部門の国際比較を可能にする統計作成のためのプラン作りがエンゲルに任されている。これは各国の現状を比較可能にする統計を目指して、経済統計部門（土地所有・農業・畜産・採鉱業・工業・商業・運輸業、等々）ごとに分業体制を敷き、その分担作成を各国に委ねたものである。この中で、工業統計部門に通暁した専門家としてエンゲルが指名されている。この作業遂行に当たり、各国の職業、営業、工業統計、商品分類（目録）の収集・比較に努め、ヨーロッパ全領域でのこれまでの職業統計と営業調査の実例をつぶさに調べ上げることができた。これによっても、ドイツ営業統計改革の必要性を前にも増して強く感じ取ってゆくことになるのがエンゲルであった。

おわりに

以上、エンゲルのプロイセン統計局入局の 1 年後に提示されたプロイセン国家統計、ならびに関税同盟統計に関する改革提案とそれをめぐる議論の推移を検討してきた。もし、61 年調査がその提案そのままに沿って実行されたとすれば、これは人口調査、農業調査、また営業調査、そのいずれにあってもプロイセン統計にとって抜本的改革となりうる要素を含んでいた。エンゲルにはザクセンでの 2 度の人口センサス実施の自負があったろうし、また国際統計会議ロンドン大会にみられた統計近代化の動きを背景にして、その波に乗って、61 年調査の機会にプロイセンの統計改革を一気に推進させようとした。エンゲル自身はそれに自信をもち、十分可能とみていた。しかし、ドイツ諸国家の中で国土と人口の規模で突出し、加えて社会経済構造の異なる地域を東西に抱えていたプロイセンにおいて、センサス様式の調査を人口と経済の両域で実現させることはエンゲルの考えるほどには容易ではなかった。さらに、半世紀近く続けられてきた国家統計表の作成様式になじんできた官僚機構からは、エンゲル案があまりにも斬新すぎ、実行への見込みは立たないとされ、その賛同と協力を得ることもできなかった。すでに統計中央委員会の審議にそうした点に配慮した慎重論が少なからず現われており、さらには県や郡の地方官庁の統計業務担当者の圧倒的多数がエンゲル案には否定的であったことがそれを物語っている。しかし、少なくとも人口調査に限ってみれば、エンゲルの構想を下敷きにした形で、その後比較的すみやかに直接全数調査にゆき着くことができた。こと人口調査に関しては、エンゲルの 61 年構想はその後間もなく現実化したということができよう。

しかしながら、他方の農業調査と営業調査の実現にはなおまだ大きな困難が立ちだかっていた。それらの改革には、プロイセン一国内の統計問題としては埒が開かず、ドイツ統一を前にした関税同

盟統計全体の抜本的見直し、すなわち 70-71 年の関税同盟統計拡充委員会での審議が必要となり、それを待って全ドイツ規模の統計改革問題として経済センサス実施への動きが出てくる。とはいえ、営業調査がドイツ全体にまたがるセンサスとして実現するのは 75 年の第 2 回ドイツ帝国人口調査時であり、農業センサスに至っては約 20 年後の 1882 年ドイツ帝国職業=営業調査までもち越される。

こうしてみると、61 年段階でエンゲルの提起した改革案はあまりにも時代の先をゆきすぎ、当時のプロイセンの実情の下では、その実現可能性との間隔が極めて大きかったということになる。ザクセンにおけるかつての 1855 年営業調査時に経験した同じ挫折をここでも繰り返しているわけである。人口局面は別にして、経済局面に直接全数調査を導入する上で、現状に対する楽観論（別にいえば、見通しの甘さ）が働いていたと思われる。営業経営者、とくに農業経営者層の国家調査権の介入に対する抵抗と反撥、また官僚組織側にある直接調査への不理解と逡巡、これらは人口調査での世帯個票導入にはない別種の頑強さをもっていた。ザクセンの場合と同じ壁がここでも前進を阻んでいた。それはエンゲルとその統計局の意気込みをもってしても容易に解ける問題ではなかった。46 年ベルギーの人口・農業・営業調査を模範とし、それをザクセン王国の統計で一部実行し、その実績をもってプロイセン王国統計という大舞台でさらに拡充したい、またそれが可能というのがエンゲルの念頭にあった考えであろう。しかし、その壮大な構想は時代的制約に拘束され、あるいは変形され、あるいは萎縮した形で、しかも構想時からかなりの遅れをもってしか実現されえなかった。

注

- 1) R. Boeckh, *Die geschichtliche Entwicklung der amtlichen Statistik des preussischen Staates*, Berlin, 1863, S. 67.
- 2) 以下、プロイセン統計局でのエンゲルの活動に関しては、以下の文献を参照。E. Blenck, Zum Gedächtniss an Ernst Engel, *Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus*, Jg. 36, 1896, S. 232ff., F. Hoffmann, *Quellenkritische Untersuchungen*, Stuttgart, 2012, SS. 151-69, 足利末男『社会統計学史』三一書房, 1966 年, 120 ページ以下。
- 3) R. Boeckh, *a. a. O.*, S. 93.
- 4) *Festschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus zur Jahrhundertfeier seines Bestehens*, Berlin, 1905, S. 173.
- 5) Programm, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 1, 1861, S. 1.
- 6) E. Engel, Ueber die neuesten Fortschritte in der Organisation der amtlichen Statistik in Preussen, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 2, 1862, S. 175.
- 7) E. Blenck, *Das königliche statistische Bureau in Berlin beim Eintritte in sein neuntes Jahrzehnt*, Berlin, 1885, SS. 25-26.
- 8) E. Blenck, Zum Gedächtniss, *a. a. O.*, S. 233.
- 9) E. Engel, Die Methoden der Volkszählung, mit besonderer Berücksichtigung der im preussischen Staate angewandten, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 1, 1861, SS. 151-212.
- 10) E. Engel, Die Methoden, *a. a. O.*, S. 151.
- 11) これについては、拙稿「国家・社会・統計—19 世紀ドイツにおける社会統計の形成—」, 長屋政勝・金子治平・上藤一郎編著『統計と統計理論の形成』北海道大学図書刊行会, 1999 年, 第 6 章, を参照。
- 12) E. Engel, Die Nothwendigkeit einer Reform der volkswirtschaftlichen Statistik insbesondere der Gewerbestatistik, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 10, 1870, S. 172.
- 13) E. Engel, Die Methoden, *a. a. O.*, SS. 161-62.
- 14) E. Engel, Die Methoden, *a. a. O.*, SS. 162-63, SS. 179-91.
- 15) E. Engel, Die Methoden, *a. a. O.*, SS. 188-89. 世帯リストそのものの訳が, 足利末男, 前掲書, 170-71 ページ, に収められている。
- 16) 人口に関する統計表を A として、さらにこの人口センサス（土地調査, 建物調査, 農業・家畜調査を含んで）から得られた全情報は以下のような体系で統計表にまとめられるべきとされている。E. Engel, Die Methoden, *a. a. O.*, SS. 164-65, SS. 192-201.

B. 建物と住所

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 建物用途 | 2. 取壊と新築 |
| 3. 居住建物の広さと住居密度 | 4. 都市での土地価値と負債実額 |

C. 農業

- | | |
|---------|---------|
| 1. 地所面積 | 2. 耕地面積 |
| 3. 耕作種 | 4. 生産成果 |

- 5. 家畜保有
- 6. 土地所有規模別家畜保有
- 7. 経営種類（主／副営業別と自己経営／借地経営別）
- 8. 土地価値と負債実額
- D. 工業
 - 1. 小工業
 - 2. 大工業
 - 3. 印刷営業と書籍企業
 - 4. 被雇用者数別業務規模
- E. 商業・流通業
 - 1. 商業と運輸営業
 - 2. 商号年数

- 17) 以下, エンゲルによる旧来の営業に対する批判は, E. Engel, Die Methoden, *a. a. O.*, S. 159, による.
- 18) E. Engel, Die Methoden, *a. a. O.*, S. 159.
- 19) E. Engel, Die Methoden, *a. a. O.*, S. 160.
- 20) E. Engel, Die Methoden, *a. a. O.*, S. 190.
- 21) E. Engel, Die Methoden, *a. a. O.*, SS. 207-08.
- 22) E. Engel, Die Methoden, *a. a. O.*, S. 207.
- 23) E. Engel, Die königlich preussische Centralcommission für Statistik und ihr Gutachten über die Massregeln zur Volkszählung im December d. J., *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 1, 1861, SS. 231-36.
- 24) E. Engel, Die königlich preussische Centralcommission, *a. a. O.*, S. 235.
- 25) R. Boeckh, *a. a. O.*, SS. 101-02.
- 26) Die Volkszahl der Deutschen Staaten nach den Zählungen seit 1816, *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 37, 2. Teil, 1879, S. 10, 桜井健吾「ドイツにおける国勢調査の成立と展開」, 安元稔編著『近代統計制度の国際比較』日本経済評論社, 2007年, 第2章.
- 27) E. Engel, Land und Leute des Preussischen Staats und seiner Provinzen, nach den statistischen Aufnahmen Ende 1861 und Anfang 1862, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 3, 1863, SS. 79-80.
- 28) E. Engel, Die Nothwendigkeit, *a. a. O.*, S. 172.

第6章 関税同盟統計拡充委員会と営業統計（1870/71年）

はじめに

先進ヨーロッパ諸国に較べ、19世紀前半のドイツにおける社会統計の後進性はまぎれもない事実であった。19世紀後半に入ってもなお、統計の近代化は遅々として進まない。統計資料そのものの獲得を目的とした直接調査、それによる社会的集団現象の実像把握という動きがまだまだ出てきていない。問題とする営業統計に関しても、プロイセン統計局による1819年来の営業表ではあるが、その作成方式と表示内容の限界がすでに1860年代には露呈していた。しかし、それを抜本的に改革しようとする気運はみられない。後進性を直視しそれを克服する動きが出てくるのは1870年代になってからのことである。すなわち、関税同盟が自ら作成してきた統計を自己点検しその不備・欠陥を明らかにし、改善を探る動きの中から、ドイツにおける近代的レベルでの社会経済統計が成立してくる。関税同盟は統一ドイツの母胎であるが、そこで作成された統計は自らの欠陥を露にすることによって、統計近代化の契機をも与えることになる。

1870-90年の短期間に、他国に例をみないほどの飛躍的發展を示したのがドイツ社会統計といえよう。ライヒ形成後1年も経たない内に人口センサス実施したのを皮切りに、その後のわずか10-15年間に基本的な社会経済統計の作成を済ませている。これはヨーロッパ先進諸国にもみられなかった社会統計の拡充・展開であり、満を待してのドイツにおける国家統一と国家運営の勢いに後押しされてのことであつたらう。とはいえ、こうした發展を促した契機はすでにドイツ関税同盟統計の作成の中に醸成されていた。近代的レベルでの統計作成をめぐる理論的組織的な面での素描は、統一以前の模索と準備の期間にいち早く描かれており、国家統一を機にその実現に向けて一気に走り出したといえるのである。すなわち、1830年代以降の関税同盟における統計作成の経験から、その欠陥についての厳しい自己批判が引き出され、統一後ドイツの統計のあり方が前もって構想されていた。残っていることは、このプランをいかにすみやかに実施するかということである。

本章は、この関税同盟統計の批判的総括を通して来るべきライヒ統計の設計に当たった1870年1月から翌71年8月までの関税同盟統計拡充委員会（Die Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins）の活動を取り上げ、とくにその中で後の経済統計の基軸となる営業統計についての審議を検討する。当時のドイツ諸国における第一線の統計家を集めたこの委員会での審議では、社会経済統計を近代的レベルで作成するための基本問題が集約して取り上げられている。その中で、統計の近代化を阻む困難をいかに克服しようとしたか、とりわけ多大の難問を抱えた営業調査の近代化をどう達成するのか。それらをめぐる努力を跡づけることによって、ドイツ社会統計形成にみられる特徴を浮き彫りにし、形成の促進要因を探り出すことが可能となろう。

I. 関税同盟統計拡充委員会

1. ファブリチウス報告

1. 1868年11月25日づけのヘッセン大公国関税全権大使A. ファブリチウス（同国の前統計局長）の手による関税同盟参議院議長・プロイセン王国首相ビスマルク宛の「関税同盟統計に関する報告」が拡充委員会発足の契機である。

報告の前文には、「ドイツ関税同盟統計はその現在の範囲では、関税同盟諸国家の国民数、営業経営、商品流通、および共通収益に及んでいる。これは当初は小さなものから出発しながら要求の増大に応えながら順次拡張してきている。・・・にもかかわらず、関税同盟統計はまだまださまざまな欠陥に苦しんでおり、これらは基本的には次の点に原因をもっている。すなわち、この統計の基礎にはならぬ統一的な計画もないこと、その中でさまざまな事柄が、関税同盟の経済生活に対するその意義からすれば当然のことに値するであろう注目をいままでに払われてこなかったことである」¹⁾とある。この点から、関税同盟統計の現状と改善点とを明らかにし、もって関税同盟参議院にその見直しを要請するものとなっている。

ここでいう統一的計画の欠如とは、資料作成が統一した調査様式にのっとらず、それが各国におけ

る旧来からの行財政業務の末端に置かれ、直接調査ではなく既存の行政記録が資料源にされていること、また重要な問題に統計作成が及んでいないということは、関税関連事項を軸に統計が作成され、農業や採鉱業といった重要な国民経済分野、また国民全体の生業・職業関係が統計網からは漏れていることを指す。

続いて、ファブリチウス報告では、人口数、営業経営、商品流通、共通収益、関税行政、この5分野にみられる統計作成の問題点と欠陥が指摘されている。この内の人口と営業についてこれをみてみると、まず人口統計については、次の点が問題とされている。

関税同盟結成以来、毎3年ごとに同盟各国の人口数が調べられ、これが関税収入の配分基準に利用されている。しかし、人口表には人口数、家族数、性・年齢（14以下/15）区分しか盛られていなく、これでは人口調査の結果から各地域の経済状態やそれへの共通立法が及ぼす影響を究明することができない。これまでの関税同盟総会においても指摘されてきたように、関税同盟の人口表は目下の状態では、関税制度が個々の同盟国家の人口関係にどのような影響を与えているかを判断する上で、非常に欠陥のある資料しか提供していない。そこで改善点として以下の3点が挙げられる。

- a) 現住人口 (ortanwesende Bevölkerung) と定住人口 (ansässige Bevölkerung) を調べ、前者を関税決算人口とする
- b) 調査リストを介しての自己記入 (Selbstzählung) を原則とした調査方法の統一化を計る
- c) 調査周期は5年とする

ここで現住人口というのは調査日に当該調査区で消費生活を行なっている住民数のことであり、それを関税同盟での共通関税収益を配分する際の分配基準にするということである。関税同盟人口調査に際してこれまで再三に渡り申し合わされてきた関税決算のための「実際人口」がこれに当る。定住人口というのは現住地とは違った本来の居住地における住民数であり、いわば地籍人口のことである。また、調査リストとは世帯を構成する個人を記名し、その属性を調べる世帯個票のことである。そして、これらの調査項目としては、次の3点が取り上げられるべきとされる。

1. 家族数
2. 現住人口
 - a) 出生地と国籍
 - b) 出生年、性、市民身分
 - c) 主階級・職業階級・生業階級
3. 定住人口
 - a) 出生地と国籍
 - b) 性、主階級・職業階級・生業階級、滞在地

これは要するに、関税決算のための性・年齢だけの人口数に終わらず、個人個人の社会的属性区分を容れた記名式調査用紙を用いた人口センサスを実施するということである。さらに、この人口調査には人口変動（出生・死亡・婚姻・移出入）と地域比較についての概要が添えられるべきとある。

2. 次に、営業経営に関する統計についての指摘は以下の通りである。²⁾

関税同盟営業表の作成は関税同盟参議院においてすでに言及されており、その際その改善の必要が承認されている。崇高なる参議院はその結果を受けて、プロイセン政府に対し、その統計局を通じ他の同盟国家の統計中央部署との審議の中で、現在の状況にふさわしい関税同盟営業表のために必要な準備に取りかかるよう要求するという決議を行なった。

このため、わたくしとしてはここではただ次のことに触れるに留めておく。すなわち、問題の統計は狭義の営業経営ではなく、農業、工業、商業および通商の領域にあって、多くの点で関税同盟における共通制度に依存する生業活動 (Erwerbshätigkeit) 全体にまたがるのが望まれている、ということである。

人口調査に際し、人口の職業階級別と生業階級別の分布に関係して収集される報告は、ただ個人個人のみ、また家計あるいは施設内でのかれらの共同生活にかかわるだけであり、共通の国民経済活動が家計の共同生活とは別である以上、それら共同生活の国民経済活動に対する結びつきを

認識させはしないのである。このため、営業統計に対しては、個々の営業施設の規模、平均してそこで使われている補助人数、そこで利用されている機械力、等々に関係した別個の調査が必要となる。

また、このような調査は簡単に農耕、牧畜、等々にも拡張されることができ、この結果、非有機的粗生産物の獲得、農業での副業をも含んだ農林業、牧畜、手工業、大工業、商業、取引仲介についての表示を取りまとめることによって、生業関係全体を概括的に描写することが可能となるのである。

この文章の最初の段落で述べられている事情は、1868年6月の関税同盟参議院において、バーデン大公国政府から、営業表の作成が中断されていることは問題であり、プロイセン統計局が主導して各国との連携の下、その作成を再開すべしとの提案があり、これが決議されたことを指す。既述のように、関税同盟では1846年を対象に最初の営業表が作成され、1861年営業表がその第2回目として続いた。しかし、3度目の営業表作成は中断されたまま、現在に至っている。それまでの営業表の欠陥が取りざたされ、費やすエネルギーに比しその効果が疑問視され、中断を余儀なくされていたためである。しかし、工業化の進展はこの空白を許さない。全国各地での商工業と流通・サービス業の現状を伝える資料はこの営業表において他にはないからである。バーデン政府の提案はこれを指摘したものであり、ファブリチウスもこれを是としているのである。

ファブリチウスは、さらに営業統計をこれまでの狭い範囲から解き放ち、農業に始まり広く産業統計として拡充してゆく必要を訴えている。人口調査に附随した個々人の職業調査では、それが消費生活体としての家計を単位にしているために国民と経済活動との関連をみるためには不十分である。営業活動の人的物的特徴の把握を通じて国民経済全体における人々の生業関係が明らかにされねばならない。ここでいう生業関係とは、一国全体の規模でみた個別経済部門（営業分野）別の就業者数とその職業身分構成、それぞれの国民全体に対する割合と考えてよい。この把握が拡大された営業統計に要請されている。

3. 引き続き、その他の商品流通、共通収入、関税行政、それぞれの分野で作成されてきたこれまでの関税同盟統計の問題点と改善点を明らかにし、最後に、同統計がかかわるべき分野として以下の5つを取り上げ、それぞれの中で統計の作成されるべき16の具体的項目を列挙している。³⁾

- I. 面積と人口
 - 1. 個々の領土の面積、国境の長さ、等々
 - 2. 人口調査の結果からみた人口の現状
 - 3. 人口変動（出生・死亡・婚姻・移入・移出）
- II. 生業活動
 - 1. 農業、林業、牧畜
 - 2. 工業
 - 3. 商業
 - 4. 取引仲介
- III. 財貨の動き
 - 1. 他国との通商
 - 2. 関税同盟内での通商
 - 3. 関税同盟の主要商業地の通商
- IV. 共同収入
 - 1. 関税収益
 - 2. 甜菜糖税
- V. 関税行政
 - 1. 人員組織と業務範囲
 - 2. 関税行政費用（共通分ならびに個別分）
 - 3. 共通収益の決算
 - 4. 関税および税の脱税と違反

以上がファブリチウス報告の骨子である。そこで意図したことは、この報告によって関税同盟国家における共通の統計を徹底的再編にかけることの必要が一般的に認められること、参議院議長（ピスマルク）をして、参議院内部で同統計にかかわる規定見直しの企てを提起してもらうこと、という点

にあった。

これを受けて、参議院内の「関税=税制度委員会」および「商業と通商委員会」は1869年5月28日に関税同盟統計調査の原則的問題ならびに現実的指示と調査様式の検討を開始することを諒し、統計専門家・関税業務専門家、経営・通商問題通曉者、等々からなるそのための委員会を設立すべしとする提案を行ない、直後の6月2日の参議院同年第4会議でこの提案の受容が決議されることになった。

2. 拡充委員会と営業統計

1. 1869年12月20日の参議院同年第11会議で各国政府に対しての拡充委員会委員の招集が決議され、1870年1月12日ベルリンにおいて11ヶ国から16名の委員が参加した初会議がもたれ、ここに関税同盟統計拡充委員会が発足することになった。⁴⁾以降、ほぼ1年7ヶ月にまたがり、4会期に分かれ、つごう81回の会議が開かれている。⁵⁾拡充委員会の当初の課題は来たるべきドイツ統一を見越しながらも、関税同盟でのこれまでの統計作成について、その欠陥を検討し、いかにそれを克服し、近代的レベルでの統計をどのような形で作成してゆくか、これを審議・企画することになった。ところが、会期中の71年1月に統一ドイツ(第二帝国)形成という歴史的事態が出来し、関税同盟の枠を越えたドイツ帝国規模の社会統計の作成、つまりドイツ社会統計という新たな次元での問題を検討することになる。

拡充委員会そのものの構成はその後拡大し、全会期を通して途中交替をも含め延べ14ヶ国から計22名の委員の参加があった。議長職には当初はハッセルバッハ(プロイセン枢密上級財務参事官)、財務省での本務の増加を理由にしたその辞退を受けて1870年2月1日の第12会議から最終の第81会議まではヘルツォーク(プロイセン枢密上級参事官)が就いた。委員の中には、プロイセン代表としてのエンゲル、バイエルン代表の若きマイヤー、またヴュルテンベルク代表としての老リューメルン、ザクセン=ワイマール代表のヒルデブランド、すぐ後に初代ライヒ統計局長となるオルデンブルクのベッカー、さらに関税同盟統計改善の当の提案者ヘッセンのファブリチウスといった錚々たるメンバーが名を連ねている。⁶⁾加えて専門家としてつごう16名の参加があったが、これらの多くは商業・営業問題、工業生産、採鉱業に詳しい専門家であり、またドイツ行政統計や営業調査に精通した者が含まれている。文字通り当時のドイツにおける社会経済統計を担っていた学界と官界、また産業界からの代表者である。

この会議における審議結果は計18に及ぶ「報告」(Bericht)としてまとめられ、逐次連邦参議院へ提出され批准を受けることになる。これを主テーマ別にまとめてみると、次のように6分野に分かれる。⁷⁾

I. 人口統計

1. 市町村目録作成、ライヒの地理辞典計画(報告第10号)
2. 人口調査(報告第1号)
3. 人口動態統計(報告第2号)
4. 移出統計(報告第3号)
5. 連邦籍および国籍の取得・喪失統計(報告第17号)

II. 生産活動の統計

6. 農業での土地利用、収穫、家畜所有の統一調査(報告第4号)
7. 採鉱・製錬・製塩経営の統計(報告第16号)
8. 営業統計(報告第18号)

III. 財貨移動の統計

9. 外国との商品流通に関する概要(報告第6号)
10. 商業報告作成のための基本命題に関する国際的了解の提示(報告第12号)
11. 海運統計(報告第8号)
12. ドイツ沿岸での海難統計(報告第13号)
13. 鉄道での流通統計(報告第5号)
14. 河川流通統計(報告第15号)

IV. 15. 共通関税と税の統計(報告第7号)

V. 共通関税と税の組織と行政の統計

16. 関税行政と税行政の組織と業務の統計(報告第14号)

17. 関税と税に関した刑罰の統計（報告第9号）
VI. 18. ドイツ統計のライヒ官庁の設立と制度（報告第11号）

先のファブリチウス報告にほぼ沿いながら、人口から始まり、生産活動を経て、商業・流通や関税・税に至る、さらに統計中央官庁設立をも視野に入れた壮大な見取図である。関税同盟統計の拡充という枠から出発したため、Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、つまり商品取引や運輸、関税関連事項といった流通面に関する統計への傾斜は否めないが、社会経済の実態に迫りうるⅠとⅡにある統計をも射程に入れている。従い、これは全ドイツにまたがる社会統計の構成についての最初のプランといえるものであり、当時のドイツにおける統計専門家の叡智の結集といえるものである。

2. この中で、とくにⅡの8（「報告」第18号）にある営業統計が重要である。というのは、この営業統計こそは、19世紀後半に至るまで、ドイツ社会経済にあつてその基幹をなす商工業、流通・サービス業での人員関係と物的設備関係を映し出す唯一の資料であり、それが十全な展開に置かれれば職業統計や産業統計、また全般的経営統計、等々の経済統計、さらには国民全体の階級・階層構成表へと発展してゆく可能性を秘めたものといえるからである。もともと Gewerbe という言葉は多義的であるが、こと営業統計では、農林漁業・採鉱業らの粗生産を除いた財貨の製造・加工・精製分野、ならびに物的生産以降の販売・仲介、流通・サービス分野にある営利活動を営業経営とみなし、その担い手としての経営体を人的側面（就業者）と物的側面（生産設備）の両面から捕捉しようとした。上の分野における当時の社会経済構造を少なからざる制約を抱えながらも人力と設備の双方から伝えうる資料を営業統計を措いて他に求めることはできない。

既述のように、関税同盟では1846・1861年の2度に渡り営業表作成の経験を積んでいる。これらは1819年來のプロイセン営業表を範例にしながら、各国における県単位での特徴的な営業体（手工業と工場経営、ならびに商業・仲介業、流通・サービス業）を枚挙し、これを①人的力（就業者数とその地位構成）、②物的生産設備（工場施設と特徴的生産手段の配置）、この二側面から把握しようとするものであり、いわば当時の社会経済を支える商工業における生産関係と生産力を可能な限り包括的に描写しようとする資料であった。しかし、その難点として次の点が指摘される。まず、主たる資料源が財務省の収集する税務記録にあるため税行政の範囲で捉えられうる限りでの営業経営体しか統計表には表記されえないこと、また税務資料に載った課税関連項目に制約され、工業化の中で進みつつある経済構造の変化を資本主義的経営の伝播という面から浮き彫りにする形での標識表示が不可能であったこと、そしてなによりも、営業表が手工業での就業者統計から始まり、それに工場や商業・流通業に関する統計を継ぎ足してきたという来歴があり、同じ工業生産の主体を手工業／工場に二分し、前者では職業統計、後者では経営統計という異なった性格の統計表を作成し、そこには全営業経営に対する統一した調査方式が欠落していたことである。営業表の枠組みが経済学的認識のすでに獲得していた理論レベルに追いつかず、その成果を表作成に活かせなかった。従い、旧体制を突き破って進展しつつある新たな経済構造・関係を映し出す上で、その図式には大きな制約があった。こうした不十分な点をもちながらも、当該時期のドイツ全国各地での第2・3次産業の実態を伝える数少ない経済統計といえるものが営業表であった。

この2度の経験からみて、今回抜本的な改革が望まれることになるのが営業統計である。改革点とは、営業概念を拡大し農業生産から始まる一国生産活動に対する全面的把握＝産業統計を目指す、十全な調査組織を設けセンサス形式の調査を実施する、独自の調査用紙を用意しかつ調査員を介した直接調査を行なう、この調査用紙には営業体の経営状況を把握するために不可欠な質問項目をもれなく盛り込む、これらのためには法的根拠、照査表、調査指令、調査要綱、調査員心得、集計・総括表、等々の直接全数調査（＝センサス）に必要な契機一切を用意しておく、ということである。既存の財務記録に頼った狭い枠に限定され一般行政の末端業務に置かれていた営業調査ではなく、これを営業体の全面的捕捉を目指した直接のセンサスとして実施し、そのために必要な要件を完備するというものであり、要は近代的統計調査に不可欠の要素を備えた調査を実現させるというものである。19世紀に入って、プロイセンに代表してみられるように、ドイツ各領邦国家には行財政機関それぞれの所轄業務から収集された資料を用いることで国土・国民生活・経済状態の現状を包括的に数量把握しようとする、いわゆる国土記述の流れが出てきている。人口や家畜、建物についての統計表と並んで営業表はその典型ともいえるものであった。しかし、これが直接調査による統計作成の進展を阻み統計理論の構築を遅らせる要因ともなっていた。こうした阻害要因の克服を営業統計という最も複雑な統計作成の場面でいかに達成してゆくのか。委員会の力量の試されるところでもある。

II. 議事録の中の営業調査 第 I - III 会期

1. 当初の構想

1. この 81 回の会議中、営業統計二関する審議はその最も後の時期に集中している。⁸⁾ 報告の最終号が営業統計に関してのものであったことから予想されるように、調査の理論的・技術的、また組織的な面で他の統計にはない難問を抱えていたためである。

営業統計についての審議が議事録に最初に残されるのは、第 I 会期の第 20 会議 (1870 年 2 月 9 日) においてである。人口や商業などの重要な部門統計については拡充委員会発足とほぼ同時に設けられた専門委員会を含めた小委員会によって検討が始められていた。営業統計についても同じように小委員会が設置され、早くから営業調査の「構想」(Anlage) を練っていた。第 20 会議において、そこから初めてその構想が提出され、これがまずは了解されたとある。それは来るべき営業調査の大枠を定めたものであり、今後の審議の方向を規定する計画案としての意味をもつ。しかし、その細かな点も含んだ実行可能性については委員会としていまは情報不足なため決定は不可能であり、さらなる審議、また調査指令 (Instruktion) ならびに調査書式 (Formular) の作成は中断し、後の会議に廻すとしている。そして、営業調査のより一層の準備のための部門責任者としてプロイセン代表委員で同国統計局長のエンゲルを指名した。

では、上の小委員会の構想とはいかなる内容のものか。13 点の了解事項として提示されているが、内容的には以下の 7 点にまとめられよう。

1. まず、営業を広く産業 (Industrie) として捉え、そこには以下の 8 分野が含まれるとする。

- | | |
|---------------------|--------------|
| a) 農林漁業、果樹栽培、牧畜・狩猟 | b) 採鉱業 |
| c) 狭義の工業、すなわち加工・精製業 | d) 商業と運輸業 |
| e) 銀行・信用業 | f) 保険業 |
| g) 有償のサービス提供 | h) 学術・芸術関係職種 |

2. これら 8 分野を統合した同時の統計作成は不可能である。従い、それぞれの関連分野で当該機関がさまざまな資料を駆使して表作成に当たる分割様式とならざるをえない。ただし、作成の基礎には統一的プランが置かれねばならない。ここから a) における各国の農業担当省による農林業での耕作表と収穫表、また家畜表、b) のプロイセン王国商業=営業=公的労働省によって準備される書式にのっとった鉱山統計といったものが別々に現われてくることになる。

3. 1861 年関税同盟営業表にあった 3 分割様式 (手工業と局所的営業/工場経営/商業・運輸業・サービス業への分割) は取らない。これらは解体され、以下の営業 17 グループへ再編される。

1. 機械・道具・装置、等々の製造
2. 器具製造
3. 金属製品製造
4. 採鉱業と鉱物加工業
5. 化学製品・薬用品製造
6. 食糧品調製・給付、消費物資製造
7. 紡績・織物製造とその光沢仕上・染色・捺染
8. 衣料品・肌着・装身具製造
9. 皮革・フェルト製造
10. 藁・鞣皮・葦・籠・角・木材・骨、等々の製品製造
11. 製紙業と紙製品製造
12. 印刷業
13. 建築業
14. 工芸ならびに演芸関連の営業と職業
15. 商業
16. 流通業
17. その他

しかし、このグループ編成はあくまで素案であり、その確定にはさらなる審議が必要である。

4. 調査される営業については、以下の項目が報告されるべきとしている。

- a) 個別の独立経営の数量と場所
- b) 雇用主数 (性別)
- c) 被雇用者数—以下の区分を伴なう
 - 技術的修養を積んだ、あるいは商業上での監督職員 (性別)
 - 14 歳以上の職人・徒弟・労働者、等々 (性別)
 - 13 歳以下児童 (性別)
- d) 発動機 (Motor) の数量・種類・(可能なら) その力
- e) 特定の作業機械・道具・装置が特徴的な営業では、その数量と種類 (但し、当該営業のためそれらを詳しく表示することは控える)

さらに、任意報告として以下の事柄が取り上げられるべきとしている。

- f) 年間支払給与および賃金総額 (含、現物給付の貨幣額と年間賞与額)
- g) 被雇用者が疾病・災害・老齢障害の場合、また死亡者遺族の場合、その扶助の種類と基準額
- h) 生産場所ごとの最も売れゆきのよい品物や商品の販売価格

5. これらの報告は営業経営者に対する特別の調査用紙—調査票 (Fragebogen)、ないし調査紙 (Zählkarte) —を用いた調査によって収集される。また、人口調査と同様に営業調査のための特別の調査委員会 (Erhebungskommission) を設けるか、あるいは商業会議所や営業会議所、その他の既存機関に調査委員会への参加を要請するかは個々の政府の判断に任せる。

6. 上の 1 にあった銀行統計 (e) と保険統計 (f) の作成は関税同盟統計の内部ではさし迫ったものとはなっていない。しかし、国際統計会議の決議に沿う形での資料収集・公開が望まれている。⁹⁾

サービス統計 (g) は目下のところ作成困難であり、見送らざるをえない。また、芸術関連統計 (h) も個々の国家の特殊統計として残さざるをえない。

7. 狭義の営業統計 (c と d) は少なくとも 10 年おきに作成されるものであり、従い、1861 年関税同盟営業表に継ぐ次の営業調査は 1871 年に行なわれるものとする。

以上が構想の骨子である。この小委員会構想は第 3 回目の関税同盟営業調査を念頭に置いて作成されたものであるが、これまでの 2 度に渡る営業表を抜本的に改革し、先のファブリチウス報告に沿ってより十全な営業統計に近づけようとする意図を表わしたものとなっている。

2. 営業統計小委員会にはリリュウ (王立商工業アカデミー校長)、ハウシェコルネ (王立鉱山アカデミー校長)、統計専門家のマイツェンやシュワーベ、ウェーバーやヘルマンらのベルリン大学教授、当時ハレ大学教授でドイツ小経営に詳しいシュモラーら合せて 9 名が名を連ねることになるが、¹⁰⁾ この当初段階での営業統計改善の素案はプロイセン王国統計局の業務に長年携わってきた同国参事官マイツェンとベルリン市統計局長シュワーベの手によったものと考えられる。とりわけマイツェンの場合には、エンゲルの営業統計観を大きく受け入れた素案作りに当たったと推察される。

そこではまず、これまでの関税同盟営業表の作成様式が完全に否定され、営業表の二分法 (さらに三分法) が放棄されていることが重要である。これはエンゲルの年来の主張が初めて公認されたということでもある。しかも、狭義の営業枠を壊して営業統計から産業統計への拡張が考えられている。当時のドイツの産業活動を 8 部門にまとめ、これを広義の営業とする。とはいえ、部門すべてを包摂した営業調査の実施は目下のところ無理であり、農業や鉱山業の特定部門については別形式の資料収集によらざるをえないとし、結局、狭義の営業と商業・運輸業部門への調査に限定しようとしている。しかし、これまでの営業表にあった基準のあいまいな部門分割は採用しない。これは 17 の分野区分に改編され、そこでは経済活動別分類が取られている。

また、固有の調査用紙を用いた直接調査が想定されている。調査票には、各営業体における性別雇用主数/被雇用者数とその性・年齢・地位別構成/物的設備・装置、これらの項目を軸にしながら、さらに支払給与額/福祉・厚生関係/販売商品価格、こういった面まで調査を拡げようとしている。

さらに、調査実施機関としてこれまでのような既存行政組織への一辺倒ではなく、調査そのものを

統轄する特別調査委員会の設置、ならびに当該地での営業関連機関との連携を薦めている。

全般的産業統計を断念してはいるが、調査様式の点では旧営業表の下での欠陥が明確に認識され、その克服の途が提示されている。それは、「営業経営者に対する特別の調査用紙」の作成とその合理的運用がここで初めて提起されていることである。

しかし、この後営業統計についての審議は中断する。やはり、人口統計や流通統計、関税・税統計に関する検討が先行し、営業統計問題が本格的に取り上げられるのは第Ⅲ会期の後半、1871年5月以降のことである。ただ一点注意すべきことは、第Ⅱ会期中の第28会議(1870年7月8日)の席上、先に営業統計の部門責任者を任されたエンゲルによって営業統計に関する詳しい報告(Referat)があった。これはプロイセン統計局が1810年代以降作成してきた営業表に対する反省と営業調査の各国における実施事例の比較を踏まえ、ドイツ営業統計の改善の必要性を訴え来るべき営業調査のあり方についての提言を含んだものである。これは印刷物として『王立プロイセン統計局雑誌』(第10巻・1870年、第11巻・1871年)に掲載されてもいる。¹¹⁾ この中に織り込まれた構想はその後のドイツにおける営業統計作成をめぐる審議の基本指針となってゆく。

2. 審議再開

1. 第Ⅲ会期の第55会議(1871年5月19日)から営業統計の審議が再開されている。この会議からはマイツェンとシュワーベ以外の小委員会専門家(ハウシェコルネ、リリュウ、シュモラー、シュテューベ、等々)の多くが審議に参加するようになる。この時すでに、営業小委員会の手によって、工業=商業=運輸業統計に関する調査の「実施規定」(Ausführungsbestimmung)全26項の草案が準備されており、翌日の56会議の2回にまたがり、まずその前半13項までを逐次検討し確定してゆくことになる。ここでの審議ではさほど大きな意見の違いもなく、比較的スムーズに結論に達している。それらは次のように11項目にまとめられることになる。

1. 実施周期 人口調査の毎翌年に工業=商業=運輸業の調査を実施する
2. 取り上げる営業種 (附表あり)
3. 調査事項
 - a) 独立営業経営の場所
 - b) 雇用主数 (性別)
 - c) 被雇用者数
技術的修養を積んだ、あるいは商業上の監督職員 (性別)
職人・徒弟・労働者、等々 (年齢14-18/19以上別×性別)
19歳以上の既婚者あるいは結婚経験者数
13歳以下児童 (性別)
 - d) 発動機の種類・種類・(可能ならば)その力
 - e) 特定の作業機と装置に特色ある営業でのその種類・種類さらに望まれる調査事項
 - f) 年間支払給与と賃金 (含、現物給付のある場合にはその貨幣額)
 - g) (信頼できる申告が得られる場合) 労働者のための制度この報告は国家・自治体・共同体の手になる営業からも受け取ること
4. 調査は営業経営者に対する直接質問による。調査当局は、調査のかなり前に営業経営者が営業統計の意義・目的・効用、ならびに方法について十分に説明を受けるよう配慮しなければならない
5. 調査の標準日は5月1日とする。調査が年間に関係する場合には、前暦年にかかわる申告を行なう
6. 調査は管区ごとに地方当局の指導の下で全体として統一的行なわれ、可能な限り特別の調査委員会の指導下で実施される。また、自由意志による調査員をできるだけ広範囲に採用する
7. 調査委員会は地方当局の委員とこの業務に適した個人から構成される。委員会は独立に組織され、委員は名誉職とする
8. 調査委員会ならびに当局の課題には次のものがある
 - a) 記録区 (Aufnahmebezirk) の調査区 (Zählbezirk) への分割 (必要な場合)
 - b) 各調査区内での営業経営に関する事前リストの作成
 - c) 各調査区への調査員 (1名) の配置
 - d) 調査員への業務の周知徹底
 - e) 調査票配布の監督
 - f) 回収された調査票の完全性・正確性の点検 欠落と誤りのあった場合にその補充と訂正

9. 調査区確定では、自計か調査者による記入かによって、前者の場合 200、後者の場合にはその半数の営業経営が含まれるようその大きさを定める
10. 事前リスト作成では、既存の行政資料（営業申告記録・徴税台帳・商業登記簿、等々）を利用する
11. 調査者選定では、課せられた業務を遂行する能力を十分に有し、場合によっては営業経営者の言明を調査票に首尾よく表記できる者を選ぶ

以上である。この中で 1 の調査周期を人口調査の毎次年とすること、7 にある調査委員会を独立組織とすることには少数委員からの反対があったが、草案がそのまま了承されている。また、この第 56 会議の席上、「事前-および管理リスト」(Vor- und Kontorol-List) の草案が提出されている。これは調査区ごとに調査客体（営業経営）の所在を確認する一覧表であり、街区・家屋番号・営業種・営業経営者ないし現場代理人の名称あるいは店舗名・調査用紙の配布と回収の日時、これらが記入されることになっている。いわば照査表の作成である。¹²⁾ これはその後いくつかの小さな修正を経て、委員会末期の第 80 会議で承認されることになる。

2. 第 57 会議からいよいよ調査票そのものの検討が開始され、これが第 59 会議まで続けられる。今回の営業調査では、Ⅰ. 一般営業調査票、Ⅱ. 動力調査票、Ⅲ. 福祉関係調査票、この 3 様の調査票が準備されている。主調査票である調査票Ⅰは以下の 10 項目の質問からなるものとされる。

1. 営業種 主営業／副営業別
2. 他営業の有無 有の場合にはその場所 とくに農業経営の有無
以下の 3-6 は生産を行なっている営業経営者（工場主や手工業者、等々）に対して
3. 主たる生産物あるいは作業の種類
4. 業務区域（作業場・工場・工事場あるいは仕事場）内部での主たる生産物あるいは作業
5. 業務区域（作業場・工場・工事場あるいは仕事場）外部での主たる生産物あるいは作業
6. 作業は 顧客・買手からの直接注文用か、貯蔵・在庫用か、工場問屋・工場商人（単独／複数別）のためか、かれらの提供する原材料の使用の有無、かれらの調達する道具の利用の有無
以下の 7 は工場主を兼ねていない商人に対して
7. 主に商っている物品あるいは商品 卸売／小売／双方別
1-7 のために業務用名刺と扱っている物品あるいは商品の価格目録が添付資料として要求される
8. 経営内部で雇っている人員（調査日／1871 年を通した平均状態）
 - a) 管理・監視・監督・会計職員（除、業務所有者・営業主）（性別）
 - b) その他に雇っている者
 - 19 歳以上（性別）
 - その内の既婚者あるいは結婚経験者（性別）
 - 14-16 歳の徒弟と労働者（性別）
 - 13 歳以下児童（性別）
 - この 4 グループ全体に関する性別と全体の平均数
9. 5 の場合、業務区域外で雇っている人員

その内の独立している営業経営者	業務区域のある場所／他の場所別
その内の独立していない営業経営者	性別と業務区域のある場所／他の場所別
10. 年間（1871 年）の支払給与・賃金総額（含、食糧・住居・自由地、等々の現物給付のある場合のその貨幣額）上の 8a・8b・9 別 単位・ターレル

次いで第 58 会議で、この調査票Ⅰに関し、見落としや重複調査を避けるために上の実施規定 1 に次のような追加を行ない、営業単位の明確化が図られた。すなわち、①ここでいう営業経営は、個人経営であれ、国家・自治体・共同体、株式会社、組合・協同体、これらのどの所有のものであろうとも、それらすべてが計上される、②同一所有者が異なる営業種を経営している場合、また、同一所有者が同種営業を別の場所で独立に営んでいる場合、それらの営業すべてが別々に計上される、③調査員への指示においても、同一経営者により同じ場所で設備や就業者の異なる複数種の営業が営まれている場合には、それぞれの業種ごとに調査票を配布する、またそうでなく単一の調査票の場合でも、営業の種類が明確に識別されるようなところでは、その区分を入れて記入させると明記される。以上の 3 点が確認された。

続いて調査票Ⅱの「動力調査票」の審議に入る。これは、営業経営内で使用されている原動機（Kraftmaschine）につき、使用動力としての人力・畜力・水力・熱気・ガス・蒸気の有無を問い、使用機種と数量、所有や賃借関係、機械の馬力、などを明らかにするものである。委員会はこの使用

動力に風力を追加することとした。さらに、営業種ごとに特徴的な使用作業機と器具について、これを営業分類の「Ⅰ. 岩石と土壌工業」から「Ⅺ. 印刷業」に及ぶ 12 のグループに分け、それぞれに特徴的な生産設備・営業手段を書かせるものとなっている。これには営業分野ごとにかなり細かな技術的専門知識が要求され、他の調査にはない営業調査特有の困難が現われるところであり、小委員会に参加した専門家の経験と知識が総動員された場面でもある。

調査票Ⅲの「福祉関係調査票」は労働者のための福祉制度や厚生施設の有無と内容を雇用主から聞き出すものであり、範囲も比較的少数の重要な「企業」(Unternehmung)に限定されるとしている。ごくわずかな追加と削除を経て、草案がほぼ承認されている。

3. 調査方式をめぐる

1. 以上、第 55-58 会議を通じて調査の実施方法と調査票の内容につき委員会内部でのおおよその意見一致がみられた。ところが、残っていた実施規定の後半部分の検討と成文化に入った次の第 59 会議から、内容的により深刻な問題が提起され、これをめぐる審議が続くことになる。

問題の第 1 点は、調査票の配布範囲に関してである。原案の規定では、以下のようになっていた。

営業関係がごく単純であり、このためそれが営業経営者への直接調査なしに市町村長ないしは調査委員会に正確に知られているような、また地方当局ないし調査委員会的確な判断では、営業経営者からは無回答が極めて欠陥の多い結果しか提供されえないような市町村や調査区では、市町村長ないしは調査委員会が当該営業経営者に対する調査票への記入を自ら実施できる。そうした記入であることは事前-および管理リストの注記欄に明記されなくてはならない。

つまり、営業内容の単純なところや確かな回答が得られそうにもない営業には、調査側による調査票への記入=他計を認めるというものであった。この規定をめぐる、自計・他計問題を越えてさらに基本的な問題として、営業の大小を問わずすべての経営体に対し同じ調査票を用いた調査で臨むことの是非が検討される。つまり、一部の営業では調査票に替えて、質問数を制限した簡便な調査リストを用いた代用法を取り入れてはどうか、というものである。これは、調査の時間的節約や人的物的負担の軽減を考えてのことである。

第 59 会議上、委員リューメリンから以下のような提案があった。すなわち、単なる局所的需要のための経営や補助人 2 人以下の手工業営業、また農業での副営業や年間一時期のみの営業(例、紡績、織物、藁細工、等々の家内工業)の調査では、調査票を介さないで市町村当局の作成する目録=リストないしは調査票をより単純にした調査紙で処理可能ではないか、というものである。これに賛同する委員ベックもこのための記録作成用リストの書式を提示している。

これを受けた委員会の審議では、リューメリン提案を容れて、「すべての質問をすべての営業経営者に向けては必ずしも必要ではない」という結論を得た。ここから、単純な手工業形式の営業に対しては、質問項目を減らした調査リストを別途に用意するということが決議された(ただし、表決は 8 対 7 という微妙なものであった)。ここから、来るべき営業調査は 2 様の調査書式、すなわち小経営用と大経営用に別々の書式をもつことになった(これは新規定の 12 となる)。

次の点は、農業経営などにみられる副営業をどう扱うかという問題である(第 61 会議)。これに関しては、委員エンゲルを始め 5 人によるさまざまな提案があった。エンゲル案では、事前リストの附録に副営業についての一覧表を添付し、調査側がそれを埋めることで処理すべしというものであった。また、ファブリチウス案は主作業場の他に副作業場があればそれを挙げ、自立者/非自立者(例、世帯構成員)別の区分を行なうというものであった。しかし結局、「単に時々にか、あるいはある一時期にか営まれない営業上の副就業は営業統計とは一緒に調査しない」とするヘルツォークの意見が通り、副営業についての調査は今回の営業調査とは別のものとし、織物業などの広範な副営業がみられる場面では、年間使用手織機数の把握を主眼にしてこれを特別報告の形で表示する、ということ意見一致をみた(新規定の 13)。

2. 以上の 2 つの難問を片づけ、引き続き規定原案の残りを検討し、これを新規定の 14-18 として成文化する。この中で注目されるべき項目として以下の点がある。

第 61 会議中、被調査者のプライバシーへの配慮や調査委員会と調査員の点検義務を盛り込んだ規定が承認されている。すなわち、

営業経営者は調査員に記入済み調査票を密封して渡すことができ、その場合、密封された調査票は調査員ではなく調査委員会自体によってのみ開封されることになる。調査票がそのまま調査員に渡された場合には、調査員は記入の完全性を確かめ、欠落や欠陥を補い訂正する義務を有する（新規定・16）。

とあり、密封形式の回答を認め経営体のプライバシー保全に留意し、そうでない場合にはその場での調査員による個票の点検を義務づけている。

また、調査委員会には、次のような仕事が課せられている。

調査委員会は委員会の下に回収された記入済み調査票ないし調査リストをその完全さと内的正確性の面で点検しなくてはならない。委員会は欠落のある場合にはそれを補い、また誤りのある場合にはそれを訂正し、あるいは場合によってはその双方を自ら実施し、その後集められた資料を調査業務に際して気づいた点に関する簡単な文章報告を添えて、委員会が委託を受けた当局へ提出しなくてはならない（新規定・18）。

調査委員会の点検義務を明記しており、従い、上の規定と併せ二重の点検作業を挟むことになる。これらは、調査者と被調査者それぞれの立場の相違に留意しながら、いずれも調査結果の信頼性確保を狙った規定である。こういった規定は直接調査にまつわるものであり、既存行政資料の整理・要約から成り立っていたこれまでの営業調査では必須のものとはされてこなかったのである。

この他、行商営業への調査項目、郵便・電信・鉄道経営の営業調査からの排除、回収期日、海上・沿岸・河川船舶運輸、旅館=飲食店経営、駄賃運輸・馬賃業、音楽・演劇・展示営業グループの営業調査への取り込みと調査項目の検討、こうした点に関する規定草案の審議が続けられている。

この第III会期の終盤の第62・63会議になって、規定草案の最後に残っていた調査票回収後の整理・集計の段取りに関する項目の審議が行なわれている。ここでは各国家と当該地方当局の作成すべき3枚の集計書式（Konzentrationsformular、これは先の3様の調査票に対応して、①営業経営の所有・人員関係、経営形態と規模、年間支払給与と賃金、②原動機と特徴的な作業機・道具・装置、③労働者のための制度、以上の3表からなる）の草案が検討され、これを用いいかにスムーズにライヒ統計中央局での集計・公表へもってゆくかが問題とされている。これら集計作業についての草案提示者はエンゲルである。

エンゲル提案では、集計表はどの国家においても修練を積んだ統計専門家の手によりまとめられ、提案された模範様式にのっとり一定期日までにライヒの統計局へ送付されるべきとされた。しかし、当初1873年末とされた提出期日の妥当性に関し、それでは遅すぎはしないかという疑義が出され、また作業量の膨大さを考えると逐次的な総括が望ましいとする意見もあり、集計用書式用紙の承認のみを終え、細かな実施方法の検討は後日に延期した。しかし、この集計表の設計を通じ、「克服されるべき作業の範囲についてのひとつのイメージが得られた」¹³⁾とある。つまり、調査業務についての全体像が委員会内部で具体的に描かれ、調査の全過程への見通しが立ったということである。

この後、委員会は実施規定の最終的な成文化にはまだ相当の審議が必要であるとし会議の延長を認め、この準備の労をベルリン在住の委員の手に委ね、規定についての結論づけと営業統計についての委員会報告作成を目的にして、約2ヶ月後の7月後半に再開することにする。（なお、5月27日に第III会期最終の第63会議が開かれているが、そこでは集計表の細部についての詰め検討を行ない、その書式を承認して終了している）。

III. 議事録の中の営業調査 第IV会期

1. 規定の成文化

1. 1871年7月31日から8月19日まで計18回の会議をもったのが第IV会期ではあるが、その内の16の会議において、専ら営業調査をめぐる審議がくり広げられている。従い、第62会議でも述べられていたように、主に営業調査を検討するために、拡充委員会がこの第IV会期まで引き延ばされたといえるわけである。

再開直後の第64会議から改めて営業調査実施規定の検討が始まる。この会議の当初、営業統計の

部門責任者エンゲルから、リューメリン提案にのっとり以前に決められた補助人2人以下とする小経営の規模についてはこれを10人以下が妥当とする別の意見があること、また機械利用に関する調査票の拡大と福祉関係調査票の単純化が必要なこと、これらについての指摘があった。

上でみてきたように、これまで小委員会による第55会議で提示された規定原案を逐次検討し、成文化へ向けての審議が行われてきている。新規定としてのその成果を含み、中断期間中にベルリン在住の少数委員の手によって改正案を編む作業が続けられ、この会期当初に、それがメックレンブルク=シュヴェリン代表委員ディップから当初草案26項を変更した全29項に及ぶ実施規定として修正提案された。これにもとづき改めて各項の逐次検討と成文化のための作業が開始する。改正案にある項目の削除や新たな項目の追加を含みながら、まず第64-66会議で以下の14項目までの検討が行なわれている。

- | | |
|---------------|-------------------|
| 1. 営業調査の実施周期 | 2. 独立営業経営の定義 |
| 3. 営業種の体系的分類 | 4. 副営業の除外 |
| 5. 調査項目 | 6. 直接調査の指示 |
| 7. 調査日時 | 8. 調査体制と組織 |
| 9. 調査委員会の人的構成 | 10. 調査当局と調査委員会の任務 |
| 11. 調査区の大きさ | 12. 事前リストの作成 |
| 13. 調査員の資質 | 14. 営業経営の大小区分 |

この第14項に関しては、先のエンゲルの指摘にも触れられていたように、大経営と小経営を区分する基準とそれぞれに対する調査書式をめぐって、委員の間に意見の違いが出てくる。これに関する議論が長々と続くが（これについては後述）、大小区別の基準として就業者10人を取り、大経営には調査票を小経営には調査リストをもって臨むとする暫定的結論を得る。これを踏まえ、次回以降の会議ではこの調査票と調査リストの書式をめぐる検討が続けられている。これを済ませた後の第75・76会議で残りの項目の審議に取りかかる。

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| 15. 調査票・調査紙・調査リストの利用 | 16. 調査指令と記入手引き作成 |
| 17. (削除 副次就業の除去について) | 18. 巡回営業の取扱 |
| 19. 保険業の取扱 | 20. 採鉱業の取扱 |
| 21. 郵便・電信・鉄道経営の取扱 | 22. (削除、調査票の回収について) |
| 23. 密封回答ならびに開放回答に対する調査員の処理 | |
| 24. 回収期日 | |
| 25. 回収された調査票・調査紙に対する調査当局と調査委員会の処理 | |
| 26. 集計様式 | 27. 概括作成・送付期日の指示 |
| 28. ライヒ全体での概括作成 | 29. 出版物としての公刊 |

以上であるが、この後さらにこの規定にはいくつかの変更と整理、表現修正が加えられ、最終的には約1週間後の8月19日の「報告」に添えられた全25項からなる「営業統計調査に関する規定」として成文化され、これが連邦参議院に提出されることになる（章末の附録1「営業統計調査に関する規定」を参照のこと）。さらに、この一般規定にのっとり、全国各地の調査実施部署へ出される調査実施のための「指令」の作成は、それぞれの国家の行政システムや行政制度の多様性を勘案して、当該国家の中央当局の手に任せられることになる。

2. この規定から浮び上がってくる1872年営業調査の性格はどのようなものか。

ここでは、やはり営業が狭義に解釈され、商工業と流通・サービス業に範囲が限定されている。この点では旧来のプロイセン営業表や関税同盟営業表にあった営業概念を踏襲している。当初は可能な限り広義の営業、すなわち産業全般を考え、とくに農林漁業をも営業調査で捕捉しようとする動きもあった。第20会議には「1870/1871年耕作表」の書式草案が提示され、それには農耕地・菜園、牧場・牧草地・泥炭採取地、森林・伐採場、漁場・養魚場、その他、これらにおける利用土地面積、および共同地の利用状況を当該市町村長に報告させるものとなっていた。しかし、直にこの分野は営業調査からは姿を消す。また、軍務や医療関連など多くの除外分野をもち、さらには文化・芸術、教育・宗教、公的職業分野といった多くの非営利的分野も初めから度外視されることによって、全般的産業統計また職業統計からもますます遠ざかっている。

また、採鉱・製錬・製塩業、郵便・電信・鉄道経営、保険業、行商営業、こうした分野は直接の営業調査からは外され、関連行政機関による業務記録にもとづいた別途の調査が考えられている。

こうしたことによって、対象領域の点では狭義の営業概念にもとづいたこれまでの営業表と類似性をもっているのが 1872 年営業調査といえる。しかし、決定的な違いが営業分類にみられる。旧営業表にあった不明瞭な営業 3 分類は放棄され、扱う素材と製品によって経済活動を類別する方向が初めて採用されている。

1872 年営業調査の最大の特徴は調査様式の面で抜本的な改革が図られ、この面では近代的レベルの統計調査に大きく近づいていることである。それは以下の諸点に表われている。

まず、調査を一般行財政の末端業務としてではなく独立業務とみなし、このための実施機関に既存行政機関のみならず各地にできるだけ調査委員会を設置しそこに業務遂行を委託しようとしている。また、可能な限り任意の市民を調査員に動員しかれらに調査の趣旨・方式、また業務内容を周知徹底させようとしている。

上述したように、調査者と被調査者の立場の相違が明確にされ、その上で調査のスムーズな進行と結果の正確性を保持するための指示がそれぞれに明示されている。このためには、被調査者に調査の趣旨を理解してもらうべく事前の説明と、またとくに被調査体の経営内容が他に漏れないよう保護するための配慮を指示している。さらに、調査員と調査委員会による個票点検作業、重複調査や調査漏れのチェック、こうした調査用紙運用にかかわる一連の指示も当事者に与えられている。

特別の営業調査用紙が用意され、原則として被調査者の自計による直接調査が指示されている。その調査項目には、①営業体の経営内容（取扱物件と作業形態）、②そこにおける人的構成（雇用主と被雇用者）と③物的編成（動力と機械）を特徴づける事項が盛られ、人と物の両面から営業経営の実態を捕捉する経営調査への前進がみられる。しかも、これがすべての営業体で調査されることにより、これまでの営業表にあった部門ごとの記載事項の偏倚は消え、表示内容が統一化されることになる。

事前リスト作成から調査用紙配布を経て、集計・概括表作成、そして公表に至るまでの調査過程全般に関して、一貫したプランが事前に用意され、そのために必要な規定と書式用紙が作成されている。また、集計作業の統一化が図られ、さらに結果の公開が約束されている。

以上であるが、これらによってこれまでの関税同盟営業調査とは決定的な違いをもった統計調査が起草されていることが確認できる。この 1872 年営業調査の実施規定のもつ意義は、狭義の営業体に対してではあるが、調査様式の面でセンサス形式の経済統計調査がドイツにおいて初めて構想され、その円滑な実施ための具体的方策が検討され成文化されたところにある。この調査様式規定のもつ歴史的意義は大である。

このことは、これまでの営業表作成の経験を徹底的反省にかけ、その欠陥を洗い出し、近代的調査を実施しようとするドイツ統計家の強い願望に支えられた審議の下で可能となるものであった。また、ライヒ形成に伴う中央と地方の行政組織の整備と一元化を背景にしたことでもあり、さらに拡充委員会内部で先行していた人口調査の審議の中からすでに獲得されていた成果を援用してのことであり、これが営業統計に応用されたということでもある。¹⁴⁾ この点をも含め総合的に考えると、1871 年 12 月の帝国人口調査が全ドイツにおける人口センサスの出発点となったのと同じく、拡充委員会におけるこの営業調査をめぐる審議とまとめられた規定から近代的レベルでの経済統計調査への途が開かれたという歴史的事実を看取することが可能である。調査様式に関する限り、営業表段階の営業統計の欠陥と制約は完全に克服されている。

しかし、依然として重大な問題として残るのは、当初述べたように狭義の営業概念を引きずり、このため産業統計としても職業統計としても不全なものに留まっていることである。さらにつけ加えれば、営業体が点的存在として属地主義の下で捉えられており、営業の線的關係＝組織的関連が不問にされ、個々の営業体が場所ごとに分断され、考えられる業務在所を越えた横のつながりや縦の系列関係は調査の関心から外され、調査用紙の中にはこうした営業組織関係を問う質問事項は一切現われていないこともある。ドイツにおける全般的産業統計を志向しながらも、1871 年の時点ではこの少なくとも 2 点の難問を克服することができなかった。

2. 大経営と小経営

第IV会期中の最大の難問は、すでに分割は決定済みであるがその境界をめぐる委員内部にも異論や反対のくすぶっていた大経営と小経営の線引きに関するものである。先に触れたように、第IV

会期最初の第 64 会議でこの点をめぐって委員内部に意見の相違があることがすでにエンゲルによって指摘されていた。第 66 会議での実施規定 14 の審議中、この問題に関する討論が再燃する。

そこには、1) 営業規模の大小を問わず、やはり営業体すべてに対し同一の調査用紙を用いるべきではないか（この場合、上で検討された調査内容の簡略化が不可欠となろう）という原則論がまだ残り、他方で分割形式を認めるにしても、2) 就業者 2 人以下のものを小経営体とする当初決議された基準はあまりにも低すぎ、これは 10 人以下とすべきではないか、とするエンゲルに代表される意見があり、さらに、3) その小経営に関する調査では、調査用紙を介した直接調査ではなく、リスト形式の調査で代替することも認められるのか、という疑問も出てきている。経営の大小区分についてはこうしたさまざまな意見が提出されている。これをめぐっての議論が展開されるが、結局、ここでは原則論を斥け、エンゲルの主張を取り入れて就業者 10 以下の営業を小経営とし、そこには調査票の質問内容を簡略化した調査紙を当て、さらには場合によっては直接調査ではなく調査側からのリスト調査をもって臨むことを諒とする暫定的結論が得られた（この 10 人に雇用主を含めるか否かについては結論を留保）。

しかしながら、8 日後の第 73 会議で経営体の大小を区分する基準をめぐり議論が再び起り、これは暫定的結論通りエンゲルの提案に沿うような形で大小区分基準を就業者 10 人とするか、それとも当初の決定に戻るかをめぐりものであった。これに関しては、バーデン大公国代表委員ハルデック（同国統計局長）による前者を支持する意見表示があったが、採決の結果、これが拒否される。その後、マイヤーによる調停案が出され、業務所有者を除いて就業者 5 人以下の営業体を小経営とみなし、ここには上の調査紙ないしはリストを利用する、ということで最終的決着をみることになる。

文字通りの妥協案であるが、経営の大小を区別する基準として就業者 2、5、10 人のいずれかが妥当かについての理論的根拠は示されておらず、ことは作業量をどの程度まで軽減できるかという実際的問題にあったように思われる。輩出しつつある大経営の把握を主眼に置きながらも、他に多くの小営業体を抱える国家（プロイセンなど）からすると、基準となる就業者数が大きいほど調査の負担軽減を図れるのではあるが、しかし他方、前近代的な経済構造を抱えいまだ小営業体によって生産基盤が支えられている国家からすると、今回の調査を機会にその実状を把握したいわけで、それらを簡便な調査で済ますことには抵抗が出てくることになろう。この間の妥協の産物が 6/5 人という線引きであったと考えられる。¹⁵⁾ しかしながら、就業者 5 人以下の営業体を小経営とみなし簡易調査で済ますとなれば、営業経営の大きな部分がここに廻され本来の営業調査の対象外とされるわけで、これ果して営業調査の趣旨が活かされるのかという疑問が生じる。

この間、小経営体には別様式の調査書式を是とする結論を受けて、中断を挟みながら第 67 会議から第 74 会議までこの書式用紙の審議が続けられ、大経営に対する調査票と区別された調査紙の書式が確定する。これは文字通り 1 枚の紙の表と裏の中に調査項目すべてを収めるものである。表面は簡易化された営業関係調査であり、裏面には当該営業体で使用されている動力源と原動機に関する調査項目が盛り込まれている。こうして小経営に関する調査では、①この調査紙による直接調査、さらに②既存資料を利用しつつ、被調査者からの口頭回答を調査員がリストに記入することによる代替（＝間接）調査、この双方が認められ、そのどちらをどのような場面で採用するかは各国政府の裁量に任せられるとしている。ただし、このリスト（表式）の書式は委員会の設計するところとなっており、各国からの概要提出に統一性をもたせるようにはなっていない。

大経営に対する調査票の方は、第 74・75 会議において、「Ⅰ．経営形態と人員関係」、「Ⅱ．機械と器具」（「A．動力源と原動機」、「B．作業機と器具」）、という 2 大項目からなる 4 ページに及ぶ詳細な調査票として確定されている。この中で、「Ⅰ．経営形態と人員関係」の把握は営業調査の主眼とするものであり、営業体の生産関係を問うものとなり、調査票の 1 ページ目を占めている。続く「Ⅱ．機械と器具」の方は営業体の物的生産力的側面を取り上げ、営業分野ごとの特殊性を表示するところとなっている。とくに、その「B．作業機と器具」は営業グループごとに内容的相違が大きいため、これを 12 グループに分け、それぞれに固有の生産手段を列記した調査票を作成している。委員会では数度の会議をかけて、各グループで利用されている特徴的な作業機・器具・装置の列記と確認に費やしている。他の調査とは異なる営業調査の特異性と困難が集中して現われる場面でもある。

この調査票と調査紙の書式が字句の訂正を経て最終的承認を受けるのは第 79 会議においてである。

3. 審議終了

1. この第IV会期ではまた、営業の体系的分類も確定されている。営業統計問題が最初に審議された第20会議において、草案としてではあるが、すでに営業分類表が提案第3項に関する附録として添付されていた。基本的にはこれを下敷きにして、改めて第68会議から逐次グループとその中のクラス分けの審議が行なわれ、第71会議で1872年営業統計では17グループ(Gruppe) / 77クラス(Klasse) / 445細目(Ordnung)の体系分類を採用することが決議された(章末の附録2「営業経営の分類」を参照のこと)。

上述したように、第79会議で決着をみたのが調査書式であるが、その前に大経営に対する調査票にある「II. 機械と器具」に関する部分の検討が第71会議から開始され、まずそこで共通調査項目「A. 動力源と原動機」に関する調査書式を定めている。これは、「あなたはあなたの営業で作業機、工作機、運輸手段、器具を動かすために以下のものを利用していますか」という質問であり、以下のように主動力別に使用機械・道具の種類と数量、さらに多くの場合にその能力(力量=馬力)を問うものとなっている。

- 畜力 馬/雄牛別それぞれによる巻上機
- 風力 ドイツ式/オランダ式別の風車
- 水力 1. 水車 2. タービン
- 3. 水圧機関 4. 他の水力機関
- 5. 鋼索伝導による遠隔動力源からの水力利用の有無
- 6. 賃借関係の有無、有の場合のその馬力
- 蒸気機関と蒸気罐
 - 1. 農業用機械 2. 船舶用機械
 - 3. 使用蒸気罐
- 主に蒸気罐を焚くために使用される燃料の種類
- 熱機関
- ガスエンジン
- 圧縮機

項目分類としては比較的簡単ではあるが、個々の項目の内容になると(ことに、蒸気機関と蒸気罐では)、実に詳細を極めたものであり、調査票の「A. 動力源と原動機」用に当てられた2ページ目の大半を占めることになる。次の「B. 作業機と器具」ともども調査項目(機種細目)の設定には高度の専門知識の要求される場所でもある。小委員会に参加した専門委員にはドレスデンやハノーヴァーの高等工業学校々々長や教授の名前がみ々えるが、こうした専門家の知識を援用して作成されたのがこの部分である。

引き続き第72・73会議をかけて、「B. 作業機と器具」の検討を行ない、既述のように、これを営業分類のIからXIIまでに対応させて12グループに分け、それぞれに特有な作業機械と器具・装置を列挙し、回答する営業主がその中から該当するグループひとつを選び、そこに挙げられている機械と器具から、当該営業体に現有するものをマークし、その数量を記入するようになっている。これは調査票の3-4ページ目を埋めることになる。Aと同様、調査項目の設定に際しては専門家の知識を待たねばならないところであり、と同時に回答者側にも多大の負担を要求しなくてはならない部分でもある。そのすべてを紹介することはできないが、一例として第VIグループの繊維業の中にある織物業に対する設問をみてみると、以下のようになる。¹⁶⁾

- a) 織機稼働の準備のために
 - 経糸用糸巻機、横糸用糸巻機、篋結束機
 - ジャカード紋紙打綿機、ジャカード紋紙複写機
 - 経糸剪断機、経糸整糸機、経糸膠接合器、経糸糊接合機、巻付機
- b) 布・亜麻布・絨毯(除、帯・縁)織のために
 - 織機 手織機/力織機別、ジャカード式/ジャカード紋紙なし別、幅3区分別、以上の計12区分別
 - 模様織々機あるいは円筒織機、手動/機動別
 - 絨毯織機、ピロード織機、堅織機あるいはコブラン織機、紗織機、刺繍織機、

繻子縫機

消火器ホース織機、袋織機、コルセット織機

金網織機、馬毛織機

c) 帯・縁(含、金・銀縁)織と装身具調製のために

縁織機、紡糸機(レオン商品用)、手織機、手押織機、ミュール織機、力織機、

笹縁製造機、針金被覆機、紐製造機、ボビン製造機、毛虫糸製造機、芯製造機、

編物製造機、糸巻機

みられるように、各種の織物営業で利用される機械・装置が網羅されており、営業体の生産設備面の内実に応じた質問となっている。先に61年のプロイセン営業調査におけるエンゲル草案にあった織物業での機械・装置の設問をみたが、ここではそれをはるかに越えたより詳細な質問が用意されていることが分かる。繊維業ではこの織物業の他に、紡績業、靴下製造、レース製造、漂白・染色・捺染・光沢仕上の4亜業種が取り上げられているが、上の織物業に対する設問で挙げられた53機種は紡績業での133種の約1/2.5であり、設問数では全体的には中程度のものとなっている。他の金属工業や機械製造の部門ではさらに紡績業の2倍近い機種種の列挙があり、物的機械・装置の配置状況を細部に及んで把握しようとしている。

以上のように、当時の物的製造・加工部門での生産力レベルを押し量る上で、他には得られない報知内容を調査事項に盛り込んでいるのがこの「II. 機械と器具(A. 動力源と原動機、B. 作業機と器具)」であるといえる。ここに営業統計固有の価値もある。しかしながら、そのような細かな機種に関する調査は統計調査の域を越えたモノグラフィック的調査の領分に踏み込んだものであることは明白である。全般的営業調査にこのような詳細を極めた質問を設定することの是非が問題となろう。拡充委員会ではこれに関する疑義は出てこなかったが、後年の営業調査の実行可能性をめぐる議論の中で大幅な簡略化の対象となるところである。

次に、アルファベット順索引作成が問題として上り、ヴェルテンベルク代表委員ツェラーを議長とするこのための小委員会が設けられており、そこから提示された原案が審議され、それが第80会議で承認された。これは、内容的には同種の営業種でありながら、全国各地でさまざまな名称があるため、それらを網羅しabc順に配列し、営業分類体系でのそれぞれの位置を指示したものである。ここに取り上げられた業種名は1,543にも及んでいる。

2. さらに、この第IV会期では集計表と概括表の書式も大きな問題とされている。調査票なり調査紙・調査リストの数量を集計し、結果を一覧表にする書式が検討されている。第62・63会議で当初起草された3枚の集計表が膨らみ計7表となり、第75および第80会議でそれぞれの様式が検討・承認されている。

1. 国家ごとの個別営業経営に関する総括表

国別にアルファベット順で業種を並べ、主経営/就業者(性別と合計)/使用動力別主経営/副経営(農業/その他別)の数量を表示したもの

2. 保険会社の概括表

各国の県ごとに保険業8種を経営形態別に並べ、調査区内での所在/活動別にその数量を表示したもの。これは後に州さらに国へと集約されてゆく

3. 巡回営業の概括表

各国の県ごとにアルファベット順で商業/その他営業別に巡回営業種を並べ、就業者(性別と合計)数を表示したもの。州ならびに国別の概括も作成される

4. 営業経営の詳細概括表

各国の県ごとにグループ/クラス/細目につき、規模別(就業者人数5以下/6以上)に営業調査票の「A. 経営形態と人員関係」にある調査項目に対応した集計欄をもったもの。州ならびに国別の概要も作成される

5. 動力源と原動機に関する総括表

各国の県ごとにグループ/クラス/細目につき、規模別・使用動力6種別に経営/機械/馬力の数量を表示したもの。州ならびに国別の概要も作成される

6. 動力源と作業機の詳細概括表

各国の県ごとにグループ/クラス/細目につき、規模別・使用動力7種別に具体的機種・装置の数量を表示したもの。調査票の「B. 作業機と器具」にある項目に対応した集計欄をもったもの。州ならびに国別の概要も作成される

7. 作業機と器具の概括表

各国の県ごとに12グループ別に使用されている特徴的な作業機・器具の数量を表示したもの。州ならびに

国別の概要も作成される

この中で、とくに4は92欄、6は197欄をもった集計表となっており、各国地方官庁の担当者にかかる労力は相当のものになることが予想される。第63会議でエンゲルによって、この集計表作成は各国において修練を積んだ専門家の手によらねばならないことが強調されていたところである。

これらが、残っていた事前リストの書式を含め、第80会議までにすべて承認されている。これらは州・県別分類を施して各国家の責任において作成され、所定期日までにライヒ統計中央局へ返送されることが取り決められている。¹⁷⁾ 1・2・3は1873年7月1日、4は1873年末、5は1874年7月1日、6と7は1874年末である。なお、労働者のための制度に関する調査表の集約は統一した書式によるのではなく、その概括を各国家に任せ、それに意見書を添えて1874年末までにライヒ統計局へ送るものとされている

以上、営業調査に関するすべての審査を終了し、最終の第81会議において連邦参議院に提出される営業調査に関する委員会の「報告」(第18号)が審議され、若干の表現修正を容れて承認され、7名の委員がこれに署名した。¹⁸⁾ さらに、この最終的仕上は営業統計の部門責任者エンゲルの手に委ねられることになった。

次いで、エンゲルによる、ドイツ官庁統計の代表者による定期的集会を今後も制度として継続してゆくことが望ましいとする発言があった。

最後に、委員会議長ヘルツォークからライヒ宰相府議長の名による委員と専門家への謝辞が披露され、委員会を代表してマイヤーによる会議の指導に対する議長への感謝表明があった。

こうして、営業調査の審議終了と共に、ドイツ関税同盟統計拡充委員会の1年半に及ぶ全日程も終わりを迎えることになった。時に1871年8月19日午後1時のことである。

おわりに

関税同盟統計拡充委員会は、これまでの関税同盟統計がその基礎において統一性を欠き信頼に耐えうる数値資料を作成してこなかった、このことへの反省から生まれている。例えば、人口調査にあっては、調査日に調査区に現住している実際人口を正確に把握し、これをもって関税決済の基準することが取り決められていたにもかかわらず、各国それぞれにおいて多様な調査様式が採用され、固有の調査用紙を介した統一的直接調査(=人口センサス)にはほど遠かった。関税同盟総会では再三に渡り直接調査による現住人口把握を決議するも、それは実効性を伴うことがなかった。また、2度に渡る営業調査の実施があったが、これも旧来のプロイセン営業表の枠組みに制約され、活きた経済活動の把握を可能にする統計表を提供することができなかった。すでに、1840年代以降、こうした営業表の欠陥はザクセンの統計家(ワインリヒやエンゲル)、また当のプロイセンの経済担当省の批判するところでもあった。

ドイツ圏での統計作成の立ち遅れを問題視し、その改革を試みる動きは過去にもみられた。すなわち、1847年のハノーヴァー出身のプロイセンの官僚レーデンによる「ドイツ統計協会」の創設とその下での全ドイツ規模での統一的な統計収集への働きかけ、48年のフランクフルト国民議会での統計問題の審議(統一的人口調査の実施やライヒ統計局の設立など)、また57年のウィーンでのドイツ統計家会議におけるドイツ圏での同形性と比較可能性を備えた統計作成への模索、こういったものである。広域ドイツの統計としての関税同盟統計であったが、それを越えて先進ヨーロッパ諸国に伍しうる統計作成体制を全ドイツ規模で新たに築く上で、それらの試みが実行力をもつことはなかった。国家と政治、また経済の統合を欠いたまま、統計の統一化だけが先に進むことはありえない。

プロイセンの統計に影響を受けたきたのが関税同盟統計ではあった。しかし、それが包括性や信頼性において大きな欠陥をもったものであることを告発し、その抜本的改革を唱えたのがヘッセンの統計家ファブリチウスであった。これが時の関税同盟参議院を動かし、また多くの国家とその統計作成主導者の賛同を得て拡充委員会開催に結びつき、ドイツ全体にまたがる統計改革へと展開してゆくことになる。拡充委員会での検討とそこから提案はこれまでの改革の動きにはなかった強い指導力をもつことになった。¹⁹⁾

本章では、この中の営業統計をめぐる審議をフォローした。1846・61年に続く第3回目の調査として、1871年に実施の予定されていた営業調査である。拡充委員会での審議もそのような目論見から出発していた。しかし、委員会の審議の中では、これまでの営業表段階の営業統計の影は完全に払

拭されており、営業調査がいち早くセンサス様式で起草され、それをいかに充実させ、実施可能な形に具体化させてゆくかをめぐって議論が進展する。このことは、これまでのプロイセンと関税同盟での営業表に対する強い不満と批判が底辺に潜んでいたことの反映である。しかも、委員会開催中の1871年1月18日にドイツ帝国形成という歴史的経緯が挟まり、改めて帝国レベルでの最初の営業調査として構想されることになった。実施時期も予定より1年遅れの1872年5月に設定されることになった。

このドイツ統一を追い風にして、帝国全体の産業統計として初めてそれを経済センサスの形で作成しようとしたものが営業統計である。だが、諸般の事情から結果的には調査対象を狭い範囲の営業経営に制限せざるをえなく、この点に関してだけはこれまでの営業表の枠組みを引きずることになった。しかしながら、その作成様式の面ではこれまでの営業表段階を完全に乗り越え、近代的レベルでの経済統計調査に大きく近づくことになった。なによりも、営業体に対する経営調査としての質問項目を盛った特別の調査用紙（調査票と調査紙）を用意し、それを介した直接調査によるセンサス形式の調査が原則とされ、その業務遂行もこれまでの一般行財政の末端業務から脱却して、統計数値そのものの獲得を目指した独立の営為とみなされることになった。ここから、事前調査から結果公表までの一連の作業プロセスに一貫性と統一性を保証するための規定が編み出されていった。人口センサスを越えた経済統計の分野でこのような改善が図られたことは画期的なことといえよう。

旧来の営業表作成に関する制約を脱し、合理的な調査用紙と調査方式にもとづく経済（営業）統計を作成する、こうした全ドイツの統計家の願望を結実させたものとして1872年営業調査構想を捉えることができよう。実施規定・調査票（および調査紙）書式・集計書式、営業体系分類、また調査体制と組織（調査委員会）、これらを見る限り、旧営業表の痕跡が消えていることは明白である。残る問題はこの検討結果をいかにしてすみやかに現実化し、経済局面でのセンサスとして成就させるかということである。

注

- 1) A. Fabricius, Bericht des Grossherzoglich Hessischen Zollvereins-Bevollmächtigten für Hannover, betreffend die Statistik des Zollvereins, *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 1, 1873, S. (12). なお、このファブリチウス報告については、足利末男『社会統計学史』三一書房、1966年、序説、に詳しい紹介がある。
- 2) A. Fabricius, Bericht, a. a. O., S. (13).
- 3) A. Fabricius, Bericht, a. a. O., SS. (17)-(18).
- 4) この関税同盟統計拡充委員会の発足の経過については以下の文献による。A. Meitzen, Die Statistik des Deutschen Reiches, *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Rechtspflege des Deutschen Reichs*, Jg. 1, 1871, S. 528ff., *St. d. D. R.*, Bd. 1, 1873, SS. (9)-(11), E. Engel, Die Nothwendigkeit einer Reform der volkswirtschaftlichen Statistik insbesondere der Gewerbestatistik im Gebiet des Zollvereins sowie in allen übrigen Staaten von Europa, *Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus*, Jg. 10, 1870, SS. 143-51.
- 5) 4会期にまたがる会議の開催日時は以下の通りである。
第I会期 第1会議 (1870年1月12日) - 第23会議 (1870年2月12日)
第II会期 第24会議 (1870年7月4日) - 第33会議 (1870年7月16日)
第III会期 第34会議 (1871年4月13日) - 第63会議 (1871年5月27日)
第IV会期 第64会議 (1871年7月31日) - 第81会議 (1871年8月19日)
第2会期終了から第3会期開始まで、約9ヶ月の間隔が空くのは70年7月から71年5月までの普仏戦争の影響による。
- 6) 関税同盟統計拡充委員会の構成メンバーは以下の通りである。
プロイセン；ハッセルバッハ（議長）、ヘルツォーク（後に議長）、エンゲル、ブルクハルト、ヴェント、シェーデ、ベック
バイエルン；マイヤー
ザクセン；ヴァール
ヴュルテンベルク；リュウメリン、ツェラー、リーケ
バーデン；ハルデック
ヘッセン；ファブリチウス
メックレンブルク=シュヴェリン；ディッペ
ザクセン=ワイマール；ヒルデブラント
メックレンブルク=シュトレリッツ；ボキウス
オルデンベルク；ベッカー

ザクセン=コブルク=ゴーター；ヒルツ
アンハルト；ランゲ
ブレーメン；フレーゼ
ハンブルク；ネスマン

以上の延べ22名である。この他に専門家として16名の参加があった。A. Meitzen, *Die Statistik*, a. a. O., S. 535. これほどの叡智が結集して統計問題を集中的に検討した歴史的な事例はなく、後に「ドイツ社会統計」として世界をリードする統計作成体制と統計理論を生み出した原動力をここに求めることができよう。

- 7) A. Meitzen, *Die Statistik*, a. a. O., SS. 535-36.
- 8) 会議の審議内容はその議事録によってすべてを識ることができる。Protokolle über die Verhandlungen der Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins, *St. d. D. R.*, Bd. 1, 1873, SS. 1-66. 以下、この中で営業統計についての審議を追ってゆく。なお、議事録には会議日時・出席者名簿・審議内容・署名（議長、ならびにネスマンとマイヤーが交替で務めた書記）が記録されている。
- 9) ハーグでの第7回国際統計会議の決議にもあるように、各国政府の作成する統計の中に銀行業や保険業に関する統計をも取り入れるべきというのが、当時の国際的動向であった。これについては、E. Engel, *Die Beschlüsse der VII. im Monat September 1869 im Haag abgehaltenen Sitzungsperiode des internationalen statistischen Congress*, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 10, 1870, S. 59ff., を参照。しかし、ドイツではまだその部門での直接調査が不可能であり、営業調査からは外し地方政府の既存記録にもとづいた表式調査に委ねざるをえないということである。
- 10) 営業統計小委員会にはこの他に、ベルリン大学私講師のグローテ、ヴェルツブルクのワグナー教授の参加があり、計9名からなっていた。Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *Berichte der Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins*, *St. d. D. R.*, Bd. 1, 1873, S. 340.
- 11) これは、注4にあるエンゲルの論文「国民経済統計、とくに営業統計の改革の必然性について」、およびその続編「営業統計の改革」(E. Engel, *Die Reform der Gewerbestatistik*, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 11, 1871, SS. 391-408.) を指す。
- 12) 現代の用語では「照査表」ということになる。ただ、1872年調査では調査客体の事前確認のためと同時に、調査員が自己の業務遂行（調査書式の配布と回収）をチェックするための管理表をも兼ねている。ここから「事前-および管理リスト」といわれることになる。
- 13) Protokolle, a. a. O., S. 53.
- 14) こうした調査委員会や調査員の職務規定を始めとする近代的統計調査を実施するための要件については、先行していた人口調査の審議で取り上げられており、その実施規定の中にすでに盛り込まれている。Bericht in *Betreff der Volkszählungen*, *Berichte der Kommission*, a. a. O., SS. 67-88. 桜井健吾「国勢調査に関するドイツ関税同盟統計改善委員会報告（1870年）」『南山経済研究』（南山大学）、第20巻第3号、2006年6月、341ページ以下。
- 15) この点は「営業統計調査に関する報告」の中でも当事者の認めざるをえないところである。「この線引きの境界をめぐっては長い間討論が続けられたが、それは自然的境界というものがなく、あえて引いたどの境界も恣意的であり、なんら一般的に妥当するものがないからである」、結局は「5人で妥協された」(Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, a. a. O., S. 346.) とある。
- 16) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, a. a. O., SS. 379-80.
- 17) ここでいう統計中央局というのは、設立が日程に上っているライヒ統計庁のことを指している。すなわち、後の1872年7月23日に内務省下の一部局として設立された「帝国統計庁」(Das Kaiserliche Statistische Amt) のことである。拡充委員会の大きな審議項目のひとつにこの統計中央庁設立があり、その設立を不可欠とする審議結果が「報告・第11号」(1871年5月26日)として提出されている。Bericht über die Gründung und Einrichtung einer Reichsbehörde für Deutsche Statistik, *Berichte der Kommission*, a. a. O., SS. 263-68. この報告文の起草者はリュウメリンである。
- 18) これに署名したのはヘルツォーク、エンゲル、マイヤー、ツェラー、ファブリチウス、ディッペ、ネスマン、以上の7名である。Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, a. a. O., S. 347.
- 19) 拡充委員会による報告に盛られた営業統計の改革案は、「当時の最良のドイツ統計家の最も誠実な作業の産物であり、これは同時に今日に至るまでドイツ営業調査のいまだに本質的には変わっていない基礎を生み出したのである」(W. Conradt, *Die Zähleinheit der gewerblichen Betriebsstatistik*, *Allgemeines Statistisches Archiv*, Bd. 12, 1920, S. 17.) とされる。さらに、1805年の創設以来、統計局の試みてきた営業統計作成が、適切な（質の高く言明力をもった）統計資料の獲得を通じて19世紀ドイツ社会経済の数量像を提供する点では失敗したと論断するのがホフマンであるが、この挫折は拡充委員会の審議によって克服されたとし、「1869年に設置された関税同盟統計拡充委員会での組織的な概念的作業、これは生業統計の分野ではディーテリチの後継者エルンスト・エンゲルの包括的準備作業に立脚しているが、によって初めて社会経済関係の本質的に信頼できる実質的な統計的把握のための前提が産み出されることになった。それにもとづいて、帝国統計庁によって指導された1882年以降の生業集団調査（営業センサスのこと一引用者）によって、生業活動に関する大きく高められた資料価値をもった数量的資料を調べることに成功した」(F. Hoffmann, *Quellenkritische Untersuchungen*, Stuttgart, 2012, a. a. O., S. 771.) と評されている。

附録 1 営業統計調査に関する規定

1. 一般的人口調査の毎成年に、その最初は 1872 年となるが、ドイツ帝国において工業-、商業-、および流通営業の統計が作成される。
2. この統計は 1 で示された営業のすべての独立経営を包摂するものであり、それらは、個人、同じく国家、自治体、協同体、株式会社、手工業者組合（インヌング）、団体、等々がその所有者であることにはかわりがない。

その際、それぞれの独立営業経営は次のような形で調査される。すなわち、場所的に統合されているか分離されているかかわりなく、同一所有者のさまざまな営業経営に関して、また場所的には相互に分かれ独立に存立している同一所有者の同種の営業経営に関して、その各々が別々に数え上げられ、また多数の所有者に帰属する営業経営ではただ 1 回限り数え上げられる。
3. 調査と表示の基礎には、別表にある営業の分類概括、それと共にそれに附随しているアルファベット順索引が置かれる。そこには取り上げられていないが、事柄からみて工業-、商業-、流通営業に属している営業も調査と表示に際して同じように考慮されるものとする。
4. 調査全般から除外されるものは以下のものである。
 - a) 陸海軍の管理下で営まれている工業上の作業
 - b) 更正・刑罰施設で収容者の就業のために行なわれている作業
 - c) 生産物が単に営業経営者自身の世帯の需用とされている経営
 - d) 単に時々、または一時的に営まれている営業上での副就業
 - e) 農業と牧畜、林業と狩猟
 - f) 保養施設、あらゆる種類の医者・助産婦・医療上の補助者による営業経営、埋葬
 - g) 音楽営業、劇場営業、あらゆる種類の展示場
5. 特別調査が指示されており、そのために全般調査から除外されるものには次のものがある。
 - a) 鉄道経営、郵便経営、電信経営
 - b) 分類概括にある以下の営業経営（内容省略。これは採鉱・製錬・製塩業に含まれる経営のこと一引用者）
6. 1872 年調査では、すべての現存営業経営に対し以下のことが調べられる。
 - a) 場所
 - b) 所有者の名前、ある場合にはその商号
 - c) 経営物件
 - d) 経営形態
 - e) 業務所有者（雇用主）の数量、性別
 - f) 業務所有者以外の経営内就労者（被雇用者）の数量、性・年齢別
 - g) 発動機の種類と数量、また可能な限りその力
 - h) 特定の作業機と作業器具が特徴的な営業の下では、その種類と数量

望ましいのは、次の 2 つの質問について信頼できる申告が期待される場合には、さらに調査が拡張されることである。

 - i) 年間支払給与・賃金総額、現物給付のある場合にはその貨幣額を含む
 - k) 労働者のための制度
7. 保険業での営業経営に関する調査項目の規定。（内容省略）
8. 巡回で営まれている営業経営に関する調査の規定。（内容省略）
9. 7 と 8 の調査は別にして、調査は営業経営者への直接の質問を通じて行なわれる。当局は営業経営者が調査前に調査の意義と質問の様式について十分説明を受けるようにしなければならない。
10. 調査の標準日は 5 月 1 日とする。申告が通年に及ぶ場合、前暦年にかかわる申告とする。
11. 調査は一定の行政区内では地方当局の指導の下に、通常は市町村ごとに、またできうる限り特別の調査委員会を介して、また自由意志による調査員をできるだけ広範囲に引き入れる下で実施される。
12. 調査委員会は地方当局の委員と当該業務に適した他の個人から構成される。委員会は独立に構成される。調査委員会の委員身分は名誉職とする。
13. 調査当局ないし調査委員会の課題は以下の通りである。
 - a) 遅くとも 4 月 1 日までは然るべき調査区を確定する
 - b) 各調査区でその個々の家屋に現存する独立営業経営に関する事前リストを作成し、その後、このリストからその営業経営の所有者、あるいは当地代表者の名前と住所（街区と家屋番号別）が読み取れるものとする
 - c) 各調査区に調査員ひとり配置し、この調査員に自己の業務責任について完全に通曉させること
 - d) 調査業務を指導し監督すること
14. 調査区の大きさを確定する際には、提示された質問への文章による回答が被調査者自身によって行なわれるか、それとも調査員によって行なわれざるをえないかが考慮されるべきである。前者の場合には、住

- 居のまとまっている所では調査区に約 200 の独立営業経営が、後者の場合にはその半分が含まれるものとする。
15. 事前リスト作成に際しては、現存する行政上の営業申請記録、営業税名簿、および営業税台帳、商業登録簿、同じく他の同類の補助手段が利用されるものとする。事前リストは同時に調査員の管理リストとしても利用可となる。
 16. 調査員選定に際しては、当人が自身に課せられている業務を解決するための能力を十分に有し、必要な場合には営業経営者自身の言明をもとにして、質問への文章回答を行なうことができるということに留意すべきである。
 17. 営業経営者への直接質問は（見本にのつった）調査紙、あるいは（見本にのつった）調査票によって実施される。調査紙は単独・複数の業務所有者を除いて就業者 5 人以下の営業経営の下で用いられる。
この営業経営の場合には、（見本にある）リストへの記入によっても行なうことができる。
単独・複数の営業経営者を除いて、一業務場所の内外でまとめて一就業者 6 人以上の各営業経営に対しては、営業経営に対応したグループ記号のある（見本にある）調査票が用いられるものとする。
この調査票はその前半の部分に経営形態と人員関係に関する質問を、後半の部分には該当するグループに対応する限りで動力源と原動機、また作業機と器具に関する質問を含んでいる。
第 6 項の K の下で挙げられている申告を得るためには、紙の色が別の附録が調査票とされ、その形式と内容は見本に具体的に提示されている。
 18. 調査当局ないし調査委員会に当規定に対応した指令を与え、調査紙ないしは調査票への記入手続きを授けることは、地方当局に任せられる。
 19. 営業経営者は記入済み調査紙、あるいは調査票、および調査票の附録を密封して調査員に渡すことができるが、その際それら回答は調査員ではなく調査当局ないしは調査委員会によってのみ開封されなければならない。調査紙、あるいは調査票、および附録が調査員にそのまま渡された場合、調査員は記入の完全さを確かめ、欠落や欠陥を補い正さなければならない。
 20. 5 月 15 日までに調査紙（ないしはリスト）および調査票が回収されねばならない。
 21. 調査当局ないし調査委員会は、送られてきた記入済み調査紙（ないしリスト）、調査票、およびその附録を、その完全さと正確さにつき点検しなければならない。当局ないし委員会は欠落のある場合にはそれを補完し、誤りのある場合にはそれを訂正すること、あるいは場合によってはその双方を自らが引き受け、またとりわけ営業経営の重複調査や調査漏れの生じないよう監督しなければならない。この後、当局ないし委員会は収集された資料を委託を受けた当局へ、調査業務に際して気のついた注意点についての簡単な文章報告を添えて提出しなくてはならない。
 22. 地方政府は原資料の概括への加工が統計当局によって実施されるよう手配することになる。それぞれの国家からこの概括が（設計で）指令ないし指示されている様式と完全さをもって帝国の統計中央局へ伝えられることになる。
 23. これらの概括が個々の国家から帝国の統計中央局へ送られる期限は以下の通りである。（内容省略）
 24. 個々の国家から送られてきた概括は帝国統計局によって帝国全体の概括用にまとめられ、単にそれぞれの国家ないし州、また県における営業の規模と種類のみならず、各営業分野の帝国全体内に占める割合もこの出版物から認識されうるような形で公刊されることになる。
この総括の中では、別様式で作成される採鉱、製錬、製塩の営業経営、同じく郵便経営、電信経営、鉄道経営についての報告も提示されるものとする。
 25. 帝国中央局の公刊物は書籍商を通じて一般公衆の手に入るようにする。

出所) *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 1, 1873, SS. 347-50.

附録2 営業経営の分類

- I. 岩石および土壌工業
 1. 岩石 (5)
 2. 石灰とモルタル (5)
 3. 粘土と陶土、および粘土商品と陶土商品 (9)
 4. ガラス (8)
- II. 金属工業
 1. 貴金属 (11)
 2. 卑金属と合金 (除、鉄) (23)
 3. 鉄と鋼 (23)
- III. 機械、道具、器具、装置、および運輸手段工業
 1. 機械、道具、装置 (10)
 2. 運輸手段 (除、機関車) (4)
 3. 火器と弾丸 (2)
 4. 数学、物理学、化学用の器具と装置 (3)
 5. 時刻測定器 (時計) とその部品 (2)
 6. 楽器 (5)
 7. 外科器具、装置、包帯 (2)
 8. 照明装置、ランプ、等々 (2)
- IV. 化学工業
 1. 大工業の化学製品 (4)
 2. 化学、製薬、および写真術の薬剤 (6)
 3. 染色剤 (除、タール染料) (9)
 4. コールタールとその派生物 (6)
 5. 爆発物と可燃物質 (4)
 6. 廃物と人工肥料 (6)
- V. 燃料と発光材、脂肪、石油、樹脂、ワニス工業
 1. 燃料 (6)
 2. 発光材 (除、脂肪油) (11)
 3. 脂肪と石油 (7)
 4. 樹脂とワニス (9)
- VI. 繊維工業
 1. 絹からの撚糸と織物 (7)
 2. 羊毛と他動物毛による撚糸と織物 (14)
 3. 亜麻、麻、麻屑、黄麻、まお属植物、等々からの撚糸と織物 (8)
 4. 木綿からの撚糸と織物 (8)
 5. 他素材からの織物 (4)
 6. 絹、羊毛、亜麻、木綿、および他材料からのメリヤス編-、ポピンレース編-、鉤針編-、毛糸編-、刺繍商品
- VII. 紙、革、ゴム工業、さらにクッション商品工業
 1. 紙と板紙 (10)
 2. 革と革代替物 (7)
 3. ゴム (弾性ゴム) とグッタペルカ (除、ゴム糸からの織物) (1)
 4. 紙-、板紙-、革-、革代替商品 ; クッション商品 (6)
- VIII. 木材および他の木片材工業
 1. 木材調製 (3)
 2. 平形木材商品 (7)
 3. すべての種類の樽 (1)
 4. 木材、藁、靱皮、葦、等々からの編物商品 (3)
 5. 轆轤商品と彫刻商品
 6. 櫛、刷毛、絵筆 (3)
 7. ステッキ傘、日傘、雨傘 (2)
 8. 木材商品と木片商品精製 (3)
- IX. 食糧品および嗜好品工業
 1. 園芸場 (1)
 2. 植物性食材 (13)
 3. 動物性食材 (9)
 4. 飲料 (13)
 5. タバコ (2)
- X. 衣料および清浄工場
 1. (下着用) リンネル商品と寝具 (3)
 2. 上着、帽子、装身具 (12)
 3. 履物 (2)
 4. 髪・髭手入 (2)
 5. 清浄 (5)
- XI. 建設業 (17)
- XII. 印刷業 (14)
- XIII. 各種営業目的用美術業 (7)
- XIV. 商業
 1. 商品取引 (13)
 2. 貨幣・信用取引 (1)
 3. 発送・委託取引 (3)
 4. 書籍・美術品・楽譜取引、貸本屋 (8)
 5. 取引仲介 (1)・
 6. 補助的商業 (1)
 7. 競売、賃貸、雇用仲介、等々 (6)
- XV. 保険業
 1. 生命保険施設 (2)
 2. 火災保険施設 (除、公的火災保険) (2)
 3. 輸送保険施設 (2)
 4. 雹保険施設 (2)
 5. 家畜保険施設 (2)
 6. 不動産信用 (担保)・動産信用保険施設 (2)
 7. ガラス保険施設 (2)
 8. 他保険分野と混合保険用施設 (2)
- XVI. 交易業
 1. 郵便および電信 (3)
 2. 鉄道 (2)
 3. 国道と都市交通 (3)
 4. 水運 (2)
 5. 飲食と宿泊 (4)
- XVII. 行商 (2)

1) 表中のローマ数字はグループを、アラビア数字はクラスを、また () 内の数字は細目数を示す
 2) 計 17 グループ・77 クラス・445 細目の分類となっている。

出所) *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 1, 1873, SS. 350-56.

第Ⅲ部 営業統計の近代化

—営業センサスの実現—

「社会的な職業構成と生業構成に関するいかに多くのこれまで知られていなかった開示といかに価値ある開示が 1882 年ドイツ職業調査に負っているかが十分に示された。・・・完全性において、おそらくまた信頼性においても、いかなるヨーロッパ諸大国の職業調査といえども、ドイツの職業調査には較べようもない」(ヴュルテンベルク王国統計-地誌局長リューメリン、1882 年)

第7章 1872年ドイツ帝国営業調査の構想

はじめに

前章で明らかにされたように、関税同盟統計拡充委員会の最終報告（第18号）として「営業統計に関する報告」が提示された。1871年8月19日のことである。これは拡充委員会の終了日時でもある。これによって新たな様式にもとづく営業調査が翌72年5月に実施される途が開かれた。19世紀10年代のプロイセン王国の事例を先頭にして、ドイツのいくつかの領邦国家、さらには関税同盟において営業統計の作成が試みられてきた。しかし、それらのいずれもが近代的レベルでの統計調査といえるほどの表示内容と調査様式を備えることはできなかった。爾来、約60年の経験を積んでここに初めて本格的な経済統計調査として営業統計調査が構想されることになった。

当報告は1870年2月9日の拡充委員会第20回会議で営業調査に関する素案が提示された後、いくつかの検討を重ねる中で行きつ戻りつしながら、委員会審議の最終段階でようやく辿りついた結論である。そこには当時のドイツ社会統計が抱えていた難問とその克服をめぐる検討の跡が赤裸々に映し出されている。

報告文の素案作成ならびに最終仕上は、プロイセン王国代表委員で同国統計局長であり拡充委員会の営業統計部門の責任者を務めていたエンゲルの手によるものである。従い、「報告」には当時のドイツ経済統計に対するエンゲルの見解がこれまでの営業統計に対する批判を含めて強く表出している。しかし、この結論に達するまでには、他の多くの委員や専門家による約1年半に及ぶ精力的な検討が必要であった。ここから、社会統計と営業問題に関する最先端の識者がもつ叡智の結晶がこの「報告」ということになり、ドイツ社会統計の近代化をめぐる論点が集中して現われているとみなすことができる。本章の目的はこの「報告」に盛られている内容の検討を通じて、1872年営業調査の基本性格と歴史的位を明らかにすることにある。

I. 営業統計の課題

1. 営業調査の範囲—営業分類—

まず初めに確定されるべきことは、営業調査の包摂すべき範囲である。委員会は今回の調査用に新たな営業分類＝「営業経営の体系的概括」を提示している。これはこれまでの関税同盟営業表、従い、またプロイセン営業表の採用してきた大経営／小経営という2分割法を放棄し、経済活動（営業上の操作あるいは作業プロセス）別と製品別とを組み合わせた17グループ、77クラス、445細目分類を取っている。その内の12グループまでは物的製造・加工・精製部門（狭義の工業）、13・14グループに販売・商業、15グループに保険業、16グループに交易、最後の17グループに行商営業を設けている。

これまでの営業表の二分法が経済活動の実態にそぐわなくなっており、局所的需要に応える小経営とされていた手工業者の中にはすでに「企業家」（Unternehmer）とよばれるべき層が輩出してきており、他方で大規模販売を目的にした営業経営体＝工場には機械制工場のみならず、マニユファクチャーやとくに問屋制家内工業も含まれ、そこに関連する生産単位であれば、たとえ小規模な零細手工業であっても工場生産の枠内に組み入れられていた。この結果、分類項目と表示内容に統一性が欠如せざるをえなかった。このような混乱はエンゲルを初めとする少なからざる論者によって批判され、二分法に替えて営業経営の活動ならびに取扱う対象を基準にした産業分類を採用すべきことが再三に渡り指摘されてきたのである。1870年のエンゲルによる営業統計改革の提言がこのための下敷きになっている。エンゲルは拡充委員会の営業統計部門責任者として営業統計改革を掲げ、経営関係と経営形態、就業者構成・経営規模、そして経営設備（とくに、原動機と作業機の利用）、こうした営業経営の多面的側面を表示対象にした新たな関税同盟営業統計を企画する上で中心人物であり、これまでの営業統計に関しては、その「ほとんど全てが新たに構成されるべきであった」とし、すでにザクセン王国統計局時代から一貫して営業統計改革を主張し続けてきている。¹⁾

このためには、エンゲルは各国における人口調査時の身分と職業分類、営業調査時の営業分類や工

業分類の実例を調べ、またドイツでの営業展示会や世界工業展示会で提示された製品カタログ、各国の関税率目録、等々をこまめに検討している。また、以前の1857年ウィーンでの、また新しくは1869年ハーグでの国際統計会議において、各国産業分類の統一化が検討されてきた成果にも後押しされている。こうして、今回の営業分類は、「ますます進展する分業の下で概括することのほとんど不可能なほど多くの営業」を対象にして、「同類のものをまとめ、現実生活にきちんと密着しながら、かつまた別の側面で分類に対する科学的要求に可能な限り沿うようなもの」が作成されたとある。²⁾

営業統計の力点は「職種あるいは営業経営者個人にではなくて、それは職業場所ないしは経営場所、あるいは営業経営に置かれなくてはならない」。³⁾これを基本命題にして分類を施したということである。この意味は、営業調査は就業者個人に関する職業調査ではなく、あくまで営業経営（＝組織体）が調査の単位になるというものである。旧営業表が手工業での職業調査と工場での施設・設備調査という二元的な起源の下に、ひとつの統計表にその性格からしてもともと異質なものを混在させていた。この不透明さを払拭して、経営体ごとの人的物的ならびに経済的側面に関する営業経営調査として一元化するということである。

とはいえ、今回の営業分類が当初想定されていた農林漁業や畜産部門を除外し、また医療や保健といった公益分野、その他いくつかの排除分野をもつことによって、産業全体に対する全般的経営調査とはなっていない。また、体系的分類には取り入れられたとしても、鉄道・郵便・電信経営、採鉱・製錬・製塩業、さらに、保険業や行商営業に関しては所轄官庁や在地官庁からの特別報告の形で資料収集を行っており、これらは直接調査の対象外とされている。こうした点からみると、今回の営業調査においてもまだ全般的産業統計の段階にまでは達していない。例えば、採鉱・製錬・製塩分野は以前からドイツ各国では鉱山監督局の管理するところのものであり、毎年ないしは5年ごとに提出される業務報告には生産物量と額、経営種類と形態、使用原動機と作業機、就業者構成、賃金、等々に関する報知が含まれていた。これを利用することで、直接調査を経ないでも採鉱業関連分野の経営資料は集まることになっている。こうした業務資料を転用し、営業統計とは別種の統計として挿入しようとしている。⁴⁾

なお、今回の調査では営業の体系的分類の他に、前章でも触れたアルファベット順索引が用意されている。拡充委員会のその審議の末期に索引作成のための小委員会を設け、第80会議でそこからの案を承認している。これは同義語、また同じ営業種でありながらも国や地方ごとに異なったよび方があるため、調査時の混乱を避け数量の比較可能性を確保するため、1,543にも及ぶ営業種名をabc順に並べ、その各々が体系的分類のグループ/クラス/細目のどこに帰属するかを指定したものである。

2. 調査課題

1. こうしてまず、調査範囲が限定されたとして、次に営業経営を特徴づけるためには何を調べればよいか、従い、営業統計の目的は何かということが問題となろう。「報告」はこれに関し次のように説明する。⁵⁾

どの営業も生産を目的にしており、この生産には自然・労働・資本の3要素が必要なため、これら要素の質的量的属性を可能な限り正確に描写することによって営業調査の課題が達成されよう。しかし、その実行には大きな困難がつきまとう。これまでの営業統計の実例を調べてみても、そのほとんどが営業の性格づけに成功しているとはいえない。工業化の最先端国イギリスでも、人口センサス時に職業身分として営業経営者を取り上げるに終わっており、営業経営そのものを対象にした調査は行われていない。こうした調査は方向として、

- ① 人口調査にある個々の住民の身分・職種および労働・雇用関係の項目から営業関係の把握を目指した調査

ということになる。また、他にこれまで次のような方向もあった。

- ② 独立の営業経営者にその営業の性格・範囲を質問する本来の営業統計調査
- ③ 財貨の動きと消費に関し、その種類・度合・方向を調べ上げる商品・輸出入・消費統計調査

とはいえ、②の独立営業調査といっても十全なものにはまだ遠く、これらはいずれも内容的には貧

弱である。また、それらの調査結果が統合されて一国における産業活動の全体像を獲得するというところまでは進んでいない。⁶⁾

営業状態を知る上で、ある都市において特定の営業種に就業者が何人いるかという報知だけでは不十分であり、これに就業者の親方／職人・徒弟関係、使用原材料、使用機械、燃料とその価格、機械の稼働期間、組合や団体への参入、製品の販路、福祉制度の有無、等々、これら一連の経営内容に迫る事項が調べられて初めて営業調査といえることができる。また、こうした調査によって獲得された数量で裏づけられることになる事実には、これまでの営業統計では得られない飛躍的価値も出てくる。こうしたものが本来の望まれるべき営業統計というものであろう。

ここで「報告」は営業調査がもともと物的製造分野—その代表例が都市部での手工業—における就業者の職業調査に端を発していることを看取し、これが人口調査に附随した身分・職種調査であったこと、また、たとえ営業経営そのものを対象にした調査ではあっても調査項目が一面的なものに終わっていたこと、このことに批判的に言及しているのである。とくに、後者ではこれまでのプロイセンと関税同盟での営業表作成の実例を念頭に置いているのは明らかである。⁷⁾

しかし、営業表段階を越えるにしても、営業調査には本来的にいくつかの制約がついて廻る。それはまず上の生産の3要素の内の自然力と営業統計のかかわりの中に表われてくる。自然の力は一国の生産能力を規定する上で大きな影響を及ぼす。例えば、イギリスの海岸に沿って流れるメキシコ湾からの暖流は天然暖房の役割を果し、大掛りな蒸気機関設備（蒸気罐の設置と戸外での気管配置）を可能にし工業生産を支えている。他方、たとえ同緯度であってもドイツの地では厳重な囲いを要し、巨額の設備資金と維持費の出費を余儀なくさせる。自然環境はこうした違いをもたらす。とはいえ、この問題を営業調査で数量的に表示することには困難がある。後述されるように、営業統計では動力源という項目でわずかに風力と水力と経営とのかかわりが問われるのみであり、自然力の一端にしか触れていない。

かてて加えて、他の自然力、特定国家・特定地域での鉱物・植物・動物資源のあり方、さらに国家・地域の地理的配置や条件、これらも営業活動を左右する要因ということにはなる。しかし、それらについても営業調査が直接に関与することはない。また、国民や民族の人種的・人類学的相違、政治や社会の相違にもそれなりの配慮を払う必要もあろう。こうした現象の一連の因果的結合にも配慮するとはいえ、しかしあくまでそれらは営業統計そのものとは疎遠であり、直接的関係は出てこない。それらのごく一部分しか営業統計には浮かんでこない。もともと営業統計はこうした制約をもっている。

さらに注意すべき制約は、産業活動と国民生活とが必ずしも直結しないことである。営業統計の伝えるところでは経済的に栄えている場所ではあったとしても、別の資料からみれば住民は貧困に苦しんでいるところもある。それは例えば、以前から大掛りな産業活動を続けてきた地域が、企業家が引退し他地域に移ったため、その保有するこれまでの成果が当地では活かされず住民だけが貧しいままに取り残されるといったこともあるし、また産業は繁栄しているにもかかわらず、貧窮者層が多くそれに対する社会的扶養への負担が過重なため、衰弱してゆく市町村もみられる、こうしたことである。産業分野の統計＝営業統計は輝かしい経済繁栄を数量の中に映し出すこともある。しかし他方で、国の別分野の統計からは高い死亡率と低い出生率、窮乏化、また社会扶助のため多大の財政支出を余儀なくされる多数の市町村の存在、こうした異なる事実の伝えられることもある。このような営業統計の伝える数量と当該地での住民生活の実態とのずれにも注意を払う必要がある。本来的には営業統計はこうした生産がもたらす社会的な生活への作用にも注意を払い、単に生産の技術的また交換経済的側面の観察に終わってはならないものではある。しかし、こうした側面については目下のところ営業統計では捕捉不可能であり、それに関しては個別産業分野についての実態調査による詳細研究（＝モノグラフィ）に委ねるしかない。これも営業統計の限界である。

2. こうした制約の中で、全般的営業統計の課題とはただ、「すべての、あるいは大多数の営業に特徴的な描写対象（Schilderungsobjekte）を把握する」⁸⁾ こと、こうしたものに留まらざるをえない。このため、委員会がこの描写対象として取り上げ、全営業経営について調査すべき項目として選定するのは以下の4点に限られる。まず、次の2点がある。

- ① 経営形態
- ② 個別営業経営で活動している人力と機械力

これによって、当初いわれた生産要素の自然力と労働に関して、①の経営形態別と、②における人間と機械の地域別配置という側面から捉えることが可能とみる。それほど大きくはない空間領域、具体的にはその地誌的特徴のすでに明らかにされている領域＝県を単位にして、まずは自然力との関連から、そこに現存もしくは利用されている動力源を報告させることである。次いで、とくに労働について雇用主と被雇用者の関係という面から、それぞれの数量とその性・年齢別構成をできるだけ完全に数え上げることである。そして資本要素に関しては、現存する原動機・作業機・作業器具の数量を推論可能にさせる報告を集めることである。上の生産3要素に関して、営業統計によって描写できる対象範囲をこのようにして確定することが可能とみる。就中、拡充委員会が力点を置くのは経営形態での大小の区分であり、その理由として次のことが強調されている。⁹⁾

経営形態に関して、委員会はそこから選ばれた専門家の次のような見解に同意した。すなわち、いまでも営業の小経営と大経営がなんら特定の境界をもたないまま相互に移行しているが、小営業が、主として大営業に対抗しながら、いかなる経営形態の下で維持されているか、これが確かめられるべきである。さらに、委員会はいかなる規模といかなる営業において、ことに独立した工場における工業、あるいは本来の工場工業が家内工業に対峙しているかを調査することに価値を置かねばならないと考えた。

営業経営の大小区分の基準をその就業者数に置くことに加え、これを大営業としての独立工場施設と小営業としての家内工業という形態区分でみようとするわけである。後述するように、調査用紙にはこの点に最大の考慮を払った質問項目が設定されることになる。これに続けて、「報告」が報告収集を望ましいとしたものに、次のものがある。

③ 労働者のための制度 (Einrichtungen)

④ 国民の財 (Nationalvermögen) に労賃として流入する年総額

これによって、これまでの営業調査のもっていた狭隘さを一気に突破しようとする。労働者の労働条件や環境、また賃金についての報知獲得が営業調査で試みられたことはこれまでなかった。とはいえ、これらはあくまでも任意調査の範囲とされ、今回の調査では必須のものとはみなされていない。③は労働者に関する福祉制度と設備の有無を問うものであるが、これも一部の大規模企業に報告提示を求めることに甘んじている。④の労働者の賃金については、営業調査が経営統計とすれば、必須の質問項目ということになるが、当時の調査常識からみてすべての営業経営者から正確な回答を期待することの不可能な分野ということであり、後述するように、比較的大経営用の調査用紙には1項を当てて詳しい申告を求めているが、回答困難とみた者に不回答を可とすることで、これも任意回答項目とせざるをえなかった。

従い、今回の調査はあくまでも①の営業経営体の経営形態別分類と②のその人的物的構成の把握を主眼に置き、経営の内的契機(資本額、生産・販売額、支払賃金額、等々)にまでゆき届いた調査とはなりえていない。従い、狭い枠内での経営調査に留まったものといえよう。この限りでは、これまでの営業表の枠を部分的に引きずっているという批判も当てはまるが、しかしこの2側面での調査が徹底するだけでも(ことに①の経営形態について)、これまでになかった営業調査ということになる。¹⁰⁾

II. 調査用紙

1. 小経営と調査紙

次の問題は、以上の項目が調査の書式用紙の中でどのような質問事項となって具体化されることになるか、ということであろう。

まず、「経営形態」はどのように把握されようとしているか。前章で述べたように、1872年営業調査では経営を営業経営者(=業務所有者)を除いた就業者6人以上/5人以下をもって大小に二分し、それぞれ別様の調査書式をもって臨むことになった。すなわち、前者には表裏1枚の調査紙、後者には4ページからなる調査票を当てることになった。まず、調査紙の方から、この経営形態がどのよう

な設問で捉えられているかをみてみよう（章末の附録1「調査紙書式」を参照のこと）。

上述したように、委員会はいわゆる工場（独立施設での工業生産、あるいは本来の工場工業）と家内工業の対峙がどの産業分野でどの程度進んでいるかに調査の価値を置く。「報告」において、家内工業とは「一部分は大規模工場・購入業務の所在場所に住み、一部分は別の場所に住みながら、それら工場・購入業務のために作業している独立・非独立営業経営者が、大きな工場建物ではなく自宅で、しかしながら雇用主の指示と見本にのっとり、またかれらから与えられる原材料でもって働いているもの」¹¹⁾と定義されている。また近時、原材料のみならず、コストのかかる手工業道具（例、金属製靴下編機やミシン）の貸付けもみられ、これにより生産上昇と雇用主への依存度の増加といった傾向が現われてきており、こうした家内工場も調査に取り込む必要がある。これら家内工業の多くが就業者5人以下の小規模経営にあるとみなし、小経営を対象にした調査紙の中で次のような調査項目を設けている。すなわち、

5. あなたは 主として自前で働いていますか それとも主としてひとりあるいは複数の工場商人あるいは工場問屋のためですか かれらから提供されている原材料は またかれらの置いていった主要道具はありますか

となっており、小経営での独立営業経営（＝自前で働く者）の他に、ここに出てくる工場商人（Fabrikkaufleute）なり工場問屋（Fabrikverleger）によって支配されている小経営体＝問屋制家内工業の態様を掴もうとする。さらに、集計書式には、そのⅡに「経営関係」として、①商事会社と同業組合、②団体、③手工業者組合（インヌング）、④自治体、⑤国家、この5分類で営業の所有形態が類別されるようになっている（附録3「営業経営の詳細概括」のⅡを参照）。実施規定の2にあつたように、調査ではその経営主体の区分に関係なくすべての営業経営体を網羅することになっていた。ただし、調査紙に所有関係を直接に問う項目はない。従い、これは調査時に調査員が識別して当該営業をそのどこかに帰属させることによっている。小経営の場合の経営関係としては②と③がありえるし、またそれらと関係のない個人経営が圧倒的に多いと思われるが、これと経営関係項目によって、当該経営を経営関係別・経営形態—独立（自前）営業／問屋制家内工業傘下の営業—別に分類することが可能となる。

次に、「人力と機械力」項目がくる。この内の前者「人力」は営業経営就業者として捉えられ、調査紙ではこれが、業務所有者（性別）／その他に分けられ、さらに後者は、

- 19 歳以上（性別 その内の既婚者数 合計）
15-18 歳（性別 合計）
14 歳以下（性別 合計）

に細分されている。この就業者数は県別に作成される集計表（附録3「営業経営の詳細概括」のⅥ）にある営業経営の規模別分類と結びつき、これらは13区分中の先の3区分（就業者1人／2人／3-5人）のいずれかに属することになる。

後者「機械力」の方はどのように調べられるのか。これは今回の調査ではこれまでにない大きな拡がりを持ち、調査紙においてもかなり詳しい調査項目が設定されている。手工業経営が想定されるのが小経営であり、まずは使用動力の種類（水力／蒸気力／その他）とその馬力を聞き出した後、毛紡績業、織物業からパン屋、印刷業に及ぶ当時の代表的手工業種を10グループに分け、それぞれで使用されている特徴的な作業機と道具を並べ、該当する機種とその数量を申告させることにしている。さらに、調査紙の裏面1ページを動力源と原動機の調査に取り、水力と蒸気力を動力源にした場合（除動力を賃借りしている場合）のそれぞれにおける機種種が細かに列記され、現存しているものをマークするようになっている。

この機械力の調査において最も関心がもたれていることは、蒸気機関の営業経営に及ぼす影響である。18世紀早々の蒸気機関の発明によって産業構造と規模が大きく変化してゆくが、ドイツにおいてそれが初めて導入されたのは1770年代のことである。このため蒸気機関が工業生産のための共有財産となるにはかなり遅れ、1820年代終わりから30年初めにかけてのことであり、ちょうどいまそれから約50年が経過している。蒸気力は技術力を高め工業生産を拡大させ、営業の自由化を助成し、商工業と通商での活動を拡張させ、「以前は荒廃し貧しかったところに生命と繁栄を押し広げた」。また、「蒸気機関と他の原動機が小経営をいかにして新たな生命で満たすものか」。¹²⁾ こうした蒸気機

関の伝播によってもたらされた積極面は歴然としている。しかし反面で、古い営業形態を大きく混乱させ、手工業経営のもつ長所を損なわせることにもなった。というのは、工場は熟練労働者育成にとっては決して適切な場所とはいえず、手工業が工場に転化してゆくことで小経営での年季奉公にみられる規律と秩序が消え、親方による若い世代への技術と人格における薫陶の場が失われ、内的精神的安定をもてない世代が育ってゆくからである。このような事態がどの程度に進んでいるのか。こうした蒸気力のもつ功罪両面への関心が営業経営者に対する動力源と原動機に関する一連の質問となつてゆく。

調査紙の最後には、先の③の関心、すなわち「労働者のための制度」について、

9. あなたの営業経営に就業している人は、病気時あるいは肉体的損傷時の扶養を目的にして、営業での共済金庫、あるいは坑夫共済金庫、工場金庫、あるいはその他同類の金庫に加入していますか。その男性の数量、その女性の数量

が問われ、就業者の加入している疾病や損傷時の共済基金、等々への加入状況を性別人数でもって調べようとしている。

2. 比較的大規模の経営と調査票

調査で最も力点の置かれた被調査体としてあるのが就業者 6 人以上の比較的大規模といわれる経営である。この場合には、上の関心はどのような設問となって現われてくるか。これを対象にした調査票は「Ⅰ. 経営形態と人員関係」、および「Ⅱ. 機械と器具」からなり、まず、Ⅰにおいて調査紙ともども今回の共通調査項目を、Ⅱでは比較的大経営に固有の物的設備面を詳しく調べようとしている。

まず「経営形態と人員関係」が調査票の第 1 ページにくる（附録 2「調査票書式」を参照のこと）。ここでは経営関係としては、先にみた①から⑤までのさまざまな所有形態別に営業体に分かれることが予想される。また、経営形態については、まず独立経営とその業務区域内での生産活動を問い独立営業体を把握する。次いで業務区域外にありながらその経営内に組み込んだ営業を抱えている場合には、傘下の小経営体を申告させることにしている。すなわち、

5. あなたは、あなたの営業経営のいかなる種類の商品または物件、ないしはいかなる製品を主にあなたの業務区域（作業場、工場、仕事-工事場）の外で、独立したまた独立していない作業員によってかれらの住居内で作らせていますか
8. (質問 5 に該当する場合) あなたは調査時にあなたの業務区域（作業場、工場、仕事-工事場）の外で何人を雇っていますか

	あなたの業務場所のある自治体	別の自治体
独立営業経営者		
独立していない営業経営者		
その内の男		
その内の女		

とある。従い、これは先の調査紙での問屋制家内工業についての設問を別面から支えるものとなっている。ここでは、営業所有者がその業務場所外で他人による家内作業を支配している場合、そこに属する就業者数を独立営業者／非独立営業者別（性別）、居住地別に把握しようとしている。ただし、この非独立営業経営者という用語の含意は不明瞭であり、これが審議された第 57 会議でも「独立していない営業経営者」とはどのような意味をもつものかについての説明はない。後述するように、これは営業経営者の下で働いている就業者と理解するのが正当であろう。

また、業務就業者の調査も調査紙に較べやや複雑になり、個々人が、①業務所有者（性別）、②管理・監督・会計職員（性別）、③その他、この 3 職業地位別に分けられている。②において、先にみた 61 年関税同盟営業表にあった管理職員というあいまいな職位表示は、ここでは中間職員として監督職員や会計職員と同じく被雇用者層に位置づけられている。また③において、当初考えられていた「技術的修養を積んだ者」と「手労働者」という区分は取らないことになった。というのは、昨今では分業が広範囲に広まり、労働者でも直に個別作業分野において相応の技術的力量を身につけること

ができるようになり、本来の技術的修養者との境があいまいになってきたためである。③その他の細分は調査紙と同じである。さらに、これらの総計が調査時点と 1871 年平均のそれぞれについて、性別を伴って計上されることになる。

営業経営の規模別分類では、集計表において業務区域内 13 区分中の 6 人以上に当たる 10 区分と業務区域外 13 区分に分けて表示されることになっている（附録 3「営業経営の詳細概括」の VI）。

次に「機械力」の方は調査票ではどのように調べられるのか。これは調査票の 2-4 ページにまたがり、調査紙とは異なりかなり詳しい報知を求めることになる。すなわち、「機械と器具」という項目の下で、まず、「A. 動力源と原動機」、個々の営業に特殊的な「B. 作業機と器具」、これらが取り上げられることになっている。調査票 2 ページ目が A に当てられ、ここでは調査紙と同様に、利用動力源ならびに原動機とが問われている。

動力源への問いは、単純な畜力や風力に始まり、水力、そして蒸気力、さらに高度な技術的知識による熱機関とガスエンジンの 6 種に及んでいる。それぞれの動力源の下で、それと結びついた原動機械が記されている（例、水力では水車に始まり、水圧機やタービン、他水力機に及んでその数量と馬力、鋼索伝導水力利用の有無、賃借馬力の有無とその量が問われる）。とりわけ、「蒸気機関と蒸気罐」では、I. 農業用、II. 船舶用、この 2 項目においてさまざまな型の蒸気機関の数量と馬力が、また III. 蒸気罐への質問では種々の形式の蒸気罐使用が質問されている。これはまた、蒸気罐爆発の危険性をもった型が各地でどのように配置されているかを探りたいとする希望をも秘めている（この点については調査紙においても同様の関心となっている）。

さらに調査票では、3-4 ページを使い B に関する質問を行なう。ここでは工業生産を 12 グループに分け、それぞれの分野に特徴的な作業機と製造機の現存が詳細に調べられることになっている。¹³⁾最近 50 年間に進展した工業において、新たな作業機と製造機の大量な輩出があるが、これらをその質的量的遂行能力について具体的数量的に表示したものはない。かつては紡績材と織物材、金属商品を扱う少数の製造業に対して、手工業と区別して「マニュファクチャー工業」という名前をつけるだけで間に合った。しかし、いまや全般的に機械が手労働に取って替った。一産業の正しい表象を得るためには、人間の力のみならず、これら機械とそれを動かす原動力の状態をも知悉する必要がある。工業生産での機械化の進展は自然との闘いに有効な手段を提供する。しかし、同時に競争という人間同士の闘いをも激化させる。これらがどのような結果をもたらすのか、地域別分野別の原動機と作業機の比較概観からその判断が得られはしないか。これが今回の「機械と器具」部門での調査目的である。

委員会の検討中、このような前もって機械・装置を列挙した書式を用意するのではなく、当該営業に現存し利用されている物的設備の有無・種類・数量を営業経営者に自由に書かせる（＝いわゆる開放式書式）ことで処理しようとする意見もあった。しかしこれでは、機械制生産が多様に広まった現在、回答が多岐に渡りすぎ、集約困難となる恐れが多分にある。そこで工業生産グループ別に特定の書式を用意し、そこで利用されている特徴的な作業機・作業器具・装置を前もって網羅しておき、該当するものを表記させるという様式を取ったのである。¹⁴⁾

この調査は今後も比較的長期間に渡りくり返し実施される必要がある。このため、かなり詳しい調査を現状描写という観点から行なうが、これは将来実施されるであろう時間的比較（＝歴史記述）のための基礎資料の提供という観点をも含んでいる。ドイツの著名な技術専門家に委員会への参加を求め、かれらの点検と判断を仰いだのも、これら二重の観点を満たすために可能な限り詳細な工学的技術的問題を今回の営業調査で提示しなくてはならないとの考えからである。¹⁵⁾

ただ注意すべきは、今回の調査では作業機と器具の生産高や生産能率についての質問は一切ない。あまりにも詳細な調査になること、また経営内容の深部に触れること、この 2 つの配慮があったと考えられる。従い、あくまでも機械の現存（有無）のみに質問が限定されているが、これが経営形態や就業者の人的関係や賃金についての報知と関連づけられることにより、経済学的また工学的研究に貴重な「宝庫」を提供し、今後の調査にとっての基礎にもなろうとしている。少なくとも営業経営体・就業者・使用原動機、この 3 項目の総数についての営業調査は人口調査に附随させて、毎 5 年ごとに継続実施されるべきであり、その他の詳細事についてはより大きな時間間隔をもった調査で臨むべきである。「報告」は営業調査で取り上げる表示項目についてこのような意義づけを行なっている。

3. 問屋制家内工業

以前から営業調査では家内工業の広範な存在が問題とされてきていた。ザクセンやプロイセンの調査ではこうした家内工業の実態把握なしには一国全体の営業そのものが判明しないともいわれてきた。とくに、亜麻、羊毛や木綿の織物業では農村家内工業が重要な位置を占めてきた。これまでの営業表はこうした家内工業経営を取り上げながらも、それが仲介者によって前貸問屋資本に組織され、結果的に大規模取引に関与することになった場合には「工場」に組み入れられてきた。1846年と1861年の関税同盟営業表でも、問屋資本の傘下にある織物業での家内工業においてはその織機が工場機械、また就業者が工場労働者として計上されている。これでは、問屋システム下にある零細小営業の実態が工場という不明瞭な表現の蔭に隠されてしまう。工場といわれるものの内に複数ある経営形態の種類別分類を欠落させているためであり、手工業／工場という二分法のもつあいまいな区分図式から出てくる弊害といえる。¹⁶⁾

上述したように、今回は就業者5人以下の小経営では調査紙の設問5において、工場商人あるいは工場問屋とのかかわり、提供される原材料と道具の有無を聞き出し問屋制下の営業体を割出そうとしている。また、就業者6人以上の経営の場合には、これも既述のように、設問8において業主（所有者）の雇っている業務区域外の就業者を問い出し、問屋制下の小経営体を掴もうとしている。集計表ではこれが「経営形態」として次のように分類されている（附録3「営業経営の詳細概括」のⅢを参照）。

主として自前で働いている営業経営	
主として他人勘定のために働いている営業経営	材料と道具は自分もち
	材料のみ工場商人もち
	道具と材料は工場商人もち

また、集計表のV「営業経営就業者」には調査票項目そのものが次のように整理されている。

業務区域外部	業務場所の自治体内	独立営業経営者 非独立者（性別） 合計
	業務場所の自治体外	独立営業経営者 非独立者（性別） 合計
	業務区域外部の総計	

業務所在地のある自治体の内外で工場問屋（あるいは工場商人）に雇用されている独立営業経営者、すなわち家内手工業経営者、またその下で働く（非独立者としての）就業者を捕捉しようとする。先にみた調査票での非独立営業経営者という不正確な用語がここでは家内工業経営主に雇われている非独立者に改められている。家内工業での被雇用者（補助人・徒弟、家族労働者）のことである。

以上、これまでの営業表に対する反省の上に立って、先述した経営関係（所有者別分類）といま述べた経営形態（自前営業／他人勘定用）の分類を取り入れ、とくに後者において家内工業の現況把握に大きな力点を置いたものが72年調査用紙であるといえよう。

4. 副業

今回の調査では農業の兼業を小経営体に対する質問に設定している。すなわち、調査紙には、そこでどのくらいの割合で農業が兼業されているかを調べ出そうとして、次の設問がある。

4. あなたはご自分の営業の他に別に農業を営んでいますか

小経営の場合には、もともと農家であったところで手工業が営まれ出す、あるいは特定の単一営業だけでは生活できず農業経営を兼ねざるをえない、こうした事情を考慮したものである。集計表にもこれがそのまま表示されるようになっている。

さらに進んで、調査は農業以外の副業の実態をも把握しようとする。委員会の検討では副業には次の3つの形があるとみなされている。①主営業と同時併行して営まれている副業一例、製粉業主がパン屋を兼業している、商人が保険代理業を営んでいるといった場合、②主営業の休暇中に営まれている副業一例、建築活動の休みになる冬期に多くの左官が屠畜業や織物業を営んでいるといった場合、③単に時々、また一時的に営まれている副業、この3つである。

この内、①の実際に主営業と併行して営まれている副業については、両者ともども申告されるべきとされ、調査紙また調査票の双方において、「最も主だった生産物、または商品、または製品を申告する下での営業経営の詳しい名称」を記入する項目の注意事項として、

あなたが2つ以上の営業を併行して営んでいる場合には、それらをすべて挙げること；また主営業を先に記入すること

が付いている。集計表には営業経営数が主営業／副営業別に計上されることになっている（附録3「営業経営の詳細概括」のI）。また、③の一時的副業については、委員会議長ヘルツォークの見解を取り、今回の調査では除外規定の中に、

d) 単に時々、また一時的に営まれている営業上での副就業

を含めることで、文字通り一時的にしか営まれていない副業は調査範囲外とすることになった。

しかし、②の場合にありうることは、調査が特定の短期間に限定されるため、調査時期に主営業が停止中で副営業のみが営まれているという事態である。このような場合には被調査者はどのように回答すべきなのか。それに関する指示はない。こうした事例に対しては営業の年間停止時間を問うことによってそれに対処すべきとする提案が委員の中からあったが、これは採用されなかった。これによっても副営業についての確かな報知は望めないというのがその理由である。また、前後する主・副それぞれ双方の営業に質問することも提案されたが、経営交替に伴ない別の人的関係（雇用主と被雇用者）が現われてくるために、集約に混乱が生じ確かな就業者数を掴むことができないとされた。

ところが、主営業休止期間のこうした営業の多くは家内工業として営まれているという事実がある。そこで委員会はこうした副業は家内工業主の下に雇われている就業者数の把握で満足せざるをえないとする歯切れの悪い結論に甘んじている。しかし、調査用紙（この場合には小経営を対象にした調査紙）の中に、問屋制下の家内工場とは別にこうした副業としての家内工業に関する設問は見当たらない。結局、時間的に前後して営まれる主営業・副業関係は今回の調査からは把握不可能ということになる。

5. 賃金と福祉制度

1. 調査票ではさらに、その「経営形態と人員関係」において、調査項目のひとつを用いて当該営業において1871年に支払われた賃金が調べられている。それまでの営業表では、資本額、生産高（額）や販売量、支払賃金額、等々の経営内容に触れる項目が記載されたことはなかった。営業統計で賃金総額が計上されるのはこれが初めてである。とはいえ、今回は個別営業における就業者の賃金高に関する統計とはなっていない。就業者の労働時間についての項目がないためである。その意味では、本来の賃金統計とはなりえていない。従い、営業経営全体において当該年に支払われた賃金総額の報知を獲得することに留まっている。ここでの質問は次のようになっている。

9. あなたの1871年に支払った給与と賃金の総額はどれほどですか（例えば、食糧、住居、自由地、等々といった現物給付があればその貨幣価値を含みます）

管理・監督・会計職員へ	ターレル
あなたの営業区域内で就業している他の者へ	ターレル
あなたの営業区域外で就業している他の者へ	ターレル
	合計

拡充委員会も認めているように、この質問は就業者の受取賃金額の統計、つまり賃金統計そのものを目的にするわけではない。にもかかわらず、賃金総額を調べる意図はどこにあるのか。先述のよう

に国民の財、つまりは国民所得に占める賃金部分の大きさを掴みたい、また、それによって生産総量を知りたいという点にある。個別経営者はその使用人数や生産高(額)を申告することを一般的に厭う傾向にある。生産量の正確な数量を得ることは難しく、たとえ個別経営者から聞き出したとしても、複数の生産過程を経て製品が出てくる場合には生産額(価値)の多重計算が起りやすい。他方で賃金総額の方は仕事の総量(生産物総額)と密接に関連し、重複計算も避けうるという利点をもつ。賃金総額にほぼ比例する生産総額の報知獲得が今回の目的とされている。しかも、正確な解答不能な場合や回答することに疑問をもつ者に対して、無回答のままにしておくようにとの指示を与え、この質問が微妙なものであることに気を配っている。

本来の賃金統計では、労働者の就労時間、賃金支払形態(日給、週給、月給、出来高給)、また就業形態(年間を通して就労、特定期間のみ就労、景気状況に応じて変化)、等々についての報知と、また他方で、その労賃が生活手段購入に見合うかどうかをもみるために、その時々々の価格水準を知る必要がある。賃金統計は価格統計と手をたずさえてゆかねばならない。当初、委員会の第20会議では「生産場所ごとの最も売れゆきのよい品物や商品の販売価格」も望ましい調査項目として挙げられていた。しかし、これは営業調査についての審議再開と同時に削除されている。営業調査と同時にそれを行なう困難さが予想されたからであろう。価格調査は今後の課題となる。こう考えると、この賃金部分の調査ははまだ欠陥の多いものといわざるをえなく、将来実施されるはずの本来の賃金統計の礎石となるべきものである。

2. 既述のように、営業の社会的側面の調査として、労働者のための制度とそれへの加入を問う項目が設けられていた。大経営の場合には、小経営と違って労働者のための制度を問う特別の調査票(「労働者の利益のために当てられている制度」)が、しかも主調査票とは質問用紙の色を別(青色)にした附録として添付されている。そこでは、以下の4大項目について詳しい報告を求めるものとなっている。¹⁷⁾

- A. 給与および賃金支払制度
 - 1. 労働者への賃金支払形式
 - 2. 管理的就業者と一般労働者との賃金格差補償制度の有無¹⁸⁾
 - 3. 営業純収益への就業者の参与の有無とその割合
 - 4. 就業者の営業資本参加の有無
- B. 工場貯蓄金庫
 - 1. 貯蓄金庫の有無
 - 2. 営業経営者の出資額あるいは貸出額
 - 3. 営業経営者の受ける利子と担保
 - 4. 営業経営者の金庫管理への関与
 - 5. 労働者に対する金庫加入義務の有無、その額
 - 6. 貯蓄奨励金の有無、その額
- C. 疾病および扶養金庫
 - 1. 個別営業での被雇用者のための金庫の有無
 - 2. 営業分野全体での被雇用者のための金庫の有無、その名称
 - 3. 労働者への金庫加入義務の有無、義務でない場合の任意加入者の割合
 - 4. 金庫の保障額(疾病・損傷・老齢・死亡それぞれ)と期間
 - 5. 金庫の他の目的
 - 6. 設立時
 - 7. 被雇用者の賃金に占める負担割合
 - 8. 雇用主の負担割合
 - 9. 転職者と金庫との関係
- D. 被雇用者の利益になるために設けられた福祉設備と福祉制度
 - a) 食糧 b) 住居と宿舍
 - c) 衣服と洗濯 d) 暖房
 - e) 保健 f) 宗教
 - g) 学習と教養 h) 芸術
 - i) 娯楽と保養 k) 児童保護と児童教育

とはいえ、この附録への記入と提出はあくまで任意であり、営業経営者の好意にもとづくとしている。従い、この部分はアンケート調査ということになる。委員会の意図は、これによって先進的な

福祉制度のドイツ国内での拡がりを知らしめ、遅れている分野にひとつの模範を示すことにあるとしている。また、工業化が社会的荒廃をもたらしているとする憂慮を取り除くためにも、それが人間性に見合った制度を作り出していることを立証する必要もある。これは統計調査というより、各国にみられる福祉制度についての文章報告というものであり、その集約にも別に書式があるわけではない。概括は各国に任せ、これに意見書を添付して1874年末までに帝国統計庁へ送付すべしとなっている。

III. 調査方法

1. 直接調査

今回の営業調査とこれまでの営業表作成との間に決定的違いをもたらすものは、前章でも述べたように、その調査方法にあるとあってよい。営業調査においてはこれまでには直接調査といえるものはなかった。基本的な資料は全国各地で地方官庁の収集する営業税記録に求められていた。しかし、これが多数の小営業体が営業調査から脱漏してゆくもどであり、また営業表そのものの表示形式と記載事項に大きな制約を課すことにもなっていた。営業統計の近代化を妨げていた最大要因がそこにあった。委員会は営業統計調査の成功の鍵は調査ならびに加工の方法にあるとみて、「いかなる様式で、望まれる報知が最も良好に、かつ確実に獲得されるか」¹⁹⁾という問題に真剣に取り組むことになった。その第1の鍵は営業調査で直接調査を実施することである。

すでに人口調査では、世帯個票を用意し世帯主に対する直接質問、すなわち世帯リストへの自己記入(Selbstaussfüllung)を調査方式とすることが決められていた。これに倣い、営業調査においても、この方式を採用することが当初からの方針とされている。人口調査では、すでに1870年2月に成文化されているその「一般規定」の第6項で、次のように規定されている。²⁰⁾

6. 調査は1軒ごとまた1世帯ごとに、調査されるべき者を名前を挙げながら調査リストへ記入することを通じて実施される

事実、後の1871年12月1日の第1回ドイツ帝国人口調査はこの世帯個票を用いた直接調査によって実施されている。しかし、比較的単純な質問からなる人口調査に比べ、営業調査ではかなり専門的で複雑な知識が被調査者にも要求され、これがスムーズにゆくかが危惧されるところである。しかし、この点では委員会の考えは楽観的である。すなわち、営業経営者はその多くが自己の営業経営の内容を知悉し、質問にも正確に回答することのできる知性の持主であるとみた。

次の問題はこの直接調査方式をどの範囲まで拡げるか、という点である。原則論としては、すべての営業に同一の調査用紙を配布すべしという考えがあった。しかし、委員の中から、小経営に対する調査ではこれに代替する様式で臨むことを可とすべしという意見提示があり、これが全体の同意を得る。また、別の一部の委員からは、営業関係が当該当局に周知されているような比較的単純な営業経営の多い地域では、営業経営者への直接質問を介さず、地方当局自身がリストに記入することで処理してよいのではないかという見解も提出された。しかし、近代工業の中でのさまざまな営業関係の錯綜を前にして、当局が単純とみたものが果してそうなのか、そこには恣意的判断が起りうるとして、これは採用されなかった。ここから、今回の営業調査はあくまで直接調査を基本方式とすることが確認された。これにより、「以前の関税同盟諸国の営業統計に比べ著しい進歩が保証されたことは疑いえない。というのは、関税同盟営業統計では調査方法に関してはほとんど何も指示されず、またこの欠陥によってこの統計の価値が大きく損なわれていたからである」²¹⁾とされる。

調査項目の設定に際しては、不明瞭な回答を極力回避するべく、できるだけ簡単に質問が理解されるよう努めたという。本来ならば、一様の調査用紙をもってすべての営業経営者に当たり、これによって調査を統一化するという原則論が採用されるべきであろう。しかし、これは現実にはそぐわないとみなされる。というのは、調査は経営者にとってはかなりやっかいな重荷としてかぶさってき、簡単な調査用紙をもってしても回答獲得が不能になることもありうる。そこで、既述したように、規模小の経営にはさらに簡単な調査用紙(=調査紙)を採用することにし、またこの小経営には地方当局の判断で質問に対する経営者からの口頭回答を調査員がリストに記入(=他計方式)することも是とした。従って、直接調査といいながらそれは完全なものではなく、そこには3種の調査書式方式があり、最後のリストの場合は他計方式を取っている。

規模の大小をどう区別するか、この線引きをめぐるでは委員会内部に意見の違いが生じ、これをめぐって長いこと検討が続いた。そこには客観的基準というものはなく、結局は事業者規模によるかなり「恣意的な」区分が採用された。すなわち、経営主を除いた就業者6人以上の経営を「比較的大きな営業」としこれには調査票を当て、就業者5人以下のものを「局所的需要のために活動している」小営業経営とみなし、調査紙もしくは調査リストをもって臨むとする妥協案が採用された。ただし、調査リストの運用には最後まで少数委員の反対があった。これは、リスト運用では営業表段階の調査レベルを越えることができないとする考えから出てきたものであろう。

2. 調査委員会

委員会のもうひとつの方針は、今回の調査ではあくまでも営業経営者の自発性が尊重されねばならないという点にあった。法的規制のない場合には、いかなる経営者も自己の営業経営内容についての報知提供を強要されることはない。従い、これらの経営者の調査に対する理解と協力が不可欠であり、そのための方策に関し委員会としても万全の配慮を払わなくてはならなかった。これには二重のやり方がある。①被調査者としての営業経営者を対象にし、かれらの理解を得るために事前の説明を周知徹底させること。②調査する側へ営業経営者自身を取り込むこと。これはさらに、各地における調査委員会の設置とそこへの営業経営者の参加、ならびに調査員への営業関係者の採用、この2点に表われている。①は「規定」第9項で地方当局の責任として明記している。②の調査委員会の設置は、これも先行していた人口調査での経験に倣い、その「一般規定」の第5項に、

5. 調査は限定された管区（調査管区）内で地方当局の指導の下、できる限り特別の調査委員会を介して、また自由意志による調査員をできる限り広範囲に引き入れる下で実施されるものとする

とあるのをそのまま援用している。²²⁾すなわち、同じく「営業統計調査に関する規定」の第11項に、地方当局の指導の下に調査は実施されるが、「できうる限り特別の調査委員会を介して、また自由意志による調査員をできるだけ広範囲に引き入れる下で実施される」とあり、調査委員会には地方当局からの委員と多くの営業経営者自身が参加することになっている。そして、この委員会は一般行政とは独立した組織とされ、委員には名誉職という身分が与えられている。人口調査の場合にはこの委員会には当該地の行政官や有力市民、学識者などが参加していた。営業調査では、当該地の多くの開明的営業経営者が委員会を構成することになる。しかも、委員会が主に経営者自体から構成されている場合には、かれらが専門知識の持主であり当該地の営業関係に関しても事情通であることを頼りにして調査を実施することができ、これにより行政当局は調査作業の負担からも免れうる、こうした利点も出てくるとしている。

この調査委員会に課せられた最も困難な仕事のひとつが事前リスト作成であった。当該地での営業経営ないし営業経営者の住所目録作成である。これには地方官庁のすでに作成しているさまざまな記録（営業申告記録、営業税台帳、営業税記録、商業登録簿、等々）が利用されることになる。悉皆調査を目的とする以上、この事前リストの精粗によって調査の全体網羅性が左右される。このリストへの記載項目は以下のようにになっている。

ドイツ営業統計 事前-および管理リスト

記録区 調査区

建物の名称 街区・家屋番号

営業経営の名称 通し番号・名称・グループ

営業経営者ないしは当地代表者の名称、あるいは商号

調査実施書式 調査紙/リスト/調査票

調査員注記

これに続く仕事はこのリストにもとづいて調査区を確定し、そこに調査員を配置することである。「規定」第14項にあったように、調査紙なり調査票を用いて調査が行なわれる区域では1調査区に約200の、経営者からの口頭回答を調査員が替ってリストに記入する場合には約100の営業経営が含まれる。

められるべきとなっている。これを目安にして調査区を割振ってゆくことになる。

調査員に関していうと、人口調査時には地方行政官や中央省庁下級行政官、退役官吏や教師などが採用されていた。営業調査の場合には、上述したように、これらの他に自由意思による営業経営体の職員も採用されている。調査業務遂行に十分な能力をもった人物を調査員に選考して、それらに調査方式を習得させ調査区に張りつける仕事も調査委員会に任されているわけである。

調査委員会の任務に戻ると、次の課題は回収された個票の点検である。密封形式の回答が認められているのは人口調査にはない営業調査の特徴であり、この開封と個票点検は調査員ではなく地方当局と調査委員会の任務とされている。さらに、回収されてきたすべての個票を点検し、記入の欠落と誤りの探索と是正も仕事となっている。従い、事前リストとの照合による重複調査や脱漏の検討、さらに個票点検による正確性の確保、これを済ませた後、回収されたものすべてを調査業務に対する意見書を添付して所轄官庁に送付すること、こうした実査過程にまつわる実質的責任が調査委員会に課せられている。

以上のようにみえてくると、拡充委員会が各地の調査委員会に大きな期待をかけ、調査の成否がその活動にかかっているとみなしていたことが分かる。これまでのように、全国各地の一般行政の末端業務として、十全な準備も配慮も不足したままで実施されてきたのが営業表作成であった。その旧来のスタイルを克服し、調査の業務遂行に関しは可能な限り独立の調査委員会を設け、それを調査の指導・監督機関とし、そこに自発的な調査員の採用とを併せ、広く市民階級の活力を導入しようとするのが1872年営業調査構想であった。

おわりに

エンゲルは「営業統計に関する報告」の最後において、こうして作成される営業統計は、「必ずや行政と学問、そして営業経営者自身に対しても、最も効果的に役立つことになろう」²³⁾と述べている。これまでの営業表への反省を含めて、調査結果が単なる行政資料に終らないことへの自信を表明している。

このためにも、1872年営業調査ではその結果公表にも十全の配慮を払っている。社会の「公器」として統計を通用させるべく、集計様式から概括作成のルールを定めている。各国政府の責任で取りまとめられることになる概括にも特定書式が用意され、この仕事には修養を積んだ統計専門家が就くべきとしている。統計作業に通暁していなく他に多くの経常業務を抱えた部署ではその任に堪えがたく、そこに作業を任せることでは統計の価値が大きく損なわれることを危惧している。しかも、帝国の統計中央局において各国の県別分類を伴った公表を約束しており、「規定」の第25項には、「帝国中央局の公刊物は書籍商を通じて一般公衆の手に入るようにする」と明記されている。

これまでみてきたように、1872年営業調査は企画から実査、集計・公表に至るまで一貫した様式にのっとり実施されるように準備されている。営業統計という最も困難な経済統計の分野で、こうした近代的要件を備えた調査が行なわれることは画期的なことといえる。なるほど、当初の全般的産業統計という目論見は消え、狭義の営業概念を引きずった営業分類を採用せざるをえなかった。また、調査紙ととくに調査票の経営関連事項がより発展した資本主義段階に入りつつある当時の経済構造を把握する上で充分なものであったかといえば、疑問も残る。間屋制家内工業に関する質問のウエイトに較べ、明らかに資本-労働関連の質問が不足しており、また、資本の形態・規模を捉えるための調査項目も不十分といわざるをえない。他方、労働者の営業内での地位構成についての質問は一切ない。こうした欠点を少なからず有している。

とはいえ、歴史的展開はこれまでの遅れを一気に取り戻し、発展の頂点に達しようというものはなかろう。やはり、プロイセン営業表ならびに関税同盟営業表のもつ重圧をはねのけ、その桎梏を脱し、資料源と作成図式に対する反省の中から次期の営業統計を展望するしかない。この反省の内容と度合いが問題である。関税同盟拡充委員会の検討結果はこの点で抜本的なものといえる。ヨーロッパ各国での先行事例をも参照しながら、独立の営業調査としてはヨーロッパ諸国の中で当時の最高水準にあるといつてよいものを構想することができた。

エンゲル自身にとっては、ザクセン統計局時代の55年営業調査の試行、次いで61年のプロイセン営業統計の改革案提示に続く3回目の営業調査との取り組みであった。ドイツ統一という時代背景に支えられ、72年構想には経済センサスとしての営業調査の要素がこれまでになく充満しているといえよう。上記の「報告」作成後に、エンゲルは情報収集のためのベルギー・フランス・イギリスへの

旅行を経験する。その中で、それぞれの国の営業統計作成の現状を見聞し、いずれにあってもその準備・調査組織・調査方法に大きな欠陥を抱えているとし、これに反して今回のドイツ営業調査の「規定」こそはその欠陥克服を可能にするものと自讃している。²⁴⁾

しかし、こうした入念な準備をもって臨んだ1872年営業調査であるが、それは予定されていた1872年5月1日には実施されなかった。その最大原因は1871年12月の人口調査結果の整理・集約に多大のエネルギーが要求され、翌年前半にとうてい営業調査をセンサス形式で実行する余裕がなかったことにある。²⁵⁾では、この1872年営業調査案は机上でのプラン作りに終わってしまったのか。そうではない。この拡充委員会での検討結果はその後もあるべきドイツ営業調査の枠組みを提供し、その上でその時々々の現実的条件との絡み合いの下でセンサスとしての営業調査をいかに実現してゆくかが模索されるのである。²⁶⁾

注

- 1) 拡充委員会の営業調査の方向は、この第II会期中に表わされた営業統計改革に関するエンゲルの論文、E. Engel, Die Nothwendigkeit einer Reform der volkswirtschaftlichen Statistik, insbesondere der Gewerbestatistik, *Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus*, Jg. 10, 1870, S. 141ff., によって規定されたといえる。これは営業統計にまつわる困難を解決してゆくための「支点」を提供したとされている。A. Meitzen, Die Statistik des Deutschen Reiches, *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Rechtspflege des Deutschen Reichs*, Jg. 2, 1873, S. 284. さらにエンゲルはこの後も、ドイツ帝国営業調査の実現に向けて弛みない努力を続けてゆく。その精神は営業統計を行財政資料からの副産物としてではなく、独立した経済統計として近代的レベルに引き上げたいというところにあった。E. Engel, Die Reform der Gewerbestatistik, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 11, 1871, SS. 407-08, Bericht über die Verhandlungen der Kommission für die Revision der Vorschläge, betreffend die Ausführung der Gewerbestatistik im Deutschen Reich, *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 20, Theil 1, 1876, S. I. 63.
- 2) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, Berichte der Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins, *St. d. D. R.*, Bd. 1, 1873, S. 340. とはいえ、これはあくまで相対的なものに留まる。旧来の営業表にあった大経営(工場)/小経営(手工業)の二分法に替えて、製造活動の特徴を基準にして営業体系分類を施したということである。しかし、そこには農林漁業・狩猟の粗生産、畜産、また教育・学術、文化・芸術、宗教、公務・軍務といった非営利的生業分野が初めから除外されており、十全な産業分類には達していない。この点に限れば、これまでの営業表からの束縛を脱し切れているとはいえない。これに関しては、後にエンゲル自身も認めざるをえないところでもある。E. Engel, Bericht, *a. a. O.*, S. I. 63.
- 3) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 340. これはこれまでの営業表にあった手工業での職業調査と工場経営での物的設備調査という二面性を払拭し、経営体を単位にした経営調査の方向に進むということである。
- 4) プロイセンでは1837年来、採鉱・製錬・製塩業に関しては5鉱山管区の各監督局から毎年業務報告が提出され、1854年からはその資料が、*Zeitschrift für das Berg-, Hütten- und Salienwesen in dem preussischen Staate*, として公刊されている。この採鉱業についての業務報告の作成様式は他の領邦国家においても同様である。また、上の保険業と行商営業についても、直接調査ではなく全国各地の行政当局(県庁)の保有する業務記録にもとづき、そこにある数量を用意された概括書式に転記することで資料収集を済ませることになっている。この部分も1872年営業調査がこれまでの営業統計から完全に脱却していないといわれるところである。
- 5) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, SS. 340-47.
- 6) ここで、①の例として念頭に置かれているのは、1846年のベルギー、また1849・61年のザクセンでの人口調査以降、ヨーロッパ各国での人口調査票に職業・生業に関する調査項目が盛られ、これによって人口の産業別分布の把握が試みられていることである。また、直接的には1851・61年のイギリスにおける人口センサスで「貴族や高官・専門職または職業」が問われ、一国の営業関係が就業面から間接的に描写されていることを指している。しかし、これはあくまで個人の属性としての身分と職業であり、営業体のもつ人的物的特徴を捉えようとする営業調査とは性格を異にするものである。②の例はドイツ関税同盟での営業表(1846・61年)、ベルギー(1846・66年)、イギリス(1861年のW. ファーによるプラン)、フランス(1860年)、等々の国での営業調査を想定している。また、③は関税同盟での「いわゆる商業報告」にみられるような商品流通面から窺える全国各地での営業関係のことである。
- 7) エンゲルはこれまでのプロイセンならびに関税同盟での営業表の先駆的意義を認めながらも、その作成方法と表示様式には一貫して批判的見解をもち続けてきた。E. Engel, Die Methoden der Volkszählung, mit besonderer Berücksichtigung der im preussischen Staate angewandten, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 1, 1861, S. 157ff., Land und Leute des preussischen Staats und seiner Provinzen, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 3, 1863, S. 80, を参照のこと。本報告の基底にはこのエンゲルの批判的論調が横たわっている。

- 8) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 342.
- 9) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 343.
- 10) エンゲルの考える本来の営業調査とは、営業の「地理的、経済的、技術的、および社会的状態」を描写対象に据え、それを認識可能にす標識を設定すること、すなわち営業体の経営関係（所有関係）と経営形態別（工場、マニュファクチャー、問屋制家内工業、手工業）区分を前面に出し、その上で経営人員（就業者とその身分構成）と経営規模、経営設備（とくに、利用原動機・作業機）を識別可能にする項目を調査用紙に汲み上げてゆくものである。構想された1872年調査票には生産量や販売量、資本規模といった経営内容により立ち入った項目はないが、営業調査を経営調査として大きく前進させたとする考えがある。E. Engel, *Die Reform der Gewerbestatistik, a. a. O.*, SS. 391-92.
- 11) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 343.
- 12) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 344.
- 13) この12グループは営業分類にある工業分野の第Iクラスから第12クラスに対応している。ただし、クラスII（金属工業）とIII（機械・道具・装置、等々の製造業）、ならびにIV（化学工業）とV（光熱材、等々の製造業）には同じ書式が用意されており、計10グループにまとめられている。これらは最も簡単なものX（衣料およびクリーニング工場）から最も複雑なものVI（繊維業）に渡るが、それぞれの業種に特徴的な作業機・装置、道具・手段が実に詳細に列記されており、この中から当該営業体に現存するものをマークし、その数量を記入することになっている。
- 14) とはいえ、これがあまりにも煩雑であり、被調査者に過重な負担をかけるものであり、統計調査としてはゆきすぎの感が否めない。これを含めて、その後営業調査の実施に当たり、調査項目の「簡易化」が必須とされるものにもなる。
- 15) これは営業統計小委員会に文面ならびに口頭で参加した、フルセ（ドレスデン高等工業学校々長）、ハルティヒ（同校教授）、ならびにカルマルシュ（ハノーヴァー高等工業学校々長）といった工学と技術面での専門家の知識と経験に全面的に依拠したものであろう。しかしながら、統計調査、しかもセンサスとしての調査にあつて、この物的技術面の調査をどこまで広げるかの検討が必要であつたらう。一般的質問項目と較べ、この技術面での質問項目に過重なウェイトがかかっているのが明らかである。議事録をみる限り、拡充委員会でこの兼ね合いにつき審議した跡はみられない。
- 16) エンゲルは1860年にプロイセン統計局長に就任以来、ここに営業統計の最大欠陥があるとみなし、その撤廃を主張し続けることになる。E. Engel, *Die Methoden, a. a. O.*, S. 207, *Land und Leute, a. a. O.*, S. 80, を参照のこと。1872年調査の設計において初めて、旧プロイセン時代から営業表を制約してきたこの二分法方式が取り除かれたということになる。
- 17) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, SS. 386-88.
- 18) これは、System der Unteraccord のことであり、一方の仕事頭・親方・職工長と他方の普通の労働者の間に起こる出来高賃金差を、後者のために補償する制度のことである。
- 19) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 345.
- 20) Bericht in Betreff der Volkszählung, *Berichte der Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins, St. d. D. R.*, Bd. 1, 1873, S. 74, 桜井健吾「国勢調査に関するドイツ関税同盟統計改善委員会報告（1870年）」『南山経済研究』（南山大学）、第20巻第3号、2006年6月、361ページ。
- 21) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 345.
- 22) Bericht in Betreff der Volkszählung, *a. a. O.*, S. 74. 桜井健吾, 前掲資料, 361ページ。
- 23) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 347.
- 24) Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 347.
- 25) 国内での実施は頓挫したものの、この1872年営業調査の構想は1872年8月のサント・ペテルブルクでの第8回国際統計会議に、その組織責任者ペー・セミョーノフ（中央統計委員会議長）の事前了解の下で国際的レベルでの営業統計問題の検討材料として提出されている。すなわち、同会議において、エンゲルが中心となる工業部会と採鉱・製錬部会での論題に取り上げられ、それを軸にして総会提出案が作成されることになる。総会では、可能ならばすべての国で工業の大規模営業に関する直接調査を10年おきに実施することを決議し、そのための2様の質問票書式（A. 個別経営の調査票、B. 労働者に関する制度へのアンケート形式の質問票、ただし、Bは営業経営者の自由意思に委ねられる）を承認している。Aの営業調査票の質問項目設定ではドイツ1872年営業調査が基礎に置かれている。もし、この様式で営業調査を実施できた国があれば、それはかつて人口センサスでベルギーが果たしたのと同じ役割を演ずることになり、ドイツにはその可能性が大きいと目されることになる。E. Engel, *Bericht, a. a. O.*, SS. 1. 60-63.
- 26) 上のエンゲルの自讃の言葉とは別に、当人の手によってまとめられた拡充委員会の「営業統計に関する報告」は「ドイツにおける近代的生業統計の本来的な出現を示すものであった。その最も重要な基礎命題は半世紀以上にも渡りドイツにおける生業統計調査の規範的な指針を構成した」（F. Hoffmann, *Quellenkritische Untersuchungen*, Stuttgart, 2012, S. 164.）としてドイツ営業統計史においても高く評価されている。

附録1 調査紙書式

調査紙 番号

配布先
家屋番号
市町村

街区あるいは居住地区
郡（管区）

以下の申告を行なってください

1. 業務所有者の姓名、もしくは詳しいよび名
2. 商号のある場合にはその名称。それは商業登記簿に登録されていますか
3. 最も主だった生産物、または商品、または製品を申告する下での営業経営の正確な名称
 注意 あなたが2つ以上の営業を併行して営んでいる場合には、それらをすべて挙げることに；また主営業を先に記入すること。その営業施設が、その各々に対してあなたが別々に申告できるほどかけ離れていれば、その各々に対して別々の調査紙が記入されること；この調査紙に書かれた回答がかかわる営業に下線を引くこと
 あなたの業務用名刺、およびあなたの営業経営物件または商品の価格目録のある場合には、それを記入済み調査用紙に添付していただくようお願いします
4. あなたはご自分の営業の他に別に農業を営んでいますか
5. あなたは、主として自分で働いていますか、それとも主としてひとりあるいは複数の工場商人または工場問屋のためですか、かれらから提供される原材料は、またかれらの置いていった主要道具はありますか
6. 調査時にあなたの営業経営で就業している者は何人ですか
 - a) 業務所有者： 性別
 - b) 他の人間： 19歳以上 男 その内の既婚者
 19歳以上 女 その内の既婚者
 15-18歳 性別
 14歳以下 性別
7. あなたは自分の営業経営のために、水力、蒸気力、あるいは他の原動力を使用していますか。それは何ですか、それらの馬力は
 注意 該当する場合、これに関連する裏ページの質問に答えて下さい。あなたが動力をただ賃借りで利用しているだけなら、この質問への回答は不要であり、ただ賃借りしている動力の力についてここで申告されるだけで結構です
8. あなたの営業が以下の内のひとつであれば、利用している作業機ないし工作械の数量を申告してください
 毛糸紡績者：開織機 梳毛機 手紡績機 紡錘
 織屋および織物職人：ジャカード紋紙付手織機 ジャカード紋紙なし手織機 ジャカード紋紙付力織機
 ジャカード紋紙なし力織機
 縁飾職人：手織機 押織機 ミュール織機 紐編機
 靴下製造者：規定品用靴下編機 仕立品用靴下編機 イギリス式丸編機 頭部付丸編機 フランス式丸編機
 手靴下編機 ミシン
 仕立屋 靴屋 帽子製造者 馬具屋 皮革製造者 袋物製造者 手袋製造者：ミシンおよび刺縫機
 指物師 車屋 車大工：平削盤 鑿 帶鋸 丸鋸 穿孔機
 機械工 機械製造者 錠前師 蹄鉄工 工具鍛冶 輪鍛冶 武器鍛冶：機械ハンマー 旋盤 平削盤 フライス盤 穿孔機
 粉屋：碾臼 鋸杵
 パン屋 菓子屋：捏機
 印刷屋 石版印刷屋 銅版印刷屋：手刷印刷機 高速印刷機
9. あなたの営業経営に就業している人は、病気時あるいは身体損傷時の扶助のために、営業での共済金庫、あるいは坑夫共済金庫、工場金庫、あるいはその他の同類の基金に加入していますか、その男性数、女性数

上述の申告が正しいことを証明いたします 署名

出所) *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 1, 1873, S. 369.

附録2 調査票書式

調査票 番号

配布先

家屋番号

市町村

街区あるいは居住地区

郡(管区)

以下の申告を行なってください

I. 経営形態と人員関係

1. 営業経営(業務)の所有者ないし代表者の姓名、もしくは詳しい呼び名
2. 営業経営の商号がある場合にはその名称。それは商業登記簿に登録されていますか
3. 最も主だった生産物、または商品、または製品を申告する下での営業経営の詳しい名称
注意 あなたがこの場所で2つ以上の営業を併行して営んでいる場合には、それらをすべて挙げる。主営業を先に記入すること。その営業設備が、その各々に対してあなたが別々に申告できるほどかけ離れていれば、業務所有者を除いて6人以上の就業している各営業に対しては独立の調査票が、またそこに5人以下の就業している場合には独立の調査紙がそれぞれに渡されます。この調査用紙で示された報告のかかわる営業に下線を引くこと
あなたの業務用名刺、また営業経営物件あるいは商品の価格目録がある場合には、それを記入済み調査用紙に添付していただくようお願いします
4. あなたの営業経営のいかなる種類の商品または物件、ないしはいかなる製品が主にあなたの業務区域(作業場、工場、仕事-工事場)の中で製造されていますか
5. あなたは、あなたの営業経営のいかなる種類の商品または物件、ないしはいかなる製品を主にあなたの業務区域(作業場、工場、仕事-工事場)の外で、独立したまた独立していない作業員によってかれらの住居内で作らせていますか
6. 調査時にあなたの作業場、工場、工事-仕事場、貯蔵所-倉庫、事務所、店舗、販売所の内部で、また旅先で就業している者は何人ですか
 - a) 業務所有者: 性別
 - b) 管理・監督・会計職員: 性別
 - c) その他:
 - 19歳以上 男 その内の既婚者
 - 19歳以上 女 その内の既婚者
 - 15-18歳 性別
 - 14歳以下 性別
7. 質問6の中のaとbで記入済みの者を除いて、あなたの営業経営では1871年に平均して何人が就業しましたか 性別
8. (質問5に該当する場合)あなたは調査時にあなたの業務区域(作業場、工場区域、工事-仕事場)の外で何人を雇っていますか
あなたの業務場所のある自治体 別の自治体
独立営業経営者
独立していない営業経営者
その内の男
その内の女
9. あなたが1871年に支払った給与と賃金の総額はどれほどですか(例えば、食糧、住居、自由地、等々といった現物給付があればその貨幣価値を含みます)

管理・監督・会計職員	ターレル
あなたの業務区域内で就業している他の者へ	ターレル
あなたの業務区域外で就業している他の者へ	ターレル
	合計

注意 質問9に正確に答えることができないか、疑念をおもちの方は、不正確な申告を行なうよりは、回答を保留していただいて結構です
10. あなたの自分の営業経営用のために、水力、蒸気力、あるいはある別の原動力を利用していますか。それは何ですか
注意 該当する場合、これに関係する(ここから続く)裏ページの質問に答えねばなりません。あなたが動力をただ賃借りで利用しているだけなら、この質問への回答は不要であり、ただ賃借りしている動力の強度についてここで申告されるだけで結構です: その馬力数はいくらですか

出所) *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 1, 1873, S. 372.

附録3 営業経営の詳細概括

体系的配列での営業経営（体系的分類順）	1
経営規模 5人以下／6人以上／計	2
I. 営業（業務）経営数	
主営業	3
副営業	4
営業経営 所有者1人	5
所有者2人以上	6
II. 経営関係	
営業経営 商事会社および同業組合	7
団体（除、手工業者組合）	8
手工業者組合	9
自治体	19
国家	11
III. 経営形態	
主として自前で働いている営業経営	12
主として他人勘定のために働いている営業経営 材料と道具は自分もち	13
材料のみ工場商人もち	14
道具と材料は工場商人もち	15
IV. 農業と結びついた営業数	16
V. 営業経営就業者	
業務区域内部 業務所有者 男 女 合計	17-19
管理・監督・会計職員 男 女 合計	20-22
その他 19歳以上男 内既婚者	23-24
19歳以上女 内既婚者	25-26
19歳以上合計	27
15-18歳 男 女 合計	28-30
14歳以下 男 女 合計	31-33
その他の総計 調査時 男 女 合計	34-36
1871年平均 男 女 合計	37-39
業務区域外部 業務場所の自治体内 独立営業経営者	40
非独立者 男 女	41-42
合計	43
業務場所の自治体外 独立営業経営者	44
非独立者 男 女	45-46
合計	47
業務区域外での総計	48
調査時の総計	49
VI. 個別営業経営の規模	
実働業務所有者を含んだ業務区域内就業人員別の営業経営数（1, 2, 3-5, 6-10, 11-20, 21-50, 51-100, 101-250, 251-500, 501-1000, 1001-2500, 2501-5000, 5001以上）	50-62
経営場所外就業者数別の営業経営数（1, 2, 3-5, 6-10, 11-20, 21-30, 31-50, 51-100, 101-250, 251-500, 501-1000, 1001-2500, 2501-5000）	63-75
VII. 給与と賃金	
申告の及ぶ範囲 営業経営 数・全体への割合（%）	76-77
業務区域内の就業者	
管理・監督・会計職員 数・全体への割合（%）	78-79
その他 数・全体への割合（%）	80-81
合計 数・全体への割合（%）	82-83
業務区域外の就業者 数・全体への割合（%）	84-85
業務区域内外の就業者 数・全体への割合（%）	86-87
俸給と賃金 業務区域内の就業者	
管理・監督・会計職員 ターレル	88
その他 ターレル	89
合計 ターレル	90
業務区域外の就業者 ターレル	91
就業者全体 ターレル	92

出所) Statistik des Deutschen Reichs, Bd. 1, 1873, S. 392-93.

第8章 1875年ドイツ帝国営業調査の実施

はじめに

ドイツにおいて、営業統計調査が直接調査の形をとって実施されるのは1875年12月1日である。この年は1871年の第1回目につぐ第2回目の人口センサスの実施年である。これに連結した形で懸案の営業調査が初めて実現している。

とはいえ、75年実施は当初の構想からは3年の遅れである。上述してきたように、もともと関税同盟統計拡充委員会での審議の最終段階(1871年8月)において、営業調査の実施規定や調査書式、営業分類、集計・公表書式の一切が取り決められており、それが人口調査の毎翌年に独立の調査として実施される、このことがすでにその規定に盛り込まれていた。従い、72年5月に最初の営業調査が実現するはずであった。この時点まで営業センサスを独自に実施した国はなく、もしこれが実現していれば、これまでの統計後進国ドイツが一気にその遅れを取り戻す契機になったであろう。しかし、71年の第1回人口センサスの集計・整理作業が予想以上の負担となり、72年に営業調査をセンサス形式で実施することはどうも無理なことが分かり、1年延期となる。ところが、翌73年に入っても営業調査実施の動きは出てこない。営業調査は構想だけが先行し、実施の具体的な条件がそれに見合わなかったということである。対象と範囲を限定したアンケート調査や個別的な独立調査報告(=モノグラフィ)ではなく、全ドイツにまたがる経済センサスとして営業調査を実施する上での困難はまだ大きかった。従い、1861年の関税同盟営業表以来、広域ドイツにまたがる営業統計は不在のままということになる。

74年に入って、こうした状態をドイツ統計にとって由々しき事態とする声が出てくる。そうした動きを背景に、まず連邦参議院において、帝国宰相が営業調査実施に向けてのイニシアティブを取るべしとの決議が採択される。これを受けて、帝国宰相府によってそのための検討委員会が設置され、営業調査を実現させる上での具体的方策の審議が開始する。75年に営業調査を実施するに際し、それを阻む障壁とみなされたものには、ひとつに人口調査と営業調査の同時遂行が禁止されていたこと、次に72年調査案が実に細かな項目を盛り込んだ調査書式を作成したことにある。後者に関しては、とくに営業経営の物的構成面に関してあまりにも深入りしすぎた調査項目を設定し、これは全般的統計調査の枠を越えたものといわざるをえなく、被調査側の回答と調査側の集約・整理、このいずれに関しても過重負担を強いることは明白であり、その実行可能性に対し疑念がもたれたからである。予定されていた72年調査が中止され、73年以降も延期が続いた原因はそこにある。従い、調査項目を大幅に簡略しながらも、しかしセンサス形式を保ったまま、人口調査と併行させて営業調査をどのようにして実現するか、これが問題となる。

本章ではこの75年営業調査の実施を目的にした検討委員会での審議を追跡し、その中でエンゲルが果たした役割に注目しつつ、取り上げられた論題と論点を整理し、その統計方法論上の特質と難点、さらにはドイツにおける最初の営業センサスとしての歴史的役割を明らかにすることを試みる。

I. 営業統計改訂委員会

1. 改定委員会発足

1. 予定されていた72年営業調査は1年延期となった。ところが、73年になってもその実施への動きは封印されたままである。74年8月5日から11日にかけて、翌年12月に予定されている第2回目の人口センサスをめぐる帝国統計庁(長官ベッカーとマイツェン)と各国統計中央部署幹部(13ヶ国からそれぞれ1名。プロイセン代表としてエンゲルが出席)との会議がベルリンにおいて計6回開催され、75年人口調査の方式に関し審議が行なわれることになった。その中で職業統計や営業統計についても議論が波及し、72年営業調査構想の凍結状態は問題であるとされ、これを打破すべく営業調査を75年人口調査に連結させて実現したいという意向がエンゲルやマイツェンの主張に現われてきている。さらに、拡充委員会構成員のひとりでもあったメックレンブルク=シュヴェリン代表ディッペが、「営業統計の作成、同じく関税同盟統計委員会によって提示されたこれに関する規定の

改定が望まれることを明言すべきである」¹⁾との提言を行ない、それが承認されている。そして、審議終了後にまとめられた会議提案の冒頭に、翌75年に営業統計を作成する点での枷となる後述する人口調査規定・第4項の廃棄が提起されている。75年2月13日の連邦参議院の第10回会議でこれを取り上げられ、同院の第Ⅲ委員会（関税・税制度）と第Ⅳ委員会（商業・流通業）の名でもって、「ドイツ関税同盟における人口調査に関する1870年に定められた全般的規定の第4項を廃棄する必要がある」と決議され、「営業統計に関する関税同盟統計拡充委員会の提案の改定を、しかもそれを大幅に簡略するという意味で、審議結果を連邦参議院の決議のために提出する条件の下で一委員会に委託されたい」²⁾とする要請が帝国宰相ビスマルクに提出されている。

71年8月にまとめられた72年営業調査プラン（＝72年構想）を簡略化して実施に移すという趣旨であるが、その前にひとつの関門があった。それは、先の関税同盟拡充委員会で取り決められた「ドイツ関税同盟における人口調査に関する全般的規定」の第4項では、調査側の全勢力を人口調査ひとつに傾注し遂行を保全するために、他の調査との結合が禁止されていた。すなわち、人口調査の被調査者に関する身分や生計源の申告からは農業や営業にかかわる情報が得られないとし、しかもそれらの調査は人口調査に較べてそれほど煩雑ではないとする理由でもって、それら農業や営業についての別途調査を人口調査に連結して実施することを禁ずるというものであった。³⁾これは調査員の負担が過重になり、注意力散漫のために信頼できる人口調査結果が確保できなくなる、こうした事態を避けようとする意図から出てきたものである。従い、規定によれば人口調査と全般的営業調査との同時遂行は不可能となる（ただ、その例外としては住居関係の調査があるのみとされる）。しかし、前年の帝国統計庁と各国統計中央部署幹部との会議では、この規定が各国の統計調査にとって大きな障碍となっていることがいくつかの事例でもって示され、採択された会議提案の初めでその撤廃が進言されたわけである。そこで連邦参議院の上の委員会はその提案を受け、まずこの規定の破棄を決議し、その上で改定のための委員会設置を要請することになった。

連邦参議院の要請を受けて、帝国宰相府は4月に入り、72年構想の改定を目的にした「ドイツ帝国における営業統計作成に関する提案改訂のための委員会」（以下、これを改訂委員会とよぶ）を招集する。帝国宰相府から派遣された帝国枢密上級政務参事官メラーを議長にして、延べ13名の代表（当初は帝国行政から4名、その内の2名は帝国統計庁、プロイセンから3名、バイエルンから2名、バーデン、そしてハンブルクからそれぞれ1名の計11名。途中からザクセンとヴェルテンベルクの代表それぞれ1名が加わる）がベルリンに集まり、同月26日から5月7日にかけての計8回の会議の下で、先の関税同盟統計拡充委員会の連邦参議院への報告（第18号）にあった営業調査の作成様式の改定を審議することになる。⁴⁾改定委員会構成員の顔触れをみると、帝国行政側からの参加が多いこと、またエンゲルやベッカー、またマイヤー、ネスマンの4名は5年前の関税同盟統計拡充委員会メンバーであり、マイツェンは営業統計小委員会に専門家のひとりとして参加し、かつかれらは前年の帝国統計庁と各国統計中央部署幹部との会議参加者であったことが分かる（ちなみに、マイツェンはプロイセン王国統計局の統計学ゼミナールの講師、ベッカーはかつての受講生でもあった）。

2. この会議の眼目は72年構想をどこまで簡略化できるか、そしてそれをもって第2回人口調査と連結させて1875年12月1日に営業調査を実施することが可能かどうかを探ることにあった。

第1回会議で、まず初めに、最大の問題である営業調査の人口調査との連結可能性が問題となる。多くの委員の考えはそれを可能とするものであり、これは72年構想にあった物的構成（＝機械）面での調査を簡略化すること、人口調査用紙の一部分を営業調査用に振り向けること、また人口調査と同じ組織を使って営業調査を併行させること、以上によるとされる。そして、1861年関税同盟営業表の作成以降、営業統計が欠落したままの状態は（ドイツの統計にとっての）「窮境」（Kalamität）であるとするマイヤーの意見が構成員の間で賛同を得ている。そこには、簡略化を推し進め、何とかして営業調査を実現させたいとする強い願望がみえる。

人口センサスとの併行ということで、例えば、単独経営者、また補助人のごく少数な、あるいは使用機械なしの経営といった小規模の営業には人口調査リストや管理リストを有効利用して、そこへの記入で処理できるのではないかという意見が早々に出されている。特定規模以上の営業経営に対してのみ独自の営業調査書式をもって臨むという様式である。これによって圧倒的多数の営業が本来の営業調査の枠から人口調査に回され、準備や実査、集計・加工・公表の労力の大幅な軽減が可能になる。しかし、これに反対し、全営業経営者に対する独自の調査用紙を用意するのが本来の営業統計とする原則論も出される。これは後々まで尾を引く難問となる。

会議中に、エンゲルは営業調査に関する素案を提示する用意ができており、同意があればそれを印

刷に回し委員会に提供したいと発言している。これが承認され、また同時に帝国統計庁のベッカーとマイツェンから別様のプランも用意されているとあり、それと同じように会議に配布されることになる。

第2回会議でエンゲル案と統計庁案が提示される。さらに、プロイセン王国からの委員で以前の関税同盟拡充委員会の小委員会へ専門家として参加した16名のメンバーのひとりでもあったシュテューヴェによる、被雇用者5人以下の小経営を営業調査から除外し人口調査書式で処理する、また所轄官庁からの別途に資料を活用することで調査対象（業種）を削減する、これを通じて簡略化を一層推し進めることができるとするプラン提示が加わる。審議の結果、以上の3案の内、今後の審議の基礎としてはエンゲル案が採用され、統計庁案はその修正（Amendment）として活用され、またシュテューヴェ案はそのつどの関連個所で参照されるべきものとされる。これは簡略化という面ではエンゲル案がより合理的なこと、またこれまでのドイツ営業統計に関するエンゲルの造詣の深さに敬意が払われたこと、以上によると考えられる。そもそも関税同盟統計拡充委員会での72年構想作成を主導したのがエンゲルその人であった。エンゲルは、①営業統計調査に関する規定（全15項）、②営業経営の体系的概括（20グループ/79クラス）、③独立営業経営者に対する調査書式、この3つの素案を提示している。以下の審議では、この①の調査規定の全15項目について逐次検討し、修正案の検討を含めながら、ひとつひとつを賛否採決によって確定し成文化してゆくことになる。

2. 主要論題

これらの審議の内容を論題ごとにまとめて整理すると以下のようなだろう。それらは、委員マイツェンの責任の下に収録された議事録、ならびに後にエンゲルがまとめた「改定委員会報告」⁵⁾から浮び上ってくるものである。（なお、営業調査用紙の設計も重要論題であるが、これについては項を改めて説明する）。

1) 調査対象範囲と営業分類。エンゲル案では少数の特殊営業だけを除いた「全般的」営業調査が構想されていた。すなわち、農業、林業、畜産業をも含んだ営業経営が対象枠に含まれている。しかし、これに対しては、それらが他の営業とは異質な要素を抱えており、連邦参議院でも別様な調査が予定されていることとして異論が出る。これが採択され、対象範囲としては園芸業、漁業、採鉱・製錬・製塩業、工業（含、建設業）、商業・運輸業、宿泊業・飲食業に狭められる。また、エンゲル案では当初から、軍管理下にある工業、郵便・電信・鉄道経営、保険業、医者・弁護士・芸術関連職員、更正施設・刑務所での収容者による作業、また自家消費用経営といった公益関連や非営利分野の業種・職種は除外されている。さらに、エンゲル案にあった行商営業も、発布された鑑札の記録によってはその正確な捕捉が難しいとされ、調査対象から外されることになる。

営業経営の所有関係に関しては、私人/法人（国家、自治体、団体、株式会社、手工業者組合、協同組合、等々）による所有すべてを含み、それら一切が取り上げられるものとする。

営業統計用の営業分類は先の72年構想で作成済みである。その後、ヨーロッパ全体に共通する営業分類が問題となり、サンクト・ペテルブルグの第8回国際統計会議（1872年8月）でもそれが重要論題とされ、さらに75年のウィーンでの世界博覧会での審議対象にもなっている。しかし、この時点でいまだ国際的に統一された分類体系は確立してはいない。こうした中で、72年調査構想にあった営業経営分類をベースにウィーンでの審議結果を踏まえ、さらに簡略化を目指しながら、エンゲルの提案した「営業経営の体系的概括」の審議に取りかかる。しかし、ことは技術的専門知識の要求される所であり、委員会にはその力量不足ということで、さらなる詳細規定は下部の小委員会に委ねられるとされ、エンゲル・マイヤー・ネスマンの3人が委員に指名されている。こうして最終的に、営業19グループ/94クラス/200細目（この内の60は細目なしのクラス数であり、その数量がそのまま細目数につけ加えられている）の分類が採択される。72年構想に比べ、グループでは2、クラスでは17の増加となるが、しかし、細目数の大幅な減少（72年分類では421）によって調査や集計・公表の簡略化が計られる。従い、対象枠を狭めた営業調査が想定されている。19グループは以下の通りである（括弧内はクラス/細目数）。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 人工園芸と商業園芸 (1) | 2. 漁業 (1) |
| 3. 採鉱・製錬・製塩業 (4/10) | 4. 土石産業 (6/7) |
| 5. 金属加工 (3/18) | 6. 機械・道具・器具・装置 (8/5) |

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 7. 化学工業 (8/3) | 8. 光熱工業 (4/9) |
| 9. 繊維工業 (8/25) | 10. 製紙業と皮革業 (5/8) |
| 11. 木材・木片業 (10/3) | 12. 食糧・嗜好品工業 (4/19) |
| 13. 衣料とクリーニング業 (4/9) | 14. 建設業 (12) |
| 15. 複写業 (4) | 16. 営業目的用工芸 (1) |
| 17. 商業 (7/21) | 18. 交易業 (2/3) |
| 19. 飲食業・宿泊業 (2) | |

72年構想との対比では、増加グループとして1、2、3、19（これは72年構想では18の交易業の1クラスであったものがグループとして独立）があり、削除されたのは保険業と行商である。差し引き2グループの増加となる。

2) 独立営業概念。エンゲルのいう独立営業経営とは、場所的な集中・分散に関わりなく同一所有者に属する異種営業それぞれ、場所的に分断されている同一所有者の同種営業それぞれ、複数所有者の下にある営業、これらを指し、そのそれぞれに独立の調査用紙が配布されるとする。従い、同じ所有者が同一営業場所内で異なった種類の業務を行なっていれば、そのそれぞれの業務区画が、また同人が異なった場所で同じ種類の業務を遂行していても、そのそれぞれの場所が営業経営とみなされることになる。これは、これまでのドイツ営業統計に特徴的な場所的単位としての営業体を捕捉するという観点に導かれたものといえよう。

エンゲルの考えでは、同一経営者が複数業種を営んでいる、あるいは複数営業場所を所有している場合、帳簿管理のありようが独立性の判断基準となり、会計処理が別々なものをそれぞれ独立経営にみなしえんとする。しかし、委員の中には簿記が決定的基準にはなりえないとする意見もあり、この点に関するあいまいさは残される。⁶⁾

さらに、この独立経営概念の説明だけでは調査側にも被調査側にも多くの混乱が残るとされ、より細かな規定が必要とする意見が出る。それは例えば、顧客の家で賃作業に従事している層や他人勘定のために自宅で営業している層（家内工業）を独立営業者として明記すべきである、現場の調査員に独立経営の判断を任せ、そのために調査員指令などに詳しい規定を盛り込むべきである、といったものである。しかし、それらの意見は採択されず、結局エンゲルの規定のままとされる。ただし、顧客の家で賃作業に従事している層や他人勘定のために自宅で営業している層も営業経営者に含まれることは、規定ではなく調査用紙そのものに明記されることになる。

3) 営業の大小区分。エンゲル案では経営規模に関して予め大小区分を設け、小経営を本来の営業調査の枠外に廻すという考えを取らない。もともとから産業を大小に分けることを不合理としてきたのがエンゲルであり、72年構想にあった就業者数5/6人区分でもって別様の調査書式を当てるとする方式を、合理的根拠のない「妥協の産物」であったとみていた。従い、エンゲル案では、「すべての営業経営者にとって同一でできるだけ簡単な調査紙が利用されるべきである」⁷⁾という方針から出発している。

しかし、これでは簡略化が阻まれるとし、前もって小経営を区分し、それには簡易な調査をもって当たるといった意見が会議の半ばに再浮上する。これを熱心に主張するのはマイヤーである。マイヤーは補助人5人以下のものを小経営とし、それに対しては管理リストを用い、その種類・数量・補助人数を把握するだけで十分とみなす。これに対しては、前と同様に、小経営の意義は否定されえない、5/6人区分は経営の大小区分には必ずしも繋がらない、管理リスト運用が煩雑になり調査員の負担増となる、重複や脱漏の原因となる、等々の批判的意見が出され、結局この修正提案は否決されている。

これで、その問題は解決されたかのようにみえる。ところが、会議の終盤になって、再び大小区分問題が取り上げられる。これは調査書式の内容を審議する中から、そこに盛られた質問項目に対応するのは営業経営の一部にすぎず、零細な経営にとっては無関係な項目が多すぎる、こうしたことが明らかになってきたからである。例えば、ヴェルテンベルクでは20万人の営業経営者の内の17.5万人は業主ひとりか、もしくはごく少数の補助人しか抱えていなく、しかも機械なしの経営の持主である、またオルデンブルクでは1.7万人の営業経営者の内の1.1万人が単独経営者かわずかな補助人をもった機械使用なしの層である、こうした事例が引き合いに出されている。そのような零細経営に対し、それに無関係な調査項目を盛り込んだ調査用紙を配布すること自体が無駄であるとする見解が根強く残り、再三に渡り浮上してくる。これを一貫して主張するのがマイヤーであるが、かれによれば補助人あるいは使用機械なしの単独業主は全体の約2/3にも及び、これを人口調査に回すことで営業調査の負担を大きく節減できるとする。終盤の第7回会議に至って、エンゲルもこうした現実的意見に

耳を傾けざるをえない。結局、補助人2人以下で単純な機械利用だけの経営を小経営とみなし、それに対しては後に述べるような人口調査用紙の裏面を使った簡単な質問で処理する、こうした提案を行ない、それがマイヤーとベッカーの強い賛同を受け全体の承認を得る。すなわち、補助人2人以下のものを小経営、補助人3人以上のものをそれに比較して大経営とし、それぞれに別様の調査書式を用意する、こうした形で経営の大小区分問題は決着する。⁸⁾

4) 調査組織。12月1日の人口センサスとの連結を前提にして考えると、調査のための組織系統は帝国統計庁を軸（あるいはセンター）にして、領邦国家それぞれにおける現地の市町村当局が、さらに調査委員会が設置されたところではそれが実施責任部署となり、また人口調査の調査区と調査員がそのまま利用される。（人口センサスの調査員には当地の事情に明るい退役官吏や学校教師、等々が選定される）。そして、「調査は可能な限り営業経営者への直接質問を通じて行なわれる」との規定が採択され、そのための調査指令作成と配布が各国政府に任されている。エンゲル案では直接質問が不可能な場合をも想定して、調査用紙と調査リストの併用が認められ、調査員が被調査者から聴き取ったものをリストに記入する方式もありうるとされていた。しかし、これは削除される。あくまでも直接調査をもって臨むという方針である。

5) 構成単位と調査単位。営業調査では集団の構成要素（＝単位）はあくまでも個々の営業経営体であるが、人口センサスと連結するために、調査単位は世帯となる。ここにひとつの難問が絡み、調査結果の信頼性を損ないかねない要因が隠されることになる。すなわち、後述される世帯用の人口調査リストが配布された場合、その記入責任をもつのは世帯主であり、かつ本人が営業経営者であれば営業経営の捕捉はスムーズに行なわれうる。だが、世帯主ではない世帯構成員の中に営業経営者がいる場合、果して漏れなく正確にそれが調査単位として把握され、本人に営業調査用紙が手渡される保証はあるのか、という問題である。調査が経営場所で行なわれ、調査員がその所在場所に向うとしたのが72年構想であったが、75年調査では世帯内の営業経営者をまず掴み、そこから営業経営についての回答を引き出すという迂回を経ることになる。人口調査と同時遂行ということのために、調査は経営場所＝業務区画ではなく、営業経営者（あるいは業務指導者）の居住地で行なわれることになり、その際に人口調査用紙の中から正確に営業経営者を割り出せるかどうか、これが問題となる。だが、委員会構成員でこの点での不安や危惧を表明した者は少数である。

6) 集計・整理。総括表作成案もエンゲルによって提示されている。それは、以下の3様であるが、72年構想にあった7表に較べると大幅な縮小である。統計表の数量そのものの削減に加え、細目数が大幅に減らされたことによって、集計と表作成の労力が節減されるとされる。

①すべての個別営業経営の暫定概括

一 国全体の営業分類（グループ／クラス／細目）に沿った経営数と性別就業者数・合計

②確定概括・I

一 国とその比較的大きな行政区別の営業分類に沿った小経営での

主／副別経営数

性別地位別就業者数・合計

使用機械数（3機種）

同じく比較的大経営での

主／副別経営

経営主体別経営数

就業者数 性別地位別就業者数（調査時、被雇用者については年齢区分と徒弟数の計上あり）

性別年間平均被雇用者数

就業者規模別経営数（就業者数10以下／11-50／51-200／201-1000／1001以上の5区分）

③確定概括・II

一 国とその比較的大きな行政区別の営業分類に沿った比較的大経営での

回転機（畜力／風力／水力／蒸気力／ガス力／熱気で動く機械の種類と数量）

作業機・装置（7業種別の特徴的使用機械・道具・装置の種類と数量）

留意点は、確定概括・Iの経営主体別経営数では「私人／経済組合／自治協同体／国家」の4つが区分されていること、また比較的大経営での性別就業者数では、後述される調査用紙にある、「1. 業務指導者、2. 商人としての、および技術的修養を積んだ監督職員と会計職員、3. その他」の3分類が取られ、その内の「3. その他」では性別のみならず、年齢4区分と年間平均数がつけ加えられていることである。また、規模別分類では上のように（業務指導者を含んだ）就業者数別の5区分が提

示されている。

以上、みてきたように、人口センサスと連結する、あるいは上乗せさせることで、ともかくも実現に漕ぎつけようとするのが 75 年営業センサスの趣旨である。上で挙げられた問題を解決しながら、エンゲル案の 15 項の規定を 14 項に整理し、⁹⁾5 月 7 日に改定委員会の審議が終了する。作成された規定・調査書式・総括表・営業分類は議長メラーを通じて帝国宰相府へ伝えられる。それを受けて、5 月 20 日づけの帝国宰相名（代理、デルブリュック）で、29 日に連邦参議院へ文書伝達の形で、その妥当性についてすみやかに決議されたいとの要望と一緒に営業調査の実施プランが渡される。連邦参議院の関連委員会がそれを審議し、6 月 10 日、提出された改定委員会案が原則的に承認される。原則的というのは、いくつかの修正を含んでいるからである。後述するように、そこには 75 年調査の有効性を大きく左右することになる修正点も含まれている。

連邦参議院での承認を受けたことによって、12 月実施に向けて営業調査準備が始動する。帝国統計庁の名で、調査規定、調査書式（小経営用・比較的大経営用）、いままで暫定概括と確定概括のための総括表、体系的営業分類、以上 6 つが各国政府へ送付される。

プランには、関税同盟統計拡充委員会による 72 年営業調査構想を、たとえ簡易化された形であるとはいえ、それを人口調査の場を借りて直接調査として実施したい、こうした志向が込められている。既述のように、構成員 13 名中の 4 名はかつての拡充委員会のメンバーであり、かれらには 72 年構想は果されなかった課題として残っていたからである。中でもエンゲルは 72 年構想の立案者としてその意義を熟知していた。簡易化に対する自身の疑問は少なからずあったと思われるが、それを抑えて 75 年調査の実施に向けて最大の配慮を払ったものといえよう。原案提示を初めとして改定委員会における文字通りの中心人物をして活躍することになる。さらに、改訂委員会の 5 月 7 日の最終会議で、審議結果を「改定委員会々々報告」としてまとめ、それを連邦参議院に提出する編集委員会の責任者としてエンゲルが指名される。そして、6 月 30 日、メラー・エンゲル・ベッカー・マイツェンの連名による報告提出の趣旨説明が帝国宰相府長官デルブリュックへ提出され、エンゲルの手による改定委員会報告がその附録として添付されることになる。¹⁰⁾

II. 調査用紙

1. 2 様の営業調査用紙

1. 改定委員会の第 4 回会議の後半から第 7 回会議にかけて、エンゲル案に沿って、調査用紙をいかに設計するかが中心問題となる。改めて、設計された調査用紙そのものから 75 年営業調査の特徴を探ってみる必要がある。

既述したように、審議の結果、想定された全質問項目をすべての営業経営に一律に適用することが不合理とされ、当初の方針に替って、小経営に関する営業調査は人口調査用紙を利用することになった。75 年人口調査用紙では世帯における現住者・不在者の目録としての調査リスト（Zählungsliste、いわゆる世帯リスト）、ならびにすべての現住する個人用の調査紙（Zählkarte、個々人ごとの単票といえるもの）の 2 つが用意され、そのどちらかが利用されるものと規定されている。そのいずれにも姓名・世帯内地位・性・出生年・家族関係（独身・既婚・離別）・宗教・主職業と主生業（分野と勤務関係）・副業・国籍・住所・現役軍人の所属先、この 11 項目が質問されている。この職業・生業欄で独立営業経営者と答えた者に対しては、改めて人口調査用紙の裏面に「2 つの特別質問」として、次のような設問がある。すなわち、今回の営業調査で対象となる独立営業者の営む業種が列挙された後で、以下のような項目が質問されている。¹¹⁾

1. あなたはその種の営業経営に際して 3 人以上の補助人、徒弟、等々を雇っていますか
2. あなたがその種の営業経営で 2 人以下の補助人、徒弟、等々でもって、あるいはただ 1 人で営んでいるだけの場合には、次のことを申告してください
補助人数（性別）
徒弟数（性別）
各種織機数
各種編機数あるいは靴下製造機数
足踏式ミシン数

注意. この質問は、当該営業が農業の傍らで営まれている場合にも、回答されるものとする

この2が小営業経営に関する、主営業／副営業区分を伴ったその就業者関係と使用機械への調査項目である。小経営に関しては経営の種類と数量・補助人数で十分とした改定委員会でのマイヤーの主張に、使用機械の種類・数量に関する最低限度の表示を加えたものといえる。明らかに、繊維業（織物業）分野での零細手工業を想定した設問であるが、営業経営調査としてはそれ以上のものはありえないほどの簡略化といえる。各国における営業の現状からみて、この織物業ではいまだに零細な手工業が広範に残存しているとの判断から導かれた設問と考えられる。こうして、小営業経営に関しては人口調査用紙の裏面を使った簡易調査で処理されることになる。

2. 上の質問1で是と答えた者には別途、「1875年12月1日の営業統計調査 補助人3人以上の独立営業経営者に対する調査紙 (Fragekarte)」が配布される。そこには営業経営者の姓名・商号・住所の後に、次の8つの質問項目が設定されている。¹²⁾

1. あなたはどのような営業を営んでいますか
2. 経営場所はどこですか 市町村 街 家屋番号
3. あなたはこの営業経営の単独所有者、賃借経営者、あるいは業務指導者ですか
あるいは営業経営は複数事業仲間、あるいは合資会社、あるいは株式会社合資会社、株式会社、労働組合、協同組合、手工業者組合（インヌング）、あるいは他団体、あるいは自治体、あるいは国家の所有ですか
4. あなたは上で挙げられた営業の他にさらに副営業を営んでいますか それは何ですか
5. 調査時にあなたの作業場・工場空間・建築場と仕事場・穀倉・倉庫・帳場・店舗・売場内で、あなたの船舶で、また出張店員として、何人が営業内で就業していますか
 - a) 所有者、賃借人、業務指導者（性別）
 - b) 商人としての、また技術的な修養を積んだ監督職員と会計職員（aを除く）（性別）
 - c) その他
 1. 17歳以上（性別）
（その内の既婚者 性別）
 2. 15-16歳（性別）
 3. 13-14歳（性別）
 4. 12歳以下（性別）
 - 合計（性別）
 - その内の徒弟（性別）
6. あなたは5のcに属する者を1875年平均で何人雇っていますか（性別）
7. あなたはあなたの営業経営で次のものを利用していますか
 - a) 畜力巻上機数
 - b) 風力: ドイツ式風車数、オランダ式風車数
 - c) 水力: その馬力、連結したタービンの数、その馬力
 - d) 蒸気: 罐数
蒸気機関数とその内訳; 常設蒸気機関数、その馬力、移動蒸気機関を含んだ運送可能機関数、その馬力
 - e) ガス力機械数 その馬力
 - f) 熱気機械数 その馬力
8. あなたがあなたの営業の経営のために、上の数字7で挙げられた動力で動き、以下の主要グループで示された作業機を利用している場合、該当するところでその数量、質問が該当することの明らかな場合には、同じように人力で動かされる作業機、また装置の数量を申告してください

I. 採鉱業と土石産業 (17 機種)	II. 食糧品産業 (8 機種)
III. 木材産業 (8 機種)	IV. 繊維産業 (34 機種)
V. 金属産業と機械産業 (22 機種)	VI. 製紙業と印刷業 (13 機種)
VII. ミシン (2 機種)	

以上の質問が表裏1枚の調査紙に収められ、とくに7項と8項が収縮されたことで、簡潔な質問用紙となっている（ただし、各国の営業状態に応じて、上の調査紙に増加項目を容れることは否定されなく、それは当該政府に委ねられている）。72年営業調査票では、とくにこの8項が大きなスペースを占めることで4ページの調査票となっていた。確かに、7・8項での簡略化は合理的とみなされうる。しかしながら、それ以外の標識設定は営業調査として理にかなったものか。これについては評価の分かれるところである。

2. 72年営業調査票との対比

1. 72年構想にあった営業調査票との比較でその特徴を探ると、まず経営形態での家内工業の有無を問う質問が削除されている点が問題になる。72年構想では、前章でみたように小経営用の調査紙で家内工業の間屋への従属、比較的大経営用の調査票には工場間屋による家内工業の支配が問われ、この両面から家内工業の存在、その数量・規模（人数）・貸与生産手段と原材料の有無をあぶり出そうとしている。この質問が削除されたということは、家内工業の工業生産に占める比重が無視できるほど軽いものになったということなのか。そうでは決してない。というのは、審議中、ベッカーが家内工業就業者数を把握すべく、営業経営者に対して、「あなたはあなたの業務空間の外で何人を雇っていますか」という質問を設定すべきと提案しており（しかし、これは採択されなかった）、また次の82年営業センサスではこの設問が復活しているからである。これは、専ら調査項目の縮小という目的に合わせたものである。しかし、改定委員会の審議中にマイツェンが簡略化について、本来的に質問すべき項目を削ってまでの省略が果して妥当なものかどうか、疑問の残るところもあるとする発言を行なっているが、その疑問はこの件に関しても当てはまる。72年調査構想との対比で、あれほど強調された家内工業への質問がここでは消えていることは不可解である。また、その点についてのエンゲル自身の説明はない。

次に、支払賃金額や労働者福祉面に関する設問はない。当初のエンゲル案では、「1875年に支払済み、また支払予定の俸給と賃金の総額」を問う項目が設定されていた。しかし、これはエンゲル自らによって取り下げられている。その根拠は、ドイツにおける所得税改革によって被調査者からの申告に較べてより信頼できる回答が税台帳から獲得可能になるためである、こう後に説明されている。この他にも、労働者福祉面に関する質問がまったく姿を消している。審議当初には「労働者社会統計」への配慮が必要とする意見もあったが、これは考慮外とされる。また、災害・傷害保険との関連で60歳以上の層を析出する、また労働者の内の家屋所有者の割合を掴む、こうした設問も提案されたが、いずれも採択されていない。

調査項目5は就業者の地位別構成と、とくに被雇用者・労働者の年齢・性別構成に向けられている。72年構想にもあった業主／専門職員／被雇用者・労働者という3分類が取られている。ただ、調査紙にあるbとcの境界を明確にするためのより詳しい規定が要るのではないかとする意見も出されている。また、cのカテゴリーの年齢区分は72年構想ともエンゲル案のものとも違ったものが採択されている。これは議長からの提案によって、営業条例に規定された就業可能年齢に対応させた結果である。

最大の特徴は営業の物的構成面への質問、すなわち7と8にみられる質問量の大幅な減少にある。すなわち、72年構想にあった動力機への質問項目数では216から15に、さらに作業機への質問では、挙げられた機種総計が945から、「簡略化のぎりぎりの線」¹³⁾とされる7類・計106機種に削られている。72年構想では、エンゲル自身も認めるように、モノグラフィーの領分に入り込みすぎ、「あまりにも大きな注意が技術的部分に払われた」、すなわち個別業種での特徴的作業機・道具・装置の枚挙に過度の注意が払われ、全般的営業統計としては明らかに境界線を越え、全体のバランスも欠くことになった。また、それを可能とみる「錯覚」¹⁴⁾もあった。エンゲルも会議当初から、簡易化は機械に関する質問の整理を通じて可能になるとみなしていた。この面での72年構想でのゆきすぎは否定できなく、75年調査では全般的調査として標準的な形を取ったものが志向されている。こうしたことを通じ、集計と整理の作業分量は全体として1/15に減ったとされる。

2. いま少し、この点について検討してみよう。先にみてきたように、72年構想では小経営用の調査紙では、水力／蒸気力／その他の動力源の使用とその馬力が問われ、続いて使用作業機・道具機械の数量申告が要請されている。使用動力源に該当するものがあれば、さらに調査紙裏面にある水力と蒸気力によって動かされる原動機に関する詳細質問に答えることになっている。作業機・道具機械では紡績業、織物業からパン屋、印刷屋に至る10業種において、それぞれに特徴的な機械・道具種があらかじめ列記され、該当するものがあれば、その数量を記入することになっている。その機種総数は36である（業種ごとの重複を含む）。比較的大経営用の調査票では、上と同じ動力源への質問に続いて、紙面を改めて詳細な質問への回答が求められている。それには「II. 機械と器具」という設問枠の下で、さらにこれが「A. 動力源と原動機」と「B. 作業機と器具」に分けられ、Aにおいては、畜力／風力／水力／蒸気機関と蒸気罐／蒸気罐用燃料／熱機関／ガスエンジン／圧縮機の8項に渡り、その使用数量と多くの場合にその馬力が質問されている。とくに、蒸気機関と蒸気罐では、I.

農業用機関、Ⅱ．船舶用機関、Ⅲ．蒸気罐に分け、それぞれについて使用されている原動機種・装置がほぼ網羅され、その種名と部品名が列挙された実に詳細な調査となっている。

同じく、Bにおいても営業分類 12 グループに対応させて、土石産業、金属工業から建設業、印刷業に至る 12 業務分野ごとに特徴的な使用作業機・器具・装置・道具が挙げられ、その使用が問われている。その種類たるや膨大であり、例えば、取り上げられた機種の最も多い営業VIグループ・繊維業では、その A. 紡績業に延べ 107 種、B. 織物業に延べ 39 種、C. 靴下商品製造に 24 種、D. レース製造と刺繍物で 6 種、E. 漂白・染色・捺染・光沢仕上で 64 種、総計 240 の機種、最も少ない X グループ・衣料と清浄産業でも 30 機種が並べられている。関税同盟統計拡充委員会はこのために営業統計小委員会を設け、ドレスデンやハノーヴァーの高等工業学校から専門家を招集し、その審議を踏まえて調査票を作成している。しかしながら、この物的側面への入れ込みは営業センサスという全般的統計調査とは必ずしも調和しない。確かに、営業調査は経営体の人的構成のみならず、その物的構成の把握をも目的とする。そこに営業統計の特徴もある。しかし、72 年構想にある「Ⅱ．機械と器具」の調査項目は全般的統計調査の域を越え、工業生産に関するモノグラフィーという領分に深入りすぎていると批判されよう。明らかに、被調査者たる営業経営者にとっては過重な質問であり、当人にしてみても細かな機種や品名を識別し正確な申告を行なうことが可能か、これは甚々疑問とされる場所である。また、それをどのように集計・整理し公表するのか、調査側の作業にも大きな困難の予想されたところでもある。これが、先にみたように、原動機で約 1/14、作業機で約 1/8 と大幅に縮小・整理されたことは、調査紙自体の簡略化を含んで、統計調査としては本来の水準に戻ったと考えるべきものであろう。

従前から、プロイセン統計局長としてのエンゲルは蒸気機関の利用に強い関心を向けていた。統計局はその発足以来、蒸気機関設置を生産力増進の証しとみなし、その伝播・拡張の数量把握に大きな努力を払ってきた。エンゲル案にある調査紙の蒸気を動力源とした場合の質問項目では、もちろん 72 年構想に較べると大きく整理簡略されたものであったが、それでも 15 項に及ぶ設問があった。すでにみたように、これが 5 項に減っている。それは、簡略化という目的に加え、今回の調査から農業部門が除外されることで、その分野の利用蒸気機関が脱落することにより、営業調査時に全般的蒸気機関統計を志向することがそもそも無理と判断されたからである。しかし、帝国レベルでの蒸気罐・機関に関する統計作成は必須のものであるので、これを営業調査とは別途の調査として実行すべく、その検討のための特別委員会を招集するよう連邦参議院に提案したい、こうした議長提案が承認されている。¹⁵⁾

以上、物的構成面での調査項目の抜本的省略を通じて、分量的にみて簡略化という目的は達成されているのは確かである。また、人的構成面での設問数とのつり合いからみて、調査の全体的バランスも改善されている。調査紙での質問を概括する限りでは、実査や集計・整理における大きな困難はみえてこない。

Ⅲ．1875 年営業調査の諸問題

1. 人口センサスとの連動

実施された最初の営業調査結果の概括は、「1875 年 12 月 1 日のドイツ営業調査の帰結」として『ドイツ帝国統計』第 34 第 1・2 分冊ならびに第 35 巻第 1・2 分冊の計 4 冊（1879 年）の中で公刊される。とくにプロイセンとオルデンブルクが詳しい加工と公刊を実施している。またそれより先に、プロイセン統計局はその機関誌『統計局雑誌』で、エンゲル自らの手による「1861 年調査の帰結と比較された 1875 年 12 月 1 日の営業調査の帰結」¹⁶⁾を公表している。

統一ドイツにおいて最初に実施された営業センサス、こうした意義を 75 年営業調査に認めることにやぶさかではない。しかし、それは方法論的観点、とくに統計調査論からみて問題がなく、期待された成果を十全に伝えるものとなりえたか。こうした角度からの評価とは別である。後に、75 年調査はドイツ営業統計史における失敗例に属するものと評価されることになるが、それは以下のような問題点を抱えていたからである。

先に述べたように、70 年 2 月に採択された人口調査に関する規定では人口調査に農業調査や営業調査といった包括的調査を結びつけることが禁止されていた。その規定の撤廃が連邦参議院によって承認され、75 年人口調査に営業調査を連結することが可能となった。そこには、人口センサスに上

乗せさせる、つまり調査区、調査委員会と調査員は人口調査と同一のものを利用することで、72年から延期されたままの営業センサスをともかくも実現させようとする意図が強く働いている。これによって人的労力と経費の節減が実現する（同一調査員によって人口調査と営業調査の双方が賄われる。また経費の点では、例えばプロイセンでは独立営業調査には書類作成・梱包・発送分だけで2.9万マルクの出費であったが、結合の場合には人口調査を含めて4.4万マルクと見積られる）。確かに、営業調査を人口センサスに上乘せさせることに利点のあることは否定できないし、それによって実現の展望がより大きくなるようにもみえる。しかし反面、それらを帳消しにする次のような難点を避けることができなくなる。

1) 世帯主と営業経営者。人口調査での世帯リストの回答責任は世帯主にある。営業調査の回答責任者は経営主である。既述したように、人口調査の調査用紙が先導することで、世帯構成員に世帯主以外の営業経営者がいる場合、それが正確に捕捉されず、結果的に見落としが起りうる。改定委員会でも、例えば、オルデンブルクの1861年調査では世帯主以外の営業経営者は全体の20-25%を占めたと報告されている。かつての手工業経営が支配的であった時代には、世帯主はそのまま手工業親方として営業経営者のカテゴリーに直結していた。しかし、経営が多様化し世帯と営業の分離が進む中で、人口調査用紙を配布する際に、同時に世帯主以外の営業経営者を正確に割り出し、別途に営業調査紙を渡せるかが問題となる。

2) 営業経営者と経営場所。調査単位は世帯内の営業経営者個人である。しかし、営業統計の構成単位は個々の経営場所（業務区画）である。本来の営業調査であれば、事前リストで業務場所を捕捉し、そこに調査員が出向き調査用紙を配布するという手順が取られなければならない。72年構想もそうした方式を想定している。しかし、人口センサスと連結するために、営業調査においても世帯が調査単位とされることで経営者と営業区画の所在地の乖離が生じうる。

そうした場合、ひとりの経営者が業務場所を複数場所にもっており、しかもそれが他国家に属しているような事例では、営業経営のその国家への帰属処理が正確になされるかという問題が出てくる。これは調査当局の事後処理問題であり、自国の営業経営者が他国家領域で営んでいる経営に対しては、その事例が調査側の国家から当該国家の統計中央部署へ伝達されるというルールが定められている。しかし、果してこれが規則通りに正確かつ合理的に遂行されるか、脱漏の可能性はないのか。問題とされるところである。

また、一個同一の業務場所がそれぞれ所在地の異なる複数経営者の共同所有ということもある。そうした場合には、複数の調査用紙に同一経営が重ねて記載されることはないか。調査紙にはその点に関して、複数の経営者（所有者・賃借経営者・業務指導者）によって営まれている業務の場合には、経営者自身が、「同じ営業経営に関してはただ1枚の調査紙だけが回答される、この点についてお互いに意思疎通されたい」¹⁷⁾とする注記を添えている。しかし、問題の処理を調査当局が行うのではなく被調査者自身に任せることで、これが徹底するかどうか。そこに重複記載の可能性はないか。

3) 調査時期。関税同盟の最初の人口調査が1834年12月1日に実施され、それ以降毎3年ごとの12月（後に3日に固定される）に調査時が設定されている。人口調査にとって12月は合理的な調査時期である。相対的にみて出稼ぎや季節労働がより少なく、他出していた住民も自宅所在地に帰省し、人口の静態度が最も高い時期だからである。しかし、営業調査にとってはこの時期は不適合である。営業活動という面では弛緩期に入り、営業の常態が統計に映し出されないからである。¹⁸⁾確かに、今回の営業調査から農業部門が除外されたことによって、緊張と弛緩の差が大きい農業経営でのこの問題はなくなっている。しかし、他産業にとっても12月は依然として不活性期であり、活きた営業像は獲得不可能とされる。この点を考慮して、同じく農業部門を除いていた72年構想の営業調査でも5月1日がその調査日として設定されていたのである。人口調査との連結は12月調査期を与件としなくてはならなかったためか、改定委員会でこれが問題にされたことはない。

2. 調査対象範囲

既述のように、調査の対象範囲からいくつもの部門や分野が除外されている。エンゲル案にもすでに公益部門や非営利的業種の除去があり、また審議経過から素案にあった農業・林業・畜産、行商も外されている。全般的営業調査とするエンゲル案から「全般的」を削除せざるをえなかった。従って、75年営業調査から除外されるものは、以下のようになる。

1. 農業、林業、畜産
2. 陸海軍管理の営業的性格をもった作業
3. 鉄道・郵便・電信経営
4. 保険業
5. 保養施設、医者・助産婦・医療補助職員の営業、埋葬業
6. 音楽営業、劇場営業、展示場
7. 行商
8. 更正施設・刑務所内収容者の作業
9. 営業経営者の自家需要生産物のための経営

他方、カバーされる部門・分野・業種は先に示した通りである。ところで、エンゲル案に当初想定されていた農林業や畜産は、一体どのような様式で調査されようとしていたのか。全般的営業調査とは異質な要素をもった農業経営を他営業と同類なものとみなし、同一の調査用紙でもって臨もうとしていたとは考えられない。しかし、農林業用に独自の調査用紙が別に提示されているわけでもない。この点のエンゲルの考えは不鮮明である。75年調査にさらに農業調査を加えることは、さらなる困難をよび起したであろうことは想像に難くない。従い、それを除外したことは結果的にみて是とせざるをえない。しかし、問題は未解決まくり延べされただけである。以前から、関税同盟や連邦参議院、農業団体、等々で全ドイツにまたがる農業調査の必要性が再三に渡り主張されてきている。しかし、地域ごとの農業経営の異質性、地主や農業経営者による公的調査介入への抵抗はそれを阻んできた。全般的営業調査の下で、全土にまたがる農業経営調査が実施されたとすれば、それは画期的事例ともいえたであろう。75年段階では、問題を先送りせざるをえなかった。これはセンサスとしての1882年農業経営調査まで待たねばならない。そこでは、一般的営業調査と併行しながら、別途に農業経営調査用紙が用意されている。75年の改定委員会はその問題を避けて通ったことになる。

公益性の高い業種や非営利業種・職種が営業調査から外されるとある。それらは郵便や電信、軍管理下業務、また医療関連業種・職業、収容所内作業といったものであるが、それらを他のいくつかの業種と同じ枠で括って、営業種から除外する根拠は明らかでない。これは72年調査にも当てはまることでもあるが、公益／私益と営利／非営利の境界づけは必ずしも明確とはいえない。また、営業それ自体の概念規定ともども、営業調査に終始つきまとう難問ともいえるものである。

3. 経営の大小区分

エンゲル案には経営の大小区分はなかった。しかし、審議の結果、補助人なし（つまり、ひとり親方や単独営業者）か、それが2人以下のものを小営業、補助人3人以上のものを比較的大経営とし、別個の調査書式を当てることになった。大小区分の基準をめぐっては先の関税同盟統計拡充委員会の審議でもさまざまな見解があったが、所有者を除いた就業者5/6人でもって大小区分し、それぞれに別様の調査項目を設定することになった。改定委員会でも、小経営と比較的大経営の境界をどこで引くか、これは最後まで纏れた難問であった。会議終盤で、「最良の境界をめぐっての争いが新たに始まった」¹⁹⁾とされるが、補助人2人以下をもって小経営とし、それには手工業経営の実際に見合った簡便な質問を用意することで決着した。人口調査用紙の裏面利用というのはいかにも姑息な様式ではあるが、調査項目に限ってみればまずは妥当とすべきであろう。これは、実際にそのような小規模な零細手工業経営が広範に存続していた当時の状況に対応していたということである。ただ、後にゾンバルトが批判しているように、そうした層を「独立営業経営者」と規定することへの疑問は残る。²⁰⁾ 法的身分的区分ではなく、経済的実態からすれば労働者層との違いはないとするのがゾンバルトの見解である。

ところが、この問題はそれで解決されたわけではない。改定委員会の規定・書式を帝国宰相から受け取り、その審議に当たった連邦参議院の専門委員会（関税・租税制度のための第Ⅲ委員会、商業と交易のための第Ⅳ委員会）の決議によって、調査実施規定に大きな変更が加えられることになった。すなわち、75年6月10日の連邦参議院・第18会議の席上、「国家顧問フォン・シュピッツェンベルク男爵が第Ⅲ会議、および第Ⅳ会議の名で、営業統計調査に関する規定の発令についての印刷物・第41号の下にある提案に関して口頭で次のような報告を行なった」。それは『「ドイツ帝国における営業統計調査に関する規定」に添付された提案に、……次のような変更をつけて同意することが決議された」というものであり、その変更とは規定と設計に記されてある経営の大小区分の基準「2

人」をすべて「5人」に変えることにあるとする。つまり、小経営の範囲規定をそれまでの補助人2人以下から5人以下へと引き上げることである。²¹⁾参議院議事録にはその理由は明示されていないが、営業調査の比重を落とすことで、専ら調査全体の負担軽減と人口調査実施の保全を計ったことによるのは間違いない。この結果、圧倒的多数の経営体が人口調査用紙の裏面にある調査項目＝簡易調査で処理され、本来の営業調査の対象からは外されることになった。ここから新たに出てくる問題として、小経営の枠を補助人5人以下に広めたことにより、もともと想定されていた織物業での零細経営以外の多くの営業がそこに含まれることになる。そうしたものを加えた中・小営業経営全体の調査において、先にみた小経営用の調査項目、すなわち主に織物手工業を想定した質問項目（補助人と徒弟の性別数量、織機・編機・ミシン使用数）だけで当たるのは、それら営業経営全体の実態を把握する上ではあまりにも不十分ということになる。従い、営業経営の特徴的属性が調査紙から漏れてしまう。この点に関しては、調査実施後、内務相と商業・営業・公的労働相の指令を受けて、プロイセンの各県庁から取り寄せられた鑑定報告においても、多くの営業関係は今回の小経営用の質問枠には収まり切らないと批判されている。²²⁾同じような小経営用の72年営業調査紙と較べてみても、75年調査紙の狭隘さと平板さは歴然としている。小経営を補助人5人以下とするなら、改定委員会での議論も違ったものになったはずであり、それに対する質問項目の設定も別の形で行なわれたであろうと推測される。

4. 調査項目

既述したように、72年構想にあった物的構成面での調査のゆきすぎを是正し、調査項目を大幅に縮小したことは合理的な処理といえる。しかしながら、合理化とはいえない簡略化と平板化を見逃すことはできない。簡略化と人口センサスとの連結という二重の契機から、調査項目が圧迫され、本来の営業調査の形からの後退を余儀なくされたといわざるをえない。経営の大小区分問題と関連しながら、調査項目にも矮小化が出てきている。

まず、小経営用の調査項目については、すでに述べたように、それによって営業実態の把握が可能かは疑問の出るところである。補助人5人以内の経営における就業構成また特徴的物的手段の配置を捉える上で、設問はあまりにも貧弱であるからである。72年調査の小経営用調査紙では、営業種、農業の兼業、自前かそれとも家内工業として商人問屋へ従属しているか、業務所有者（性別）／その他（性・年齢別、19歳以上の性別既婚者）、使用動力源（水力／蒸気力／その他）、使用作業機・道具（10業種・36機種）、福祉金庫への加入者（性別）、これらへの質問が設定されていた。調査紙の裏面には、動力源と結びついた原動機のさらに詳しい申告が課せられていた。たとえ補助人5人以下の小経営といえども、これだけ入念な設問が用意されていた。それとの比較でみて、75年調査の小経営用調査紙にある簡略化のゆきすぎは否定できない。

比較的大経営用の営業調査紙のものに関しても、同じことがいえよう。営業の社会的側面への問いは萎縮している。それはまず、既述したように、家内工業への質問が削除されていることである。75年当時のドイツ経済にあって、問屋制家内工業は、とくにプロイセンやザクセンでの木綿・亜麻織物業においていまだ大きな比重を占め、家内工業という形態の手工業生産の規模や全体に占めるその割合を把握することの意義は大きく、ザクセン出身のエンゲルもそのことを従前から主張していたはずである。しかし、改定委員会の審議では、「家内工業は帝国のあらゆる部分に同じような形で広まっている経営形態ではない」²³⁾という理由で、それを簡易化の対象とし、それについての質問を調査紙から排除したとされる。

さらに問題なのは、進行しつつある経営の多角化や複合化には一切配慮がないことである。既述のように、この点ではこれまでの営業統計に特徴的な観点が踏襲されているといわざるをえない。すなわち、プロイセン営業表と関税同盟営業表では営業経営を同質単一の物的作業場としてある点的存在とみなし、その場所的配置と総数を捉えること、つまり営業単位の外延的拡張（全体的広がり）を抑えることが目的とされており、これが40年代以降の一貫した考え方であった（例、ある経営者による繊維工場、織物・染色・捺染業務が併存して営まれている場合でも、それぞれの作業場が独立の営業単位として計上される）。²⁴⁾経営主体別分類には私人と協同組合・手工業者組合・合資会社・株式会社・団体・自治体・国家の主体（所有者）区分があるにもかかわらず、資本制企業の発展に伴う営業経営の縦（系列）と横（結合）の関係が進展してゆく事態への配慮がない。上述の72年調査票では当該営業が家内工業を傘下に収めているか否か、是の場合、その就業者を地域区分と地位（独

立者／性別の非独立者) 区分でもって表示しようとしていた。これが縦横関係に触れる唯一の標識といえるものであったが、75 年調査紙からはこの設問すら姿を消している。ましてや資本制経営でさらに展開する企業系列や多角経営への関心はない。

加えて支払賃金の内訳と総額に関する質問も削られている。また、72 年構想では労働者福祉関係の調査に大きな注意が払われ、調査票には別途に「労働者の利益のために当てられている制度」と題されたアンケート用紙（青色調査票）が添付され、そこには給与支払制度／貯蓄金庫／疾病・扶養金庫／福祉制度・施設の 4 点に関する詳しい質問が盛られていた。回答は任意とされたが、これを通じ当時のドイツでの労働者福祉の実態を把握しようとする意気込みがみえた。

経営の内部情報ともいえる生産額や販売額、支払賃金額、それらが果して 19 世紀 70 年代のドイツにおいて全般的営業調査の調査項目として成立可能なものであったかどうか。確かに、これについては議論されるべき点が残っている。つまり、経営の人的物的構成に限った狭義の経営調査、経営内容にも踏み込んだ本格的な経営調査、個別営業分野でのモノグラフィー的調査、特定の営業問題に集中したアンケート調査、そして一般的営業調査、これらそれぞれに固有の領分はどこにあり、それらの境界づけと関連づけはどうかという問題である。もちろん、これらに関する方法的検討を踏まえて 75 年調査用紙が設計されたわけでは決してない。それが不問にされたまま、ひとえに調査項目数を絞るといふ誘因から出てきた結果である。

IV. 1875 年調査の補完と批判

1. プロイセン統計局の対応

1. 上でも述べたように、75 年人口調査ならびに営業調査の書式は帝国統計のものを基準にしながらも、調査項目の削減は許されないが、各国の事情を加味した変更と拡張は認められている。プロイセンでは、人口調査用紙にあった個々人の就業関係の調査をより明確なものにするべく、その裏面にあった営業関係に関する「2つの特別質問」に替えて、全 6 項目の質問から構成された「生業活動 (Erwerbthätigkeit) に関する質問」を取り入れている。²⁵⁾人口調査用紙では、全 11 項の設問のその質問 7 で、「主要職業、主要生業、あるいは生計分野。その名称。労働あるいは勤務関係」を、続く質問 8 で「収入と結びついた副就業」を問うている。この 2 つの質問をさらに明敏化するために、まずすべての個々人に対して、次の 4 点を質問している。

9. 営んでいる主職業、生業、あるいは生計分野
10. その際の属性
 - a. 自立している：所有者、共同所有者（共同経営者）、賃借経営者あるいは業務指導者（監督者、管理者、等々）、あるいは自宅で他人勘定のためにか、または顧客の家で賃金のために働いている
 - b. 不在の所有者、等々のためのその代理人
 - c. 管理人、支配人、帳簿掛、計算掛、技師、職工長、監視人、鉦夫長、等々として配置されている
 - d. 補助人、店員、職人、鉦夫、徒弟、工場労働者、日雇労働者、等々
11. 収入と結びついた副就業の有無、その種類
12. その属性（10 の a から d までの地位）

就業分野とそこでの地位（属性）の質問欄を峻別し、後者の地位分類に 4 区分を明示した設問となっている。また、副就業があればそこでの地位も明らかにしようとしている。これは職業調査の補完である。

さらに続けて、本人が自立した営業経営者、あるいはその代理人、および農業の傍らさらに別の営業を営んでいる農業経営者であれば、営業調査として次の 2 点を質問している。

13. 主職業、あるいは副就業を 6 人以上の補助人、徒弟、等々でもって営んでいるか
あるいは、畜力・水力・風力・蒸気力・ガス力を利用しているか
（この双方の質問のどちらか一方、また双方に是と回答した場合には、別途に大経営用営業調査用紙が渡される）
14. 双方の質問で非の場合には次の申告を行なう
 - a) 営業経営の場所（調査場所と異なる場合） 市町村 街・地区 家屋番号

- b) 主職業／副就業別、また性別の補助人・徒弟、等々の数量とその内の徒弟数
主職業／副就業別での織機・編機（3類）の数量とその内の一時稼働数、足踏式ミシンの数量

従い、これが帝国統計の「2つの特別質問」に相当する設問となる。帝国統計の設問をより厳密に規定し直す試みであり、これはプロイセンの他にも、ブラウンシュワイグ・ワルデック・シャウンベルク＝リップペの3国家と帝国直轄領エルザス＝ロートリンゲンで採用された様式となる。

2. 営業調査そのものに関しても、その実施に際して、多くの個別国家は帝国レベルの調査紙を補充した調査用紙を用意している。プロイセン統計局の場合にも、帝国の営業調査紙では小経営や家内工業の実情把握が不可能になるとし、その欠損修復のために、次の2つの手立てを取っている。すなわち、別に補助人5人以下の製造営業に対する調査紙を用意し、これを営業調査紙に挟んでいる。さらに問題とされた家内工業経営の捕捉に関しても、事後の12月末に別途にアンケート調査の形で全国各地の商業会議所（商人団体）や営業協会に調査を依頼している。

既述のように、連邦参議院の補助人5人以下とする小経営規定によって、大量の経営がそうでないにもかかわらず小経営に押し込まれることになった。こうして、ほとんどの製造工場（Mühle）が小経営に回され、帝国の調査からは有効な製造工場統計を獲得することが不可能となった。また、時計製造、金・銀加工業、また多くの商業営業（銀行業務、書籍商、植民地商品取引、反物商、等々）に関しても同様のことが当てはまる。たとえ、それらでは5人の補助人で営まれているにせよ、これらを小経営とみなすことはできなく、それに対して小経営用の調査紙でもって臨むことは、商工業生産の実態を見過ごした調査に終わってしまう。さらに、このような経営が複数経営者の共同所有であれば、そうした関係も小経営用の調査紙からは浮かび上がってこない。要するに、連邦参議院が調査の簡易化のために行なった境界変更は、事柄に対する正しい把握と表示を頓挫せる要因となってしまった。ここから、プロイセン統計局は工業部門において、5人以下の補助人をもった製粉、製材、製紙、搾油、ガラス製造、等々を業務とする製造工場に対して特別の調査紙＝「製造者用調査紙」（Fragekarte für Müller）を作成・配布している。これが33,164分回収されている。この調査紙での質問は以下の8点に及んでいる。

1. 調査場所（市町村） 調査区番号 郡
2. 工場名（それがあある場合）
3. 使用原動力（水力・風力・蒸気力）とその馬力、蒸気機関は湯水期の補助としての利用可
4. 所有者・賃借経営者・業務指導者の名前
5. 職人あるいは補助人、徒弟の人数
6. 使用されている特徴的機械・装置（13種）の数量
7. 他営業経営への動力譲渡の有無
8. パン製造場附設の有無、他営業経営の有無

帝国統計の調査紙に比べ、動力と機械・装置への質問がより詳細なものになっている。とくに、後者では織機・編機・ミシンの3種から、脱穀機・碾白・鋸・採用突棒・砥石、等々の各種製造業務に特徴的な13機種へと大幅に増加されている。さらに、採鉱業（3,110）、鉄道作業場（485）、私的営業経営者のために賃金を払って行なわれている刑務所収容者の作業（55）、これらに関してもそれぞれの管理当局へ独自に調査用紙を作成・配布し、回収している（括弧内の数字は回収数）。

3. 加えて、家内工業の種類と規模を調査するための商業会議所と営業協会に対するアンケート調査を実施し、1,400分を回収している。今回の営業調査では家内経営への質問は最初から設定されていなかった。というのは、使用された営業調査紙の設問（質問9）は企業家の作業空間内部で直接に就業している被雇用者の数量に向けられるだけであり、その外で就業している者（その多くは家内工業就業者）は不問にされていたからである。しかし、その問題を避けることができないとみる統計局は、プロイセン国内における家内工業の実情把握を独自のアンケート調査によって補おうとする。このために75年12月末に全国の商業会議所（商人団体）へ「祖国工業のより良き認識のために大きく貢献する」ために、その協力を訴えた依頼文をプロイセン統計局長エンゲルの名で発送し、次のような項目からなるアンケート「家内工業-企業の調査」への回答を求めている。

1. 各市町村の家内工業分野において最も卓越した企業家の商号
2. その仕事が主に行なわれている市町村

3. 家内工業分野就業者 その地位別・就業形態別（主業／副業、通年／臨時）人数
4. 臨時雇人の家内工業停止期の収入源
5. 監獄と刑務所の収容者の就業の有無
6. 被雇用者の就労はひとりの家内工業企業家のためか、あるいは同時に複数企業家のためか
7. 企業家と被雇用者とのやり取りは直接か、あるいは仲介人を通じてか
8. 企業家による被雇用者への家内工業生産物のための原材料の提供の有無
9. 企業家による被雇用者への機械・道具の提供の有無
10. 家内工業産物は主に輸出用か
11. 家内工業分野の趨勢（高揚／後退）と範囲（全体／個別品目）、その原因
12. 家内工業の工場経営への移行、あるいはその逆の有無、その原因

エンゲルと統計局の関心は家内工業の種類と規模、そしてその動向である。ここでいう家内工業とは、「ある取引店（Handlungshaus）が、自立したあるいは自立していない、またその自分の居住家屋で働いている営業経営者によって、商品あるいは商品部品を、特定の指示あるいは見本にのっとり出来高払いのために製造させ、通常は商品あるいは商品部品のための原材料をも提供するような営業企業ないしは経営形態」²⁶⁾のことである。問屋制下の家内工業であり、これが工業生産の重要な担い手であるとし、それがプロイセンのどの地方でどのような種類と範囲で広がっており、その動向はいかなるものか、これについての資料が営業経営把握に欠かせないとみるわけである。これは、61年プロイセン営業調査の試案ですでに設定されていた質問であり、また72年構想でも重要視されていた項目でもある。

回答は商業会議所、ないしはそれぞれの関連協会によって、その管区内で一定規模で経営されている家内工業分野の実際的關係にそくして記入され、翌76年2月末あるいは3月初めに統計局に回収されるとされた。また、商業会議所を経ることなく、直接に個々の家内工業企業家に対してアンケート用紙を配布する方が効果的と指摘された場合には、会議所のリストに従って基本的には同じ質問を収めた別種アンケート用紙がかれら企業家の下に送られている。

この依頼に対して、約1,400の記入済み調査書式が王国統計局へ送られてきた。その内の1/3は重複調査であった。有効なものは約80の郡と都市にまたがり、衣料、繊維、金属加工、木材・木片加工、タバコ製造、紙・皮革工業などの計984企業会社に関する報知を含んでいた。しかし、予想されていたことではあるが、商業会議所や関連協会に送られたアンケートのかなりは無回答のままであった。最も営業の盛んで家内工業が密集している地方からの回答が期待されたのであるが、当該地の関係機関の多くからは、家内工業関係を解明することはあまりにも範囲の広すぎる作業であり、適切な人力が不在の下では、それを引き受けることはできないとする答えが返ってきた。このような事情の下で、プロイセン国家の家内工業の全般的探求は断念せざるをえなかった。プロイセンの家内工業の一端は掴みえたかもしれないが、こうしたアンケート調査によってはその全容解明は不可能となる。²⁷⁾

同じように家内工業を調査問題として取り上げた国家にザクセンとバーデンがある。そこではいずれも、営業調査用紙そのものの中に工場空間外で雇われている（働いている）者の数を問う質問を設けている。すなわち、ザクセンでは調査用紙の質問欄のひとつに「家内工業企業家に対して」を設け、①その企業家のために工場空間外で自宅において働いている者の数量（調査日／年平均）、②それらの者の居住地の営業経営所在地（市町村）内／外別の数量区分（調査日／年平均）、この2つを回答させている。またバーデンでも、同じく調査用紙の中で、家内工業企業家に当人が雇っている自宅就労の労働者数を性別と調査日／年平均別に質問している。プロイセンはアンケート用紙を用い、家内工業就業者数のみならず、それを越えてさらに詳しい情報を収集しようとした。エンゲル自身はもともとアンケート方式の有用性に対して大きな期待をもっていた。しかし、任意回答という形を取るアンケートに協力した商業関連団体と企業家は決して多いとはいえなかった。エンゲルと統計局の思惑は外れる結果となった。

2. 75年営業調査への批判

1. プロイセンでの75年営業調査の整理終了を受けて、エンゲルは先述したように77年の『統計局雑誌』にその調査結果を公表し、その中で75年調査の難点を自ら指摘している。また、同年の『プロイセン統計』（題39号）においてもいくつかの反省点が示されている。それらでは、調査の最大の

弱点は経営規模が被雇用者数だけに依拠して恣意的に大小区分され、しかもそれに関する改定委員会提案が連邦参議院によって簡略化の目的で一方向的に変更された点にあるとしている。連邦参議院のこの変更は修正のできないものとして、それを甘受せざるをえなかった。²⁸⁾このために、多くの比較的大経営が小経営に閉じ込められ、そのことによってドイツにおける製造工場の態様、さらには工業生産のあり方を探求するためのデータが喪失されることになる。「要するに、連邦参議院がそれを通じて調査簡略化の達成を望み、かつ可能と考えた境界変移は、逆であり、データ整理に際して、しばしば事物的に正しい事柄の把握と表示を難破させる恐れのある岩礁となった」²⁹⁾とする。

さらに翌78年2月9日、エンゲルはベルリン国民経済協会で「1875年末のドイツ帝国とプロイセン国家における工業アンケートと営業調査」³⁰⁾と題する講演を行ない、その中で75年営業調査の意義を陳述しながらも、否定できないいくつかの「著しい欠陥」として次の5点を指摘している。

1. 営業の独立性と独立経営の定義が不正確である
2. 家内工業人口の大きさに関する経営者への質問が落ちている
3. 規模と企業形態別の経営区分が不十分である
4. 作業機に関する表示が不完全である
5. 雇用主から被雇用者へ支払われた年間の俸給と賃金への質問が落ちている

多大な人的経済的エネルギーがこの営業調査に払われたにせよ、それら欠陥は否定できなく、これは調査を制約する連邦参議院規定に原因があるとし、その規定作成に自らも委員として、しかも部門責任者として携わった改定委員会の責任が大であるとする。こうした自己批判を表明している。ただし、プロイセンでは中央集計・加工が行なわれたことで、問題のひとつであった重複調査は除去できたともする。上の1、2、5については本論でもすでに言及済みである。3についてはより細かな就業規模別と経営形態別の分類が必要であったということであろうか。4については、小経営については妥当するが、しかし、大経営用調査紙にある物的装備面への質問は全般的営業調査としては妥当なものと考えられ、自己批判は不要と思われる。

このように、75年営業調査に対するエンゲル自身の受け止め方は一筋ではなく、公に批判点を開陳するなど、いささか屈折している。先の引用文では連邦参議院の変更に対する憤懣ともいえるものが感受される。しかし、自らが参画した72年構想を実行に移し、懸案であった営業調査を自らの企画した直接調査様式でもって達成しえた75年営業調査に対し、それを、「集中化された加工を経験した最初にして最大のプロイセンの営業調査である」³¹⁾とし、統計局長としてそれを正当化する言明を残している。その裏には、プロイセン統計局の手によって帝国レベルの調査を可能な限り補充しえたとする自負もあったろう。また、この75年調査結果を61年営業表と比較しながら、プロイセンと連邦諸国家における営業の進展を概括した著作『1875年と1861年のドイツ工業』³²⁾(1880年)を公刊している。

2. 結果的にみれば、75年営業調査は実現はしたものの、人口調査に圧迫され本来の営業調査としては萎縮したものに終始せざるをえなかった。ともかくも、人口センサス実施の余勢を駆って営業調査の実績を積むこと、これが優先させられたという感じが否めない。従い、後にこの75年調査には厳しい批判が浴びせかけられる。その代表例は、『ドイツ統計の現状』において、それまでのドイツ営業統計史を総括したモルゲンロートによる評価である。³³⁾そこでは、75年調査に対しては「包括的な計画と較べて、著しく後退したものであった」と否定的な判断が下されている。包括的計画とは72年構想のことである。その批判の要点は以下の通りである。まず、関税同盟統計と同じく人口調査と結びつけられることによって、営業調査にとっては不適切な12月が調査時期とされる。また、この結びつきから問題設定での欠陥、調査の重複や脱落の可能性が生じ、さらに小経営調査に関してはごく限られた質問による不十分な調査に終わっている。小経営規定を補助人5人以下とする「境界はあまりにも高く引かれすぎ」、多くの営業がその不十分な調査に回されている。加えて、多くの排除部門・業種が含まれている。こうしたことから、75年営業調査は「関税同盟の調査に対しては進歩が非常に大きいとしても、人口調査から切り離されたより新たな調査とは較べられるべくもない」と論断され、人口センサスとの結合がその失敗の最大の原因であると指摘されている。

問題設定の不十分さという点に関しては、次のように考えられよう。72年構想での小経営用調査紙も同じく就業者5人以下を対象にしているが、その設問ははるかに充実し、それだけをもて他調査とは違った営業調査の独自性を窺わせるのに十分であった。比較的大経営用の調査票に至っては、統計調査としての実施可能性を疑わせるほどの細事に及ぶ設問もみられた。こうした先例との比較で、75年調査紙の内容が貧弱な点を批判している。重複調査と調査漏れについては、一般的に社会調査

にはとくに脱漏はつきものであるが、これを事前の管理リストの正確な作成でもっていかに防ぐか、これが統計の正確性を規定する要因となる。しかし、75年調査の管理リストは人口調査用のものではあっても営業調査用のものでないために、営業経営場所とその経営者の的確な捕捉が不十分となり、そこに重複や脱落の原因が潜むということである。

さらに、既述のように、小・零細経営が圧倒的比重を占めていた当時の状況にあつて（75年調査の結果によれば、プロイセンにおいて、1,667,104の営業の内、補助人5人以下の小経営は1,623,591で全体の97.4%、補助人6人以上の比較的大経営は43,513で2.6%となる）、ほとんどの営業経営が本来の営業調査の枠から外され簡易調査の対象となり、先述したようにプロイセンでは製造工場に対する特別調査で補充したとはいえ、全ドイツ規模の営業経営に関する包括的な実態把握が初めから不可能であるという欠陥をもつことであつた。加えて、対象範囲を狭めることによって、産業統計としても、営業統計としても不徹底なものにならざるをえなかつた。こうしたことから、人口調査とは切り離されたその後の82年と95年の独立営業調査と較べて大きな欠陥をもつ。これらがその批判点である。

3. モルゲンロートの評価がすべてではないが、しかし、他にも、以前の営業調査同様に、「なおかなり不完全な全般的営業調査」³⁴⁾と評されてもいるように、ドイツ営業統計史での75年調査に対する評価は決して高くない。確かに、帝国統計史上では、「ドイツ帝国における最初の包括的な営業調査」、またプロイセン統計史でも「最初の大規模な経営統計調査」、また「これまで実施された一切の経営統計調査の最大のもの」として語られてはいる。³⁵⁾しかしながら、82年以降の営業調査に較べ、75年調査を本来の営業調査として位置づけることにはためらいがみられる。

75年調査の経験から出てきた教訓は、人口センサスと連結させて営業調査を行なえば、後者は矮小化された調査に終らざるをえないということであつた。それぞれの目的を十全に遂行する上で、この異質な2つのセンサスを重ねることには無理が生じ、必ず人口調査が優先させられる。このことによって営業調査は萎縮せざるをえない。営業調査はそれ自体が独立の調査として実施されなければならない。従い、1875年営業調査は72年調査構想からみてもその後退は否定できなく、調査時期、経営体の網羅の完全性、調査項目の内容、こうした点から総合的に判断して営業センサスとして成功したとはいひ難い。

人口センサスに連結させることでセンサスとしての営業調査を比較的容易に実施できる。しかし逆に、人口センサスとの結びつきは営業調査の簡易化（＝平板化）を不可欠の条件とする。結局、このジレンマから抜け出すことができなかつたといえるであろう。これまでのドイツ営業統計への取り組みにみられたエンゲルの執念が実り、当人が実質的設計者となつた75年調査が上のような事情から中途半端な営業調査に終わった。これは皮肉な結果ではある。

おわりに

75年調査にゆき着くまで、エンゲルは営業調査に関してこれまで3度の実施を試み、そのいずれにおいても不成功に終つている。すなわち、1855年ザクセン営業調査では、調査票は配布されはしたものの営業経営者と農業経営者からのその回答に大きな不備が出てきたため、整理・公表まで完遂できず頓挫している。次に、61年プロイセン営業調査案は現場当事者の反対に会い、ブラン倒れに終つた。そして、関税同盟統計拡充委員会での審議を経てドイツ統一後の72年に予定されていた営業センサスでは、それが実施不可能と判断され延期された。

こうした苦い経験を挟み、ようやく実現に漕ぎつけたのが75年営業調査であつた。しかし、これはエンゲル自身にとっては不本意な調査であつたといわざるをえない。プロイセンではいくつかの補完のための調査が挿入されてはいるが、ドイツ全土にまたがる営業センサスとしては不満の残るものであつたろう。エンゲルがかつて主導したザクセンでの1855年調査で、人口調査と生産・消費調査（＝営業調査）を併行させた経験をもとにしたわけではないであろうが、範囲も規模もまったく異なる統一ドイツでの営業調査を人口センサスと連結させた点に、75年営業調査を萎縮させた原因がある。関税同盟人口調査とは別様の様式で、また5月という時期に予定されたのが72年営業調査であつた。しかし、これが延期され再び12月人口調査と結びつけられたことは、いまだ関税同盟統計に束縛されているかのようでもあり、そこに安易な妥協と一種のあせりすらを看取することもできよう。かつ、改定委員会提案にあつた経営の大小区分が連邦参議院によって一方的に変更されたことは、75年調査に大きな禍根を残すことになつた。これはエンゲルの承服しかねるところでもあつた。

そうした否定的側面を別にして、75年営業調査の歴史的な位置づけを試みると以下になるろう。それは営業統計の前近代から近代レベルへの展開において、その橋渡しの役割を演じている。すなわち、61年関税同盟営業表から82年職業=営業調査にゆき着くまでの過程にあって、75年調査は後者が出てくるための踏台となっている。欠陥をもちながらも、人口統計や商業統計からは窺えない経済主体=営業経営の分布と人的物的構造、つまり生産力と生産関係の現況を伝えようとしたのが75年営業統計であった。かかる資料としては営業統計しかなく、それが一国の社会経済統計に必須のものであることが再確認される。営業調査は社会経済の根幹に迫る他にない調査であり、それだけに調査項目の設定と配置には慎重な検討が要求され、またそれに対する被調査者側の反応にも大きな困難が予想されるものであった。計画倒れに終わった72年営業調査の様式を継承し、過度の簡略化を容れながらも、ともかくも直接センサス形式で営業調査が実現しえたことは、社会統計作成におけるひとつの難関が突破されたということである。統計が人口や流通というレベルから下向していった、社会経済の基底に及んだということである。エンゲルの言葉を借りていえば、営業統計を通じて一国経済における工業の分布、労働配分(社会的分業)の進展度合、機械と器具の遂行・生産能力という3つの重要事実が開示されることになる。³⁶⁾人口調査組織を利用したとはいえ、独自の調査書式を準備し、ドイツ全体にまたがる営業経営の現状把握が1875年に実践されたという事実が成立する。後は、その開かれた途をどのように拡張整備するかということになる。

75年調査の後、営業調査の作成は再び中断する。ドイツにおける本来の営業センサスはそれから7年後の1882年に実現する。しかしながら、これにエンゲル自身がかかわることはなかった。これはちょうど、諸般の事情から当人が統計局からの引退を考えていた時期とも重なる。

注

- 1) Protokolle über die Verhandlungen der Vorstände Deutscher statistischer Centralstellen in Betreff der Volkszählungen im Deutschen Reich, *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 14, Theil 1, 1875, S. I. 7.
- 2) Auszug aus dem Protokoll der zehnten Sitzung des Bundesraths, *St. d. D. R.*, Bd. 20, Theil 1, 1876, S. I. 2.
- 3) Bericht in Betreff der Volkszählungen, Berichte der Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins, Nr. 1, *St. d. D. R.*, Bd. 1, 1873, S. 69, 桜井健吾訳「国勢調査に関するドイツ関税同盟統計改善委員会報告(1870年)」『南山経済研究』(南山大学), 第20巻第3号, 2006年3月, 350ページ.
- 4) 以下, 改定委員会での審議については, Protokolle der Kommission für die Revision der Vorschläge über die Ausführung der Gewerbestatistik im Deutschen Reiche, *St. d. D. R.*, Bd. 20, Theil 1, 1876, SS. I. 2-15, による.

なお、委員会の構成員は以下の通りである。ただし、ヴュルテンベルク代表は第4会議、ザクセン代表は第5会議からの途中参加である。

帝国行政；メラー（議長）、ニーベルディング、ベッカー、マイツェン
 プロイセン；エンゲル、シュティエヴェ、ゾルガー
 バイエレン；マイヤー、フィッシャー
 バーデン；シュテッサー
 ハンブルク；ネスマン
 ヴュルテンベルク；カマー
 ザクセン；ベッチャー

- 5) E. Engel, Bericht über die Verhandlungen der Kommission für Revision der Vorschläge, betreffend die Ausführung der Gewerbestatistik im Deutschen Reiche, *St. d. D. R.*, Bd. 20, Theil 1, 1876, SS. I. 50-72.
- 6) エンゲルは同一所有者による複数営業、所在地を別々にする営業それぞれに対し、そこで会計簿記が独自に執られているかどうか、これが独立性の基準になると考えている。しかし、例えば、ベルリンの業務場所のみに簿記があって、営業施設は全土に拡がっているような株式会社存在が指摘され、簿記が独立性を判断する上で決定的基準にはならないという意見も出る。Protokolle der Kommission, *a. a. O.*, S. I. 11. 独立営業経営の規定に関しては、改訂委員会の審議からは明確な結論が出てきていない。
- 7) E. Engel, Bericht, *a. a. O.*, S. I. 66.
- 8) 営業の大小区分の基準は、「比較的小さな経営の数量とそのカテゴリーの独立営業経営者の数量が非常によく合致すること、そこで同時に前者の数量を後者のそれとみなしうること、これ以外のものでは絶対ありえないであろう」とし、「営業経営の大小の境界は補助人2人以下の下でかなり正確に把握される」(E. Engel, Bericht, *a. a. O.*, SS. I. 70-71.) というのがその結論であり、現実に対応した判断ではある。ただし、補助人3人以上の営業経営を、「比較的」としながらも「大営業経営」(der grössere Gewerbebetrieb) という用語を用いることが果して妥当かははなはだ疑問であるが、議事録やエンゲル報告にある表現のままにする。
- 9) エンゲルの提示した規定の全15項は、委員会において上で説明された審議といくつかの修正を受け、大筋に

において採択されることになる。Protokolle der Kommission, a. a. O., SS. I. 36-38. しかし、後述するように、経営の大小区分に関する連邦参議院の変更を受けることになる。最終的に帝国指令として出された規定の全文は、拙著『近代ドイツ国家形成と社会統計』京都大学学術出版会、2014年、415-16ページ、に訳出されているので参照のこと。

- 10) 改訂委員会報告は委員会名ではなく、この4人の名で提出されている。審議の中で多くの意見が交錯し、エンゲルの手による報告草案が妥当なものかどうかに関して委員全体の諒解を得たものでないためとされている。帝国宰相府を通じて、営業調査に関与する官庁に営業調査規定の「基本と傾向」を知悉してもらうことがその趣旨であるとされる。Bericht der von der Kommission für die Revision der Vorschläge, betreffend die Ausführung der Gewerbestatistik beauftragten Redaktions-Kommission, St. d. D. R., Bd. 20, Theil 1, 1876, SS. I. 49-50.
- 11) Protokolle der Kommission, a. a. O., S. I. 38.
- 12) Protokolle der Kommission, a. a. O., SS. I. 39-40. この調査項目には、エンゲルの考える、所与の事情の下でのできるだけ完全な営業調査の描写対象 (Schilderungsobjekte) とされる以下の6点が盛りされているといえよう。E. Engel, Bericht über die Verhandlungen der Kommission, a. a. O., S. I. 66.
 - ① 大小区分を伴った営業経営数
 - ② 営業経営の物件と特性、単独経営か複合経営か、多数経営から成立しているかについての報告
 - ③ 所有関係、雇用主あるいは企業家が単数個人か複数個人か、法人経営かについての報告
 - ④ 経営形態と従業員関係、商業上および技術的修養を積んだ者とそうでない者とを区分した被雇用者数についての報告、後者に関してはさらに性・年齢・家族状態別 (既婚者かどうか) の区分、労働関係 (被雇用者あるいは徒弟) の区分をつけ、被雇用者が経営所有者あるいは企業家の施設内部で (工場労働者として)、またはその外部で (家内工業労働者として) 就業しているかの表示をつけ加える
 - ⑤ 営業経営内で利用されている回転機あるいは発動機の数量・種類・力量、それが賃借かどうかの区分をつける
 - ⑥ 通常現存する、また年間を通じて存在する各営業分野に特徴的な作業機・道具・器具・装置・炉、等々の数量と種類これは、これまでのプロイセンと関税同盟での営業表作成の批判的総括から出てきたものであり、1855年ザクセン王国営業調査の試行以降に一貫して主張してきた営業調査の主要項目である。
- 13) 7業種で総計106機種というのは、全般的営業調査としてはまだゆきすぎとも考えられるが、エンゲルにとってはこれが最低の範囲ということになる。E. Engel, Bericht, a. a. O., S. I. 69. 営業統計がいかに当時の物的生産手段の構成とその数量に関心をもっていたかの表われであろう。
- 14) E. Engel, Bericht, a. a. O., S. I. 65.
- 15) 議事録には参考資料としてプロイセン王国における蒸気罐・機関統計の作成書式が添付されている。Protokolle der Kommission, a. a. O., SS. I. 78-81. 委員会はこうした調査を別の機会にドイツ帝国全体に拡大すべきとし、今回の営業調査ではこの点の大幅な簡略化を計っている。既述のように、これが物的側面の調査での縮小の大きな要因となっている。
- 16) Die Ergebnisse der Gewerbezahlung vom 1. Dezember 1875 im Deutschen Reiche, St. d. D. R., Bd. 34, Theil 1, 2, 1879, Bd. 35, Theil 1, 2, 1879. 結果の大略をまとめたものとして、A. Thomaschewski, Die Gewerbezahlung in Deutschen Reiche am 1. Dezember 1875, Berlin, 1879, がある。これ以前に、プロイセン王国での結果が、E. Engel, Ergebnisse der Gewerbezahlung vom 1. December 1875, verglichen mit denen der Aufnahme vom Jahre 1861, Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Büreaus., Jg. 17, 1877, S. 239ff., として公表されている。さらに、E. Engel, Die Gewerbezahlung vom 1. Dezember 1875 und ihre Resultate, Berlin, 1878, が独立に公刊されている。調査の確定結果は『プロイセン統計』に2回に分けて公表されている。Die definitive Ergebnisse der Gewerbezahlung vom 1. December 1875 im preussischen Staaten, Theil I, II, Preussische Statistik, Ht. 40, 1878, Ht. 41, 1880.
- 17) この注記は質問項目3に添えられているものである。Protokolle der Kommission, a. a. O., S. I. 39. しかしながら、被調査者自身に対し、重複調査を避けるべく「意思疎通」を図られたいとするのは調査側の安易な願望にすぎず、これは調査当局の業務責任に属すると考えられる。このことは、重複調査の大きな原因となる。従い、後に「営業経営と所有者住居が場所的に分かれている場合、あるいは複数所有者のいる際に、どの程度に調査用紙が複数回記入されるか、これについての一切のコントロールが欠けている」(A. Hesse, Gewerbestatistik, Jena, 1909, S. 11.) とする批判が出てくる。
- 18) 「夏には営業活動がその全体的規模でより具合よく把握されることは疑いない。夏は手工業と工業が全面的に稼動し、冬では営業活動はさほどの拡がりをもたず、いくつかの営業では経営が部分的に停止する。それらは把握困難となり、とくに休止中の小経営が調査から容易に見落とされる」(A. Hesse, a. a. O., S. 11.)
- 19) E. Engel, Bericht, a. a. O., S. I. 67. 先にも述べたように、この境界づけによって、小営業経営者にはこれまで手工業者とされてきた営業経営人口のほとんどすべてが包摂されるとされる。この点での合意がえられ、営業経営の大小区分に関する懸案事項は解決する。
- 20) W. Sombart, Die deutsche Volkswirtschaft im neunzehnten Jahrhundert, Berlin, 1903, S. 332ff. 当初からド

イツ営業統計で採用されてきた「独立営業経営者」というカテゴリーに対し、それは資本主義経済機構の歯車のひとつにすぎず、統計によっては、いまなお真に独立した経営者なのか資本主義的企業の支配下にあるのか、そのことは不明なままであるとして、その概念設定に反対するのがゾンバルトである。

- 21) Auszug aus dem Protokoll der 18. Sitzung des Bundesraths, *St. d. D. R.*, Bd. 20, Theil 1, 1876, S. I. 49.
- 22) プロイセン統計局もこれと同様に、とくに 3-5 人の補助人を抱えた営業経営に対し、小経営用調査紙でもって臨んだことによって結果利用での著しい困難が生じたとみている。Zur Ausführung der Volks- und Gewerbezahlung vom 1. December 1875, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Bur.*, Jg. 17, 1877, S. 152.
- 23) E. Engel, Bericht, *a. a. O.*, S. I. 68. しかし、プロイセンではこの家内工業の存在を看過することはできず、後述するように独自調査を 75 年末に別途にアンケート用紙を用いて実施している。
- 24) 定式化された調査規定の第 2 項にある、「どの独立営業経営も次のようにして調べられるものとする。すなわち、空間的にまとまっているか別々であるかに関わりなく、同一の所有者の異なった営業経営に関して、また空間的に相互に離れて独立している同一所有者の同種の営業経営に関しては、それぞれが独立に一度だけ調べられる」(Protokolle der Kommission, *a. a. O.*, S. I. 37.) はこの観点を受け継いだものであり、本書の第 I 部で説明したように、プロイセン王国や関税同盟における営業表作成で採用されてきた考えである。
- 25) 以下、プロイセンでの修正および拡張の試みに関しては次のものを参照のこと。E. Engel, Ergebnisse der Gewerbezahlung, *a. a. O.*, S. 242ff., Die Ergebnisse der Gewerbezahlung vom 1. December 1875 im Deutschen Reiche, *a. a. O.*, S. (129) ff. 後者ではプロイセン以外の国々における修正事例も紹介されている。
- 26) E. Engel, Ergebnisse der Gewerbezahlung, *a. a. O.*, S. 243.
- 27) この調査に対する回答は非常にまちまちで、期待された報知獲得には失敗したことを統計局も認めざるをえなかった。Bemerkungen des königlichen statistischen Bureau's zu den Gutachten der königlichen Regierungen, *Pr. St.*, Ht. 39, 1877, S. 109.
- 28) 「多くの側から批判されている単なる補助人数による大営業と小営業の区分は確かに問題がなくはないように思えるが、しかしドイツ帝国での手法の一様性を考慮して、いささかの修正も行なわれえなかった。われわれとしては少なくとも 3-5 人の補助人を有した経営に対しても特別の調査用紙が配布されたという希望に応じることになる。この制約によって資料の加工は簡単になる替りに難しくなった」(Bemerkungen, *a. a. O.*, S. 109.) 2 人以下ではなく、5 人以下の補助人をもった経営をも小経営用の調査対象に廻すとした連邦参議院の決議に従わざるをえなかったことに対する弁明である。
- 29) E. Engel, Ergebnisse der Gewerbezahlung, *a. a. O.*, S. 242.
- 30) E. Engel, *Die Industrielle Enquête und die Gewerbezahlung im Deutschen Reiche und im Preussischen Staate am Ende des Jahres 1875*, Berlin, 1878, SS. 17-18.
- 31) E. Engel, Ergebnisse der Gewerbezahlung, *a. a. O.*, S. 244.
- 32) E. Engel, *Die deutsche Industrie 1875 und 1861*, Berlin, 1880, 2. Aufl., 1881.
- 33) W. Morgenroth, Gewerbestatistik, *Die Statistik im Deutschland nach ihrem heutigen Stand*, hrsg. von F. Zahn, Bd. 2, München und Berlin, 1911, SS. 219-20.
- 34) F. Zizek, *Grundriss der Statistik*, 2. Aufl., München, 1923, S. 346. 竹田武男訳『応用統計学』有斐閣, 1925 年, 286 ページ。
- 35) Die Arbeiten des Kaiserlichen Statistischen Amtes im Einzelnen, *St. d. D. R.*, N. F., Bd. 101, 1897, S. 50, および, *Festschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus zur Jahrhundertfeier seines Bestehens*, Berlin, 1905, S. 62. いずれにあって、ドイツ、従ってまたプロイセンにおける最初にして最大の営業調査とされているが、モルゲンロート論文や本論で指摘された方法論的難点の検討は欠けている。モルゲンロートは人口調査との結びつきを絶った独立営業調査として実施された 82 年調査から「新たな調査」が開始したとみている。W. Morgenroth, Gewerbestatistik, *a. a. O.*, S. 220. 同じく、コンラートも 75 年営業調査は近代的営業統計の前段階に位置づけられるべきものであり、82 年調査から営業統計の近代的レベルでの展開がみられるとしている。W. Conradt, Die Zählinheit der gewerblichen Betriebsstatistik, *Allgemeines Statistisches Archiv*, Bd. 12, 1917, S. 26.
- 36) E. Engel, Ergebnisse der Gewerbezahlung, *a. a. O.*, S. 242.

第9章 1882年ドイツ帝国職業=営業調査の成立

はじめに

各国における近代的レベルでの社会統計成立のメルクマールは、いうまでもなく人口に対する全数調査（センサス）の実施にある。とはいえ、社会構成体の規模と構成を数量的に把握する社会経済統計の展開全体からすれば、人口センサスはあくまでその端緒に属するものといわざるをえない。ドイツにおける人口センサスは、1871年1月の帝国形成後、連邦参議院の決議を受けて、帝国中央と各国政府の連携の下で同年12月1日に早々と実施されている。近代的国家体制の確立とはいくばくかの時差をもってしか実施されえないのが人口センサスの通例とすれば、このことは画期的なことといえる。しかし、人口センサスの成立は統計作成における近代化の序曲にすぎない。ドイツ社会統計の他にはみられないそれにもましての特徴は、人口統計に留まることなく、それを越えて帝国統計庁と各国統計局との協働による社会経済と国民生活の全体的数量像獲得を目指した統計作成活動、つまり社会構成体に対する包括的統計網の構築が精力的に展開されたというところにある。こうした動きの中から、内容的にも統計方法からみても他国を圧倒する組織的体系的な社会経済統計が19世紀70年代以降のドイツを舞台にして産み出されてゆく。その後の同世紀末から20世紀30年代にかけて各国において試みられた統計の拡充に当たり、ドイツ社会統計が実践的かつ理論的な模範と目された所以である。

こうしたドイツ社会統計の展開・拡充過程がひとつの頂点に達したことを示すものとして1882年6月5日に実施された帝国職業=営業調査を取り出すことができる。この調査はもともとは関税同盟統計拡充委員会での審議の結果、1872年5月1日に実施が構想されていたものである。これまで詳述してきたように、この構想自体はそれまでの営業表段階の営業統計の抜本的改革を目指し、まったく新たなレベルでの経済センサスとして営業統計を作成しようとする努力の成果といえるものであった。しかしながら、営業センサスは諸般の事情から1872年実施は不可能となり、その後も大幅な遅滞を余儀なくされ、1775年の職業=営業統計調査の失敗を挟みながら、1882年に至りようやく実現することになる。71年8月のその構想時からすでに10年以上が経過していた。

遅滞の理由は人口把握に比べ経済活動における個々人の属性（職業）ならびに経営体の特性（営業状態）を掴むことには、統計作成における他にはない独自の難問が待ち受けていたからである。この困難を克服し、人口総体の職業構成、ならびに農業経営と商工業経営（＝狭義の営業）の実相把握をセンサス形式で試みた1882年調査こそは、ドイツにおける社会統計の展開に新局面を拓くものであり、かつヨーロッパでも抜きん出たレベルの経済統計を提供するものといえよう。人口数という表層を越え、国民一人ひとり、ならびに営業経営体ひとつひとつの経済的属性に関するこの調査は社会構成体の基底に迫ろうとする点で近代的な社会統計の確立の実質的なメルクマールといえるのである。こうした点で1882年調査は19世紀ドイツ社会統計が約70年の経験と試行錯誤を経て到達した頂点に位置するものであり、その成果を象徴する統計調査の代表例といえるであろう。

本章では1882年調査に至るまでの職業調査と営業調査の経緯を概略提示し、それを踏まえ1882年調査そのものの方法論的特徴を検討しその歴史的意義づけを試みる。

I. 人口センサスと職業調査

1. 1871年調査と職業調査項目

来るべき統一ドイツでの統計のあり方をめぐって1870年早々から開始された関税同盟統計拡充委員会の検討の中で、同年末に予定されている全ドイツ人口調査（これは第2回目の北ドイツ連邦と関税同盟領域にまたがる人口調査として予定されていた）に現住人口の「身分あるいは職業」項目を取り入れることが1870年1月14日に開催された第3会議で承認されている。引き続き2月5日の第17会議において、ヘッセン代表委員ファブリチウス、ならびにバイエルン代表委員マイヤーの提案を汲んで、「主たる職業クラスと生業クラス別の現住人口」が調査項目に設定された。職種は7部門

(クラス)、職業上の地位が4階級に分けて提示されている。¹⁾

人口調査において個々人の属性としての職種と職業身分(地位)を申告させる方式は1840-60年代に各国の多くの調査事例ですでに採用されている。こうした方式はイギリスやベルギー、フランスでの人口センサス、オランダやデンマーク、スウェーデンやノルウェー、またドイツ圏でのザクセンやヴェルテンベルクでの人口調査、さらに1867年に行なわれた北ドイツ連邦ならびに関税同盟領域の最初の人口調査でも採用済みのことではある。人口調査用紙に盛り込まれた職業調査項目によって総人口の職業別構成を把握する、これが一般的方式となっていた。拡充委員会でもその方式を踏襲し、実質的に第1回帝国人口センサスとなった1871年調査で採用され、爾来5年間隔の人口調査でもそれが継続されることになる。

拡充委員会の審議結果をまとめた連邦参議院への「報告」の第1号「人口調査に関する報告」(1870年2月12日)には、「1870年ドイツ関税同盟で行なわれる人口調査の特殊規定」としてこの職業調査項目の意義について以下のように説明されている。²⁾

職業、あるいは生業分野

人口調査と結びつけられうる身分、職業、生計分野、生業分野、等々に関する調査の主として役立つことは、総人口を主生計分野別に分類し、避けることのできない不正確さはいくつかあるにせよ、この点で価値ある開示を提供することである。この調査が営業の特殊な統計に関する資料の作成に役立つことには制約があるが、それは完全な営業統計には世帯内での共同生活からは必ずしも見通すことのできない企業家、被雇用者と労働者、等々の関連を引き出させる独立調査がさらに必要となるためである。この点を踏まえておけば、次のことは認められるように思われる。すなわち、調査リストの中では15歳以上の個々人の主業、収入と結びついた副業、および労働関係と雇用関係(親方か、職人か、徒弟か、等々)についての簡単な申告で満足し、営業統計のための記録作成のより特殊な調査を今後に残しておくことである。

ここでは職業調査として制限された調査項目で満足し、家計生活とは別の営業関係(労使関係を含む)には別個の調査=営業調査をもって臨む必要があるが、それは今後の課題に留めおくということである。背後には人口調査の毎翌年には営業調査を実施するという拡充委員会では採用された当初の構想、つまり営業統計への強い志向が横たわっている。

この人口センサスは予定されていた1870年末が普仏戦争下になり実施不可能となり、ドイツ帝国形成後の翌1871年12月1日まで延期を余儀なくされた。従い、ドイツ帝国での最初のセンサスとなったのが1871年調査であるが、その調査用紙にある全12項目の内、その第10項目に職業関係について以下の質問項目が設定されている。

職業、あるいは生業分野

15歳以上の個々人の主就業；収入と結びついた副就業；労働関係と雇用関係

ここからの回答が先の拡充委員会で承認された次の主たる職業および生業クラス(Berufs- und Erwerbsklasse)、および職業地位(Berufsstellung)で分類されている(すべてに渡り性別表示を伴なう)。

職業クラス

- A. 農業(含、畜産業・ブドウ栽培・園芸業)・林業・狩猟・漁業
- B. 採鉱・製錬業、工業・建設業
- C. 商業・運輸業
- D. 私的サービス提供者・手労働者・日雇労働者、等々
- E. 陸海軍
- F. その他のすべての職種
- G. 無職者

地位

- A. 所有・職業・生業での業主
- B. 自立した職人と労働者
- C. すべての種類の奉公人

D. その他の世帯身内

しかし、この結果に対しては批判的評価が下される。それは、次の1875年人口調査の審議のために1874年8月5日から11日にかけてベルリンにおいて6回の会合をもった帝国統計庁と各国の統計行政代表者の会議＝ドイツ統計中央部署幹部会議（Verhandlung der Vorstände Deutscher statistischer Centralstellen）の審議においてである。標識設定の不正確さ（例、性別区分が若干の大きな職業クラスでしか行なわれず、年齢や家族状況の区分と関連させることができない）、地位分類の平板さ（表面的なものに終わっている）、調査と総括での統一的指示の欠落、これらの理由で、職業統計には社会領域上で現在進行中の動きに関する特殊な認識が期待されるにもかかわらず、「義務として1871年に指示された職業統計はこうした要請をなんら満たすことができない」³⁾と判断され、その利用は不可能ということで意見一致をみた。

調査様式と結果総括に統一的指示が欠落し、このため各国においてばらばらな対応がみられた。実査にも総括にも「不統一性（Ungleichmässigkeit）」の著しい調査として批判されることになる。難点は職種分類において産業区分と職業区分が混在していることにあった。また、地位分類においても、設定されたカテゴリーで当時の職業上の地位区分が果されるのか、あまりにも貧弱ではないかとする批判を免れえなく、業主や被雇用者の個々のカテゴリーについての概念規定に明確さと掘り下げが不足していた。ここから調査当局において個人のカテゴリー帰属をめぐる多くの疑問と混乱が生じたとされる。

2. 1875・80年調査と職業調査項目

こうしたことから明らかになる点は、ここにはかつてのプロイセン国家営業表や関税同盟営業表にみられた産業統計と職業統計の混乱の痕跡がまだ残っていることである。すでに明らかにしたように、それら営業表には、一方の社会的分業の中での小経営従事者の特性（業種と地位）に関する職業統計＝手工業者表、他方の産業分野での営業体（組織）の人的物的構成に関する経営統計＝工場表、この双方が混在し、職業と経営が未分離という不明瞭性を引きずっている。また、全体にまたがる統一的指示がなく、県や郡といった地方官庁（プロイセン営業表の場合）や各国政府（関税同盟営業表の場合）のそれぞれの判断に概念規定や調査方式に関する多くのことが任されていた点でも同様である。

1875年時の第2回人口センサスにおいても、1871年調査と同じく人口調査用紙の中の個人の属性として、改善された表示様式で職業関係が調査されている。すなわち、調査内容は前回と同様であるが、それが以下のように主職種・地位・副職種の3項目に分けて取り上げられている（右端の数字は調査項目番号）。

職業、あるいは生業分野

主たる職業	主たる職業、主たる生業、あるいは主たる生計源の名称	8
	主たる職業における労働関係、あるいは雇用関係	9
収入と結びついた副業があれば、それを		10

ところが、この調査結果は帝国レベルでは職業統計として加工表示されえないままに終わる。人口調査に附随して行なわれた営業調査の編集と総括の方が緊急課題とされたためである。統計中央部署幹部会議において双方の加工処理は無理と判断され、職業構成よりも営業関係の加工表示がさし迫ったものとして優先されたのである。

さらに続く1880年の第3回人口センサスでは、前回と同様に人口調査用紙に主職業について1875年調査と同様の標識が設定された。すなわち、調査項目の第7項に以下のものが設けられている。

身分、職業、あるいは生業分野

その正確な名称；労働関係、あるいは雇用関係

この項目に対する回答から当初は職業統計への加工が見込まれていた。しかし、前年の1879年10月のドイツ統計中央部署幹部会議ではその加工作業を行なうか否かについては未決定のままに残された。その時点では、技術的また財政的にその作業遂行の見通しがまだ立たなかったからである。

調査終了後の1881年に招集されたドイツ統計中央部署幹部会議で、1880年調査結果から納得のゆ

く職業統計を作成することは不可能と判断された。その最大の理由は農業にかかわる就業者の取扱にあった。80年調査の職業項目では副生業もしくは副就業についての表示が最初から欠落しており、農業で広範にみられる副業の実態が把握不可能とされたためである。また、副業としての別種職業をもっている農業従事者の多くは農業を天賦のもののみならず、農業ではなくその別の職業を自分の主生業として回答する傾向をもつことが明らかにされている。従い、その回答からは農業経営における職業関係の実態が掴めなく、強いては職業構成全体の歪んだ映像しか出てこないことになる。会議では全般的職業統計と同時に農業経営統計作成の必要性が確認され、その旨が1881年10月にライヒ内務省へ報告提示されることになった。

こうして、人口の職業・生業関係の悉皆把握を目指した営業統計調査を志向しながらその実現までには至らなく、人口センサスの中に職業調査項目を盛り込んだものの、人口総体の職業構成を描き出すところまではゆき着かなかったのが1882年調査を迎えるまでのドイツ職業統計であったといえる。

II. 1882年職業=営業調査

1. 成立経過

1. 先の章でみてきたように、関税同盟統計拡充委員会の審議を受けて1872年5月1日に予定されていたのがドイツ帝国における営業調査であった。しかし、それは延期を余儀なくされ、さらに実施された1875年営業調査ではあるが、それは失敗例に属するとみなされた。そこで改めて1882年に入って人口調査とは独立した営業センサスとしての調査が企画・実施されることになった。この調査にはこれまでの経過を踏まえ、75年調査の反省の上に立って十全な体制をもって臨むことになった。

4)

ところで、82年営業調査はそれ自体として発案されたものではない。上述のように職業統計と農業経営統計の作成が最重要課題とされ、それに向けての動きが具体化する中で営業調査の同時遂行案が急遽浮上してきたものである。それには以下のような経過が挟まっている。

まず、皇帝ヴィルヘルム I 世による「社会政策的改革に関するより一層の決定のための前提条件は帝国人口の信頼できる職業統計の作成にある」とする詔書が1881年11月17日に下され、これまでのような行政資料からの副産物としてではなく人口の職業構成についての直接調査による資料獲得が緊急課題となる。これはまた1880-90年代のドイツにおける社会政策上の一連の方策が提示されるきっかけをなすものでもあった。すなわち、時のビスマルク政権は一方で社会主義者鎮圧法（78年）によって批判勢力を弾圧し、他方で営業条例の改定（78年）や一連の労働者保護立法（83年の疾病保険法、84年の傷害保険法、さらに89年の廢疾・養老保険法）を通じて労働者階級の体制内への取り込みを計ろうとする。時代的課題としての社会政策的立法のため、その基礎資料として信頼できる人口の職業統計が要請されることになる。その資料としてなによりも人口の中に占める労働者階級の割合、その各産業部門や営業分野での配置、また職種分布と職業地位構成を数量的に確認すること、また他の標識と組み合わせることによって国民の就業構造の特徴を浮き彫りにすること、さらにまた、職業別にみた高齢・疾病・傷害による就労不能者の数、死去した主人の職業からみた寡婦の所在を把握することが必要とされたのである。

皇帝の命を受けて、1881年11月末、連邦参議院において1882年に職業統計のための独立調査を行なうとして、それに関する審議が開始され、関連法案とさらにそのための予算措置が承認される。すなわち、調査用紙作成と加工のための費用が帝国予算に計上され、それは公刊物の費用を含めて総額115.25万マルク、その内の30万マルクは1881/82年度予算、残りの82.5万マルクは1882/83年度予算から支出するというものであった。

1881年12月の第1週に開かれた帝国議会において「1882年職業統計調査に関する法案」、および「1882年家畜調査の指令」が上程される。12月9日に帝国議会で最初の審議が行なわれ、続いて関連委員会での検討を踏まえ1882年1月17、19、23日の審議を経て後者の「指令」とは切り離され、前者の「法案」が帝国議会で承認される。同じく、上の予算措置も承認される。次いで、2月13日、皇帝名による全5項目からの「1882年職業統計調査に関する法律」⁵⁾が発令される。

この法律は結果として帝国議会ですべての政党から賛同を得ることができたが、その審議過程に調査の範囲をめぐって委員会や議員による調査枠の拡大に関して新たな提案があった。すなわち、今回の職業統計では単に個人個人の職業調査に限定されることなく、これを「全般的職業統計調査」とし

て、①農業経営での利用土地面積、②営業経営での経営目的（自前／消費者／店舗・工場用）、③経営内での就業労働者（補助人・徒弟）数および利用原動機種、④企業の経営形態（個人／株式会社／同業組合／自治体／国家、等々）、これらが併せて調査されるべきとされた。従い、職業調査に留まらず、同時に営業調査へ踏み込むことが必要とされ、ここに改めて営業経営調査が職業調査に加えらるることになったわけである。また、当初は1882年実施とされていた家畜調査は翌83年に農業経営調査と一緒に行なわれるとされた。この農業経営調査では、①独立農業経営数、②経営種、③経営者の社会的地位（所有者、賃借経営者、等々）、④経営規模（耕作面積と所有家畜数）、⑤就業者数、⑥副営業、⑦使用原動機と作業機、これらの項目が取り上げられるものとされた。以上のことを帝国宰相へ要請する旨の決議が採択されている。これに関する検討の後に、以下の点が承認されている。すなわち、蒸気機関を軸にした原動機種の調査は既存資料があるためそれほど必要とはみなされないこと、経費的にはさほど負担増にはならないので職業調査、および家畜調査とは切り離された農業経営調査、この2つを同時に実施すること（家畜調査の方は別途に1883年1月に行なうこと）、後者では農繁期に小作人として働き農閑期には手工業・日雇労働・工場労働に従事する者が調査から脱漏しないよう留意すること、こうした変更点に対する合意が得られた。

以上の経過を辿り先の法律を踏まえ、1882年2月20日に帝国参議院で全14項目からの「全般的職業統計作成に関する規定」が採択され、3月3日の「中央広報」(Central=Blatt)第9号で公示された。それは、これまでの営業調査ではあいまいな形で処理されてきた個人と営業体を区分し、それぞれを別々に、まず職業が狭義の職業調査（＝個人職業調査）、次いで商工業における経営体が営業経営調査の対象とされ、さらにこれまでの営業調査からは外されてきた農業に関して農業経営調査を併せて実施するというものであった。「全般的」ということの意味は調査がこれら3分野にまたがるということであり、1882年調査は単なる職業調査に留まることなく、それを越え職業=営業経営調査という性格をもつことになる。また、これに伴う経費の増加も承認された（82万マルク、これは1883/84年度予算に計上されることになる）。この規定に加えて、さらに以下のものが用意された。

- ① 調査と加工に関する一般的指令
- ② 調査書式
- ③ 実施と業務遂行のための指示
- ④ 調査結果の総括のための指示、ならびに作成される概括と職種分類の書式

この内、②の調査書式については、帝国統計庁側から特定の用紙が用意されている。すなわち、書式Iとしての職業調査用の「個人職業調査書式」、次いで書式IIとしての「農業経営調査書式」、この2つを含んだ4ページに及ぶ調査票(Zählbogen)、そして別の書式としての営業調査紙の2様である。ただし、先の法律・第2項では、この書式に縛られることなく各国が独自の調査用紙を作成することが認められており、その経費も帝国によって支弁されるとされていた。しかし、この自由裁量を採用したのはブラウンシュヴァイクとザクセン=マイニンゲンのみになり、ほぼすべての領邦国家で統計庁の用意した書式が採用されている。また、調査員には調査用紙の配布・回収をチェックし、必要事項について計上・報告するための管理リスト(Kontrolliste、これは前章にあった1872年調査構想における事前-および管理リストのこと)が配布され、さらに市町村には当該市町村の全体に関する総数概要を報告させる市町村票(Gemeindebogen)も用意された。

2. 調査の統一の実施を図るべく、1882年4月に帝国統計庁長官(K. ベッカー)による招集の下、ドイツ官庁統計代表者の会議がエルフルトでもたれた。そこでは調査完遂のための予備措置と獲得資料の点検・加工問題を議論している。この中で、全般的職業調査の目的は、「立法や行政、また学問の目的のために、人口の生業活動全体、ならびに就業者と身内、業主と被雇用者、企業家と労働者からなるその構成について正確な知識を得ること、また同じく農業経営と営業経営の拡がりやその他の特徴的屬性に関する知識を得ること」にあるとの確認がなされた。この目的達成には調査用紙への記入管理が確実に行なわれなくてはならない。そして調査委員会の編成、調査業務への国民の広範な参加も必要となる。こうした点を考慮して同会議によって以下のような内容の決議が採択され、周知徹底が計られた。

1. 現場(市町村)での調査には国民の広範な協働が必要である。住民の中から当該地の実情に通暁した適切な者を選び、かれらに調査員役を委託するのみならず、行政当局と共に調査全般の指導に当たってもらうことが必要である。

2. 比較的大きな市町村では、調査委員会の設置か、共通作業のための直接的提携かを通じて、調査業務指導のためにそのような適切な人力を引き入れることが重要である。
3. 市町村の中に業務量に見合った然るべき数の指導職を設けるべきである。
4. 調査委員会と当該市町村当局の課題には調査業務の準備・指導・監督のために必要な一切のことが含まれる。それには、
 - a) 調査区の区分
 - b) 調査員の確保と指導
 - c) 調査目的や記入に関しての住民への啓蒙
 - d) 回収された調査用紙の点検と修正
 がある。会議が強調することは、回収された調査用紙の調査員による即時の点検であり、またそのためには現地の事情に詳しい在地住民の協力が不可欠のものとなる。
5. 調査員の職務は調査委員会構成員や調査業務指導者のそれとまったく同等とみなされる。
6. 実査のやり方について上記業務協働者が実例をもとにして訓練を受けることが適当である。
7. 学校を場にして教師による調査書式の説明の機会をもつ。
8. 調査員には学校教師が多く選ばれることから、調査日は公立学校を休校とし調査員の受託に支障がないようにする。

同会議は国民全般へ調査の意義を説明し信頼できるデータ収集を訴えることを目的にかなったものとし、後日その旨の文書がプロイセン統計局によって作成・公示された。⁶⁾これは各国政府の統計中央部署へ伝達され、さらには新聞を通じて住民への訴えがなされた。また、職業調査の意義と重要性を強調した論評が新聞などに数度に渡り掲載された。

行政上の指令 (Instruktion) の形を取って各国政府から地方行政官庁 (県庁と郡庁) へ、調査の重要性を確認し現場 (市町村) での細かな実施規定の周知徹底を行なうことが命じられた。そして、市町村当局には調査に必要な書式一式と指示要綱が送られ、それら内容に通曉し、まず初めに調査区の編成と調査員確保に着手するよう指示された。

また今回の調査では人口センサスと同様に調査委員会の設置が勧告されていた。その設置が可能なところでは調査権限をそこに譲渡し、それが不可能なところでは業務に熱意をもち営業関係に通じた当地住民の協力を求め、調査の準備や記入内容の事後点検のために尽力してもらうようにすべきとされた。

有能な調査員の選択は調査委員会と市町村当局の最も慎重に行なわなくてはならないことであり、またかれらに対し業務に関する十全な教練を施す必要がある。いうまでもなく、調査結果の良し悪しは調査員の思慮と行動によるところが大きいからである。調査員の職務には市町村職員やさらに下部の行政当局職員が当たらねばならないが、場合によってはその任務にはとくに学校教師などの適当な人物が加えられ強化されるか、またかれらによって代替されることもある。

選ばれた調査員は被調査者たる世帯主や経営者と接した際には、まず調査目的を良く説明し、人口の職業構成や農業・商工業での経営状態の把握が立法や行政、そして学問的研究にとって有益なものとして利用されることを説明し、調査用紙への回答が決して課税目的と結びついたものではないことを伝えなくてはならない。

こうした一般的方針が定められ、次いでそれにもとづいた具体的作業が開始されることになる。それは 1882 年 4 月の帝国統計庁から地方当局への調査用紙配布に始まり、実査と回収・点検、整理と総括を経て、各国で作成された概括表の帝国統計庁への返送までに至る約 1 年半に及ぶ作業となる。⁷⁾

こうして、帝国統計庁と各国統計中央部署 (統計局)、中央部署と地方管区庁 (県庁や郡庁)、さらに現場の市町村当局との密接な連携の下、法的根拠を支えにした指令と指示の徹底、スケジュールの確認、事後点検の徹底、等々に配慮しながら 1882 年調査が始動することになった。

2. 調査方式

1. 今回の調査では、先の「規定」第 2 項にそれが市町村様式 (gemeindeweise) によることが明示されている。すなわち、

調査は市町村様式で行なわれる。調査の直接の実施は市町村当局の責任である。市町村当局はその継続した責任の下でこのために独立した調査委員会 (比較的大きな市町村では複数の調査委員会) を設けることができる。

とあり、⁸⁾調査実施の責任が各地の市町村当局にあることが定められている。また、その責任の下で調査委員会（大きな市町村では複数の調査委員会）を設置することができるとされている。エルフェルト会議でも確認されたように、そこに調査の権限が譲渡されるとされ、そこには市町村構成員ととくに当該地の営業関係に通暁した者が選ばれるべきとある。そして、市町村当局ないし調査委員会には実施要綱ともいふべき「市町村当局ならびに調査委員会への指示（Anweisungen）」が帝国統計庁から与えられ、調査への共通理解と統一的様式の下での調査実施への周知徹底が計られている。これまでの72年調査構想、また75年調査で作成された規定でも、調査の実施は各国の末端地方官庁（＝市町村当局）によって実施されることがいわれていた。今回の規定では、その実施が市町村当局にとって「責任となる」（obliegen）という強い表現でもって義務化されることになっている。これには住民に密着した末端官庁に調査実施の責任を負わせることで、調査漏れや重複調査などを防ぎ、実査完遂を担保し回答の正確性を確保しようとする意図が窺える。

この指示によって調査方式の特徴を探ってみよう。市町村当局（ないしは調査委員会）の任務はまず当該市町村を適当な調査区に区分けすることにある。これは1調査区50世帯以下を基準に、住民数や場所的特性を勘案し、調査用紙一式の配布と回収がそれぞれ1日以内で完了可能となる形で地域区分を行なうことである。小市町村や施設（兵営、刑務所、病院、等々）の場合には、それをひとつの調査区とみなしてよいとされる。この調査区のそれぞれに所在し調査対象となるべき世帯と営業経営体の事前の照査は、それが調査漏れや重複調査を避け、事後の点検や補完・訂正の拠所となり、調査結果の正確性を左右する重大な要因となる。従い、市町村当局（ないしは調査委員会）は住所録、営業目録、商業目録、税台帳、その他資料を活用してその確認を済ませておく必要がある。

市町村当局（ないしは調査委員会）の次の仕事は1調査区にひとりの調査員を張りつけることである。その選別では市町村当局ないし調査委員会の内部の者、および他の然るべき人物が指名されることになるが、そこでは市民の自由意志にもとづく調査への参加が適切とされている。実際には、調査員に指名されたのは当該市町村の中下級行政職員他に、退職官吏や学校教師、営業体職員、学生であった。市町村当局（ないしは調査委員会）はかれら調査員に事前にその課題、調査区の特徴、住民の個人的ならびに営業上の関係について説明を行なう必要がある。

調査用紙の配布から回収までの期間を厳守するよう市町村当局（ないしは調査委員会）は監督しなければならない。その上で、調査員個々人から点検済み調査用紙（職業調査票と営業調査紙）と管理リストを6月12日までに受領し、10日後の上位官庁への提出期限までの間に必要な点検、補完・訂正、積明を済ませておかねばならない。

最後に、市町村票の作成がある。これは当該市町村が責任者の署名を添えて統計庁へ提出する1枚の表式である。そこには、当該地で取られた調査方式に対する質問や市町村独自の家畜飼育や営業に関する質問への回答、また調査員からの管理リストを集計することによる調査区ごとの世帯数・住民数・他に住居を有した一時滞在者数、農業を営んでいる世帯数、回収された営業調査紙数、これらが記載されることになっている。

この市町村票の作成が完了すれば、調査員から届けられた調査用紙一式と管理リストとまとめて、小市町村（人口2,000人以下）は6月22日まで、それ以外の市町村の場合には7月5日までに上位官庁たる県庁に一括送付することが定められている。

次に、市町村当局（ないしは調査委員会）の主導の下に実査に当たる調査員であるが、その任務は「調査員への指示」にあるように、いうまでもなく調査用紙の配布と回収である。既述のように、調査用紙としては書式Ⅰの個人職業調査と書式Ⅱの農業経営調査を含んだ全4ページに渡る調査票ならびに裏表1枚の営業調査紙の2様が用意されている。これには別途、被調査者に対する「調査書式への記入手引（Anleitung）」が添えられている。市町村当局（ないしは調査委員会）から受け取ったこの用紙一式は調査員によって6月1日正午から4日正午までの間に各世帯に配布されるが、その際、調査員は居住家屋、家屋内世帯、単身者世帯、共同経営者や被雇用者、また蒸気罐や動力伝動をもった営業経営、あるいは通常は住居として使用されていない建物に寝泊りしている個々人や世帯、これらのどれをも見落とすことのないよう細心の注意を払うべしとされ、調査員に調査漏れ防止に配慮するよう促している。

文字記入による自己申告（Selbstangabe）を原則とし、個人職業調査票には世帯主が、営業調査紙には営業経営者が記入し署名することになっている。しかし、場合によっては調査員が被調査者からの口頭申告を替って調査用紙へ記入することもありえりとする。

記入済み調査用紙は6月5日12時以降に回収され、同日夕刻には終了するとされる。しかし、それが不可能な場合には7日までの延期が認められている。回収に際しては、調査員によってその場で記入内容が点検され、必要な補完や修正が行なわれなければならない、また個票に署名があるかどうか確かめられなければならない。

個票の点検が終了すれば、最後に管理リストの作成が仕事として残る。これは調査員各自が用紙配布時に担当区内のすべての建物をその家屋番号と種類（住宅、工場、倉庫、等々）で区別して取り上げ、その各々に関しその中の世帯ごとに世帯主の姓名と職業・地位を記載した1枚の表式である。調査用紙の回収終了後、調査員は記入済み用紙の記載内容にそくして、各世帯の現住者・一時不在者・一時滞在者の数量を記入し、また農業経営調査紙が関連するか、営業調査紙が配布され回収されたかどうか、さらに調査に際して生じた不測の事態（例、居住者が不在）につき注記欄に表記しなくてはならない。調査員の署名が入った管理リストは先の調査用紙一式と共に6月12日までに市町村当局（ないしは調査委員会）へ届けられる。

2. 既述のように、被調査者には「記入手引」が手渡されている。それによれば職業調査票は6月5日（水）の午前中に記入を済ませ、正午から始まる回収に備えておくべきとされる。調査票に記入されるべき者はまずその枠Aで6月4日から5日にかけて世帯構成員として居住した者（ここには家族構成員のみならず身内や家内奉公人、下男や女中も含まれる）、および、例えば客としてそこに一時滞在した者とされ（この場合には、他所での住居・寝所の有無、有であればその住所を添える）、要するに6月4日夜から5日にかけての世帯内現住人口が載せられることになる。同じく枠Bには世帯構成員でありながら諸事情のため4日夜に不在であった者がいれば、その予想滞在地と不在理由を添えて記載される。

人口調査とは異なった職業調査であるため、詳しい申告は14歳以上人口と13歳以下であっても賃金のために就労している人口に限定され、13歳以下人口は性別表示を伴って単にその総数が表示されるだけである。

世帯内に農業経営に従事している者がいる場合には、職業調査票の裏面にある農業経営調査用紙にも記入申告しなければならない。この場合、独立自営農家はいうに及ばず、例えば、借地、用益権地、代理管理地、または奉公人や労働者、また日雇労働者などに賃金の一部として貸出され耕作されている耕地も対象となり、農業の営まれている一切の土地がその利用者の下で悉皆把握されることになる。

同じく、世帯構成員に独立営業経営者がいれば、その者には職業調査票とは別に商工業用の調査紙（＝営業調査紙）が渡される。ただし、この場合、被雇用者ではなく、その限りでは自立しているとみなされる営業経営者であっても、それが対外的に周知の営業制度の下にはなく、また共同経営者や被雇用者をもたず、かつ営業用の原動機ももたない単独の零細営業従事者の場合には（例、顧客の家に向いて仕事をする縫工や洗濯女、洋服裁断師や靴屋）、今回の商工業調査の対象からは外され、単に職業調査票への記入だけで済む。後に詳述するように、あくまで就業者と営業手段において営業体としての一定規模をもった部分が対象になっている。

「手引」には実に細かな記入要領が具体的事例をふんだんに含んで示されている。⁹⁾これを通じて個々の調査項目への的確な回答は当然のことながら、とくに商工業調査における営業体の調査漏れと重複調査を極力回避することへの協力が被調査者の側にも要請されているのである。しかも、故意の虚偽申告や申告拒否に対しては30マルク以下の罰金が科せられるとある。

以上、「指示」と「手引」から調査方式をみる限り、今回の調査では調査側の地方当局（市町村当局ないしは調査委員会）と調査員の役割を明確に規定し、かつ被調査者にも申告要領をきめ細かに示すことによって、実査段階の混乱と誤謬を回避し可能な限り正確性を保持しようとしている。この点でかつてみられなかった慎重な配慮が読み取れる。

III. 職業調査

1. 個人職業調査

今回の1882年調査のメインとなる調査が「個人職業調査」(Erhebung des persönlichen Berufs)である。これは全4ページからなる調査票の2-3ページを取ったものであり（調査票の1と4ページには調査票番号、世帯住所、記入者署名、項目説明があり、さらに4ページの下半分は農業経営調査枠となっている）、いうまでもなく全就労人口をその就業分野別、従業上の地位別に調べ上げ分類す

るものである。しかも、家内奉公人、就業者に扶養されている家族身内、さらに職業修養中の者や失業者、施設収容者をも同時に計上することによって就業からみた全人口の社会経済構成の把握を可能にする統計となっている。

これは、「A. 1882年6月4日夜から5日にかけて世帯、それに附属する場所に現住するすべての個人の名簿（Verzeichnis）」（全20項、14名分の記入欄がある）と「B. 世帯からの一時不在者の名簿」（全19項）の2枠から構成された調査票である（附録「個人職業調査書式」を参照）。ここには14歳以上の世帯居住者、また13歳以下であっても賃金のために就労あるいは奉公の出ている児童に対して、申告項目としてまず、姓名・世帯主との続柄・性・年齢・家族関係・宗派、これらの人口調査と同じ7項目が設定されている。これは職業関係項目とのクロス分類のための基本枠となるものである。その後には職業調査本来の調査項目として調査票にある8から15まで、さらに16の計9項目の申告が課せられている。

「職業、身分、生業、営業、業務、あるいは生計分野」が欄8-15全体にまたがる題目であり、世帯構成員全員の職業関係の有無／有の場合の内容、ならびに農業経営また商工業経営とのかかわりが調べられることになる。

まず、欄8では世帯主と世帯内の職業従事者それぞれが、「唯一のあるいは主たる職業活動・就業・収入源となっている職業・身分・生業分野・生計分野」を挙げるものとなっている。ここではあくまでも主職業が問題とされ、従い、主職業をもたない者や副次的な就業者はこの欄に記入する必要はなく、それには欄12が用意されている。主職業には下のような記入指示がある。例えば、農業部門では次のようになっている。

農場所有者・賃借経営者・監督者・管理人、他の被雇用者や日雇労働者、下僕・下女、等々が具体的職業であり就業地位である。さらに、就業してはいないが同居家族身内であれば、それを明記する。農業経営に附属する手工業的な作業の就業者（例、鍛冶屋や車大工など）は「農業における」をつけ加えなくてはならない。

また、商工業部門においての記入例は以下のようにになっている。

営業経営者・手工業者・工場主・商人、親方・職人・徒弟、工場労働者・鉦夫、出張店員・帳簿掛・店員、その他の被雇用者、こういった職業や地位の下にある者は該当する手工業や製造、採鉱業、商業の個別分野を示す。水夫や漁夫の場合には「海上」、「海岸」、「内陸水路」を加えその就業場所を示す。

さらに、以下のような具体的指示が続く。

役員・職員・会計掛・書記などはその職務・勤務・業務分野の種類を挙げる（あるいは個別省庁名や業務施設名を記入する。欄9にはその職分を添える）。現役軍人の場合には「現役」としてその階級を挙げる。

日雇労働者や手労働者の場合には、主としてかれらが就労している営業・業務・作業分野の種類（例、農場や果樹園での作業、森林作業、鉄道作業、道路作業、港湾作業、等々、また家内作業において）を挙げる。また、この層では主たる職業をもたずさまざまな作業分野で様々な仕事に就いている者が多いが、その場合にはその内の主たるものを挙げる。

奉公人・下僕・女中といった層の場合には、その多くが農業や他営業で、また家内での奉公人として就業している。こうした者は部分的に営業活動、部分的に家内活動に従事することがある。その場合には、その双方が記され、主たる仕事は主職業として欄8に、他の仕事が副業として欄12に記入される。

収入ある職業に就いていない世帯主や独身者、財産収入や利子・年金、社会扶助で生活している者はその旨を明記する（例、終身年金生活者、公的扶助受給者）。退職した役員・職員・士官の場合にもそれを附記する。また、寡婦にあつては現在の就業があれば、あるいは他の収入源（例、寡婦手当）があれば、それらを挙げる。

設定された質問は「主たる職業分野の正確な名称」であり、ここでは個々人の職種が問われている。しかし、職業という概念が今日のように明確に限定されていない当時であつて、生業や生計、身分や就業といった類似用語と併記され、それらとのかかわりを申告するものとなっている。これを通じて、ともかくも個々人の生活の糧を支える活動を答えさせようとする意図が窺える。だが、これが厳密な意味での職種区分とはなっていないことは、見本で示された記入例からも看取できる。¹⁰⁾すぐ後で述べるように、これは産業分類と職業分類が混合されていたために起つた結果である。

欄9は「主たる職業分野での地位」であり、現代風にいえば「従業上の地位」を問うものとなつて

いる。実際には、この欄は前欄 8 と密接な関連にあり、「パン屋親方」や「パン屋職人」、また「日雇農業労働者」や「タバコ工場女工」といった単一表記でその双方への回答を満たすことがある。従い、欄 8 の記入だけからはその職業での地位、当人の業務関係や労働関係・雇用関係が不明瞭な場合に、さらに欄 9 への申告が課せられることになる。そこでは大きく分けて、当人が自立しているか（selbständig）／否か、これを類別することが問題とされ、自立している場合には次の 2 つの形態があるとされる。

1. 土地所有者・賃借経営者・永借人、また手工業親方・企業家、管理者・監督者、業務指導者
2. 自宅において「他人の業務の勘定ために就労している」者、あるいは「他人勘定のために働いている（für fremde Rechnung arbeitend＝afr）」者。ここでいう他人とは企業家、工場主、問屋、商人のことであり、この層は問屋制下の家内工業従事者を指している
他方、そうでない非自立層には、一般的に被雇用者として以下の具体例が列举されている。
3. 管理人・監視人・業務代理人・支配人・会計掛・出張店員・書記といった商工業での中間管理職員や専門職員、さらに手工業での補助人・職人・徒弟、また工場労働者・鉱山掛員・鉱夫、日雇労働者・手労働者、下僕・下女、女中・給仕、配達人・門番といった労働者階級と家内奉公人

結局、ここでは、一方の自立した業主層と他方の非自立者としての被雇用者層に大別され、被雇用者層の中に中間階層としての管理職員や専門職員、また広義の労働者階級が包括されている。つまり、業主／中間職員／労働者という 3 階層区分が暗示されることになる（この地位分類については後に再び戻る）。

欄 10 と 11 は各人が独立業者として経営に当たっているかどうかを申告させるものとなっている。この場合の営業は商工業・流通業・サービス業全般にまたがる広範な業種を含む。かつての営業表が扱っていた対象領域をカバーしている。そこでは当人が先の主職業を、①経営者として被雇用者や労働者を抱えて遂行しているか（これに恒常的に就労している家族身内や奉公人がいれば、それをも含める）、または共同所有者をもっているか、また②営業手段として基礎的原動力で動く作業機や（1879 年以降に）行政台帳に登録されている化学・精留用蒸気罐、また移動蒸気機関や蒸気船の所有者であるかの 2 点を問い、これに対して是・非でもって答えることになっている。これの双方、あるいは一方に是と回答した者は営業経営者とみなされ、別途の営業（＝商工業）調査紙に対する申告がさらに要求されることになる。同じ設問が欄 14 と 15 にあり、そこでは副業でありながらも営業経営者として就業している場合が同じように調べられる。

欄 12 と 13 は個々人の副業を問うものとなっている。すなわち、主職業をもたないか、あるいは主職業の傍ら主婦や身内、年金・利子生活者、老人、等々による、定期的ではあるが副業として、しかもそれが主たる生計源とはなっていない就業が記入される。ここで多いのは副業として農耕に従事している者、また世帯の営む商工業経営において本来的な被雇用者としてではなく補助的業務に就労している者とされている。

職業関連項目の最後に欄 16 があり、そこでは「以前の職業」として、(a) 高齢・傷害・疾病のため就労不能となり現役を退いた者であれば、その以前の職業を記入し、(b) また寡婦であればその夫のかつての職業を、さらに寡婦当人が以前に就労していた場合にはそれをも記入することとなっている。

2. 職業分類と地位分類

1. 職業分類には 1875 年営業調査時に用意され、その後いくつかの修正を容れた分類コードが利用された。これには無職者・無申告者枠（F）を別にして、以下の A から E までの 5 主要部門・23 グループ・145 職種が盛り込まれている（括弧内の数字は職種数を表す）。

- A. 農業、畜産業と園芸業、林業、狩猟と漁業
 1. 農業、畜産業と園芸業 (3)
 2. 林業、狩猟と漁業 (3)
- B. 採鉱業と製錬業、工業と建築業
 3. 採鉱業、製錬業、製塩業、泥炭採掘業 (5)
 4. 土石業 (9)
 5. 金属加工業 (11)

6. 機械、道具、器具、装置 (8)
7. 化学工業 (6)
8. 林業の副産物、発光体、脂肪、油、ワニス (5)
9. 繊維業 (13)
10. 紙と革 (6)
11. 木材と木片材 (9)
12. 食糧品と嗜好品 (12)
13. 衣料と清浄 (11)
14. 建築業 (10)
15. 印刷業 (3)
16. 工芸家と営業目的工芸経営 (1)
17. その他 (1)
- C. 取引と交易
 18. 商業 (8)
 19. 保険業 (1)
 20. 交易 (通信と運輸) 業 (10)
 21. 宿泊と飲食 (1)
- D. 22. 家内奉公と各種賃労働 (2)
- E. 23. 軍務・宮廷勤務、公務・教会勤務、いわゆる自由業 (7)
- F. 24. 無職者および無申告者 (8)

ここで、職業分類はその前段に産業部門区分と営業分類を置いている。産業部門とは、これまでの営業表にあった商工業と交易業 (B と C) を軸にして、新たに農林漁業や園芸業、畜産業・狩猟 (A) や採鉱・製錬・製塩・泥炭採掘業 (B・3)、また非営利部門 (E) を加え全経済活動を包摂し、さらに産業外人口 (F) を添えて人口全体を産業分野とのかかわりで網羅・区分しようとするものである。営業分類とはこれまでの営業表の方式を受け継ぎ営業経営をその生産物と経済活動の独自性をもとにグループ分けしたものである。そして、職業統計が問題とする個人の経済活動をこの産業部門ならびに営業グループのいずれかに帰属させ、それを職業種として細目分類にかけるものとなっている。例えば、B 部門・グループ 9 にある「繊維業」では、以下のような 13 の経済活動が職種として取り上げられている (左端の数字はグループ内の通し番号)。

45. 紡糸原料調製
46. 紡績業・麻扱業・糸上業・糸巻業・撚糸業・詰綿製造 (家内経営として)
47. 同上 (工場経営として)
48. リボン織物業を含んだ織物業 (家内経営として)
49. 同上 (工場経営として)
50. ゴムと毛の編物業・織物業
51. 編物業とメリヤス編物業・靴下製造 (家内経営として)
52. 同上 (工場経営として)
53. 鉤針編物業・刺繍業・レース製造 (家内経営として)
54. 同上 (工場経営として)
55. あらゆる種類の紡糸原料・撚糸・織物・布地の漂白業・染色業・捺染業・光沢仕上業
56. 縁飾製造
57. 網製造とロープ製造、さらに網・帆・袋などの製造

職業統計にあつてはあくまでも就業者個々人の経済的属性としての職種が問題となるはずである。従い、産業分類や営業分類とは別様の分類基準が準備されねばならない。しかし、職業自立と職種分化の未成熟なこの段階では、細目分類においても個人の職業を前面に出した職種区分にまでは進んでいない。今回の調査では職業を包摂する営業を先行させ、まずは旧来の営業分類の枠組みを軸にそれを産業分類に広げ、産業枠の内に個々の職業を配列したものが用意されている。従い、ここでは営業分類を産業分類に拡大し、そこから分化してきたものとして職種区分が捉えられている。この点で、職業分類といいながら職種分類には届かず、営業分類が核となっている。作成当事者も認めているように、この営業分類がただひとつの原則によって貫かれることはない。これには製品素材別・作業別、また使用目的別区分が絡み、これまでもさまざまな試みが提示されてきている。確かに、営業分類こそはこれまでのドイツ社会統計における営業表作成の長い経験を踏まえて獲得されたものであり、関

税同盟統計拡充委員会、とくにその営業統計小委員会は多くの専門家の叢智を結集してそれまでの営業表における分類を整理統合し、1872年調査用の営業経営分類を作成していた。この段階では営業区分が職業区分をカバーすることができた。82年調査でもその分類を上のBとCに活かし、さらにこれまで営業表の枠からは外されてきた農林漁業や採鉱業などの粗生産部門や非営利部門を加えることによって産業分類に膨らませ、その上でその中に全職種を包括しようとしたものである。とはいえ、組織としての営業と個人の属性としての職業とは別概念である。上の分類はこの両者が分化していない段階の産物であり、従い、職業分類として未完成なものであることは否定できない。¹¹⁾

この当時は職業には二義性がもたされ、「主体的意味での職業」と「客体的意味での職業」が語られていた。前者は生計をまかなうための個人の特種経済活動、つまり狭義の職業、後者はひとつの共通目的のために統合されたさまざまな経済活動の全体、つまりは営業ないし経営のことであり、この2つが同じ言葉で表示されていた。¹²⁾小規模の手工業生産が産業部門での支配的形態であった段階においてはこの両者は統合されている。しかし、大規模な工場生産が発展するにつれ職業と営業とは分離してゆき、一営業（経営）内にさまざまな職業従事者が協働することになる。例えば、大規模なビール醸造工場では本来の醸造職の外に指物や樽製造、運搬、会計や販売といった業務に携わる者がかかわってくる。従い、営業からみれば醸造業という業種であるが、職業面からすればそこには異種の職業が複数混在することになる。19世紀80年代にはいまだ手工業や家内工場が広範に残存していたとはいえ、職業と営業は区分されるべきであり、職業調査には先の「主体的意味での職業」を網羅する分類コードが必要である。この二義性を払拭できず、営業分類の枠内でしか職業分類を示しえなかったところに、今回の職業調査のもつ制約のひとつが看取されよう。

2. 次に問題とされるのは先に触れた「業務関係、労働=、あるいは雇用関係」、つまり、職業あるいは業務上の地位分類である。既述のように、ここではまず当該者の立場が自立したものか/否か、これが分類の前提におかれ、前者が業主(a)として取り出され、非自立層がさらに中間層(b)と広義の労働者層(c)に2分され、結局、次の3区分が提示されることになる。

- a. 業主：土地所有者、所有者、占有者、共同所有者または共同占有者、賃借経営者、永代借地人、分益借地人、手工業親方、企業家、管理者、監督者、業務指導的管理人、農業や商工業での他の各種指導者、他人の業務のために自宅で就労している者
- b. 上級管理職員および監督職員、会計職員と事務職員：業務指導的ではない管理人と監視人、および業務指導的ではない他の役員、学問的・技術的、また商業上の修養を積んだ管理職員や監督職員、業務代理人、支配人、帳簿掛、会計掛、出張店員や注文取、経営に雇われている計算掛や書記
- c. その他の被雇用者：他のすべての当該職業分野での就業者（含、bには属さない監督、工夫長、職工長、等々）
農業での下男・下女、羊飼いや牧童、とくに日雇農業労働者
採鉱業での坑夫や鉱山労働者
手工業での職人や徒弟、工場での労働者
商業での男女店員
各種営業における車力、下働き、賃金労働者と日雇労働者、奉公人
家長の職業に従事する家族就業者（とくに農業において）
農業における被雇用者として園芸作業での園丁、また鍛冶屋や車大工などの手工業的な労働者

これは人口センサスでも採用されてきた慣習的な職業地位での3区分を踏襲しながらも、それにより細かい規定を盛り込んだものとなっている。a. 土地や工場の所有者・経営者・業務主導者（指導的管理者）/b. 中間管理職員・専門職員/c. 被雇用者・労働者といった区分で見れば、これは当時の社会的階級構造を大枠において反映しているといえる。ただし、手工業親方や家内工業主がaの業主層に入っており、これらすべてが果して実質的な経営者層といえるかは問題の多いところであり、¹³⁾厳密な階級区分とはなっていないうらみは残る。

この3区分は旧来の営業表の不明瞭さを批判する中から産み出されたものである。1861年関税同盟営業表では手工業者表では親方/職人/徒弟、親方または営業主/職人/徒弟、営業主/職人/徒弟といった区分が混在し、また工場表では経営者数の表示はなく工場数が工場主数に該当するとされ、管理職員・監督職員/労働者という区分が採用されていた。しかし、この管理職員の所属が経営主層か被雇用者層かについては明確な規定がなかった。このように、就業者の階級区分という面では不十分な表示しか残さなかった。これは当時の営業表作成が直接調査によるものではないことからの制約である。しかし、実態的には旧体制の身分制度が崩壊し、土地と資本の所有・非所有を軸にした新たな

な階級関係が出現しつつあった。このことはすでに少なからずの識者の看取するところであって、例えば、プロイセンと関税同盟の営業問題に精通していたフィーバーンの分析によれば、すでに 60 年代初めに、貴族／市民／農民というこれまでの社会構成についての基本分割は意味を失い、これからの市民社会では職業身分 (Berufsstände) が事実にくすくすした区分基準になるとみている。そこでは、①「上層階級」に土地貴族・商工業や国務での指導者層、②「中間身分」に営業者・商人・公務員、③「庶民層あるいは労働者階級」に小市民・農夫・労働者が属するとされ、この③が数量的には人口の主要部分を占め、その公正感と秩序意識にこそドイツ民族の存続と進歩が依拠しているとする。しかも、資本主義的経済発展は②の中に工場での営業身分 (Gewerbestände) の分化をもたらし、一方の工場主と他方の労働者を対極としながらも、その中間身分として技術者・帳簿掛・出納掛・出張店員・監督職員といった新たな層の形成と増大をもたらすとみる。¹⁴⁾ こうした人口の階級 3 区分が 70 年代以降によりやく統計表示に活かされることになる。営業統計を直接調査によって作成する段階を迎えては、旧態依然の分類基準はもはや問題にはならない。

関税同盟統計拡充委員会の検討はこうした階級区分を受け入れ、これが 72 年調査の構想では多くが手工業形態にある小経営の場合には、業務所有者／その他、また工場とよばれる比較的大経営の場合には、業務所有者／管理・監督・会計職員／その他、に区分されている。その他というのは上述した職人・徒弟、被雇用者全般や労働者を指す。82 年調査はこの後者の 3 区分を踏襲し、さらに詳しくそれぞれの地位区分を規定したものである。¹⁵⁾

3. しかも、今回は初めて農業部門が営業に加えられた結果、農業経営での入り組んだ就業関係を汲み上げ、下のようなより複雑な分類が準備された。独立自営農民層 (a) の中であって、さらに賃労働者を雇い農場経営者として活動している層 (aT) を別に析出し、かつ農業労働の担い手を 3 区分したものである。

- aT. 自立して農業経営を営み、同時に農業での日雇労働場 (Tagelöhnerrei) を営んでいる者
- c1. 家族身内
- c2. 下男・下女、その他の被雇用者
- c3. 日雇労働者と小屋番

さらに上でみたように、いまだ各地に残存している繊維業にみられる家内工業形態の営業ではその業主が産業部門 B において、

- afr. 他人勘定のため自宅で就労する者

とされ、業主層の中で特別に分類計上されている。上でみた繊維業中の 46・48・51・53 項に「家内経営」とあるのはこれを指す。関税同盟統計拡充委員会の審議においても、この家内工業をどのような標識で炙り出すかは大きな問題とされていた。しかも、その多くが問屋制下の農村手工業として営まれていたが、それを小経営の場合には「工場商人または工場問屋」といった他人の業務のためか、またかれらからの「原材料や主要道具」の提供があるかどうか、また比較的大経営の場合には、逆にその傘下にある独立営業経営者の有無、この二面から調べようとした。今回の調査ではそれらを一本化して、全経営に対し afr という質問項目を設定しその実態を把握しようとするわけである。

既述した 55 年のザクセンの生産=消費統計から 72 年の関税同盟統計拡充委員会の営業調査構想に至るまで、この問屋制下の家内工業のあり方は大きな注意が払われてきた問題であった。ところが 75 年の最初の帝国営業調査では調査用紙からこれに関する設問が消えていた。理由は調査の簡易化ということにあった。しかし、家内工業の実態把握を避けて通ることができないとしたプロイセンでは関連機関 (多くは商業会議所) へのアンケート調査によって、またザクセンとバーデンでは調査用紙での調査項目によってこれに関する情報獲得に努めた。82 年調査において、ふたたびこの問題が調査全体での設問として復活したということである。

3. 総括表

1. この調査結果には次のような 3 つの総括 (= 概括) が予定され、帝国統計庁によってその書式が用意され、実際の作成は各国政府に委ねられ、その作業にはそれぞれの国の統計中央部署 (= 統計局) が当たり、かかった費用は帝国予算の中から補償されることになる。

- ① 諸国家、大行政区、さらに人口数別の全土の5地域区分（1880年調査の結果にもついた人口10万人以上の大都市、10万-2万人の中都市、2万-5,000人の小都市、5,000-2,000人の農村都市、2,000人未満の農村）における職業・生業（主職業ならびに副業）別人口分布
- ② 国家人口の性・年齢・家族関係と主職業との関連
- ③ 国家人口の中の非健康者と寡婦

この内、①が今回の職業調査の主結果表であり、これは、以下の分類によって性別区分を伴った就業人口をまず主職業・副業別に、さらに個別副業分野別分類を加え、かつ地域区分と職種・地位別区分を取り入れて表示しようとするものである。

主職業別人口

就業者 副業なし

副業あり（産業部門AからEまでの区分あり）

主人の世帯で家内奉仕のための奉公人（含、個人サービス、除、農業あるいは商工業での奉公）
一般的に就業していないか、副次的にのみ就業している世帯身内（14歳以上/13歳以下）

副業を有した者の副業分野別分布

独立して農業を営んでいる者

産業部門A・B・Cにおける他の業主

産業部門A・B・Cにおけるすべての被雇用者、労働者と日雇労働者、産業分野Dにおける就業者

産業部門Eにおける就業者

無職ないし職業申告なしの世帯主と自立者、さらに部門Fにおける施設収容者

家内奉公のための奉公人（含、個人サービス）

副次的にのみ就業している世帯身内

この分類コードは主職業別人口において総人口の就業・不就業関係を捉え、就業者の職種分類と、とくにその副就業の実態を詳細に描き出すことを目的にしている。副就業がまずは産業分類、次いで地位分類、この2面から捕捉されていることにそれが現われている。この地域分類は上述のように各国の大行政区と住民数別5地域区分である。

②は就業・不就業別人口と性別と年齢別（8区分）、および家族関係別（未婚者と離別者、既婚者、寡婦）区分をクロスさせた表である。③は高齢・傷害・疾病のため就業不能となった者の以前の職種と労働・雇用関係別人口を年齢（7区分）・性別とクロスさせたもの、および現在は寡婦である者を死亡した夫の以前の職種と労働雇用関係別に、しかも就業中か/不就業あるいは副業に就いているかの区別を加え、その年齢別（6区分）分布を取ったものである。これは冒頭に述べた今回の調査の背景にあった社会政策上の基礎資料獲得のための概括表である。¹⁶⁾

以上3様の概括表作成を終了した国家は、その①を1883年4月1日まで、②と③を6月1日まで帝国統計庁へ発送すべしとされている。ただし、これを実際に自国の責任において作成した国家はプロイセンやバイエルン、またザクセンやヴェルテンベルク、バーデンやヘッセンといった10国に限られ、他の16国はそれを帝国統計庁に委託している。

また、①の詳細化として、④「小行政区ごとの主職業別人口」が作成されている。これは9月1日までに作成・送付されるべしとなっている。この小行政区とはプロイセンの場合の郡であり、各国のそれに相当する中位の行政区のことである。

2. さらに、上の4つの概括表とは別にひとつの重要なクロス表が後日帝国統計庁から作成・公表されている。この職業調査によって職業構成面からみたドイツ国民の構造的特徴を把握することが可能となる。すなわち、職業調査項目の就業分野（＝職種区分）と職業上地位分類、および職業帰属性をクロスさせることで、全国民の階級構成が概括可能になるということである。1882年職業調査は全国民を対象にした「職業区分と職業身分」表を作成することによって、1枚の統計表によっていわばドイツ国民の階級構成表といえるものを提示している。¹⁷⁾つまり、上の主結果表①をベースにして、この表ではまず表頭に個々人の職業への帰属性の有無を示すため以下の3標識を設定し、国民すべてを直接・間接の職業帰属者、および無就業者として取り上げる。

① 職業就業者

② 家内奉公人（非営業者）

③ 世帯身内（非就業者か単なる副次的就業者）

次に、その表側には以下の A から E までの職業分野と F の無就業分野を職業区分として設け、それぞれの中に独自の職業地位区分を掲げている。

- A I. 農業・畜産業・園芸業
業主／中間層／農業経営者で日雇労働者雇用主／家族身内／下男・下女／日雇労働者
- A II. 林業・狩猟業・漁業
業主／中間層／被雇用者
- B. 工業（含、採鉱業・建設業）
業主／他人勘定のために働く者／中間層／被雇用者
- C. 商業・運輸業（含、旅館経営・酒場経営）
業主／中間層／被雇用者
- D. 賃労働と家内奉公
- E I. 軍務と軍政
- E II. 国家・自治体・教会勤務といわゆる自由業
- F I. 無職者と無申告者
- F II. 職業準備と修業中の者および施設収容者

この粗生産 (A) /工業 (B) /商業・運輸業 (C) /賃労働・サービス (D) /公的勤務・自由業 (E) /その他 (F) の 6 区分において、それら各々に現われる職業地位での区分（上記の a、b、c の一般的区分、これに農業における aT、c1、c2、c3、さらに繊維業での afr の地位区分が加わる）が取り入れられる。こうして、4,522 万人強の国民一人ひとりを総計で 63 にのぼる樹目の内のどれかひとつに配置することのできる図式が用意されている。

これによって、全国民が就業者か非就業者で分けられ、後者はさらに就業者の家族身内・世帯内奉公人か、修業者・無職者・施設収容者かに区分され、職業との関連において、つまり職業従事の有無、有の場合の主就業／副就業、職種と地位、無の場合の非就業の形態とのかかわりで、国民全体の悉皆把握が遂行されることになる。もちろん、人口センサス結果によってもかかる構成表作成は可能である。職種と地位分類が設定されているからである。しかし、職業調査にあつては、国民の営業活動の拡充期が対象になっている、地位分類において人口センサスよりより細かな区分設定がなされている、こうした点ではるかに充実した階級構成表が獲得可能となる。これはセンサスとしての職業調査をもって初めて可能となるものであった。

こうした職業統計による国民の階級構成概括表が作成されたことについて、例えばリュウメリンはこの構成表の意義を「営業活動には多様な相違とその亜種や形態があるが、それらにそくして全社会構成 (die gesammte Gliederung der Gesellschaft) が表示された」ものとして高く評価する。人口の職業調査は官庁統計の最大の難問であり、その解決は長い間の切なる願望であったが、この 1882 年調査は少なからずの調査漏れを含んでいるにせよ、これまでの最も合理的かつ最上の成果であるとみなし、「社会的な職業構成と営業構成について、いかに多くのこれまで知られていなかった開示と、いかに価値多き開示とが職業統計に負うているかという点が十分に示された」とし、さらに「完全性において、またおそらくは信頼性においても、どのようなヨーロッパ諸大国の職業調査といえどもドイツの職業調査には較べようもない」¹⁸⁾と最大級の讃辞を与えている。

確かに、国民の社会経済構成＝階級構成表の作成は職業面からする国民の社会経済的属性の全容を把握したものであり、一面で統計が社会構成体の基底に届いた証しとみなすことができ、別面からすれば国家当局による国民諸階級・階層の実勢掌握が成立したともいえるのであり、こうした点で画期的な意義をもつと考えられよう。

4. 人口調査との関係

職業調査は人口調査と質問項目や調査方式において多くの共通点をもつ。このことは調査用紙や実施要綱からすでに明らかである。調査用紙には個々人の性・年齢・家族関係・宗教といった人口調査と共通する質問項目があり、調査様式でも調査区設定、調査員選定、調査委員会編成などにおいて人口センサス様式をそのまま踏襲している。従い、多く点で人口調査と重複する面をもつものが 1882

年調査であった。では、あえて人口調査とは別に全数調査として職業調査を実施する意義はどこにあるのか。

職業調査の力点は世帯内個人を就業者ないしは扶養者（一家の稼ぎ手）であれば、その主職種と副業種、就労形態、職業上の地位にみられる特性、さらにそれ以外のものであれば家族身内ないしは被扶養者として職業への帰属性を掴むところにある。さらに高齢、疾病や傷害のため現役引退した者の以前の職業、また寡婦の場合に亡夫の職業といった人口調査にはない独自の項目も入ってくる。

両調査の決定的相違は人口概念の捉え方にある。人口調査はあくまで現住人口（ortsanwesende Bevölkerung）の把握を目的にする。これは19世紀60年代までにみられた教会記録や市民名簿に記載されたものを机上計算で総計した人口（＝地籍人口、ortsangehörige Bevölkerung）ではなく、実際にそこで消費生活を送っている現住人口を直接調査によって把握することである。しかも、調査時期が12月に設定されているため、国民の大多数は自宅に帰省・居住しており、その居住地（Wohnort）において捉えられ、従い、この人口は居住人口（Wohnbevölkerung）という性格をももつことになる。

これに対して、職業調査では調査時期が6月にあるため、人口調査とは異なった人口集団が集計されてくる。すなわち、一国の経済活動が最も活性化し、さまざまな営業分野に人々が吸収され、営業手段が全面的に移動する夏季を選択するのが職業＝営業調査であり、この時期選択そのものは調査目的にとって合目的々であるといえる。¹⁹⁾ところが、その時期には自宅や本来の居住地を離れ、就業目的で長期間に渡り別の場所で生活する層が多く輩出してくる。従い、職業調査では上でいう現住人口ではなく、長期間にまたがり通常の職業を遂行する滞在人口（＝仕事地、Arbeitsort）が場所基準になる。例えば、リッペ侯国では人口の約11パーセントに当たる主にレンガ製造業に従事する1.2万人がこの時期に国外で生活していると報告されている。農業労働や建設労働に従事する層にはかかる部分が多くみられる。従い、職業調査で捕捉された人口というのは人口センサスでいう現住人口や居住人口とは原則的に異なった性格のもの、いわば「職業人口」（Berufs=Bevölkerung）ともいうべきものなのである。

調査地点に相違があるとはいえ、人口センサスと職業調査はあくまでセンサスとして全国民を対象にするのだから、理論的にみれば把握された総人口数においては両者の相違はないはずである。しかし、現実には両者の間には、単なる偶発的誤差では済まない検討に値する乖離が出てきている。1882年職業調査によって把握された総人口は45,222,113人であった。これに対し、これに最も近い1年半前の1880年人口センサス時の総人口は45,234,061人であった。その差は11,948人、後者の人口が多いことになる。わずかに1年半といえども、この間に人口増があるのが常態であろうから、この減少は常識では考えられなく説明を要する。

この間の人口の自然増加と逆の海外移住者による人口減、この両者をこれまでの資料から類推裁量した結果を入れ、1882年の総人口は約4,600万人と推計されていた。しかし、実際には自然増加数が予想よりも13万人少なく、また移民の急増分約25万人があり、これが差し引かれなければならなかった。約4,560万人が82年総人口と推計された。従い、職業調査における人口総数は人口センサスが行なわれれば出てくると見込まれた総数よりも約30-40万人が不足しているという結果になる。人口総数の把握という点では、まず間違いなく人口センサスの方の精度が高いと考えられ、これは明らかに職業調査により以上の調査漏れがあったということである。この原因には次の2つのことが考えられている。

1) 調査時期の6月というのは冬季に比べ人口移動が激しく、居住の安定した12月からみると個人すべてが調査用紙に上ってこない可能性がより高い。加えて、毎年30万件以上もの刑法処罰事例を出す放浪者の把握問題が絡む。人口センサスに比べ職業調査からこれら放浪者や物乞がより多く欠落することは当然考えられることである。

2) 職業調査では13歳以下の無職者は人口調査とは異なり個人個人の属性の記入はなく、単に調査欄の19・20に性別総計が挙げられるだけであった。従い、13歳以下人口に関し、人口センサスの記名式で把握された数量とは正確性において劣り、職業調査では総計記入の際に少なからざる計上漏れが起りうるとみなされている。

重大な要因はやはり1)の調査漏れと考えられるが、ではこうした誤差をどう評価するか。これをもって1882年調査の意義を否定するのか。調査当局はこの過少人口の程度は次の人口センサス結果によって明らかにされねばならないとしながらも、いま述べたように職業をもたない層に過少計上があったとしても有職業層の捕捉には信が置けるとみなし、生業に就いている者の詳細な調査に力点があるわけだから、「職業調査結果にとって、このことによっては失われるものはごくわずかであると

いわなくてはならない」、また「職業調査から出てきた国民数には不足が予想されるからといって、この調査目的が損なわれることはないと考えられる」とし、この過少数量分を調査目的からみてマイナーな数量とする。さらに、人口の性・年齢・家族関係別分布を取り出し、それぞれにおいて人口センサスと職業調査の結果を比較裁量し、後者の数量が十分に満足のゆく信頼性を備えたものであることを検証し、「職業調査結果は性や年齢、家族関係、また同じく職業そのものに関しても比較考察に適している」²⁰⁾と結論づけている。

IV. 営業調査

1. 農業経営調査

1. これは職業調査票の最終面（4 ページ）の下半分を用いた調査であり、個人職業調査票の欄 8 「主たる職業分野の正確な名称」と欄 12 「副職業の正確な名称」に農業と記入した者が回答することになっている。同じ調査用紙が利用されているとはいえ、個人を対象にその職種と地位を問う職業調査とは異なり、農業経営の内容を申告させるものとなっており、性質的にはこれは営業調査に属するものといわなくてはならない。従い、1882 年調査では全般的職業調査とは別に、農業経営と次に取り上げる商工業経営（＝狭義の営業）に関する営業調査が併行して実施されているのである。

まずは農業経営調査（Erhebung der landwirtschaftlichen Betriebe）であるが、そこではまず主質問として「世帯によって直接に農業が営まれているかどうか」が問われている。ここで「世帯によって」とは世帯全体、あるいは世帯構成員のいずれかが独立して農地を利用している場合が該当する。つまり、世帯が全面的にか部分的にか生業としての農業とかかわっているかどうか、これを土地利用の面から問うている。この場合、規模の大小には関係なく、田畑や菜園、牧場や牧草地として、ブドウ、果物、野菜、タバコ、等々の栽培のために土地利用がなされている場合が農業経営と規定されている。この質問に対して是と回答した場合、以下の二次（副）質問が準備されている。

1. 総面積（以下 1・2・3 に関してはすべてヘクタール・アールで表示）
2. 1 の内の借地面積（含、代理小作地）
3. 総面積内訳
 - A. 田畑・菜園・牧場・牧草地・果樹園・ブドウ畑
 - B. 森林（森・伐木場・林・叢林）
 - C. その他（家屋敷・遊園・放牧場・未耕作草地、河川・道路、荒蕪地と未開拓地）
4. 未配分牧草地の共同利用への参加の有無（是・非）
5. 役畜（以下 A から F まではすべて数量で表示）
 - A. 馬（農耕用、繁殖・飼育用）・子馬総数／この内の耕作用使用数
 - B. 雄牛・去勢雄牛・子牛総数／この内の耕作用使用数
 - C. 雌牛・子雌牛総数／この内の耕作用使用数
 - D. 羊・子羊総数
 - E. 豚・子豚総数
 - F. 山羊・子山羊総数
6. 利用機械（自己所有か借用かにかかわらず、昨年の農業経営で利用した機械種に下線を記す）
蒸気犁、播種機、刈取機、蒸気脱穀機、他脱穀機、移動蒸気機関、連動機つき／なしの常設蒸気罐

この場合、その農地がいかなる行政区にあるとも、またそれが規模の大きな農場、自作農地、小百姓や日雇人の農地、納屋・家畜小屋用地、断片的農地であろうと、さらに経営者本人が所有者、賃借経営者、用益権者、あるいはそれらの代理人（監督者・管理者・指導的役員・支配人、等々）であろうとも、これらに関係なくすべての農地利用の当事者に申告が課せられる。

さらに農地利用者本人が当該の世帯構成員としてそこに現住か不在かにかかわらず調査対象になる。同一世帯内に独立して農業に従事していたり家畜を所有している個人が複数いる場合には、同じ書式の中でそれらの経営面積と家畜数が合算されその総計が計上されるべきである。

ある所有者の農場内でいくつも世帯が別々に農耕に従事しているような場合、質問に対する回答は当該の各世帯によって行なわれる。分農地が別にあっても経営が共通して行なわれている農地では、回答は共通のものとしてなされ、重複調査は避けられるべきである。また、共同経営（共同所有・共同借地、等々）の場合には、関与者の中のひとりが責任をもって回答しなければならない。賃借農地

では、所有者ではなくその賃借経営者が申告を行なうものとする。同じように、奉公人・労働者・日雇人に賃金の一部として農地が貸出され、かれら自身によってそれが耕作されている場合、申告は雇用主や使用者ではなくかれらの世帯による。さらに、取入高の半分、また他収穫物を支払うことで貸し出されている土地はその賃借経営者、収穫物の刈入れ前に売却された土地はその購入者ではなく販売者が申告義務を有する。

5の家畜調査は全国の家畜数量を確認する全般的家畜調査ではなく、個々の農業経営に附属する家畜の構成を調べるものである。従い、当該世帯に一時的に不在であるとか、遠隔地の森や牧舎で飼育されているものも、当該調査票に記入されるべきである。

2. 以上、1882年農業経営調査は農地耕作者を対象にして、その利用内訳を伴った耕地面積、所有家畜種と数量、使用農耕機種種の3要素に限った調査であり、個々の農業経営の人的経済的關係(例えば、就業者関係や副業の実態、また収穫量)には触れない最も要素的な調査に留まっている。しかし、農業経営に関する全ドイツにまたがるセンサス形式の調査がここに開始したとみることができ、その意義は過小評価されるべきものではない。²¹⁾というのは、19世紀後半に入って農業経営に関する全般的調査の必要性が、例えば、関税同盟の委員会提言やヘッセン関税同盟大使ファブリチウスによる既述のビスマルクへの報告において、また連邦参議院の専門委員会、プロイセン中央統計委員会やプロイセン農業経済会議などによって再三に渡り主張されてきた。しかしながら、広域ドイツにまたがる農業経営に関する大規模調査は実施されてこなかった。上記のドイツ関税同盟統計拡充委員会での検討においても、農業統計の拡充は「最も差迫った要請」であるとして、いち早く土地利用・収穫・家畜調査に関する詳細なプランが作成されていた(1871年3月21日、報告第4号)。²²⁾しかし、これは実現までには至らなかった。それ以降も、プロイセンやバイエルン、バーデンやヴェルテンベルク、またヘッセンといったいくつかの領邦国家で、また特定領邦国家内のいくつかの行政管区内では土地利用や家畜に関する調査が行なわれた事例はある。なかでも1873年1月の最初の全般的家畜調査と結びつけて実施されたバーデンの耕地所有関係と耕作種に関する調査は各世帯の自計によった点で出色であったとされる。しかし、とくにプロイセン東部でのかつての農場経営(=Gutsherrschaft)にみられたような地主権力の根強く残存しているところでは、公的権力にもとづく調査が介入することには大きな困難が待ち受けていた。従い、そのようなところでは土地台帳を初めとする既存行財政資料の整理・要約、また個別事例調査という様式によってその概括、あるいは特徴の一端を窺うのがこれまでの農業調査であった。そうした制約が残っている中では、上の関税同盟統計拡充委員会の農業調査といえども、農家や農業経営者に対する直接調査ではなく、行政機関と農業関係者(農業同盟や農業委員会、さらに農業経営者自身)の協働の下での表式調査としてしか構想されざるをえなかった。そうした壁を突破して、今回の直接全数調査=センサスによって農業経営の全体が統計の網の目に捕捉可能となったことは画期的といえる。なるほど先の拡充委員会の準備した統計表のプランに較べて、その調査内容(記載項目の種類と数量)の点で今回の農業経営調査が大幅に縮小されていることは否めない。それを割引いてなお、1882年調査においてドイツ全土の農業調査がセンサスとして実施されえたことの意義の方がより大きいといわなくてはならない。²³⁾

2. 商工業調査=狭義の営業調査

1. 農業以外の商工業分野で独立営業が営まれる場合、別途に用意された営業調査紙(Gewerbekarte)に記入するものとされている。これは農業以外の製造・加工・精製分野、販売・流通、運輸とサービス分野にある狭義の営業体を対象にしたもので(先の産業部門Aの一部とB・C部門のすべて)、その対象範囲の点ではこれまでのプロイセンや関税同盟において作成されてきた営業表に類似した性格をもつものといえる。営業という概念の多義性、逆にいえば不明瞭性を継承したままであり、その中には実に多岐に渡った業種が含まれている。

全般的職業調査票の欄9において職業上の地位が問われ、そこにおいて自立した営業主、ならびに他人勘定のため自宅で作業を行なっている者すべてが営業経営者とみなされる。所有者・共同所有者・賃借経営者・手工業親方・企業家・管理者・監督者・業務指導者、等々といった地位上の違い、さらにその業務が自宅で自前用に、また独立営業場で行なわれているか、あるいは他人勘定のため自宅でなされているか(つまり、問屋制家内工業としてか)、または賃金目当てに取引先場でなされているか、こうしたの経営形態上の違いには関係なくそれらすべてが営業経営者とみなされる。しかし、今回の調査では、この内の自立してはいるが補助人をもたないまったくの単独経営者で、しかも機械

的営業手段なしで営業を行なっている層、いわゆる「単独経営」²⁴⁾ (Alleinbetrieb) は職業調査のみの対象に留まり、営業調査の枠外に置かれている。営業調査では欄 10 と 11、14 と 15 で、①共同経営者、あるいは補助人を 1 人以上有しているか、②基礎動力源をもった連動機 (回転機)、蒸気罐、移動蒸気機関、蒸気船を利用しているか、この 2 つの質問を設定し、この内の双方、あるいはひとつを満たすものが営業経営者として取り出されることになる。その場合、①営業経営者が世帯主、世帯の他構成員、独身者であるか、②当該営業が主職業か副業か／単一営業か別種商工業が併存しているか／農業の傍らか／別種就業があるか、③営業経営者が上述したさまざまな経営上の地位のどれを占めるか、④物的設備の所有が私的か、会社・組合・団体・同盟・自治体、あるいは国家によるか、これらにかかわらずすべての営業経営体が網羅されるものとされる。そして、該当する具体的業種として以下のものが列記されている。

1. 手工業、工業、製造業、建設業、美術工芸業、採鉱業、製錬業と製塩業、人工園芸業・商業園芸業、漁業、蜜蜂・蚕・魚・鳴禽・犬・他動物飼育業 (含、動物園や水族館)
2. 銀行業、商業と取引仲介業、保険業、競売業、価格査定業、賃貸業、職業紹介業、奉公人請負業 他の作業幹旋業 (蒸気機関・脱穀機賃貸業)、葬儀業
3. 荷馬車業と駄賃馬車業、馱馬車経営と市街電車経営
4. 船頭・船主としての水運業、筏業と渡船業、港湾・水先案内業、水門・水路監視業、他運輸業
5. 宿泊業、賄業、居酒屋業
6. 鉄道・電信管理下での作業場
7. 刑務所・更正施設内で自前で営まれている営業
8. 農業・林業での副営業 (例、ビール醸造と火酒蒸溜、採石・石灰石採掘・石膏採掘、石灰焼と石膏焼、レンガ焼、泥炭採掘、炭焼、瀝青・樹脂採取、駄賃運送、等々)

従い、これまでのプロイセン営業表や関税同盟営業表にみられた手工業やマニュファクチャー、工場生産、ならびに商業・流通業、運輸業・サービス業の中で挙げられてきた業種を下敷きにして、そこから外されてきた営業体 (例、採鉱・製錬・製塩業、漁業) や新たに輩出してきた業種 (例、作業幹旋業、葬儀業)、これらが追加されている。他方で狭義の営業経営から排除されるものとしては、農業と林業、狩猟、また農業用家畜飼育の外に以下のものがある。

医者・助産婦、保養施設・病院、音楽・劇場経営、展示場、行商営業、学術・教育・訓練事業、鉄道経営自体

これまでの営業表と同様に、農林業の粗生産部門と非営利分野や公的分野にかかわる業種は排除されている。従前の営業表の枠組みを骨子にし、それを補充し、さらにその後の経済発展に伴なって輩出してきたいくつかの営業経営体を汲み上げ、第 2・3 次産業部門にある営業体の包括的網羅を意図したものといえる。結果的には 1882 年営業調査では、3 部門/20 グループ/96 クラス/248 種類 (細目) の営業分類が用意されている (A 部門ではと園芸業と営業用家畜飼育業、漁業のみが挙げられ、B・C 部門は先にみた職業分類にあった産業部門の営業区分と同じである)。

2. これら営業経営体に対し、「営業調査紙」には以下の 12 項目の質問が設定されている。その書式は表裏 1 枚の文字通りの調査紙である。

1. 独立営業経営者ないしは業務指導者の名前
別に商号 (あるいは企業名) のある場合、それは何か
2. 営業経営者の住居: 国家 管区 自治体 居住場所 街区 家屋番号
3. 営業経営 (業務) の場所、住居と離れている場合
4. 営業種の正確な名称
営業の特別な種類と性格 (特殊性) をはっきりさせるために一般的な名称で不十分な場合には、その営業は加工、あるいは製造、あるいは取引の、あるいはその他の主たる物件を挙げることでより正確に補完されるものとする。例えば、絹糸巻業、絹帯織業、絹撚糸染色業、綿布捺染業、亜麻布仕上業、機関車工場、ミシン工場、農機具工場、大型木製品製作者というふうに
5. 当該営業は営業経営者の主職業か副就業かの別
6. 営業経営者が所有者・賃借経営者、あるいは他の業務指導者 (管理者・監督者、等々) かの別
自立して他人勘定のため家で、すなわち他人の業務のために自宅で作業がなされているか (企業家、工場主、問屋、商人、店舗のために、既製服・衣類・下着用リンネル製品製造、等々のために) どうか、是・非
7. 業務指導に参画する共同所有者 (共同賃借経営者、等々、協力者) の有無

- 有の場合にはその者の名前と住居
8. 所有別区分（個人、複数事業仲間、同盟、合資会社、株式会社、同業組合、手工業者組合、他経済団体、自治体、他自治団体、国家、帝国）
 9. 就業者の地位別人数
 - a. 実働所有者・共同所有者・賃借経営者・業務指導者
 - b. 学問上の、商人としての、あるいは技術的修養を積んだ管理・監督・事務職員
 - c. その他の補助人・職人・徒弟・労働者、等々

a、b、cのそれぞれについて、調査日当日／通常あるいは年平均での性別人数
以上の合計
 10. 基礎動力（風・水・蒸気・ガス・熱気）利用による常設連動機（回転機・原動機）、あるいは動力伝動なしの蒸気罐（化学目的や精溜目的、等々のため）、あるいは移動蒸気機関・蒸気船使用の有無、是・非
 11. 9にある者以外に当該業務のための自宅就業者（家内工業で）や刑務所・更正施設収容者の雇用の有無、是・非

是の場合

自宅就業者	性別通常（年平均）人数
その補助人・共働者	性別通常（年平均）人数
	以上の合計
刑務所・更正施設内就業者	性別通常（年平均）人数
 12. 当該営業経営者の下で複数営業種が営まれている場合、それらが統合された営業経営（統一業務）の下にあるか否か、是の場合、全体経営（全体業務）の名称とそこでの就業者総数

これらの質問に回答した営業経営者は、「この営業紙への記入は正確かつ完全であることを証明いたします」として自筆署名が求められている。

ここで注意されるべきことは、同一経営者の下で複数の異種営業が営まれている場合である。その際には、主職業・副就業に関係なく、また場所的にまとまっているか別々かにかかわらず、これらすべての業種につきそれぞれの調査紙に記入すべきとされている。例えば、ビール醸造業とビール居酒屋や旅館業が、あるいは左官業と採石業が、印刷業と書籍販売業が同一経営者の下で営まれている場合などである。さらに、同種営業が本社-支社（支店・支所）という形で場所的に隔たって営まれ、経営者がそれぞれに独立している場合にも、別々の調査紙が配布される。以上はこれまでの営業調査での留意点と同じであり、要は営業経営を点的存在とみなし、それらの内的組織的関連を措いて営業場所の外延的拡張の度合いを把握するという意図から出てきたものである。

また、当該経営が複数所有者の下で営まれている場合には、それぞれの所有者の下で調査紙の1から7までの質問への記入がなされ、8から12までを含んだ完全回答のための1枚の調査紙への記入はその内のひとりに任せられ、その者が明記される（ただし、かれらが同一世帯構成員であれば、それらの名称を併記した1枚の調査紙で処理する）。これは調査の重複を避けるための手立てである。

3. この82年営業調査紙の特徴を探ってみると、以下のようになる。まず、これまでの営業調査での難問のひとつとなっていた営業経営の大小区分問題がなくなっている。補助人や共同所有者、また使用機械の単独経営者は職業調査に廻され、就業者が2人以上か機械使用のある経営が営業調査の対象となり、それらには同一の調査用紙が配布されることになる。従い、経営の大小区分を設けそれぞれに別様の調査書式を当てるとい問題は出てこない。この点では営業調査の原則論にのっとったものといえよう。

当該営業経営者の身分が所有者／借地経営者／業務指導者に区分されて明らかにされている。さらに注目すべき点は、当人が問屋制家内工業経営者か否かが質問され、75年調査では消えた問屋制下にある経営の所在を把握する設問が復活していることである。また、質問11において雇用主として家内工業での自宅就業者を年平均で何人雇っているかを性別人数で問うている。従い、82年調査では家内工業当事者と問屋経営者（問屋商人や工場問屋）の両面から問屋制家内工場の様相を掴もうとしている。これは72年構想と同じ趣旨からの設問である。やはり、この問題を避けてはドイツにおける営業関係の現況が浮き彫りにされない、このことが再認識された結果であろう。

所有形態別の区分では、個人経営から始まり帝国レベルの経営に至る計12の所有主体が挙げられている。72年構想での調査用紙にはこの設問はなく、調査側が聴き取りによって所有主体を6区分（個人／商事会社および同業組合／団体／手工業者組合／自治体／国家）することになっていた。75年調査ではそれが初めて被調査者の自己申告となり、11区分（個人／事業仲間／合資会社／株式合資会社／株式会社／労働組合／同業組合／手工業者組合／他の団体／自治体／国家）が設けられてい

た。今回の調査では帝国が加えられているが、75年調査とほぼ同じ所有主体別分類が用いられている。

就業者構成は職業調査での3区分と同じく、大きく所有者・業主／中間管理職員・専門職員／被雇用者に分けて、それらの調査日と年平均での性別人数が問われている。

営業の物的側面への質問の大幅な簡略化が特徴的である。単に使用動力とその連動機、蒸気罐・移動蒸気機関・蒸気船の有無が質問されるだけであり、それ以外の機械や装置への質問はない。これまでの営業統計をめぐる議論の経緯からみて不可解なことではあるが、職業調査に力点を置くのが今回の調査という趣旨から、省略の対象になったものと思われる。確かに、これによって営業調査用紙の分量は72年構想にあった比較的大経営のそれに比べ1/4程度に縮小されている。しかし、この縮小は合理的な審議の結果として出てきたものではなく、あくまで調査の実務的理由によるものである。営業調査の目的は営業経営体の人的ならびに物的構成の特徴を把握するところであり、この点に関するそれまでの営業統計作成をめぐる議論からみて、82年調査での縮小はいささか唐突であり、それが果して理にかなったものかどうか、問題となるところである。これについてはすぐ下で項を改めて取り上げる。

最後に、営業経営の組織的關係への設問がある。経営の所有主体・形態・人的力・物的力を越えた経営組織に関するこれまでにはない82年調査で初めて登場した質問である。設問の趣旨は当該営業経営者が複数種の営業を運営している場合、それらが統一的指揮系統にあるか否か、是の場合にはその統一業務（全体経営）の名称と就業者総数を明らかにするものである。この設問には次の2つの側面がある。ひとつは、営業調査の方法基準に従った営業経営体の技術的単位や場所的単位への解体から出てくる問題を、部分経営を全体経営の下にまとめるという措置によって解決しようとするものである。これには、①経営組織としてまとまっている営業体が技術的単位に分解され（例、ひとつの布工場が素材洗淨・紡績・織物・染色・光沢仕上の5業務段階に分解される）、そのそれぞれが別個に調査用紙に計上されるため、現実の組織的統合が不明となる。そこで、この設問によって技術的単位を経済的単位に復元し、それを全体経営という形で現実にある営業組織の近似として把握する。また、②同一業務が本社-支社（支店・支社）の形で場所的に隔たって営まれている営業経営がある場合、その枝経営を本経営と統合したものと捉える。この2つ具体的措置があろう。もうひとつの側面は、現実に存在し、さらに進展しつつある経営の多角化を捉えようとするものである。すでに手工業生産にみられていた同一経営者による異種営業の併行経営（上記の例にあるような、ビール醸造・居酒屋・旅館の同時経営といった）を調査用紙の上で質問するものとなっている。これは経営の多様化・多角化に対する措置である。

以上の3つの場面に現われる分解方式の欠点に対し、それをひとつの質問によって補完しようとするのが設問の趣旨である。しかし、1873年恐慌とその後の不況期を経てすでに独占体の形成が始まっていた80年代ともなれば手工業での多角経営をはるかに越え、資本主義的企業経営のさらなる展開がみられよう。そこには、原材料調達・製造・販売業務を統合した複合経営を営む大企業といったものが出てくるし、さらに系列化の下で複数企業間の結合関係や支配・従属関係も現われてくる。こうした事態を前にして、設問にあるような全体-部分経営（業務）という関係のみからそれに対応できるものかどうか。82年調査の質問では営業の組織関係面へ一步踏み込んだだけであり、課題は今後ますます大きくなってゆく。（この全体経営への質問はそれ以降の営業調査でも継続されてゆく。95年調査からは経営全体での利用機械の全馬力数、2007年調査ではさらに使用電力キロワット数を加えて）。

4. 今回の営業調査紙ではこれまでの営業調査の構想からみて、その質問項目数において大幅な縮小がみられる。上で述べたように、それは営業の物的設備面（動力源・原動機、作業機・装置）への問いが大きく簡略化されたことによる。関税同盟統計拡充委員会の当初の構想では比較的大経営用の調査用紙の設問枠「Ⅱ. 機械と器具」で「A. 動力源と原動機」が調べられ、またとくに12営業グループそれぞれに特有の「B. 作業機と器具」が詳細に問われていた。しかし、統計調査として明らかなゆきすぎが看取された。既述した1875年の会議ではこの点の簡易化が必要とされ、それを目的にしたエンゲル提案がその際の検討素材となった。その案が提示された背景には、72年構想に対するエンゲル自身による反省、ならびに簡素化を促す次のような経緯があった。

関税同盟統計拡充委員会による72年営業統計構想は、72年8月のサンクト・ペテルブルクにおける第8回国際統計会議において国際的レベルでの営業統計作成のための審議素材として提出された。エンゲルは比較国際営業統計の作業者としてこれに参加している。狭義の工業統計と採鉱・製錬業統

計作成のための綱領が決議され、また個別営業経営に関する調査と労働者のために諸制度に関する調査のための書式も定められている。これをもとにして各国の営業のあり方を比較可能にする統計作成を目指すことにはなったが、その原案の是非を最終的に判断できる専門家不足のため結論を得るまでには至らなかった。翌 73 年のウィーンでの世界博覧会・国際審査会の小委員会でも営業統計が検討され、そこでも 72 年構想が検討素材となり、基本的方向としてそれに沿った調査の原案が作成されたが、小委員会の力量不足から国際的認可までは届かなかった。しかしながら、こうした検討の中で営業統計を農業や他粗生産部門を加え産業統計として拡大させ、しかも各部門の特徴的な営業を選別し業種（また職種）の細目数を減らし簡素化を計りながら、国際比較を可能にする営業統計作成を志向する、こうしたことが一般的理解となっていた。

上の第 8 章でみた 75 年改定委員会のエンゲル案はこうした流れを受けて、全般的営業統計と特殊統計や個別調査報告（モノグラフィ）との間には一線が引かれるべきであり、「1871 年提案はいくつかの点ではこの境界線を越えてしまったことは否定できない」として、営業分類・調査項目・調査方法・総括の 4 点に渡り簡略化を趣旨とした営業統計の再構築案として提示されたものである。75 年営業調査は調査そのものとしては失敗例に属するが、こと比較的大経営用の調査紙にあった物的側面への質問項目に限ってみれば、そうした検討を踏まえた上で統計調査としては納得のゆくレベルのものへと整理されていた。

5. 82 年営業調査は関税同盟統計拡充委員会で当初構想された大経営用の営業調査用紙にあった「Ⅰ. 経営形態と人員関係」に重点を置いたものになり、その「Ⅱ. 機械と器具」における「A. 動力源と原動機」への質問の簡略化、また「B. 作業機と器具」に関する詳細な質問の除去が行なわれている。さらに、75 年調査での大経営用調査紙の物的設備面に関する質問項目に較べても大幅な簡易化で際立ったものとなっている。営業体の物的生産手段への調査は項目 10 に限定され、使用原動力とそれへの連動機、また蒸気関連設備の 2 点に絞った最小限の報知獲得に留まっている。確かに、作業機と器具に関する調査項目の当初の構想がその内容と分量の両面で上の全般的営業調査の枠を越えているのは明白であり、多くの営業経営者にとり過酷な負担となり調査への嫌悪感を抱かせる原因となったであろうことは容易に予想された。また、その集計・総括が調査側に多大な労力を強いたのであることも明白である。75 年調査の場合ですら、簡易化されたとはいえ、物的設備面での回答は被調査者にとってはかなりの負担であったと思われる。そうした意味では、1882 年営業調査は調査者と被調査者のいずれにとっても困難な側面を避けて通った調査といえるし、集計・公表も過大な負担なしに終了している。²⁵⁾ また、今回の調査の主眼が社会的諸階級における労働者階級の構成把握にあったとすれば、その目的は職業統計調査で果されることになる。とはいえ、営業体の利用する物的作業機や装置に関する表示は経営統計にとって重要な要素であり、これを営業種や経営規模別分類と組み合わせ、なおかつ統計調査として無理のない形でどのように調べ上げ表示してゆくか、これは営業統計に固有の課題である。82 年調査が作業機や装置に関する質問をすべて削除したことはやはりゆきすぎであり、営業調査の重要契機を欠落させたものと批判されよう。

というのは、この 82 年調査の次の 95 年調査では物的設備面の調査枠が拡大され、使用作業機への詳しい調査が復活しているからである。²⁶⁾ 95 年の職業=営業調査の営業調査用紙にある全 14 項目の設問の内の 3 項目を取って以下の質問がなされている。

11. 動力源（10 種）と回転機・原動機、また蒸気罐・蒸器・蒸気船・帆船の利用の有無
12. 利用機械（7 種）の作業能力（馬力）
13. 利用作業機・炉、等々

この 13 に関しては、調査用紙の最終ページの 1 枚を使って、「利用されている作業機・装置・炉、等々の目録」として鑿岩機から燈用ガス施設での蒸留器に至る 19 類・計 93 もの機種を挙げた表を添え、そこに該当機種の数量を記入するようになっている。例えば、最も種類数の多いその第 6 類の繊維業関連の機械・装置には以下の 19 種が列記され、その数量申告が求められている。

梳毛機	梳蓆機
粗紡糸梳機	粗紡機
紡錘（素材別）	絹用巻枠
ジャカード式織機	ジャカード紋紙なし織機
レオン商品用紡績機	リボン織機

燃糸機
ボビネット編機
多縫針式刺繍機
メリヤス編機
フランス式丸編機

ボビンレース編機・編細工機
刺繍機
靴下編機
イギリス式丸編機

やはり、ドイツ営業統計にあつては経営体の就業者構成と並んで物的設備面への調査は不可欠の契機とみなされている。この関心はプロイセンにおける 1819 年営業表以来のものといえるが、その工場表にあつては工場施設の他の物的機械・道具・装置面での表示には偏りと不足が顕著であつた。基礎資料として利用された税記録にはそうした面での記載がなかったからである。拡充委員会での検討ではこの面の抜本的改革がなされた。既に述べたように、工学・技術面での専門家の知識を動員した機械・装置面での調査項目の詳細さはセンサス様式の統計調査のレベルを逸脱し、モノグラフィ的調査といえるものであつた。これは 72 年調査が構想止まりに終わった要因のひとつでもあつた。これを簡易化したところに 75 年営業調査が実施しえた。調査用紙のあつた物的側面への調査項目は質量共に全般的営業センサスとしてほぼ妥当な線に戻っている。当時のドイツ全体における商工業経営での物的側面での構成、その生産力水準をみる上で貴重な情報を提供することができたといえよう。しかし、圧倒的多数の中小の営業経営がこの調査枠から外されたために、そこでの報知獲得には失敗した。従い、この 82 年の調査にこそその面での挽回が求められたはずである。だが、それへの取組みを回避したのが 82 年営業調査であつた。

その原因は容易に推察される。82 年調査は職業調査をメインテーマとし、また農業経営調査を組み入れることによって生じた調査枠全体の膨らみを抑える必要から、狭義の営業調査の枠を縮小することを余儀なくされた結果である。このために、調査用紙で大きなスペースを取る作業機・道具・装置への質問設定を省略せざるをえなかつた。確かに、ドイツで最初の独立した経済センサスとしてその歴史的意義が高く評価されるべきものが 82 年営業調査ではあるが、ひとつの欠陥にこの物的設備面での調査項目の不自然な委縮を抱えているといわざるをえない。

おわりに

調査終了後の 6 月末に各国統計局長が招集された会議において、今回の職業=営業調査は国民各層からは必ずしも歓迎されず、共感をもって迎えられることはなかつたとの報告があつた。しかし、各地でとくに著しい妨害はなく、顕著な障害もなく解決したとのことであつた。また、多くの場所では調査業務への国民の自主的参加が得られなかつたとされる。さらに、規定や実施要綱が複雑で理解しづらい、調査書式が細かすぎて実際のではない、こうした不平・不満も少なくはなかつた。しかし、市町村当局の尽力によってこうした困難をひとつずつ克服していったとある。その際、帝国統計庁の用意した今回の調査員と市町村当局（ないしは調査委員会）への指示は難局打開に大きな役割を果たしたとされる。²⁷⁾当然のことながら、こうした職業や営業についての直接調査が国民各層に必ずしもスムーズに受け入れられなかつたことが窺える。それを克服するだけの熱意が調査当局、とくに現場の市町村当局にみられたというのが帝国統計庁側のいい分であろう。

本文中に引用したリューマリンの表明にもあつたように、また帝国統計庁自らが「いかなる外国もこうした詳細かつ信頼性のある一ある程度の誤差を含むとしても一ものとして職業統計を保有していない」²⁸⁾と自讃しているように、確かに 19 世紀 80 年代に職業統計と営業統計を他国にはないセンサス形式で作成しえたことのもつ意義は大きい。統計後進国ドイツがその遅れを取り戻し、ヨーロッパ諸国でも最も充実した統計作成体制を備えることになった証左としてこの 1882 年調査を位置づけることができる。

統計の近代化は人口センサスの成就を端緒にはする。しかし、人口センサスがいわば人口集団に関する外延的な数量把握を主眼に置き、そこにある標識だけでは国民の社会階級・階層別構成についての内包的かつ立体的映像を獲得するには不十分である。これに対し職業=営業調査は生産力と生産関係の両面からドイツの社会経済構成に迫ろうとする試みである。これを独立センサスとして実施するには統計作成にまつるより以上の理論的技術的難問や統計作成を支える行政上と財政上の制約に直面せざるをえないが、それらが 82 年調査において克服されたといえることができる。プロイセンや関税同盟での営業表作成、関税同盟統計拡充委員会での検討、また帝国形成後の 3 度の人口センサス

実施、75年営業調査の失敗、等々の経験を踏まえながら最初の構想来10年の準備期間を置くことで、この経済統計調査をセンサスとして実施する条件が整ったともいえる。

とくに、センサスといった大規模調査にはとりわけ現場の市町村レベルでの調査体制の組織化が決定的な重みをもつが、これには国家行財政体制への市町村自治体の取り込みが前提となる。ドイツにおけるゲマインデ法の成立は90年代に入ってからのことではあるが、法的整備以前に各国での中央行財政権の地方への浸透、中央と地方の内務行政ラインの確立が進んでいた。今回の調査を「市町村様式」によるものとし、市町村当局と調査委員会に実査の全面的権限を委譲できたことは、調査の受皿としての末端行政機構の拡充を背景にしている。こうした国家行政機構の整備拡充を待って初めて可能となるのが全数調査であり、この方向はまずは人口センサスによって切り開かれる。82年調査は調査様式の点では人口センサスがそれまでに築いてきた方式を踏襲している。これは帝国統計庁と各国政府ならびに統計局との連携、統計局と市町村当局との共働、また調査区設定や調査員選定、調査委員会編成、等々にみられた通りである。また、センサス形式での調査を実行可能にするにはそれ以外の方策はありえないということでもある。従い、調査体制の点では人口の外延的分布の把握を目的にした人口センサスが敷いたレール上を進み、さらに調査内容では人口の社会構成別分類(=人口集団の横断面の描写)と経営体の物的人的構成(=生産設備と就業関係の描写)にゆき着き、その点で国家統計が人口という表象から経済という基底へ到達し、かかる意味で近代レベルでの社会経済統計の確立を象徴するものがセンサス様式で実施された職業=営業調査であるといえるのである。

19世紀全体の営業統計史からみると、プロイセン営業表以降の60年以上に及ぶ経験を積んで初めて成立しえたものが82年調査といえる。とくに関税同盟統計拡充委員会での集中的な議論を踏まえて構想された営業調査をその基本的枠組みに沿って実現させ、ドイツで成立した最初の独立経済センサスとして位置づけることができよう。しかも、営業調査から職業センサスを独立させ、職業と営業の分離を統計作成面で実行している。さらに、これまで除外されてきた農業という基礎産業部門を営業に加えることによって一国の産業活動全体に近づこうとしている。従い、個々人の個別就業面と営業体の経営実態面の両方からドイツ経済の実相に迫ろうとするものが82年調査であったといえよう。

とはいえ、82年調査が残した課題も多い。なによりも調査漏れをより以上に減らすことが必要となり、これには事前照査と管理リスト作成の徹底化がかかわってくる。職業調査においては営業分類とは独立した職業分類を整備してゆく、また地位分類を階級・階層分類として実態にそくした有意義なものに仕立て上げる。営業調査では、家内工業の実態を掌握できる標識をより綿密に練り上げる、営業に従事する家内奉公人や家族身内の明確な識別が必要である。また、営業統計を経営統計としてその内容を充実してゆく、そのためには資本金や生産額・販売額といった調査項目も必要となってくるが、それらが果して調査可能か、可能とすればどのような標識によってそれを調査書式に盛り込んでゆくか。82年調査では萎縮したものに終わった物的設備面(とくに機械・道具面)での調査項目を、被調査者側と調査側の双方に無理な負担を掛けることなしに、どのように設定してゆくか。さらに、資本制生産様式の進展に伴う経営の複雑化(多角経営や複合経営、系列化)をいかにして統計に汲み上げてゆくか。こうしたいくつかの難問を抱えながら、この職業=営業調査は1895年、次いで職業=経営調査と改称して1907、17、25、33、39年と不定期ながらそれ以降も第二次世界大戦時まで継続されてゆく。

注

- 1) Protokolle über die Verhandlungen der Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins, *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 1, 1873, S. 4, SS. 12-13.
- 2) Bericht in Betreff der Volkszählung, Berichte der Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins, Nr. 1, *St. d. D. R.*, Bd. 1, 1873, S. 73.
- 3) Die Volkszählung im Deutschen Reiche vom 1. Dezember 1871, *St. d. D. R.*, Bd. 14, Theil 2, 1875, S. VI. 189. 後日、プロイセン統計局百周年記念号においても、「若干の例外を別にして、1871年職業調査は本質的に失敗であった」(*Festschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus*, Berlin, 1905, S. 62.)と断定されている。
- 4) 以下、1882年調査の成立経過ならびに調査の骨子については、以下のものによる。Die im Laufe des Jahres 1882 ergangenen Anordnungen für die gemeinsame Statistik der deutschen Staaten, *St. d. D. R.*, Bd. 59, Theil 1, 1883, SS. I. 1-35, Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, *St. d. D. R.*, N. F., Bd. 2, 1884, SS. 1-13, SS. 164-191.

- 5) 法律の全文は以下の通りであり、*Reichsgesetzblatt*, 1882, Nr. 5, S. 9, に収録される。
 神の恩寵によりドイツ皇帝、プロイセン国王、等々たる朕ヴィルヘルムは帝国の名の下で連邦参議院と帝国議会で議決された合意に従い、以下のことを命ずる：
 § 1. 1882年に帝国を範囲にした全般的職業統計調査が実施される。
 § 2. 統計調査は各国政府によって実施される。必要な調査書式の提供と原資料の加工は、それが各国政府によって引き受けられない場合には、帝国の側から行なうものとする。必要な調査書式の提供と原資料の加工とで各国政府にかかった費用は、連邦参議院によって規定されつつある率にのっとり、帝国からまかなわれるものとする。
 § 3. 提示された質問は、個人身分や家族関係、宗派を別にして、ただ職業関係やその他の定期的な就業にかかわるに留まる。財産関係や所得関係へのいかなる介入も排除される。
 § 4. 連邦参議院は統計調査日を決め、本法律遂行に必要な指令を発令する。
 § 5. 本法律をもとにして、当人に向けられた質問に対して意図的にあいまいな返答を行なったり、あるいは本法律とその実施のために下され周知のものとなった指令（§ 4）にのっとり当人に義務づけられた申告を拒否する者には 30 マルク以下の罰金刑が科せられる。
- 朕自筆の署名ならびに皇帝印で証明する
 1882年2月13日、ベルリンにて授与する
 ヴィルヘルム
 侯爵 v. ビスマルク
- 6) *Statistische Korrespondenz*, 1882. 5. 27.
- 7) この1年半に渡る作業は以下のスケジュールからなっている。
- | | |
|--------------|---|
| 1882年4月末まで | 帝国統計庁から調査用紙の必要数が郡当局に直接に送付される |
| 1882年5月10日まで | 調査用紙が郡当局から市町村当局へ送付される |
| 1882年5月18日まで | 調査区の編成と調査員の配置（不測の事態のため調査員の代替者も指名しておく）が完了 |
| 1882年5月19日まで | 市町村当局ないし調査委員会から必要書式一式が調査員に渡される。それは、A. 職業調査票、B. 商工業調査紙、C. 記入手引、D. 調査員への指示、F. 管理リストの5点である |
| 1882年6月1日午前 | 調査用紙の配布（4日正午まで） |
| 1882年6月5日正午 | 調査用紙の回収開始（5日以内に終了することが望ましいが、必要なら翌日も継続される） |
| 1882年6月7日 | 営業調査紙を含んだ回収の終了 |
| 1882年6月12日まで | 調査者は回収した記入済みの調査用紙を点検し、それと管理リストを市町村当局ないし調査委員会へ提出する |
| 1882年6月12日以降 | 市町村当局はそれら調査用紙と管理リストを点検し、必要な場合には訂正を行ない、記入内容の完全さと正確さを確保する
その後、市町村票（G）へ必要な記入を行なう |
| 1882年6月22日まで | 住民2,000人以下の市町村に関して、市町村当局ないし調査委員会は調査区順と番号順に整理された点検済み調査票と管理リスト、ならびに市町村票を10キログラムごとに梱包し「ライヒ業務物件」と上書きし、送り状と共に県庁へ郵送する |
| 1882年7月5日まで | 比較的大きな市町村に関して、同上の手続きを済ませる
その後、県庁を経て各国統計中央部署（＝統計局）に集まった調査用紙の概括表への集計が行なわれる |
| 1883年4月1日まで | 各国において集計された概括1（後述）が帝国統計庁へ送付される |
| 1883年6月1日まで | 同じく概括2と3（後述）が帝国統計庁へ送付される |
| 1883年9月1日まで | 同じく概括4（後述）が送付される |
- 8) *Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, a. a. O., S. 164.*
- 9) 71年調査の反省点として調査の手引作成の不十分さが挙げられていた。「今後の調査において比較可能な結果を得るためには、調査に際しての職業欄の記入への、また総括に際しての各職業種の配列への正確な手引が不可欠なものとなる」（*Die Volkszählung im Deutschen Reiche vom 1. Dezember 1871, a. a. O., S. VI. 192.*）. 82年調査はこの点を踏まえ、可能な限り具体例を挙げた入念な手引が準備された。これは調査や総括に際して多くの誤謬と混乱を回避するに役立ったといわれる。
- 10) 例えば、見本では「8 農業・9 補助人」や「8 タバコ工場・9 女工」といった記入例が示されているが、8 欄には職種ではなく産業分野が挙げられている。*Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, a. a. O., S. 166.*
- 11) この点に関する鋭い批判は、R. Meerwarth, *Über Beruf und Berufsschema, Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Landesamts*, Jg. 54, 1914, S. 371, によって提示されている。この欠陥はその後の調査

- でも埋められず、第一次大戦後になって本格的な職業分類作成の試みがみられることになる。R. Plate, *Die Berufsstatistik, Die Statistik in Deutschland nach ihrem heutigen Stand*, hrsg. von F. Burgdörfer, Bd. 2, Berlin, 1940, S. 655.
- 12) E. Mischler, *Beruf und Berusstistik, Wörterbuch der Volkswirtschaft*, hrsg. von L. Elster, Bd. 1, 1898, S. 345, F. Zahn, *Beruf und Berusstistik, Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Aufl., Bd. 2, 1909, SS. 793-94.
 - 13) 統計では「独立営業経営者」とされている手工業者や家内工業主が、実際には資本に従属させられた賃労働者とならば変わりがなく、「資本主義的交易経済という大きな時計機械の中の小さな歯車」でしかない。このことをこの職業=営業統計は看過しているとするゾンバルトの厳しい批判がある。「統計は、当該の営業経営者がいまなお経済的に独立して働いているのか、それともすでにあるなんらかの種類の資本主義的企業への依存関係にあるのかについて、われわれに何も教えてくれない」(W. Sombart, *Die deutsche Volkswirtschaft im neunzehnten Jahrhundert*, Berlin, 1903, S. 331ff.)
 - 14) G. v. Viebahn, *Statistik des Zollvereins und nördlichen Deutschlands*, Teil 2, Berlin, 1862, S. 302, S. 322, Teil 3, 1868, S. 518.
 - 15) これに続くドイツ職業統計に関する代表的論者の見解でも同様の区分が採用されている。例えば、ヘッセはこれを業主/職員/労働者の3大区分とする。A. Hesse, *Beruf und soziale Gliederung im Deutschen Reiche, Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 95, 1910, S. 722. また、ツァーンもそれと同じ区分を取る。ただし、本来の社会階級区分には、これに教養と所有=所得関係が加味されねばならず、これはあくまで職業における社会構成区分に留まるとみなす。F. Zahn, *Berufliche und soziale Gliederung des Volkes, Die Statistik in Deutschland*, hrsg. von F. Zahn, Bd. 2, München und Berlin, 1911, S. 17, S. 21. さらに、ボルクトの分類では、これが「社会的3階梯(Stufe)」とされ、業主/非指導的職員/被雇用者・労働者に区分されている。R. v. d. Borgh, *Beruf, gesellschaftliche Gliederung und Betrieb im Deutschen Reiche*, Leipzig, 1910, SS. 39-40. いずれも、その区分された内容では同じである。
 - 16) 1882年職業調査の結果は『ドイツ帝国統計』(新シリーズ)で以下のように公開されている。①は、Berufsstatistik der Staaten und grösseren Verwaltungsbezirke nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, *St. d. D. R.*, N. F., Bd. 4, 1884, ②, ③, ④は、Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, *St. d. D. R.*, N. F., Bd. 2, 1884, として出版されている。さらに別に、15大都市それぞれとそれら全体の職業別人口が、*St. d. D. R.*, N. F., Bd. 3, 1884, に掲載されている。
 - 17) *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich*, Jg. 6, 1885, S. 5. この統計表そのものは、拙著『近代ドイツ国家形成と社会統計』京都大学学術出版会, 2014年、417ページ、に訳出されてあるので参照のこと。
 - 18) G. Rümelin, *Die Bevölkerungslehre, Handbuch der Politischen Oekonomie*, hrsg. von G. Schönberg, 2. Aufl., Bd. 2, 1886, SS. 932-33, S. 938.
 - 19) 「一連の営業は夏においてのみ一般的、あるいは全力でもって営まれ、この時期の職業遂行は冬に較べてはるかに集中的になされ、このため夏においてのみ人口の職業関係に関する可能な限り完全な映像が獲得されるのである」(*St. d. D. R.*, N. F., Bd. 2, 1884, S. 10.)。「人口調査の時期は国民経済的研究にとっては一というものは12月になるため一適するところが少ない。むしろ、それは(職業調査のこと一引用者)独立調査として6月に行なわれるが、これは国民経済生活が力強く息づき、ほとんどすべての国民経済生活部門が活動している時期なのである」(F. Zahn, *Berufliche und soziale Gliederung des Volkes, a. a. O.*, SS. 13-14.)
 - 20) *Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, a. a. O.*, S. 10, S. 13.
 - 21) H. Schmelzle, *Die landwirtschaftliche Betriebsstatistik, Die Statistik in Deutschland*, hrsg. von F. Zahn, Bd. 2, München und Berlin 1911, S. 52.
 - 22) *Berichte der Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins, a. a. O.*, SS. 102-18.
 - 23) 82年農業経営調査の結果は『ドイツ帝国統計』(新シリーズ)の第5巻として公開されている。*Landwirtschaftliche Betriebsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, St. d. D. R.*, N. F., Bd. 5, 1885.
 - 24) W. Morgenroth, *Gewerbestatistik, a. a. O.*, S. 222.
 - 25) 82年営業調査の結果は『ドイツ帝国統計』(新シリーズ)の第6・7巻として公開されている。*Gewerbestatistik des Reichs im ganzen und der Großstädte nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, St. d. D. R.*, N. F., Bd. 6, Teil 1, 1885, Teil 2, 1887, *Gewerbestatistik der Staaten und der grösseren Verwaltungsbezirke nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, St. d. D. R.*, N. F., Bd. 7, 1885.
 - 26) *Berufs- und Gewerbebezahlungen vom 14. Juni 1895, St. d. D. R.*, N. F., Bd. 102, 1897, S. 10, S. 12. また、*Die für die deutsche Berufs- und Gewerbebezahlungen vom 14. Juni 1895 getroffenen Gesetzes- und Verwaltungsbestimmungen, Allgemeines Statistisches Archiv*, Bd. 4, 1895-96, S. 339ff., をも参照。続く1907年の職業=経営調査においても、95年調査と同様に比較的大経営用の調査用紙にある全15の設問の3問を物的設備面に向け、10. 動力源と原動機, 11. 利用機械の遂行能力(馬力)を問ひ、最後の12. 作業機・装置・炉、等々への質問では被調査者がそれら利用機種と数量を自由に記入する開放式調査欄となっている。*Berufs- und Betriebsbezahlungen vom 12. Juni 1907, St. d. D. R.*, N. F., Bd. 220/221, 1914, SS. 6-7.
 - 27) *Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, a. a. O.*, S. 7.
 - 28) *Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, a. a. O.*, S. 1.

附録 個人職業調査書式

A. 1882年6月4日夜から5日にかけて世帯、それに附属する場所に現住するすべての個人の名簿			
14歳以上の居住者、同じく賃金のために働いているか、あるいは奉公している13歳以下の児童 (その他すべての13歳以下児童は19・20欄に、不在者は目録Bに数量をもって記入されるべきとする) 個別調査票に記入しない独り者は、世帯構成員と一緒にここで取り上げられる 記入順：世帯主、主婦、子供、他の親族、営業補助人、奉公人、他の同居人、宿泊者や他の滞在者	名		1
	姓		2
	世帯主との続柄、その他の立場		3
性	数字の1を記入することで表示すること	男	4
		女	
年齢	最新の誕生日を経過した年数で表示すること		5
家族状況	独身者、既婚者、寡妻、離別者		6
宗派	(例、福音派、カトリック派、メソヂヤ派、ルター派、改革派、ユダヤ教)		7
職業、身分、生業、営業、就業、あるいは生計分野			
主職業 (ここでは農業が主たる就業であれば、それを挙げる)	主職業分野の正確な名称		8
	主職業における地位 (就業関係、労働=雇用関係、とくに他人の業務のために自宅〔他人勘定のために家〕で働いているかどうか)		9
独立営業経営者(零細経営を含む)に対して、8・9欄で挙げられた主職業を営む中で、	補助人、または実働共同所有者をもっているか	是・非	10
	風力・水力・蒸気・ガス・熱気で動く連動機(回転機)、蒸気罐、移動蒸気機関、蒸気船をもっているか	是・非	11
副職業 (とくに農業が副次的就業の場合には、それを)さまざまな副職業分野があれば、それを個別的に記入すること	副職業分野の正確な名称		12
	それぞれの それぞれの副職業分野での地位(就業関係、労働=雇用関係、とくに他人の業務のために自宅〔他人勘定のために家〕で働いているかどうか)		13
独立営業経営者(零細経営を含む)に対して、12・13欄で挙げられた職業を営む中で、	補助人、または実働共同所有者をもっているか	是・非	14
	風力・水力・蒸気・ガス・熱気で動く連動機(回転機)、蒸気罐、移動蒸気機関、蒸気船をもっているか	是・非	15
以前の職業 a. かつてある主職業に就いていたが、高齢のため、傷害・疾病の結果、続けて就労できなくなった者(一般にこれ以上働けないか、副業としてすら就労することができない者) b. 寡婦に対して、(最後の)死亡した主人の主たる職業			16
一時滞在者に対してのみ	当人は別の処に独立住居、あるいは寝所をもっているか 是・非で記入		17
	是とした者は、住いのある場所・国を記入すること (それが当地にある場合は、街・家屋番号)		18
賃金のためには働いていない、あるいは奉公していない13歳以下の児童数	男		19
	女		20
B. 世帯からの一時的不在者の名簿 14歳以上の者、同じく賃金のため働いているか、奉公している13歳以下の不在者			
(Aと1から15, 19・20が同一設問。Aの17・18欄に替えて「予想される滞在地ならびに不在理由」が盛られている)			1-19

出所) Statistik des Deutschen Reichs, N. F., Bd. 2, 1884, SS. 166-67.

終び 19 世紀ドイツにおける営業統計の展開

はじめに

以上において、ドイツ社会統計における 19 世紀を通じた営業統計の形成・発展過程を追求してきた。それは、当時の経済統計を集約した営業統計の端緒を掴み、営業表として国家統計表の一要素となった段階から独立の直接全数調査として営業統計が産み出されてくる、この 1810 年代末から 80 年代初めにかけての 60 年以上に及ぶ展開プロセスを解明することである。営業表の果した統計形成史上の歴史的役割を確認しながらも、その限界を明らかにし、営業表ではなく直接調査として営業調査が実現してゆく経緯とそれを促した契機を取り出すことである。

当時の最も重要な経済統計であり、かつその営業表段階の克服に大きな困難を抱えていたのが営業統計であり、その近代化プロセスにこそ人口統計を越えた統計調査に固有の難問が集中的に現われてくる。それがどのように解決されていったかを解明することによって、行政統計作成のドイツにおける拡充を促進し、のみならず他国にはみられない高度の統計制度を作り出した要因を究明することが可能になると考えられる。

以下では、本書の結びとして、論題ごとに取り上げられた論点を整理し、その検討結果を説明し、その中でドイツ営業統計の展開にみられた特質を明らかにする。

I. 営業表段階の営業統計

1. プロイセン王国営業表

1. 19 世紀以前に商工業振興政策の基礎資料として、いくつかの領邦国家で営業実態に関する統計作成が試みられている。そうした事例の中であって、後のドイツ営業統計への道筋を切り開いていたのはプロイセン王国での営業表作成である。プロイセン絶対王政の中央統括部署として総監理府があったが、そこには各地方官庁から行財政に関する報告・数値資料が集結するシステムが構築され、そうした資料の中に各地の営業活動についての報知も含まれていた。これらは総監理府第 5 省に集まってきた主要産物、また特定地域での手工業や工場の経営振興に関する数量であり、内局によって所轄され内部資料として統計表に集約されることになる。旧プロイセン時代においては総監理府の内局が統計中央部署としても機能し、重商主義政策の下、商工業育成と輸出拡大を施策とする財務行政の一環に営業統計作成が組み込まれていた。この作業を継承し、国家統計表の一枚として営業表の定期的作成が軌道に乗るのは 19 世紀に入ってからプロイセン改革以降のことである。

1810 年の統計局再建と同時に、ホフマンによる包括的な統計表が提示されている。そのホフマン表においては生業手段とされた部門に最大のスペースが当てられ、そこには営業経営における各業種の形態とそれぞれにおける就業者数とその身分構成／物的営業手段の種類と数量、これらが多様な表示項目の下で記載されている。1819 年には、プロイセン国家統計表の中で営業表が独立する。もともとの人口統計中の手工業者の身分別構成数といういわば職業統計表の枠を越え、さらに製造・流通部門やサービス分野を追加させることによって当時の商工業の実態をその就業者と使用施設の面から捉えようとする。さらに、3 年おきの作成を継続させ、かつ同じ枠組みの中での記載業種と表示項目の拡張を計りつつ、1845 年に至り初めて一般に公開された統計表集成『1843 年の官庁調査によるプロイセン国家の統計表』の中の 1843 年営業表にゆきつく。

43 年プロイセン王国営業表は 5 本立ての統計表の最後のもの、すなわち「1843 年に対する全プロイセン国家の営業表」として公表されている。この営業表は記載欄の連結方式を取り、表頭の欄数は 165 に及ぶ。表側は 25 県＋ベルリン市の計 26 地域区分である。連結されている表頭欄ではあるが、これは内容的には、①手工業者、②工場、③商業・運輸業・その他の 3 部門に分かれる。

①の手工業者部門は 45 業種の手工業ならびに機械技工について、そこに就業している者を親方と「自前で働く者」／職人・徒弟という職業身分別構成で表示している。前者は業主層・独立営業経営者層とよばれ、その数はまた営業（＝経営）施設数に一致するとされることから、この部門では手工業の営業経営数と就業者身分別構成が映し出されることになる。再三に渡り指摘してきたように、そ

もそも営業表の出発点は都市手工業を対象にした手工業者表にあり、ツンプト制が堅固であった時期には親方とそこで働く職人・徒弟による都市圏での小規模経営の実体をほぼ正確に伝えるものであった。その資料源として都市住民名簿やツンプト記録、また営業税台帳が利用可能であった。しかし、19世紀中葉、営業の自由化がさらに進展する中では、古い図式はその妥当性をますます失ってゆく。親方身分をもたない業主層に対して「自前で働く者」というカテゴリーがすでに最初の19年表から用意されている。また一部の業種には労働者というカテゴリーも挿入されている。こうしたことは資本主義経済の下、手工業の中で進行しつつある構造的変化を反映したものであり、伝統的手工業の衰退、そうした中でも根強く残り続ける業種、簇生する零細な独立経営(者)、いくつかの業種で現われてきた手工業から工場制への移行、親方から工場企業主へ転身、資本と労働の対極分化といった新たな事態がこの部門の数量の背後に隠されている。

②の工場部門は明らかに手工業部門と記載内容を異にした別種の統計表とみなされなくてはならない。そこでは営業体の物的構成、すなわち生産施設数、ならびに機械・道具・装置という物的生産手段の種類と数量の分布を捕捉することに主眼が向けられている。営業経営の物的設備面を主たる記載項目にすることから、これは手工業者部門の職業統計とは性格を異にし、経営面に比重を移した統計表というべきである。手工業者表から出発したのが営業表ではあるが、その後それを押しつけて大きく拡充してゆくのがこの工場部門の統計表である。43年営業表では、鉄工場・銅工場・製錬場に始まり、種々の製造工場、さらには繊維工業に至る当時の工業生産の基幹をなす24業種が取り上げられている。

工場部門の統計数量を辿ることによって、物的生産力の担い手としての営業設備(工場施設と機械・装置)の地域(県)別分布とそれを通じて国全体の生産力レベルが推量可能となる。かかる意味で工場部門の統計数量は工業生産力を規制する物的設備に関する貴重な経済統計といえるものである。しかし反面、工場生産に従事する就業者の表示はまったく貧弱である。それはわずかに数業種における労働者数と工場に附属する織物関連業と染色・染物業の就業者数の記載に留まる。後に述べるように、これは当時の営業税資料には施設と機械・装置は記録されても、そこにおける就業者数は課税の査定対象外であるために表示を欠いていたことによる。従い、先に経営統計としての性格を帯びているとはしたが、営業経営内の人的構成が不明という大きな欠陥をもっている。

ここで注意しなくてはならないことは工場という概念である。そこで工場というのは経済的に独立した機械制生産施設のみならず、具体的には問屋制の下にある家内工業やマニユファクチャー、さらには家内労働者をも包摂した範疇なのである。手工業が特定顧客の注文あるいは局所的需要をまかなう生産主体(単位)であったのに反し、工場とは大市と市場販売を通じて遠隔地取引に従事する大規模経営体とされ、問屋商人や仲介業者によってその経営体に組み入れられた小生産者とその物的生産設備・手段(例、織機や紡錘)も工場部門に含まれているのである。機械制工場生産が未熟な段階で、生産力レベルよりも交易(流通)レベルに重点をおいた結果、こうしたものも当時は工場として包括されていたのである。従い、綿布や亜麻布の織物生産では家内工業経営者や家内労働者によるものが圧倒的であったが、これらは問屋制下に組み込まれて遠隔地販売にかかわるといふ点のみから、生産力レベルでは手工業に属するにもかかわらず営業表では工場部門に配列されるという振れをもつことになる。

①と②では物的財貨の製造・加工・精製にかかわる営業体を取り上げられたのに反し、③商業・運輸業・その他部門では財貨の販売と運輸、また旅客運輸、旅館経営・酒場経営といったサービス営業をも含んだ不生産的営業が現われてくる(8分野)。ここでは記載項目がある業種では施設や営業手段、別の業種では就業者(営業主)といったように不統一であり、さらには「楽師」や「(家事と農業での)奉公人」といった職業階層も入っており、その他の雑多な業種のいわば「避難所」ともいえる部門であり、営業表の性格に不透明さをもち込むものになっている。

2. 以上、87業種が記載項目をさまざまに混在させながら、165欄で連結されているのが1843年プロイセン王国営業表である。それは当時の商工業経営の外延的拡がりを利用可能な資料にもとづいて描写しようとする試みであり、結果として当時のプロイセン国家における生産・流通・サービス局面での人的編成と物的構成に可能な限り切迫した資料であり、こうした意味で当時の最も包括的な経済統計ともいえるものである。

外延的拡がりというのは営業表の営業体が経済的単位としてではなく、あくまで技術的単位・点的存在として捉えられていることを意味する。ある営業内でいくつもの作業場が併存する場合、そのそれぞれが独立の営業体として計上されている。経営内にある有機的関連は不問にされ、関連する製造

場所はそれぞれが独立営業施設として分解表示されている。これは、営業表が経営形態や経営内容の特徴よりも、営業経営体の全体的な展開＝外延的拡張を把握することを目的にしていたためである。¹⁾手工業的な小規模生産主体に対する狭い観方が工場部門をも制約し、資本主義的経済発展の下で進行する経営での多角化・複合化を汲み上げる図式を営業表は用意できなかった。この観方は後々まで営業統計をも制約することになる。

さて、このような営業表のデータ源はどこにあったのか。もちろん、それは直接調査の結果ではない。税務記録（営業税台帳）が主たる資料源である。プロイセンでは1820年5月の税制改革の中で新営業税法が敷かれている。新営業税はこれまでのような事前の納税による営業鑑札取得を営業開始の条件にするのではなく、事後の営業成果に対する収益税の性格をもつことになり、納税可能な営業体すべてに課せられるものとなった。これは1810年来の営業の自由化をさらに推進させるべく取られた税制であり、ハルデンベルクに密着した財務官僚ホフマン自身がその立案者でもあった。営業表作成に当り、地方当局（県庁）に対して最も信頼できる資料としてこの営業税記録を使用すべきとのホフマンによる廻状が出されている。²⁾この営業税の対象として取り上げられた各種営業が営業表に現われ、また納税額の査定基準に採用されたさまざまな項目が営業表の記載項目に転化してゆくのである。営業税の体系が営業表の枠組みと記載内容を規定する。だが、営業税台帳作成はもともと統計調査を目的にするものではなく、営業体すべての悉皆把握＝全体網羅性、さらには営業の内部構成に関する項目設定という面では不足な点を多く抱えざるをえない。営業表の枠組みと内容は終始、この税記録によって制約され、統計的観点からみて十全なものとは決してなりえない。全体網羅性が問題になるのはとくに手工業部門においてであり、そこでは零細経営は免税対象となり営業税記録に正確に把握される保証はなく、人口調査結果などの補完が必須となる。また、手工業者部門では就業者数とその身分構成だけが表示されその物的設備面の記載が欠けており、逆に工場部門では就業者は不問にされ主に物的施設と機械・装置だけが計上されているのは、初めから統計調査としての一貫性をもっていない営業記録からの制約を受けてのことである。

こうしてみると、プロイセン営業表とはもともとは都市手工業者層の捕捉に始まりながらも、マニュファクチャーや問屋制家内工業と家内労働、工場制生産、さらには販売・流通、サービス分野の営業体を加えてゆくことによって、結果的には多様で異種的要素を1枚の統計表に混在させた寄木細工ともいべきものである。それは、同種単位をまとめ比較可能性を保証する標識を盛り込んだ調査書式によって獲得される統計ではなく、各種行政記録から該当する数量を営業表記載欄に挿入し、それをそのまま連結することで成立する業務資料の集大成という性格のものであった。統計局という独立機関によって作成され公開されはしたものの、それは調査用紙をもたない統計であり、近代レベルにはまだ達しえない統計でもある。こうした営業表が1860年代に至るまでプロイセン統計局によって定期的に継続作成されていたのである。

2. 関税同盟営業表

1. 政治的にも、またとくに経済的に後のドイツ統一の母胎となるものが1834年1月発足の関税同盟であるが、それは同時に統計近代化においても一役を果すことにもなる。ベルリンの関税同盟中央局に同盟参加国から定期的に送付されてくる資料・記録はそのままドイツに現われた広域交易圏の商品流通・通過、大市取引、関税収入・配分の実態を映し出す統計に転化された。関税同盟のいわゆる「商業報告」である。さらに、関税収入の配分基準確定のため、参加国の人口統計も統一的基準にのっとり3年おきに作成されるべきとされた。

こうした商業・流通統計と人口統計を越えて営業統計の作成への気運を引き起したのは、1843年11月の第6回関税同盟総会におけるバーデン大公国関税大使の提案である。それはとくに鉄と木綿の製品に関する関税率の合理的な査定に際して各国の営業関係の現状についての正確な知識が不可欠とする理由からであった。これが多くの参加国の支持を受け、関税同盟全体に共通の営業表の作成が構想されることになる。しかも、当初の提案では営業の範囲を手工業を除き、大規模取引用の営業施設（工場）、ならびに規模的には比較的小さいながら工場様式で経営されている営業体に限定するとされた。これを受けた審議の結果、調査では①稼動蒸気機関、②工場と「工場様式」の経営が取り上げられ、②に関しては調査項目として、工場数・就業労働者（性別・年齢別）・営業手段（機械・装置）の種類と数量が設定され、1844年中にその調査結果が各国から関税同盟中央局に送付されるものとされた。ここで工場様式というのは、規模の小さく分散した手工業や家内工業であっても、そ

それが仲介人や工場問屋の支配下に置かれ結果的に遠隔地取引にかかわることを指す。前貸問屋商人による手工業者や農村家内工業の支配形態、すなわち典型的には織物業にみられる問屋制生産のことである。それを含んで、当初は「大取引をこととする重要な営業」の捕捉が表作成の目標に掲げられていた。

この提案は各国政府の検討を待つことになるが、その中でプロイセンの否定的反応によって原案の変更が余儀なくされる。プロイセン統計局は手工業を除外した営業表には賛成できないとし、その理由はこれまでのプロイセン営業表との継続性（＝過去の数量との比較可能性）が絶たれる、営業実態の把握は小営業体の捕捉なしにありえないとするところにあった。あくまで関税同盟案を支持する財務省筋とそれに反対の統計局とその後盾の商務庁の間の綱引きが続き、決着がつかないまま 44 年営業表の作成は見送られ、プロイセンにおける次回の営業表作成時である 1846 年まで延期されることになる。こうした中、最終的には統計局長ディーテリチの提案した手工業者表と工場表の 2 本立ての統計表による提案が多く、州長官の支持を受け、新たなプロイセン案として財務省を通じて提出され、これが関税同盟営業表として承認されることになる。

妥協の産物ではあるが、内容的にはプロイセン統計局の意を大きく汲んだ、従ってこれまでのプロイセン営業表に引きずられた形での営業表となる。手工業者表は旧来のプロイセン営業表における手工業者部門と商業・運輸業・その他部門を連結したもの、工場表は工場部門をそのまま独立化させたものである。従い、手工業者表には狭義の手工業者層に加え、書物取引施設・商業・運輸業・旅館と酒場経営といったさまざまな業種、また奉公人と手労働者といった職種（計 6 分野）が記載表示されることになる。しかも、分類標識でも就業者とその地位別構成、また施設や営業手段、これらが混然としており、統計表としては統一性を欠いたものに終わっている。確かに、手工業種は大きく増え、就業者身分構成も業主層（親方・自前で働く者・免許取得者）／職人・徒弟で統一され、その限りで手工業者表としての純化がみられる。反面、その他の分野では異質な営業種の羅列という面が顕わになり、もともとプロイセン営業表が職業統計と経営統計を未分化のまま混在させていた弊害がもち込まれ、全体としていびつな統計表が提示されることになった。

2. 工場表は 46 年営業表の本命であり、最も力の入れられた統計表である。これまでの営業表の拡充を計り、37 業種ごとに工場施設、機械・装置、就業労働者の記載を取り入れることで、その表示を可能な限り拡大しようとしたものである。とはいえ、「通常の手工業の範囲を越えて大規模取引に従事する営業設備」というのが工場の定義であり、具体的に手工業と工場との線引きをどのように行なうかは各国政府の裁量に任されるとある。この対象規定のあいまいさはこれまでのプロイセン営業表の場合と同様である。46 年プロイセン営業表の場合、取り上げられたものは 3 つの繊維業（紡績業・織物業・織物業類似の工場）、製造工場、蒸気機関、金属工場、その他工場にまたがった計 7 分野（556 欄）である。多くの業種では施設・工場、特徴的な使用機械・装置、就業労働者（性別＋年齢別）に関する数量表示があり、これが基本的な分類標識となっている。しかし、織物業ではまず初めに施設・工場の枠での記載はなく（営業用・副業用）織機数が表示され、就業者もそこでは手工業制の身分構成のまま親方・職人・徒弟として計上されている。先に述べたように、ここには工場施設に包括されていない、いまだ手工業段階の織匠（工）の下で使用されている織機が多数あることを反映したものである。ところが他方で、織機・織工全体の中でとくに工場様式で営まれている経営にある部分を別途に把握することも必要とされ、織物工場および関連工場にある織機と就業者（労働者）だけが別欄に計上されている。プロイセン営業表の織物生産における二重計上方式がここでも採用されている。また、蒸気機関分野ではプロイセン営業表において別表として添付されていた移動蒸気機関の数量が、統計表の単位である個々の工場種に振分けられないまま、用途別分類で工場表に挿入されている。こうした不統一性を挟んだまま、当時の基幹的な工業生産力の物的設備（工場施設と機械・装置）ならびに人的担い手（労働者と一部業種での親方・職人・徒弟）が外延的にどのように分布しているかをみようとするのが工場表である。

しかしながら、この営業表ではまずその全体網羅性に問題があったとされる。これは事前の対象照査や統一的な調査様式の指示とその周知徹底もなく、単なる業務報告（税務資料）からの事後的計上によるため、とくに小規模の営業体に脱漏が多かったからである。また、内容的にも手工業と工場の区分があいまいで、その境界設定はそれぞれの政府の判断に任された。もともと局所的需要に応じるか／大規模（遠隔地）取引をこととするか、これで両者を区分する二分方式は工場生産への移行・農村手工業の進展・手工業での多角的経営、こういった手工業段階の中にすでに芽生えつつある新たな事態に対応できない。また工場部門には独立の大規模生産施設としての製造場のみならず、問屋制の

下で広域交易に組み込まれてはいるが生産力レベルでは手工業に属する小経営体も含まれ、記載欄には工場と手工業に関する標識が混在し、工場表全体の統一性が著しく損なわれることになった。これは工業分野全体で経営形態別分類を前面に押し出し同種単位をそこにまとめ、物的設備の配置と就業者の構成に同一分類標識を設定するという方式によってしか解決されない。つまり、必要なのは統一的経営統計としての方向を追求することである。

46年関税同盟営業表は広域ドイツ交易圏を範囲にした最初の営業統計であり、連結方式に替えて2本立ての営業表作成に踏み切り、業種数の増加を含み、また工場表に力点を置きながら物的製造・加工・精製部門での労働者数を性別と年齢別を加味して表示した。こうした点での進歩はあったものの、しかし業務記録の集大成からくる全体把握の不完全さ、手工業／工場という二分法の狭隘さから脱却し切れないままに終わり、この点でプロイセン方式による営業表作成の限界を顕在化させたのもこの営業表といえる。

ただ1点注目しなくてはならないのは、多くの国家ではプロイセン方式にのっとり営業表が作成されたが、ザクセン王国では独自の様式で46年営業表に臨んでいることである。ザクセンでは人口調査用の家屋リストにある個人々の生業関係に関する質問項目から就業者構成とその数量を掴み、かつ調査リストに特別の営業調査枠を設け、営業経営での物的設備構成を記入させようと試みている。単に税務資料に依拠するのではなく、人口調査用紙を利用して営業経営体の物的手段についての情報獲得を試みている。だが、これは十全に機能せず、工場表の物的設備欄にはやはり税記録からの数量を転記せざるをえなかった。斬新な試みではあったが、これが成功することはなかった。

3. 15年後の1861年12月に再度、関税同盟営業表が作成される。この間の社会経済にみられる構造変化を受けて、営業表作成に関しても新たな方向が探られた。しかし、結果的にはまたしてもプロイセン営業表に引き戻された形での作成に終わった。

1852年から関税同盟での営業表再編の動きが始まる。翌年の第10回関税同盟総会後には各国代表によるその検討のための特別委員会が設けられる。委員会ではとくにザクセン代表によって前回営業表の抜本的改革が主張される。そこでは実施時期と基礎命題ですべての国家が遵守すべき方針を確定することが求められた。5ヶ国代表による検討委員会で中心的役割を演じたのがプロイセン代表の商務庁官僚 v. フィーバーンであり、その手によって3部門分割の営業表が提案された。54年8月にそれをめぐってミュンヘンで集中的審議が行なわれる。そこから農業や家畜、また採鉱・製鉄・製塩分野への調査範囲の拡大、就業者構成の詳述などを盛り込んだ新たな提案(ミュンヘン案)が示された。これをめぐり各国内部、また各国間の議論が引き起される。またしてもプロイセンからの反応は否定的であった。あくまでも旧来からの営業表の枠組みに固執するのが統計局と内務省であり、先のミュンヘン案に沿って新たな営業表に進もうとするのは商務庁と財務省であった。プロイセン内部で見解の統一がないままにはことは進まず、予定されていた55年関税同盟営業表の作成は見送られた。この後の57年9月、ウィーンでの第3回国際統計会議時を利用してドイツ諸国からの統計家の最初の集まりが設けられ、ザクセン代表エンゲルの手によって各国統計の統一化(=統計の同形性と比較可能性の確保)のためのプログラムが起草される。これが実現に向けて実行力をもっていれば、関税同盟営業表もプロイセン営業表という軛から放たれることも可能であったろう。しかし、事態はそのようには進まなかった。

プロイセン内部での種々の折衝から統計局はミュンヘン案に対して原則同意に傾かざるをえない。しかしながら、翌年統計局は独自のプロイセン修正案を提出し、これを大幅に取り入れた形で営業表作成が再開される。59年、実施案が関税同盟総会で承認され、61年末には各国に書式が送付された。18の関税同盟参加国・都市にまたがった報告書が64年に公開されている。61年営業表はミュンヘン案にのっとり、手工業者表／工場表／商業・その他表の3本立てとなっている。

まずは異質な営業単位を3部門分割にかけ、それぞれを独立表にまとめた点での前進はある。しかし、これはプロイセン営業表の二分法を踏襲した上での分割であり基本性格での変化とはいえない。手工業者表では初めて採用された分野区分(16)によって同種の営業体の区分が試みられ、新たな手工業種の出現や既存手工業の多岐化といった事態を背景に総数91業種(228欄)へと膨らみ、その就業者身分構成ではこれまでの親方層に新たに「営業主」が加えられ、また業種全体の約半分で職人と徒弟の一括ではなく両者が初めて区別されている。総じて、職業統計としての側面での前進はみられるが、しかし当時あった職業分野と職種の全体網羅には届いてはいない。

工場表は手工業者表を越えて審議に時間がかけられ、作成に最大精力が注がれた部門である。ミュンヘン案にあった当初構想では工場施設を軸に表示内容と表示量で膨大な統計表となっていた。これ

がプロイセン側からの修正案を容れ 46 年表に近いものに戻り、結局は 9 分野（517 欄）の統計表に収まった。取り上げられた業種は紡績業、織物業、金属生産、金属商品工場、鉱物・混合素材調製、動植物素材調製、木材・紙・小間物商品、食糧物資、その他の地域的工場、以上の 9 つである。さらに、プロイセンでは労働者 50 人以上を有する大規模工場約 2,000 を別途に取り上げた大工場表と蒸気機関（数量と馬力）の使途別分類を載せた蒸気機関表が附録に添えられている。この中で金属生産や金属商品工場、食糧物資といった分野で大幅な業種増がみられるが、これはこの間の工業生産の進展や消費財生産のための営業経営の輩出を反映したものである。分野の再編と業種数の増加を別にすれば、これまでの工場表との違いはない。61 年工場表の最大の特色はその就業者表示にある。これまでの工場部門ないしは工場表がその物的設備（施設・工場と機械・装置）面の数量記載に偏っていたのに反し、46 年表で工場部門における就業者が取り上げられ、さらにこの 61 年表では就業者の身分構成表示がこれまでになく拡充されている。そのために管理職員／監督職員／労働者（性別）／親方／職人・徒弟の 5 欄が用意され、全体的統一性は欠くが該当する分野また業種ごとにそれぞれの人数が計上されている。雇用主／被雇用者の関係を捉える点での進展とはいえる。とはいえ、監督職員の方は被雇用者とみなしうるとしても、管理職員が経営主層に属するの否か、この点の明確な規定がなく、また 19 世紀後半に経営の複雑化に伴って現われてきた多様な中間管理職員や専門的技術者をも汲み上げる分類標識とはなっていない。

商業・その他表が今回初めて独立の統計表として作成されている。先の 2 つの統計表がそれぞれの枠内で可能な限り同種営業経営をまとめようとしたのに反し、ここでは商業と仲介取引、運輸（船舶・陸上）から書物取引用の施設・企業に至る雑多な 5 営業分野が連結記載されており、もともとプロイセン営業表のもっていた悪弊をそのまま引き継いでいる。従い、分類標識もまちまちであり、施設・物的営業手段、さまざまな名称と地位をもった就業者層（所有者・営業主、代理人・管理職員と監督職員・帳簿掛、車夫・店員・労働者・徒弟・奉公人、等々）にまたがっており、そこに統一性をみることはできない。

営業統計を広く産業統計として捉え直そうとする観点がミュンヘン案にはあった。しかし、61 年関税同盟営業表もプロイセン営業表の枠組みに縛られ、そこに統計表としての発展を窺うことはできない。営業という下で手工業から工場生産を経て商業やサービス業までを一括することの妥当性が問われねばならないし、たとえ 3 本立ての統計表であっても営業表全体が異質な要素の寄木細工であるという歪みは解消されてはいない。合理的な産業分類が要請されることである。また、とくに手工業／工場の二分法が工業生産の態様を把握する上で限界にきていること、これに替えて生産主体（営業経営）全体に対する経営形態・規模別分類を軸にした統一的様式にもとづく調査＝経営調査が必要なこと、46 年営業表作成時にもましてこれらのことが再確認されることになった。

4. 営業税の課税対象がそのまま統計表示の単位を構成するところに、プロイセンならびに関税同盟での営業表の核心があった。直接調査として営業統計が作成されえない 19 世紀 70-80 年代までの段階では、営業税記録が最も有効な資料源であった。その意味で、営業表という形で営業統計が作成されるのは、統計の近代化が通過しなくてはならない歴史的一過程でもあった。問題はその総括の上で立つて、この段階をどのように克服しうるかである。営業表の作成され出した 19 世紀 10 年代後半は自由主義的経済政策の隆盛した時期である。当時の統計局の主宰者や指導的経済官僚はその多くが自由主義的経済政策の推進者であった。営業表作成には営業の自由化がドイツ経済の発展にどのような好ましい効果を与えているかを実証しようとする意図が隠されていた。手工業生産の保持、工場施設と使用営業手段の拡充、また就業者の増加、蒸気機関の伝播、こうした概括的表示を通じて経済発展の望ましい徴候を掴めるとしたのである。この概括的表示が営業表であり、そこでは旧プロイセン時代とは異なり営業経営内容への立ち入った調査そのものが忌避され、また不必要ともされた。その後も一貫して税務記録をもって営業統計の主たる原資料とすることで満足し、またその方式を積極的に推し進めていった。19 世紀後半に入ってから経営内容や経営構造の複雑化という事態を前にしながらも、そうした営業経営の内面に立ち入る統計作成の必要性は認められていない。人口調査ではすでに 1840 年代以降、直接調査による人口集団に対する多面的把握の必要性が主張されるようになり、60 年代にはその実現に向けて歩み始めたこととの違いである。

粗生産部門と非営利的部門を除き、物的財貨の製造・加工・精製分野、さらにその後の販売・仲介分野、運輸分野、そしてサービス分野に属するいわゆる商工業の営業経営を単位にして、まずその地域的分布の中で業種ごとの就業者数・身分構成ならびに営業設備の配置を可能な限り詳細表示する、これがプロイセンと関税同盟での営業表作成の目的であった。関税同盟での審議ではプロイセン営業

表の欠陥を補い産業統計への拡張という気運もみられはしたが、同盟諸国の中で突出するプロイセンの経済的政治的力量はそうした新たな動きを封じ込め、旧来からの営業表を下敷きにした形での統計表作成を強要することになった。なるほど、それぞれの時期の一国商工業における生産力と生産関係のあり様を既存資料を最大限利用して映し出そうとする点では貴重な経済統計であり、後の職業統計・産業統計・経営統計へと発展してゆく萌芽を含んだものが営業表ではある。しかし、同じ工業生産の担い手でありながら一方の手工業と他方の工場へのあいまいな分断とそれぞれにおいて力点の置かれた表示内容（分類標識）の違いから、職業、産業（ことに工業生産）、経営、このいずれの統計としても十全な形で展開しえなかった。営業表の限界であり、関税同盟における2度に渡る営業表作成の経験は、そうした営業表がその歴史的役割を終えつつあることを知らしめるものとなった。³⁾

II. 営業統計改革の試み

1. 1855年ザクセン王国営業調査の挫折

1. プロイセンと関税同盟では二分方式に束縛された営業統計の作成が続く。しかし、その間に営業統計の改革の気運が生まれなかったわけではない。少なくとも50-60年代にかけて、エンゲルの手によって2度の改革試案が提示され、その最初のひとつは実行に移されてもいる。これがザクセン王国におけるセンサス様式での第2回目の調査となる55年人口調査時に併せて実施された、農業をも含んだ全般的営業調査である。ザクセンでは52年に全ドイツにおいて最初の事例となる統計局による人口の全数調査が実現している。次回調査時の55年に人口局面を越えて、営業局面全体にまたがる直接全数調査を企画し、12月から翌年1月にかけて実査を行なってもいる。これは生産=消費統計調査とされ、農業・工業・商業の3部門と計9分野にまたがる本格的なセンサスとして立案された。ここでは統計局が調査の全行程を統轄し、その局長ワインリヒと実質の主導者のエンゲルによって企画から調査書式设计、調査指令作成、実査、収集までの一貫した調査方針が立てられている。

エンゲルはもともとプロイセンと関税同盟での営業表に対して強い不満と批判をもっていた。その二分法の図式が現実の経済活動に対応できなく、その資料調達が税記録に制約されているとして、直接調査として営業調査を実施すべきとの考えをもっていた。それを引き出したのは46年のベルギー王国での営業調査である。そこでは人口センサスのみならず、農業と工業の2部門に関する独立調査用紙を用いた経済センサスが実現している。ケトレーの統計学から強い影響を受け、ベルギーの統計作成体制を最良のものとしてみたエンゲルにとって、その46年調査が模範例として受け止められ、その先例に追いつき、さらには追い越すべく実に詳細かつ広範な営業調査を企画し、それをザクセンにおいて実施しようとしたのである。

まず、農業調査がある。ここでは各種農作地の所有者および借地農業者を対象に、その農業経営に関する農業調査票が配布される。関心の中心はやはり各種作物の耕地面積・播種量・収穫量であり、そこには30種を超える作物種が取り上げられている。附随して家畜調査リストも配布され、7種の家畜類についてその種類・所有量・利用目的・保険加入などについての申告を要請している。

次に、工業調査としての営業調査がくる。企業家や仲買人・問屋、また手工業者を対象にまず一般的質問を盛った営業調査票を用意している。調査票の設問は9類からなるが、製造・販売業務、就業者数・構成、販売状況・競争状況、休業状況、生産手段にまたがる計44の調査項目が掲げられている。ザクセンの工業経営がいかなる競争条件の下で、どのような製品をいかなる形で製造し、どこに向けてどれだけの量を販売しているか。その下で就業者と物的手段の配置はどうなっているか。これらが一目瞭然化されるような詳細な質問項目が挙げられている。ここには統計調査のレベルを越えた営業内容へのモノグラフィ的要素も加味されている。さらに特殊な生産条件の下にある製造業（これは4亜業種に細分される）・パン屋・肉屋・印刷業の4業種には特別の調査票を配付している。

そして最後に商業調査がある。ここでは、商人と仲介・発送業務経営者を対象にした商業調査票が用意されている。取引販売については、食糧品・繊維商品・小間物・紙製品・薬種と化学製品など、この5類の小売量・卸売量・総量が製造国別や品目別の下で調べられている。仲介発送業務については、その輸入・輸出・通過の財貨量が経路別と輸送手段別に取り上げられている。さらに、人員関係として被雇用者の数量とその構成、支払給与・賃金額が調べられる。加えて、書籍・美術品・楽譜取引業には特別の調査票が配布されている。3物件の販売額・問屋取引額・委託販売額、人員関係、支払給与・賃金額、他営業との結合、これらが問われている。

55 年段階でこれだけ詳細かつ包括的な営業調査を実施しようとするのである。統計局とエンゲルの念頭には、当時のザクセン王国における営業経営者がこうした国家統計調査に対してどういう態度を取るのか、果してそのような調査が実現可能かといった点での疑念はなかったようである。明らかにゆきすぎた調査といわざるをえない。⁴⁾ 調査項目の多さ、経営内容面への深入り、記入に際しての労苦、これは人口調査リストの他にこの営業調査票への申告を課せられた営業経営者の抵抗と反撥を容易に誘引するものとなる。

2. 確かに、この 55 年調査はそれが実現していればそれまでのドイツ圏にはみられなかった、否、ヨーロッパ全域を見渡しても実例を求めることができない画期的調査となるはずであった。それだけ充実した質問設定となっている。それら質問に対して、これまでのような営業税記録などの既存資料からではなく、営業経営者自身の自己申告・記入からの数量をもって当てるというのである。しかし、問題は非常に広範囲で詳細な調査項目を容れたこうした営業調査の趣旨が国民に理解され、実査がスムーズに行なわれえたかというところにある。最大の難関は調査が営業経営の内容面に触れるところにあった。19 世紀 50 年代には、国家統計の公共性や有用性に関する世論形成はまだできていない。国家による統計調査に対する不信や無知はいまだに大きかった。国民、とくに農民や営業経営者の不理解と抵抗には根強いものがあつた。農民にとり詳細な調査事項への回答は過重負担であり、また課税不安からする営業経営者の抵抗は大きく、調査拒否、未回収や不完全回答の調査票が多く出てきた。私的利益と公的有用性がそこでは対立し、正確な申告から不利益を蒙るのではないかとする恐れは多くの人々に共有されていた。そうした中では、調査の全体網羅性＝悉皆性、また申告内容の信頼性と正確性を期待することは不可能である。人口調査とは異なり、こうした営業調査に対する経営者の抵抗と反撥はエンゲルと統計局の熱意によって解消できるほど軽いものではなかった。

55 年営業調査は経営調査としての構想面では画期的なものであつたが、実行に関しては大きな壁が立ちだかつていた。公的調査が私的利益を侵害するのではないかという恐怖が強く残る中で、十全な調査結果を獲得することはできなかった。55 年調査の内務省指令には、その 1 項を当てて調査結果は生産分野全体の概括用のものであり、税目的には使用されないことが規定されており、それぞれの調査票の冒頭にそのことが明記されていた。しかしながら、こうした文章だけで被調査者側の恐怖や危惧・不安が取り除かれることはありえなかった。実査時における混乱は大きく、回答拒否や不完全回答が頻発している。とくに農業調査では大きな壁に突き当たる。その結果、55 年営業調査はその結果がまとまった統計表として集約されないままに終わっている。調査としては挫折したといわざるをえない。この 55 年営業調査時の国民の国家統計調査に対する不信感大きく、統計局とエンゲルの姿勢が後に国会の場で批判される大きな原因となる。これがエンゲルを窮地に追い込み、ザクセン王国統計局を辞任せざるをえない要因ともなる。

2. 1861 年プロイセン王国営業調査の新機軸

1. ザクセン時代には失敗した営業調査であるが、エンゲルは旧来のプロイセン方式による営業表が進展しつつある経済の構造変化に対応できていないことをいち早く看取していた。最大の批判点は営業表にある工業生産の手工業／工場への二分法に向けられた。同じ工業生産に属しながら、前者では手工業での就業者構成、後者では問屋制家内工業を含んだ工場生産での物的設備配置という、それぞれ重点を異にする統計表であるとし、この分割には根拠がないと判断する。経済発展に伴ない、またツンフト制の崩壊の中で、両者を分けることの意味は消失し、また実際にそれぞれを正確に区分することが不可能になってきているのが現状である。プロイセンと関税同盟の営業表に伝統的なこの二分法を放棄し、それに替えて両者を同じ工業生産単位とみなし、一様の調査書式でもって臨むべきとする。こうして、プロイセン統計局長に就任して 1 年後に、61 年人口調査の抜本的改革を計ると同時に、懸案の営業調査にも新たな機軸をもち込もうとする。すなわち、独立の営業調査用紙を用いた直接全数調査としての営業調査の模範様式が描かれることになる。

エンゲルは 61 年の『統計局雑誌』に長文の論稿「人口調査の方法、とくにプロイセン諸国において適用されているものを考慮して」を載せ、これまでの住民リストと家屋リストに依拠してきたプロイセンの人口調査方法に替え、独立の世帯リストを用いたセンサスとして 61 年 12 月の調査を構想する。この世帯リストは世帯構成員一人ひとりの肉体的精神的属性から社会経済的属性に及ぶ 16 質問項目からなる調査用紙であった。エンゲルのいう国民記述を成立させる要素を汲み上げた調査書式といえることができる。この提案を受けた統計中央委員会での審議では、この人口調査の項目数での減少

はあったものの、調査の趣旨はほぼ合目的々なものとして承認されている。64年調査での試行を経て、67年調査においてこのセンサス形式での調査が全ドイツで実現している。

この人口調査方法の改革案と併行して、エンゲルは営業調査に関する改革提案をも行なっている。その考えでは、これまでの営業統計で看過されてきた職業と営業の区分を明確にしなくてはならない。前者は就業者の個人的属性であり、当該者の就業している職業分野（職種）とそこでの労働・勤務関係（従業上の地位）が問題となり、これには人口調査の質問項目を当てて処理する。後者は一個の独立した組織としての経営体であり、そこで利用されている生きた力（労働力）、死んだ力（物的設備）、そこからの成果（生産額・販売額）が調査項目に設定されなくてはならない。いわば営業体への経営調査というべきものである。従い、職業調査と営業調査には別様の調査書式をもって臨まなくてはならない。

エンゲル提案では人口調査用の世帯リストの裏面を使って独立の営業調査を同時に実施しようとする。それによれば、規模の大小を問わず、商工業と運輸業に従事するすべての独立営業者を対象にして、営業種／従業員の仕事と数量／使用原動力／機械・道具・装置／生産額・販売額・販路／兼業農業の有無、これらの質問を盛った独立の営業調査用紙が作成され、経営体の人的および物的構成と経営内容が把握されるものとされる。これは、これまでの営業表の弱点と歪みを克服し、直接調査結果を資料源にして商工業での生産力／生産関係／生産成果に関する全体的営業統計を作成しようとする意図の表れである。

営業の構成要件の内の生きた力について。これは調査用紙では営業経営者とその下での就業者の数量として現われ、大枠では、雇用主／商人としての、あるいは技術的な修養を受けた職員（含、職工長）／職人・徒弟、労働者、この3地位別分類の下で8種類の就業者層が計上されることになっている。これはザクセンの55年調査での就業者に関する調査項目をほぼ踏襲したものとなっている。

次に、死んだ力としての物的設備面について。ここではまず、使用原動力として水力と蒸気力の馬力が問われている。さらに業務での利用装置・道具・機械の具体的機種とその数量が質問されている。採鉱・冶金業、繊維業、印刷業、製造業、運輸業の5分野が挙げられ、そのそれぞれに特徴的な物的生産手段があらかじめ提示され、その使用機種と数量を申告するようになっている。この部分はザクセンの55年調査に較べて大きく膨らんだところとなっている。

そして最後に、生産成果について。調査用紙では年間の生産総額と販売総額が質問され、その後者についてはさらにその9販売圏別の販売価値が示される。ザクセンの調査ではこの経営を取りまく状況が競争、販売、休業といった面からさらに詳しく調べられるものとなっていたが、61年プロイセン調査案では生産額、販売額とその販売圏別表示に絞られている。経営内容への込み入った調査は不適切との配慮が働いたものと考えられる。

こうした8類の質問を盛った調査用紙が世帯リストの裏に印刷されている。これを用いてザクセン時代に挫折した営業センサスをプロイセンを対象にして実行しようとするというわけである。調査書式でみる限り、営業表の痕跡は消失しており、ザクセンの場合と同様に営業経営に対する直接全数調査、すなわちセンサス形式での営業調査が現われてきている。しかも、この61年営業調査構想ではザクセンの55年調査に残っていたモノグラフィーの要素は姿を消し、すべての回答が数量表示されるという点で統計調査としての一元化（＝純化）がみられる。

2. 一様の調査用紙をもってすべての営業経営を調査に汲み上げるとというのが当初の趣旨であり、エンゲルの従前からの考えであった。しかし、これは結果を集計表にまとめる段階で変更を余儀なくされる。というのは、エンゲル案が提示される以前に61年営業表の作成方式について関税同盟諸国での同意があり、そこではこれまで通りの小経営／工場の二分法にもとづく工場表作成が既定方針となっていたためである。不本意ながら、統計局とエンゲルも、1)小営業（手工業者、および主として局所的需要に従事している営業経営者と機械技工）、2)大工業（工場、および主として大取引に従事している営業設備）、この二分法による結果表示を採用せざるをえなかった。小営業では専ら営業の人的構成、大工業では人力・物的設備・経営成果の3点に及んだ統計表が用意される。しかし、この統計表はエンゲルにとっては納得のできるものではなく、本来こうした方式は認め難いが、関税同盟国家間での比較のためにこれに従ったと苦しい弁明を行なっている。

さらにまた、人口調査改革案と同様に、この営業調査の新機軸も統計中央委員会での審議を受ける。人口調査に対してよりも以上に慎重な見解が提示されている。それはエンゲルが必要とみた経営成果への質問（生産額・販売額・販路別内訳）すべてが削除されたことに現われている。また就業者の構成も、エンゲル案の細かな細分に替り先にみた3大分割が採用されている。総じて、営業調査で

はエンゲル構想はかなり萎縮したものとなっている。省庁を代表する委員会メンバーには、エンゲル案に沿って営業調査に新境地を切り開くという熱意よりも、それによって営業経営者の反撥が引き起こされ調査自体の挫折することへの危惧の方が大きかったといわざるをえない。

統計中央委員会審議の結果、かなりの簡易化を受けたエンゲル案であったが、しかしそれでもプロイセン各地の現場地方当局の調査担当者には余りにも斬新的でありすぎ、こうした直接調査方式による61年調査は遂行可能とは受け取られなかった。多くの地方当局の反対に会い、人口調査ともども、大幅な縮小案が必要とされた。しかし、それを再企画する時間的余裕はすでになく、関税同盟の第2回目の61年営業調査には間に合わなかった。ザクセンに引き続き、プロイセンにおいてもエンゲルの構想は実現することはなかった。

3. 関税同盟統計拡充委員会と営業統計

1. プロイセンでは60年代に入ってから3年おきの国家統計表の作成が継続されていく。しかし、上述したように、営業表だけは1861年表以降はその作成は停止されたままとなる。一方、関税同盟では人口調査を初め営業表をも含めて、これまでの方式による統計作成に対する徹底的検討の機が熟していた。改革への意向はプロイセン以外から発せられる。まず、停止中の関税同盟営業表の作成再開を必要とするバーデン政府の提議があり(1868年6月)、それを受けて関税同盟参議院は、プロイセンとその統計局に対して、その主導の下で営業表作成作業再開が必要であることを決議している。

より根本的な改革への動きが同年11月のヘッセンの関税大使ファブリチウス(前ヘッセン大公国統計局長)による関税同盟参議院議長・プロイセン王国首相ビスマルク宛の建白書「関税同盟統計に関する報告」によって動機づけられる。この中でファブリチウスによって、これまでの関税同盟統計では、その作成に関してなんらの統一的基準がなく、経済生活に重要な意味をもつ事柄の調査が不在であり、従い、政策立案や実証研究での有効利用に応えうる信頼できる統計資料が確保されていないことが指摘され、それを克服することの必要が訴えられている。さらに同報告では、人口や営業などの5分野にまたがる統計の問題点が具体的に指摘され、人口調査では個別調査書式にもとづく直接全数調査(センサス)を採用すべきとされ、また営業分野ではこれまでのような狭義の営業経営に縛られず、農業に始まる一国の生業関係全体にまたがった産業統計が構築されるべきとしている。

この報告は参議院とその中にある経済関連委員会を動かし、翌69年6月に関税同盟統計問題を審議する専門委員会の設置が承認され、12月に各国委員の招集令が下される。70年1月、関税同盟統計拡充委員会が発足する(11ヶ国から16名の代表が参加)。委員会の審議はドイツ帝国形成を挟み71年8月までの約1年半にまたがり、4会期に分かれ計81回の会議が開催されている。会議での審議結果は人口や生産、また商品流通と関税といった6つの個別テーマごとまとめられ、つごう18の報告が連邦参議院に提出され批准を受けることになる。審議の先頭におかれ、また最も重視されていたのは帝国全体にまたがる人口センサスをいかに実施するか、そのための具体的方式を練る人口統計分野(これには市町村目録作成や人口動態統計調査も含まれる)ではあるが、しかしそれに劣らず深刻な議論の下に投じられたのが営業統計問題であった。

営業統計の審議は会議の終わりの時期に集中している。営業統計小委員会が早期に設けられ、営業統計に対する構想はいち早く立てられてはいた。しかし、その具体的検討は後日に廻すとされた。他の統計にはない理論的・技術的困難を多く抱えていたからである。また、今後の営業統計に関する検討の取りまとめ役(=部門責任者)としてプロイセン統計局長エンゲルが指名される。審議のたたき台となる営業調査構想がエンゲルによって起草される。そこでは、営業が最初から広く8部門にまたがる産業として捉えられ、それぞれが独立した統計表に括られるとされた。この中で狭義の工業分野においてはこれまでの3分割方式(また、その基礎にある二分法)は採用されず、使用素材や製造方式、製品の利用目的の特徴からみた営業グループ別分類(その他分野を入れて計17グループ)が提示される。調査項目は独立経営ごとに就業者(雇用主/被雇用者別)、原動機、特徴的な利用機械・道具・装置、支払賃金、社会福祉関連事項、最多量の販売商品とその価格(最後の3項目は任意調査事項)に及ぶ。肝要な点は、これらが当該地での市町村当局、またできうる限り独立の調査委員会の下で、営業経営者に対する個票を用いた直接調査、しかも全数調査として構想されていることである。単一国家を超えて全ドイツを対象にしたセンサス形式での営業調査が企画されたという点で、この構想のもつ意義は大きい。

2. 実質的審議はドイツ帝国形成を挟み大幅に遅れ、第Ⅲ会期に入ってから71年5月の第55会議以降のことになる。そこでは小委員会から提示された「実施規定」、さらには調査書式そのものをめぐりきめの細かな検討が続き、センサスとしての営業統計調査の具体像が描かれてゆく。実施規定は先の構想をさらに具体化した11項目からなり、そこでは「調査は営業経営者への直接の質問を通じて行なわれる」自計方式を原則とし、「可能な限り特別の調査委員会の指導の下で実施されるべきである。自由意志による調査員をできるだけ広範囲に採用すべきである」と明記されている。調査書式には一般営業調査票、動力調査票、福祉関係調査票の3様が用意され、メインの一般営業調査票では営業経営者に対して、営業種類とその主営業／副営業別、とくに農業との兼業の有無、主生産物・作業種、手工業的注文生産用／備蓄用／工場問屋・商人用別営業目的（この場合、かれらによる原材料と道具提供の有無が問われる）、被雇用者（地位別、性別と年齢別の人数）、支払賃金総額、これらが問われ経営内容にかなり立ち入った調査が想定されている。

全数調査を方針とはしながらも、実際に全営業体に同一調査用紙を配布するのか、それとも小営業経営には質問内容を簡略した別の書式でもって臨むのが効果的ではないか、こうした調査方式をめぐって見解が分かれる。審議の結果、微妙な差でもって2様の書式を採用することが決議される。すなわち、手工業的な小経営に対しては質問項目を減らした調査紙、それ以外の経営には本来の調査票を作成することである。しかし、両者の線引きをどこで行なうか、これがその後に問題とされる。

調査用紙には個々の営業体の経営内容が記載されることから、その秘密保護が考えられなければならない。密封形式の回収が認められることになる。記入済みの調査用紙が密封されずそのまま回収された場合には調査員の点検が入り、さらに回収されたすべての調査用紙の点検・訂正・補完が調査委員会に対して義務づけられ、信頼性確保に配慮されている。これらは要するに、営業表作成にはなかった直接調査に固有の問題に直面せざるをえないということである。

第Ⅲ会期終了の1871年6月末までに以上の点での合意を得た後、拡充委員会は営業統計調査の審議にはまだ相当の時間を要するとし、1ヶ月の中断を挟んだ後に検討を再開することになる。その間、ベルリン在中の委員による実施規定と報告作成のための詰めの作業が続けられている。再開された拡充委員会の最終の第Ⅳ会期では18回の会議中その16回で営業統計の検討に時間が割かれている。中断中に修正提案として準備された26項に及ぶ実施規定が検討材料になる。これにいくつもの変更や整理、表現訂正が加わり、最終的には全25項の「営業統計調査に関する規定」としてまとめられる。そこにドイツ社会統計家の叡智の結集を読み取ることが可能である。とはいえ、調査の組織化と調査様式に関する規定の多くはすでに人口調査の審議過程から出てきた「人口調査に関する報告」（委員会報告・第1号）と「ドイツ関税同盟人口調査に関する一般規定」を継承している。調査のルールはすでに敷かれており、その上を営業統計という新たな調査が走ることになる。

この規定では、先の実施規定原案で示された営業調査用紙に以下のような調査項目が設定されることになる。すべての現存する営業経営に対して10の申告項目が課せられている。

- a) 所在地
- b) 所有者名（商号のある場合にはそれを記す）
- c) 経営対象
- d) 経営形態
- e) 業務所有者（雇用主）の性別人数
- f) 業務所有者以外の経営内就業者（被雇用者）の性・年齢別人数
- g) 原動機の種類と数量、また可能な限りその力
- h) 特徴的な作業機と作業器具がある場合、その種類と数量
- i) 年間支払給与と賃金総額（含、現物給与の金額）
- k) 労働者のための制度

最後の2つの質問は可能ならば実施さるべき任意調査項目とされるが、もしこれらが直接の全数調査として行なわれれば、これまでの営業表段階のものとは本質的に異なった統計表が獲得されるはずである。そこでは経営内容／経営形態／就業者（雇用主と被雇用者）／使用原動力と機械・装置、つまり営業経営の大小を問わず、その業種ごとに人的構成と物的装備が悉皆把握される統一分類コードが用意されている。

3. 上で経営の大小を問わないとしたが、これは小規模営業経営をも排除しないということである。だが現実には、委員会審議において、調査の合理化のために経営の大小を区分して大経営には本来の

調査票、小規模経営にはそれを簡略化した調査紙を配布するという方針が採択されている。問題は経営の大／小区分の基準をどこに置くかであり、これは最終会期にまでもち越された難問となる。営業経営すべてに同一の調査用紙をもって臨むべしとする原則論も残ってはいたが、議論は就業者何人以下をもって小経営とすべきかをめぐって錯綜する。当初の2人以下という基準ではあまりにも低すぎ、10人以下とすべしという見解も出てくる。最終的には営業所有者を除いて就業者5人以下の営業を小経営とみなし、それには調査紙ないしは調査当局による（表式調査用）リストでもって簡略化するという妥協案が通る。調査用紙の具体案は調査紙と調査票ごとに会議の最後まで審議の対象となり、前者は文字通り1枚の用紙の表裏を使って経営の人的構成と物的側面（動力源・原動機）を調べる簡易調査用紙である。後者の調査票は①経営形態と人員関係、②機械と器具に分かれた4ページにまたがる大掛りな調査用紙となる。とくに②は高度の専門知識を応用した詳細を極めた動力源と原動機、ならびに使用機械と道具に関する申告を要求している。そこには調査側の意気込みが感じられるが、反面では被調査者側の負担の大きさが予想される場所である。

さらに第IV会期では、残された課題であった営業分類図式と業種名のアルファベット順索引、地方官庁のための集計表とそれをもとにして作成・公表される全体結果の総括表、そして照査・点検用の事前リスト書式、これらの審議を済ませた後、最終会議（第81回）で議会に提出される「営業統計に関する報告」⁵⁾（報告・第18号）の推敲と仕上をエンゲルに委ねることを承認し、1871年8月19日に審議終了を迎えた。これは同時に関税同盟統計拡充委員会の終了解散を告げるものでもあった。

4. 拡充委員会で構想された営業統計調査は市民社会で初めて可能になる統計に大きく近づいたものと評価できる。とくに調査様式をみればそのことは歴然としている。そこでは調査が一般行財政の副次的業務としてではなく、統計そのものの獲得を固有の目的にした独立の営為と捉えられている。これまで営業表の資料源をなしていた税務記録は営業経営体の所在を確認する事前（＝照査）リスト作成のための一材料として利用されるだけであり、統計そのものは独立した調査によって直接に獲得される。独立営為であることから調査委員会の設立と任意の調査員の導入が最大限必要とされる。市町村当局のみならず、調査委員会と調査員に対しては調査に関する事前の説明と理解、また実施要領の周知徹底方を計り、個票の点検作業を義務づけ、他方で被調査者にも理解・協力を要請しながら記入済み調査用紙の秘密保護（＝密封形式）にも配慮が払われている。事前のリスト作成－調査用紙配布・回収－集計表作成－総括表作成と公表、こうした調査の実務過程全体を一貫するプランも立てられている。これらはいずれも自計方式にもとづく近代的レベルでの統計調査を実施する上で直面する問題であり、営業表段階には出てこなかったものといえる。

では、この営業統計の構想で十全かといえど否であり、構想自体に少なからざる後進性を残さざるをえない。近代化はさらにいくつかの段階を踏むことなしには達成不可能である。問題の第1は営業概念が狭く捉えられていることにある。営業を広く解釈し、それを産業統計に膨らませるようとした関税同盟で当初に考えられた案は断念される。すなわち、営業から農林業、牧畜・漁業・狩猟が取り除かれ、また採鉱・製錬・製塩業や鉄道・郵便・電信経営に関しては営業統計とは別の資料作成に委ねられ、保険業や行商営業も直接調査からは除外されている。さらに非営利的部門（公務・軍務、宗教・教育、文化・芸術関連分野）は営業経営とは無関係とみなされることになった。こうした点で営業表にあった旧来の狭義の営業概念に制約されることになる。これまで同様に営業活動が狭く捉えられ、従い、産業統計としても、また職業統計としても該当分野全体を包摂するものとはなっていない。第2に、営業経営体が単に技術的単位としてのみ捉えられ、広く有機的関連の中に組み入れられた経済的単位としてそれを把握しようとする観点はない。すなわち、経営体はあくまで一区画で営利活動を行なっている点的存在であり、それら点を結ぶ経営体の縦横の関係（多角的経営関係、複合的組織関係、支配系列関係）は不問にされている。しかも、同一営業体にある個々の作業場が部分経営として分離され、それぞれが営業調査の独自対象とされる。営業経営が二重の意味で技術的単位としてのみ取り上げられることになる。

営業表の枠組みを取り払い営業調査をセンサス様式の下で提示したこの構想であるが、しかしそこに完全を期すことは無理であろう。営業統計こそは社会構成体の深部により迫りうる資料提供の可能性を秘め、またそれだけにその獲得には他にはない難問を抱えた統計であった。人口統計を越えたこうした経済統計の分野で、なるほど一部にはこれまでの様式の痕跡を残してはいるが、基本的な点では一気に近代統計調査レベルに達し旧来の営業統計調査の桎梏から脱しえた、このことの意義の方が評価されるべきであろう。

Ⅲ. 営業センサスへの途

1. 1872年営業調査の構想

1. 上述の「営業統計調査に関する規定」には人口調査の毎翌年に営業調査が実施されるとある。従い、第1回人口センサスが行なわれた1871年(12月1日)の翌年、1872年(5月1日)に予定されたのが最初の営業調査である。だが、これは諸般の事情から実施不可能と判断され、1875年まで延期されている。実現にまでは至らなかったとはいえ、この72年調査の構想図の中に営業センサスの具体像が塗り込められ、それ以降の営業調査の枠組みを規定する。「営業統計に関する報告」で構想された1872年調査の内容は以下の通りである。

まず営業調査の目的である。どの営業も生産を目的とするところから、営業統計は生産の3要素＝自然・労働・資本の内の主として後の2つにかかわり、それら要素の属性を最大限の正確さでもって表示することを課題とする。それは、①経営形態、②人力と機械力への調査として具体化される。まず営業の経営形態別にそれぞれの営業経営が利用する(自然力とのかかわりの強い)動力源を捉え、雇用主と被雇用者の関係をその年齢・性別区分を伴った数量で表示し、現存する原動機・作業機・作業器具の数量(可能ならばその遂行能力)を枚挙することである。加えて、可能な場合には、③労働者のための福祉・厚生制度、④労賃総額に関する報告収集も望まれる。手工業/工場という二分法ではなく、経営形態別分類が前面に押し出されていることが確認される。

以上の課題を解決するために、調査用紙にはどのような質問項目が設定されているか。既述のように、72年調査は就業者5人以下の経営を小、6人以上を大とし、前者には調査紙、後者には調査票が当てられることになった。まず、調査紙では小経営主が自立/問屋傘下の区別で調べられる。後者は工場施設ではなく自宅で使用者(工場商人あるいは工場問屋)の指揮下で、かれらからの原材料と道具の貸与の下で大規模製造・販売活動のために働いている小営業経営者である。一方で文字通りの独立営業経営者(＝自前で働く者)と他方のこの問屋制家内工場としての小営業経営者ならびに家内労働者(＝他人勘定のために働く者)を経営形態別分類で取り上げるのである。

次は人力と機械力である。調査紙において、人力に関しては所有者(性別)/被雇用者区分が取られ、後者には年齢3区分(14以下/15-18/19以上)と性別区分が施されている。機械力の調査では使用原動力(水・蒸気・他)とその能力(馬力)、また手工業生産で利用されている主たる作業機・道具の申告となっている。ここで当時の代表的な手工業が10グループに分けられ、それぞれに特徴的な種類が列記され、該当するものをマークするようになっていく。さらに調査紙の裏面では動力源と原動機についての詳しい調査となっており、水力ととくに蒸気力を動力源にした場合、それで動かされる機械の種類と数量を挙げることになっている。手工業生産にも浸透しながら、経済発展にとり功罪両面をもつとみなされていた蒸気機関と蒸気罐の利用実態捕捉を目指したものである。

最後に、上の③の課題のために、疾病や損傷のための共済金庫に加入している就業者数(性別)を答えさせている。④は手工業の下では賃金支払制が取られていないために調査紙では省かれている。

以上の小経営に対する調査は簡易調査である。しかし、経営形態と人的ならびに物的構成に関する最小限の調査項目でもって当時の手工業生産の特徴づけを試みている。

次に、調査票が配布される就業者6人以上の比較的大経営の場合には、上でも述べたように、「Ⅰ. 経営形態と人員関係」、および、「Ⅱ. 機械と器具」に調査項目が大別され、とくにⅡで大経営に固有の物的設備面に関する詳細な調査となっている。また、大経営に関連する項目としてその所有主体(個人/複数同業者/組合/団体/自治体/国家)の類別があり(これは調査者側からの規定による)、当該営業体が経営形態と経営関係から捕捉可能になる。Ⅰでの主たる質問は独立営業体(工場)の他に、業務区画外にある小経営体を傘下に置いている営業経営を把握することに向けられている。調査紙にあった問屋制に組み込まれた小営業経営者の数量を、調査票では支配する経営の側から独立/非独立別・居住地別・性別に捉えようとするわけである。人員関係の調査では業務所有者(性別)/管理・監督・会計職員(性別)/その他(年齢3区分と性別)の3職業地位別区分が取られ、雇用主/中間管理職員/被雇用者という階級・階層構成が浮び上がってくるようになっていく。

機械と器具に関する調査は全4ページの調査票の3ページを占め、これは「A. 動力源と原動機」と「B. 作業機と器具」に分かれ、Aでは各種の動力源とそれと結びついた原動機械、また調査紙と同様にとくに蒸気機関と蒸気罐に関しての詳しい調査となっている。Bでは、調査紙の場合と異なり、12工業生産グループ別にそれぞれに特有な作業機・作業器具・装置の現存について該当する機種を

マークするようになってきている。これは近年の工業での機械化の著しい進展によってどのような結果が引き起されたか、これを地域別と業種別分類における機械設備の分布から窺うことはできないかというものである。このような目論見の下、営業調査としては物的設備面に大きく傾いた調査票となって現われてきている。この調査書式設計には当時の著名な技術的専門家の参加が得られた。

報告にある課題の④に関して、営業経営者が支払った年間貸金総額（含、現物給付の換金額）が任意項目として問われている。これまでの営業調査では経営の資本額や生産高、販売額や利潤量、また貸金額について触れることはなかった。そもそもの資料源である税務記録には営業経営の内面に深入りしたこのような項目についての記載がなかったからである。それらのひとつ貸金額に統計調査が踏み込んだ最初の事例である。とはいえ、労働（作業）時間や価格水準と対になって貸金総額が貸金統計としての意味をもってくるわけで、ここでは総額によって経営の生産高について間接的報知を得ようとする意図が隠されている。

課題の③に関しては、アンケート形式の特別の調査用紙が別途に添付されている。ここでは労働者のための制度の有無とその種類が4項目に渡り問われ、進歩的福祉制度のドイツ国内での伝播を知ることが目的とされている。

2. これまでの営業表を縛ってきた二分法、さらにそれにもとづいた3部門分割を克服するためには、産業全体を網羅した統一的分類図式＝営業経営分類が必須なものとなる。この営業分類には可能な限りの整合性が求められる。これは経済活動と製品の面からみて同種的な業種をまとめ配列することである。関税同盟統計拡充委員会の営業統計部門責任者エンゲルを初めとして多くの論者によって整合性をもった分類図式が不可欠とされてきた。旧営業表では職業分類と営業分類が混在していた。72年調査では個々人の就業とは離れ、営業経営それぞれの活動の特徴にもとづいたグループ分けの必要性が確認された。このためには、国際的レベルで検討の始まった工業分類や産業分類、工業製品カタログに関する研究が基礎に置かれる。結果として17グループ/77クラス/445細目を容れた「営業経営の体系的分類」が用意された。また、拡充委員会終了まぎわにはアルファベット順索引も作成され、集計・総括に際しての業種帰属がスムーズに運ばれるよう配慮されている。

この営業分類からは農林業などの粗生産部門や非営利的部門は排除されている。また、鉄道・郵便・電信経営といった公益分野も除かれている。さらに採鉱・製錬・製塩分野は鉱山監督業務からの資料によって営業統計とは別に定期的な統計報告書が出されている。いくつかの点で全般的産業分類には届いていない。こうした欠陥をもちながらも最初の営業分類が提示され、これによってともかくも手工業/工場/商業・その他としてきた営業表の偏狭な枠組みから抜け出す足場が築かれたとはいえよう。

営業調査で次に考えなくてはならないのは副経営の問題である。これに関しては、まず小経営に多い農業経営の併存を調査紙で問い、さらに調査紙と調査票の双方で主営業と併行して営まれている副営業が挙げられることになっている。副業経営の大きな特徴はそれが主営業休暇中に営まれる暫時的または短期間の営業ということにあるが、それをも取り上げるとは調査に混乱をもち込むものとみなされ、今回の調査範囲からは外されることになった。ただし、こうした主営業の休業中に営まれる副営業の大部分は家内工業に属するとして、調査紙と調査票のいずれにもこの家内工業の実態を把握する目的の下で質問項目が設定されている。これは先述の通りである。これによってたとえ一時的副業であっても、それらは家内工業の質問枠で把握可能というのが拡充委員会の見解である。また、家内工業への質問の主目的はとりわけ織物業で広範にみられる問屋制システムを把握するところにある。営業表の枠組みではこうした農村家内工業に潜伏している零細小経営の実態が析出できなかった。この反省に立って、72年調査では調査紙において問屋商人に組み込まれた営業経営者を、調査票において傘下に組み入れた業務区域以外の営業経営者＝家内工業経営者を調べ出そうとしている。プロイセンやザクセンに多くみられる木綿や亜麻の織物業でのこうした農村家内工業を汲み上げることの重要性を主張してきたのが他ならぬエンゲルでもあった。⁶⁾

3. 関税同盟の資料獲得（＝調査）方法に抜本的改革を施そうというのが拡充委員会の趣旨であった。これはいち早く人口調査において世帯に対する個票を介したセンサス様式の調査として構想されている。すなわち、全世帯構成員の記名の下で世帯主による世帯票への「自己記入」＝自計方式が定められ、すでに71年12月の第1回人口調査では実際にその方式が採用されている。これを人口調査よりもより複雑な営業調査にも適用しようとするわけである。被調査者たる個々の営業経営者は自分の営業経営の内容に知悉し質問の意味を理解し、かれらから正確な回答を期待できるとするが委員会の判断である。とはいえ、既述のように原則は自計式とはしながらも一部他計式も許されていた。本

来の調査票の他に小経営用の調査紙が用意され、しかもこれはリスト＝表式化され、調査員の聴き取りによって記入欄が埋められることが許されていたからである。このため完全な自計式ということにはならないが、これは営業調査に応じることが被調査者にとって煩雑な仕事であることを配慮してのことである。従い、72年調査では調査票・調査紙・調査リスト、この三様の調査書式が用いられた。こうした様式が全数調査に適しているかどうかは問題のあるところで、また経営の大小を分ける客観的基準の確立は難しく、さらにリスト運用に関しても委員会内部には反対意見が最後まで残っていた。

営業調査を成功裡に完了するためには経営者層の理解と協力が不可欠である。調査内容には経営の機微に触れるところがあり、経営者をして調査に対して消極的にさせざるをえない要素となる。従い、事前の説明を徹底し、人口調査に倣って当該地に設立される調査委員会に営業経営者自身を取り込み、さらに営業関係者に調査員の仕事を分担してもらい、こうしたことが極力薦められている。上（＝行政官庁）からの強圧的調査ではなく、下（＝市民階級）からの自発性を最大限汲み上げようとするわけである。調査委員会に開明的で地域の事情に通じた当該地の営業経営者の多くの参加があれば、かれらの経験と専門知識を援用してスムーズな調査が実現されよう。これが拡充委員会の見込みである。

全数調査を全うするためには営業経営（者）の所在確認に漏れがあってはならない。このために入念な準備作業を経て事前リストが作成される。当該地の官庁の所有する営業申告記録・営業税台帳などのさまざまな記録・資料がそのために利用される。これはまた調査員がその業務遂行を自己点検するための管理リストとしても利用される。リスト作成と同じく、それぞれ200の営業経営を含んだ調査区の割振りが行なわれ、各調査区に調査員1名が張りつけられる。調査員には自発的に参加した市民（退役官吏や教師など）、また既述の営業関係者（営業体の職員や会計掛など）が多く採用されるべきとされた。これら事前リスト作成、また調査区や調査員に関する調整と問題解決はすべてそれぞれの市町村当局ないしは調査委員会に委ねられ、さらに回収されてきた個票の内容、重複調査や調査漏れのチェックもその任務とされている。とりわけ調査委員会のあり様とその活動に調査の成否がかかっているといっても過言ではない。

この営業統計はただ行政資料としてのみ利用されるのではなく、科学的研究や営業経営者自身の利益に繋がるとみなされている。そのためには調査結果の統一的様式にのっとった公開が規定の最終項目に定められている。

72年調査構想は企画から実査、集計・総括、公表に至る調査過程に一貫した方針をもっている。営業という枠で括られた経済部門、すなわち商工業と流通・サービス部門における生産力と生産関係へできる限り接近した信頼性ある資料獲得が目論まれている。とはいえ、営業は産業全体をカバーするものではないし、調査書式には資本主義的企業化が進む中での経営間の組織的関連、また経営内での資本－労働関係を表示する点での遅れをもっている。1870年代には統計調査をしてそのまま踏み込ませる条件がまだ成熟していなかったとも考えられる。

このように、当時のドイツ統計家の大きなエネルギーを費やし、帝国最初の営業調査として構想されたのが1872年調査であった。しかし、これは構想に終わり、予定されていた72年5月には実施不可能とされた。前年末の人口センサス結果の集計・整理に時間がかかり、それに勝るとも劣らないエネルギーを要する営業調査を実施するには力量不足であったからである。しかし、営業統計近代化へ向けての突破口は開かれた。今後、この構想をいかにして実現するか。ドイツ統計家の精進が続けられてゆく。

2. 1875年ドイツ帝国営業調査

1. 72年調査構想は凍結されたまま、営業調査実現への動きは出てこない。これが問題とされ、75年の第2回目の人口調査時にそれと併行させて営業調査が実施されることになる。中心になってこれを推進したエンゲルと帝国統計庁の尽力にもかかわらず、結果的にはセンサスとしては失敗したと評価されるのが75年調査である。この75年営業調査が企画・実施されたのは以下の事情による。

75年人口センサスに関する帝国統計庁と各国の統計中央部署責任者の会議が74年8月に行なわれる。その中で61年以降広域ドイツでの営業統計の欠落状態は遺憾であるとされ、早急に営業調査の実施を目指した審議を開始すべきとされる。そこでの問題は2つあり、ひとつは先の拡充委員会で取り決められた人口調査に関する規定において、人口調査と他の大規模調査の同時実施が禁止されていること、72年構想にある調査項目があまりにも詳細すぎ、実施に関して大きな困難に突き当たることが予想されたことである。まず連邦参議院によって上の禁止項目が破棄され、また営業調査の簡略

化を目的にした改定委員会の発足が認められる。

75年4月26日に開始された改定委員会であるが、いくつか出された修正素案の中からエンゲル案が検討素材に選ばれ、そこにある調査規定・営業体系・調査書式についての短期間での集中的な審議が行なわれる。

まず、農林業を含んだ営業全般ではなく、枠を狭めて、これまでのように商工業を軸にした調査とする。そこには所有形態の違いにかかわらず、園芸業から飲食・宿泊業に至る19グループ(94クラス/200細目)の中で、それら商工業での独立した営業経営が汲み上げられる。このグループ分けにはこれまでの経験と国際的標準化の動きが活かされる。

経営を大小区分せず、一律な調査書式を用意するというのがエンゲル案であったが、しかしこれは簡略化の趣旨にそぐわないとされ、小経営には簡易調査紙でもって臨むとする案が採用される。どの線で大小を分けるかが問題となるが、結局は補助人2人以下を小経営とし、3人以上をそれと比較して大経営とみなしている。

この調査は人口センサスと同時に進行されるために調査行程は人口調査の世帯リスト運用に上乗せさせた形で進行し、世帯リストの記入結果から営業経営者の所在を掴み、それが小経営の場合には世帯リスト裏面の営業調査項目で処理し、大経営の場合には別途に営業調査用紙を配布して独立の営業調査とする。

調査結果の総括面でも簡略化が計られ、エンゲルによって提示された3様の概括表(全体概括表・経営内容概括表・大経営での物的設備概括表)が採用されることになる。

こうして72年構想を大幅に簡略化した75年調査の構想がほぼエンゲル案通りに承認され、また連邦参議院に提出される報告作成も72年構想と同じくエンゲルに委ねられ、5月7日に審議を終えている。

調査書式については、既述したように、小経営では簡易化された調査紙で主営業/副営業区分の中で就業者構成と使用機械を調べるものとなっており、そこでは明らかに繊維業での零細・小規模営業を想定した調査項目に限定されている。他方の大経営の調査用紙では本来の営業調査として、経営での就業者構成、原動力と使用機械についての詳しい調査となっている。しかし、この動力源・原動機と機械・器具・装置に関する質問項目は72年構想に比べて大幅に縮減されている。これは、72年構想ではこの物的設備面へのモノグラフィー的調査ともいえる偏重があり、これには明らかなきすぎがあったとの反省から出てきている。この点では全般的営業調査としては望ましい形を取ることになったとはいえよう。

調査書式をみる限りでは、簡略化という目的は果されている。とはいえ、簡略化のあまり、問うべき質問までも削除されていないかという疑問が残る。それは、72年構想で問題とされた繊維業での問屋制家内工業の存在を映し出す項目が欠落したことである。また、賃金や福祉関係への調査が落とされてもいる。簡略化という下でのこうした省略に対する疑義が参加委員の中から出されている。

2. 75年調査の最大の問題はそれが人口調査と同時併行で実施される点にある。これは人口調査のルートに乗ることで、営業調査用紙のスムーズな運用、また調査労力の軽減という面では利点をもつ。しかし、これにはまた極めて微妙な問題が絡んでくる。それは人口調査リストから営業経営者を悉皆的に割り出せるかという問題である。本来の営業調査では営業区画が調査単位となるが、世帯が調査単位となる人口調査では世帯主以外に営業経営に携わる層がいたとしても、それが的確に営業調査の被調査者として捕捉されるかどうかという問題である。その保証はなく、少なからず調査漏れが生ずると考えられる。また、営業区画が調査単位とされないことによって、重複調査や営業体の国家帰属などでいくつかの困難を抱えることになる。さらに、12月は人口調査には適時とはいえ、営業活動が不活発であり、営業調査にとってはふさわしい時期とはいえない。

こうした難点をいくつか抱えながらも、あえてそれに眼をつぶり、なんとか最初の営業センサスとしてその実現に漕ぎ着けたい、これが改定委員会の本音であったろう。確かに、簡略化された75年調査はその実行に関していえば、さほどの困難はみえてこない。しかし、その後の6月になって営業調査としての成否を左右するような変更が加えられる。改定委員会の審議結果を受け取った連邦参議院の経済専門委員会は、一方的に営業の大小区分の基準を就業者規模2人以下/3人以上から5人以下/6人以上に変更している。人口調査との兼ね合いで営業調査の比重低下を計り、全体として労力軽減を考えてのことである。しかし、この変更によって、圧倒的多数の営業経営が小経営に廻され、簡易化された調査項目による調査の対象となった。明らかに織物業での零細手工業を想定したそのあまりにも短絡な調査項目によっては、その他の営業での生産活動の把握は不可能となる。このこ

とによって営業実態を全体的に映し出すことはできなくなるといった事態が出来る。後に、75年調査は営業センサスとしては失敗例に属すると評価される最大の原因がここにある。

エンゲルにとってはこれはまったく納得できない処置であった。後に、これを厳しく批判した言明を残している。しかし、連邦参議院の決定に従わざるをえない。だが、プロイセン統計局の独自作業として、人口調査の職業・生業・生計に関する質問を拡充する、営業調査用紙に別途に補助人5人以下の製造工場用調査紙を挟み工場生産の実情把握を試みる、さらに家内工場の実態を捉えるために全国の商業会議所にアンケート用紙を配布する、補充のためのこうした作業を行なっている。プロイセン王国では可能な限り75年調査の補完を行なったわけであるが、しかしこれは全ドイツにまたがった営業センサスとは別の措置である。

従い、75年営業調査は実施されはしたが、それがドイツで最初の独立営業センサスとして認知されることはない。ドイツ社会統計史においても、やはり次回の82年調査から営業センサスが始発したと語られることが多い。75年調査のこの苦い経験から出てきた教訓は、人口調査とリンクさせて営業調査を行なえば必ず前者が優先され、このために本来の営業調査としては萎縮したものに終わらざるをえないということである。営業調査は人口調査とは独立の調査として、営業区画を調査単位に取りその営業経営者を被調査者に、営業組織の経営関係・就業者構成・物的設備に関する十全な設問を盛った調査書式をもとに、しかも営業活動が活性化する夏に実施されなければならない。このことを改めて認識させることになったのが75年営業調査であった。

IV. ドイツ帝国営業調査の成立

—1882年職業=営業調査—

1. 成立経過

人口の職業関係に関する調査は営業統計だけに任されるわけではない。人口調査において個々人の職種と職業地位を申告させる方式がすでにヨーロッパ諸国の人口センサス、またドイツ全体においても1867年調査で採用されている。関税同盟統計拡充委員会の審議でも人口調査用紙に「職業、あるいは生業分野」という項目を設けて人口の職業構成を把握することが決められ、71年の第1回センサスでそれが実施されている。だが、これが標識設定の不十分さと分類の平板さ、結果編纂に対する統一的基準の欠如などの理由で信頼に耐えうる統計を保証しえないと判断され、結果の利用が差し控えられることになった。1875年の第2回および80年の第3回人口センサスでも同様な方式が取られたが、諸般の事情からその整理・加工は見送られ全ドイツにまたがる職業統計は作成されないままに終わる。

他方の営業統計の方にはどのような進展がみられたか。上述のように、75年に営業調査がセンサスとして実施された。しかし、結果的には実りある成果を示すことはできなかった。その後80年代に入るまで、営業に関する統計は作成されないままに経過する。だが、国民生活において家計とは別の経済基盤である就業活動ならびに営業活動そのものに関する統計への志向は根強く残る。加えて、社会政策的立案や施策のための基礎資料にそれらを欠かすことはできない。時の皇帝ヴィルヘルムⅠ世の意を受けた形で、まずは1881年末に、翌82年に職業統計調査を独自に実施することが議会で承認され、そのための立法措置が取られ予算措置と法的整備も済まされる。議会での審議結果を受けて調査枠が拡大され、この職業統計だけを実施するに留まらず、農業経営と商工業経営を含んだ営業統計をも同時に行なうことになった。従い、「全般的」職業調査という下、①職業調査、②農業経営調査と③狭義の営業調査、この3本立ての調査となり、農業も商工業も共に営業であるところから、1882年調査は職業調査と営業調査を併せて6月5日に実施されることになった。ここでは職業と営業が初めて分離され、また農業経営が全ドイツレベルで初めて行政調査網にかけられることになり、この点に画期的な意味をもつことになる。

議会での規定採択、帝国統計庁による調査書式や管理リストの作成、ドイツ官庁統計代表者会議の開催と実施要綱の採択、これらを通じて入念な準備と市民層の理解と協力へのアピールがなされる。これらは先の1872年調査構想にあった調査様式をほぼ踏襲し、いくつかの点でさらに細かな詰めを施したものである。とくに縦の行政機構、すなわち帝国統計庁—各国政府—地方官庁（県庁と郡庁）—市町村のラインを通じて調査要綱の周知徹底が計られ、市町村当局に調査委員会設立や調査区編成、また有能な調査員確保などの具体的作業が一任された。調査は市町村様式で行なわれることが規定に

明記され、県庁や郡庁よりも地域により密着した行政機関である市町村当局に実査の実質的責任が負わされている。帝国形成後の地方行政機構の整備、また中央権力の地方への浸透を受けて末端行政機関が調査に組み入れられ、市町村当局（ないしは調査委員会）に対する中央からの「指示」も用意されその任務が細かに定められている。また当該地区の総括表である市町村表の作成・提示も義務づけられている。センサス様式の調査はこうした末端行政機構の効率的な利用なしには成功はおぼつかないわけで、これが調査完遂のための条件となる。調査員には「調査員指示」を、他方の被調査者には「記入手引」を配布し、具体例を多数例示しながら統一した様式での正確な調査が指示され、とくに営業での調査漏れや重複調査の回避に注意が払われるべきとされている。さらに、手引では被調査者に対する協力依頼と同時に虚偽申告や申告拒否に対して罰金刑（30 マルク以下）をもって臨むことが明記され、調査側の強い姿勢を印象づけてもいる。⁷⁾

2. 職業調査

1. 上述のように 82 年調査は 3 本立ての調査とされ、2 様の調査用紙が準備された。その第 1 は 4 ページからなる個人職業調査と農業経営調査用の書式、第 2 は商工業を対象にした表裏 1 枚の営業調査用紙である。

職業調査は全世帯に対して個人調査用紙（別に世帯リストとよばれる）を配布し、14 歳以上の世帯構成員すべてを明記させ、その内の就業者についてその職種と職業上の地位を申告させ、また家内奉公人や非就労の家族身内も世帯主や扶養者の職業との関連で取り上げている。さらに無職者、職業準備・修養中の者、諸施設収容者の場合にもそれが別途に計上されることによって、全人口の職業・社会構成を把握可能にさせる統計となっている。調査用紙では全 20 項目の質問がセットされ、まず人口調査と同様に姓名、年齢や性、世帯主との続柄・家族関係、宗教といった個々人の基本的属性が取り上げられ、続いて職業調査固有の質問として 9 項目が設けられている。そこでは世帯主と世帯内職業従事者それぞれに対して、その主職業の正確な名称とその従業上の地位が問われ、さらに独立営業経営者か否かが就業者関係と営業設備面の双方から聞き出され、経営者として該当する場合には別途に営業調査用紙へ向かうとされている（これらと同様の質問が個々人が副職業就業者の場合にも設定されている）。加えて、以前の職業という項目で、①高齢・傷害・疾病のために就労不能となった者の場合にはその以前の職業、②寡婦の場合には夫の以前の職業／当人の以前の職業が問われている。家族構成員の内の不在者に関する同様の質問項目も載せられている。また、非就労の 13 歳以下児童はただ性別の総数が記載されることになっている。さらに、調査時の 6 月 4 日夜から 5 日にかけて一時滞在者がいる場合には、その住所・地名・国名を問い質している。このように、この調査票は個人の職業帰属性という切り口からする総人口リストともいえるべきものであり、人口センサスとは別にこのような網羅的調査＝職業センサスを行なおうというのである。

上の質問項目の中軸をなすものは、やはり就業者の職種と地位である。職種帰属のためには 75 年調査時に用意された分類コードが利用されている。これは農業に始まり、採鉱・製錬・製塩業、製造業を経て非営利的部門に至る 5 部門分割をベースに、それぞれの部門に営業グループ分け（総計 23）と職種分類（総計 145）を加味した詳細な分類図式である。国民経済全体を網羅すべく産業分類を基礎におき、そこにこれまでの営業分類をはめ込み、個々人の経済活動をその産業部門ならびに営業グループのどれかに帰属させ、その中に列挙されている職種名で割振ることが可能な仕組みになっている。核は営業分類にある。既成の営業図式に農業と採鉱・製錬・製塩業、ならびに非営利部門を加えてそれを産業分類に拡大させ、営業内での特徴的作業を職業分野として列挙している。とはいえ、ここで職業分野というのは個々人の経済的属性としての職種そのものではなく、それを包摂した営業種である。従い、職業区分といいながら本来の職業分類ではなく、職種の属する営業（産業）分類に留まっている⁸⁾（ただし、部分的には左官や大工といった職種そのものが挙げられているところもある）。営業と職業が未分化、職業自立・分化の未成熟な段階の痕跡を残しているといわざるをえない。とまれ、国民経済全体にまたがる職業分野分類が用意された。

地位分類では職業ないし就業で本人が自立しているか否かが分類の基準であり、自立層が a) 業主（土地所有者・企業家・親方・指導的な管理者と監督者・家内営業経営者など）、非自立層が b) 中間職員（管理職員・監督職員・支配人・会計掛・書記など）、ならびに c) 広義の労働者層（農業での下男と下女・鉱山労働者・工場労働者・職人と徒弟・家内労働者・奉公人・店員など）とされ、結局 3 階級区分が取られている。これは人口センサスを初めとして当時の行政統計で採用されている、

土地や工場の所有者・経営者・業務主導者／中間管理職員・専門職員／被雇用者・労働者への人口の3地位分類であり、職業調査ではそれにより細かな規定が加えられている。これまでの営業表の地位分類には多分に不明瞭さが含まれており、これは税務記録には階級や階層区分を明示する標識がなかったからである。しかし、貴族／市民／農民といった旧来の身分制度が崩壊し、土地と資本の所有関係を軸にした新たな階級・階層構造が出現しつつあるいま、職業上の地位にもとづく人口区分の必要性が認められたということである。72年調査の構想以来、こうした3地位分類が採用されることになるが、そこには当時の社会的階級構造が基本枠の中で反映されているとみなしえよう。

さらに、農業分野と家内工業分野では上の原則的分類をより複雑にした分類コードが用意されている。すなわち、農業では独立の農業経営者の中にあつてさらに賃労働者を雇っている層を特別に計上し、また農業労働者層を家族身内／下男・下女／日雇労働者に細分している。家内工業では繊維業（とくに織物業）に多くみられる問屋制下にある業主層を析出するべく、他人勘定のために自宅で就業している営業経営者というカテゴリーがつけ加えられている。

2. この職種別分類と地位別分類は調査用紙の性や年齢などの基礎的標識とクロスさせられて各種の総括表に活かされることになる。そうした統計表の中で、とくに注目すべきことはこの職業統計によつてのみ獲得可能なユニークな資料が出てくることである。それは他ならぬ個々人の職業帰属性と職種・地位分類を組み合わせると全人口の階級・階層構成を描き出す表、いわばドイツ国民の階級構成表ともいふべきものである。これが帝国統計庁によつて「職業区分と職業地位」という題目で『ドイツ帝国統計年鑑』（第6巻、1885年）に公表されている。この表の表頭には、①就業者、②家内奉公人、③世帯身内の職業帰属性区分、表側には国民経済6部門分割（AⅠ. 農業・畜産業、AⅡ. 林業、B. 工業、C. 商業・運輸業、D. 賃労働と家内奉公、EⅠ. 軍務、EⅡ. 公務・教会勤務、FⅠ. 無職者・無申告者、FⅡ. 職業準備・修業中の者と施設収容者）が設定され、その各部門に上の職業地位区分コードが挿入されている。そして、当時の4,522万人強の国民それぞれがこうしたクロス表のどこかの樹目に配列される図式となっている。ただし、既述したように、ここで職業区分とされているものが実は営業（＝産業）区分であり、職業は産業区分の中に埋没してはいる。ともあれ、この図式によつて職業との関連の有無、有の場合の直接間接のかかわりの中で国民全体の悉皆把握が可能となる。社会成層の縦断面を描出したかかる統計表の作成はドイツで最初であり、その歴史的意義は大きい。かのリューメリンもこの統計表が就業面からドイツの全社会構成を表示するものとして、その意義を高く評価した論評を残している。このことには統計が社会構成体の基底に届いたこと、他面で国家当局による国民階級・階層の構造把握が成功したこと、この二重の意味がある。

質問項目や調査方式で人口調査と多くの類似性をもつこうした統計を職業センサスとして別に作成する意義はどこにあるのか。全人口を職業帰属性の面から把握するのが職業統計である。それは就業者の直接的帰属性のみならず、家族身内や被扶養者といった層の間接的帰属性、また当該人や寡婦の場合の亡夫の以前の職業といった過去の帰属性、失業者の無帰属性にまで広がる。さらに就業者の主職業／副職業種、その就業形態・地位にまで質問が及ぶ。人口調査では果しえない職業面に関するこうした調査項目の拡充がある。また、職業面から人口総体の特徴を捉えるためには調査時期が問題となる。人口センサスでは住民の自宅滞在度の最も高い12月が選ばれ、ここで的人口は「居住人口」という性格をもつ。これに反し、職業と営業の統計では一國経済活動の最も高揚する夏季が調査時期として適合する。6月が選ばれる理由である。ところで、季節労働にみられるようにこの時期には就労のため居住地を離れて作業地で生活する人口が増加する。従い、人口センサスでいう人口とこの職業や営業統計での人口とは概念的に異なり、後者は居住人口とは別種の「職業人口」ともいふべき性格を有する。

さらに、双方ともセンサスであるからその人口総数は原理的には一致するはずである。しかし、実際には居住人口に較べ職業人口の過小傾向が明瞭である。人口流動性の高い時期に行なわれる職業調査には、悉皆把握という点でより多くの困難が待ち受けているためである。従い、計上された人口数の精度では人口センサスには及びえないのが職業センサスである。しかし、その弱点を認めた上でなお、経済活動に従事する全人口の構造把握を可能にするというところに、他にはない職業センサス固有の長所がみい出されるとしている。

3. 営業調査

1. 82年調査の大きな意義のひとつにドイツで初めて農業経営に関する全土にまたがる直接調査

が実施されたことがある。これは規模を問わずすべての農業経営者を対象にした農業センサスといえるものである。職業調査用紙にある主たる職業、もしくは副職業を申告する欄に農業と記入した者が別途に「農業経営調査」用紙（これは職業調査票の最後の4ページ下半分を使ってある）に向かうことになっている。農業も商工業と並んだ営業のひとつであるから、先に述べたように82年調査には個々人の職業調査と農業経営と狭義の営業経営を対象にした営業調査が含まれることになる。「1882年ドイツ帝国職業=営業調査」とよばれる所以である。

では、農業経営調査では何が調べられるのか。まず農業経営であるが、質問には「世帯によって直接に農業が営まれているか」とあり、世帯全体、あるいは世帯構成員のいずれかによって農地が利用されている場合が農業経営に該当する。その際、耕作されている土地の広さにかかわらず、また耕作者の身分も土地所有者や賃借経営者、管理者や指導的役員とさまざまなものがあるが、それらに関係なく、農地利用者すべてが農業経営にかかわるとみなされている。従い、例えば賃金の一部として経営者や雇用主から土地を貸与され、それを耕作している労働者や奉公人がいれば、その者も農地利用者として申告義務を課せられる。かれらに対する調査項目は下にあるように大きく分けて3つある。土地利用、家畜、利用農機具である。土地利用では農耕用総面積とその内の借地面積・土地利用内訳（田畑や果樹園などの耕作地と牧場・牧草地／森林・伐木場／家屋敷などのその他）・牧草地共同利用参加の有無、家畜では馬から山羊までの6種につきそれぞれの所有数量とその中の馬・牛の耕作使用数、農機具では蒸気犁から蒸気罐に至る8種の利用状況、これらにつき回答が求められている。

農業経営調査としては調査項目を土地・家畜・機械に絞ったごくごく簡単な調査である。そこには農業経営における人的経済的關係（就業・雇用関係や副業実態、播種量や収穫量、等々）への立ち入った調査項目は欠けている。従い、最も要素的な項目の調査に留まっているといわざるをえない。内容面でのこの平板さを措くとして、82年農業経営調査の意義は求めれば、それはこれまでみられた局所の実態調査や一部アンケート調査、さらにはいくつかの領邦国家やその行政区内部で実施されてきた農業調査を越えて、ドイツ全土にまたがったセンサス形式の調査が実現したというところにある。19世紀に入って、農業経営に関する全般的調査の必要性が関税同盟を初めとしてさまざまな場面で再三に渡りさげばれてきた。既述の関税同盟統計拡充委員会においても土地利用・収穫・家畜に関する農業統計の作成は最も差迫った要請とみなされていた。しかし、土地所有者が強権をもって支配している農場経営を含んで、一切の農地利用に公的権力にもとづく調査が進出することには大きな壁が立ちだかっていた。そうした現状を前にして、上の拡充委員会の農業統計調査も直接調査ではなく、行政当局と農業関係者の協働による表式調査としてしか構想されざるをえなかった。こうした制約を突破して、農業経営を直接全数調査の網にかけることのできた歴史的意義を確認すべきである。

2. 営業調査のもう一方は狭義の営業、すなわち商工業とその他営業に対する調査である。これはこれまで営業表の枠内で捉えられてきた粗生産以降の物的財貨の製造・加工・精製、販売・仲介、運輸、そしてサービス分野にある営業経営を核にして、さらにこれまで取り上げられてこなかったいくつかの分野や新たに出てきた業種を包摂したものである。

職業調査用紙にある職業上の地位への質問欄に業主、および他人勘定のための自宅就業者と記入したすべての者が営業経営者とされる。ただし、協働者や機械的営業手段をもたない、いわゆる「単独経営」は職業調査のみの対象となり今回の営業調査からは外されている。従い、ここでは①共同経営者、あるいは被雇用者・労働者を抱えている、②基礎的動力源と結びついた連動機・伝動なしの蒸気罐・移動蒸気機関・蒸気船を所有している、これらの最低ひとつが営業経営者の条件となる。この層は職業調査用紙とは別に添えられている表裏1枚の「営業調査紙」に申告しなくてはならない。この営業経営者にはその地位区分からみて所有者・賃借経営者・親方・企業家・業務指導者などがあるとされ、また経営形態でも独立作業場・家内工業・取引先作業であれ、さらに家族身分、主/副業、単一/複数営業、農業経営や別種就業の有無、設備所有の法的形態、こうした区分にかかわらずすべての営業単位が調査の対象に挙げられている。

営業分類では、上述のように若干の変更が加えられている。これまでの営業分類では排除されてきた採鉱・製錬・製塩業や漁業などの分野、新たに輩出してきた業種（例、作業斡旋業・葬儀業）が追加され、営業枠が広められている。非営利部門や公務分野が除かれているのはこれまで通りである。そこには関税同盟統計拡充委員会が構想され、さらに75年調査でエンゲルによって作成された営業分類図式を下敷きにして、平たくいえば第2・3次産業部門にある営業経営を包括的に捉えようとする意図がみえる。

この調査紙には12項目の質問が設定されている。これは72年調査構想の営業調査票にあった「Ⅰ．経営形態と人員関係」の質問項目を基本的に踏襲したものであるが、反面で「Ⅱ．機械と器具」にあった物的設備面に関する質問を大幅に縮小し、その結果、調査票から調査紙へと縮小されることになった。この内、営業経営者の地位分類では、職業区分の業主層にある所有者・賃借経営者・他業務指導者（管理者・監督者、等々）の区分が設けられ、さらに独立してはいるが他人の業務（勘定）のために自宅で就業している層を別に取り出そうとしている。ここで他人というのは企業家・工場主・問屋・商店のことであり、それに従属している家内営業経営者あるいは家内労働者層の析出を試みるわけである。これは他の質問とも関係し、そこでは逆に家内就業者を働かせている側への質問として、支配下にある家内経営就業者数を答えさせ、両面から家内営業の実態を捉えようとしている。また、就業者の地位分類では職業調査と同様に a. 業主層/b. 専門的職員/c. 被雇用者の3区分が取られている。調査紙には具体例として、a には実質的所有者・共同所有者・賃借経営者・業務指導者、b には学問的・技術的、および商業上の修養を積んだ管理・監督・事務職員、c では他の補助人・職人・徒弟・労働者が挙げられている。先にみた就業者の3階級分類と同じである。

また、営業経営が点的存在として捉えられているのも72年構想と同じであり、同一経営者の下での複数異種営業、同種営業の別々の場所での本店・支店別（さらには本社・支社・支所別）営業、このいずれにおいてもそれぞれの営業場所で1枚の調査紙への記入が課せられている。さらに加えて、同一区画内で複数の関連業務が併行して営まれている場合（例えば、ある布工場で紡績場・織物場・染色場・光沢仕上施設、これらが併行して営まれているような）、それぞれの業務は1経営とみなされ4枚の営業調査紙が記入されるとある。

ただ、質問の最後で営業経営の組織関連が問われ、全体（＝統一）営業下にある個別経営かどうか質問されている。これは72年構想にはなかった設問である。これはこれまでの営業調査の調査方式＝分解方式から出てきた欠陥を補完すると同時に、経済過程に現出しつつある多様化や複合化といった傾向を前にしてそれを全体経営の所在を掴むという角度から設定された質問ではあったろう。しかし、19世紀末からの高度資本主義段階を前にして、より複雑な経営構造をもった企業形態が現出する中でこのような全体経営と部分経営の関係に関する質問だけでことが足りるのか。この問題の克服には多角的複合経営や経営系列化を捕捉するための調査項目を盛り込んだ経営調査としての方向を追求することが必要である。要は手工業生産ではなく資本主義的経営を眼前に据え、営業調査紙にあった最後の質問をより充実させてゆくことである。

既述のように、72年構想の営業調査には4ページの大掛りな調査票が用意されていた。今回はこれが表裏1枚の調査紙に収縮している。上述のように、それは営業の物的設備面への設問が大幅に縮小されたことによる。72年構想では調査票の「Ⅱ．機械と器具」枠で、動力源と原動機が問われ、かつ12営業グループごとにそれぞれに特徴的な機械・器具・装置が詳細に列挙され、当該営業での利用種にマークする方式が採用されていた。これが被調査者にとって過度の負担となり、また整理・集計に際しても大きな困難を引き起すことは容易に予想され、全般的統計調査としては明らかにゆきすぎであった。他方で、国際的レベルで産業統計や工業統計の統一化を目指した動きが出てくる。そうした中で簡略化とそれを通じた国際間での比較可能性の確保が必要になってゆく。特殊統計や個別調査報告とは別の目的をもつのが全般的営業統計であり、物的設備面に関してあまりにも詳細な72年調査方式はその趣旨にそぐわないとされた。また、82年調査の主眼が社会階級における労働者階級の実態を掴むところにあり、それに較べ営業における物的構成面への関心は薄められている。その結果が設問の簡略化であり、そこでは「基礎動力源（風力・水力・蒸気・ガス・熱気）を利用した常設連動機・動力伝動なしの蒸気罐（化学目的・精溜目的のため、等々）・移動蒸気機関・蒸気船の使用があるか否か」が質問されるだけであり、是の場合にはその利用種にマークすることになっている。この点では統計調査としては無難な方向を選択したといえるが、営業経営をその人的構成（＝生産関係の側面）と物的設備（＝生産力側面）から把握するところに営業統計の核心があるとすれば、果してその質問だけで物的側面の特徴づけが済むのかは問題の残るところであり、生産力を支える設備や機械・装置の配置を統計調査の枠にどのように取り込んでゆくか。また営業経営にとってこうした物的手段配置はいはば業務秘密に属する事項であり多くの不正確な回答が予想されるが、この壁をどう破ってゆくか。こうしたことが営業統計にとっての残された難問となってゆく。

3. 82年調査は職業と営業を区分した調査である。営業と職業が未分化の状態を反映して、その両者を混在させてきたのが営業表段階の営業統計であった。営業は複数の職業を含んだ経営体、職業は個々人の経済的属性であり、両者はまったく別概念である。82年調査に至って、職業調査では世

帯リストによって世帯構成員一人ひとりの職業帰属性とその帰属内容が問われた。また、営業調査では農業を含んだ営業経営に対して、その経営者ごとに調査用紙が準備され、経営体の人的物的構成が質問されることになった。従い、ここで職業と経営とが分離され、職業統計と営業統計は調査対象を異にする統計という分別がなされた。⁹⁾

職業調査は以前の営業表では手工業者表に現われていた。しかし、これが主として都市手工業者層を対象にした範囲の狭く、表示も親方制度下の就業関係に偏った統計作成に終わっていた。産業や営業部門を問わず、すべての国民に関して職業への帰属の有無、有の場合の直接間接帰属性、直接的帰属の場合にはその内容（職種と地位）を調査する職業センサスが実現した。人口センサスでの職業調査に較べより充実した報知内容が保証されることになった。

営業調査においては、営業税の課税単位と査定標識が統計表の中身を構成していた帝国形成以前の営業表が克服されることになった。税行政からの記録資料と別れ、営業経営それ自体の悉皆把握を目指すところに近代的営業統計が出てくる。それを積極的に推進したのが関税同盟統計拡充委員会であった。プロイセンの力に押され、いびつな営業表を作成せざるをえなかった段階が乗り越えられた。経営の大小別に異なった書式を用意することなく、単独経営を除いてすべての営業経営に対して同一調査紙で臨むとされ、これによって72年構想や75年調査においてさえ残されていた恣意的な大小区分が避けられ、統一的営業調査として実施されることになった。¹⁰⁾このような近代的レベルでの営業統計を構想するまでに半世紀以上の経験が必要であり、実現までにはさらに10年を要した。

人口センサスを越えてこのような国民経済の底部に届く調査をセンサスとして構想した例は他国にはなく、それを実現しえたことにドイツ社会統計の成熟をみるができる。統計後進国ドイツがその遅れを取り戻し、ヨーロッパで最も抜きん出た統計作成体制を作り出したことの証しとすることが可能である。

4. では、この82年調査によって、とくにセンサス形式の経済調査にまわりつく難点すべてが克服され、実際にもこのような調査がスムーズに実施されたのか。もちろん、否である。やはり調査漏れ問題があり、国民各層の調査に対する理解や自発的な市民参加も必ずしも十全ではなかったとの報告がある。センサスで、しかも個人や営業体の経済関係に迫ろうとする深刻な調査である以上、これは避けることのできない問題でもある。

この82年、さらに95年と1907年の3回の職業=営業調査（ただし、1907年調査は職業=経営調査と改称）を経験した後の1909年、プロイセン王国統計局による都市と地方当局（県庁）へのアンケートの形で直前の1907年調査の総括が行なわれている。¹¹⁾直接には1907年調査を対象にしたものであるが、それ以前の調査を含めて職業=営業調査に共通する難点が浮き彫りにされている。それによれば、調査漏れと重複調査の減少という前進面はあるが、他方でまず調査側内部で運用上のさまざまな齟齬があり、また現場における調査委員会設立が大都市や比較的大きな自治体を除いて少数に留まり、多くで既存の行政官庁（市町村当局）によって調査が主導されている。調査員への市民の自発的参加も少なく、期待された教員と公務員の調査員受諾は予想外に少なかった。自計方式もベルリン市などではほぼ完全に近い形で実施されたが、小手工業者や農民層、また労働者階級には調査への不理解と記入負担、課税不安などから不完全回答や調査拒否が多発し、調査員が記入と補完を引き受けざるをえなかった所もあった。また、リトアニア人やポーランド系の住民には調査への拒否的態度が顕著であった。加えて、上層市民や商人階層にも調査に対して意外に冷ややかな態度がみられ、¹²⁾総じて国民全体にとっては質問範囲が広く、項目も多すぎ、内容理解にも困難を伴うというものであった。さらには、調査拒否に対する罰則適用事例や調査妨害のあったことも報告されている。1907年調査時でさえ実情はこのようなものであったとすれば、国民の理解と協力がなお不足していたであろう82年段階での困難の大きさは推して知るべしである。既述したように、その一端は調査終了後に示された各国統計中央部署責任者による総括の中にも表われていた。近代的職業=営業調査の調査側からする方法論的枠組みと作業組織体制はでき上がった。しかし、被調査者側の国民と営業経営者をそこに引き入れる上での障碍は決して小さいとはいえなかった。

5. 82年調査の調査方式そのものに戻ると、そこに隠された理論的難点も指摘される。まず第1に、職業と営業は調査としては分離されたが、実際には職業調査に営業の要素が混入している点である。職業調査の職種欄への回答は多くが営業種のそれであり、職業上の地位で初めて職種が判明するという結果になる。それは、例えば職種としては織物業、地位で擦糸女工、織工や染色工といった回答が出てくることである。こうしたことは手工業段階にはなく、同一営業内にいくつもの職種を内包した工場制織物業で全般的に現われてくる現象である。とくに労働者階級は手工業者のような長

い修養期間をもたないことから職業意識が希薄であり、ために職種欄には自分の属する製造分野、すなわち営業種を記入することが指摘されている。営業がそのまま職業になり、その身分が地位を表わす手工業生産段階にはない問題である。手工業では、例えば靴屋という営業経営者は製靴業が職種で手工業親方がその地位であった。営業と職業が一体化しており、営業分類と職業区分の乖離という問題は顕在化していない。職業分類を前面に押し出すのではなく、まず営業分類を設定しその中に職種分類を取り入れるのが 72 年構想来の方式であった。手工業生産がまだ意義をもっていた 82 年時の調査では職業区分の基礎に営業分類を置くことから出てくる破綻はまだ先送りされている。だが、営業の主軸が手工業生産から工場制へ移行するにつれ、このことは被調査者の職種回答に大きな混乱と不正確さをもたらす原因となる。例えば、錠前師が機械製造工場内で就業している場合には、職種で機械製作、地位で錠前職人と、また鉄工場で働いていれば、職種では製錬経営、地位で工場内手工業者と回答することもあり、他方で自前で営業している錠前師は職種で錠前職、地位で親方と答えるであろう。錠前師という同一職業でありながら、営業統計ではそれが異なった複数職種に分類される。こうしたことは分類図式問題として後に少なからざる論者によって取り上げられ批判されることになる。¹³⁾ 営業と職業の分離のさらに進むそれ以降の時期の調査では、営業分類とは別の職業分類を作成することの必要が明らかになってゆく。

第 2 に、営業経営が経済的単位としてではなく、依然として技術的単位で計上されていることがある。既述したように、経営全体の複合・系列関係への質問は乏しく、加えて組織として経済的にまとまった企業体はそこに含まれている生産技術的単位に分解され、それぞれが独立の営業経営とみなされている。後の 1895 年や 1907 年の営業調査でも、ひとつの独立した経営部門に統合されている技術的生産プロセスの各段階が調査単位とされ、技術的観点からする対象規定がより明確になっている。¹⁴⁾ これは経済的単位として実際に存在する経営統合体 (= 企業) を統計の上で部分経営に分解することであり、この分解には経営者や業務指導者の恣意的判断が入り込み、また分解度が大きいほど経営数も増加するという問題を残すことになる。そこでは営業経営が点的存在 (= 生産技術単位) として捉えられ、その場所的拡がりの捕捉が主眼に置かれ、経営の有機的関連や立体的構造に迫る調査とはなっていない。独立手工業者層を点的存在として概括するところに始まったのが営業統計であるが、その面では歴史的端緒の尾を引きずったままというべきか。上でみた 1882 年営業調査票の最後の設問 12 において、わずかに全体経営と個別経営の関係が問われているが、これも関係の内実に切り込むものとはなっていない。このような分解方式では現実に進む経営の多様化や集中化を捉えることができず、経済構造の実態に迫ることができないということである。¹⁵⁾ すでに企業系列化の進行や独占の形成がみえるのが 19 世紀 70 年代以降のドイツ工業である。しかし、それらの事態に対する営業統計の反応はない。

統計は現実描写を目指して作成される最も包括的具体的資料ではある。しかし、統計調査には現実の進行を時を措かずそのまま映し出すほどの力量はなく、結果的には事態を後追する形でしか作成されえない。なるほど 82 年調査はこれまでの営業表レベルを凌駕したかつてない包括性と具体性をもったものではあるが、すでに経済構造の基軸をなしている資本主義的工場経営、さらにその高度化を具体的に特徴づける調査にまでは進みえず、手工業生産が主軸であった段階の統計からの影を少なからず引きずっている。これはその後の 1895 年と 1907 年の調査をも制約する。

営業表段階を克服し、近代的枠組みで構想された営業統計を実現しえた 82 年職業=営業調査から、統計形成史上で有するその経済統計として大きな意義、ならびにそれを十全に展開させえなかった現実的ならびに理論的制約、この双方を看取することが可能である。

おわりに

19 世紀初期のヨーロッパを見渡して、統計作成体制面におけるドイツの後進性は明白であり、当時、近代的レベルに達した社会経済統計といえるものはなかったといつてよい。社会諸事例や諸過程に関するさまざまな数量が業務報告に盛り込まれ、それらが整理されて統計表の形にまとめられはしたものの、これはあくまで一般行財政からの副産物であり、統計作成そのものを目的にした計画的作業からの結果ではなかった。従い、そこには近代的レベルでの統計を特徴づける組織性・継続性、また体系性・公開性といった要素を備えた社会統計といえるものは不在であった。

そうしたものが多少なりとも一定の形式を整えて国家統計表として再編成されるのは、統計局という独自機関の設立と活動を待たねばならない。その典型例をプロイセン統計局の設立とプロイセン国

家統計表の作成にみて取ることが可能である。とはいえ、その資料調達はいくまでも旧態依然のままであり、プロイセン国家行財政運営の下でベルリンに収集されてきた地方官庁からの業務報告・記録がその資料源泉となっており、統計を目的にした直接調査からの結果ではない。従い、内容面や体系的の不備な数量の束を処理する中で統計局の業務が開始する。ホフマンの統計表に始まる一連の国家統計表はそうした膨大な数量を特定形式の中で配列し、可能な限り一貫性と体系的をもたせようとした努力の表われである。しかも、これら統計表の下敷きとなった図式は国力と国民福祉の程度を測る項目、すなわち国民の経済生活に直接関連する項目を連結表示させたものである。これは当時、同じ言葉で語られてはいたが、国家基本制度の要約記述という国状論的伝統にあった統計表とは異質なものであり、統計表作成の大きな転換を意味するものであった。18世紀末の国家行財政の危機的状況と19世紀に入ってからの国家体制そのものの動揺は、国状記述を越えて社会経済の構造描写を主題にした統計表を必要とする。これに応えようとしたのが国土記述を目標にしたプロイセン国家統計表である。しかし、課題の転換は作成様式の抜本的变化をもたらすことはなかった。

同じく、関税同盟統計も広域ドイツを範囲に収めた商品流通や現住人口の分野に現われて集団の現象の全体的数量像を提供するものであった。しかし、これも各国からの報告を事後的に整理・総括したものにすぎず、計画的で統一的な様式にのっとった統計作成を実現するまでには至らなかった。

総じて19世紀前半までは、ドイツ社会統計の後進性は歴然としており、先頭を走っていたプロイセンの統計ですら、すでに40年代にはイギリス、フランス、またベルギーといった諸国が近代統計作成の端緒についていたことと比較すれば、その発展度の格差は否定できない。なによりも、これは統一的国家体制作りの遅滞とドイツでの社会認識の次元を低く狭く制約してきた国状論の影響を受けてのことである。そうした中で注目し値するのがザクセン王国での統計協会と統計局の活動であった。ドレスデンの指導者とザクセン全土の統計の理解者の協働の下、国土の現状把握に有益な資料収集と公表に努めた。50年代前半に統計局主導の下、ワインリヒとともにエンゲルの尽力によってセンサスとして人口調査を実現させている。しかし、その勢いを継続させることはできなかった。エンゲルの考えは時代の先を走りすぎ、経済センサスとしての営業調査が営業経営者、ことに農民層の抵抗と反撥に合い挫折している。ザクセンに一瞬輝いた統計近代化の光ではあったが、それもあえなく消滅している。

19世紀50年代以降の社会経済的変動はドイツの他の多くの諸領邦にも現実の諸事象にそくした統計作成の必要性和緊迫性を認めさせる。各国における統計局の創設とその活動が開始する。これらの活動も基本的にはそれぞれの国家における行財政資料からする統計表示の作成に制限されていたが、国状記述というレベルでの統計表作成段階は克服されることになった。

ドイツ社会統計の前近代から近代への展開を実質的に促したものは関税同盟統計拡充委員会であった。関税同盟統計それ自体は実際の場面で実効ある社会統計を産み出すことはできなかった。関税同盟を軸にドイツ圏での統計の統一化を促進しようとした試みは、領邦国家ごとの多様な統計作成システムの壁、その中でプロイセン国家と統計局の保守的姿勢からの牽制、こうした現実的障壁に当って挫折せざるをえなかった。これは人口統計や営業統計にみられた通りである。こうした閉塞状況を打開し、先進ヨーロッパ諸国に伍した統計を作成するためには「脱プロイセン方式」が必要である。それが関税同盟統計拡充委員会の検討によって果されることになる。また、なによりもその必要性を感受し、率先してそれを推進したのがザクセンを追われた後の1860年にプロイセン統計局長に就任したエンゲルその人であった。エンゲルの活動はプロイセン統計局をして、そのあるべき活動に眼を向わしめ、60年代以降局の活動をして、ドイツにおける統計近代化に大きく貢献させることになった。

これまでの統計作成の反省に立ち、国家統一を見越した中から来るべき統一ドイツでの統計のあり方を検討・構想したのが関税同盟統計拡充委員会であった。ドイツ帝国の統計の骨組みはここで仕上げられている。近代化の遅れを一気に取り戻し、先進国に追いつき追いつくべく精力的な審議が1年半に渡りくり広げられている。その密度は圧倒的ですからある。おそらく、これほどの叡智が結集して統計問題を審議した例は歴史的にみても他にはないといえよう。後にドイツ社会統計として世界をリードする統計作成体制と統計理論を形成せしめた原動力もここにある。

社会経済統計の近代化プロセスは営業統計の展開に集約的に表われている。そこに社会統計の最も内在的な発展契機が隠されているとみなしうる。営業統計の近代以前の段階を表わすものがプロイセンや関税同盟での営業表であった。前近代性はその表式の枠組みと資料調達の双方に現出している。異質な営業経営体の機械的連結、同じ物的生産単位を取り上げながらも調査対象に対する恣意的な二

分法と不統一な表示項目、営業税記録という資料的制約である。こうした営業表がもはや現実の経済構造と経済発展に対応できず、統一的な経営統計として再構成されねばならない。このことを説き続けたのがエンゲルであり、またドイツ統計家の統一的意見としてそれを公に提示したのが関税同盟拡充委員会における営業統計に関する審議であった。

ドイツ帝国形成後の1871年12月に人口センサスが実現する。1882年には営業調査がセンサスとして実施される。この間、1875・80年の2度の人口調査の実績が積まれる。他方で、72年営業調査構想の頓挫と75年営業調査の失敗も経験している。10年の準備期間において、満を持して実施されたのが82年の職業=営業調査であった。上述したように、この調査そのものは方法論的にいくつかの難点を抱え、それを後に解決されるべき課題として残している。また、調査側の意気込みにもかかわらず市民階級の参加と反応は決して十分なものとはいえなかった。これらを割引いてもなお、人口局面を越えて社会経済の基底に迫る職業構成と営業実態に関する全数調査が実現したことに、ドイツ社会統計の実質的確立の証しをみることができよう。

注

- 1) とくに工場表の作成にあつては、全プロイセンにおける生産力側面での拡充を把握することが主目的であり、ここから営業経営の組織や内的関係ではなく、その外延的拡張に関心が偏るという結果になる。物的生産分野での作業施設とその下での生産手段（機械・器具・装置）の数量的拡大が問題となり、例えば布工場ではそこにある撚糸・染色・光沢仕上げそれぞれの作業場とその物的手段が分解表示され、独立した営業体とみなされる。工場表からは「それぞれの特殊な工業分野の全部の拡がり（der vollständige Umfang）を看取する」（Die Gewerbetabelle der Preussischen Monarchie für das Jahr 1846, *Handels-Archiv*, Jg. 1848, Heft 5, S. 441.）ことが望まれることになる。工場表が蒸気機関の用途別計上に特別な注意を払うのも同じ理由からである。
- 2) 1822年表作成を前にしたプロイセン西部の州長官へのホフマンの廻状では、1820年営業税法にもとづいて地方官庁によって作成されつつある納税義務のある営業経営者のリストが「調査を容易にし、その信頼性を管理する手段を提供する」とされている。このことがデュッセルドルフの国家中央文書の資料に記されている。H. Hoffmann, *Quellenkritische Untersuchungen*, Stuttgart, 2012, S. 407. 自らが立案に当たった1820年営業税法をその後の営業表作成の基礎資料として有効利用すべきというのがその考えである。
- 3) この61年営業表をもってプロイセン営業表の作成は停止となる。1859年の第14回関税同盟総会で、営業表の以降6年間隔での作成というプロイセンの提案が採択され、従い、67年が次の営業表作成年となった。しかし、時のプロイセン王国商業・営業大臣（イツェンブリッツ）から示された営業表への不信とエンゲルの営業表批判が合わさり、67年営業表の作成は取り止めとなった。こうして、帝国形成後の1875年まで営業統計の空白状態が続くことになる。
- 4) 55年段階でこのような詳細複雑な営業調査を実施可能とみたエンゲルの考えは理解に苦しむ。「知は力」と信じ、調査を通じて社会啓蒙の先頭に立つという自負心の現われであろうか。こうしたエンゲルの高姿勢については、D. Schmidt, „Kenntniss ist Macht“—ERNST ENGEL in Sachsen, *Statistik in Sachsen*, 2006, 1, S. 35ff., *Statistik und Staatlichkeit*, Viesbaden, 2005, S. 104ff., でも言及されている。
- 5) この「営業統計に関する報告」は「ドイツにおける近代的生業統計調査の概念と手法の本来的な出現を示すものであった。その最も基本的な基礎命題は半世紀以上にも渡りドイツにおける生業統計調査の規範的指針を構成した」（F. Hoffmann, *a. a. O.*, S. 164.）と高く評価されている。とはいえ、その骨子はすでに1855年のザクセン王国生産-消費統計調査の際の指令において描かれていたものと同じである。
- 6) 営業調査に家内工業の実態把握を目指した質問項目を取り入れることを積極的に主張してきたのはエンゲルである。関税同盟統計拡充委員会の審議を経てエンゲルの手でまとめられた「営業統計についての報告」では、営業の経営形態を捉える上で、独立施設の工業や本来的な工場工業に対抗して問屋制下の家内工業がいかなる営業といかなる範囲で営まれているかの調査を不可欠としている。Bericht, betreffend die Gewerbestatistik, *Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 1, 1873, S. 343. しかし、後述するように75年調査では簡略化のためにそれを除去せざるをえなかった。エンゲル本人にとっては不本意なことであつたろうと推察される。82年調査ではこの質問項目は復活している。
- 7) 帝国形成以前の3年おきの調査では、現場当局からの問い合わせがあつたとしても、それに回答する義務は個人には課せられていなかった。回答義務を暗黙の形で示すのは72年構想にある調査規定である。さらに、罰金刑が明文化されたのは82年調査を指令した「1882年職業統計調査に関する法律」においてである。
- 8) 当時の職業統計の職種分類がその基礎に経営（=営業）分類を置いていることは、すでにフルストの看取しているところである。G. Fürst, Zur Methode der deutschen Berufsstatistik, *Allgemeines Statistisches Archiv*, Bd. 19, 1929, S. 9ff.
- 9) これをすでにザクセン王国統計局時代に主張したのがエンゲルであり、その「職業調査と経営調査の基本的相違への洞察は生業統計の基礎的概念的問題の解明への第一歩を示した」（F. Hoffmann, *a. a. O.*, S. 153.）と述べられている。

- 10) 続く1895年の職業=営業調査でも経営の大小にかかわらず、一様の調査用紙が利用されている。しかし、1907年調査からは就業者（含、所有者）3/4人でもって営業を大小区分し、小経営には簡易な調査紙、大経営に本来の調査票が利用されている。Berufs- und Betriebszählung vom 12. Juni 1907, *St. d. D. R.*, N. F., Bd. 220/221, 1914, SS. 2-7. やはり、調査での労力節減は避けて通ることのできない問題であった。
- 11) Erfahrungen und Beobachtungen bei Berufs- und Gewerbezahlungen vom 12. Juni 1907, *Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Landesamts*, Jg. 49, 1909, SS. 1-24.
- 12) 国民各層の中には調査に対する不安感が少なからずあったが、帝国段階に入った営業調査においても、調査員に対してそれを「不愉快であつかましい侵入者」として抵抗を示したのは、とくに所有者層と教養市民層であったとされる。A. Hesse, *Gewerbestatistik*, Jena, 1909, S. 16.
- 13) 後に、この点を一貫して批判し続け、統一的職業分類の必要を訴えるのがメーアワルトである。R. Meerwarth, Über Beruf und Berufsschema, *Ztsch. d. Königl. Pr. St. Landamt.*, Jg. 54, 1914, SS. 365-80, *Einleitung in die Wirtschaftsstatistik*, Jena, 1920, S. 63ff. これについては、R. Stockmann, A. Willms-Herget, *Erwerbsstatistik in Deutschland*, Furankfurt/Main und New York, 1985, S. 29ff., をも参照。営業分類から独立した職業分類が営業統計で採用されるのは1925年調査からである。
- 14) 1895年職業=営業調査の指示には、同一営業内に複数の営業分野が包摂されている場合、「各営業分野ごとに別々の営業調査票が記入される形で申告される」（Anordnungen über die Berufs- und Gewerbezahlungen vom 14. Juni 1895, *St. d. D. R.*, N. F., Bd. 102, 1897, S. 9.）とある。1907年職業=経営調査でも同様である。
- 15) W. Conradt, Die Zähleinheit der gewerblichen Betriebsstatistik, *All. St. Ar.*, Bd. 12, 1920, S. 30, R. Meerwarth, *Einleitung in die Wirtschaftsstatistik*, SS. 6-52, R. Passow, Betrachtungen über den Aufbau unserer gewerblichen Betriebsstatistik, *Zeitschrift für Sozialwissenschaft*, N. F., Jg. 2, 1911, SS. 219-25, SS. 323-38. このような分解方式が限界に来ていることは調査当局側からも指摘されている。Erfahrungen und Beobachtungen, *a. a. O.*, S. 22. ドイツ営業統計で、こうした技術的単位ではなく、場所的にまとまった営業経営そのものを調査対象に取り上げることになるのは1925年調査からである。

研究所報(最近刊行分)

号数	タイトル	刊行年月日
23	民間統計	1997.01.31
24	統計環境実態調査	1998.01.31
25	マイクロ統計データの現状と展望	1999.01.31
26	The2000-01 World Population Census and the Related Issues	2000.01.31
27	統計と人権および開発－IAOS 2000 をめぐって	2001.03.15
28	第4回日本・中国経済統計学国際会議	2002.03.15
29	職安求職者にみる失業の実態	2002.12.20
30	国連ミレニアム開発目標と統計	2003.10.20
31	Workshops on "the Population Censuses" and "the Use of Census Micro Data"	2003.12.20
32	マイクロデータとその利用	2004.04.20
33	International Symposia on Population Census and Micro Data Archives	2005.01.10
34	政府統計の二次的利用	2005.04.20
35	ジェンダー(男女共同参画)統計	2007.02.20
36	人口センサスの現状と新展開	2007.04.01
37	統計における官学連携	2007.04.20
38	ジェンダー(男女共同参画)統計 II	2009.02.10
39	社会生活基本調査とその利用	2010.01.15
40	地方統計の現状と課題	2010.09.15
41	Exploring Potential of Individual Statistical Records	2011.11.05
42	観光統計	2013.02.05
43	国民経済計算関連統計の新たなる展開	2014.01.30
44	タウンページデータによる事業所立地分析	2014.02.15
45	フィンランドのビジネス・レジスター	2015.03.20

研究所報 No. 46

2015年7月20日

発行所 法政大学 日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原 4342

Tel 042-783-2325,6

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 森 博美

BULLETIN
OF
JAPAN STATISTICS RESEARCH INSTITUTE

No.46

July 2015

History of the German Business Statistics in the 19th Century
Masakatsu Nagaya

CONTENTS

Preface

Introduction

Part I. Premodern Business Statistics - Business Table as Business Statistics

1. The Prussian Business Table in the First Half of the 19th Century
2. The Customs Union Business Table in 1846
3. The Customs Union Business Table in 1861

Part II. Reform of Business Statistics

4. The Saxon Business Survey in 1855
5. Planning the Prussian Business Survey in 1875
6. The Commission for the Reform of the Customs Union Statistics and the Business Statistics

Part III. Updating Business Statistics as Economic Census

7. Planning the German Empire Business Survey in 1872
8. Carrying out the German Empire Business Survey in 1875
9. Achieving the German Empire Occupations and Business Survey in 1882

Conclusion Development of the German Business Statistics in the 19th Century

Edited by
JAPAN STATISTICS RESEARCH INSTITUTE
HOSEI UNIVERSITY
TOKYO, JAPAN